かうづけ上州　十四郡
内藤きまれ守
回二万五千石　いハ村さ　三十分
くんどうじん下
堀　森の進
一万五十三石ヨすをろ　五十八り
赤坂七井
松平やまと守
少将　ためつけ
十七万石　まやまし　二十六り
大河内右京亮
八万二千石　たらさき　廿六り半
すきやむし内
秋元たじ沼の守
六万石　さてぶやし　十八り
浅草弥てう丁
土岐わかさ守
三万五千石　ぬまさ　三十七り
江戸見坂
板倉くづへの頭
三万石　あんなう　廿九り九丁
一ツ木し外
松平せつの守
三げぐらい
金紋挟箱

志もつけ野州
九郡

群馬縣史

第一巻

仁安三年六月廿日

仁安三年六月廿日

新田義貞木像

新田郡太田 新田神社所藏

群馬縣は、關東の西北部に位し、古の所謂上毛野國なり。夙に東國文化發祥の地となり、兼ねて日本文明の一中心地たりき。中古以降、其の中心は動きて、相武の地に移れりと雖も、而も先人努力の印跡に至りては、文獻に遺蹟に遺物に、歷々として之を徵證することを得べし。然れども、古今の推移を敍し、人文發展の由來を詳にする史乘に至りては、未だ曾てこれ有らざりき。曩に楫取縣令吏僚に命じて、群馬縣史を起稿せしめたることありしと雖も、是れ唯、明治初年に於ける本縣關係の法令及び文書を輯錄したるに過ぎず。識者洵に以て遺憾となす。

輓近世運の進歩は、地方史研究の急務を促して歇まず。蓋し其の因由する所を明かにし、依りて以て地方文教及び行政を振作更張し、施いて國家の進運に寄與せんとするに外ならざるなり。是に於てか、本縣は、大正七年度より五年を期して、縣史編纂を企劃したり。而して其の將に脫稿に到らんとするに當り、會〻大正十二年九月一日、不慮の震災に遭ひ、稿本悉く烏有に歸せり、編者の苦衷察するに餘ありといふ可し。因て本縣は、大正十三年度より本教育會に指定し、補助金を交附して、本事業を繼續遂行せしめ

たり。爾來三星霜、稿本漸く成る。然れども、上梓に期あり、糜資に限あり。爲に、或は本縣所定の編章を省略し、或は研鑽を悉さゞるものあり、將又繁簡布置の宜しきを失したるものなきにあらず。是は、他日を俟ちて、之を修補し、完璧を期せんとす。冀くは讀者、本史により、古今の趨勢を領得し、文化の過程を察知し、所謂溫故知新の一助ともなし、以て愛鄉の赤心を涵養し、自治民育に貢獻する所あらば、則ち本史公刊の目的を達成するに庶幾からん。

今剞劂に附するに際し、本史編纂の主旨並に其の經過の梗概を敍し、併せて、多年董督の任に當られたる縣當局、本教育會幹部、及び一意編述に從ひたる編纂係、更に又、本事業に深甚なる好意を寄せられたる大方の各位に對し、茲に之を附記して、以て感謝の意を表す。

昭和二年七月

群馬縣教育會

緒言　其一

一、郷土の歴史は國史の一部なり。之を圍碁に例へんか、我日本の盛衰興亡の蹟を探るは、盤面全體に於ける烏鷺對戰の終局に相當し、郷土の沿革動靜を迪るは、一局部輸贏を爭ふに酷似す。故に郷土史悉く備はれば、國史は完成し、局部戰悉く終れば、爛柯終結を告ぐ。物異なりと雖も、其理は等し。此の如くんば郷土史は、實に國史成美の上に缺く可らざるものなり。而も縣史は一種の郷土史なれば、忠實に此任務を果す可き勿論、亦別に地方人士の愛郷心涵養に有效なる樣編纂せざる可からず。然るに編纂の日程僅少なるが上に、這般蒐集の史料頗る貧弱、或は恐る本書此重大なる目的の萬分の一だも達成する能はざるを。抑も一縣の修史は、一人終身の事業なり。終生を斯業に捧ぐるを允されなば、剪劣余の如き者と雖も、郷土有識家の後援を得、此方針を大過なくして成就せんこと、敢て難きに非ず。今日諸般の情勢許し難きものありて、工程を急ぐの結果、誤謬訂正す可きものの多々ならんと信ず。幸に讀者の叱正を賜はり、他日之が改訂を加ふるに至らば、予が望足れりと云ふ可きなり。

二、本書引用の古文書、全文を掲げざるもの多し。縣廳所藏模寫本曩に燒失し、其後蒐

集不可能と爲りたるを以て、今若し之を流布本又は各郡村誌より轉載せんか、難解の文字多きに過ぎ、一々原書に對校せんは容易の業に非ざるを以てなり。冀くは讀者之を寛容せられよ。

三、有史以前の遺物遺蹟の研究は、考古學者の任務にして、其結論の發表さるゝ時に至りて、始めて史家の手に移さるゝものなり。本縣は斯學の研究頗る旺盛なりと雖も、未だ結論に到達せざるが故に、此問題に就いては詳述するを得ず。隨つて第一期に記したる豐城命以下の墳墓に就いても、記事充分ならざるを遺憾とす。是等は他日補訂す可きなり。

四、歴代の國司に關しては、各根本史料に就いて檢索せりと雖、尚不明なるは大日本史に據りて之を記し、又新に二三發見せしものあり。大日本史の國司表と對比せば、增補の點自づから明瞭たらん。

五、南朝方の史料には、往々僞物あるを以て、之を執らずと雖も、一々其由を辯せず。是れ既に公論たればなり。但し時に參考として揭げたるものには、其疑はしき由を附記せるもあり。又縣下各地に散在せる其遺蹟の多くが、有力なる證左なきを以て、採錄する能はざりしは、是亦遺憾の極みなり。

六、第六期德川時代には、小藩分立し、又麾下の領土多く犬牙交錯して、其蹟を究むること難きものあり。其何國を問はず、小藩分立の地は、周く史實を得る能はざるものなれば、本縣亦其陷缺を免がる可からざるものと諒せられたし。麾下の士に就いて、若し本書に漏れたるものを發見せられたるの士は、指示を惜まざらんことを冀ふ。

七、麾下の士を記すに、多く寛政重修諸家譜に據れり。而も本書寛政十年頃を最終とするを以て、其後の事は國字分名集に據れり。旗下武鑑中其尤なる者を豐榮武鑑とすれど、編纂期中終に得る能はざりしを以て、參考するを得ざりき。

八、縣史編纂事業の次第は第四卷七七二頁に述べたるを以て、其重複に渉るものは之を避け、今玆に其過程を略敍す可し。大正七年七月九日、編纂事務を開始し、飛澤勇造氏著任して、專ら史料の蒐集に努めしが、大正九年五月末、他に轉職せり。次いで七月二十九日、戶田桑治郎氏著任し、既集の史料を整理し、新に諸方面の史料採訪に從事したり。十年十一月十五日、余主として之が執筆を囑せられてより、戶田氏と事務を分割し、余は政治編、戶田氏は教化編の中、史蹟名勝を擔當する事に定め、双方の連絡を取らんが爲め、月一回の會合を約せり。又明治大正史料に關しては、縣廳內の史料を取るに非ざれば、他に途無きを以て、十一年七月七日、縣より夫々廳內調査委員を命じ、約半歳に亙りて漸

く結了せり。即ち農業・林業・畜産・河川・道路・交通・保安・醫務・兵事・社寺・學事・會計・統計・縣會・商工・蠶絲・工場・社會事業・赤十字・愛國婦人會・任命等なりき。十二年八月に至りて、余が分擔せし部分は、德川時代まで凡三千頁（印刷すれば）を脫稿したり。是より先き戸田氏分擔の分も、次第に余が手許に送られき。當時余が書齋は橫濱に設けられて、相當堅固なる塗籠作りなりしも、九月一日の大震火災に由りて、建物全壞燒失し、草稿全部外に史料數百卷を燒失したり。寔に茫然自失の外は無かりき。斯くて本事業は一先づ停止するの已む無きに至り、其年十一月末日を以て、兩名は解囑となれり。其後縣下有識者の間に、本事業再興の必要を唱ふる者あり。當局亦觀る所ありて、之を縣教育會の事業に移し、每年縣費の指定補助を以て、本事業を繼續することとなれり。是に於て十三年四月一日、余復之が編纂事務を囑託せられ、三箇年を經たる後、德川時代まで三卷約二千五百頁を脫稿せり。是より先き大正十四年五月一日、八木昌平氏囑託と爲りて、縣廳內の明治大正史料を蒐集し、縣史第四卷千八十八頁を脫稿せられたり。是に於て縣史の原稿は完成せしを以て、本年四月出版計畫を立てゝ、印刷に著手し、凡一箇月一卷の割合にて竣成を急ぎ、最後に第一卷發刊を以て全部を了し、偏に同情を賜はりし諸賢の前に見參せんも、將に近きにあらんとす。本書成立の由來斯く陳じ來りて眞に感慨無量なるを覺ゆ。

九、本書編纂に就いて最も多く參考せし書は、故栗田博士の姓氏録考證、富田永世の上野名跡志、故吉田博士の地名辭書、豐國義孝氏の上毛及上毛人、故高橋周禎の上毛偉人傳、岡部福藏氏の上野人物志等なり。史料の提供を辱うせし縣内外の各官衙・學校、實地踏査に際し、東道の勞を執り給はりし諸君、其他或は書を寄せ、或は遠く余が書齋を叩きて、史料を呈出せられたるの士、又内にしては繁忙なる會務の中に、種々の難局に當られたる役員各位等に向つて、茲に深甚の敬意を表す。

一〇、終に臨み當初に於ける計劃を一言し置かん。最初は縣史全體を政治・教化二編に分ち、政治編は大體今次發行のものに相當す可く、教化編は史蹟・名勝・社寺・産業・風俗・災異・興行等を含み、別に挿圖に於て二百點を入るゝの豫定にてありき。而るに此二種の資料蒐集は、急速に進捗するを得ざるを以て、再興縣史には該二種を省き、他日の機會を俟つことゝせり。

昭和二年七月　　　　堀田璋左右識

緒言　其二

一、第七期近代卽ち明治大正史編纂について引用し又は參考したる原據は、大概各章下に記載したり。而してこの記載以外各章における主なる書目は次の如し。

群馬縣史稿。群馬縣布達令書。群馬縣統計書。秋田縣史。埼玉縣誌。

一、各章の終期は、大正十三年を最後としたれども、中には大正十四年乃至十五年に及びたるものあり、或は大正十三年に達せざるもあり。之れ一は編纂時の關係と、一は確實なる調査資料なかりしに因る。切に諒恕を乞ふ。

一、本史編纂に當り、廳內各課より最近調査にかゝる有益なる史料を提供せられたるは、編纂の進捗を助けたること尠少にあらず。記して感謝の意を表す。

八木昌平識

群馬縣史第一卷

目次

第三期　鎌倉時代

第四章　幕府と上野……三三〇

群馬縣史第一卷目次終

群馬縣史第一卷

序說

上毛は東國經營の策源地

本縣は上古の毛野國の一部たりしが、仁德天皇の朝に、毛野國を上下二國に分ちてより、上野國は起りたるなり。而して其名の由つて來る所、五穀豐饒の義なりと云ふの說もあれど、其是非は兎に角、此國土の周境多く山岳を以て障堡とし、內に巨流大河の橫流せる點より見て、農業廣く拓け、人民繁殖せしは、蓋し故ある可しと攷ふるなり。されば上毛は東(あづま)の國(くに)の要鎭たり。故に崇神天皇の朝に、豐城入彥命をして、當國を根據とし、東國經營に當らしめたるなり。爾後元帥の武を以て臨むに際しては、常に此に鎭し、其策源地とせり。當時我民族發展の障礙を爲すものは蝦夷なり。東國經營の主眼とする所蝦夷征服に外ならず。奈良・平安兩朝に及ぶまで東夷を征討する每に、我上毛人の殆んど參加せざる無き狀態に見て考ふれば、上毛國民が史上如何に重要なる地位を占むるやをトするに

足らん。遮莫、我上毛民族は勇敢にして、尚武の氣風洽漲し、平素利根川及び其支流沿岸に墾拓播植の業を營むの傍、武を練り鋭を磨き、一旦緩急あらば、鍬鋤を捨てゝ師に從ふの俗は、後世に及ぶも更に渝る所あらざりしが如し。

二等國より一等國に進む

斯く云はゞ、上毛人は只武弁一遍の種族のみなるが如く思はれんも、上毛國が東國經營の中心地たるより推して、又東國文化中心も當國內にありしことを察すべく、從つて工藝・農牧等に卓越したる諸族の住せし蹟を窺ふに難からず。されば國產饒多にして、富力次第に旺盛を來し、嵯峨天皇の弘仁二年には、上國より大國に進み、淳和天皇天長三年には、當國を以て親王の任國と爲し、特に長官を太守と稱せられたり。第一等國に列し、且つ親王を長官に奉戴するに至りし光榮、何ものか之に如くあらん。其後朱雀天皇天慶年中、東國亂れて平將門の叛するや、當國の國府を攻掠し、玆に王位に卽けり。抑も將門が根據とする地は、下總に在り。而も遠く出でて上毛に新皇と稱する、蓋し威を東國に示す上毛に如くもの無けんと考慮の結果と見るも、亦理由なしと云ふ可からず。上毛が關東に重きを爲せる知る可きなり。

頼朝の家人に上毛人多し

王政亡びて武門政治興るや、上毛敢勇の族立つて、頼朝の旗下に參せり。頼朝

が家人として、毎に戰陣に功を樹て、武威を示するの儀に臨んで、之に參列したる、恐らく他國の住人、其數當國に及ぶもの極めて寡少なりしならんか。言を換へて云はゞ、上毛武士をして悉く賴朝が旗下を脫せしめば、恐くは其鴻業も半成にして崩壞せしならんと思はるゝが如し。此に於て徐に實力を培養したる武門より、史上特筆するに足る可き人物の出現を見るは自然の勢なり。實に新田氏の勃興は此理を說明して餘蘊なしと云ふ可きなり。

上毛が生み出しし偉人

義貞は鎌倉滅亡期に現はれた偉人なり。而して南北兩朝期に於て宮方の總帥と爲り、王事に盡瘁したる事蹟は、眞に儒夫を起たしむるに足り、其子弟一門悉く其範に則りて終始し、毫も武家方の暴威に屈服せざりしは、我帝國史の上に顯著の事實となす。斯る誠忠無比の一黨を出したる我上毛は單に光榮を擔ふと云へるに止まらず、其鄉土に根强き感化を與へ、將來の活動の起因を爲せり。而して鎌倉管領の威力關東を壓する時に至りても、猶其氣慨の往々一部に發露せるを見て、吾人隱に快心の笑を漏さずんばあらざるなり。戰國時代の狀況は說かずもがな、德川時代亦數多の諸侯・麾下等に分割されて、鄉土的特色を顯はすの暇なかりき。

上州長脇差と官武

而も上毛一般に「上州長脇差」の語を以て知られたる任俠の風行は

志士高山は義貞が勤王思想の延長

るを見れば、一面傳統的に武弁精神が民衆化したるに非ずやと惟はざるを得ず。此間最も注意す可きは、南朝勤王家、就中楠氏・新田氏崇拜の思想なり。新田氏は德川氏の祖なり。德川氏疾く新田氏を尊敬し其地に對しても特に優遇を與へたるは事實なり。而も其新田の地が志士高山正之を生み出し、正之をして鋭意勤王思想を皷吹せしめ、終に幕府を倒すの原動力を培養するに至らしめたる事は、如何にも奇異の感なくんばあらず。されど正之の祖が義貞部下十六騎の一より出でたりと云ふを知るに至りては、何等奇異あるに非ず、唯義貞が勤王思想の延長と斷ずる、亦一種の考察法ならんと信ず。實に正之は德川期に上毛が生み出し偉人として、吾人は大に矜りと爲す所なり。幕末勤王家輩出に際しても、我鄕亦數多の人物を出し、館林の陵墓修築、新田氏の蹶起の如き、皆以て直接間接に、先人偉業崇拜の結果と云ふ可きなり。

明治の新制確立し、縣政從つて秩序を得、產業の發達時と與に進み、教育文化邊土に及び、山河自然の利用周ねからんとす。而して我縣は東山・奥羽交通の要衝を占め、諸般の施設至らざる無く、人民其土に安んずるを得るに至りては、只管皇恩の厚きに感泣すと與に、亦祖先の德澤を偲ぶに躊躇す可からざるなり。いで

や是より先人が駐めたる鴻業の蹟を辿りて其大畧を觀察せんとす。

毛野國と云へる名義に就きては、諸說あり。古事記傳には「名義未思得ず。毛は草木を云ふか。木を氣と云へることもあり。」顯昭古今注に、阪東は足柄の關より東いと山なども侍らず、みなはるかなる野なりと云へり。」と見えたり。諸國名義考に「毛とは草木五穀などを云へるなる可し、其初は木を云へる名なり。萬葉集にも木を毛とよめる事しば〳〵あり。令義解に謂土地之所生爲毛也とあり。外國にも左傳に食土之毛。註毛草也とあり。字典に桑麻五穀之屬皆曰毛とあり。云々」とあり。上野名跡考には「毛野は美介の國にて、ミケは御食なる可し。此國は地形廣平にして、田畠開け、嘉穀豐饒して、御食物多き野邊なる故、上つけ野と云なるべし」と云ひ、上野名跡志も亦之に贊せるが如し。又下野國誌には、「內藏寮式に氈十枚、下野國所進とありて、當國は古へ好毛席を織りて奉りし國なり。是に依て毛なむねとし、好毛の出る野といふ義にて、毛野國とは名づけしものなるべし。（氈は和名抄に加毛、毛席、席毛毯席也とありて、上代には專ら獸の皮を席とし又毛をも織て席となして用ひたり。）其例は古語拾遺に好麻所生故謂之總國。穀木所生謂之結城郡。古語麻謂之總也とあり。（出羽も好羽の出し故の名、また木の國も是に等）し。」萬葉集に載せたる之母都家野、美可母乃夜麻とあるも、氈山の義にて、氈を織

出したるに依て負せし名なるべし」とあり。說の當否は兎に角何れも我國語もて解釋せんと努めたる皆同じきなり。而るに考古學者の中には「毛の國の國名毛といふも、蝦夷（かい）といふも、同一語源で、共にカイの音より轉訛したるものである。さうしてアイヌ自らの種族名で、今日アイヌといふも共に同一語源の系統に屬する言葉である。既に國名さへも蝦夷卽ちアイヌの國といふことになつてゐる位で、上毛地方の有史以前に、石器時代のアイヌ種族が蕃居してゐたことは決して紛れざる事柄である。」と說く人（吉田文俊氏の說）もある。

國造本紀に據れば、仁德の朝に此毛野を上下に分ちて、上毛野（かみつけぬ）・下毛野（しもつけぬ）となしたり。安閑紀・齊明記などには上毛野國と書き、萬葉集には可美都氣努（かみつけぬ）、又は可美都氣野（かみつけぬ）と詠めり。然るに和銅六年五月詔して、畿內七道諸國郡鄉の名、好字を著け、二字と爲さしめたるより、上毛野の毛字を畧し、上野と書し、而も其稱呼は依然として加三豆（かみつ）介乃（けの）と云ひ、後世野（の）の稱を省きて、カミツケとのみ云ひ、音便にてミをウに云ひ、ツを濁りてカウヅケ國と呼びたり。

大化改新後、國司廳の所在を國府と云へり。國府はコクフ又はコフと訓み、土人コクボと訛る。和名抄に上野の國府は群馬（くるま）郡の中間にありと記す。今同郡國府村の稱存し、遺跡を傳ふ。

先住民族

第一期　上代

第一章　上古の上毛

上毛の古代に就いては、更に攷ふるの書無し。然れども考古學者の云ふ所、傳說研究家の唱ふる所等に據りて推考すれば、邈莫たる中にも、其眞を捉へたりと思はるゝ所あるは、決して否む可きに非ず。先住民族隆盛の際に於ては、上毛全土に渉り、彼等は形勝の地を占有し、山林鬱蒼として、鳥獸魚介は云はずもがな、野に山に食料品の潤澤なりしは、蓋し想像に難からざるなり。此天然の樂土に彼等が幾百年の歳月を送りしやは、今日之を知るを得ざれども、何等競爭異民族を有すること無く、石製武器を使用して、鳥獸を狩獵し、土器を以て水を沸し、眠けば眠り、倦むれば山に入るの狀態は、可成り永き歳月に及びしものならん。此民族の文化の程度に就いては、學者の間に相當研究發表されたるものあれど、そは本書の主とする所に非ざれば、茲に記載することを避け、其民族の如何なる者なりしかを一言するを最も適當なりと信ず。乃ち此先住民族は、今日のアイヌ族の

出雲系種族

祖先にして、アイヌは今日嘗て其祖先が石器を使用せしことありしとの傳說を忘却せしほど、それ程古き時代に屬せしものなるは、現今多くの學者が唱導する所なり。

斯の如く石器時代民族の永く住居せる際、考古學者の所謂彌生式土器を使用せし異種族の進入せるあり。上毛各郡に弘く行渡つて、其遺物を發見するを得るより見れば、其後相當長年月混住し居たりしものと考へらる。此種族の如何なる者なりしやは明瞭に知る能はざれど、史に七掬脛(一)八掬脛(二)など記されたる者に當るにはあらざるか。此種族は出雲系にして、嘗て大國主命の統治したる越國に播殖し、健御名方命の鎭撫したる信濃に蔓延し、次第に我毛野國に進入したるものならんと推考するの理由あり。此種族が上說アイヌ系族と衝突せし事ありしか、又は平和に混住せしかは確證を得るに難しと雖も、大國主命が廣矛を持ちて、荒振神を退治せしことあり、又命が越國にて沼河媛を妃とせられたるより考ふれば、強柔交〻之に臨み、或は武力を用ひ、或は平和的手段を以て之を服したりと思はるゝは、大に合理的斷定と信ずるなり。此傳說を實事的に推考すれば、上毛の野は最初アイヌ系民族の占有せる處なるを、後に出雲系族の進入に過

ひて、敗者は、之と同化し、又は次第に東北方面に退去したるには非ざるか。又左程の明確時期を示さゞるにもせよ、此地方の山野に一部々々割居して、衝突を避けんと努めたる程度に進みしものと思はるゝなり。

出雲系種族と天孫種族

出雲系種族の上毛の野に蕃榮したる歳月に就いて、今日は之を想像することだも甚難しとする所なり。されど此種族と天孫種との交渉は、既に史に見えたる所にして、遺物遺蹟の研究の結果は、今日多數學者の既に證認する所となれり。言を換へて云はゞ、我天孫種はアイヌの祖先たる先住民族とは、何等接觸を認むる所無きも、彌生式土器使用種族とは、嘗て接觸せしことありしが如し。要するに天孫種が我上毛の野を經綸したる事跡は、此彌生式土器使用種族即ち出雲種の綏服と解して差閊無しと信ずるなり。

天孫種の上毛經營

天孫種の我上毛に入りし經路に就いては、果して海よりせしか、陸よりせしか、斷言するに聊か躊躇せざるを得ず。久米博士は、天穗日命の子孫が、武藏國造・上總國造・東隅國造となりしを考ふれば、海岸より武藏に入りたりとしては、出雲より遠廻りと爲るを以て、是れ必ず北海を航して越後に入り、信濃を經て此方に入り、而して上總までも進出したるならん。從つて上毛も此時より開けたるなら

んと云はれたり。一ノ宮即ち拔鉾神社の緣起に據れば、健御名方命の諏訪に據りて、天神の命に抗するや、經津主・武甕槌の二神、本營を一ノ宮（北甘樂郡）に定め、荒船山・碓氷嶺より其地を攻め、終に之を歸順せしめ、諏訪一國を與へて、國神たらしめ、荒船・碓氷の二嶺を毛・信の國境と定め、其鉾を拔きて之を劃し給ひしより、拔鉾明神と稱するよしなり。一ノ宮の祭神は經津主命なり。一ノ宮とは素より後世の稱なれども、其國の經營に當り最も功勞ある神社を指すものなるは、是れ明に天孫種の最古功神なるを顯著と認むるものに非ずして奚ぞ。凡そ文化の進まざる古代に在りて、交通の第一は水の利用に在り。第二は山嶺の脈路を辿るにあり。水の利用は云ふまでも無く、利根川の水運なり。利根の河口に近く武甕槌・經津主の二神を祀れる官幣大社鹿嶋・香取の二神宮あり。是れ二神が利根を航して、上毛に入りし遺勳を、後世追慕記念したるものなり。遮莫一ノ宮も亦天孫種が經津主神の效績を表識せんとて齋祀したるものなること明なり。是等を考へ推さば、天孫族の一は信越よりし、一は利根川を遡行し、以て上毛の地を制定せしものと斷ずるを得べし。是より我上毛の土が如何に開拓せられしや、章を逐うて說く所に從ひ、自から眼前に展開する所あらんと信ず。

（註一）七掬脛の事は、景行紀に見えて、久米直の祖とあり。又天皇吉備武彦に命じて、大伴武日と與に、日本武尊に從はしめ、亦七掬脛を以て、膳夫と爲すとありて、兵站部を勤めし重職の人の如し。是れ恐らく出雲系の人なるが、天神に系を附して、天久米命の裔と爲りしものか。姓氏錄などに此類の姓頗る多かる可し。

（註二）八掬脛が事は、釋紀に越後風土記を引きて曰く、美麻紀天皇　御世に、越國に八掬脛と名くる人あり。其脛の長八掬、強力なり。是れ出雲の後なり。其屬類多しと。七掬も八掬、もすべて脛の長かりしより起りし名にて、世々其稱を同うせしものならん。姓氏錄に竹田連は神魂命十三世の孫八束脛命の後とあり。又孝德紀に遣唐大使大山下高田首根麻呂と云へる人見え、其下に更の名は八掬脛と註せり。高田首は高麗國人多高子使臣の後なれど、八掬脛なる名を負へる點より考ふれば、或は高麗人の裔に擬託せしものならんか。要するに八掬脛は出雲系の族譜にて、越後より我上毛に入りしは此族なるべし。利根郡古馬牧村大字後閑に八掬脛祠あり。祠の後山に橫穴ありて、其中に遺骨を藏む。明治年中、祠殿火を失せし後は、其橫穴を壁籠めたり。同地國學者增田垂穗の隨筆中に一々此骨を寫生せり。頗る長大なるものの如し。此祠の事に就いて、名跡志・地名辭書等に記する所あり。日本地理志料には、土人の傳說を揭げて、安倍貞任の餘類の此に居る者を記

ると。案ずるに釋紀に越後風土記を引きて云々。是れ土蜘蛛の後なり。屬類甚多しと。意ふに本郡越後に密近す。蓋し以あらんと。又多野郡多胡村大字神保八束山に東權現祠ありて、羊大夫の臣八束小脛が墟なりと云ふ。東權現と云へば、祭神は日本武尊なり。然らば前述の七掬脛を誤り傳へたるものかとも思はるれど、八束脛の傳說は古くして、日本武尊の奉齋は後の事ならんか。吾妻郡坂上村大字大戶に仙人窟と云へるものあり。名跡志に土蜘蛛又は國栖の居りし處と爲すは、是れ皆想像に過ぎず。唯天孫種以外の族が、永く一地方に割據して、久しく其俗を更めず、兩種相融和することなかりしより起りし傳說とせば、是等の研究に有益の資料たらん。

第二章　豐城入彥命

東國を統轄されたる最初の首領は豐城入彥命なり。命は崇神天皇の妃遠津年魚眼々妙媛の生み給ひし所にして、媛は紀伊國造たる荒河戸畔が女なり。書紀に命が東國を鎮するに至りし次第を述べて曰く、

四十八年春正月己卯朔戊子、天皇勅豐城命・活目尊曰、汝等二子慈愛共齊。不知曷爲嗣。各宜夢。朕以夢占之。二皇子於是被命、淨沐而祈寐。各得夢也。會明兄豐城命以夢辭奏于天皇曰、自登御諸山向東而八廻弄槍、八廻擊刀。弟活目尊以夢辭奏言、自登御諸山之嶺、繩絙四方逐食粟雀。則天皇相夢、謂二子曰、兄則一片向東、當治東國。弟是悉臨四方、宜繼朕位。四月戊申朔丙寅、立活目尊爲皇太子、以豐城命令治東。是上毛野君・下毛野君之始祖也。

かくて命は東國に赴任せられて鎮所を我上毛野國に置かれたる事は、後代に上野國が東國經營の策源地と爲れるを觀て、以て察す可し。名跡考に命を上野國造の始と爲す。未だ分國の成らざる時なれど、やがて上毛野君の此國に國造

と爲れるに依り、遡つて爾か云ひしなり。

豐城入彦命の鎭所

命の鎭所に就ては、未だ定かならず。國君王記に曰く、「傳云、豐城命最初御著の地を本郷と云。それより東常陸・陸奥等の海邊の蝦夷の住居の地を巡見し給ひ、北大沼の邊通行の節、利根川にて矢に絲を付射渡し、繩繰に材木を引渡し旅行ありし所を、渡矢の萬年橋と云。其節取高村に熊野權現を勸請あり。本郷へ歸り給ひて後、四神繁榮の居所を吾定め置ばやと、國魂大皇神居所は四方十里に山なく、西に大道、東に大河あり。北は嵳々たる大山あり。南は百里の平田にして、豐城のすめる城とて、王宮の地と定め給ふ。今其地を王屋敷といひ、墓所を三王といふは、皆府中にして、往古の國分郡なりといひ傳へ、今國分寺と云古寺存す。」甚荒唐の説なれど、國府附近を推定したるは、後世も同説少なからず。

豐城入彦命の墳墓

次に其墳墓に就いては古來種々の説あり。(一)群馬郡總社町大字植野の南方なる双子山。(二)勢多郡荒砥村大字西大室字二兒山の南なる二子山。上毛及上毛人。(三)勢多郡宮城村大字三夜澤赤城神社の後丘の櫃石。上毛及上毛人。(四)利根郡久呂保村大字森下の常塚など夫れに擬する者あれど、確證を得がたし。當國には御墓無く、野州に在るなどの説もあり。

命を祀れる社

又命を祀る所に今赤城神社あり。國君王記に曰く、「按に赤城神

豐城入彥命の後裔

記に父王を赤城神社に祭り、前殿も建立成りて、其前殿に王子三日三夜留り給ふ故、三夜澤の神社と號すと云ふ說有り。然れば景行天皇五十六年八九月の頃、御諸別父王の彥狹島王、又祖父王八綱田王、又曾祖父の豐城入彥命の三王を王宮に祭り給ふをもて考れば、右三王を赤城の神社にも合せ祭り給ふか。」勢多郡荒砥村なる產泰神社も其靈を鎭めまつりし所と唱ふ。其說に產泰神社は、木花開耶媛を祀ると雖も、古は三體と云ひ、豐城入彥命以下三代の靈を祀れるならんと。(上毛及上毛人。)此說曲解の誘あらん。又下野國二荒神社の祭神は實に此命なりとの說もあれど、今こゝには取らず。

豐城命の後裔に就いて述べん。但し其子八綱田、彥狹島王、御諸別王等より出でたることゝ明瞭なる諸氏は各其條下に讓りて、茲には只單に豐城命の後裔とのみ知られたるを擧ぐ可し。(一)佐味朝臣は姓氏錄に「上毛野朝臣同祖豐城入彥命之後也。日本紀合。」と見え、和名抄に上野國綠野郡佐味郷(下文同郡鄕の條を參照せよ。)あれば其地を本貫とす可し。(姓氏錄考證。)弘文天皇の朝に佐味君少麻呂と云ふ者著はれたり。少麻呂は大海人皇子の軍に屬して戰功あり。天武帝十三年冬十月姓朝臣を賜へり。(二)下養公は姓氏錄に上毛野朝臣と同祖豐城入彥命の後とあれど、此

姓は史に見えず。地名未だ索め得ず。(三)村擧首は姓氏錄に豐城入彥命の後と見えたり。氏人は史に現れず。地名も未だ考へ得ず。(四)佐代公は姓氏錄に「上毛野朝臣同祖豐城入彥命後也。敏達天皇行幸吉野川瀨之時、依有勇事賜佐代公。」とあり。和泉に貫す。(五)茨木造は姓氏錄に豐城入彥命の後にして、和泉に貫する由見えたり。和泉及び河内に貫すれども、本貫は詳ならず。姓氏錄考證に、常陸國茨城郡を之に當てゝ曰く「豐城入彥命の裔の常陸に來りし事、ものに見えざれど、神名式に常陸國新治郡佐志能神社ありて、其神社は今佐白山と云に鎭座なり。此佐志能神は佐自努君の祖神豐城入彥命を祭れる由、古人の考もあり。其が上に神社のある山は、古へ茨城郡と新治郡との界にあれば、佐自努君氏の由緣にして、其界近き茨木郡にも住て茨木造とは負たりしなるべし。」

(六)車持公は姓氏錄に「上毛野朝臣同祖、豐城入彥命八世孫射狹君之後也。雄略天皇御世、供進乘輿。仍賜姓車持君。」とあり。車持は天皇の乘輿に奉仕するの職なり。古へより車を作り、又之を掌る職はありしなり。履仲天皇の時、車持君罪ありて、筑紫車持部を收められ、其族衰へたりしが、雄略の御代に特に美麗の車を獻せしに依り、再び姓を賜ひしものと思はる。左京に貫す。當國群馬西郡車

鄕村善地に車持明神・車持若子明神あるは其本貫ならん。今前橋市天川の二子山古墳は射狹君が墓なりと主張する者あり。又上川淵村大字上朝倉の北端なる王屋敷は其居館なりと主張する者あれど、其證あるにあらず。（上毛及上毛人。）上總國長柄郡に車持、越中國新川郡にも車持鄕あり。皆其部曲の散住せし所なる可し。天武天皇十三年十一月、姓を賜ひて朝臣と曰へり。萬葉集六に車持朝臣千年あり。此族諸書に散見す。

池田朝臣

（七）池田朝臣は姓氏錄に「上毛野朝臣同祖豐城入彦命十世孫佐太公之後也。日本紀合。」とあり。左京に貫す。本貫は那波郡池田鄕か。今の佐波郡豐受村に當る可し。邑樂郡にも池田鄕あれば、猶考ふべし。佐太君は八世孫久比、其男宗麻呂、其子佐太公ならん。綠野郡落合村より白石村に連りて、績田の地字存すと云ふ。（各郡古墳表。）天武紀に「十三年十一月戊申朔、池田君云々。賜姓曰朝臣。」と見えたり。

上毛野坂本朝臣

（八）上毛野坂本朝臣は姓氏錄に「上毛野朝臣同祖、豐城入彦命十世孫佐太公之後也。續日本紀合」とあり。坂本は碓氷郡坂本驛の地名に負へるなり。續紀に「天平勝寶五年秋七月戊午、左京人正八位上石上部君爲等四十七人言、己親父登與、

去大寶元年、賜二上毛野坂本君姓一。而子孫等籍帳猶注二石上部君一。於レ理不レ安。望請隨二父姓一欲レ改二正之一。許レ焉。」とあり。又「神護景雲元年三月乙卯、左京人正六位上上毛野坂本公男島、上野國碓氷郡人外從八位下上毛野坂本公黑益、賜二姓上毛野坂本朝臣一。」と見えたり。

八綱田の功績

豐城入彦命の子は八綱田なり。垂仁天皇五年十月、八綱田、天皇の命を奉じて、近縣の卒を發し、狹穗彦を擊つ。狹穗彦師を興して之を拒ぐ。忽に稻を積み城を作り、月を踰えて降らず。八綱田火を放ちて其城を焚く。城崩れて軍衆悉く走る。狹穗彦、妹（垂仁の后）と與に城中に死す。天皇是に於て將軍八綱田の功を美め、其名を號して日向武日向彦八綱田と謂ふ。

八綱田の後裔

八綱田は父皇子に先ちて薨去せしものにや、東國綜治の大任を帶びざりしは故ある可し。然れども其氏人の上野其他に散在し、又八綱田を祖神として祀れるよし說かれたるものあり。群馬郡大友にある大友明神は其一例とす可し。（各郡古墳墓考）。又總社町王屋敷なる愛宕山は其墓と傳ふ。圓形古墳にして、高さ二丈五尺、石槨內に凝灰岩の粗製石棺あり。八綱田の墓と斷ずることは難し。其後裔と稱する者は（一）登美首は姓氏錄に「佐代公同祖、豐城入彦命男倭日向建日向八綱

田命之後裔也。日本紀漏。」とあり。和泉に貫す。登美は百濟國の地名を以て負ひたり。(二)我孫公は姓氏錄に「豐城入彥命男倭日向健日向八綱田命後者。不見。」とあり。和泉國に貫す。(三)輕部君は姓氏錄に「輕部、倭日向建日向八綱多命之後也。雄略天皇御世獻加里乃郡。仍賜姓輕部君。」とあり。和泉國に貫す。考證に曰く「獻加里之郡」と云る加里之郡疑はし。加留部之里などありしが、留字を脫して、里と郡を顚倒にし、且部を郡と寫しひがめたるには非るか。一本に郡を鄕ともあり。若しくは加里之地などの誤ならん。始の輕部は君字を脫せしなるべし。」

王の事蹟

第三章　彦狹島王

彦狹島王は豐城入彦命の孫なり。姓氏錄に據りて考ふるに、八綱田命の男と推考せらる。國造本紀に「上毛野國造、瑞籬朝皇子豐城入彦孫彦狹島命、初治平東方十二國爲封。」とあり。景行紀に「五十五年春二月戊子朔壬辰、以彦狹島王拜東山道十五國都督。是豐城命之孫也。然到春日穴咋邑臥病而薨之。是時東國百姓悲其王不至、竊盜王尸葬於上野國。」と見ゆ。こゝに東方十五國に就いて說あり。前文國造本紀には十二國、古事記にも十二國、又高橋氏文にも東方諸國造十二氏とあれば、古は十二國にして、十五國都督は十二國の譌ならんと云ふ。其十二國は古事記傳に伊勢・尾張・參河・遠江・駿河・甲斐・伊豆・相模・武藏・總・常陸・陸奥なるべしと云へり。國君王記に「日本武尊東夷征伐之節、彦狹島命御政事の助力を褒美して、景行天皇五十七年に至りて、彦狹島命へ三箇國の加增有りて、都合十五箇國と有し事顯然也。」とあるは從ひ難し。穴咋の地に就いては、和名抄に見えたる尾張國春部郡穴喰なるべしと主張するものあり。又近ごろ信濃國北佐久郡春

日村穴咋なりと說く者も出たり。（上毛及上毛人。）

同國雜記の標注に、彦狹島王は日光權現に在して、御諸別王の住みしは下毛の宇都宮なりけんと云はれたれど、上毛にもさる傳說は多く存し、且つ前文に述べたる如く緣故特に深かりし上毛人が王の屍を盜み去りしを考ふれば、住地葬地共に上毛にてある可きは動かす可からざるなり。今王の墳墓と稱するものを舉ぐれば、（一）群馬郡總社町大字植野寶塔山と稱する古墳。（二）群馬郡京ヶ島村大字元島名の東南にある將軍塚と稱する古墳。里俗二子山と呼び、東南に池ありて、之を將軍淵と云ひ、頂上に八幡祠を置く。（三）佐波郡芝根村大字下茂木の皇院塚と稱する古墳。（名跡志・上毛及上毛人。）（四）群馬郡片岡村大字石原の愛宕社。（上毛及上毛人。）（五）同郡片岡村大字寺尾の三島の宮。（上野人物志。）（六）栃木縣安蘇郡堀米町天王山。（同書。）猶此他にも多かるべし。

王の裔と稱するものは垂水史あり。垂水史は姓氏錄に「上毛野同氏、豐城入彦命孫彦狹島命之後也。」とあり。左京に貫す。垂水は攝津國豐能郡豐津村大字垂水に式內垂水神社あり。

續後紀に、「承和二年九月乙巳、右京人散位字自可臣真宗、賜姓春庭宿禰」。彦、廣

島命之苗裔也。」文德實錄に「齊衡二年八月、宇自可臣武雄、改姓笠朝臣。」三代實錄に「貞觀六年八月、右京人宇自可臣吉人、賜姓笠朝臣。彦狹島命之後也。」又「元慶元年十二月廿五日、右京人外從五位下行主計權助宇自可臣秋田等男女十四人、賜姓笠朝臣。彦狹島命之後也。」姓氏錄にも「宇自加臣孝靈天皇皇子彦狹島命之後也。」とあり。此笠朝臣・宇自可臣等は皆孝靈天皇の皇子より出でたるにて、彦狹島命とあるは、豐城命の御子には非ず。古事記孝靈の段に日子寤間命とあるに當れり。

第四章　御諸別王

御諸別王は彥狹島王の子なり。景行紀に曰く「五十六年秋八月、詔㆓御諸別王㆒曰、汝父彥狹島王不㆑得㆑向㆓任所㆒而早薨。故汝專領㆓東國㆒。是以御諸別王承㆓天皇命㆒、且欲㆑成㆓父業㆒、則行治之。早得㆓善政㆒。時蝦夷騷動。卽擧㆑兵而擊焉。時蝦夷首帥足振邊・大羽振邊・遠津闇男邊等叩頭而來之。頓首受㆑罪。盡獻㆓其地㆒。因以免㆓降者㆒而誅㆑不㆑服。是以東方久之無㆑事焉。由㆑是其子孫於㆑今在㆓東國㆒」。御諸別王は右の如く景行帝より森嚴なる詔命を拜受し、帝の五十六年に東下せられたるなり。而して其任地に就くや、父王が未濟の偉業を完成せんとし、先づ內治に力を用ひられ、次いで當時の主要事業たる對蝦夷政策に着手せられたりと推察せらる。其結果蝦夷の首帥が來寇を見るに至りしならん。而かも防衞の術策既に就れるを以て、更に乘せらるゝの間隙なく、直に兵を出して之を擊破し、彼等首帥は皆叩頭して降服せり。書紀は這般の紀事往々簡に過ぐるの憾あり。然れども日本武尊が日高見國征討の條に比すれば、首帥數輩が名を揭げたる點に於ても、稍〻詳に、且つ

此征討が既に大仕懸にてありしを推測するに足る。但し此征討の年代に就いては明かならず。景行帝の時にや、將た亦成務帝の世にや。成務帝四年には詔して庶政を振策し、明年國郡に造長を立て、縣邑に稲置を置き、以て邑里を定め、百姓安居し、天下無事なりと云へれば、恐くは成務帝の初世にして、王の文勳武功の結果は此庶政一新の上に一因を爲せしものなる可し。此征討後二百數十年間蝦夷また叛かず。蓋し御諸別王が東方拓殖の效果の多大なるものありしなり。

王の墳墓

御諸別王の墳塋と稱するものの所々にあり。今其中の主なるものを擧ぐれば、(一)群馬郡總社町大字植野辨天山又蛇穴山の古墳。(三王墳墓略記。)(二)勢多郡荒砥村大字西大室字内堀の中二子塚。(三)武藏國北埼玉郡樋遣川村三室神社。(上毛及上毛人。)

王の後裔

珍縣主

葛原部

韓矢田部造

王は實に上毛野君・下毛野君の祖にして、子孫大に蕃衍し、各地に散居し、各其地に因みて姓を賜へり。(一)珍縣主は姓氏錄に「佐代公同祖、豐城入彦命三世孫御諸別命之後也。日本紀漏。」とあり。和泉に貫す。珍は茅渟縣とあると同所なり。(二)葛原部は姓氏錄に「佐代公同祖、豐城入彦命三世孫大御諸別命之後也。日本紀漏。」とあり。同じく和泉に貫す。葛原部は允恭天皇の時、藤原宮に居給ひし衣通姫の爲めに置かれたる御名代部なり。(三)韓矢田部造は姓氏錄に「上毛野朝

阿利眞公

臣同祖、豐城入彦命の後也。」三世孫彌母呂別命（御諸別命）孫現古君、氣長足比賣尊（諡神功皇后）、筑紫橿氷宮御宇之時、海中有物。差現古君遣見。復奏之日、率韓蘇使主等参來。因茲賜韓矢田部造姓。日本紀漏。」とあり。攝津に貫す。現古の文字に就いて考證に曰く「強て思ふに現古君にて、應神紀に荒田別・巫別とある同人にはあらざるか。若然らば巫別はカムナギ別にはあらで、カムノコ別と訓むべし。」

（四）阿利眞公は姓氏錄に「豐城入彦命四世孫賀表眞雅命之後也。六世孫阿利眞公、諡孝德天皇御世、天下旱魃、河井涸絶。于時阿利眞公造作高樋、以垂水岡基之水、令通水宮内、供奉御膳。天皇美其功、便賜垂水公姓。掌垂水神社也。日本紀漏。」とあり。右京に貫す。加表乃眞雅は蓋し御諸別命の子ならん。阿利眞は攝津國に有馬郡あれど、我上毛に群馬郡有馬郷あれば、此を本貫とすべきか。各郡古墳彙考に曰く「傳說雜記に御諸別の次子を登奈良別とす。長岡鄕に分封すと。登奈良別は即ち加表乃眞雅のことなるか。今長岡村に西帝と云ふ地字存せり。又鎭守大宮あり。又東郡神名帳に有馬渠口明神・有馬堰口明神・有馬堰口御鍬明神あり。皆其靈を祀れるものなり。」續紀大寶元年四月、遣唐大通事大津造廣人、垂水君の姓を賜ふとある、大津造は垂水君より出でたる事明かなり。

第五章　荒田別

荒田別は姓氏錄に豐城入彥命四世孫とあるに考ふれば、御諸別王の子ならん。考證に豐城命三世孫赤麻呂を荒田別の父なるかと疑へり。赤麻呂は御諸別王の兄弟としても差支ふる所無し。神功紀に曰く、「四十九年春三月以荒田別・鹿我別爲將軍。則與久氐等共勒兵而度之。至卓淳國。將襲新羅。時或曰、兵衆少之。不可破新羅。更復奉上沙白・蓋盧、請增軍士。即命木羅斤資・沙々奴跪、是二人不知其姓人也。但木羅斤資者百濟將也。領精兵、與沙白・蓋盧共遣之。倶集于卓淳、擊新羅而破之。因以平定比自㶱・南加羅・㖨國・安羅・多羅・卓淳・加羅七國。仍移兵西廻、至古奚津。屠南蠻忱彌多禮、以賜百濟。於是其王肖古及王子貴須亦領軍來會。時比利・辟中・布彌支・半古四邑自然降服。是以百濟王父子及荒田別・木羅斤資等、共會意流村。今云州流須祇。相見欣感。厚禮送遣之。唯千熊長彥與百濟王、至于百濟國、登辟支山盟之。復登古沙山、共居磐石上。時百濟王盟之曰、若敷草爲坐、恐見火燒。且取木爲坐、恐爲水流。故居磐石而盟者、示長遠之不朽者也。是以自今以後、千秋萬歲無絕無窮、常稱西蕃、春

秋朝貢。則將₂千熊長彥₁至₂都下₁厚加₂禮遇₁。亦副₂久氏等₁而送之。」應仁紀十五年の條に曰く、「時遣₂上毛野祖荒田別・巫別於百濟₁仍徵₂王仁₁也。」こゝに巫別は考證に鹿我別と聞ゆとあれど、巫別は現古君と同人にして、現字は前條に述べたる如く、覡字の謁にして、カムノコと訓めれば、之を鹿我別とすることは訓に於て遠し。要するに鹿我別・巫別ともに荒田別の子にして、父と同樣に武事の任を帶びしものと想像せらる。

荒田別の舊邑

荒田別の舊邑は新田郡なるか。新田の名義は荒田なり。上野名跡考に丹生田の義と爲せど、取るべきに非ず。地理志料に曰く、姓氏錄を考ふるに、荒田別・鹿我別、倶に御諸別王の子にして、新田・足利の二郡相隣す。因つて謂ふ、新田初め荒田に作り、後嘉名を取つて新の字を塡め、稱して轉に從ふと謂ふ。足の字、利の字、皆に加賀と訓す。足利は即ち鹿我なり。皆居に因つて命名せるものなりと。

荒田別の墳墓

荒田別の墳墓と稱するものは、勢多郡荒砥村大字西大室内堀の北二子塚なりと云ひ、又前橋市天川原の古墳はそれかと疑へど、今容易に決し難し。

荒田別の後裔

荒田別の裔は、其子竹葉瀨の子孫を初とし、大野朝臣・田邊史・佐自努公・廣來津公・

大野朝臣

韓木・伊氣等あり。(一)大野朝臣は姓氏錄に「豐城入彥命四世孫大荒田別命之後

田邊史

佐自努公

廣來津公

聟木

也。日本紀合。」とありて、右京に貫す。此に同とあるは上毛野朝臣と同祖の事を指せるなり。考證に上野國新田郡大野、下野國那須郡大野とあるぞ、地名に負へると述べたり。氏人は天武紀に大野果安、續紀天平十四年十一月に、參議從三位大野朝臣東人、同書に從五位下大野朝臣横刀、廢帝紀に從五位下大野朝臣廣立等見えたり。(二)田邊史は姓氏錄に「豐城入彦四世孫大荒田別命之後也」とありて、右京に貫す。本貫は今の大阪市東成區田邊町なるべし。氏人の史に見えたるは文武天皇の時、律令を撰定したる田邊史百枝・田邊史首名等あり。(三)佐自努公は姓氏錄に「豐城入彦命四世孫大荒田別命之後也。日本紀漏。」とありて、右京に貫す。佐自努は佐代と同義にして、勇功の事なるよしは考證に詳說せられたり。猶佐代公の條を參照す可し。(四)廣來津公は姓氏錄に「下養公同祖、豐城入彦命孫大荒田別命之後也。」又同書に「尋來津公、上毛野朝臣同祖、豐城入彦命之後也。三世孫赤麻呂依家地名負尋來津者。」とありて、尋と廣と同じ。大和・河内に貫す。廣來津は大和國城下郡阿斗村の邊にありし地名なり。雄略七年紀に倭國吾嬬の廣津と見えたるにて證すべし。(五)聟木は姓氏錄に「聟木入彦命四世孫大荒田別命之後也。」とありて、和泉に貫す。聟木は五茄と云へる植物の名より取りた

る地名なり。和泉國日根郡今泉南郡に近義郷今南近義北近義村有あるを本貫とす可し。（六）伊氣は姓氏錄に「豐城入彥命四世孫荒田別命之後者。不見。」とありて、河内に貫す。伊氣は伊勢國度會郡の鄉名なり。

荒田別の子竹葉瀬及び田道の事は、仁德紀に次の如く見えたり。

五十三年、新羅朝貢せず。夏五月、上毛野君祖竹葉瀬を遣はして其闕貢を問はしむ。この途上白鹿を獲たり。乃ち還つて之を天皇に獻す。更に日を改めて行かしむ。俄にして竹葉瀬の弟田道を遣し、之に詔して曰く、若し新羅拒がば、兵を擧げて之を撃てよと。仍つて精兵を授く。新羅兵を起して之を拒ぐ。爰に新羅の人日々戰を挑む。田道固く塞いで出です。時に新羅の軍卒一人、營外に放たれたるあり。卽ち掠して之を俘にす。因つて消息を問ふ。對へて曰く、强力ある者百衝と曰ふ。輕捷猛幹にして、每に軍右前鋒たり。故に伺うて左を撃てば敗れんと。時に新羅左を空うして右に備ふ。是に於て田道精騎を連ね其左を撃つ。新羅軍潰ゆ。因りて兵を縱ち、之に乘じて數百人を殺す。卽ち四邑の人民を虜にして歸る。五十五年、蝦夷叛す。田道を遣はし撃たしむ。則ち蝦夷の爲めに敗られ、伊峙水門に死す。時に從者あり。田道の手纏を取り其妻に與ふ。乃ち手纏を抱いて

縊死す。時人聞いて流涕す。是後蝦夷亦襲うて人民を略す。因つて田道の墓を掘る。則ち大蛇あり。目を瞋らして墓より出て咋ふ。蝦夷悉く蛇毒を被りて、多く死亡す。唯一二人免かるを得たり。故に時人云ふ、田道既に亡べりと雖も、遂に讎を報ず。何ぞ死人の知る無らんやと。

竹葉瀨の裔

竹葉瀨の裔に住吉朝臣・池田朝臣・桑原臣・川合公・商長首、田道の裔に止美連あり。

住吉朝臣

(一)住吉朝臣は姓氏錄に「上毛野朝臣同祖、豐城入彥命五世孫多奇波世君之後也。續日本紀合。」とありて、左京に貫す。住吉は攝津國の地名なり。續紀に「延曆十年夏四月乙未、近衞將監從五位下兼常陸大掾池原綱主等言、池原、上毛野二氏之先出レ自二豐城入彥命一。其入彥命子孫東國六腹朝臣、各因二居地一賜レ姓命レ氏。斯乃古今所レ同百王不レ易也。伏望因二居地名一蒙レ賜二住吉朝臣一。勅二綱主兄弟二人一依レ請賜レ之。」とあり。綱主は日本後紀延曆廿四年二月の條に卒去の事見え、射を善くし、多く士卒の心を得、仕へて少將に至りし由出たり。又同書弘仁元年九月の條に、右近將曹住吉朝臣豐繼と云へる者、藤原仲成を禁所に射殺せしことを載す。豐繼は繼麻呂が子なり。

池原朝臣

(二)池原朝臣は姓氏錄に「住吉同氏、多奇波世君之後也。」とありて、左京に貫す。前文住吉朝臣の條に、池原氏の事見えたれど、池原朝臣姓を賜はりし

ことは漏れたり。類聚符宣抄仁和二年九月に、池原安房の事見え、又承平七年の條に「安房老母居住上野國」。其齡及八十餘」。千里之遙程、朝夕養難知。望請被恤許身，假日訪養老之母，且知奉公之貴」。」とあれば、上野は此氏の本貫とすべし。

桑原臣

（三）桑原臣は姓氏錄に「上毛野氏同氏、豐城入彥命五世孫多奇波世君之後也。」とありて、左京に貫す。桑原は諸國に地名多し。此氏人史に記する所無し。桑原公は文德實錄仁壽二年五月の條に、桑原公秋成の子主計頭從五位下都宿禰貞繼が事見え、上毛野・大野・池田・佐味・車持の朝臣と同祖なれば、朝臣の姓を賜はれりとあり。

川合公

（四）川合公は姓氏錄に「上毛野同氏、多奇波世君之後也。」とありて、左京に貫す。川合の地名諸國に多し。續紀養老四年十二月、詔して朝妻河麻呂に河合君の姓を賜ふこと見えたり。

商長首

（五）商長首は姓氏錄に「上毛野同氏、多奇波世君之後也。三世孫久比、泊瀨部天皇謚崇峻御世、被遣呉國。雜寶物等獻於天皇。其中有呉權。天皇勅、此物名何。久比奏曰、呉國以懸定萬物、令交易。其名云波賀理。天皇勅之、勿令他人用。久比男宗麻呂、舒明天皇御代貢商長姓也。日本紀漏。」とありて、左京に貫す。氏人は萬葉集に天平勝寶七年二月七日、駿河國の防人商長首麻呂なるもの見えたり。

止美連

（六）止美連は姓氏錄に「尋來津公同祖、豐城入彥命之後也。四世之

孫荒田別命男田道公、被遣百濟國。娶止美邑呉女、生男持君。三世孫熊次・新羅等、欽明天皇御世參來。新羅男吉雄依居賜姓止美連也。日本紀漏。」とありて、河内に貫す。名跡考甘羅郡富岡の條に曰く、

誰か爲とをりなすならし秋の邊にとみの岡邊の木々の錦は　雪玉

とみの岡邊未勘といふ。今玆に富岡あり。東鑑富岡五郎見ゆ。（又群馬郡にも同名の村あり。）是れ跡見部姓或は鳥見部姓などに出たるべし。（上古天子の御獵には射部・鳥見部などありて御獵に從ふなり。）

然れどもこゝに鳥見部が事を止美連吉雄にかけて云へるは當らざるが如し。

奈良別と眞雅

竹葉瀨は豐城命五世孫、奈良別は同六世孫なれば、奈良別は竹葉瀨の子かと思はる。奈良別の弟は眞雅君なり。奈良別は奈良君と同人にして、仁德帝の時、始めて下毛野の國造に定めらる。武藏國大里郡奈良村御嶽の社に奈良別を祀れるは、此命に由緣の地なる可し。

大網君

眞雅の裔には、大網公あり。姓氏錄に「上毛野朝臣同祖、豐城入彥命六世孫下毛野君奈良弟眞若君之後也。」とありて、左京に貫す。同考證に大網は網曳の事に因れる氏にもやあらん。地名ならば常陸國信太郡阿美鄕にして、神名式に阿彌神社あり。天正の本社緣起に、祭神は大網君の祖豐城入彥命なりとあり。奈良君の後裔に吉彌候部あり。吉彌候部は姓氏錄に「上

毛野朝臣同祖、豐城入彥命六世孫奈良君之後也。」とありて、左京に貫す。吉彌侯部は皇子代部として置かれたる氏にして、君兒部の義なるよしなり。名跡考に廿羅郡君川の地に當てたるは強辨なり。氏人は史上頗る多く見え、中には俘囚にも此姓あり。神護景雲三年三月の紀に、陸奥國新田郡の人、外大初位上吉彌侯部豐庭、上毛野中村公の姓を賜へり。

第六章　日本武尊の東征と上野

征夷の大命尊に降る

景行天皇四十年六月、東夷多く叛き、邊境騷動す。七月、天皇群卿に詔して曰く、今東國安からず。暴神多く起る。亦蝦夷頻りに叛いて、屢〻人民を略す。誰人を遣はして以て其亂を平げんと。群臣皆誰を遣はすと云ふことを知らず。日本武尊奏言して曰く、臣は先に西征に勞す。是役は必ず大碓皇子の事ならんと。時に大碓皇子愕然として逃げ隱る。是に於て日本武尊奏して曰く、熊襲既に平いで未だ幾年も經ざるに、今更に東夷叛す。何れの日か太平に至らん。臣勞せりと雖も、頓に其亂を平げんと。則ち天皇、斧鉞を持して以て、日本武尊に授けて、朕聞く其東夷や、性暴强にして、凌犯を宗と爲す。村に長なく、邑に首なく、各封堺を貪りて、並に相盜略す。亦山に邪神あり、郊に姦鬼ありて、衢に遮り、徑に塞がり、多く人を苦ましむ。其東夷の中に蝦夷是れ尤も强し。男女交居して、父子別無し。冬は穴に宿し、夏は樔に住む。毛を衣、血を飲みて、昆弟相疑ひ、山に登ること飛禽の如く、草を行くこと走獸の如し。恩を承けて忘れ、怨を見て必ず報す。是

を以て箭を頭髻に藏め、刀を衣中に佩けり。或は黨類を聚めて邊界を犯し、或は農桑を伺ひ、以て人民を略す。擊てば草に隱れ、追へば山に入る。故に往古より以來、未だ王化に染まず。今朕汝の人と爲りを察するに、身體長大、容貌端正、力能く鼎を扛ぐ。猛きこと雷電の如く、向ふ所前無く、攻むる所必ず勝つ。卽知る、形は我子にて、實は神人なり。是れ寔に天朕が不叡且つ國の平かならざるを愍み、天業を經綸して、宗廟を絕たざらしめ給ふか。亦是れ天下は則ち汝の天下なり。是の位は則ち汝の位なり。願くは深く謀り、遠く慮りて、姦を探り變を伺うて、示すに威を以てし、懷くるに德を以てし、兵甲を煩はさずして、自ら臣隸せしめよ。卽ち言を巧にして、暴神を調し、武を振ひて以て姦鬼を攘へ。是に於て日本武尊乃ち斧鉞を受けて、再拜奏して曰く、嘗て西征の年皇靈の威に賴り、三尺の劍を提げて、熊襲國を討ち、未だ浹も經ざるに、賊首罪に伏す。今亦神祇の靈に賴り、天皇の威を借りて、往いて其境に臨み、示すに德敎を以てせんに、猶服せざること有らば、兵を擧げて擊たんと。仍りて重ねて再拜す。天皇吉備武彥と大伴武日連とに命じて、日本武尊に從はしむ。亦七掬脛を以て膳夫と爲す。（書紀）

十月、日本武尊路を枉し、枉道して伊勢神宮を拜す。倭姬命、草薙劍を取りて之

尊東夷を征服して碓日坂に抵る

に授く。日本武尊駿河に至り、賊を滅し、相模に進み、馳水より船に乗りて、上總に渡る。此時尊の船漂蕩して、將に覆沒せんとす。王妃弟橘姫（穗積氏忍山宿禰の女。）尊の命を贖ひて海に入る。暴風即ち止み、船岸に即くを得たり。尊は上總より轉じて、海路陸奥に入り、日高見國に抵る。夷賊皆降服す。乃ち軍を還して、西南常陸を歷、甲斐に至りて、酒折宮に居る。時に燭を擧げて食を進む。是夜歌を以て侍者に問ひて曰く、

新治筑波を過ぎて幾夜か寢つる

諸侍者答言せず。時に秉燭者あり。尊が歌の末に續けて歌うて曰く、

計へて夜には九夜日には十日を

と。即ち秉燭者の聰を褒めて敦く賞す。是に於て尊曰く、蝦夷の凶首咸な其辜に伏す。唯信濃國・越國頗る王化に從はずと。則ち甲斐より北に轉じ、武藏・上野を歷て、西碓日坂に逮る。時に日本武尊毎に弟橘姫を追慕す。故に碓日嶺に登りて、東南を望み、三歎して曰く、吾嬬はやと。故に因りて山東の諸國を號して吾嬬國と曰ふなり。（書紀。）

尊の薨去

是に於て道を分ちて吉備武彦を越國に遣はし、尊は信濃に進入す。それより

美濃に出て、越ノ國より還り來れる吉備武彥に會す。尊更に尾張に還り、近江の膽吹山に荒ぶる神を征して、毒氣に中り、伊勢國能褒野に崩せらる。時に年三十。天皇大に歎き、山陵を伊勢・大和・河內に作る。又其功業を萬世に傳へんと欲し、武部を定む。〔書紀〕。後世各地に建部の地名の存せるは、御子代部の遺制なり。

碓日坂に就ての說

碓日坂に就いては二說あり。(一)上信の境なる碓氷坂なりとの說は書紀通證、其他にも見えたる所なるが、一步を進めて、碓氷嶺の峯續なる鳥居峠をも碓氷と云ひきと傳說雜記に見えたり。鳥居峠は吾妻屋山〔四阿山とも書す〕にして、大笹・田代の奧、信州大日向に越ゆる嶺なり。名跡志に曰く、「石ノ鳥居アリ。石ノ祠二社アリ。日本武尊・橘姬ヲ祀リテ、吾妻權現ト稱シ奉ル。此所ゾ日本武尊ノ越エ玉ヒシ道ノ舊跡也ト云。太古ハ此アタリ迄碓氷也シヲ、吾嬬者耶ノ御言ヨリ、吾妻郡トナリシトルベケレバ、ゲニモイニシヘノ碓氷峠ハコナタニテアリケン。」日本地理志料も此說に從ひ、鳥居嶺に吾妻權現とて石祠あり。武尊・橘姬を祀る。鳥居と碓氷とは一山嶺なりと云々と述べたり。(二)相州足柄峠なりとの說は、新編相模風土記に見ゆ。古事記に曰く「倭武命山河の荒ぶる神等を平げ和して還り上ります時に、足柄の坂本に至りまして云々。其坂に登り立ちて三歎し、詔して阿豆麻

波夜と云ふ。故に其國を號して阿豆麻と謂ふなり。即ち其國より越えて甲斐に出で、酒折宮に坐す時云々。是を以て其老人を譽めて、東國造にし給ひき。其國より科野國に越えまして、科野の坂神を言向けて、尾張國に至る。」吉田東伍博士論じて左の如く云はれたり。

其是非は今にして決め難しと雖、碓日坂の北は即吾妻郡にして、東國造の故邑なり。彼三歎詔は恐らくは碓日坂の下に、偶然阿豆麻の地名ありけるに興比して、吾嬬者耶の感動を發せられしのみ。古人の故事を土地にかけて說く、往々此種の話法ありて、事實の眞假を轉倒す。頗る察省を要す。論者或は碓日坂は走水海を望見する能はず、足柄坂は相模灣を下瞰すと曰ふ。而も其實東南顧望雲海縹緲の際に感想を發するなれば、碓日坂に顧望すと爲すも、其意を害せず。足柄坂と雖、肉眼俯視して、走水海を得るには非ず。顧望の一事を以て、此疑を決め難し。畢竟するに唯その疑を存して、碓日・足柄の兩說を並び傳ふと云ふのみ。今行路の自然の形勢より推せば、紀に自甲斐北轉歷武藏と云ふ道程には、都留もしくは秩父の山中を通過せざるべからず。是れ頗迂路にして、最艱險なり。記の足柄坂より加古坂を經て、甲斐に入り、信濃に移るとするは、稍順路なれど、火たきの老人に東國造を給りし事項は、必ずや碓日坂經由の傍證たらんとす。

南毛名跡（上毛及上毛人所藏。）には、相模の足柄說を排して、總て山地の夷民を平げん爲めには、地形の險阻、路次の迂回も避く可きに非ず。而かも信濃・越後に抵らんとするものなれば、路次を失へるに非ずして、寧ろ至當なりと述べたり。又其旁證に神流川水源山中谷上山鄕（今の多野郡上野村。）に野栗大權現の社の古傳を揭げて曰く、

日本武尊甲斐酒折より武藏秩父に入る。秩父の地上古秩父國と稱し、崇神朝、八意思兼十世の孫知々夫彥命臨みて國造たり。命任國の初、此地に大神を祀る。尊大神を拜し、武器を納む。………尊此地を過り、西北に向ふ。小鹿野（をがの）と云ふに御詠あり。

つくはねを遙へたて丶やうかみし妻戀かぬるをしか野の原

小鹿野の西北鹿坂（今志賀坂に作る。）を越え、今の上野村野栗の地に至る。嚮に海風の難に媛を失ひ給ひてより、荒ぶる蝦夷に向ふと雖も、追懷の情每に禁ます。媛が最後に止め給へる鬢髮を御身にし給ひしが、斯くて何處迄もと限りなきを以て、此地に止め給ひ遂從の臣を殘して之を祭らしめ給ふ。臣等は殘りて、此宮に奉仕し、乃古理宮乃古理臣と稱し、亦此地を乎佐武久之とも稱せり。是納髮なりといふ。

此地中古より野栗の文字を當て、野栗鄕野栗宮と呼ぶ。殘りの臣卽ち野栗の族は能く此地を開拓し、山中谷と稱して、野栗鄕或は野栗庄と呼ぶに至れり。野栗の

地後年物の祟ありて、人民大に病む。是野栗の神の祟となし、神體の穢れんことを恐れ、毛髪を河水に流して之を淨む。神體は長さ七尺餘の毛髪なりしと云ひ、之を流せるを以て、神流川と稱す。古へは髪長川或は髪流川と稱せりといふ。神體は流れて、今の神川村大寄の地に寄る。大寄に神寄と稱する地ありて、此にも野栗社を祀る。

多野郡神川村の北方、北甘羅郡の境上に御荷鉾山あり。其高峯を不動嶽と云ひ、弘法大師鬼神を調伏して、石の不動尊を彫み立つると云ふ。名跡考に曰く「按ずるに此邊不動を祭り、東權現を齋くと云地多し。俗説ながら諠がたし。思ふに不動は日本武尊也。大山の祠官太田氏嘗て予にいふ、彼地石尊は延喜式にいふ阿夫利神社にして、日本武尊を祭るとなり。されば此地も尊の出ませし國なれば、かく所々に其遺跡のこりしなる可し。今も武州小平村の山につゞきて、兵器を埋め給ひし地を、陣見平といふ也。」

日本武尊の經由地として逸すべからざるは、官幣中社金鑽神社とす。社は武藏國兒玉郡青柳村大字二宮御室ヶ嶺に在り。其祀る所は尊の火鑽金と云ひ、社殿を設けず、唯山を拜するのみなるは、眞に上代の遺法を存して注目に値すべし。

國君王記に曰く「日本武尊の夫人上妻姫命、其御子巖鼓命等は上毛野君武日向八綱田王の御女彦狹島王の妹也。誠に豐城入彦命の孫女なり。又曾孫にして、我妻郡巖鼓大明神・上妻大明神是也。此故を以て王子來りて父王を赤城の神社に祭り、前殿も成りて、三日三夜留り給ふ。故に三夜澤の地名となると云傳にも又符合せり。」上說は僧侶の僞作せる書などに傳說を混交して述べたるものなれば、素より不稽の談なれど、普く上毛に行はれたるものなれば、參考として茲に揭げたり。

地後年物の祟ありて、人民大に病む。是野栗の神の祟となし、神體の穢れんことを恐れ、毛髮を河水に流して之を淨む。神體は長さ七尺餘の毛髮なりしと云ひ、之を流せるを以て、神流川と稱す。古へは髮長川或は髮流川と稱せりといふ。神體は流れて、今の神川村大寄の地に寄る。大寄に神寄と稱する地ありて、此にも野栗社を祀る。

多野郡神川村の北方、北甘羅郡の境上に御荷鉾山あり。其高峯を不動嶽と云ひ、弘法大師鬼神を調伏して、石の不動尊を彫み立つると云ふ。名跡考に曰く「按ずるに此邊不動を祭り、東權現を齋くと云地多し。俗說ながら誣がたし。思ふに不動は日本武尊也。大山の祠官太田氏嘗て予にいふ、彼地石尊は延喜式にいふ阿夫利神社にして、日本武尊を祭るとなり。されば此地も尊の出ませし國なれば、かく所々に其遺跡のこりしなる可し。今も武州小平村の山につゞきて、兵器を埋め給ひし地を、陣見平といふ也。」

日本武尊の經由地として逸すべからざるは、官幣中社金鑽神社とす。社は武藏國兒玉郡青柳村大字二宮御室ヶ嶺に在り。其祀る所は尊の火鑽金と云ひ、社殿を設けず、唯山を拜するのみなるは、眞に上代の遺法を存して注目に値すべし。

國造本紀に曰く「日本武尊の夫人上妻姫命、其御子巖鼓命等は上毛野君武日向八綱田王の御女彦狹島王の妹也。誠に豐城入彦命の孫女なり。又曾孫にして、我妻郡巖鼓大明神・上妻大明神是也。此故を以て王子來りて父王を赤城の神社に祭り、前殿も成りて、三日三夜留り給ふ。故に三夜澤の地名となると云傳にも又符合せり」上說は僧侶の僞作せる書などに傳說を混交して述べたるものなれば、素より不稽の談なれど、普く上毛に行はれたるものなれば、參考として茲に揭げたり。

上毛野朝臣は世々國造たり

第七章　上毛野朝臣の職掌

上毛野朝臣は姓氏錄に「下毛野朝臣同祖、豐城入彦命五世孫多奇波世君之後也。寶字稱德孝謙皇帝、天平勝寶元年改賜上毛野公。今上弘仁元年、改賜朝臣姓」。續日本紀合。」とありて、左京に貫す。但し其本貫は上毛にして、本宗たる者は、代々當國の國造と爲り、一國を統轄したるなり。而して上毛は征夷に就いての策源地と推測さるべき理由ありて、彥狹島王以來、蝦夷を經營するの任務を家職としたりと斷ぜらる。當時未だ將軍の職なかりしを以て、書紀編纂の際、東山道十五國都督と追記したるにて、實際は將軍の職掌を被りしものなる可し。又上毛に本營を置きし事は、恰も後世陸奧に鎭守府を設けし如きなりけん。其本營(一)地たりし處は何れなりやは、遽に斷定し難しと雖も、後世國府を開きし地、其遺跡ならんかと考察せらる。今茲に國造の如何なるものなるやを說くの要あり。乃ち、國造は本務としては神事を掌り、領內の訴訟斷獄を施行し、租稅を徵收し、屯倉をも處理す。而して朝廷に對しては最も忠誠を抽んで、外征は勿論、內地に於ても

東西の征討に詔を以て其將帥に推さるゝが例なり。且つ朝廷臨時の大事にも重擔を負ふことあり。又平時に舍人・仕丁を獻じ、釆女を貢するの類は多し。要するに國造は必ずしも世襲とは定まれるに非ざりしにもせよ、朝廷との連絡は極めて密接なりしにて、決して割據的にてはあらざりしと考へらる。（上毛及上毛人・氏族度制。）

上毛野形名と其妻

本期に於て上毛野朝臣一族の史に顯はれたるものは極めて尠し。安閑元年紀に上毛野君小熊と云へる者見えたれど、宗族の人なるか明かならず。唯著名なるは形名あるのみ。舒明九年の紀に曰く、

是歲蝦夷叛以不朝。卽拜大仁上毛野君形名爲將軍令討。還爲蝦夷見敗、而走入壘。遂爲賊所圍。軍衆悉漏城空之。將軍迷不知所如。時日暮踰垣欲逃。爰形名君妻歎曰、慷哉、爲蝦夷將見殺。別謂夫曰、汝祖等渡蒼海跨萬里、平水表政、以威武傳後葉。今汝頓屈先祖之名、必爲後世見嗤。乃酌酒強之令飮夫。而親佩夫之劍、張十弓、令女人數十俾鳴弦。旣而夫更起之、取伏仗而進之。蝦夷以爲軍衆猶多。而稍引之。於是散卒更聚、亦振旅焉。擊蝦夷大敗以悉虜。

上毛野氏の繁榮せしは、上毛野を去り、京に徙りし後の事にして、形名・稚子を以て、上野在住の最後とすべきか。

上毛野氏は世〻君姓なりしが、天武十三年、八色の姓を定むるに及び、其一族と與に姓朝臣を賜ひ、前引文の如く、孝謙天皇の世、公姓と爲り、次いで朝臣姓に復せり。

(一)縣廳文書に、勢多郡西大室村に三大古墳あるを列記して曰く、「此村に御門山と云地あり。大門原と云地あり。西隣下大屋村畠中往々古瓦を出す。内に隱然國の字の文あるものあり。又大宅朝臣大國(和銅七年上野守たり。)の塚あり。想ふに此邊上古上毛野君遠祖數世居館の地なるべし。此村亦赤城の南麓にあり。赤城神社は豐城尊の本社なり。云々」これは竹葉瀨より以前の事を指したるにて、此に云へる本營地とは年代遙に隔てり。西川玉壺は今の勢多郡荒砥村大字二宮の邊を形名の本營に擬し、「赤城若御子明神、卽ち二宮神社だけは、僅に外れが上毛野君宗家第一の祖宗祭祀であることが容易に理解し得られる。從つて上毛野君形名の居館も大方此邊で在つたと見て、間違ひ有るまじものと思ふ。」と述べられたり。

第八章　上代の地方制度

神武以前大小部落錯雜す

本邦上代の事は記錄に乏しきを以て、精確には知り難し。而して漢書に樂浪海中に倭人あり、分れて百餘國と爲り、歲時を以て來りて獻見すとあり。又魏書にも倭國王の趣、彼に通じたるよし見ゆれば、當時大小部落の數多ありしは信據ありと云ふ可し。但し此時の倭國は九州を主要部とし、四國及び本州の西部を指せるものゝ如く、或は寧ろ九州の一部に局限されたりと思はるゝ節多し。そは兎も角も大小部落相交錯して、酋長を奉戴し、大酋長は小酋長を統轄したるもありて、中には遠く海を渉りて、韓漢に交通したるもありつらん。酋長には比古（彦とも書す。）・比賣（姫とも書す。）・別・縣主・津見（積又は祇とも書す。）などの稱を有せしなり。其後天孫の降臨、神武帝の東征等に因りて、數多の部落皆統一に歸し茲に我が日本國は開始せられたるなり。

國造

神武帝東征の時、新に國造・縣主を立てられたる事、舊紀及び姓氏錄に見えたるも、そは僅に大和附近八國に過ぎず。其他は成務天皇に至るまで十一代の間に

國司卽ち國宰

百十八國造を封ぜり。猶時代不明のもの十國を加へ、總て百三十六國の多きに上れり。太古に在つては、東國は未だ皇化に霑はず。碓氷嶺以南は之を東の國と總稱せしが、日本武尊の東征以後は、東國の中に上毛野・吾妻・那須・相武・无邪志等の諸國造を封ぜられたり。國造は一國を管し、其土地人民を領有し、且つ之を世襲せしこと、後の大名・小名の如し。卽ち上毛野國は上毛野公、吾妻國は火燒老人の裔世〻國造と爲れり。又こゝに國司卽ち國宰と云へる者あり。臨時に朝廷より派遣せられて、其國の政治を視る職にして、最初は極めて少數なりしも、後には稍〻多きを加へたるが如し。聖德太子の憲法第十二條に「國司・國造勿ㇾ斂二百姓一」と見えたるにて察すべし。然れども東國に國司を置きたることは、孝德帝の時にして、新制度の國司なれば、こゝに云へる者とは自から職掌を異にす。而して孝德帝以前には、恐くは任命なかりしなる可し。

次に別・稻置・縣主のことを云はんに、景行帝の皇子七十七王は、悉く國々の國造又は和氣・稻置・縣主を別け賜はれり。成務帝の代に至り、漸く國郡を立て、縣邑に稻置を置かれ、國縣邑里は正確に形成せられしなり。玆に縣に就いて一言するを要す。神武紀に火前國松浦縣、景行紀に豐前國長狹縣、應神紀に吉備國を割い

邑

て皇子を川島縣・上道縣・三野縣・波區藝縣・苑縣・織部縣に分封したることあり。國の内の區分なれば、後世の郡即ち評に當るなり。郡は雄略帝以來縣を改稱したるならん。但しそのまゝ縣の稱に放置したるもあらん。縣を國と云へることは、種々の例あり。常陸風土記に曰く、古へは相摸足柄岳坂より以東の諸縣を我姫國と總稱す。當時は常陸と云はずして、唯新治・筑波・茨城・那賀・久慈・多珂の國と稱し、各造・別を遣はし檢校せしむ。其後仁德の朝、高向臣・中臣幡・織田連等をして、坂より以東の國を總領せしむ。時に我姫之道分れて八國と爲る。常陸國其一に居ると。但し斯く一國數縣となれる外に、一國一縣もありしなり。邑は村と同じく、村はムラ・アレ又はフレと訓す。國縣の下にありし小區域の地なり。國の首には國造ありしことは前述の如し。縣の首にも亦國造のある所あり、縣主のある所もありて區々なれど、東國は普通國と邑との二階段と爲りて存せしを、行政區畫の大本と爲す。

以上述べたる所に據りて、最初酋長時代より國造時代に移り、國造時代に部曲の制行はれ、相竝行して終に大化改新に到達せるものなるを知る可し。是に於てか部曲の制を敍述するの要あり。部曲とは垣の内の部民と云ふの義なりと

屯倉

御名代

品部

云ふ。宮崎道三郎博士の部曲考には、廣く私家の從者を云へるものにして、伴緒と從者との兩義を兼ねたるものなりと云へり。上毛野公の如き貴族豪族に在りては、皆此部曲を有したるなり。上は皇室より下は小豪族に至るまで、皆其領有の土地に相應せる部曲を占有したり。皇室の御領は屯倉・御名代・御子代部にして、天皇領有の品部もあり。屯倉は(一)綠野屯倉の如く天皇隷屬の地にして、屯倉首・屯田司などの掌管する所なり。御名代は天皇の御諱又は皇后・皇子たちの御名を後世に傳へんが爲めに設けられたる部にして、御子の在さざる時に設けたるものは、特に之を御子代部と稱せり。是等は皆諸國の國造に命じて設置せられたるものにして、其收入は皇室の御料とはなれるなり。是等には各部民ありて、其地よりの生産を擧げたるなり。又品部と云へるも、必竟は部民と云へるに異ならず。即ち天皇隷屬の品部は諸職を以て奉仕せるものにて、織部・車持部・海人部・土部・漢部等數多あり。其總領には服部連・車持公・安曇連・土師宿禰・漢直等の如き伴造あり。此の如く部の組織を以て、諸職を構成したるを以て、こゝに部曲の制とは云ひしなり。上野に占有せる部曲の事は、上毛野氏其他の諸姓の條に述べたる所にて、略ゝ狀況を察す可けん。

(一)縁野屯倉は、安閑天皇二年五月に置かれたり。其遺跡は今多野郡鬼石町字八鹽に御倉御子神社あるをそれとす。三碑考には半疑にて記す。又近來西平井村板倉は其跡と主張する者あれど、板倉は縁野郡の正倉の跡にて、屯倉には非ざる可し。

第二期　王朝時代

第一章　大化改新と東國

大化元年八月朔日の詔

孝德天皇大化元年八月朔日、東國等國司を拜す。仍りて國司等に詔して曰く、天神の寄せ奉らるゝ所に隨ひ、方今始めて將に萬國を修めんとす。凡そ國家に有る所の公民、大に小に人衆を所領せる汝等、任に赴き、皆戶籍を作り、及び田畝を校へよ。其薗池水陸の利は、百姓と俱にせよ。又國司等國に在りて罪を判することを得ざれ。他の貨賂を取りて、民を貧苦に致さしむるを得じ。京に上らん時には、多く百姓を己に從ふことを得じ。唯國造・郡領を從へしむることを得ん。但し公事を以て往來の時には、部內の馬に騎するを得、部內の食を取るを得ん。介以上法を奉らば、必ず須く褒賞せよ。法に違はゞ、當に爵位を降さん。判官以下他の貨賂を取らば、二倍にして之を徵せん。遂に輕重を以て罪科せん。其長官の從者は九人、次官の從者は七人、主典の從者は五人、若し限に過ぎて、外に將たらん者は、主と所從の人と竝に罪を科せん。若し名を求むるの人ありて、元より

同九月朔日の詔

國造・伴造・縣主・稻置に非ずして、輙く詐り訴へて言はく、我が祖の時より此官家を領し、是の郡縣を治むと。汝等國司、詐に隨ひ便く朝に牒するを得じ。審に實狀を得、而る後に申す可し。又閑曠の所に於て、兵庫を起造し、國郡の刀甲弓矢を收聚せよ。邊國の近く蝦夷と境を接するの處には、盡く其兵を數へ集めて、猶本主に預く可し。其倭國六縣に使者を遣はされ、宜しく戸籍を造り、幷せて田畝を校ふべし。汝等國司明に聽いて退く可し。即ち帛布を賜ふこと各差あり。

九月朔日、使者を諸國に遣はして、兵器を收めしむ。十九日使者を諸國に遣はし、民の元數を錄せしむ。仍りて詔して曰く、古より以降、天皇の時毎に代を標するの民を置き、名を後に垂る。其臣・連・伴造・國造等各、己が民を置いて恣に驅使す。又國縣の山海林野池田を割いて、以て己が財と爲して爭闘止まず。或は數萬の田を兼併し、或は全く容針の少地も無し。調賦を進むるの時に及んでは、其臣・連・伴造等、先づ自ら收斂して、然る後に分ち進む。宮殿を修治し、園陵を築造し、各、己が民を率ひて、事に隨うて作す。方今百姓猶乏し。而るを勢ある者、水陸を分け割きて、以て私地と爲し、百姓に賣り與へて、年に其價を索む。今より以後、地を賣ることを得じ。妄に主と作りて、劣弱を兼併すること勿れと。百姓大に悅ぶ。

大化二年三月東國の國司に詔す

二年正月朔日、改新の四箇條の詔を宣せらる。事有名なるものなれば、之を省略す。三月朔日、東國の國司等に詔して曰く、集まり侍る群卿大夫、及び臣・連・伴造幷に百姓等、咸な聽くべし。夫れ天地の間に君として萬民を治むることは、獨制す可からず。要は臣の翼を須つ。是に由つて代々の我皇祖等、卿が祖考と共に倶に治め給ひき。朕復た神護の力を蒙りて、卿等と共に治めんと思欲す。故に前に良家の大夫を以て、東方八道を治めしむ。既にして國司任に赴きて、六人は法を奉じ、二人は令に違へり。毀譽各〻聞ゆ。朔便ち厥の法を奉るを美めて、斯の令に違へるを疾む。凡そ治めんとする者は、若しくは君若しくは臣、先づ當に己を正しくして、後に他を正すべし。若し自ら正しくせずんば、何ぞ能く人を正さん。是を以て自ら正しくせざる者は、君臣を擇ばず、乃ち殃を受く可し。豈に愼まざらんや。汝率て正しくせば、孰か敢て正しからざらん。今前勅に隨つて處斷せよ。

同月東國の朝集使等に詔す

同月十八日、東國の朝集使等に詔して曰く、集侍の群卿大夫、及び國造・伴造、幷に諸百姓等、咸な聽く可し。去年八月を以て、朕親ら詔して曰く、官勢に因て、公私の物を取ること莫れ、部内の食を喫ふ可し、部内の馬に騎る可し。若し誨ふる所に

違はゞ、次官以上は其爵位を降し、主典以下は其笞杖を決し、已に入れたる者は、倍して徴せんと。詔既に斯の如し。今朝集使及び諸國造等に問ふ。國司任に至りて、誨ふる所を奉ずる否やと。是に於て朝集使等具に其狀を陳す。夫れ君臣と爲りて、以て民を牧する者は、自ら率ひて正さば、孰か敢て直からざらん。若くは君或は臣心を正しくせずんば、當に其罪を受くべし。追つて悔ゆとも、何ぞ及ばん。是を以て諸國司過の輕重に隨つて、考へて罰せん。又諸國造詔に違うて、財を已の國司に送りて、遂に倶に利を求め、恒に穢惡を懷けり。治めざる可からず。念斯の如しと雖も、始めて新宮に處りて、諸神に幣せんとすること、今歳に屬せり。又農月に於て民を使ふべからざれども、新家を造るるに緣りて、固とに已むを得ず。深く二途を減じて、天下に大赦す。自今以後、國司・郡司、勉めよ勗めよ。放逸を爲すこと勿れ。宜しく使者を遣して、諸國の流人、及び獄中の囚一に皆放捨せよ。別に鹽屋鯯魚(このしろ)等六人は、天皇に順ひ奉り、朕深く厥心を讃美す。宜しく官司處々の屯田、及び吉備島の皇祖母の處々の貸稻を罷むべし。其屯田を以ては、郡臣及び伴造等に班ち賜ふ。又籍に脱せる寺に於て、田と山とを入れよと。以上書紀。

東國の意義

前に述べたる中に、東國國司・東國朝集使と數處に東國の字の見えたるに就いて、少しく說明を要す。奈良朝には東國は遠江以東の國々を指す。天平寶字五年、藤原惠美朝獦が東海道節度使と爲るや、遠江・駿河・甲斐・伊豆・相模・安房・上總・下總・武藏・常陸・上野・下野の十二國を管せり。大化の時の東國は、此十二國よりは版圖猶廣漠として、信濃も陸奥も其內ならんと考へらる。東國は所謂東人の出づる地方にして、東人は聖武天皇が、之を以て禁衞隊を編成し、孝謙天皇に遺し給ひしものなり。神護景雲三年十月朔日、稱德天皇は詔して曰く、

朕が東人に刀授けて、侍はしむる事は、汝の近護として、護らしめよと念ひてなも在る。是の東人は常に云く、額に箭は立とも、背は立じと云て、君を一心を以て護る物ぞ。此心を知て汝つかへと勅ひし御命を忘れず。此狀悟りて、諸本國の人等、謹しまり仕へまつれ。さて掛まくも畏き二所の天皇が御命を朕が頂に受け賜りて、晝も夜も念じ持ちて在れども、由無くして人に聞かしむる事得ず猶ありき。此れに依て、諸の人に聞かしめんとなも召つる。故是を以て今朕が汝等を教へ給はん御命を衆諸聞し食へと宣りたまふ。(下略。)

此の如く勇敢にして忠誠なる東人は、諸東國の人なるは素より明かなれども、

其本來は如何なる者ぞと云はゞ、東國に住し蝦夷と絶えず接觸して反撥力を起せる者若しくは其裔にして、質實强健の素俗を爲せる者其主なる者ならん。されど其外にも、疾く我皇風に浴したる歸化蝦夷もありつらんと推考せらる。蝦夷の强勇なることは、神武天皇の御製と傳ふる久米歌に、「蝦夷を七人百の人」の句あり。平安朝に至りても、一人善く千に當るの語あるに因りて、當時皆其强勇を嘆賞せしは當然なり。隨つて相當著名の士が、毛人(えみし)の名を附けて、自ら强がりし者の出づるに至りては、是れ自然なり。彼の蘇我蝦夷の如きは其一例なり。又之と同樣に東人なる强勇の名稱を以て名とするの人士も出でたり。卽ち大化二年の紀に、三輪栗隈東人と云へる人の見えたるも例とすべし。此の如く東人は東國經營上の至力にして、殊に兩毛の地は、上毛野・下毛野兩氏の後裔、世々武を以て彼等を率ひ、以て久しく其彊土を鎭撫せしものなり。されば大化の改新に當りて、先づ國司を本國に配置し、之に對して種々の令を發し、善政を布いて、徒に東國人得意の技能を發揮せんことを努められたるものと察せらる。此後奥羽の拓殖に際し、東國人殊に上野人等が中堅となつて活躍せしことの狀況は、別章に述ぶ可ければ、併せ見て以て其性質の如何を解せんことを望む。(日本書紀・續日本書紀・喜田博士東人考。)

第二章　郡郷

第一節　郡

郡はコホリと訓す。朝鮮語にてはコポリと云ひ、城邑の義なり。即ち大城大邑を意味すと云ふ。大化二年、始めて國郡の制を立て、郡を分つて三等とし、四十里を大郡、三十里以下四里以上を中郡、三里を小郡とす。此に里と云へるは、後の郷（さと）に當り、五十戸を以て一里とせしなり。故に郡の大小は、面積にあらずして、戸口に依れるなり。大寳の郡制は五等にして、二十里以下、十六里以上を大郡、十二里以上を上郡、八里以上を中郡、二里以上を小郡とす。上野の郡數は、延喜式・倭名抄・拾芥抄とも、十四を擧ぐ。類聚國史に、十五郡と爲せるは、和名抄に「群馬（久留馬・府中間）國府、國分爲二東西二郡一」とあれば、群馬郡を東西二郡に數へたるならん。然れども分ち數ふるは、誤なり。源平盛衰記に、上野十六郡大介と見えたるは、上野十四郡に、下野足利・梁田二郡を加へ數へたるものなるは明なり。郡の數久しく變る所なかりしが、明治十一年に至り、郡區編成の擧あり。群馬・甘樂・勢多の三郡を、各東西二郡に

分ちしを以て、總數十七郡となりしも、後併合ありて、十一郡と爲り、以て今日に及べり。今左に各郡名の起原其他に就いて述ぶる所あらんとす。

碓氷郡（うすひ）　名義審ならず。名跡考に、碓氷は小碓命の名より出づるか、又は此山の東に向ひて朝日の登るより、ほのかにうつろふて美しければ、しか云ひ初めしかと云へど、共に當らざる説なり。和名抄、之を七郷に分つ。即ち下郡なり。後世、片岡郡高渠・若田・多胡の三郷を合せ、今の碓氷郡を成す。（地名辭書。）

片岡郡（かたをか）　岡勢側立の狀に在りしを以て名づくるに似たり。名跡考に、背向に甘樂を擁し、前に烏川の流を帶びて、地形かたはしの岡と云ひつべし。古は板鼻の邊まで郡内なりけんと説かれたる、從ふ可し。和名抄、五郷に分ち、即ち下郡なり。後世、若田・多胡・高渠の三郷を碓氷郡に入れ、佐沒（さぬ）（佐沼の誤書か）郷を群馬・綠野の二郡に分屬せしめたれば、長野郷即ち石原・寺尾・乘附の三村のみ近世に存せり。明治二十九年、本郡を廢して、群馬郡に入る。村岡氏曰く、按ずるに本郡、東は綠野郡に至り、南は多胡に至り、西は甘羅・碓氷の二郡に至り、北は群馬郡に至り、郷五を管す。蓋し下郡なりと。

甘樂郡（かんら）　書紀及び多胡碑に、甘良郡とも書す。名跡考に、古へ韓人を置くの處

なるを以て名づくとあるは從ふ可きに似たり。黒川春村の韮に取るの説は排す可し。吉田博士は上村の義と主張すれど今取らず。本郡は郷十三を管するを以て上郡なり。吉田博士曰く貫前・抜鋒・宇伎・有只の重複あれば實は十一郷とすと云へり。又曰く「近世神名川の山中谷をも本郡の管内と爲しけるを明治十三年、山中谷に南甘樂郡の名を命じ、即之に對して北甘樂郡と曰へるなり。而も古郡郷の位置を推すに、山中谷は全く緑野郡の舊屬にして、甘樂郡に非ず。且今や南甘樂も廢せらるれば、北甘樂の名は其據を失ふと謂ふ可し。山中谷とは、甘樂郡南牧の南の山間、東西十里許の地を云ふ。神流川の流域なり。

多胡郡

多胡郡　名跡考は高の義とし、村岡氏は佃丁、即ち田子の義なりと云ふ。片岡郡に多胡郷ありしを取つて郡名としたるなり。紀に、和銅六年、上野國甘良郡の織裳・韓級・矢田・大家、緑野郡の武美、片岡郡の山名等六郷を割いて、本郡を置くことを載す。又多胡碑にも此事を記し、三郡の三百戸を以て郡を爲さしめたりとあり。後俘囚郷を置く。本郡は七郷を管して下郡なり。吉田博士曰く「後又郷を新置し、天平十九年、法隆寺資財帳に、多胡郡山部郷五十戸を載す。和名抄、山部を脱して、俘囚あり。然らば都合八郷なる可し。後世、郡界移動し、山名は緑野へ入

緑野郡

那波郡

り、織裳は甘樂へ入りし事、各郷に註す云々」と。

緑野郡　本居翁曰く、緑色をミトリと訓むは、翠鳥色の省なり。其土平沃にして、草木茂生するが故に名づくと。是れ文字に附會したる説なり。名跡考に、神奈川・蕪川・鮎川等皆當郡に落ち合へば、美止乃は水處野かと云へる、前説に比しては稍勝れるも、猶一攷を要す。和名抄、十一郷にして、中郡なり。初は十二郷なるを、和銅四年、武美郷は多胡郡に入り、後世加茂・佇因の二郷、卽ち山中谷は甘羅郡に入る。又多胡郡の山字郷を當郡に併せ、以て近代の緑野郡を形成したり。安閑二年の紀に、上毛野國緑野屯倉を置くこと見え、寶龜四年の紀に、緑野郡の正倉火災に遭ひたることを載す。本郡は東は武藏國賀美・兒玉二郡、南は甘樂郡、西は多胡郡、北は片岡・群馬・那波の三郡に境す。

那波郡　訓闕けたり。ナハと訓む可し。名義未だ詳ならず。村岡氏曰く、姓氏錄に、難波、忌寸は大彥命の後なり。大彥は東方に功ありて、族類蕃衍す。此郡或は難波氏の居る所かと。本郡は東は佐位郡、南は緑野郡及び武藏賀美・兒玉の二郡、西は群馬郡、北は勢多郡に界す。和名抄七郷を管して、下郡なり。中世、利根の河道變じ、郡郷の形勢大に亂れ、朝倉郷及び韓田郷の半は近世群馬郡に入る。

群馬郡

明治二十九年、佐位郡と併せて、佐波の新號を立つ。

群馬(くるま)郡　榛名神社、元亨三年の鐵燈爐の銘に、車馬(くるま)郡に作る。今グムマと訓むは陋なり。上野三碑考に、クルマは玄馬を云ふ。本州馬に因りて、名を得たるもの多しと云へり。本國神名帳に群馬西郡、従五位上車持大明神・正五位上車持若御子明神を記す。姓氏錄に、雄略帝の時、車持公あり。（上毛野氏の同族。）本郡また車にも由緣多きが如し。名跡考には、郷名より郡名に及びしならん。今白川の水源、善地に群馬の名僅に殘れり。川を車川と云ふとあり。是も有力なる一說とす可し。余以爲く、クルマはアイヌ語ならんか。即ちクルマは蔭の義にして、本土我皇土に歸せざりし以前、蝦夷族州內に周く山地を占有し、河水溢流して、沿岸は大樹蓊鬱たる地方を、碓氷・赤城などの高處より俯瞰せば、恰も蔭の如し。故にクルマと呼びたるならん。其地方の稱呼、後世に存して呼び傳へたるにや。中世府中を中間に置きて、本郡を東西の二郡に分ち、近世之を併合して、一郡とし、那波郡の一部を加へたり。往時利根川は群馬・勢多及び郡波・佐位の郡界を流る。然るに何れの世にか、河道變遷して西に移り、群馬・那波の二郡を貫流す。明治十三年、利根川以東の地を東群馬郡、自餘の地を西群馬郡と改稱せしが、同二十九年、更に

東群馬郡を勢多郡に併せ、西群馬郡は舊稱に復し、且つ片岡郡を併せて、現今の郡形を編成せり。即ち本郡は東は勢多・那波二郡、南は綠野・片岡二郡、西は碓氷・吾妻二郡、北は利根郡に界す。十三郷を管し、上郡なり。

吾妻郡

吾妻(あがつま)郡　日本武尊、既に蝦夷を平げ、西上野の碓日坂に逮び、弟橘媛を顧念し、東南を望み、三歎して吾嬬者耶(あづまはや)と曰へり。因りて山東の諸國を稱して、吾嬬(あづま)國と曰ふ。時に燭を秉る者ありて、尊の歌に詠み續く。乃ち之を賞して、東(あづま)國造に封ず。東(あづま)は即ち吾妻なり。橘媛の御名代として建てたる國なりとの說は、名跡考に見えたり。吉田東伍博士は、武尊以前に偶存せし地名に當てたるならんと云ふ。猶第一期第六章を參照せられよ。本郡は東は群馬・利根の二郡、南は碓氷及び信濃國佐久郡、西は信濃國小縣・高井の二郡、北は越後國魚沼郡に接す。和名抄三郷を管して、小郡なり。今は面積に於て、本縣最廣域たるも、人口は最少限とす。

利根郡

利根郡　名跡考に、郡に尖峰多きが故に、利(と)きみね即ちとねなりと說く。アイヌ語、トンナイは巨溪の義にて、猶大河と云ふが如しと。されど此河利根郡にては大河に非ず。同語にトネ即ち湖の如きと云ふ義あれば、古代に湖水の狀態を持續せしを想像して、寧ろ此說の當れるを取る。本郡は東は下野國都賀・鹽谷二

郡、南は勢多・群馬二郡、西は吾妻郡、北は越後國魚沼郡及び岩代國會津郡に境し、四郷を管し、下郡なり。明治二十九年、北勢多郡（赤城山の北陰、片品川の南岸）全部、及び吾妻郡久賀村を合す。

勢多郡

勢多郡　名義詳ならず。名跡考に、此郡赤城の山麓なれば、下の義ならんと云へど如何。アイヌ語にてセタは犬の義なり。赤城山の裾に犬を飼育せしと思はるゝ遺跡も無ければ、輕卒には主張し難けれど、猶考慮の中には容れ置くの要あり。本郡は東は山田郡、及び下野國安蘇・芳賀二郡、南は新田・佐位・那波三郡、西は群馬郡、北は利根郡に界す。和名抄に九郷を管し、中郡なり。明治十三年、南勢多・北勢多の二郡に分ちしが、二十九年北勢多を廢して、其地を利根郡に復し、南勢多は勢多の舊名に依らしめ、且つ東群馬郡をも併せたり。

佐位郡

佐位郡　サイと讀む可し。黒川春村はサクラと讀みて、櫻の義なりと云ひ、村岡氏は土宜を以て名けたるにて、百合草即ち佐葦と讀むものなりと云ふ。栗田博士は、神名式に佐位郡大國神社ありて、大國玉神を祀る。即ち大和國狹井神と同神なり。郡名此に因つて起ると曰ふ。國邑志稿にも、佐為連が氏人の、大和國佐為より移り來れるならんと說く。名義は猶研究の餘地はあれど、要するに狹

井連・佐位朝臣・上毛野佐位朝臣等の名族の住みたる地たるを知るべし。本郡東は新田郡、南は武藏國榛澤・兒玉二郡、西は那波郡、北は勢多郡に界す。和名抄に七郷一驛を管して、中郡なり。近世其北端名橋郷の地は、山田郡に入る。明治二十九年、那波郡と合して、佐波の新號に就く。

新田郡（にふた）　ニヒタと讀むが正音なるを、方言にてニフタとなれり。萬葉集十四、上野歌に爾比多山、又は乎爾比多山に作る。今日はニッタと訓む。名跡考に、丹生田の義と爲せるは從ひ難し。謂ふに、新田は荒田にして、御諸別王の子荒田別に因みて取りたるならんか。村岡氏の攷に曰く「按神功攝政四十九年紀、以荒田別・鹿我別爲將軍、往征新羅。應神十五年紀、遣上毛野君荒田別於百濟。仍徵博士王仁。考姓氏錄、荒田別・鹿我別、倶御諸別王之子。而新田・足利二郡相隣。因謂、新田初作荒田、後取嘉名、塡新字。稱謂隨轉。足字・利字並訓加賀。足利卽鹿我也。皆因居命名者。姑附備考。」本郡東は邑樂・山田の二郡、南は武藏國幡羅・榛澤の二郡、西は佐位郡、北は山田・勢多の二郡に界す。和名抄に、五郷を管し、下郡なり。中世郡號を廢し、新田庄を以て行はる。正保の國圖に郡號を復せり。

山田郡（やまだ）　名義は文字に就ける外、考ふる所無し。本郡は東は下野國梁田・足利・

邑樂郡

安蘇の三郡、南は新田・邑樂の二郡、西及び北は勢多郡に境す。和名抄に、四郷を管して、下郡なり。四郷の中大野郷即ち黒川谷は近世勢多郡に入りたるが如し。又佐位郡名橋郷は何時の頃よりか本郡に入る。

邑樂郡　名義審ならず。村岡氏曰く、按ずるに延喜式も同訓なり。伊呂波字類抄・拾芥抄に、ヲホアラキと訓む。日本正統圖・享保郡名附に、ヲフラと訓み、昭代此に循ふ。常陸國茨城郡はムハラキと訓す。今はイバラキと呼ぶ。下總國茨城郡は小原子村に作る。伊豆國茨城郷は原木村に作る。邑樂も亦茨城と通ず。亦茨木造の居る所かと。續紀、神護景雲三年、上野國邑樂郡の人、外大初位上小長谷部宇麻呂に姓大伴部を賜ひたるを、此郡名の史に見えたる始とす。本郡東は下野國都賀郡、南は武藏國埼玉・幡羅二郡、西は新田・山田二郡・北は下野國梁田・足利・安蘇三郡に界す。四郷を管し、下郡なり。

第二節　郷

一　碓氷郡

飽馬郷

飽馬郷　飽馬は騂馬にして、即ち赤毛の馬なり。本州は古へより官牧ありて、年々馬五十匹を貢す。故に地名を馬に取るもの多しと云ふ。後世飽間又は秋間の字を用ふ。地理志料に、上野志を引きて、飽間方に廢す。今秋間村あり。分れて上中下の三村と爲り、上後閑・中後閑・下後閑の諸邑に亙る。蓋し其地なりとあり。吉田博士も亦今の秋間・後閑の二村を以て之に當て、石馬郷の東にして、野後郷の北なりと云へり。本國神名帳に、碓氷郡從三位飽間明神あり。

石馬郷

石馬郷　和名抄に訓なし。上野志には、今の何地なるやを審にせずとあり。名跡考に曰く、「今飽馬に續きて後閑・上豐など有つて、此邊山の谷に續けば、石馬も昔間などの義に通ひて、此邊にや。亦郷原などあれば、何れか詳ならず。」と。地理志料に案を附して曰く、貞觀元年紀に、上野國波已曾神あり。本國神名帳に從二位波已曾明神に作る。今白雲山に在りて、妙義權現と曰ひ、日本武尊を祀る。

山下に行田・八城・二軒在家・中里・古立・行澤・大牛・諸戶・菅原の諸邑ありて、甘羅郡に跨る。已に宮社あり。宜しく里邑有るべし。疑くは其地ならんと。辭書に曰く「其地今傳へねど、松井田驛及び其北なる山中にあたる。卽ち坂本郷の東、館馬郷の西にして、碓氷川の北とす。」

坂本郷

坂本郷　碓氷峠の下なる村里なれば、坂本と名づく。地理志料に曰く、「上野志、坂本郷廢、坂本宿存。按ㇾ圖、亙ニ原・横川・入山・五料・土塩・新井・上増田・下増田諸邑」。蓋其域也。」地名辭書には、今の坂本町・臼井町に當ると云ふ。

磯部郷

磯部郷　磯部は石上部を修したるなり。天平勝寶元年の紀に、本郡の人石上部諸弟あり。五年の紀に、左京人石上部君男島等に、上毛野坂本君の姓を賜ふ事見ゆ。此地は石上部の貫せし所と思はる。地理志料に曰く、「上野志、磯部郷廢、磯部村存。按ㇾ圖、亙ニ上磯部・東上磯部・西上磯部・下磯部・人見・中野谷・鷺宮・上間仁田・下間仁田・大竹諸邑」。蓋其地也。」地名辭書に「今磯部村及び西横野村・東横野村にあたり、甘樂郡妙義山も元此郷内なりしなるべし。碓氷川の南邊にして、甘樂郡堺に至る。」とあり。

（碓氷郷）

（碓氷郷）　和名抄に無し。村岡良弼氏、之を補うて曰く、按ずるに、碓氷郡家の在

る所たるに因つて名とす。今國衙村あり。古へは郡・國並に之をクニと訓ず。國衙は郡衙なり。松井田・郷原・新堀・高梨子・小日向・上増田・下増田の諸邑に亙る。或は其地ならんと。

石井(いはゐ)郷 地理志料に曰く「上野志云、石井郷廢、岩井村存。按圖、亙板鼻・中宿・野殿・大谷・鼻高諸邑」。蓋其地也。」地名辭書には、今の岩野谷村、即ち岩井・野殿・大谷にして、安中町の內なる中宿も、此郷內なりきと云へり。

野後(のじり)郷 和名抄郡郷考に、野後とは安中と松枝との間なる、かの原市・郷原の郊野を野中として、其後なる意ならんとあり。地理志料に曰く「上野志云、野後方廢。今安中驛有野尻町」。驛西有上野尻村、是古郷之遺也。按圖、亙安中・原市・梁瀨・峰・古屋・高別當・小俣諸邑」。豈其城乎。」地名辭書に曰く「今原市町・安中町にあたる。即ち飽馬郷の南、石馬郷の東とす。安中に野尻の小名のこり、延喜式、上野國野後驛馬十疋とあるは、即此とす。而も和名抄に、本郡野後・坂本二郷の外に、驛家を提書したるは、其實二驛家の註文のみ。」

俘囚(ふしう)郷 和名抄に訓を缺く。フシウと訓む可きか。蝦夷の俘囚を置きたる所なり。地理志料に曰く、「上野志、俘囚未審今之何地」。富永氏曰、今浮田村或是。

然古今諸國無浮田村、恐妄。按圖、郡東北有里見村、爲上中下三村。又室田・宮澤・十文字・水沼・三倉諸邑、自爲一區。或可以擬其郷。姑附待考。」地名辭書に曰く、「里見村の西北、烏川の上游に、烏淵・倉田の二村あり。山谷の幽僻に居り、形勢俘囚の占居に適ふごとし。即ちそこか。増田・後閑の北にして、群馬郡榛名山の西なり」と。

二　片岡郡

若田郷

若田（わかた）郷　地理志料に曰く、「按、上野志、若田方廢。今若田村入碓氷郡。按圖、又八幡・劔崎・金井淵・我峰・町屋・上大島・下大島諸邑。蓋其地也。」地名辭書には、今の八幡村（大字若田あり。）豐岡村に當り、高渠郷の東にして、左右に碓氷川と烏川とを帶ぶ。故に若田原又は川間原の名ありと記せり。

多胡郷

多胡郷　地理志料に曰く、「上野志、多胡方廢。又石原・乘附・上中下豐岡・藤塚諸邑。蓋其地也。」地名辭書に曰く、「今碓氷郡に入り、里見村にやと想はる。八幡村の西北にして、烏川の北岸に縁れり。塚本氏以て奥平村に擬し、村岡氏は石原村に擬したれど、徴證あるにあらず、諸郷の位置より推して、里見村に係くるといふのみ。」

高渠郷　名跡考に曰く、「思ふに鷹巣是乎。今碓氷郡に入る。太加無曾・太加乃須音通へば也。按、この邊すべて中古迄、片岡郡也。八幡大聖寺の記に、豐岡郡板鼻庄と見えたり。中古かく云ひしと見えたり。是等は亂世の豪族、己が住所の名もて、みだりにしか云ひたるものなるべし。この類諸國に多し。」地理志料に曰く、「塚本氏曰、高渠方廢。蓋今高崎驛是也。按圖、豊高崎今屬西群馬郡」。互岩神・高關・江木・大類・新保・貝澤・飯塚・赤坂・並榎・小塙諸邑」。其域耶。」地名辭書は、名跡考の說に贊して、「今碓氷郡に入り、板鼻町なるべし。鷹巣山あり。鷹巣即高渠の訛とす。」と述べたり。

佐沒郷　沒は努字の誤にして、佐努と讀むべく、即ち眞野の義なりとの說あり。又沒は沼の誤字と云ふ。金井澤碑に甞郷と書せり。名跡考に曰く、「按、今石原是なるべし。この地差出の名有。佐沒出の義ならん。大出・小出などいふ類、諸國に例有。今差出氏なる者有。いづれも古き名の遺りしものか。」地理志料に曰く、「今高崎城の東南に、上佐野・下佐野・佐野窪あり。是れ其遺名ならん。圖を案ずるに、和田・下和田・上中居・下中居・新後閑・下城・矢中・倉賀野・柴埼の諸邑に亙ると。」地名辭書に曰く、「長野郷の東南なる根小屋・下佐野にあたり、舊多胡郡山字郷の西とす。根小屋の金井澤碑に、群馬郡下甞郷と云ふを見れば、神龜中には、群馬郡に屬せしことありし歟。此一郷は烏川の南北に渉ければ、神龜の當時、かかる事もありけんと諾なはるゝ也。一書に佐沒は佐努の誤かといはれたれど、沒は沼に通り易くして、

努に遠し。故に今取らず。」

長野鄕

長野鄕　長野連の貫する所なるより得たる名ならん。名跡考に、「長野既に廢れて詳ならず。地形を按して考ふるに、寺尾・根古屋の邊なるべし」とあり。地理志料に曰く、「圖を按ずるに、寺尾は本郡に在るも、根古屋は今綠野郡に屬す。石原觀音堂、天正十一年棟札の銘に、堂一宇、上野國片岡郡豐岡庄岩長鄕とありと云ふ。名跡考に、「岩長は長野の轉じたるにやと述べたり。地名辭書に、「今の乘附・石原・寺尾の地に當るが如し。卽ち若田鄕（碓氷郡八幡村、豐岡村、）の東南にして、碓氷川を隔て、近年片岡村と改めし者是也。」とあり。

三　甘樂郡

貫前鄕

貫前鄕（ぬきのさき）　和名抄に、貫前・拔鉾の二鄕を擧げたるは、恐くは一鄕の誤ならん。延喜式に、本郡貫前神社ありて、紀に拔鉾神とあるに同じ。地理志料に曰く、「上野志云、貫前鄕廢、一宮村存。稱旁近數村、曰綾女莊、屬北郡。是其地也。」名跡考・地名辭書も亦、今の一宮町に當ると爲す。

酒甘郷

酒甘郷　和名抄に訓缺く。名跡考に「按佐加比と訓べし。酒養也。甘を加比と訓は、牛甘・犬甘杯の如し。犬飼又大飼などとも書く。其地廢。例を押に、貫前・丹生の地に並びしなるべし。按、酒と坂とは同例多し。酒井・坂井などのごとく、又大小に分ちたる地、所々に有。爰に小坂村上中下の三つに分つ。是にや。」地理志料に曰く「今南部有坂井村」。近谷黒田村、即是。按圖、互坂井・黒田・萬場・鹽澤・森戸・小平・相原・青梨・魚尾・船子諸邑」。或其域也。」辭書には「諸郷の位置より推せば、那射郷の西なる、下仁田・青倉などにあたる如し。されど下仁田は南牧とも稱し、古の鹽山牧なり。疑ふべし。」

丹生郷

丹生郷　和名抄に訓缺く。諸國の例に依りて、ニフと訓む。仁徳紀に、丹生部を定められしこと見ゆ。皇極紀に、乳部の註に、ミフともあれば、壬生と丹生と古語共通せしものと思はる。紀に、貞觀十七年、上野國丹生神に從五位下を授くとあり。本國神名帳に、從三位丹生明神に作る。其祠は下丹生村に在り。村岡氏曰く、弘仁四年の紀に、甘樂郡大領壬生公石道ありて、壬生・丹生同訓なれば、或は其祖廟ならんと。又曰く、上野志、丹生方廢。上丹生・下丹生二村存。蓋互上高田・下高田・八木連諸邑」。其故區也。」辭書に曰く、「今丹生村(上丹生・下丹生・原)是なり。貫前郷・宇伎郷の北とす。」

那非郷　和名抄に、訓缺けたり。高山寺本に那波に作る。而も那波は那波郡あれば、本郡に適入す可からず。村岡氏は、此二字は郡家の誤書なる可しとて、此郷を郡衙の在る所と爲す。氏曰く、圖を按ずるに、富岡の南に國峰村ありて、地勢一郡を統ぶるに足る。後小幡氏此に城き、峯城と號し、一方に雄視せり。蓋し郡司の故址に據れるなり。小幡・岡本・轟・秋畑・岩染・野の諸邑に亙りて、或は其域ならん。姑く書して考を待つと。吉田氏は假に那波と標出して、丹生郷の北なる高田村などにやと云へり。

湍下郷　和名抄に、訓缺けたり。湍はもと端に作ると雖も、高山寺本に從ひ湍なるべし。蓋し高湍を分つて、上下二郷と爲したるなれば、タカセノシモと訓ずべし。後に約して、セシモと云ひたるならん。保元物語に、上野の人瀬下太郎、東鑑に瀬下廣親、同國雜記に、世之毛乃原あり。地理志料に曰く、「上野志、端下方廢。今富岡有瀬下町。是其遺名。按圖、亙富岡・七日市・宇田・黑川・別保・上黑岩・下黑岩諸邑、屬北郡、是其地也。」吉田氏も亦富岡となす。名跡考に、「按に端は神代卷に、麓山神祇などの義ならんか。歌に、はやましげ山てふ如く、其地麓山に臨みし所なるべし。然れば曾木に、川を隔てゝ向ひの地、國峯・內匠・岩染・秋畑・善慶寺、或は野上村抔、山の下囘

に連なる所に求むべきものにや」と說かれたれど、從ひ難し。

宗伎郷　和名抄に、訓を缺きたり。本國神名帳に、甘樂郡從一位宗岐明神ありて、今曾木村に鎮座す。蘇宜部首が、其祖礬屋別命を祀れる社ならんか。地理志料に曰く、「上野志云、宗伎方廢。曾木村存。按圖、亘二君川・星田・白岩、上高尾・下高尾諸邑、屬二北郡一。蓋其地也。」吉田博士は宗伎を宇伎の誤とし、有只と重複すること、貫前・抜鉾の例なりと云へり。同氏は今の吉田村を之に當てたり。

湍上郷　訓缺けたり。原書には湍を端に作る。今高山寺本に依りて訂す。タカセノカミと讀むべきも、省してセノカミとも訓みつらん。志料に曰く、「上野志云、湍上方廢。謂、今北郡有二上高瀬・中高瀬・下高瀬一。與二大島・田島・相淵諸邑一隔二蕪川、對湍下郷一。是其地也。」辭書に「瀬下の南なる高瀬村にあたり、額部・新屋兩郷の西に隣る」と云へり。

有只郷　訓缺けたり。延喜式に、甘樂郡宇藝神社を載せ、本國神名帳にも宇藝明神を記す。此社今吉田村大字神成に在り。之に據れば、有只はウキと訓むべきなり。名蹟考には「是宇志と訓むべし。山城綴喜郡里の名に宇知、又有貳などよむ名あり。今の大牛村妙義山下の地、是なるべし。式に古市牛牧あり。此地又その

かみ牛牧ありしなるべし。續紀、天平神護二年五月甲戌、上野國甘羅郡人、大初位下、礒部牛麿等四人、賜姓物部公云々。此牛麿てふ名も、又この郷名に出たるものか。」と述べり。志料に曰く「按圖、亙宮崎・神成・小林・中澤・蚊沼・原諸邑、蓋其地也。」辭書の說は、宗伎郷の項を參照せよ。

那射郷

那射(なざ)郷　訓缺けたり。ナザと讀むべきなり。志料に曰く「大同類聚方、淡路津名郡人那射長野麿。或那射氏所居耶。上野志、那射方廢。今按、神成南有南蛇井(なぎゐ)村。讀云奈邪爲。是其遺名。亙小坂・馬山・下仁田・白山・吉埼・栗山・青倉・川井・宮室諸邑。屬北郡。蓋其域也。」辭書に曰く「今南蛇井(なじゃゐ)村(吉田村の大字)・馬山村にあたる如し。宇伎・湍上二郷の西にして其南蛇井は卽那射の井村の義とす。近年南蛇井は宇伎郷の神成・中澤等と相合して、吉田村と改む。」

(鹽山郷)

(鹽山郷)　村岡氏之を補へり。本州九牧の一なり。名跡考に、鹽澤・小鹽澤・馬居澤・東牧・西牧・南牧・北牧の諸村を鹽山の牧址に當てたり。大日向・大仁田・砥澤・磐戸・檜原も之に屬すと云へり。

額部郷

額部(ぬかべ)郷　高山寺本に之を額田部に作る。奴加倍(ぬかべ)と訓むは略稱なり。神功紀に「四十七年、以千熊長彥、爲遣新羅使、責以濫百濟貢物。長彥武藏國人。今額田部槻本首等祖也。」とあり。

志料に曰く、「郷與武藏接壤。豈其功田邪。上野志、今福島村有額部地。稱旁近諸村、曰額部莊、互田篠・内匠・小川諸邑。蓋其域也。」辭書も略〻同說なり。今福島町は福島・田篠・小川・星田を包容す。

新屋郷

新屋郷　延喜式に、新屋牧あり。本國神名帳に、甘良郡從五位上新屋明神ありて、姓氏錄に見えたる新家首が、其祖汙麻斯麻尼足尼命を祀りたる社ならんか。名跡考に、天引村に新屋の名僅に存し、又東福島に隣りて、庭谷村あるは、共に新屋の轉ならんと云へり。志料に、圖を按して、天引・白倉・上野・金井・造石・庭谷の諸邑に亙り、北郡に屬せる、蓋し其地ならんと說く。辭書に曰く、「今新屋村(白倉・庭谷・造石・天引・金井)及び小幡村(小幡・上野・高・國峯・善慶寺)秋畑村に當る如し。小野郷の南、瀧上郷の東にして、多胡郡辛科郷に接す。」

小野郷

小野郷　群馬・綠野の二郡にも小野郷あれば、村岡氏は上野守小野朝臣綱手に賜はりし賜田のありしより得たる名ならんかと云へり。是れ或は然らん。高尾村の仁治四年碑に、小野國文等の名見えたり。名跡考に、「小野大郷也。(屬邑七ツ。)今相野田といふ。小町得成寺などいふ寺あり。土人猶小野七郷といへり。(俗に小野小町生死の所なりといへり。)」とあり。志料に曰く、「上野志、小野方廢。富岡北、有小野村。呼隣近數

邑、曰二小野七郷一。按レ圖、亙二坂口・蕨・相野田・小桑原・桑原・藤木一、爲二其故區一。」辭書に今の小野村(藤木・小桑原・上高尾・下高尾・相野田・蕨・後賀・白岩・桑原、)・黒岩村(黒川・別保・上黒岩・下黒岩。)を當てたり。

拔鉾郷

拔鉾郷　訓缺けたり。貫前と重複す。貫前郷の條に述べり。

四　多胡郡

山字郷

山字郷　諸本、山宗に作る。今高山寺本に從ひ、山字に改む。或は山宗は山奈の衍かと謂ふものあり。村岡氏は之を駁して、地名は音訓雜用せざるが例なれば、取らずと云へり。紀に、和銅四年、片岡郡山等の六郷を割いて、多胡郡を置くと見えたり。志料に曰く、「上野志、山名郷廢、山名村存。屬二綠野郡一。亙二本郡岩井・小暮・諸邑、蓋其地也。」辭書に曰く、「今八幡村(山名・阿久津・根小屋・木部)大字山名存す。山宗は山字にて、名字同訓なり。即阿久津・木部及び岩井・小暮・馬庭(以上三地共に入野村の大字たり)等にわたる。」

織裳郷

織裳郷　和銅四年、甘樂郡より割いて多胡郡に隷けたる郷なり。裳を織るに依りて得たる名ならん。名跡考に曰く、「今織茂に作る。長根村に屬す。上古の服織部置し地なるべし。服部・錦部のたぐひ皆同じかるべし。」志料に「上野志、

菱方廢。今長根村、有折茂地」。是其遺名。亙上長根・下長根・小棚・片山諸邑」。曰百濟莊」。蓋其地也。」辭書に、折茂の說を排して曰く、「長根は辛科鄕內とす。されば辛科鄕の北に、蕪川を隔てたる岩崎・奥平などに當るべし。和名抄に、諸鄕の次第、山字・織裳・辛科と云ひ、和銅四年紀に、甘良郡織裳・韓級とあるに考ふるも、山字鄕の西隣にして、甘良郡に接比すること想ふべし。中世故鄕名を失ひ、且甘樂郡に轉じたるに因り、多く疑惑を招けるのみ。」

辛科鄕　韓級とも書す。和銅四年、甘樂郡より割きて、多胡郡に隷けたる鄕なり。歸化韓人の居る所なるを以て、名づけたるならんとも云ひ、又科は樹名にて、其皮を採りて布に織るなれば、韓種の科かと云ふ。本國神名帳には、多胡郡從二位辛科明神とあり。名跡考に曰く、「續紀韓級に作る。是韓矢田部などに出たるべし。（韓矢田部は豐城命の後なり。）則今神保村辛科神社有是なり。」志料に曰く、「上野志、辛科方廢、神保村存。亙鹽・東谷・大鹽諸邑」。曰百濟莊」。是其地也。」辭書に曰く、「今神保に辛科明神あれば、神保・長根・本鄕・片山・小棚等にわたる。卽八田鄕の西にして、甘樂郡界に居る。」

大家鄕　訓缺けたり。オホヤケと訓む可きか。大家は官家と云ふに同じけ

れば、郡家の有りし所ならん。和銅四年、甘良郡より割いて、多胡郡に隷けたる郷なり。名跡考に曰く、「地利を押すに、多比良村是か。大家・大宅は同じかるべし。國史、和銅七年、大宅朝臣大國、上野の守となるよし見えたり。」信友の三碑考に曰く、「大家今廢して知れず。或は云ふ、多比良村の内、追野部と云ふ所あり。昔は追部といへる由、家の字はへとよめば、オホへなりしを、オヒべとも云へる歟。」志料にも、此説に從ひ、圖を按じて、多胡・高・上河内・下河内・笹平・下日野の諸邑に亙りて、多胡莊と曰ふは、其地なりと述べたり。

武美郷

武美（むみ）郷　訓缺けたり。ムミと讀むべし。名義未だ考へず。是も和銅四年に、緑野郡より割いて、多胡郡に隷したる郷なり。名跡考に曰く、「和名闕。多計美と訓むべし。譬は信濃に武美別神社有が如し。其他水邊に有て、かぶら川・年魚川の邊なるべし。（又黒熊村に武美沼といふ所有。是にや。）」志料に深澤・石神・小串の諸邑に亙れる、其故區ならんと述べたり。辭書に曰く、「今入野村の東なる黒熊・小串・深澤などにあたるとぞ。即緑野郡白石の西なり。」

浮囚郷

浮囚郷　フシュと訓む可し。吉田博士は、エビスと訓す。名跡考に曰く、「思ふに、是は郷名とも聞えず。たゞ浮囚置かれたる地なるべし。或は今の吉井是な

らむかと云へり。志料に曰く、「上野志云、是置二新羅浮囚一處。天平神護四年紀、在二上野國一新羅人、子午足等一百九十三人、賜二姓吉井連一。姓氏錄、吉井宿禰伊利須使主子麻氏臣之後。今吉井村存。是浮囚鄕也。按レ圖、互二吉井・本鄕・鹽川・岩埼・上奥平・下奥平諸邑一。曰二公田莊一。蓋其域也。」辭書に曰く、「されど韓種蕃別の人々を、浮囚と號せしむること信じ難し。恐くは日野の山中に蝦夷の遺種を撫養せられしものにして、吉井の新羅種にはあらず。」

八田鄕

八田鄕　訓缺けたり。ヤタと讀む可し。諸國に八田鄕ありて、八田部の居る所なり。和銅四年、甘樂郡より割いて、多胡郡に隷けたる鄕の一とす。志料に曰く、「上野志、八田方廢、矢田村存。互二池村・中島・馬庭諸邑一。曰二非池莊一。蓋其域也。」辭書に曰く、「今矢田の村名存す。即石神・中島・池・鹽川・吉井・多胡等にわたる。郡の中央にして、矢田・多胡は相隣る。蓋郡家の地にして、多胡の村名之に出づ。（近年石神・中島は入野村へ合せ、池・鹽川・矢田は吉井町へ合せ、多胡は神保・大澤等を兼併す。）此邊に近世は公田庄の名あり。」

（山部鄕）

（山部鄕）　和名抄に載せずと雖も、法隆寺伽藍緣起竝流記資財帳に、「上野國多胡郡山部鄕五十戶」と見えて、此戶は天平十年四月十日、平城天皇の法隆寺に納め給ふ所の食封たり。村岡氏も之を補ひて曰く、「山部訓二夜萬倍一。」即山部氏所レ居。後

避桓武天皇諱、改作山家郷。偶渉山字郷、致脱簡也。………按圖郡西南有上日野・細谷・尾根・印地・江木・森戸・柴平・大栗・馬渡・鹿埼・田木・矢掛諸邑。近者合稱上日野村。在御荷鉾(みかほ)山下、自成一區、蓋其地也。」辭書に曰く「其地は矢田・韓級の南なる山中にて、大澤・東谷・鹽村などにあたるごとし。」

五　綠野郡

林原郷

林原(はやしはら)郷　延喜式に、上野國拜志御牧と見えたるは是なり。名跡考に曰く。「按、小林村彼郷中なるべし。地名大小上下を分つは多し。東鑑、高山・小林黨見ゆ。是拜志(はやし)・林などの姓なるべし。」志料に曰く「上野志云、林原方廢。今小林村或其遺名。按圖、亙小林・藤岡・上戸塚・下戸塚・青山諸邑。屬高山莊。即其地也。」辭書に曰く「今藤岡町の邊かと云ふ。大字小林あり。即土師郷の北なり。」

小野郷

小野(をの)郷　甘樂・群馬の二郡にも小野郷ありて、皆小野朝臣の住する所なり。名跡考に、小野は詳ならず。中村の邊なるべしと云へり。志料に曰く「亙中島・中村・森・泉諸邑、爲古郷域。」辭書に曰く「今小野村を復したり。即新町驛の西南にて、立

石・森・中村・栗須等を籠めたり。されど古の小野郷は、森・中村・栗須の邊に限り、鮎川・蕪川と烏川の交會の地なれば、水處野とも云ひ、郡名緑野も之に起る如し。」

升茂郷

升茂郷　訓も義も詳ならず。村岡氏は、加茂又は甘茂の誤かと云ひ、吉田博士は加茂の譌とせり。名跡考には、マシモと訓み、岡ノ郷を當てたり。志料に曰く、「按圖、互岡郷・新田・上中下栗須諸邑。」蓋其域也。」辭書に曰く、「今按ふに、加茂は神野川並び御荷鉾山のカミカブと其言義を同じくし、山中谷の神山に起れる名稱とす。されば今の萬場の邊、神川・美原二村にあたるとやいはんか。」

高足郷

高足郷　訓缺けたり。タカシと訓む可し。名跡志には、立石村なるべしとあり。志料に曰く、「按圖、互上立石・下立石・笛木・落合諸邑、爲其故區。」辭書に曰く、「名義は高洲に出でて、スをシに轉ずる者歟。此郡内にて、地形に就き之を求むるに、笛木及び岡郷・立石等にあたり、烏川の邊を指せるに似たり。」

佐味郷

佐味郷　訓缺けたり。サミと讀む可し。姓氏錄に、佐味朝臣、上毛野朝臣と同祖にして、豐城入彦命の後なりとあり。天武壬申年の紀に、佐味君宿那麻呂、十三年の紀に、佐味君、姓朝臣を賜ふとありて、此郷に貫せしものなり。名跡考に、「思ふに是小水の義にて、今の三木木村の邊にや。此邊小川あり。」志料に曰く、「上野名跡志、佐味

避二桓武天皇諱一、改作二山家郷一。偶渉二山字郷一、致二脱簡一也。………按レ圖郡西南有二上日野・細谷・尾根・印地・江木・森戸・柴平・大栗・馬渡・鹿埼・田木・矢掛諸邑一。近者合稱二上日野村一。在二御荷鉾(みかほ)山下一、自成二一區一、蓋其地也。」辭書に曰く「其地は矢田・韓級の南なる山中にて、大澤・東谷・鹽村などにあたるごとし。」

五　緑野郡

林原郷

林原(はやしはら)郷　延喜式に、上野國拜志御牧と見えたるは是なり。名跡考に曰く。「按、小林村彼郷中なるべし。（地名大小上下を分つは多し。）東鑑、高山・小林黨見ゆ。是拜志(はやし)・林などの姓なるべし。」志料に曰く「上野志云、林原方廢。今小林村或其遺名。按レ圖、在二小林・藤岡・上戸塚・下戸塚・青山諸邑一。屬二高山莊一。即其地也。」辭書に曰く「今藤岡町の邊かと云ふ。大字小林あり。即土師郷の北なり。」

小野郷

小野(をの)郷　甘樂・群馬の二郡にも小野郷ありて、皆小野朝臣の住する所なり。名跡考に、小野は詳ならず。中村の邊なるべしと云へり。志料に曰く「在二中島・中村・森・泉諸邑一、爲二古郷域一。」辭書に曰く「今小野村を復したり。即新町驛の西南にて、立

石・森・中村・栗須等を籠めたり。されど古の小野郷は、森・中村・栗須の邊に限り、鮎川・蕪川と烏川の交會の地なれば、水處野とも云ひ、郡名緑野も之に起る如し。」

升茂郷　訓も義も詳ならず。村岡氏は、加茂又は甘茂の誤かと云ひ、吉田博士は加茂の譌とせり。名跡考には、マシモと訓み、岡ノ郷を當てたり。志料に曰く、「按圖、互岡郷・新田・上中下栗須諸邑。蓋其域也。」辭書に曰く、「今按ふに、加茂は神野川竝び御荷鉾山のカミカブと其言義を同じくし、山中谷の神山に起れる名稱とす。されば今の萬場の邊、神川・美原二村にあたるとやいはんか。」

高足郷　訓缺けたり。タカシと訓む可し。名跡志には、立石村なるべしとあり。志料に曰く、「按圖、互上立石・下立石・笛木・落合諸邑、爲其故區。」辭書に曰く、「名義は高洲に出でて、スをシに轉ずる者歟。此郡内にて、地形に就き之を求むるに、笛木及び岡郷・立石等にあたり、烏川の邊を指せるに似たり。」

佐味郷　訓缺けたり。サミと讀む可し。姓氏錄に、佐味朝臣、上毛野朝臣と同祖にして、豐城入彦命の後なりとあり。天武壬申年の紀に、佐味君宿那麻呂、十三年の紀に、佐味君、姓朝臣を賜ふとありて、此郷に貫せしものなり。名跡考に、「思ふに是小水の義にて、今の三本木村の邊にぞ。（此邊小川あり。）」志料に曰く、「上野名跡志、佐味

方廢。今三本木村或是。因徵地圖、三本木與保美村接。恐未允。以予觀之、保美西南二里、有佐波川村。今分上下二邑。佐波或佐味之轉呼。亙日吉・日向・金丸・大澤諸邑。蓋其故地也。」辭書に曰く「地形を以て推すに、平井の邊を佐味郷と擬定すべし。」

大前郷

大前郷　訓缺けたり。オホサキと讀む可し。履仲即位の前紀、仲皇子謀叛の條に、太子を扶け逃げたる物部大前宿禰あり。大前宿禰は居地に取れるならん。上野名跡考に、大前は大塚村なるべしとあり。志料に曰く「按圖、亙上中下大塚・篠塚・本動堂・三木諸邑。蓋其域也。」辭書に曰く「名義を推して其地を求むるに、落合村は蕪川と交會にして、河流を左右に帶び、岬埼の狀あり。落合は今大塚・動堂などに合せ、美土里村と云ふも、形成を以て論ずれば、三木白石・落合は一區を爲し、西は多胡郡武美郷に接し、山字郷と蕪川を隔てたり。」

尾張郷

尾張郷　訓缺けたり。ヲハリベと讀む可し。姓氏錄に據れば、尾張部氏は、彥八井耳命の後なり。本國神名帳に、群馬西郡從三位尾張明神あり。是れ即其族の居る所なり。延喜式に、治尾御牧とあるを、村岡氏は尾治の倒轉かと疑へり。名跡考に、「是尾張部の姓に出たるべし。中略。今牛尾・雲尾の地名かの廢郷なるべし。

鬼石と云ふも、尾西てふ事なるにや、志料に曰く、「按圖、亙二八鹽・鬼石・永源寺・八木澤諸邑、屬二高山莊一。豈其域耶。」辭書に曰く、「諸鄕の位置より推せば、三波川村・鬼石町の邊にあたるかと疑はる。」

保美鄕

保美鄕　訓缺けたり。ホミと讀む可し。其義詳ならず。名跡考に曰く、「按保は高きを云。美とは助語にや。亦思ふに、保美とは踏の意義。景行紀に、帝碩田國に至るに、柏峽大野有レ石。天皇祈レ之曰、朕得レ滅二土蜘蛛一者、將蹶二茲石一。故號二其石一曰二踏石一云々。」志料に曰く、「上野志、保美鄕廢、保美村存。按圖、亙二城戶・淨法寺・三本木・根小屋・澤口諸邑、亦屬二高山莊一。是其地也。」辭書に曰く、「今保美・淨法寺の邊なるべし。保美は美九里村の大字と爲り、淨法寺は鬼石町の大字と爲る。又保美山と云ふ村落の、保美の西南三里にあるも、相因む所あるべし。」

土師鄕

土師鄕　諸國に同名の鄕ありて、皆土師宿禰の居る所なり。本國神名帳に、綠野郡正五位上土師明神見え、今美九里村大字本鄕に、土圭神社ある是なり。蓋し土師氏の祖神を祀れるなり。本鄕と云へる地名も、土師の鄕長が住みし所なるより得たるならん。名跡考に曰く、「土師本鄕是也。土師宮居有て、祭禮に角力を取事あり。思ふに、久代野見宿禰の故事によれるものにや。土師姓は天穗日命

より出て、野見宿彌の後裔なり。……いにしへ土師置かれし地なるべし。」志料に「按レ圖、亙二本郷・根岸・牛田・川除・神田・矢場諸邑一。爲二其故區一。」辭書に曰く、「今美九里村にあたり、本郷・神田・牛田・矢場等を指せるならん。……保美郷の北とす。」

俘囚郷

俘囚郷　フシユと讀む可し。吉田博士はエビスと訓す。高山寺本は、此郷を載せず。村岡氏曰く、弘仁四年の紀に、出羽田夷置井出公呰麻呂等十五人に姓上毛野綠野直を賜ふとあり。因つて謂ふに、出羽飽海郡井戸郷ありて、是れ本土なり。後に俘虜と爲りて、此郷に配せられ、是に至り今の姓を賜へるなりと。又曰く、「按レ圖郡西有二綠野村一。是綠野直所レ居。亙二東平井・西平井・鮎川・笹曲輪・白石諸邑一。或其地也。」辭書に曰く、「一書に、出羽の俘囚に、綠野直の姓を賜りしことを引きて、當郡綠野村をば俘囚の栖窟なりしかと論ず。然れども彼徒もと夷民の裔孫。王化に浸漸して、稍々雑居を成せるに至れる者。畢竟するに山居野所の民なり。故に和名抄、載せて俘囚と云へるも、恐くは僻遠の山谷に之を安置立號せるのみ。綠野村の平郊にあらず。綠野郡内の遠境神野川の奥などこそ、俘囚安置の地形なれ。」

山高郷

山高郷　高山の倒置ならん。タカヤマと讀む可し。神鳳抄に、上野國高山御

厨田二百八十町とあり。武家時代に高山莊ありて、其地域頗る大なり。高山黨と云へるも、此地より起れる豪族にして、子孫徳川氏に仕ふ。（後條に詳述すべし。）志料に曰く、「上野志云、山高方廢。高山莊高山村存。按圖、互日野・金井・中倉・大平諸邑、爲其郷域。」辭書に曰く、「其舊郷は高山・三本木及び金井・下日野に渉れる歟と思はるゝも、御厨は隣郷をも籠絡して、其田土は殆全部に渉りたるごとし。」

六　那波郡

朝倉郷（あさくら）　或は淺谷の義か、又は校倉（あぜくら）の轉かと云ふ者あれど、要するに信し難し。名跡考に曰く、「今猶村存して、群馬郡に入る。朝倉につゞきて、徳丸・力丸の名あり。是は丸部、又は丸子宿禰などに出たる戸なるべし。」志料に曰く、「上野志、朝倉今屬群馬郡、爲上朝倉・下朝倉二村。」按圖、互上佐鳥・下佐鳥・後閑・宮地・房丸・力丸・寺家・公田諸邑、蓋其地也。」辭書に曰く、「今勢多郡へ入り、上川淵村（上佐鳥・宮地・下佐鳥・後閑・漆島・朝倉）・下川淵村（鶴光路・亀里・横手・三公田・新堀・力丸・房丸・徳丸・下阿内）にあたる。群馬郡驛家郷の東南に隣り、精田郷の北にて、上川淵に大字朝倉の名存す。」

鞘田郷

鞘田(さやた)郷　狹谷田(さやた)の義なりと云ふ者あれど、從ひ難し。名跡考に曰く、「鞘田廢て、齋田あり。又群馬に入る。歌書の佐野田是也。名義の鞘は假字にて、田は助字也。さやさやと響くは、物の音なり云々。」志料に曰く、「按圖、亙二上瀧・下瀧・坂井・玉村・綿貫・岩鼻・八幡原諸邑一、曰二沼田(のんだ)郷一。蓋其域也。」辭書に曰く、「今玉村(下新田・福島・南玉・上飯島・上之手・角淵・上新田・與六分・齋田)及び群馬郡瀧川村(下瀧・上瀧・瀧・西横手・中島・宿横手・下齋田・宇貫・八幡原・板井、)にあたる。玉村に大字齋田あり。瀧川に大字下齋田あり。齋田は佐也多の訛のみ。鞘田はもと群馬郡上郊・島名二郷の東にして、本郡朝倉郷の南なりしが、中世利根川横流して、鞘田・朝倉の間を斷絶したり。郡郷の分界は、其比より變移したる也。」

田後郷

田後(たしり)郷　名跡考に曰く、「地形を押すに、今角淵・後箇村の邊にて、鞘田につゞきし地なるべし。此邊利根川・烏川、水會の地、中世の水災に失ひしなるべし。」志料に曰く、「按圖、亙二角淵・上手・宇貫・上茂木・下茂木・飯島・南玉諸邑一。或其地也。」辭書に曰く、「今詳ならず。もしくは鞘田の後(しり)の謂にて、玉村の東なる茂木・沼之上などにあたる歟。錄して後の考をまつ。」

佐味郷

佐味(さみ)郷　綠野郡にも同名の郷あり。即ち佐味朝臣の貫する所なり。名跡考に、「名義詳ならず。思に、佐はニと發す語にて、味とは丹(に)の義にや。萬葉に左丹著妹(さにつらふいも)

などといふ如く、丹とは土のあかきを、妹が顔の艶なるにたとへたり。亦思ふに佐は小にて、味は水の義にや。（小を狹といふは小野・佐野の類。）此地利根川の水流に臨て、今小泉村あり。これや小泉の意ならんか。」と論ぜられたれど、何れも採り難し。志料に曰く、「按圖、亙阿彌陀寺・柴村・中村・箱石・沼上・飯倉・川井諸邑。蓋其地也。」辭書に曰く、「地形を推すに、朝倉郷の東、倭文郷の西に當る、一郷を容るべし。そこならん。今の上陽村（藤川・山王・東善・中内・西善・飯塚・樋越・上福島）と云ふにあたる。」

委文郷　委は倭の略なり。倭文は文布なり。姓氏錄に、委文宿禰は神魂命の裔大味宿禰より出づとあり。延喜式に、那波郡委文神社を載せ、紀にも、貞觀元年、上野國倭文神を官社に列することと見えたり。要するに、委文氏此に貫して、其祖神を祀れるなる可し。多跡考は、上宮村を以て之に擬す。志料に曰く、「上野志、委文方廢。倭文神社今在上宮村。是其遺名。按圖、亙東上宮・西上宮・下宮・宮古・樋越・福島・山中下今村諸邑。蓋其地也。」辭書に曰く、「今宮郷村（田中島・田中・上之宮・宮古・東上之宮・今・連取・宮子）是なり。樋越の東にして、韮塚の西北とす。」

池田郷　邑樂郡にも池田郷あり。諸國に池田の名を存す。姓氏錄に、池田朝臣は上毛野朝臣と同祖にして、豐城入彥命十世佐太公より出づとあり。即ち此

郷に貫せり。志料に曰く、「上野志、池田方廢。按レ圖、委文・朝倉間、有二領家村一。或郷司所レ居。亙二山王・東善養寺・西善養寺・中内・飯塚・横堀・德丸諸邑一。蓋其域也。姑書待レ考。」辭書に曰く、「今詳ならず。柴町・堀口(共に名和村の大字)の西南にして、豐受村(馬見塚・東飯島・國領・上蓮沼・長沼・下道寺・下蓮沼・富塚・大正寺・除ケ)にあたるか。」

韮束郷

韮束郷　束は塚の借字と云ふ。此地韮を產するに宜しきを以て名づくと云ふ說あれどいかゞ。名跡考に曰く、「今韮塚村存せり。又丹良塚なども書く。韮は上古用ゐし事多かるべし。束は高をいふ事あれど、塚の義にあらず。こゝはつかぬる意なるべし。」志料に曰く、「韮塚村存。按レ圖、亙二連取・田中島・太郎塚・田中・北今井・山王堂諸邑一。爲二其故區一。」辭書に曰く、「今名和村(堀口・中・戸谷塚・柴・北今井・山王道・韮塚・八斗島・阿彌大寺・下福島)にあたる。委文郷の南東にして、丹良塚の名存す。

(那波郷)

(那波郷)　村岡氏之を補ひて曰く、那波の郡家此に在るに因りて名とす。太平記に那和莊あり。鎌倉大草紙、那波莊に作る。那波城ありて、那波氏世ゝ此に據る。其地は堀口村に屬す。圖を按ずるに、堀口・戸谷塚・福島・大正寺・馬見塚・下道寺・富塚・八斗島・長沼・蓮沼の諸邑に亙り、那波庄と稱す。蓋し古郷ならん。

七　群馬郡

長野鄉　片岡郡にも長野鄉ありて、與に長野連の貫する所とす。志料に曰く、「上野志、長野方廢。箕輪城墟在明屋村。長野氏世據此。是因地爲氏也。按圖、亙東明屋・西明屋・上柴・下柴・松澤・善地・富岡・白石・白川・本鄉・神戸・三子澤諸邑、曰箕輪莊。豈其地耶。」地名辭書に曰く「今室田村・久留馬村・車鄉村・長野村にあたるが如し。即ち郡の西偏にして、榛名山の麓とす。久留馬村の大字本鄉は、即長野の本鄉の遺唱にして、又大字神戸の名あるを想へば、群馬郡の郡家も此長野鄉に至りしなり。」

井出鄉　高山寺本に爲氏と訓す。諸國に此地名ありて、堰堤の義なりと云ふ。萬葉集「伊香保呂の八坂の井手に立つ虹の顯るまでにさ寢をさ寢てば」の歌を、略解に伊香保沼の水落つる處を堰とめて、堰堤と云ひたるならんとあり。大同類聚方に、郡人井出高老の名見えたる、此鄉の人なる可し。後宇多院御領目錄に見えたる安樂壽院領、上野國上井出莊も此所ならんとの說あり。志料に、「上野志云、井出鄉廢、井出村存。村有八坂稻荷及井堤明神祠。夫木集所謂井出社即是。按

小野郷

八木郷

圖、亙㆓濱川上小塙・下小塙・菊池・樂間・東西北新波諸邑㆒。蓋其地也。」辭書に「今上郊村・箕輪村蓋是なり。上郊に大字井出存す。井出とは箕輪・相馬の方より降下する諸溝洫の、此地に會集し、井野川と爲り、堰堤自然に形成したり。今濱川と保渡田井出の中間の畢淮是なり。或は之を以て萬葉の『伊香保呂の夜左可の爲提』に援引すれど疑ふべし。此原野は伊香保呂の麓の里なれば、山坂と云ふに合はず。されど伊香保呂のいや坂を下れる井出の末なれば、其義通せざるに非ず。今の井出は下井出にて、箕輪などを上井出と云はまほし。」と述べたり。

小野郷　甘樂・緑野二郡にも小野郷あり。名跡考に曰く、「今小野子村ありて、伊香保の東北にあたる。然れども小村にて、殊に偏境也。按に今中尾村・鳥羽村などの地なるべし。小野に上中下の部を分て、いひけんを、後に中小野とし、又野の字を省しより、中尾と轉じたるにや。小の字を尾とせしは、太平記小幡を尾幡と書類也。今小野里氏なる者此邊に多し。」志料に「按圖、亙㆓南牧・北牧・金井・川島・祖母島・横堀・村上・中山・尻高諸邑㆒、蓋其地也。」辭書に曰く、「今の高崎の邊なるべし。原書に、長野・井出・小野・八木・上郊と連載せるにて、諸郷の列次を辨識し得れば也。名跡志に、小野子村に援引したれど、從ひ難し。」

八木郷　訓缺けたり。ヤキと讀む可し。諸國に八木養宜又は養者とも書す。の地名あり

て、八木造の居る所なれば、此も同族の住地ならん。本國神名帳に、群馬郡從五位上大木明神あり。大木は八木の誤書か、又は大八木の八を省きたるならん。志料に曰く「上野志・八木方廢。大八木・小八木二村存。按圖、亙二上小島・下小島・濱尻・中泉・福島・三ッ寺・棟高・菅谷・鳥羽・正觀寺・井野諸邑、蓋其地也。」辭書に曰く「今中川村・堤岡村にあたる。即井出郷の東にして、北は群馬郷、南は小野郷に至る。中川村に大字大八木・小八木並び存す。」

上郊郷　高山寺本には、カムツサノと訓す。郊は眞野にして、金井澤の古碑にも、下贊郷高田里とあり。サヌはサノに轉呼す。而も郊は邑外の義にて、里に當れば、サトに通ひ、訓したるならん。上野志略に、上里村存する由を記し、名跡志には、中里村を以て古郷の域とす。志料に曰く「按圖、亙二中里・足門・保渡田・塚田・引間・冷水・金子諸邑」。或其地也。」辭書に曰く「今佐野村(上佐野・和田多中・下佐野・佐野窪・下之城・下中居・上中居・新後閑)・倉賀野町・岩鼻村(綿貫・臺新田・岩鼻・矢中・栗崎・東中里)に當る。片岡郡佐沼郷の北にして、小野郷の東南とす。即上佐沼なり。舊說或は加無佐土の詁に因り、中里村の邊に擬したれど今採らず。」名跡考に「上郊廢。按、今里見村あり。(碓氷郡に入る。)この地群馬郡なる事、古記に見えたり。北に風戸・本庄の名有。扨風土・上郊音近し。是かの廢郷ともい

はん哉。里見の名は始て東鑑に見えたり。猶考べし。」とあり。

畔切郷

畔切(あきり)郷　延喜式に、武藏多磨郡阿伎留神社ありて、三代實錄、元慶八年七月の條には、之を畔切神と書す。村岡氏は此神、櫛明玉命を祀れば、此郷或は其神裔の居る所ならんと云へり。同氏又曰く、「上野志、畔切方廢、小相木村存。按、圖、亙二上村・下村・後家(ごか)・箱田・江田・古市・市坪・宗甫分・六供・天川原諸邑二。」辭書に曰く、「今東村(あづま)なるべし。大字小相木(こあひき)存す。相木は畔切の訛なれば也。島名郷の北にして、八木郷の東、利根川の西に沿れり。」

島名郷

島名(しまな)郷　島野の義なりと云ふ說あれど、如何にや。本國神名帳に、群馬郡從四位上島名明神あり。志料に曰く、「按、圖、亙二大島名・島野・矢島・橫手・西橫手・宿橫手・萩原・公田・大澤・京目・日高・川曲・稻荷諸邑、蓋其域也。」辭書に曰く、「今大類村（南大類・上大類・中大類・下大類・宿大類・柴崎）・京が島村（島野・京目・元島名・矢島・西島・大澤・萩原）・新高尾村（日高・新保田中・中尾・鳥羽・新保）にあたる。即上郊郷の北、小野郷・八木郷の東にして、那波郡鞘田郷の地と相交界して、其東北は利根郡に至れり。」

群馬郷

群馬郷　クルマと訓む可し。國府のある所なり。名跡考に曰く、「車川ありて名所とす。今爰に善地村あり。其地榛名山の裾回(すそわ)にして、群馬の名わづかに遺

れり。是彼廢跡なるべし。」名跡志に云ふ、郡西善地村に車川あり、是れ群馬郷なりと。志料に、之を斥けて曰く、「然其地屬二長野郷一。無下別置二一郷一之地上。況僻二在西隅一。不レ可レ得レ建二國府及郡家一。故不レ取レ之。按レ圖、亙二元總社・總社・東國分・西國分・大友・大渡・高井・植野・北原・青梨子・大久保諸邑、蓋其域也。」辭書に曰く「今元總社村・總社町・國府村・金古(かねこ)町等にあたる。即畔切・八木二郷の北なり。」

桃井郷

桃井(もゝのゐ)郷　名義未だ詳ならず。志料に曰く「上野志云、今山子田村有二桃井原一。呼二旁近十三村、曰二桃井莊一。按レ圖、亙二山子田・長岡・水澤・伊香保・新井・廣馬場・柏木澤・野良犬・池端諸邑、蓋其地也。」辭書に曰く「今桃井村・相馬村・清里村・明治村・駒寄村等にあたる。群馬・井手二郷の北に隣り、榛名山の下とす。」

有馬郷

有馬(ありま)郷　上野三碑考に、有馬は荒馬の義なりと云へり。延喜式に、上野國有馬島御牧あり。拾芥抄には、島の字無し。本國神名帳に、正五位下有馬堰口明神・有馬御甕明神あり。續紀、和銅二年正月の條に、正六位下上毛野朝臣荒馬あり。姓氏錄に、垂水公、豐城入彥命の四世孫賀表乃眞稚(かへのまわか)の六世の孫、阿利眞公垂水公の姓を賜ひたることと見えたり。何れも此郷名を取りたるなり。名跡考には、有馬の地名を尸(かばね)より出たるもの、如く述ぶ。志料に曰く、「上野志、有馬郷廢、有馬村存。

按圖、亙上野田・下野田・北下・南下・漆原・半田・八木原・湯上・中村・石原・澁川・阿久津諸邑、蓋其域也。」辭書に曰く、「今古卷村（八木原・半田・有馬）豐秋村（石原・中・行幸田）澁川町及び伊香保町（伊香保・湯中子・水澤）に當る。桃井郷の北とす。古卷に有馬の大字のこり、延喜式に有馬牧とあるも、此郷の山野なりしを知る。舊說或は有馬は悍馬の義といへり。如何にや。」

利刈郷

利刈（とかり）郷　トカリは尖なり。卽ち鋭鋒を云ふ。其地利根川に突出するが故に名づくと。名跡考に曰く、「和名抄、群馬郡利刈郷の下に驛家とありて、延喜式、群馬郡官驛その名さす所見えず。只坂本・野後郡・佐位・新田と見えたり。此野後郡てふ郡名なし。是は群馬の馬の字かげしより、又群を郡に誤りたるものなり。よて今爰は和名抄に從ひて、假に驛名を設けたるのみ。（是より下皆和名抄に從ふ。）和式に利刈牧、和名利刈郷ありて、今の前橋中古の記錄皆厩橋と書。（厩と驛とともにうまやとよむ。）此地の北に駒ヶ澤、又東に一毛村などの地名あり。いはゆる利刈牧なるべし。云々。」志料に曰く、推兵部省式所載驛次、自碓氷郡坂本・野後、經本郡利刈、至佐位郡淵名。考地圖、今之厩橋在野尻・淵名中間。是利刈驛阯也。厩橋卽驛家橋。其北爲駒澤村、亦有由矣。與利刈牧自別。事見小野郷條。亙前橋・大友・內藤分・紅雲分・前代田・天川、及勢

多郡一毛・岩神・萩・國領・小出諸邑。蓋其地也。」地名辭書に曰く「今金島村（金井・南牧・阿久津・川島・祖母島）及び長尾村（北牧・白井・吹屋・横堀）等に當る。有馬郷の北、吾妻川の北にも渉れり。」

驛馬郷

驛馬郷　和名抄、利刈郷の次に擧げたり。然るを名跡考・地理志料等には、之を誤入としてか、此郷名を擧げず。地名辭書に曰く「大略今の前橋市の南西偏にして、岩神・天川等へも渉るごとし。」

白衣郷

白衣郷　訓缺けたり。村岡氏は白衣を白溝の假借字なりと云へり。同氏曰く、「上野志、白衣方廢、白井村存。按圖互白井・吹屋・中郷・上白井、及勢多郡津久田・上野・宮田・勝保澤・樽・三原田諸邑。」曰白井莊。蓋其地也。」吉田氏は白衣は白位の誤書なりとして曰く「利刈郷の東に接して白井庄あり。恐くは其地ならん。即白位の位字を衣に誤れるのみ。（中略）白位の位は、古訓ヰにて、座、居と共にヰに通はせて假借せらる。信濃國の高井郡の高井牧は、延喜式にも載せたり。字音を假るもヰなれど、此には訓假借なり。」

八　吾妻郡

長田郷

長田郷　諸國に長田の地名あり。姓氏錄に、長田使主ありて、百濟國爲君王の裔なり。史には見えざれど、此族恐くは地方に散在したるならん。此郷も其族の居所ならん。名跡考に「長田廢。いまだ詳ならず。今試にいはく、長井村抔にや。此地猿ヶ京の奧につゞく。須川・布施町の邊に求むべきか。亦一には長野原村有。いづれか定めがたし。」と見えたり。志料に曰く「按圖、長野原蓋屬拜志牧。故姑爲長井村。田恐井字譌、亦未可知。亙ニ永井・吹路・猿京・須川・峯須川・布施・師田諸邑。豈其域邪。」辭書に曰く「今名久田村(赤坂・横尾・大塚・栃窪・平)伊參村(五反田・岩本・大道・蟻川)高山村(中山・尻高)是なり。中之條の東北にして、山谷自然一區を成し、其溪流を名久田川と云ふ。卽長田川の轉訛なるべし。薙刀坂に出づ。舊說或は長田郷を長野原にあてしは誤れり。」

伊參郷

伊參郷　碓氷郡にも石馬郷ありて、勇馬の義なりと說く者あれど、贊し難し。名跡考に「按に、今の伊勢町是なるべし。伊佐萬と伊勢萬知は、音便にて轉じたるならん。伊は言發す語にて、佐萬は谷の義か。」名跡考には「伊參は山田川より原町西入迄。」とあり。志料に曰く「按圖、亙ニ青山・中條・平・横尾・大塚・大垣・蟻川・栃窪・大道・

原・岩本・西萬諸邑、蓋其地也。」辭書に曰く「今詳ならずと雖、大略を以て之を推すに、大田郷の西にして、中之條邊に外ならず。山中諸所に溫泉あり。もしくは湯の狹庭の義に出て、ユサバ・イサマとうつれるにや。或は中之條の伊勢町と云ふを以て、伊佐萬の遺名と論ず。伊參の路の義とする歟。」

大田郷（おほた）　名跡考に曰く「大田廢、詳ならず。思ふに大戶是か。」志料に曰く「大戶村存。按、圖、亙厚田・三島・大運寺・萩生・本宿・須賀尾・大柏木諸邑、蓋其地也。」辭書に曰く「今詳ならずと雖、大略を以て之を推すに、植栗（今大田村）・原町・岩下（今岩島村）・大戶（今上坂村）等に渉り、郡の東南を指したる如し。」

（吾妻郷）　和名抄に無しと雖も、村岡氏之を補うて云く、此郷は吾妻郡家の在る所なり。古へは東國造此に鎭せしならん。後に吾妻氏居れり。圖を按ずるに、郡の東南に郷原村あり。是れ郷司の治する所ならん。原町・矢倉・岩下・松谷の諸村ありて、吾妻川に沿ひ、山田・折田・澤渡・五反田に亙れる、蓋し其地ならん云々と。名跡志に、後上野志を引きて曰く、證空上人當麻曼陀羅記跋に「文永五年於上野國吾妻郷善導寺、聽聞之後、以義空上人之本書寫。比丘秀空識」とあるよし見えたれば、文永の頃までも此郷名存したるなる可しと。

（市代鄕）和名抄に無しと雖も、村岡氏之を補へり。蓋し上野國九牧の一、市代御牧あれば、必ず其鄕ある可しと斷じたるならん。名跡考に、今の市城（中之條町大字）なるべしと云へり。志料に曰く、「按圖、亙二植栗・岩井・金井・川戸・小泉・新巻・泉澤・與田・五町田・箱島・岡崎諸邑一、蓋其地也。」

（治尾鄕）

（治尾鄕）和名抄に此鄕名無し。山阜の岬嵎張り出たるより其名を取ると云へど、疑はし。上野國九牧の一なる治尾御牧、本郡に在れば、其地必ず同鄕あらんとて、村岡氏之を補へり。且つ曰く、上野志に治尾は今羽尾村に作ると。圖を按ずるに大津・古森・長野原・森・横壁・日影・赤岩・生須・小雨・太子・入山・草津の諸山に亙り、其故區ならんと。

（大藍鄕）

（大藍鄕）和名抄に無。上野國九牧の一に、大藍御牧あれば、村岡氏之を補へり。且つ曰く、「郡西有二大前村一。前・藍、訓相近。又按大前西爲二大笹村一。笹訓二佐々一。草木部訓二篠字一。藍或篠字之譌。附待二後考一。按圖、亙二大前・田代・西窪・鎌原・三原・千俣・中居・赤羽根諸邑一、曰二三原莊一。或其地也。」

九　利根郡

滑田郷　滑は滯瀦の義なりと云ふ。後世沼田と書す。志料に曰く「上野志、滑田方廢、沼田町存。按圖、互下沼田、白岩・恩田・硯田・沼須・戸鹿野・新町・久屋・善桂寺・町田・戸神・岡谷諸邑、蓋其地也。」辭書に曰く「今沼田町（沼田・岡谷）・利南村（上沼須・戸鹿野・沼須・上久屋・下久屋・横塚・新町）・薄根村（下沼田・井土上・硯田・恩田・白岩・堀廻・大釜・原・宇楚井・善桂寺・石墨・戸神・町田）及び絲井（今絲之瀬村）・森下（今久呂保村）の邊を云へるなり。大畧一郡の中央にして、利根・片品・薄根の諸川の合湊する所とす。」

男信郷　生科の義にして、樗木を云ふ。名跡考に曰く「男信廢る。生枝・生品等の村あり。是その地なるべし。思ふに男はナラスにて平の意なる可し。今生品はつゞきて楢てふ村見ゆ。信は階級有地也。（生梨成熟等字皆ナラスの訓也。）」志料に曰く「按圖、互橋場・立岩・古語父・平出・尾合・萩室・谷地・中野・大田川・小田川・川場・門前組・天神組・奈良・上中下發知諸邑、蓋其地也。」辭書に曰く「今川場村に大字生品存れり。されば高平（今白澤村）・發知（今池田村）及び赤城根村（輪組・日影・南郷・青木・砂川・多那・石戸・園田・根利・生越・小松・柿平・日向南郷）の地に渉り、滑田郷の東に隣る。」

笠科郷　土宜に取れる名ならん。本國神名帳に、從三位笠科明神あり。三代

實錄、嘉祥三年三月の條に、散位從五位下文室朝臣笠科と云ふ人見え、或は地名に取りたる名ならんも知る可からず。名跡考に曰く、「按、片品庄・片品川等遺れり。是笠科の轉なるべし。崇神紀、大和國笠縫邑を初、笠木・笠原・小笠原抔の類、皆其地の產物に出しか、又は笠朝臣の姓などに起りしも有ぬべし。」志料に曰く、「按、圖、郡東北有笠科山。片品川出。上野志云、笠科方廢、片品村存。屬拜西莊。笠片聲相近。蓋此。亙大原・園原・老神・生枝・穴原・大楊・高戸谷・追貝・千鳥・幡谷諸邑、其故地也。」辭書に「今片品村（東小川・須賀川・菅沼・御座入・築地・下平・摺淵・花咲・針山・越本・土出・戸倉・幡谷）・東村（高戸谷・追貝・千鳥・平川・大楊・老神・大原・園原・穴原）にあたる。卽片品川の奧にして、謂ゆる片品入なり」と見えたり。

吳桃鄕

吳桃鄕　其義土宜に取れるなりと云ふ。志料に曰く、「上野志、吳桃方廢、吳桃村存。郡邑記、作名胡桃村。富田氏曰、塚原驛、本名吳桃。今驛南有吳桃村。按、圖、亙塚原・吳桃・上津・下津・大平・河田・屋形原・若本・羽場・新巻・相俣・諸邑、盡其域也。」辭書に曰く、「今川田村（下川田・上川田・今井・屋形原・岩本）・桃野村（月夜野・下津・小川・上津・石倉）・湯之原（今水上村）・久賀等にあたり、渭田鄕の西北に隣る。」

吳桃村は、足利時代に奈久留見村と書す。村內に瀧安名あり。建長寺塔頭寶珠庵の領たること、同寺文書に見えたり。戰國の末、眞田氏城を此村に築く。

（利根郷）

（利根郷）利根の郡家の在る所として、村岡氏此郷を立てゝ云ふ、圖を按ずるに沼田の城北に政所村あり。政所と言へるは、廳の事なり。公務聽くの所を言ふなり。南海の俗、莊屋を呼んで政所と云ひ、大莊屋を大政所と曰ふは、其例と爲す可し。圖を按ずるに、政所・井土上・眞庭・師・大釜・原・石墨・堀廻・佐山・大沼・後閑・月夜野の諸邑に亙り、神戸と曰ふは、蓋し其地ならんと。

（長野郷）

（長野郷）和名抄に無し。後紀、弘仁二年十月五日の條に、上野國利根郡長野牧を三品葛原親王に賜ふことと見え、延喜式に、上野九牧の一に久野御牧を擧ぐ。久野は長野の誤なる可し。村岡氏は、之を長野連の居る所と爲し、且曰く、政所村の北三里許に、上牧・下牧の二村あり。是れ其遺名ならん。小川・石倉・小仁田・寺間・奈女澤・高日向・川上・湯原・阿能川・谷川・鹿野澤・大穴・幸知・綱子・向山・夜後・藤原の諸邑に亙りて、蓋し其域ならんと。

（拜志郷）

（拜志郷）和名抄に無し。村岡氏之を補ふ。林の義なりと。延喜式、上野九牧の一に拜志御牧あり。志料に曰く、「按圖、亙平川・摺淵・花咲・針山・御座入・下平・筑地・須賀川・小川・越本・土出・戸倉諸邑、蓋其域也。」

一〇　勢多郡

深田郷

深田郷　諸本には訓を缺けども、高山寺本には不加多と注す。名跡考に「詳ならず。今の箱田村抔、彼の郷の遺名なるにや」とあり。志料に曰く「按圖推之、箱田屬眞壁郷。故舍之。按圖、郡南有塚田村、亙增・新井・須永・駒形・小屋原・飯土井・今井・笂井諸邑、宜容一郷。書待後考。」辭書に曰く「或は箱田に擬きたれど、彼地は眞壁郷なり。或は增田・駒形の邊にやと云ふ。」

田邑郷

田邑郷　高山寺本、邑田に作る。孰れが是なるを知らず。名跡考には、姓戸の轉じたるならんと云へり。志料に曰く「然諸國不載田室村。姑闕疑。因謂一作邑田。蓋邑陀之譌。上總・石見有邑陀郷。竝今曰大田村。佐位郡有大田村。與本郡犬牙相接。亙安堀・宮下・八坂・今井・阿久津諸邑、或其地也。」辭書に曰く「今詳ならず。もしくは山上・田面の邊にや。卽深渠郷の東北にして、佐位郡名橋郷大間々の西なり。田面は今俗タナホとよみ、舊はタノムなるべく、卽田邑と相涉るに似たり。如何。」

芳賀郷

芳賀郷　今詳にするを得ず。名跡考に曰く「按に、端氣村有。是波加の轉なる

べし。」志料に曰く、「按圖、互二五代・鳥取・小神明・上細井・下細井・青柳・龍藏寺・北代田・上沖郷・下沖郷諸邑、蓋其地也。」辭書に曰く、「名跡考・名跡志等に、端氣村に擬したるを以て、近年端氣を芳賀と改めたれど、明確の徵據を缺く。芳賀は芳志氣（はしけ）と相轉訛すべき語音文字にあらず。後の識者に待つべきのみ。」

挂萱郷

挂萱郷　挂は懸にして、通して掛に作る。萱は和名カヤなり。カイと訓むは、方言ならん。名義は未だ詳ならず。名跡志に、片貝村を當てたり。志料に曰く、「蓋今有片貝村、或是。按圖、互二東片貝・西片貝・三俣・野中・長磯・大島・女屋・石關・上泉諸邑、蓋其域也。」辭書には、挂萱にカタッヤと訓みて曰く、「もし眞に加以加也ならんには、挂字なるを要す。而も挂萱とせば、片貝と轉訛すべき語路を有せず。故に曰ふ、加太加也とよみ、今の挂萱（片貝）及び前橋府市の北部、國領・岩神等にあたると。時澤郷の南にして、上廣瀨川（利根の舊河道）を以て、舊群馬郡驛（うまや）馬郷と相限る者とす。」

眞壁郷

眞壁（まかべ）郷　眞髮は眞髮部にして、初め白髮部と云ふ。延暦年中、光仁天皇の諱を避けて、今の名に更む。大同類聚方に、眞可陪（まかべ）桑は上毛野朝臣廣人の家方と見え、廣人は此郷より出でたる人の如し。名跡志に、「眞壁ハ今モ存。後上野志ニ赤城ノ東南ト云」とあり。志料に曰く、「按圖、互二箱田・下箱田・横室・引田・米野・漆窪・山口・南室・

小室・八埼諸邑、蓋其地也。」辭書に曰く「今北橘村(眞壁・箱田・上箱田・八崎・分郷八崎・小室・上南室・下南室・下箱田・)に當る。大字眞壁存す。卽沼尾牧の南彊とす。」

深渠郷

深渠(ふかむそ)郷　渠をムソと讀みたるは、ミソの轉訛なり。名跡考には、溝呂木村を以て之に擬し、名跡志も之に同じ。志料に曰く「然其地屬二群馬郡白衣一。郷故不ㇾ取。按ㇾ圖、郡南有二深津村一。布加無曾再轉二布加宇豆一、遂填二今字一者。亙二西野・女淵・新屋・込皆戸・西大室・東大室・荒子・二宮諸邑、蓋其域也。」辭書に曰く「今深津と云ふは、深渠の訛なるべし。粕川村の大字にのこれり。大畧女淵・大室・大屋等にあたり。粕川の溪流の西方にして、大胡の東、二宮の東北にして、佐位郡に堺する地を指せるごとし。」

深澤郷

深澤(ふかさは)郷　名跡考に、神梅・宿廻邊を今も深澤と云とあり。志料に曰く「按ㇾ圖、亙二上神梅・下神梅・奥澤・高泉・板橋・鹽澤・八木原・上田澤・下田澤・水沼・荻原・花輪・小夜戸・神戸・諸邑、蓋其地也。」辭書に曰く「今詳ならず。三夜澤・苗島などにあたるか。されど神梅・宿廻の邊に深澤の名を遺せば、やがて其處歟。地形を觀るに、神梅は渡良瀬の峽谷に在りて、勢多郡の屬と謂はんよりも、寧山田郡の内に入るべし。疑惑多し。」

時澤郷

時澤(ときさは)郷　訓闕けたり。トキサハと讀む可し。名跡考に曰く「地利を押に、深澤

につゞきたるべし。されば今の室澤村の邊に求むべきにや。」村岡氏は之を排し圖を按して、原鄉・田口・關根・川端・日輪寺・荒牧・小澤・小暮・石井・皆澤・嶺・勝澤の諸邑に亙り、其故區と爲す。辭書に曰く、「今富士見村（田島・引田・原之鄉・横室・石井・漆窪・山口・市之木場・米野・小暮・時澤・小澤・皆澤）南橘村（青柳・龍藏寺・下小出・北代田・上細井・日輪寺・荒牧・下細井・關根・川端・上小出・田口・川原）にあたる。富士見に大字時澤存す。卽眞壁鄉の南東に隣る。」

藤澤（ふぢさは）鄉　名跡考には、泉澤村を以て之に擬す。村岡氏曰く、「予を以て之を觀れば、泉澤は蓋し郡家の在る所にして、宜しく室澤を以て此鄉に擬すべし。關・大久保・月田・稻里・馬場・苗島・鼻毛石・一關・三夜澤・柏倉・瀧窪の諸邑に亙り、其故區ならんと。辭書に曰く、「大胡・富岡の邊にや、疑はるゝも明證あるにあらず。」

〔勢多鄉〕　村岡氏此鄉を補ひて曰く、按ずるに、古の郡家此に在り。郡名因つて起る。今郡南中央に、上大屋・下大屋二村、卽大家（おほやけ）は郡衙を謂ふなり。泉澤・富田・江木・横澤・荻窪・大胡・堀越・河原濱・大前田の諸邑に亙り、蓋其域ならんと。

一　佐位郡

名橋郷

名橋郷　隣に那波郡あり。或は那波後の義かと云ふ說あれど、遽に信じ難し。名跡考に「未詳。今波志江の名あるのみ」と見えたり。志料に曰く「後上野志、名橋方廢。有桐原村。今隷山田郡、是其遺名。按圖、亙桐原、及勢多郡大久保・鶴谷・新川・山上・膳・田面・小林・武井諸邑、蓋其域也」と。和名抄に名橋郷の訓の下に「有桐原形」の四字あり。故に形は村の字、又は牧の字の譌と爲す。辭書に「名橋は後世に聞こえずと雖、桐原村あり。今山田郡大間々町の字に呼べり。されば此邊まで往時の佐位郡なるが。何の頃よりか、郡鄉堺變遷す」と述べたり。

岸新郷

岸新郷　訓缺けたり。其義も亦審あらず。名跡考に曰く「岸新又詳ならず。それ名橋・岸新の名たるや、皆水邊に出たり。今爰に粕川あり。疑くは彼水涯などによりて、堀下村・波志江村など、その廢郷ならん。」志料に曰く「上野志云、岸新未審。今之何地。今按、岸新或佐新之譌。讀云左志奴乎。姓氏錄、佐自努公、豐城入彥命四世孫、大荒田別命之後。即上毛野氏族也。豈居此耶。然其地無聞焉。再按、岸新或新居之倒置。今郡東有新井町、是其遺名。據此亙新井、及新田郡大根・花香

反治郷

塚・上田中・下田中・高尾・上江田・赤堀・金井・一井・反町・村田諸邑、其故區也。」地名辭書には赤堀・今井の邊に外ならずとせり。

反治郷　訓缺けたり。地理志料に曰く、「按、立入氏曰、主税寮式、上野國古市牧、牛直稻若干束、反治或訓ニ字良知一、即占市也。或謂、反與レ品音近。蓋品治部所レ居。名跡考云、反治疑土師之假借字。今有ニ蓮村一。一作ニ八寸一。或是。因謂、駿河埴生郷、訓云ニ反布一。反即波爾也。蓋本文作ニ土師一。注作ニ反志一。書背偶脱ニ土師二字一、更誤ニ反治者耶。今有ニ波志村一。或其遺名。按レ圖、互ニ下觸・市場・五目牛・今井・野村・西野・磯・春林・西久保、堀下諸邑一、曰ニ赤堀郷一。爲ニ其故地一也。」辭書に曰く、「今蓮村・植木村などの邊にて、蓮はやがて反治の遺號にやあらん。」

佐井郷

佐井郷　訓缺けたり。佐位又は狹井の誤記なりと云ふ。郡家の所在なれば、同じ名を郷に呼びたるならん。佐位郡の處に述べたる佐位朝臣檳榔・上毛野佐位朝臣老刀自など、此郷に貫せしものなる可し。和名抄、淵名郷名の次に、驛家郷名を記す。村岡氏は之を錯誤と爲して、佐井の注記と斷し、是れ郡家兼て驛傳を掌るなりと云へり。吉田博士は、別に驛家郷を立たり。今其說に從ふ。志料に曰く、「上野志云、佐位未レ審ニ今之何地一。今按、郡中央有ニ小保方村一。蓋郡方之急呼耶

群馬・新田二驛、各四里强。里制與古制相叶。亙東小保方・西小保方・上植木・山部井・上田・國定・曲澤・間谷諸邑、蓋其地也。」地名辭書も亦之に從ひて、小保方村を當てたり。現今東村の內とす。

淵名郷

淵名（ふちな）郷　義詳ならず。志料に曰く、「上野志、淵名郷廢、淵名村存。按圖、亙上淵名・下淵名・伊與久・保泉・木島・上矢島・西今井諸邑、曰淵名莊。是其地也。」地名辭書には、釆女村を以て之に當てたり。

驛家郷

驛家郷　延喜式に、當國驛馬・群馬・佐位・新田各十疋、傳馬佐位五疋とありて、驛家あるより、一郷を立てたるならん。村岡氏は、佐位郷驛家を兼掌すとなすも、當らざるが如し。吉田氏は伊勢崎を主張して曰く、「其驛地は今傳へねど、地勢を推すに、伊勢崎に外ならず。往時の上野府より下野府に達するには、群馬驛（今の前橋）を發し、利根の北岸に緣りて、佐位驛（今の伊勢崎）に來り、新田郡を橫斷するを最捷徑とす。其新田驛家の位、稍擬定に難しと雖、群馬・足利の間、三驛程を見るも、伊勢崎は往來必由の宿次とす。されど伊勢崎は美侶郷の域內と見ゆれば、其北にて太田村にあたる歟。」

雀部郷

雀部郷　雀部（さゝいべ）はサヽキベの轉音なり。他國にも同名郷ありて、皆雀部朝臣の

居る所なりと云ふ。姓氏錄に、雀部朝臣、星河建彥宿禰、應神天皇御世代、皇太子大鷦鷯尊、繫二木綿襷一、監二御膳一。因賜レ名、曰二大雀臣一と見えたり。志料に曰く、「按レ圖郡南有二境町蓋一。郷名之遺也。名跡考、以二伊勢崎一擬レ之不レ允。互二上武士・下武士・百々・中島・小此木・島及新田郡境・女塚・三ッ木・米岡・平塚諸邑一、爲二其故區一。」吉田博士曰く、「今境町・武士村などに當るが如し。（中略）境町の名もサヽイの訛かと云へど、此地は恰も佐位・新田の郡界にあたり、必しもサヽイの訛言と斷し難し。唯地理を推し、諸郷の位置を擬定して、雀部を境町の邊に定むと云ふのみ。」

美侶郷　訓缺けたり。ミモロと訓むべし。志料に曰く、「按、美作國訓二美萬佐加一。信濃美理郷訓二美萬利一。皆省二萬字一、爲二一字一也。據二此等例一、美侶當レ讀云二美母呂一。蓋取二御諸別王一也。上野志云、美侶方廣、茂呂村存。按レ圖、互二茂呂・伊勢崎・今泉・下植木・八坂諸邑一、曰二赤石郷一。是其地也。」地名辭書にも、同說の如し。且つ曰く、「茂呂は伊勢崎の南半里にして、村中に丘墳二所あり。其一は殊に大にして、上に神祠を置く。謂ゆる美茂呂の神歟。松陰私語に、茂呂を師に作り師の郷上之目てふ地名見ゆ。」

一二　新田郡

新田郷

新田郷　訓缺けたり。ニフタと讀む可し。名義は新田郡の所に述べたり。郡家の在る所なるを以て、郷に名づけたるなり。和名抄、淡甘郷の下に、驛家郷あり。村岡氏は、之を新田郷の下に在りしを、錯置したるものと爲す。吉田博士は、別に驛家郷を立たり。志料に曰く、「上野志云、新田郷廢、大田驛存。按圖互大田・新井・飯田・新島・大島・長手・金山・古氷・鳥山・新町諸邑、蓋其地也。」地名辭書に曰く、「今新田山の邊にて、强戸村・烏之郷村・大田町に當るべし。驛家郷の東にして、石西郷の北、其山の東北は山田郡の域内とす。」

滓野郷

滓野郷　名義詳ならず。名跡考に「今粕川村ある是乎」と云へり。志料に曰く、「按圖互粕川・世良田・德川・出塚・大館・安養寺・龜岡・尾島・木﨑・中江田・下江田・諸邑、蓋其域也。」辭書に曰く、「今粕川堀の邊にして、卽世良田村・尾島村にあたる如し。祝人郷の南、佐位郡雀部郷の東とす。」

石西郷

石西郷　訓缺けたり。イハセと讀むべし。名跡考に「按に伊波爾之と訓べし。石井をいは井と讀むに同じかるべし。今の岩松、彼郷の轉じたるなるべし。」と

えたり。志料に曰く、「按圖、今有岩瀨川村。是其遺名。又有細谷・由良・別所・脇屋・沖野・西谷・上田島・下田島・岩松・堀口・小泉・富澤・牛澤・矢島諸邑、蓋其地也。」辭書に曰く、「石瀨川（澤野村の大字）の村名に遺るに徵すれば、新田郡の南にして、澤野郷の東とす。即今の九合村・澤野村・寶泉村などに渉る者なり。」

祝人郷（はふり）　祝人は祝部と同訓なり。ハフリと云ふは拋棄することなり。即ち祝人は不祥を祓除するが故に爾云ふなり。村岡氏は云ふ、姓氏錄に祝部氏あり。一は建角身命より出て、一は呉人田利須々より出づ。或は其裔の居る所ならんかと。氏は更に曰く、「上野志云、祝人未審今之何地。愚按、日本紀祈字訓禰宜、卽禱之急呼。祠職有禰宜。言掌祈願事也。本朝月令作忩義。續日本紀作禰義。三代實錄作根木。皆假借字。或云岐禰、曰波布利、實一祝人也。徵之地圖、郡西有喜禰村、是其遺名。又有大村・市村・溜池・上中・大久保・本町・六千石諸邑、蓋其域也。」吉田博士は、禰宜・祝人、其實一なりとの說を排せりと雖も、驛家郷の西にして、茲禰・大根・江田の邊なりやと疑へり。

淡甘郷（あはか）　訓缺けたり。アハマと訓むべし。其地今詳ならず。吉田博士は、淡は淺字の誤として之を改訂し、アサマと訓めり。名跡考には、阿佐美村を以て之

に充つ。志料に曰く、「上野名跡考、淡甘方廢。今郡北有阿佐美村。或是。據此讀云阿佐麻耶。鹿・鹿田・間谷・久宮・藪塚諸邑蓋其地也。……再按、淡甘或淡自之譌。讀爲多美士乎。士・治方言相通。仁德五十三年紀、有上毛野君田道。實荒田別子也。荒田卽新田。淡自或田道取之居地也。附待後考。」

驛家郷

驛家郷　延喜式に新田郡驛馬十疋、新田郡傳馬五疋とありて、群馬・佐位より、足利に至る、中間の驛となす。吉田博士は、今詳ならざれど、形勢より推せば、市村・市之井村などに當り、笠懸野の南とすと云はれたり。村岡氏は、驛家の二字は、上の新田の下の註記なりとす。

一三　山田郡

山田郷

山田郷　古へ郡家の在る所なるを以て名づく。名跡考に、「按に、今の桐生・村松・堤の邊に求むべきにや。」と見えたり。志料に曰く、「按圖、亙東小倉・西小倉・須永・大間々・蕪町・天王宿・高津戸・長尾根・淺原・鹽原・小平・仁田山諸邑、蓋其地也。近幷村松・堤・仁田山、曰山田村。」辭書に曰く、「今川内村（須永・山田・東小倉・西小倉・高津戸）・梅田村（上久方・淺部・高澤・二渡・山地）及

び境野村にあたる。佐位郡名橋郷々(大間)の東にして、渡良瀬川の左岸、山を負へる邑落とす。」

大野郷

大野(おほの)郷　姓氏錄に、大野朝臣は上毛野朝臣と同祖にして、豐城入彦命四世の孫、大荒田別命の後なりとあり。諸國に大野郷あるは、此裔の分處ある所なれば、或は此地も然るか。名跡考には「廣澤・境野の邊なるべし。」とあり。志料に曰く「按圖、亙上廣澤・中廣澤・下廣澤・境野・新宿・今泉・如來堂・桐生・安樂土・上久方・下久方・淺部・高澤・二渡諸邑、屬園田莊桐生郷。蓋其地也。」辭書に曰く「今詳ならず。福岡村(淺原・鹽原・小平・長尾根)・黑保根村(勢多郡)にあたり、黑川谷の峽中にあらずや。」

園田郷

園田(そのた)郷　中世園田御厨と爲りて、地域廣大なり。後に園田莊と云へり。名跡考に「今丸山宿・吉澤村の邊、園田莊といふ。」と見えたり。志料に曰く「上野志云、園田方廢、園田莊存。按圖、亙丸山・吉澤・只上・矢田堀・古氷・一本木・矢部・猿樂・若林・富田・今泉、及新田郡小金井・菅塩・強戸諸邑、其故區也。」辭書に曰く、「今相生村(下新田・如來堂・天王宿・熊町・天沼・黃田)・廣澤村(黃澤・一本木)・毛里田村(只上・吉澤・丸山・矢田堀・東今泉・古氷・市場・富若・太田)にあたる。即渡良瀬川の右岸にして、山田郷と相對したり。」

賀張郷

賀張(かはり)郷　カハリは貲榛なり。土宜に取りて名づけたりと云ふ。名跡考に、今

の三堀村彼郷の轉じたるならん。（末と三と同音にて波と保の濁は通ふなり。）」とあり。志料に曰く、「眞張方廢。今三堀村蓋此。按圖、亙二三堀・市場・植木野・上小林・下小林・安良岡・東長岡・臺郷・大町・矢場・石原・茂木・龍舞・沖郷・荒金諸邑一、其故區也。」辭書に曰く、「今韮川村（安良岡・臺之郷・東長岡・東金井・太田・石原・上小林）・休泊村（龍舞・沖之郷・茂木・下小林・八重笠）・矢場村（矢場・大町・植木野・荒金）等にあたる歟。名字の徵すべきにはあらねど、園田郷の東南に隣り、形勢恰當すれば也。萬波利とは、眞榛もしくは眞萩にて、草樹に因れる名にや。」

一四　邑樂郡

池田郷

池田（いけた）郷　那波郡池田郷はイケタと訓む。此處は方言に從ひたるなり。上毛野氏の族池田朝臣の居所なるに因りて、其名を得たりと云ふ。池田朝臣の事は、那波郡池田郷の項にて述べたり。名跡考には、今の吉田・坂田の地方ならんかと云へり。村岡氏も之に據り、小泉・石打・寄木戸・仙石・古海・新福寺・篠塚の諸邑に亙りて、其地ならんと云へり。吉田博士は、今詳ならざれど、若しくは長柄の東北にて、館林の邊歟と云へり。

疋田郷

疋田（ひきた）郷　村岡氏は、疋田は低田なりと云ふ。吉田博士は、一般に低田なれば、地

八田鄕　長柄鄕

勢に取ると云へど、低田てふ氏號もあれば、何れとも定め難しと云へり。氏號の事は、姓氏錄に額田部侶田連あり。甘樂郡に額部鄕ありて、額田部の居處なれば、此氏人の居れる地とも思はるゝ節あり。志料に「按圖、有大島・田谷・西谷・大曲・大荷場・細谷・西岡・浮戶諸邑、沿渡瀨川、沼澤錯在。所以得低田之名也。」辭書に「今詳ならず。もしくは郡の東北にて、細谷・板倉・海老瀨などの地歟。」と。

八田鄕　多胡郡にも八田鄕ありて、其條に八田部氏の居る所ならんとの說を揭げたり。此鄕も亦然るか。本國神名帳に、邑樂郡從三位八田明神を載せたり。蓋し矢田部氏の祖神を祀れるものなるべし。名跡考に曰く「按に、今矢島村見ゆる、是矢田部の鄕の遺れるなるべし。八田・矢田は同じき事多く、矢島の南に大佐貫在。是佐貫莊なるべし。」志料に曰く「上野志云、八田方廢。今有矢田川、出大輪沼、注古利根川。有青柳・南大島・堀江・赤生田・羽附・岩田・板倉・海老瀨・江黑・田島・斗合田・飯野諸邑、沿之。蓋其域也。」辭書に曰く「今矢田川の邊にして、佐貫・青柳・羽附・赤生田・千津井・飯野などに涉りしならん。」

長柄鄕　訓缺けたり。ナカラと讀む可し。本國神明帳に、邑樂郡正一位長柄明神あり。姓氏錄に「長柄首、天乃八重事代主神之後也。」とありて、長柄首の族類

此に居り、此神を祀りたるならん。新田正傳或問に、此神、瀨戸井村に在りて、長良神社となす。志料に曰く、「後上野志、郡有㆓長柄神祠數所㆒。而以㆓瀨戸井㆒爲㆓本宮㆒。據㆑圖攷㆑之、亙㆓菅野・五箇・赤岩・木崎・野邊・鍋谷・舞木・福島・狸塚・赤堀諸邑㆒、蓋其地也。」辭書に曰く、「今小泉・中野・狸塚・赤岩・三林等郡の西南の諸村にあたる。諸所に長柄祠を置くにて之を知るべし。」

（邑樂鄕）和名抄に無し。村岡氏は、郡家の所在として、之を補へり。曰く、「今館林城東、有㆓當鄕・新當鄕二村㆒。當鄕猶㆑言㆓本鄕㆒也。是鄕司所㆑治。諸國例多。按㆑圖亙㆓當鄕・新當鄕・館林・谷越・新宿・松原・小桑原・成島・高根・岡野・足次・日向・鶉諸邑㆒屬㆓佐貫莊㆒、蓋其地也。」

（散伎鄕）和名抄に無し。村岡氏之を補へり。サヌキと讀むべし。蓋し讃岐公の居る所なり。姓氏錄に「讃岐公、大足彦忍代別天皇皇子神櫛別命之後也。」とあり。後世此地に佐貫氏起る。志料に曰く、「按㆑圖、今有㆓大佐貫村㆒。亙㆓川保・大輪・上中森・下中森・上三林・下三林・近藤・入谷・中谷・新里・梅原諸邑㆒、曰㆓佐貫莊㆒、蓋其地。」

第三章　秦漢韓人の歸化

本邦に歸化せし秦漢韓人の歸化せるものに就き、上野に關係あるものを順次に說かんと欲す。

秦人の歸化せしこと甚古し。仲哀天皇八年、秦始皇帝三世の孫孝武王の男、功滿王來朝す。應神帝十四年、融通王(弓月君とも曰)、百濟より來朝す。因つて以て奏して曰く、臣己國の人夫百二十七縣を領して歸化す。然るに新羅人の拒ぐに因りて、皆加羅國に留めらると。爰に葛城襲津彥を遣はして、融通王の人夫を加羅に召さしむ。然るに三年にして襲津彥來らず。十六年八月、平群木菟宿禰等を加羅に遣はす。仍つて精兵を授け詔して曰く、襲津彥久しく還らず。必ず新羅人の拒ぐに由りて滯るならん。汝等急に往いて新羅を擊ち、其道路を披けと。是に於て木菟宿禰等、精兵を進め、新羅の境に莅む。新羅王愕いて其罪に伏す。乃ち融通王の人夫を率ひて、襲津彥と共に來れり。此時金銀玉帛、種々の寶物等を獻せり。仁德天皇の世、百二十七縣の秦民を諸郡に分置し、乃ち蠶を養はしめ、絹を

織りて上らしむ。天皇詔して曰く、秦王の獻ずる所の絲綿絹帛、朕之を服用するに、柔軟にして肌膚に溫煖なりと。姓波多公を賜ふ。是れ融通王の孫普洞王の時の事なり。雄略天皇の時、普洞王の子秦公酒曰く、普洞王の時、秦氏總て劫略せられて、今見るに、在るもの十に一を存せず。請ふ勅使を遣はして、檢括摠集せんと。天皇小子部雷を使に遣はし、大隅阿多隼人等を率ひて、秦氏九十二部、一萬八千六百七十人を集め得たり。遂に之を酒に賜ふ。爰に秦氏を率ひて、蠶を養ひ絹を織り、筐に盛りて、闕に詣りて貢進すること、丘の如く山の如く、朝廷に蓄積す。天皇之を嘉し、特に寵命を降して、號を賜ふて禹都萬佐と云ふ。又諸秦氏を役して、八丈の大藏を宮側に構へ、其貢物を納れしむ。是時始めて大藏の官員を置き、酒を以て長官と爲す。欽明帝の時、秦の大津父を大藏掾に拜し、秦人・漢人等、諸蕃の投化する者を召集め、國郡に安置して、戸籍に編貫す。秦人の戸數總て七千五十三戸。大津父を以て秦伴造と爲す。以上述ぶる所に依り、秦氏の多數が國郡に散在して、蠶絲紡織に力を用ひ、弘く行はるゝに至りたるを察知すべし。

名跡考に曰く「今茲に織茂氏なる者あり。（和名抄多胡郷織裳。）姓は秦なり。傳へて其先甘羅郡富岡及多胡吉井の邊に至りて、二十餘氏の服織部置かれて、大伴旅人國司

たる時、はたおりて奉りしなどいへり。彼吉雄らの遺跡などにや。すべて豊城皇子の子孫此國には多かるべし。和名抄に、多胡郡織裳郷ありて、和銅四年、甘羅郡より割いて多胡郡に付けたり。今多野郡吉井町大字長根に、折茂の地名存す。織裳は正しく秦部の中の織工を業としたるより出たる名と思はる。此部曲を率ひる者は、秦、首、秦、宿禰、秦、造などにして、秦、宿禰は後に惟宗朝臣、朝原朝臣等に分れたり。惟宗氏は後に分れて、島津、神保等の諸氏となる。東鑑に神保與三、多胡宗内あり。共に惟宗氏にして、多胡郡の住人なり。又此郡に辛科神社ありて、神保村に鎭座し、神主は神保氏なり。辛科社の祭神秦氏の祖ならんか。之を要するに多胡郡は秦人の多く住みし地と推考せらる。

姓氏錄に「三林公已智同祖、諸歯王之後也」とあり。已智の條下には、秦太子胡亥の後とあれば、秦族なるを知るべし。三林公は光仁紀に、伊勢國大目道祖首公麻呂等に三林公の姓を賜ふことと見え、又嵯峨紀に、攝津國人別公清名に御林宿禰の姓を賜ふことと見えたり。邑樂郡三林は三林公の分れ住みたる地と覺えたり。

欽明天皇の世、吳の國主照淵の孫智聰、使者大伴狹手彥に隨ひ、內外典藥の書、明堂の圖等百六十四卷、佛像一軀、伎樂の調度一具等を持ちて、入朝す。孝德帝の世、

牛乳

其子善那使主、牛乳を獻ずるに依りて、和藥使主の姓を賜ふ。姓氏錄。善那は三代格に、和藥使主福常と云へると同人なるべし。牛乳の事は、職員令典藥寮に、藥戶・乳戶とありて、前者は七十五戶、經年に一番三十七丁を役し、後者は五十戶、經年に一番十丁を役し、此二種の人等を品部と爲して、調・雜徭を免ずるなり。民部式に、諸國の貢酥の番次を擧げ、第三番中に上野國を十三壺と爲す。此時乳長上を置きて、搾乳の術を學ばしめたり。

長野連

上野國群馬郡・片岡郡、共に長野鄕あり。皆長野連が分れ住める所なる可し。姓氏錄に「長野連、山田宿禰同祖、忠意之後也」とあり。山田宿禰は周靈王の太子晉の後なれば、長野連も其末にて、漢人なり。右京に貫し、河內を本國とす。

百濟の歸化人

延喜式九牧の中に拜志牧あり。後世拜四庄と言へるもあり。是れ林ノ連の居し處か。姓氏錄に「林ノ連、百濟國人木貴公之後也」と見えたり。又林ノ史も同族とあり。此外に同國直支王の後裔なる林ノ連あり。小高使主は百濟の國人毛甲姓加須流氣の後なるよし、姓氏錄に見ゆ。當國綠野郡に小高鄕あるは、此氏人の居りし所なるべし。

長田使主

吾妻郡長田鄕は、長田使主の居りし所か。此姓は百濟國爲君王が裔なること、

姓氏録に出でたれど、史には見えず。

垂仁天皇三年三月、新羅の王子、天日槍來朝す。玄孫田道間守、常世國に使し、橘を求めて歸る。其裔に三宅ノ連あり。天武帝十三年、姓を賜ひて宿禰と曰ふ。長治二年、上野少目に從七位上三宅宿禰武里(たけさと)あり。三宅ノ連と同祖に絲井ノ連あり。大和國城下郡に絲井神社あれば、此地名を負ひしものならん。上野にも其部曲の住みたることは、神護景雲三年四月、甘羅郡の人絲井部袁胡等に大伴部の姓を賜ひしことあるにて知る可し。又續紀、天平神護二年五月、上野に在る新羅人子午足等、百九十三人に吉井連の姓を賜ふこと見ゆ。名跡考に「按、今吉井氏なるもの所々に多く、彼午足等の裔なるべし」と云へり。今の多野郡吉井町も、是等韓人の居住せし地ならん。

高麗人にしては、吉井宿禰と云へる姓あり。日置(へき)造と同祖にして、伊利須(いりす)の後なり。齊明紀に、二年八月、高麗大使達沙、副使伊利之(いりし)等、總て八十一人を遣はして調を進らしむとある、伊利之は伊利須なるべし。然らば是等多數のもの、日本に留りて、子孫蕃衍せしものと思はる。宿禰姓も亦此吉井町に關係ありつらん。次に高麗人には、多高子、使主(おみ)の後に高田ノ首(おびと)、漢胸の後に桑原史あり。今北甘羅郡に高田・桑原の地を存せる、上代の遺跡ならずやと思はる。

新羅人と吉井の地

新羅人が多數吉井に移住せしことは、前條に述べたる所なるが、彼の有名なる多胡碑に見えたる羊（ひつじ）、卽ち上州各地に行はれたる傳說の羊大夫も、亦此新羅人ならんか。此碑文は、和銅四年の記あれば、子午足等百九十二人が姓を賜ひし時よりは、五十六年前に在り。されば以前に吉井の新羅人に賜姓の事なく、羊も同樣なれば、自然に史にも漏れて、唯傳說的架空人物となり畢りしものと推考せらる。羊の住地は、神保村の八束山と傳へられ、其館にて彼國の移民を統轄されしものならん。抑も我國に歸化せし韓人の數は、萬を以て數ふ可く、是等は皆國郡に配置されて、各〻其技藝を以て職となしゝものなり。中にも羊の技術は鑄金に在り。和銅開珎の鑄錢は、其手に成れるものならんと考ふるは相當の理由を有す。豐國義孝氏の說に曰く、

按ずるに、右兩所（武藏國秩父郡黑谷村大字下黑谷にて二ヶ所、一は和銅澤と呼ぶ所、其附近に銅洗堀と稱する所あり。一は金山と呼びて、坑穴七箇あり。前者を距る七八丁の南方。）ともに其遺址なるべし。其故は當昔銅を朝廷に奉獻せし後、同所は奈良朝廷の直營となり、製銅所の外に、鑄錢司さへ置かれ、彼の「和銅開珎」なる通貨を鑄造されし事實あり。而して我が多胡碑の主人公たる羊の太夫、卽ち朝鮮の歸化人たる羊氏は、右製銅所の技師として、將た鑄錢の官吏として同所に出仕したる者なるべし。古

書に羊の太夫が、日々奈良朝に日參して勤仕したりと稱するは、即ち我が多胡郡より、武州秩父なる奈良朝廷の直營にかゝる鑄錢司、並に製銅所へ日勤したるを稱する者にして、其功勞に依りて、後年に及び緑野・甘樂・片岡の三郡を割きて、新たに多胡郡を置き、之を羊氏に賜ひしものなるべし。 此事は甚だ余の臆斷に似て、敢て古書の之を確證するに足るもの無しと雖も、余は永年調査研究の末、種々の材料を綜合考察して、此事あるを深く信じ、先年著述せし多胡碑集說中にも之を論じ以て天下の識者に問ひたりしに、幸ひ多數學者の贊同を得るに至りたるは、余の私かに愉快とする所なり。

同氏は更に側面觀察を進めて、碑文に見えたる多治比眞人は三宅麻呂にして、此人大寶三年に東山道の巡察使と爲りて、和銅奉獻も其手を經たるものなるが、和銅改元の後、直に催鑄錢司の長官に兼補せられ、親しく秩父に下向し、羊太夫を登用し、其功績を認めたるより、奏聞して新設の多胡郡を羊氏が率下に置きたるならん。 多治比眞人が後世上・武兩所に繁榮せし丹黨の祖と爲りしは、故ありと云ふ可し云々と述べたり。(上毛及上毛人。) 猶羊の事は多胡碑と與に他日補說す可し。

第四章　上毛野氏の繁榮

上毛野朝臣の一族は、朝に野に弘く繁榮して、名を史上に留むるもの頗る多し。而も其隆盛を仰望して、自ら其姓を冒し、相當緣由を有するものは、奏上して改姓賜姓の事あり。又上毛野の宗家は世〻武將として、蝦夷の事に從ひしを以て、部下は其統領の姓を稱するを名譽とし、俘囚すら請うて之を稱するに至る。此一族の繁榮想ふ可きなり。今左に正史に見はれたる者を列擧す可し。

上毛野君稚子

天智二年紀に曰く、三月遣前將軍上毛野君稚子・間人連大蓋・中將軍巨勢神前臣譯語・三輪君根麻呂・後將軍阿倍引田臣比羅夫・大宅臣鎌柄、率二萬七千人、打新羅。……六月前將軍上毛野君稚子等、取新羅沙鼻岐・奴江二城。上野人物志に稚子は形名の子たるに時代相當すと述べたるは從ふ可し。

上毛野君三千

天武十年三月紀に曰く、丙戌、天皇御于大極殿。以詔川島皇子・忍壁皇子・廣瀨王・竹田王・三野王・大錦下上毛野君三千・小錦中忌部連子首・小錦下阿曇連稻敷・難波連大形・大山上中臣連大嶋・大山下平群臣子首、令記定帝紀及上古諸事。大嶋子首、親

上毛野朝臣小足
├同 堅身
├同 安麻呂
├同 荒馬
├同 廣人
└同 今具麻呂

執筆以錄焉。……… 八月丁卯朔丁丑、大錦下上毛野君三千卒。」

文武四年十月、直廣參上毛野朝臣小足、吉備總領と爲る。後從五位上に叙す。大寶三年七月、下總守に任ず。次いで從四位下に進む。和銅元年三月、陸奥守と爲る。續紀。

慶雲四年二月、上毛野朝臣堅身に從五位下を授く。續紀。

和銅元年三月從五位下上毛野朝臣安麻呂、上總守と爲る。次いで從五位上に進む。二年七月、陸奥守と爲る。續紀。

和銅二年正月、正六位下上毛野朝臣荒馬、從五位下に叙せらる。續紀。

和銅元年正月、從六位上上毛野朝臣廣人、從五位下に叙せらる。七年三月、從五位上に進む。十一月、大伴宿禰を左將軍、石上豐庭を右將軍とし、廣人及び粟田人?（必登とも書す）を右將軍の副と爲す。養老元年四月、廣人大倭守と爲る。次いで正五位下に進み、陸奥按察使と爲る。四年九月廿八日、陸奥國奏して言ふ。蝦夷叛亂して、廣人を殺せりと。乃ち多治比縣守を持節征夷將軍、阿倍駿河を持節鎮狄將軍と爲し、之を征せしむ。續紀。

天平七年四月、外正六位上上毛野朝臣今具麻呂、外從五位下に叙せらる。續紀。

上毛野足人　天平感寶元年閏五月、上野國勢多郡小領、外從七位下上毛野朝臣足人、當國國分寺知識物を獻じ、外從五位下を授けらる。續紀。

上毛野君駿河　上毛野君駿河、國司の條に述べたり。

同　君難波　天平勝寶二年三月、中衛員外少將從五位下田邊史難波(なには)等に、上毛野君姓を賜ふ。六年正月、從五位上に叙せらる。續紀。

同　君廣濱　天平寶字元年五月、上毛野君廣濱從五位下と爲る。二年十一月、播磨介上毛野公廣濱に、從五位上を授く。五年十月、廣濱及び廣田連小床、其他六人を遣はし、遣唐使船四隻を安藝國に造らしめ、東海・東山・北陸・山陰・山陽・南海等の諸國に命じて、牛角七千八百隻を貢せしむ。六年正月、左京亮と爲る。八年正月、近江介と爲る。續紀。

同　君眞人　天平寶字元年五月、上毛野君眞人、外從五位下に叙せらる。四年六月、養民司に任ず。七年正月、美作守と爲る。神護景雲二年二月、造東大寺大判官に任ず。續紀。

同　公牛養　天平五年正月、外從五位下上毛野公牛養(うしかひ)、（牛甘とも書す。）美濃守と爲る。十月、能登守に遷る。續紀。

同　馬長　上毛野朝臣馬長(うまをさ)、國司の條に述べたり。

上毛野朝臣稻人

寶龜三年九月、從五位上上毛野朝臣稻人を、右京亮と爲す。五年三月、陸奥介に徙り、十一年四月、越後員外守に轉ず。延暦二年二月、越後守と爲る。續紀。

同 公息麿

寶龜四年正月、上毛野公息麻呂、外從五位下に敍せらる。五年三月、周防守と爲る。續紀。

同 公廣本

寶龜八年正月、左京の人從七位上田邊史廣本等、五十四人に、上毛野公の姓を賜ふ。續紀。是より先き和銅三年正月、從五位を賜はりし田邊史比良夫は、廣本が祖なるべし。

同 公大川

寶龜八年、上毛野公大川、遣唐錄事と爲り、大使佐伯今毛人に隨行して、唐に使し、歸つて大外記に補し、天應元年、山背守を兼ぬ。十二月、御裝束司と爲る。延暦五年、從五位下主計頭に轉ず。尋いで從五位上右少辨に陞る。續紀。

上毛野朝臣鷹養

延暦二年正月、上毛野朝臣鷹養を從五位下に敍す。續紀。

上毛野公薩摩

天應元年四月、上毛野公薩摩を、外從五位下に敍す。延暦二年二月、內藏と爲り、三年三月、但馬介に徙る。續紀。

上毛野公我人

延暦三年四月、正六位上上毛野公我人に、外從五位下を授く。五年十月、衞門大尉外從五位上上毛野公我人を、兼西市正と爲す。續紀。

上毛野朝臣益成

上毛野諸嗣

上毛野朝臣頴人

上毛野公繼益

延暦十五年十一月、外正六位上上毛野朝臣益成、蝦夷征討に戰功あるを以て、外從五位下を授けらる。（後紀。）

延暦十六年、上毛野諸嗣少外記たり。二十二年正月、美作大目を兼ぬ。（外記補任。）

延暦二十年、上毛野朝臣頴人、右少史に任ず。頴人は大川の子なり。大同元年、右大史・大内記を經て、左大史に至る。二年大外記正六位上、四年外從五位下に昇叙せらる。弘仁元年、藤原仲成、其妹藥子と亂を謀るや、九月十一日、頴人平城より急に來り言ふ。太上天皇今日早朝に川口道を取り、東國に入る。凡其諸司、並に宿衞の兵、悉く皆從ふと。亂平定するの後、功に依りて從五位上大外記の首位に進む。二年、度一人を賜ふ。三年正月、因幡介を兼ね。二月、山城國乙訓郡の荒地一町を賜ふ。是より先き桓武天皇延暦十八年、天下の臣民に勅して、家々の本系帳を奏進せしめられしが、嵯峨天皇其叡志を紹承して、中務卿萬多親王など六人に詔し、之を撰ばしむ。頴人其六人の中に在り。弘仁五年六月、功竟りて奏上す。新撰姓氏錄是れなり。八年、東宮學士に擢でられ、民部大輔に進む。頴人、學問該博にして、詩文に長じ、凌雲集・經國集・文華秀麗集等を輯せり。（日本後紀・外記日記。）

弘仁元年十二月、大初位下上毛野公繼益、錄事と爲り、送渤海客使林宿禰東人に

同　賀美麿
同　道信
同　清滿
同　諸兄
上毛野貞雄
同朝臣綱主
上毛野朝臣貞嗣

從つて、翌年我國を發す。十月、東人等使命を終へて歸り、奏して曰く、國王の啓、常例に據らず。是を以て去つて取らず。其錄事嗣益等、乘る所の第二船は、發去の日相失うて見ず。未だ何れに在るを知らずと。十二月、嗣益身王事に死せるを以て、從六位下を追贈す。（後紀。）

弘仁元年十二月、外正六位上上毛野公賀美麻呂(かみまろ)に、外從五位下を授く。（後紀。）

天長十年二月、左京の人上毛野公道信に、姓上毛野朝臣を賜ふ。（續後紀。）

承和元年正月、外從五位下上毛野公清滿(きよまろ)、伊豆守と爲る。（續後紀。）

承和二年十一月、左京人內豎從六位上上毛野公諸兄に、朝臣の姓を賜ふ。（續後紀。）

承和九年正月、上毛野貞雄、從五位下に叙せらる。（續後紀。）

承和十四年十月、上野國那波郡の人左近衞府將監正六位上檜前公綱主(つなぬし)、姓上毛野朝臣を賜ひ、兼て左京四條に貫せしむ。嘉祥三年三月、散位外從五位下綱主、伊勢國使と爲る。仁壽元年正月、和泉守に徙る。貞觀七年三月、散位從五位下綱主、鼓吹正と爲る。八年二月、伊賀守に轉ず。（續後紀・文德實錄・三代實錄。）

承和九年八月、主工首正六位上上毛野朝臣貞嗣(これつぐ)、對馬權掾と爲る。伴健岑・橘逸勢等の事變斷罪の結果なり。（續後紀。）

同　尙行

仁壽元年十一月、上毛野朝臣尙行、從五位下に叙せらる。文德實錄。

上毛野朝臣永世

天安二年正月、上毛野朝臣永世、外從五位下に叙せらる。文德實錄。貞觀四年正月、尾張介永世、從五位下に進む。嘗て勅命を蒙り、大納言藤原氏宗・參議南淵年名・同大江音人・刑部卿菅原是善等と貞觀格を撰ぶ。十一年四月、撰畢つて進る。三代實錄。

同　滋子

貞觀三年二月、無位上毛野朝臣滋子を從五位と爲す。五年十月、正五位下に進む。三代實錄。

同　安守

貞觀四年正月、大炊助上毛野朝臣安守を從五位下と爲す。十一年正月、大炊頭に進む。十二年正月、伊賀守に任ず。三代實錄。

同　赤子

貞觀五年十一月、内教坊頭從七位下上毛野公赤子等、同族男女七人に朝臣の姓を賜ふ。三代實錄。

源弘の母

貞觀五年正月二十五日、大納言源朝臣弘薨ず。弘は嵯峨帝の皇子なり。母は上毛野氏。弘幼にして聰慧。好んで經史を讀み、尤も隷書を善くす。三代實錄。

上毛野朝臣宮子

貞觀六年二月、上毛野朝臣宮子從五位下に叙せらる。三代實錄。

同　公藤野

貞觀五年十一月、左京の人、齋院判官正八位上上毛野公藤野等、同族男女七人に姓朝臣を賜ふ。九年正月、近江少掾上毛野朝臣藤野、從五位下に叙せらる。三代實錄。

同　朝臣澤田
同　朝臣上長
同　朝臣世由
同　朝臣茂蔭
同　朝臣氏永

貞觀八年二月、權大外記正六位上上毛野朝臣澤田(さはた)に、從五位下を授く。三代實錄。

貞觀九年正月、右近衛將監上毛野朝臣上長を、從五位下に叙す。三代實錄。

元慶元年十一月、駿河守上毛野朝臣世由從五位下に叙せらる。三代實錄。

元慶三年、皇太后宮少進上毛野朝臣茂蔭(しげかげ)に、從五位下に授く。仁和元年三月、散位從五位下茂蔭を、大監物と爲す。三代實錄。

元慶八年六月廿三日、式部大丞坂上茂樹・勘解由主典凡康躬等を石見に遣はし、訴訟の事を推し、彼國司に下知して曰く、介忍海山下氏則等、去る六月六日の解に曰く、管邇摩郡大領伊福部安道、部内の百姓を率ひ、來つて權守從五位下上毛野朝臣氏永を圍む。政法に乖くが爲なり。仍つて印匙を奪ひ取り、以て傍吏に授く。守氏永、劍を以て氏則が妻を撃ち傷く。又守氏永が同月十五日の奏狀に曰く、傍吏賊兵を發して、氏永を殺さんと擬す。即ち凶賊をして印匙・鈴等を奪ひ取らしめ、杖を以て氏永を撃ち、杭を地上に打ち、手足を張着け、倉裏に鎖籠むと云へり。今奏解狀の如くんば、事緒各異なりて、實情同じからず。朝使を遣すに非ずんば、何ぞ淨濁を決せんや。仍つて其由を推問せんが爲めに、茂樹等を差遣す。國宜しく承知して、使の處分を聽く可しと。既にして刑部省事由を推問し得。之を

斷じて云ふ、安道は應に官當解任、徒二年、贖銅十斤とすべしと。又石見守氏永は、安道等の圍む所と爲るの時、石見介忍海山下氏則の館に逃れ隱れ、夜外に數十人の聲あるを聞き、氏永の意以て賊と爲し、害せらるゝを恐る。蓋し氏則も謀を同ふせるに依るなり。是に由りて劍を以て氏則の妻下毛野屎子、及び從女を毆傷し、卽ち屎子の著する所の大衣一領を奪ひ取りて、自ら逃れ去る。刑部省之を斷じて云ふ、見任職を解くべしと。又氏永の逃れて山中に隱るゝや、石見掾大野安雄、郡司百姓を率ひて之を捉へ、其身を縛して倉中に籠閉す。刑部斷じて云ふ、安雄は應に官當解任、徒一年とすべしと。仁和元年十月四日、刑部省の斷文を太政官に進む。十二月二十七日、外記覆勘して論奏を作り、公卿の署を請ふ。中納言在原行平、執る所の狀四條、參議右大辨橘廣相、執る所の狀七條、竝に別奏肯て名を連ねず。其執する所の狀事多く載せず。二卿が別執遂に省せず。仁和二年五月に至り、署を加へ、卽日奏聞す。詔して曰く、宜しく省斷に依るべしと。十二月廿八日、公卿外記の候廳に於て、罪人氏永、等の位記を毀つ。中務、式部、刑部省等、丞錄從事せり。（三代實錄。）

上毛野坂本君男島

天平勝寶五年七月十九日、左京の人正八位上石上部君男島等、四十七人曰く、己

同　黑繇

が親父登與(とよ)、去る大寶元年を以て、上毛野坂本君の姓を賜へり。而るに子孫等、籍帳に猶石上部君と注す。理に於て安からず。望み請らくは、父姓に從ひ、之を改正せんと欲すと。許さる。神護景雲元年三月、左京の人正六位上上毛野坂本公男島、上野國碓氷郡の人外從八位下上毛野坂本公黑繇に、姓上毛野朝臣を賜ふ。寶龜元年十一月十九日、正六位上上毛野坂本朝臣男島に、外從五位下を授く。四年正月癸酉、外從五位下上毛野坂本朝臣男島に從五位下を授く。五月癸巳、從五位下上毛野坂本朝臣男島を以て、造酒正と爲す。(續紀。) 此氏は拾芥抄に、上毛野朝臣と見え、姓氏錄には「上毛野坂本朝臣、上毛野朝臣同祖、豐城入彥命十世の孫、佐太君之後也。續日本紀合。」とあり。八世の孫は久比にして、其男宗麻呂なれば、佐太公は宗麻呂の子なるか。

上毛野佐位朝臣老刀自

　神護景雲元年三月、上野國佐位郡の人、外從五位上檜前君(ひのくまのきみ)老刀自(おほとじ)に、姓上毛野佐位朝臣を賜ふ。二年六月、掌膳上野國佐位采女外從五位下上毛野佐位朝臣老刀自を以て、本國の國造と爲す。寶龜二年正月、從五位下に進む。(續紀。) 承和十四年、檜前公綱主、姓を上毛野朝臣と賜ひしこと、續後紀に見え、佐位郡檜前(ひのくま)と云へる地を本貫と爲しゝものならん。其地今の佐波郡上陽村大字樋越に當れるか。佐位

上毛野名取朝臣老人
上毛野陸奥公石麿
同　文知
同　人麿
上毛野鍬山公足山守
上毛野中村公豐庭

郡居住の一大豪族なれば、同地方に古墳を遺せしなる可し。上毛及上毛人。

神護景雲三年三月、陸奥國名取郡の人、外正七位下吉彌侯部老人、賀美郡の人、外正七位下吉彌侯部大成等九人に、上毛野名取朝臣の姓を賜ふ。續紀。上毛野朝臣の同族にて、名取郡に居りしを以て姓としたるならん。

神護景雲元年七月、陸奥國宇多郡の人、外正六位上勳十等吉彌侯部石麻呂に、姓上毛野陸奥公を賜ふ。三年三月、宇多郡の人、外六位下吉彌侯部文知に、姓上毛野陸奥公を賜ふ。承和七年三月、陸奥國耶磨郡大領外正八位上勳八等丈部人麿の戸一烟に、姓上毛野陸奥公を賜ふ。續紀・續後紀。姓氏錄考證に「この丈部氏は皇神二流ありて、何れも思ひ定めがたけれど、上毛野陸奥公と云へるは同族なるべければ、此に記しつ。」と見えたり。

神護景雲三年三月、陸奥國信夫郡の人外從八位下吉彌侯部足山守等七人に、上毛野鍬山公の姓を姓ふ。續紀。鍬山の地名は足達郡に在り。もと安達郡に出でて、其隣なる信夫郡に還り住みしものか。

神護景雲三年三月、陸奥國新田郡の人、外大初位上吉彌侯部豐庭に、姓上毛野中村公を賜ふ。續紀。新田郡仲村の地名を負へるなり。

上毛野賀美公宗繼
上毛野膽澤公毛人
上毛野綠野直皆麻

弘仁十年二月、外正六位上上毛野賀美公宗繼に、外從五位下を授く。續紀。賀美は陸奧國賀美郡の地名を負へるなり。

承和八年三月、陸奧國江刺郡擬大領外從八位下勳八等上毛野膽澤公毛人等に、外從五位上を借授す。國司の褒擧に由れるなり。續後紀。

弘仁三年夏四月庚子、出羽國田夷置井出公皆麻呂等十五人に、姓上毛野綠野直を賜ふ。後紀本。姓氏錄考證に曰く、「田夷とあれば、豐城入彦命の裔にはある可らず。されど上毛野氏同族にて田夷に沒りてありしが、其由緒を奏して請ひなどして、此姓を賜へるも知り難し。田夷は………蝦夷の賊心を改めし者に田を與へて、其業に仕奉らしむるにて、農夷の義なり。其類族の居る所を田夷村と云へりと見ゆ。」とあり。太田氏の氏族制度には、和銅三年に君姓を賜はりたる蝦夷酋長が、平安朝に入りて直・連又は臣の姓を賜ひ、吉彌候部・上毛野綠野直などは、上毛野氏の部下たりしならんと論ず。陸奧に在りて上毛野の姓を帶びたるには、皆幾許の緣故を辿りて、申請ひたる姓と認めて差支へなかるべし。

第五章　上野分布の諸姓

上野國に分布せし諸姓は頗る多し。今其主なるものを擧ぐれば、邑樂郡には大伴部・小野朝臣、新田郡には犬部臣・祝部、碓氷郡には石上部君、甘樂郡には物部公・壬生公・蘇宜部首・長柄首・新屋首、綠野郡には土師臣、那波郡には委文宿禰、多胡郡には大宅朝臣・山部、佐位郡に雀部臣、利根郡には安曇宿禰等なり。

大伴部

神護景雲三年四月甲子、上野國邑樂郡の人、外大初位上小長谷部宇麻呂、甘樂郡の人、竹田部荒當・絲井部袁胡等十五人に、大伴部の姓を賜ふ。續紀。竹田部は竹田臣、絲井部は絲井造を以て統主とす。後此統主衰へて、大伴宿禰の統率に入りしものか、未だ考へ得ず。

小野朝臣

邑樂郡小野郷は、上野守小野朝臣綱手に賜はりし賜田より得たる名ならん。小野郷は甘樂郡・群馬郡にもありて、皆小野朝臣の分居せし地と思はる。小野朝臣は孝昭天皇の皇子天足彦國押人命が後なり。推古紀に、遣唐使小野臣妹子あり。天武十三年十一月、小野臣に姓を賜ひ、朝臣と曰ふ。承和三年五月、遣唐副使

小野朝臣篁の名見え、篁の建たる國學の跡松井田に存する由地志に載せたる、小野朝臣の當國に關係あるを推測すべし。

犬部臣

承和十年三月丁酉、上野國新田郡の人、勳七等犬養子羊、弟眞虎等二人、犬部臣の姓を賜ふ。（續後紀。）犬部一本に丈部に作る。姓氏錄に「犬養同祖（神魂命。）十九世孫田根連之後也。」と見えたり。續紀に、縣犬養宿禰の氏人姉女、寃罪にて犬部と爲り、其罪を雪ぎて、寶龜二年九月、本姓に復せしことと見えたり。こゝには犬部の文字を正とすべし。

祝部

和名抄に、新田郡祝人鄕あるは、祝部（はふりべ）の居る所にして、姓氏錄に、祝部同祖、建角身（たけつぬみ）命之後也とあり。こゝに同祖とは鴨縣主（かものあがたぬし）を指す。建角身命は神魂（かみむすび）命の孫にして、神武帝の軍を嚮導したる功に依りて、八咫烏の號を賜はれり。此祝部は、もと神職なりしが、氏姓となれり。

石上部君

天平勝寶元年五月戊寅、上野國碓氷郡の人、外從七位上石上部（いそのかみべ）君諸弟（もろと）等、各當國國分寺知識物を獻せし功によりて、外從五位下を授けらる。（續紀。）石上部君は石上朝臣の族にて、當郡に移り住み、やがて君姓を賜ひしにもあるか。姓氏錄によれば、石上朝臣は饒速日命の後なり。又石上部連と云へるもありて、石上朝臣の部

物部公

壬生公郡守

壬生朝臣石道

曲にあらざるべしと考證に述べたり。此石上部君も、部曲にはあらざる可し。

　天平神護元年十一月戊午朔、上野國甘樂郡の人、中衛物部蜷淵等五人に、物部公の姓を賜ふ。二年五月甲戌、上野國甘樂郡の人、外大初位下磯部牛麻呂等四人に、物部公の姓を賜ふ。（續紀。）金井澤神龜三年の碑文に見えたる、磯部牛麿と同人ならん。甘樂郡に貫前神社ありて、式內社なり。一宮記には、經津主命を祀るよし見えたり。物部首は、大和の布留神社（祭神經津主命）に奉仕す。こゝに物部公は、物部首の同族にて、此國に移り、本國の神を奉祀せしものと思はる。磯部氏は世々當社の神主たり。

　弘仁四年二月丁丑、上野國甘樂郡大領外從七位下勳六等壬生公郡守、特に外從六位下を授けらる。戶口增益、民の懷く所となるを以てなり。（缺本後紀。）貞觀十二年八月十五日乙未、上野國群馬郡外散位正八位上壬生公石道に、姓壬生朝臣を賜ふ。（三代實錄）甘樂郡仁治四年の板碑に壬生姓の人數多く見ゆ。姓氏錄に「壬生部公御間城入彥天皇（○崇神天皇）之後者、不見。」とあり。壬生部は御名代として、皇后及び皇子達の湯沐の地なり。其義は御產部にて、御產殿に奉仕する諸部を云ふ。こゝには壬生部の公、其部曲を率ひて奉仕せる官職の名なり。石道は豐城命の裔なる

べし。和名抄に邑樂郡丹生郷あり。本國神名帳に丹生明神あり。蓋し右丹生朝臣が祖神を祀れるならん。

蘇宜部首

本國神名帳に、甘良郡從一位宗岐明神あり。社地は和名抄の宗伎郷に當る。蘇宜部首が、其祖麛屋別命を祀れるならん。姓氏錄に「蘇宜部首、仲哀天皇皇子麛屋別命之後也。日本紀漏」とあり。河内に貫す。本貫は丹波國ならん。同國には紀多郡宗部、天田郡宗部又は桑田郡宗我部ありて、蘇宜部は宗我部・宗部と同訓にて妨げなしと云ふ。

長柄首

和名抄に、邑樂郡長柄郷ありて、正一位長柄明神を祀る。是れ長柄首の祖神か。姓氏錄に「長柄首、天乃八重事代主神之後也」とあり。大和に貫し、式に葛上郡長柄神社の見えたるは、今の一言主社にて、事代主神を祀れるならんと云へり。

新家首

本國神明帳に、甘良郡從五位上新屋明神あり。社地は和名抄の新屋郷に在り。新家首が、其祖汙麻斯麻尼足尼命を祀る所ならん。姓氏錄には「新家首、汙麻斯鬼足尼命之後者。不見」とあり。鬼は麻尼の誤記ならん。汙麻斯麻尼は、宇麻志麻治とも書し、饒速日命の子なり。史に首姓は見えざれど、連姓は宣化紀以下に出て、物部の族なり。

土師臣

和名抄、當國綠野郡（今多野郡）に土師郷ありて、土師神社を祀る。本國神名帳に、正五位上土師明神とあり。是れ土師臣が各地に移り住みて、其祖神を祭れる一なり。土師臣は野見宿禰の裔なり。野見宿禰は埴輪を作りて、朝廷に仕へ、世〻朝廷の土師職と爲りて、土師臣を賜へり。（姓氏錄考證）

委文宿禰

貞觀元年、上野國倭文神を官社に列す。蓋し委文宿禰が、那波郡委文郷に貫して、其祖神たる神魂命を祀れる所ならん。姓氏錄に「委文宿禰、出レ自神魂命之後大味宿禰」也」とあり。委文は綾布の類を云ふ。天武紀に、十三年十二月、倭文連、姓を賜ひ、宿禰と云ふと見えたり。此氏人は史には現れず。

大宅朝臣

和銅七年十月、從五位下大宅朝臣大國を、上野守となす。姓氏錄に、大宅臣は小野朝臣と同祖とあり。天武十三年に、朝臣の姓を賜へり。本國は山城國なる可けれど、國守となり、賜田などありて、其裔多胡郡大家郷に住みしか。大家の地名諸國にあれば、或は大家臣、或は大宅首の住みし地もある可ければ、之を以て他は推し難し。

山部

上野國多胡郡山部郷五十戸は、天平十年戊寅四月十二日、平城天皇法隆寺に賜ふ所にして、山部の居る所なり。山部は部曲にて、之を率ゐるは山直なり。山直

は山部直なるを、延暦四年、山部の御諱を避けて、山となしたり。されば舊は山部直なるが、山直となれるならん。

雀部臣

和名抄に、佐位郡雀部とあるは、雀部臣の居る所ならん。姓氏錄に「雀部臣、多朝臣同祖。神八井耳命之後也」とあり。此氏と出自を別にしたる雀部朝臣あり。星河建彥宿禰應神の世、皇太子大鷦鷯尊に代りて、木綿襷を繫けて、御膳を掌監す。因て名を大雀臣と賜ふとあり。考證に「時に神八井耳の裔孫も同じく仕奉りて、此姓を負へるにやあらん。」と云はれたり。

安曇宿禰

安曇宿禰は、姓氏錄に、海神綿積豐玉彥命の子穗高見命の裔、又安曇連は綿積神命の子高見の後とあり。安曇は信濃國安曇郡あり。海人を掌れる族なるが故に、海人部持と負せしが、約りてアツミとなりたるらんと云ふ。和名抄に、筑前國糟屋郡阿曇鄕とあるは、此氏人の住みし地なるに依りてなり。信濃國安曇郡保高村に穗高神社ありて、延喜式內の名神大社なり。本郡は西方飛驒に接して、保高嶽あり。神號は此山名より出たるならん。上代に安曇・筑摩二郡は湖水なりしよしの傳說あり。海人の數多住みて、貝物を捕りしものと推考さるべし。其隣りなる當國にては、上代沼田の地、一大湖水を成し、穗高見命領せしを、小高諏訪

宮の大神、綾戸の瀧磐を伐り開きて、水を治めたるより、陸地と爲る。其地に穗高見神を地主神に齋ひ、健御名方命を產土神と仰げるよし同社傳に見えたり。此社は三代實錄に、貞觀五年五月九日、上野國正六位上小高神に從五位下を授くとある是なり。今沼田の北方に武尊山聳立す。古へば保高山なるべきは辯明を俟たず。されば沼田の邊湖水たりし太古に於て、海人多く住み、安曇宿禰之を率ひ、朝廷供御の資を掌りつらんと思はれたり。姓氏錄考證。

第六章　佛教と政治

國分寺造立の本願

聖德太子の十七條憲法の中に「篤く三寶を敬へ。三寶とは佛・法・僧なり。則ち四生の終歸、萬國の極宗なり。何れの世、何れの人か、是の法を貴ばざらん。人に尤惡なる鮮し。能く教へて、之に從はしむ。其れ三寶に歸せずんば、何を以て枉れるを直さん。」とあり。太子が佛教を以て、國家政治の要諦と見做せるを知るべし。斯くて此趣意は、種々の形式に依りて、次第に之を實現するに至れり。即ち或は使を諸國に遣はして、經文を說かしめ、或は諸國に勅して、家每に佛舍を建てて、佛像を置かしめ、或は經文を轉讀して、國家の平安を祈らしめたり。天平九年に至りては、勅して國每に釋迦佛像一軀、挾侍菩薩二軀を造らしめたるは、國分寺創立の準備事業と見做すべし。既にして愈々機運到來し、茲に國分寺創立の大詔は煥發せられたり。其文に視るに、聖武天皇多年の發願にして、是を以て廣く蒼生の爲めに景福を求めん叡志なるを察す可し。今其所期の經營を擧ぐれば、(一)國每に僧寺尼寺に各々水田十町を施す事。(二)僧寺は國每に二十僧を住せし

め、其寺を金光明四天王護國之寺と爲す事。(三)尼寺は十尼を居らしめ、其寺は法華滅罪之寺と爲す事。(四)僧尼は毎月八日、必ず最勝王經を轉讀し、月半に至る毎に、戒羯摩を誦する事。(五)諸國に以上の寺を置きたる上は、毎月六齋日に、公私の漁獵殺生を禁じ、國司等常に檢校を加ふる事等なり。

此大詔の發せられたるは、天平十三年三月二十四日とも、同年二月十四日ともあり。而かも兩說共に、史實と合致せず。恐くは天平十一年秋、若しくは冬の裁可と斷ぜらる

國分寺の造立完成

此詔の實行は容易ならざる大業なり。されば造寺の成れるは、聖武の在位中、未だ半にも及ばざりしものの如し。かくて孝謙帝、其後を承けて、先帝の本願を果さんとし、或は國司を督勵し、或は使を諸國に遣はして檢校せしめしも、成らず。其後定額寺を國分寺に昇格せしめし國もありて、仁明天皇承和十年に至りて、漸く全國劃一に國分寺の成立を見たり。聖武帝國分寺創立を發願せられて、此に至る百年を經たり。

上野國分寺の造立

前述の如く、諸國の國分寺經營完成に遲速あり。我上野は何年頃なりや、正史に見る所なし。然れども天平勝寶元年五月、上野國碓井郡の人外從七位上石上

上野國分寺の規模

部督諸弟等が、各當國國分寺知識物を獻じたる賞として、外從五位下を授けられし事、又同年閏五月、上野國勢多郡小領外從七位下上毛野朝臣足人等、各當國國分寺知識物を獻じたる賞として、外從五位下を授けられし事、共に續紀に見えたれば、發令以後早くも建營に着手し、十年後に造寺を急ぎつゝある狀を知るべし。

藥師寺平面圖

今日遺跡を調査して、古代の國分寺を想像するに、恰も大和國藥師寺の堂塔配置に似たり。則ち南大門を入りて、北進すること約三十間にして、中門あり。中門を入れば、左右に東西兩塔あり。中門より北約三十間を隔てて、金堂あり。更に其後方に講堂あり。歩廊は中門の左右より起り、東西南塔及び金堂・講堂を包み、東西二町、南北一町以上の方形地域と推

同遺跡

考せらる。然れども前記の講堂と東塔とは、果して完備したりしや否は、明證を缺く。

土壇礎石配置圖

西塔礎石配置圖

今之が遺跡の現況に就いて述べんとす。卽ち地は群馬郡國府村大字東國分にして、金堂址は今馬捨場と呼び、高さ五尺、東西十五間、南北八間の土壇なり。礎石は南部に二箇を原位置に存し、北部の一箇は土壇より下に墜落す。土壇は四方より切壞し、其原形を狹めたるが如し。右礎石は五尺に六尺の安山岩の自然石を用ふ。土壇の南は一段卑き土壇にして、現今墓地となる。明治初年まで此地は三四間の幅を以て、中門趾まで連絡せりと云ふ。現今右土壇趾内に、夥多の布目瓦・砂片散亂す。西塔址は、金堂趾の西南約四十間の地點に在りて、其地を今石堂と呼ぶ。中央の大礎石は、直徑約七尺の自然石にして、近年其上に御嶽の碑を立つ。此礎石はもと直徑約二尺五寸の圓形造出ありしが、建碑

の際之を削去せりと云ふ。此大礎石を中心に、五六尺の自然石十四箇整列す。但し其中二箇稍〻缺損あり。各礎石の間十二尺を隔つ。又北列の三箇は、土壇を切壞したる爲め墜落して原位置を離る。此等礎石のある土壇は、周圍の桑畑よりも凡三尺の高さを有し、東西十七間、南北二十間の草原と爲る。此草原地面、以前は東部に高く、西部に傾斜せしも、後に地均をなしたるものと傳ふ。又土壇中の西南部に二箇の礎石あるは、何ものなるや審ならず。此西塔趾より發見さるゝ古瓦は、其種類頗多し。中門趾は金堂趾の南約三十間、道路の北側に當る。明治初年までは礎石多く存せりと云ふ。金堂趾

國分寺趾現況

(イ) 馬捨場　(ロ) 石堂
(ハ) 推定中門趾　(ニ) 同南大門

の南二十間、道路の東側に今一箇の礎石を置くは、後世金堂趾より移したるか、中門趾より運びたるか、未だ詳ならず。南大門趾は中門趾の南にして、金堂の南約五十間の地點にありしが如し。今僅に一箇の礎石を存す。其南方數間にして、一段低下す。其境界線は東は約一町にして不明となり、西は長者窪の低地に續くこと約二町あり。南大門趾よりは瓦を發掘し、其中に「八田甲斐女」と陰刻したるもの出たり。南大門礎石を距る西北約十間の地に、一箇の礎石あり。東の畑より移したるものと云ふ。（上毛及上毛人所載上野國々分僧寺址考。）

宮地博士曰く、「文獻によつて知り得たところと、今に殘る實地の狀態とを對比して、次の如くに歸納せらるゝ。先づ其境域につき、馬捨場の土壇卽ち金堂と推定せらるる處の中心點から、與へられた二町の長さの半分、一町の距離を四方に求めて之を測ると、圖（略圖）に示すが如く東西北の三邊は、大體小徑に沿ひ、南方の一邊は東西に亘る斷層の方向と略ほ一致する。卽ち方二町の區域が、金堂趾を中心にして、略ぼ識別せられ、又四方の境域線は、天然の障壁を缺くため、多少の出入を免れないといへ、さしての出入なく、舊態を保存して居るのを認めらるゝので、相互の吻合する事實に顧みて、愉快に堪へない。而して之によると、本寺は金堂を正中にした方

國分尼寺

形の境域であつたのである。次に建物に就いていふと、南大門趾は、さきの斷層と中央大路の接觸點に求むべく、中門趾は記錄に缺け、礎石により推定するの外なく、塔趾も同樣文書に見えないが、現存する礎石の形狀、並に配置によつて、疑ふの餘地なく、金堂趾は記文に片鱗を留むるため、立派に存在を證せらるゝ。卽ち現在は頗る如何はしい馬捨場の名に負ふ畠中の貧弱な土壇にも、曾ては釋迦三尊の偉容が儼然として、國內無比の靈場たる光輝に煌めき、傍らの塔址には五重の大塔がそゝり立つて、普く上下に崇拜の標的とせられたのである。」云々（史蹟名勝天然記念物第一集第二、三號）

國分尼寺の古態は、大和國毛原寺の如き配置に在りしものの如し。卽ち總門を北に向ひて入れば、中門あり。中門の內に東西に塔あり。中門の正北約二十間に金堂あり。兩塔を取卷きて、中門より金堂まで廻廊を周らしたりと思はる。其遺跡と覺しき地は、前記國分僧寺趾の東北約二十町にして、今の總社町字山王日枝神社境內附近と推考せらる。今同境內に存せる大礎石は、大正十四年の發掘にして、（是より先き數年、一たび發掘せしことありしも、間もなく埋塡せり。）研究の結果、塔の用心柱の礎石なるを知れり。思ふに此石は、次圖に示したる東塔、卽ち七重塔の礎石なる可し。其形上部は平面にして、縱八尺一寸、横八尺九寸厚さ約六尺あり。平面の中央に徑八

寸五分と、二尺一寸五分の二段の圓孔ありて、深さ一尺五寸五分に及ぶ。孔の周圍には、深さ一寸、巾二尺の圓溝ありて、夫れより四方に小溝を放射す。圓孔は舍利を納めたるものなる可く、小溝の排水の爲めに設けたるものなり。現今大礎石の北に松樹ありて、其東西に各〻一箇の礎石を置く。此二石は他より移置したるものにて、之を各舊地位に復置して推測すれば、各礎石の距離は一丈六尺となり、全形は方四丈八尺となる。實に宏莊なる塔と想像さる。此東塔に對して、西塔は存せしや更に徵證を得ず。又日枝社境內の入口左右に二石あり。其礎石の形なることは、造出しあるにて知らる。此二石はもと西北の畑地より移したるものなり。其畑は恰も金堂擬定地にして、現今も一箇は民家の母屋の

毛原寺復舊平面圖

床下に、昔のまゝに存す。此附近より奈良朝初期の布目瓦を發掘さる。（上毛及上毛人所載日枝神社境内の大礎石。）

福島武雄氏曰く、國分寺の廢寺と爲りし時は他の適當なる寺を代用したる例は他に多し。惟ふに此處の廢寺と爲りし後は、釋迦尊寺を尼寺に代用したらん。かく解すれば、上毛傳說雜記の記事と衝突するの憂なし。日枝神社の艮位十數町に、元景寺といへるあり。

國分尼寺礎石配置現狀圖

イ　ロ　ハ

天正十八年、秋元長朝が法現尼寺を改易して、建立したるものなり。法現寺尼寺なりしことは、元景寺境内に、今も應永二十八年の藥師石像に、妙圓・明春等尼僧の名を刻まれたるあり。又嘉曆年間の碑石を發見されたることあり。布目瓦の發掘に依りても、亦往古の寺院が存在せしことを知る。而して法現尼寺が國分尼寺の本名法華寺と發音の上に、何等かの關係あるべく考へらる云々と。氏は之を夢物語として述べたり。

國分二寺の遺跡に就いて、異說を唱ふる者尠なからず。例へば大日本名蹟圖

誌（明治三十四年發行）には、國分村大字東國分舊字礎（北の東方字中道の南より藥師堂へ通ずる地）一帶に、敷石或は礎石等散在す。又村南所々に七重塔の礎石存立す。東國分は僧寺にして、西國分は尼寺の在りし所にや云々と述べられたるが如し。而かも詳細の考證を聞かず。今暫く福島氏の説に從つて、前二寺跡を記す。

妙見寺

寶龜八年八月、上野國群馬郡戸五十烟、美作國勝田郡五十烟を妙見寺に寄捨す。（續紀。）妙見寺の本寺は河內石川郡春日村に在り。群馬郡の五十戸を寄進したる由緒あるを以て、群馬郡にも妙見祠を建て、北辰妙見大菩薩を祀り、祠僧を七星山息災寺と曰へり。地は今の國府村大字引間なり。此邊花園里と云ひけん。花園藥師と云ふも、其南に在りと云ふ。下總千葉妙見社僧記に、初め上野群馬郡花園里に祀る。後秩父大宮に遷し、次いで千葉に徙すとあり。然れば今日の妙見寺は故地に留りて、更に大菩薩を祀りしものか。前記移轉の事は、千葉常胤の歸依に由りて、其轉地に奉安せしものならん。地理志料に本國神名帳に、群馬西郡從三位息災寺小祝明神あり。豈に妙見社と云ふべけんやと云へり。

綠野寺

承和元年五月、勅して相模・上總・下總・常陸・上野・下野等の國司をして、勠力一切經一部を寫取り、來年九月以前奉進せしむ。其經本は上野國綠野郡綠野寺に在り

と。（續後紀。）

綠野寺は般若淨土院と號し、又淨法寺と名く。今多野郡鬼石町大字淨法寺に隷す。延暦四年、道忠禪師の創立する所なり。弘仁六年、最澄六塔婆を造り、六千部の經王を置きし其一にして、東州一方天台の法窟なり。（元亨釋書の最澄傳に、東州の經塔會に上野國綠野寺の預場者九萬人と見えたり。）故に主寺の僧は、必ず勅命を蒙りて院に入るを例とせり。後其制を停む。堂塔伽藍各精麗を盡し、諸佛の尊像都て靈製を集む。千手觀音の像は、寺後の佛手嶺に在りしが、嘗て嶺上より飛來りしを以て、藏めて祕佛と爲す。又文珠普賢・迦葉・阿難の靈像あり。各行基の作と稱せられ、之を釋迦堂に安んず。又賴舜法印なるものありて、嘗て仁王會に列す。時に賴舜書を能くす。帝命じて龍山堂の三字を書せしむ。書し得て長短肥瘦、令度結構、間架法に隨ふ。帝舜を僧都に任じ、如意輪地藏の像を賜ひ、以て兩堂の本尊と爲す。天文二十一年、平井城主上杉憲政の兵火に遇ひ、伽藍一時に燒滅す。徳川氏に至りて再興す。今寺域に相輪樘あり。（上野國志、[illegible]蹟考、上[illegible]、上毛人。）

勅して上野に寫經を命ず

承和六年三月、勅して上野等七國をして、卷數を分ちて一切經一部を寫進せしむ。其經の修飾、通じて同色と爲す。（續後紀。）

延暦寺別院

嘉祥三年四月、詔して上野國聖隆寺を以て、延暦寺別院と爲す。（文德實錄。）名跡志に「今聖隆寺聞えず。船尾山にはあらざりしか」とありて、船尾山は群馬郡伊香保町大字水澤にあり。山吹日記に曰く、水澤の左に船尾山そびえたり。傳教大師の開基にて、昔は大寺ありしを、千葉介胤正攻亡して、今は寺なしと云ふと。地理志料には同郡桃井村大字山子田の柳澤寺、最澄の創立なるを以てそれなりと云へり。

一切經書寫

仁壽三年五月、上野等の六國に詔して、一切經を寫さしむ。六國各〻部帙を分ち寫し得て之を上る。（文德實錄。）貞觀二年三月、詔して武藏國の正稅穀四百斛、上野國一百斛を以て、傳燈大法師圓仁に賜ふ。（同上。）彼國に於て宿禱を賽せしが故に、此賚（たまもの）あり。（三代實錄。）

圓仁と上野

圓仁は利根郡發知村（今池田村の大字）に迦葉山龍華院彌勒寺を開く。大壇越は上野大守一品葛原親王なり。圓仁は、仁壽四年、延暦寺の座主と爲り、貞觀六年逝けり。（名跡志。）元慶七年二月、上野等の七國、三寶に通ずる布施稻各〻五百斛を割いて、東寺の塔を造るの料に充てしめき。（三代實錄。）

第七章　地方制度と上野

第一節　國司

國司の任

國司とは朝廷より諸國に設置せらるゝ地方官にして、國衙に在りて政務を掌る。守・介・掾・目の四部官あり。守は一に受領とも云ふ。一國の政務を統轄し、祠社・戸口簿帳・百姓撫養・農桑勸課・所部糺察・貢擧・孝義・田宅・良賤・訴訟・租調・倉廩・徭役・兵士・器仗・鼓吹・郵驛・傳馬・烽候・牧城・過所・公私馬牛・闌遺雜物・寺僧尼名籍等の事を掌る。介は守を助け、掾は國内を糺判し、文案を審署し、稽失を勾へ、非違を察す。目は事を承けて上抄し、文案を勘署し、稽失を檢出し、公文を讀申す。史生は其下に在りて、公文を繕寫し、官人の許に行きて、文案の署を取る事を掌る。諸國の國司は、其に大瑞・軍機・災異・疫病・境外消息を言上し、朝集使・貢調使・正稅使・大計帳使等の使と爲りて上京し、郡司・軍團・少毅以上の功過を錄し、國守は又特に介以上の功過を錄して、治部に送る等の務あり。

國と國司

國の大小に依りて、職員の數に差違あり。左表の如し。又上總・常陸・上野の三

田口益人

平群安麻呂

國は、親王の任國なるを以て、之を大守と云ふ。介一人政務を專らにす。故に之を守と云ふ。守二人ある時、一人は權守にして、正員の京都に在りし時代つて守の政務を執る。後世遙任とて、任國に赴かざるもの生ぜり。權介も亦守の如く、正員の代りに政務を視しが、後には遙任と爲れり。

	(守)	(介)	(掾)	(目)	(史生)
大國	一人	一人	大一人 小一人	大一人 小一人	五人(令制三人)
上國	一人	一人	一人	一人	四人(令制三人)
中國	一人	一人(令制无)	一人	一人	三人
下國	一人		一人(令制无)	一人	二人(令制三人)

上野國はもとは上國なりしが、弘仁二年二月、改めて大國と爲る。民部式にも大國と見えたれば、四部官の全部備はりしを知るべし。今我上野に於ける歷代の國守を、史籍の中より拾錄すれば左の如し。(便宜上本朝の初より南北合一の時までをも併せ掲ぐ。)

守、田口益人　續紀、和銅元年三月の條に「從五位上田口朝臣益人爲上野守」と見えたり。翌年十一月、益人左兵衞率と爲る。

守、平群安麻呂　續紀、和銅二年十一月の條に「從五位下平群朝臣安麻呂爲上野

大宅大國

小野綱手

笠蓑麻呂

大伴伯麻呂

上毛野駿河

守」と見えたり。翌年十月、安麻呂尾張守と爲る。

守、大宅大國　續紀、和銅七年十月の條に「從五位下大宅朝臣大國爲上野守」と見えたり。

守、小野綱手　續紀、天平十八年四月の條に「從五位下小野朝臣綱手爲上野守」と見えたり。

守、笠蓑麻呂　續紀、勝寶四年五月の條に「從五位下笠朝臣蓑麻呂爲上野守」と見えたり。

守、大伴伯麻呂　續紀、勝寶四年十一月の條に「從五位下大伴宿禰伯麻呂爲上野守」と見えたり。

大目、上毛野駿河　萬葉集二十、天平勝寶七年二月二十三日の條に、上野國防人部領使大目正六位下上毛野君駿河、和歌十二首を進めしに、拙劣なる者は除きて四首を載せられたるよし見えたり。

陳防人悲別之情歌一首幷短歌

大王の任のまに／＼、防人に我が立ち來れば、柞葉の母の命は、御裳の裾摘み上げ搔撫で、ちゝのみの父の命は、たくづぬの白鬢の上ゆ。涙垂り歎き曰く、かこじもの只

一人して、朝戸出の、悲しき我兒、新玉の年のをながく相見ずは、戀しくある可し。今日だにも言問ひせむと惜みつゝ、悲び居ませ。若草の妻も子供も、遠近さはに圍み居、春鳥の聲の徨ひ、白妙の袖泣き濡し携はり、別れ難にと引き止め、慕ひしものを。天皇の詔畏み、玉鉾の道に出で立ち、丘の岬、い矯むるごとに、萬たび、顧みしつゝ、はろばろに別れし來れば、思ふそら、安くもあらず。戀ふるそら、苦しきものを、空蟬の、世の人なれば、玉きはる、命も知らず。海原の、かしこき道を、島傳ひ、い漕ぎ渡りて、在廻り、我が來るまでに、平けく、親は在さね、つゝみなく、妻は待たせと、住吉の吾統神に幣奉り、祈り申して、難波津に、船を浮けすゑ、八十日ぬき、水主とゝのへて、朝びらき、我は漕出ぬと、家に告げこそ。

反歌

家人の齋へにかあらん平けく船出はしぬと親に申さね。

御空ゆく雲も使と人はいへど家苞やらん方便知らずも。

家苞に貝ぞ拾へる濱波はいやしく〳〵に高く寄すれど。

島陰に我船はてゝ告げやらん使を波や戀ひつゝ行かむ。

高橋人足

守、高橋人足　續紀、寶字三年正月の條に「從五位下高橋朝臣人足爲二上野守一」と見

えたり。

守、藤原良繼　式部卿宇合の第二子なり。初名は宿奈麻呂。天平十二年、兄廣嗣の事に坐し、伊豆に流さる。之を頃くして赦還さる。少判事に補す。十八年、從五位下を授けられ、越前・上總の守を歷て、勝寶四年、相摸守と爲る。寶字五年正月、上野守と爲る。時に惠美押勝、政を擅にし、三子並に參議に任ず。而かも良繼其下に在りて、內慚憤を懷く。佐伯今毛人(いまえみし)・石上宅嗣・大伴家持等と之を除かんと謀る。右大舍人弓削男廣、其計を知り、押勝に告ぐ。逮捕して吏に下し鞫問す。良繼曰く、吾獨り謀主たり。他人に罪なしと。乃ち大不敬に劾せられ、姓を除き位を奪ふ。居ること二歲にして、仲麻呂謀反して近江に走る。即日良繼に詔して、兵數百を將ひ、之を追討せしむ。因つて從四位下勳四等を授く。亂平いで正四位上に叙せられ、太宰帥と爲る。神護二年、從三位に進み、景雲中、兵部卿を以て、造法華寺長官を兼ぬ。四年、參議に拜せらる。帝崩じて嗣無し。光仁帝の立つや、良繼議に與り、策を定む。既にして式部卿に遷り、正三位に進み、中納言に任ず。寶龜二年、超えて內臣に拜せらる。是より志を得て政を專らにし、與奪己に由る。之を頃くして從二位に進む。八年內大臣に陞り、九月十八日薨す。年六十二。

從一位を贈る。女乙牟漏、桓武の皇后と爲り、平城・嵯峨の二帝を生む。平城帝位に卽くや、其外祖たるを以て、良繼に太政大臣正一位を贈る。（公卿補任。大日本史。）

日下部子麻呂

守、日下部子麻呂　續紀、寶字七年正月の條に「正五位上日下部宿禰子麻呂爲㆓上野守㆒」と見えたり。

大原今城

守、大原今城　續紀、寶字七年四月の條に「從五位下大原眞人今城爲㆓上野守㆒」と見えたり。

田口大戸

介、田口大戸　續紀、寶字八年正月の條に「從五位下朝臣大戸爲㆓上野介㆒」と見えたり。

橘綿裳

員外介、橘綿裳　續紀、寶字八年八月の條に「從五位下橘宿禰綿裳爲㆓上野員外介㆒」と見えたり。

美奴王─┬─諸兄
　　　　├─葛城王
　　　　└─佐爲─綿裳（從四位上右京大夫）─枝主

上毛野馬長

守、上毛野馬長　續紀、寶字八年十月の條に「上毛野朝臣馬長爲㆓上野守㆒」と見えた

り。

林雜物

介、林雜物　續紀、景雲元年七月の條に「外從五位下林連雜物爲上野介」と見えたり。

佐伯伊太智

員外介、佐伯伊多智　續紀、景雲二年二月の條に「從四位下佐伯彌伊多智爲左衛士督、上野員外介如故」と見えたり。

池田眞枚

介、池田眞枚　續紀、寶龜元年十月の條に「從五位下池田朝臣眞枚爲上野介」と見えたり。

藤原小黑麻呂

守、藤原小黑麻呂　中衛大將房前の孫、從五位下鳥養が子なり。寶字の末、從五位下を授けられ、伊勢守と爲る。景雲中、式部少輔・安藝守を歷、中衛少將に敍せらる。寶龜二年五月、上野守を兼ぬ。同年閏三月、兼美濃守に轉ず。六年左京大夫、七年右衛士督と爲る。翌九年從四位上に進み、十年參議に拜す。十一年陸奧の蝦夷反するや、正四位上を授けられ、持節征東大使と爲る。賊平いで京師に歸り、功を以て正三位に敍す。延曆の初、再び陸奧按察使を兼ね、未だ幾もならず、改めて左京大夫を兼ね、中納言に任ず。尋いで大納言に轉ず。十三年七月一日薨す。年六十二。從二位を贈る。大日本史。

不比等─房前─鳥養─小黑麻呂─葛野麻呂

賀茂人麻呂

介、賀茂人麻呂　續紀、寶龜五年三月の條に「從五位下賀茂朝臣人麻呂爲上野介」と見えたり。

大伴上足

介、大伴上足　續紀、寶龜七年三月の條に「從五位下大伴宿彌上足爲上野介」と見えたり。

藤原鷲取

守、藤原鷲取　續紀、寶龜十年二月の條に「中務大輔從五位上藤原朝臣鷲取爲兼上野守」と見えたり。母は宇合の女とす。弘仁八年三月二十四日卒す。年四十五。公卿補任。

房前─魚名─┬─鷹取
　　　　　├─鷲取─藤嗣
　　　　　└─末茂

文室忍坂麻呂

守、文室忍坂麻呂　續紀、寶龜十年十一月の條に「從五位下文室眞人忍坂麻呂爲上野守」と見えたり。延曆四年正月木工頭と爲る。

阿部家麻呂

守、阿部家麻呂　續紀、天應元年五月の條に「正五位上阿部朝臣家麻呂爲上野守」

吉彌侯横刀　島田宮成　路玉守　大神船人　粟田鷹守　中臣丸馬主　紀作良

と見えたり。延暦四年左兵衛督と爲る。

介吉彌侯横刀　續紀、延暦二年二月の條に「從五位下吉彌侯横刀爲上野介」と見えたり。

介、島田宮成　續紀、延暦二年十一月の條に「外從五位下島田臣宮成爲上野介」と見えたり。

介、路玉守　續紀、延暦三年四月の條に「從五位下路眞人玉守爲上野介」と見えたり。

守、大神船人　續紀、延暦四年正月の條に「從五位下大神朝臣船人爲上野守」と見えたり。

守、粟田鷹守　續紀、延暦五年八月の條に「正五位下粟田朝臣鷹守爲上野守」と見えたり。

介、中臣丸馬主　續紀、延暦七年二月の條に「從五位下中臣丸朝臣馬主爲上野介」と見えたり。

守、紀作良　續紀、延暦七年三月の條に「從五位上紀朝臣作良爲上野守」と見えたり。

三方廣名
佐伯岡上
御長廣岳
大庭王
多入鹿

守、三方廣名　續紀、延暦十年七月の條に「從五位下三方宿禰廣名爲₂上野守₁」と見えたり。

介、佐伯岡上　右同條下に「從五位下佐伯宿禰岡上爲₂介₁」と見えたり。

介、御長廣岳　日本紀略、延暦十五年五月十七日條に「渤海國使呂定琳等還₂蕃₁。遣₂上野介御長廣岳・式部大錄桑原秋成等₁押送。云々」とあり。

守、大庭王　後紀、大同元年正月の條に「侍從々四位下大庭王爲₂兼上野守₁」と見えたり。

守、多（おほ）入鹿　延暦十二年少外記。十五年式部少丞。十六年正月兼播磨大目。二月同權少掾に遷る。十七年正月從五位下に叙し、二月兵部少輔、二十年少納言に任じ、二十一年近衞將監を兼ぬ。二十五年兵衞少將に轉じ、武藏權介を兼ぬ。大同元年八月中衞少將。二年正月近衞少將。七月兼尾張守。八月兼上野守。十一月兼木工頭。三年正月右中辨。少將元の如し。是月正五位下。二月民部少輔。四年六月從四位下。四年九月山陽道觀察使兼左京大夫。五年二月兼相模守。左京大夫故の如し。二月參議に任ず。六月觀察使を停めて參議と爲す。九月任を解き、讃岐權守に左降せらる。公卿補任。

紀百繼

權介、紀百繼　從四位下木津魚の長子なり。延暦十年右衛士少尉。二十二年從五位下。二十三年六月左近衞將監。大同元年正月越後介。四月右衛權佐。二年九月正佐。三年六月上野權介。七月左衛士佐、兼越前介。弘仁二年六月從五位上。五月右近少將。三年正月正五位下。八月從四位下中將。五年正月兼美濃守。七年正月兵部大輔。八年正月從四位上。九年正月兼相模守。二月右衞門督。十二年正月正四位下。十四年十一月從三位。兼播磨守、右衛門督故の如し。天長五年兼信濃守。六年兼近江守。八年正月正三位。十年三月從二位。承和二年七月參議。三年九月十九日薨ず。年七十三。（公卿補任、後紀。）

飯麻呂―古佐美―廣濱
　　　　└木津魚―百繼

紀廣濱

守、紀廣濱　大納言、古佐美の長子なり。延暦十四年二月長門介。十六年少判事。六月式部大丞。九月勘解由判官。十八年從五位下肥後守に叙任。二十四年從五位上。大同二年正月正五位下。二月左中辨。九月兼内藏頭。三年從四位下。八月美濃守。十一月右京大夫守故の如し。四年九月畿内觀察使辨頭故の如し。弘仁元年正月兼上野守。四月左京大夫に任す。六月觀察使を停め、八月右大辨、

伊勢德成

息長家成
酒人々上

朝野鹿取

兼大學頭。九月參議と爲り、辨頭故の如し。二年右兵衞督と爲り、辨頭守故の如し。六年從四位上。四月攝津住吉郡の地十町を賜ふ。七年正月太宰大貳と爲り、大辨を去る。十年正四位下。七月二日卒す。年六十一。（公卿補任・後紀。）

權介、伊勢德成　後紀、弘仁元年十月の條に「從五位下伊勢朝臣德成爲二上野權介一」同二年十月の條に「從五位下伊勢朝臣德成爲二上野介一」と見えたり。

介、息長家成　大掾、酒人々上　後紀、弘仁三年八月の條「上野國介從五位下息長眞人家成、大掾正六位上酒人眞人々上等免。以レ令二郡司私役二百姓一也」と見えたり。

守、朝野鹿取　大和國人、正六位上忍海連鷹取の子なり。叔父從六位上朝野宿禰道長、養うて子とす。（武内宿禰第六男葛城襲津彦の後なり。）少にして大學に遊び、頗る史漢に涉り、漢音に兼通す。始て音生に試し、相模博士に補せらる。後登科して文章生と爲る。延暦二十一年四月、遣唐祿事に任ず。二十五年太宰大典と爲り、次いで式部少錄に遷る。大同四年左少史・右近將監。弘仁元年藏人に補す。二年從五位下頭に叙任す。帝昔在藩の日、侍講たりしを以てなり。四月左衞士佐。十月左衞門佐に更む。尋いで喪に遭うて官を解かる。服未だ闋ならざるに、三年起つて近江介と爲る。五年正月左近少將。十一月上野守。七年主殿頭、少將故の如し。

十一月兼因幡介。八年從五位上。九年兼内藏頭。十年正五位下兵部大輔兼相模介。十一年正月病に依つて上表辭職。大輔元の如し。從四位下を授けらる。五月兵部大輔。十二年正月中務大輔。五月民部大輔。六月又中務大輔。十四年藏人頭。尋いで讓位に依り、頭を止む。五月左中辨。天長四年正月從四位上。二月任太宰大貳。辨を止む。鹿取上表して之を辭す。許さず。任に赴くに及び、帝紫宸殿に御して宴餞す。文人を召して詩賦せしむ。雅樂寮樂を奏し、御製及び、御被を賜ふ。十年六月參議。十一月兼式部大輔。承和元年七月兼左大辨。止大輔。三年五月、藤原愛發に代り、民部卿を兼ぬ。上表して曰く、臣頽災已に臻る。當に朝章を濫く可し。而るに今臣を以て民部卿に拜す。恩貸貴はず。慚懼總て萃る。中納言從三位藤原朝臣愛發、玆の顯職を以て愚臣に讓り、以て智古今に渉ると爲す。此洞尤も耽す。臣が器乘く所己を捫て多く慙づ。伏して望らくは、還つて恩詔を收め臣が憂負を免せられよと。許されず。七年正四位下。八年卿を去る。九年正月兼越中守。七月從三位。其男女十九人を并せて朝臣の姓を賜ふ。十年六月十一日薨す。年七十。鹿取才藝多く、立性謹愼、事に臨んで明了、吏幹を以て稱せらる。公卿補任。大日本史。

安倍雄能麻呂

守、安倍雄能麻呂　後紀、弘仁六年正月の條に「左馬頭從五位上安部朝臣雄能麿呂爲兼上野守」と見えたり。

清峯門繼

介、清峯門繼　左京の人なり。世俗に達練し、他の才學なし。嵯峨帝殊に恩舊を錄し、擢てゝ左衞門少尉と爲す。弘仁十二年正月、外從五位下に叙せらる。四月上野介に除せらる。十三年遷つて右馬助と爲る。天長十年從五位下に叙せらる。承和三年四月、出でて長門守と爲る。四年二月典藥頭と爲る。八年正月備後守に拜せらる。九月縫殿頭と爲る。十二年正月從四位に叙せらる。後に難波に隱居して、齊衡二年閏四月七日病卒す。時に年七十四。（文德實錄。）

南甘備高直

介、甘南備高直　武藏介清野の第三子なり。身長六尺二寸。少にして文書生と爲り、善く文を屬し、琴書に工なり。廿三年少內記に任ず。大同元年、太宰少監・西海道觀察使・判官を歷、弘仁の初、左右近衞將監に遷る。六年從五位下に叙し、陸奧・上野介に累任す。天長三年常陸守に叙せられ、惠政あり。會〻訪採使前司が犯に緣りて、竝に高直を坐し、釐務を停む。吏民其德化に感じ、競うて資用を遺る。高直もと嵯峨上皇の眷顧を被る。六年に至りて攝津守に任ず。仁明帝踐祚の初、正五位上に叙せられ、尋いで從四位下に進む。明年母の喪に丁り、哀毀禮に過

ぎ、殆ど性を滅するに至る。承和三年四月十八日卒す。年六十二。（續後紀。）

大守、葛井（かどゐ）親王　桓武帝の第十二子。母は大納言坂上田村麻呂の女。（春子。）幼にして警悟。年六歳にして勅して帶劍を賜ふ。弘仁十年四品に叙せられ、兵部卿に拜す。天長三年上野大守と爲る。（上野大守と爲ること文德實錄に見えたり。）承和中常陸大守たり。八年三品に進む。葛井射を善くし、外祖父坂上田村麻呂の風あり。嵯峨帝嘗て豐樂院に御して射を觀る。禮畢りて諸親王及群臣に勅し、各〻次を以て射しむ。葛井時に年十二。帝戲に謂つて曰く、弟少弱と雖も弓矢を執るべしと。葛井詔に應じて起つ。再發再中す。時に田村麻呂侍座す。喜甚しく座を起つて葛井を抱いて舞ふ。進んで奏して曰く、臣嘗て數十萬の衆を將ひて、東夷を征討す。實に天威に賴り、向ふ所敵無し。自ら料るに、勇略兵術完めざる所多し。今親王年齠齔に在りて、武伎此の如し。臣い及ぶ所に非ざるなりと。帝笑つて曰く、將軍外孫を褒揚すること何ぞ甚だ過多なるやと。嘉祥三年正月太宰帥と爲る。四月二日薨す。年五十一。葛井素聲樂に耽る。晩年益〻飲讌を縱にし、支體羸憊し、竟に疾を成すに至れり。子基見王・棟良王あり。

大守明日香親王　桓武帝第七皇子なり。母は贈左大臣紀船守の女若子。弘

仁二年四品を授けられ、彈正尹と爲る。九年上表して、親王の號を除かれ、下諸臣と同うせんことを乞ふ。許されず。再上表して、所生の男女に朝臣姓を賜はんことを請ふ。帝其請を嘉みし、子女四人に久賀朝臣の姓を賜ふ。爾後孫王に姓を賜ふこと皆之に效ふ。十二年三品を授けられ、天長八年正月上野大守と爲る。（太守と爲ること紀略に見えたり。）承和元年二月十二日薨ず。明日香天資儉朴にして、浮華を尙ばず。弘仁中、世奢麗に趨り、朝貴の衣服華鮮なり。唯明日香獨り競ふ所なく、夏日猶朝服を澣くもの再三なり。時に駿馬を賣りて以て費用に充て、薨ずるに及びて朝廷哀悼す。（大日本史・皇胤紹運錄・續後紀。）

忠宗年長

權少掾、忠宗年長　續後紀、天長十年二月の條に曰く「庚午右京人上野權少掾從八位上尾張連年長、位子无位尾張連豐野、留省无位尾張連豐山等、賜姓忠宗宿禰」

阿保親王

大守、阿保親王　平城帝の第一皇子なり。母は宮人葛井藤子。阿保性謙遜にして、才文武を兼ね、膂力あり。絃歌を善くす。嵯峨帝位に即き、四品に叙せらる。弘仁の變に坐して、太宰員外帥に貶せらる。天長の初、徵して京師に還る。仁明位に即き、三品に進む。承和元年治部卿と爲り、遠江敷智郡荒田三十三町を給せらる。二月上野大守と爲り、治部卿故の如し。三年兼宮內卿に轉ず。明年兵部

卿に遷り、七年彈正尹と爲る。九年上總大守を兼ぬ。是秋東宮坊帶刀伴健岑・但馬權守橘逸勢等謀反す。阿保密に大皇太后橘氏に上書して、變を奏す。詔して健岑等を捕へて之を流す。十月壬午薨ず。年五十一。葬るに及び、參議和氣眞綱等を遣はし、追て告變の功を賞して、一品を賜り、其家を優恤す。子仲平・守平・業平あり。（大日本史・紹運錄。）

太守、葛原親王　桓武帝の第三子なり。母は參議多治比長野の女眞宗。葛原幼にして穎悟、長ずるに及び恭儉、物に傲らず。史傳を歷覽し、常に古今の成敗を以て自ら戒む。延曆十七年、淳和帝と同じく禁中に加冠す。二十二年四品に叙せられ、治部卿に任ず。大同元年大藏卿に遷る。三年彈正尹と爲る。四年三品に進み、弘仁元年式部卿と爲る。三年太宰帥を兼ぬ。七年二品に叙せられ、十四年中務卿に任じ、復彈正尹と爲る。天長二年上表して、子女皆其王號を罷めて、姓平朝臣を賜はらんことを請ふ。許されず。頻りに請うて、乃ち之を許さる。七年常陸太守を兼ぬ。復式部卿と爲る。八年一品に進む。承和二年甲斐巨摩郡馬相野の空閒地五百町を賜ふ。五年正月上野大守を兼ぬ。（上野大守の事は續後紀文德實錄に見えたり。）十年老病を以て、上表して職を辭し、許されず。十一年復常陸太守を兼ぬ。嘉祥

三年復太宰帥と爲る。仁壽三年六月癸亥薨ず。年六十八。遺令して薄葬せしめ、喪事を監護するを辭す。葛原久しく式部に在りて、職務に閑習す。凡舊典に在りて達練せざる無し。擧朝之を重んず。勅して輦車を賜ひ、宮に入らしむ。儀諸親王に異なり。子高棟・善棟・高見王あり。（大日本史・紹運錄。）

藤原貞吉

介、藤原貞吉　續後紀、承和六年五月の條に「辛卯右兵衛頭從五位上藤原朝臣貞吉爲二上野介一」と見えたり。

秀良親王

太守、秀良親王　嵯峨帝の第三子なり。母は皇后橘嘉智子。天長九年三品に叙せらる。沒官の書一千六百九十三卷を賜ふ。仁明帝位に卽くや、中務卿と爲り、彈正尹に改む。承和二年、更に沒する所の其外家橘奈良麻呂の書四百八十餘卷を賜ふ。二年太宰帥に任じ、彈正尹故の如し。三年信濃小縣郡の公田十二町、近江・加賀の荒廢田二百七町、備前の空閒地三十四町を給せらる。明年加賀石川郡の廢田四十九町を加給せらる。七年二品に進む。九年正月上野太守に任ず。（上野太守續紀に見えたり。）元慶中、班田使誤つて其攝津の墾田を收む。秀良奏訴す。勅して之を還給す。寛平七年正月二十四日卒す。年七十九。（大日本史・紹運錄。）

藤原世數

介、藤原世數　續後紀、承和十年正月の條に「從五位下藤原朝臣世數爲二上野介一」と

仲野親王

見えたり。

大守、仲野親王　桓武帝第八皇子なり。母は宮人河子。幼にして辨慧。性寛裕なり。延暦二十四年、安藝加茂郡の地五十町を賜ふ。又河内交野郡の白田二町を賜ふ。弘仁五年四品に叙せらる。天長四年中務卿と爲る。七年太宰帥に任ず。十年三品に叙せらる。仁明の朝、上總太守に任じ彈正尹に拜す。十三年正月上野大守と爲る。上野大守、續後紀に見えたり。二品を授けられ、式部卿に轉ず。仁壽三年常陸の守を兼ぬ。貞觀の初、復上總大守と爲る。詔して河内・攝津禁野の外に放鷹するを許さる。五年再び太宰帥と爲り、輦車に乘りて、宮中に出入するを聽さる。勅して鷹三聯、鷂一聯を養ふを許さる。仲野嘗て奏壽宣命の式を左大臣藤原緒嗣に學び、吐納儀容、世の摸範と爲すに足る。當時の王公、其儀を知る罕なり。清和帝參議官に勅して、就いて學ばしむ。九年正月十七日薨ず。年七十六。宇多帝祚を踐むに及んで、外祖たるを以て、一品太政大臣を贈らる。男十四人あり。大日本史。

本康親王

大守、本康親王　仁明帝の第五皇子なり。母は女御滋野繩子。承和三年、近江野洲郡空閑の地三十五町を給せらる。四年河内の茨田三十町を賜ふ。嘉祥二

年四品に叙す。三年正月上野大守と爲る。（上野大守、續後紀・文德實錄に見えたり。）貞觀二年彈正尹を兼ぬ。五年兵部卿と爲り、帶劍を賜ふ。十一年上總大守と爲る。十三年三品に進む。十八年太宰帥と爲り、兵部卿故の如し。元慶七年二品に進み、八年式部卿と爲る。後一品に至る。延喜元年十二月十四日薨ず。八條宮と稱す。嘗て光孝帝と與に、琴を高橋文室麻呂に學ぶ。十子二女あり。（大日本史・紹運錄。）

長統王

介、長統王　文德實錄、仁壽元年正月の條に「長統王爲上野介」と見えたり。

國康親王

大守、國康親王　仁明帝第六皇子なり。母は宮人藤原賀登子。齊衡元年正月四品に叙し、上野大守と爲る。（文德實錄に見えたり。）人と爲り羸弱にして、出仕に堪えず。三年僧と爲る。昌泰元年三月十五日薨ず。（大日本史、紹運錄。）

橘安吉雄

介、橘安吉雄　文德實錄、齊衡二年正月の條に「橘朝臣安吉雄爲上野介」と見えたり。

奈良麻呂—島田麻呂—當主（從四位下參議）—安吉雄（從四位上治部少信濃守）—良殖
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—良根
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—良基

清原道雄

介、清原道雄　三代實錄、貞觀元年正月の條に「宮內少輔從五位下清原眞人道雄

爲二上野介一と見えたり。

滋野安成

權介、滋野安成　三代實錄、貞觀元年四月九日の條に「從五位下行大外記兼相模介滋野朝臣安成、爲二上野權介一、大外記如レ故」と見えたり。

忠良親王

大守、忠良親王　嵯峨帝の第四皇子なり。母は女御百濟貴命。承和元年四品を授けられ、三年上總大守と爲る。五年常陸大守に遷り、七年兵部卿と爲り、嘉祥三年三品に進む。文德帝位に即くや、帶劍を賜ふ。仁壽三年再び上總大守と爲る。淸和帝位に即き、二品を加へらる。貞觀二年正月上野大守に遷る。（上野大守、三代實錄に見ゆ。）兵部卿故の如し。是より先、詔を下して諸國司の鷹鷂を養ふを禁ず。特に忠良に私鷹二聯を以て、畿內禁野の外に獵するを聽す。明年攝津豐島郡の荒田五十七町を給ふ。五年式部卿に轉じ、上野大守故の如し。八年勅して鷹鷂各二聯を養ふを聽す。十三年正月再び上野大守と爲る。十四年二月大宰帥に任じ、式部卿故の如し。後病に因りて、上表職を辭す。聽されず。十八年二月二十一日薨ず。年五十八。忠良姿貌美なり。當時の愛惜する所と爲る。（大日本史・補任錄。）

藤原有蔭

介、藤原有蔭　三代實錄、貞觀五年二月十日の條に「民部少輔從五位下藤原朝臣有蔭爲二上野介一。」同月十六日の條に「民部少輔從五位下藤原朝臣有蔭爲二大宰少貳一。」

と見えたり。

紀眞丘

介、紀眞丘　三代實錄、貞觀五年二月十六日の條に「從五位下紀朝臣眞丘爲上野介」。同七年正月二十七日の條に「從五位下行上野介紀朝臣眞丘爲諸陵頭」と見えたり。

小野春枝

權介、小野春枝　三代實錄、貞觀五年二月十六日の條に「鎭守府將軍從五位下小野朝臣春枝爲權介」。同六年正月十六日の條に「鎭守府將軍從五位下兼上野權介小野朝臣春枝爲權介。(相模)」と見えたり。

眞野廣門

權少掾、眞野廣門　三代實錄、貞觀五年九月十五日の條に「大和國山邊郡人上野權少掾正六位上民首廣門……等、賜姓眞野臣」。永德・廣門等之先、出自天足彥國押人命也。」と見えたり。

時康親王

大守、時康親王　三代實錄、貞觀六年正月十六日の條に「三品中務卿諱(光孝天皇)親王爲上野大守」。中務卿如故」と見えたり。

賀茂岑雄

權介、賀茂岑雄　右同條に「從五位下行相模權介賀茂朝臣岑雄爲權介」。八年正月十三日の條に「從五位下行上野權介賀茂朝臣岑雄爲越前守」と見えたり。

安倍貞行

介、安倍貞行　三代實錄、貞觀七年正月二十七日の條に「從五位上安倍朝臣眞行

爲ニ上野介ニと見えたり。

權介、文室可樂麻呂　三代實錄、貞觀八年正月十三日の條に「從五位下鎭守府將軍文室朝臣可樂麻呂爲ニ上野權介ニ」と見えたり。

大守賀陽親王　桓武帝の皇子なり。母は多治比眞宗。弘仁中、四品を授けられ、刑部卿と爲る。淳和帝位に卽くや、治部卿に遷る。天長中、中務卿と爲り、三品を授けらる。承和七年太宰帥と爲り、尋いで復治部卿と爲る。嘉祥三年彈正尹に遷る。齊衡中二品に敍し、天安二年勅して帶劍を賜ふ。貞觀の初、常陸大守を兼ね、復治部卿と爲る。常陸大守故の如し。勅して東大寺に於て、無遮大會を設け、大佛像を供養し、賀陽を遣はし之を監せしむ。貞觀五年上表して、致仕を請ふ。優詔ありて許さず。九年正月上野大守と爲る。治部卿故の如し。十二年太宰帥と爲り、抗表して辭す。十月八日薨す。年七十八。賀陽意匠あり。制造に巧なり。嘗て京極寺を京師に創す。會、大旱にて鴨河の水竭き、寺田殆ど涸る。賀陽木童子を彫る、長さ四尺可り。兩手に器を捧げ、機巧を設け、田中に置く。水を器中に盛り、水上童顏に灑ぐ。人爭うて之に灌ぐ。寺田焦枯せざるを得たり。

大日本史・三代實錄。

良岑經世
安倍小水麻呂
時康親王
惟恒親王
源建
南淵秋郷

權介、良岑經世　三代實錄、貞觀十一年三月四日の條に「以正五位下行陸奥守良岑朝臣經世、爲上野權介、陸奥守如故」と見えたり。

權大目、安倍小水麻呂　利根郡桃野村小野善兵衞氏所藏、大般若波羅密多經第五卷(俗に羊大夫筆經卷と稱するもの)奥書に曰く「无災殃而不消。无福樂而不成者、般若金言。眞言之妙典。被稱諸佛之父母聖賢之師範也。所以至誠奉寫大般若經一部六百卷。三世大覺十方賢聖。咸共證明我現當之勝願必成熟。貞觀十三年歳次辛卯三月三日、擅主前上野國權大目從六位下安倍朝臣小水麻呂」とあり。

大守、時康親王　貞觀十五年正月再任。

大守、惟恒親王　貞觀十七年正月任。後項を見よ。

權介、源建　三代實錄、元慶二年二月十五日の條に「左京權亮從五位下源朝臣建爲上野權介」と見えたり。

權大掾、南淵秋郷　三代實錄元慶二年七月十日の條に曰く「出羽國飛驛奏曰、正五位下守右中辨兼攝津守藤原朝臣保則到國。察向前之行事。運行軍之籌策。遣權掾文室眞人有房、左衞門權少尉兼權掾清原令望、上野押領使權大掾南淵秋郷等、率上野國見到兵六百餘、屯秋田河南、拒賊於河北。云々」と見えたり。

介、橘茂生　三代實錄、元慶二年八月十三日の條に「從五位上行少納言兼侍從橘朝臣茂生爲二上野介一」と見えたり。

大守、惟彥親王　文德帝第三皇子なり。母は宮人滋野奧子。貞觀九年四品に叙せられ、十年常陸大守と爲る。十五年彈正尹と爲り、十七年上總大守と爲る。十八年再び常陸大守に遷り、中務卿に轉ず。元慶五年正月上野大守と爲る。後大宰帥に改む。七年正月二十九日薨ず。年四十四。（三代實錄、大日本史。）

大守、貞保親王　淸和帝第四の皇子なり。母は皇后藤原高子。（長良の女。）元慶六年、陽成帝と同じく冠し、三品に叙せられ、四月上野大守と爲り、次いで中務卿に任ず。後二品に進み、式部卿に轉じ、延長二年六月十九日薨ず。年五十五。南宮と稱し、又桂親王と稱す。尤も音律に長じ、南竹譜を著す。世に管絃仙と稱せらる。貞保嘗て桂川の山莊に遊び、夜五常樂を奏す。燈下恍惚として衣冠の人を見る。謂つて曰く、吾は是れ唐家の廉承武なりと。凡五常樂の急を奏する一百回に逮へば、必ず來り、冥然として見えず。子國忠・國珍、並に源朝臣の姓を賜ふ。（三代實錄、大日本史。）

權介、平季長　三代實錄、元慶七年正月十一日の條に「陸奧守從五位上兼守左近衞權少將平朝臣季長、爲二上野權介一、餘官如レ故」と見えたり。

橘茂生
惟彥親王
貞保親王
平季長

葛原親王—高棟王—┬惟範
　　　　　　　　　└季長　五藏頭　兵部少輔　從四位下　右大辨　寛平九年七月廿三日卒

惟恒親王

大守、惟恒親王　文德帝第五皇子なり。母は藤原今子。安貞の女。貞觀三年親王と爲り、十三年四品に叙せらる。十四年常陸大守と爲り、十五年帶劍を賜ひ、治部卿と爲る。十七年正月、上野大守と爲り、後彈正尹に遷る。元慶六年上總大守と爲り、七年二月再び上野大守と爲る。八年兵部卿と爲り、從三品に進む。延喜四年四月八日薨ず。大日本史・紀略。

安倍興行

介、安倍興行　三代實錄、元慶八年三月九日の條に「伊勢權守從五位上安倍朝臣興行爲二上野介一」と見えたり。

貞元親王

大守、貞元親王　清和帝第三皇子なり。母は宮人藤原氏。仲統の女。貞觀十五年、兄貞固等と與に並に親王と爲る。仁和三年正月、四品を授けられ、二月上野大守と爲る。三代實錄・紹運錄。延喜九年十一月二十六日薨ず。閑院親王と稱す。子兼忠・兼信並に源朝臣の姓を賜ふ。大日本史。

藤原眞常

權介、藤原眞常　三代實錄、仁和三年二月十七日の條に「四品貞元親王爲二上野大

守」。從五位上行左京亮藤原朝臣眞常爲₂權介₁と見えたり。

國康親王

大守、國康親王　古今目錄抄、延喜四年正月の條に見えたり。前項を參照せられよ。

高階師尙

大掾、高階師尙　次項を見よ。

石見王—高階峯緒—茂範—師尙（從四位上 右中辨 備前守）　良臣

母 齋宮恬子

實惟喬平子 在原業平與₂恬子₁密通子也

故此氏不₂參宮₁ 元慶四年五月廿八日卒

藤原興風

權大掾、藤原興風　參議濱成の曾孫。道成の男なり。昌泰三年正月、相模掾に任ず。延喜二年二月、治部少丞に任ず。四年正月廿五日上野權大掾に任ず。（上野大掾高階師尙と相替る。）十四年四月、下總權大掾に任ず。彈琴の師と爲り、管絃を能くせり。其歌十六首古今集に入る。（古今和歌集目錄。）

藤原扶幹

介、藤原扶幹　駿河守從五位下村相の男なり。母は主殿頭榎井島忠長の女。貞觀十一年生る。元慶九年正月周防掾。二月近江權少掾。仁和二年中務少丞。三年陽成帝位に卽くや從五位下。寛平二年兵部少輔。四年民部少輔。七年信

濃守。昌泰四年二月常陸介。延喜九年正月上野介。十五年正五位下權右中辨。十六年右中辨。十七年正月兼山城守。十一月從四位下。二十一年正月左中辨。三月兼勘解由長官。二十二年從四位上。延長元年參議、兼中宮大夫。二年中宮大夫、兼讃岐權守。三年兼太宰大貳。八年兼左大辨。承平元年左大辨、兼近江守。二年正四位下、兼伊豫守。三年從三位、中納言。六年兼按察使。七年大納言。天慶元年七月十四日薨す。年七十五。（公卿補任。）

藤原利仁

介、藤原利仁　左大臣魚名六世の孫なり。父時長鎭守府將軍と爲り、越前國の人秦豐國の女を娶りて、利仁を生む。越前敦賀に有賀と云ふ者あり。資產甚だ饒なり。利仁之が女婿と爲り、焉に住す。利仁沈勇にして、謀略多く、蹻捷飛ぶが如し。兵機に諳練して、將帥の器あり。少にして京都に入り、攝籙の家に給事す。延喜十一年上野介と爲り、十二年上總介に遷り、次いで武藏守と爲り、十五年鎭守府將軍に任ず。從四位下に至る。嘗て下野高藏山の賊、藏宗・藏安黨を結んで、調貢を剽掠す。廷議勇將を擇みて、之を討たしむ。皆利仁を推す。乃ち利仁に命ず。利仁進んで高藏山下に至り、奮戰して大に之を破る。斬獲居多なり。是に由りて威武大に振ふ。（大日本史・尊卑分脈。）

介、藤原厚載　紀畧、延喜十五年の條に「二月十日辛未巳四刻、信乃國飛驛言上。射上野介藤原朝臣厚載爲上毛野基宗等被殺害。三月二十五日乙酉、武藏國言。殺上野介藤原厚載之下手人三人捕收繫云々」と見えたり。

大掾、藤原連江　同書、十六年十月の條に「廿七日巳酉、下知。上野國□□□言上。彼國百姓上毛野貞並等殺害彼國介藤原厚載。而大掾藤原連江不加制止。與賊首有耳語。勘問其由。無所避申。」と見えたり。

介、藤原尚範　紀略、天慶二年十二月の條に「廿九日乙丑。信濃國言平將門附兵士等、追上野介藤原尚範、下野守藤原弘雅、前守大中臣定行等由。同日賜勅符於信濃國。應徵發軍兵、備守境内事」と見えたり。

介、平清幹　類聚符宣抄に曰く「上野介從五位下平朝臣清幹 元大監物 右中納言藤原朝臣師輔宣。奉勅。件等人宜不待本任放還請印任符者。天慶三年正月二十七日、權少外記伊福部安近奉。」又曰く「因幡守從五位下平朝臣清幹 元上野介 右從三位守大納言兼行春宮大夫陸奥出羽按察使藤原朝臣師輔宣。奉勅。件人本任觧由。進官既畢。而未下所司。宜且請印其任符者。天慶八年五月十九日、大外記三統宿禰公忠奉。」

成明親王

大守成明親王　村上帝の諱なり。皇年代略記に曰く「天慶五年十二月十五日、任上野大守」。六年十二月六日任太宰師」十八。七年四月廿二日甲子立皇太弟」。六々」と。

佐伯常平

権少目佐伯常平　除目大成抄に曰く「天暦三年　上野權少目佐伯常平庚子内親王當年巡給。巡給年任目寔有疑。但巡給年申任二分代内舍人、有其例等。猶可尋。凡往古例無定法歟。」

藤原正蔭

權少掾藤原正蔭　除目大成抄に「天暦八　上野權少掾正六位上藤原朝臣正蔭停崇福寺申藤原正直改任　清愼公」と見えたり。

多治比部忠臣

權少目多治比部忠臣　右同書に「天暦八　權少目從六位上多治比部公忠臣從三位伴朝臣天慶元年給　清愼公。」と見えたり。

盛明親王

大守盛明親王　宇多帝の皇子なり。母は右大臣源唱女。初め源朝臣の姓を賜ひ、大藏卿に任ず。康保四年親王と爲り、四品を授けらる。上總大守、上野大守に歴任す。天祚禮祀職掌錄、安和二年九月廿三日、圓融帝卽位の條に「四品上野大守盛明親王」と見えたり。寛和二年僧と爲る。五月八日薨ず。年五十九。大日本史。

高振久見

權大掾高振久見　魚魯愚抄に曰く「正六位上藤原光正望駿河掾」。右天祿三年

吉志吉見
藤原仲文
多米國平
私眞村
上毛野公平
壹志倫明

依獻五節舞姬。同四年、（天延元年）給二合。同年正月除目。以高振久見請任上野權大掾。同年三月、以吉志吉忠改任同掾云々。」

掾、吉志吉見　前項を見よ。

介、藤原仲文　信濃守公葛の三男なり。天暦中、東宮藏人に補せらる。天德二年閏七月、内匠助に任せらる。康保四年五月、冷泉帝踐祚し、藏人に補す。十月從五位下に叙せられ、加賀權守に任せらる。五年正月、加賀守と爲る。天祿四年二月、從五位上に進む。貞元二年正月、上野介に任じ、八月正五位下に叙せらる。三年二月卒す。年七十一。仲文和歌を善くし、三十六歌仙の一に居る。（三十六人歌仙傳。）

大掾、多米國平　毘沙門堂記、天元五年十月の條に見えたり。

大掾私眞村　除目大成抄に「永觀元　上野大掾正六位上私臣眞村（[illegible]）」と見えたり。

權大掾、上毛野公平　除目大成抄に「永觀二　上野權大掾上毛野朝臣公平天元二年内給、同二年、下給、任符申請更任。」と見えたり。

大掾、壹志倫明　除目大成抄に「長德三　上野大掾正六位上壹志倫明（[illegible]）永和□年給二合、只隠敷免改任」と見えたり。

縣乙長

大掾、縣乙長　除目大成抄に「長徳四　上野大掾正六位上縣連乙長（[illegible]）王應和二年巡給二合。淺井善隆改任。」と見えたり。

多治忠節

權少掾、多治忠節　除目大成抄に「長德四　上野權少掾正六位上多治眞人忠節（停冷泉院安和二年御給。奉守忠改任。（中略）在位之間御給。遜位以後、猶稱內給例云々」と見えたり。

源賴信

介、源賴信　鎭守府將軍滿仲の子なり。人と爲り剛果明決にして、兵法に熟達す。兄賴光と名を齊うす。又藤原保昌・平致賴と竝に驍勇を以て稱せらる。而も賴信之が稱首たり。一條・三條・後一條・御朱雀の四朝に仕へ、治部少輔・左馬權頭を歷、上野介（御堂關白記、長保元年九月の條に上野介たること見えたり。）常陸介、美濃・伊勢・甲斐・河內等の守と爲る鎭守府將軍に拜せられ、從四位上に至る。長元々年、前上總介平忠常、任滿ちて尙其地に留まり、王命に抗して、四近に暴掠す。朝廷阪東の精兵に勅して追討せしむ。忠常、要害を固めて遁避し、絕域に皷り覬覦す。賴信任國甲斐に在りて、朝命を奉じ、將に之を襲征せんとす。忠常降伏を請ふ。賴信終に弩を張らず、兵を遖せずして、終に亂を鎭定するを得たり。朝廷其功を嘉して之を賞す。賴信懇願して、丹波守に改任せられんことを請ふ。既にして其母の墳墓美濃に在るを以て、其守に任せられんことを請ふ。明年遂に美濃守と爲る。永承三年四月十七

凡河内員正

重義

阿刀雅親

忠範

平維衡

日卒す。年八十一。（史學雜誌・大日本史。）

大掾、凡河内員正　除目大成抄に「長保二（上野大掾正六位上凡河内宿禰員正停二東宮長徳四年御給一。下野少掾秦理堪改任。）」と見えたり。

介（某）重義　權記、長保三年二月廿六日の條に曰く「戊辰罷出。桃園卿有レ召參內仰云、女一宮料絹可レ召進一。上野介重義・尾張守匡衡朝臣等、罷申歸。」

大掾、阿刀雅親　魚魯愚抄、長保五年正月任せらるゝよし見えたり。

介、（某）忠範　權記、寬弘三年四月十四日辛卯の條に曰く「參內有陣定一。大貳上野掾・忠範・加賀守兼親・因幡守行平等、申請事也。」

介、平維衡　權記、寬弘三年六月十三日癸未の條に曰く「雨。參內。除目云々。式部丞童佐靈者。（宣旨如故云々。）民部權大輔爲任。依レ不レ上レ徒削レ籍。上野介（闕）維衡任レ之。左大臣出陣被申行。中文下後、挿上六枚一。右頭奏定。以二維衡一可レ任申被レ仰也。」神鏡闕文今日被奏。紀略、寬弘三年六月十三日の條にも「又以二前伊勢守平維衡一任二上野介一」と見えたり。維衡は鎮守府將軍貞盛の男なり。帶刀と爲り、上野常陸の介、伊勢・陸奥・出羽・伊豆・下野・佐渡の守を歷、從四位上に至る。卒する年八十五。（尊卑分脈。）

車持孝節　維敍　定輔　藤原家業　成任　伴得近　石上兼親　源良基

大掾、車持孝節　魚魯愚抄、寛弘三年十二月任せらるゝよし見えたり。

守、(某)維敍　御室關白記、長和四年八月の條に見えたり。

介、(某)定輔　小右記、長和四年八月廿七日の條に曰く「今日左大臣被勞足之後、初參陣云々。行直物。又有小除目云々。臨夜資平從內示送云。小除目於陣行之。圖書頭有隣・中務丞源懷信藏人・木工允大中臣頼成・上野介定輔被定新任國々司申請事。不被定受領功過。」

介、藤原家業　朝野群載、萬壽元年七月九日の家業が文書に「去正月除上野介。即賜籤符。欲赴任國云々」と見えたり。

守、(某)成任　左經記、長元九年五月一日、女院先帝の御二七日に當るに依りて、七箇寺に御誦經ありて、施物を供へらる。珍皇寺へ遣はせしは上野守成任なり。

大掾、伴得近　魚魯愚抄、永承六年其名見えたり。

權介、石上兼親　除目大成抄に「天喜二　上野權介正六位上石上朝臣兼親御經行事所」と見えたり。

守、源良基　中納言經房の男なり。尊卑分脈。朝野群載、承保三年十二月、上野國に下せる太政官符に「前司守源朝臣良基任終。康平四次介橘朝臣惟行任、同五六七」と

橘惟行　高階順業　藤原定俊　源頼盛　業房　藤原邦宗

見えたり。

介、橘惟行　雅弘が男なり。詞千に入る。橘氏系圖。朝野群載、承保三年の太政官符に、惟行任期を擧げて「康平四五六七」と見えたり。又百練抄、康平五年十二月廿八日の條に「諸卿定申下野國守頼資與上野守惟行合戰事。」六年十二月十八日の條に「前下野守頼資依殘虐上野介惟行。令勘罪名。令遠流之處。一季二度不可行流刑之由法家申。仍延引。有伏議。」と見えたり。

介、高階順業　朝野群載、承保三年十二月の太政官符の中に、其任期を擧げて、治暦元・二・三・四と見えたり。

介、藤原定俊　朝野群載、主税寮の減省上野國租税の文中に「前々司介藤原朝臣定俊任終承保三。次守源頼盛任承暦元。當任同・二・三四云々」と見えたり。

介、源頼盛　前項を見よ。

守、某業房　中右記、嘉保元年十二月廿七日の條に「師大納言被下上野前司業房并飛驛勘出。其儀只如例申文。」と見えたり。

守、藤原邦宗　中右記、嘉保元年五月十四日の條に「今日一日内御物忌也。譲遂之後、肴陣定。左大臣著仗座。依有定也。前肥伊房卿契丹之事。又上野國司邦

藤原敦基
平貞宗
三宅武里
季安
敦遠
源實房

宗申請條事等云々。」とあり。

介、藤原敦基　史館記、康和元年閏九月の條に「廿一日庚寅、有復任除目事。有陣定。上野介從四位上藤原敦基(復任)」とあり。本朝續文粹に康和二年四月、劍を一宮に奉納の文、敦基の作なり。

大掾、平貞宗　除目大成抄に「長治二　上野大掾正六位上平朝臣貞宗(內舍人)」と見えたり。

少目、三宅武里　除目大成抄に「長治二年正月廿日、上野少目從七位上三宅宿禰武里」年給を請けたること見えたり。

守、(某)季安　中右記、嘉承二年正月五日の條に「上野前司季安功過定了。定文見上。予披見之。有文字落所。令書入。取上次第見之。」と見えたり。

守、(某)敦遠　中右記、天永二年七月二十六日の條に曰く「或人來云、近曾上野守妻去。(故行宗朝臣女也。)已往生極樂云々。或人夢。五條大宮邊紫雲聳來。菩薩聖衆發音樂驚夢。差使者相尋其邊之處、件夜其人卒去也。生年卅六。一生之間、常含慈心、久修善事也。誠雖末代、已聞如此事。在世之人殊可企往生之業歟。」

守、源實房　醍醐源氏の裔。中宮亮高實が男なり。(尊卑分脈。)中右記、永久二年四月

百濟年吉

十三日の條に「齋院禊如例。前駈右兵衞尉平（兼季）左兵衞尉清宗・右衞門尉盛道・左衞門尉成實・右兵衞佐代攝津守忠雅・左兵衞佐顯盛（具物見）・右衞門佐代上野守實房・左衞門佐清隆・長官、（周防守子）次第不同、渡大路如何。齋王御車。出車紅薄樣。上卿源中納言（能俊）・宰相（俊忠）・右中辨（爲隆）・外記・史」と見えたり。

少掾、百濟年吉　除目大成抄に、左の如く見えたり

永久四　上野少掾正六位上百濟朝臣年吉（民部卿藤原朝臣永久二年給二合）

可勘給否（件卿去永久二年給二合未補）

正六位百濟年吉

望請國掾（上野）

右去永久二年未補所請如件。

永久四年正月廿八日　正二位行權大納言兼民部卿藤原朝臣宗通

中原經時

掾、中原經時　除目大成抄に左の如く見えたり。

公卿

上野掾正六位上中原朝臣經時（停民部卿藤原朝臣當年給二合百濟年吉改任）

可勘合否（件卿去正月給、以百濟年吉任上野少掾、而任符未出）

正六位上中原朝臣經時

望上野國掾

右去正月以二百濟年舊申一、任二件國掾一。而稱レ非二本望一、不レ給二任一。符仍以二件經時一可レ被レ改レ任彼國之掾、所レ請如レ件。

永久四年十二月廿日正二位行權大納言兼民部卿藤原朝臣宗通

源家時

守、源家時　醍醐源氏の末。淡路守盛長の男にして、詞花集の作者なり。(尊卑分脈)中右記、大治二年十月十二日の條に「午時許、上野前司家時來云、息男長時從二所雜色一、補二藏人一也。明後日可レ申二吉書一。有二御恩一。者可レ令レ參二仗座一給上也。是家時依レ爲二堀河院御時藏人一。依レ有二舊意一可レ參之由答了。」同月六日の條には「被レ補二內藏人一。所雜色源長時。(家時男也。初補二藏人一也。所雜色。)」とあり。

高階敦政

守、高階敦政　二中曆、當任歷東山道の項に「上野高階敦政(大治元年二月廿四日藏人)」と見えたり。

源顯俊

介、源顯俊　中右記、大治四年二月十四日、祈年穀奉幣の條に「召二石清(上野介源顯俊朝臣有レ所レ勞)。(候二門外一之由外記申上。以二外記一傳給。)」と見えたり。

家忠

守、(某)家忠　中右記、長承二年二月九日、春日祭、中納言參拜供人の中に、前上野守

家忠の名見えたり。

藤原保說

介、藤原保說　中右記、康治二年十一月の條に見えたり。

權介、藤原惟俊　史官記、久安四年正月の條に「廿八日丁亥、除目入眼也。云々。上野權介從五位下藤原惟俊使勞。」又本朝世紀、久安四年正月廿八日除目の人名中に「上野權介從五位下藤原惟俊使勞」と見えたり。

藤原信盛

守、藤原信盛　山槐記、仁平二年二月九日、仁王會季御讀經の條、參列の人々の中に上野守藤信盛あり。同書治承三年十月十日の條、上野守信盛、息中納言阿闍梨任性の名見えたり。又兵範記、仁平三年正月二日朝覲行幸の條に「上野守信盛美濃門「□□（[illegible]か）」と出でたり。

同上

介、藤原信盛　本朝世紀、仁平二年八月廿一日癸未の條に、左の如くあり。

天晴。中刧。大納言伊通卿・參議爲通朝臣、著仗座、被定申伊勢齋宮內親王入御野宮、前驅幷次第使事。

太政官謹奏

齋內親王次禊次第使

御前

長官式部權少輔從五位上菅原朝臣公賢
判官式部大丞正六位上藤原朝臣有盛
主典式部少錄正六位上清原眞人盛時
御後
長官兵部權大輔正五位下源朝臣雅範
判官兵部大丞正六位上藤原朝臣有保
主典兵部少錄正六位上紀朝臣有榮（後改有敎）
齋院內親王行禊御前
權大納言正二位藤原朝臣公敎
（九人中略）
上野介從五位上藤原朝臣信盛
丹波守從五位下藤原朝臣成兼
仁平二年八月廿一日

同書同三年三月十三日の條に「今日上野介藤原信盛卒。疫云々」と出たり。

藤原重家

守、藤原重家　初名は光輔。正三位左京大夫顯輔の男なり。長承三年藏人と爲り、從五位下に叙し、尾張權守を兼ぬ。保延元年周防守に任じ、康治元年從五位

上に叙せらる。三年筑前守に轉じ、天養元年正五位下と爲る。久安三年左兵衛佐を兼ぬ。四年攝津守に遷り、兼官故の如し。五年從四位下に進む。仁平三年二月上野守、同年四月上野介に任ず。永曆二年若狹守、應保元年能登守に歷任す。二年解官す。永萬元年刑部卿と爲り、二年中宮亮を兼ぬ。嘉應元年亮を辭して、弟季經に讓る。二年從三位に進み、備中權守に轉じ、卿を辭す。承安元年太宰大貳に遷る。安元二年六月僧と爲る。年四十九。公卿補任。

同上

介、藤原重家　史官記、仁平三年四月六日、少掾目の條に「上野介藤原重家　元攝津守」と見えたり。

藤原親通

權介、藤原親通　平治元年正月廿九日の大間書に「上野國權介從五位下藤原朝臣親通」とあり。

藤原範季

介、藤原範季　刑部卿範兼の子なり。實は式部少輔能兼が三男なり。母は高階爲賢が女。仁平二年秀才に補せられ、三年越後大掾に任ず。久壽二年大膳亮。三年左衛門少尉に任ず。保元二年藏人に補せられ、三年從五位下に叙せらる。應保元年正月近江守に任じ、九月常陸介に遷る。永萬元年十月上野介に遷り、嘉應二年正五位下。承安三年七月介を辭す。五年式部權少輔に任じ、安元二年正月陸奧守を兼ぬ。

三月鎭守府將軍に拜す。治承三年陸奥守を止む。養和二年從四位下、權少輔故の如し。昇殿を聽さる。元暦元年兼備前守。同木工頭に任じ。皇太后宮亮を兼ぬ。文治二年兩官を解却せらる。建久八年侍講と爲り。從三位に進む。建仁二年正三位。三年從二位に昇叙せられ、元久二年五月十日薨ず。年七十六。公卿補任。

椽、大縣安永　除目大成抄に「安元二　上野掾正六位上大縣宿禰安永 大舍人番長」と見えたり。

介、藤原隆信　任官年月未詳。吉記、治承四年四月の條に、前上野介藤原隆信の名見えたり。

守、(某)頼高　山槐記、治承三年正月二十三日の條に「上總守頼高」とあり。同書同年二月十日北政所參內の行列に「上野守頼高」と見えたり。

介、(某)頼高　山槐記、治承三年十月廿五日、中納言中將師家拜賀の路頭、行列前駈廿一人の中に上野介頼高の名見えたり。綸旨抄に曰く。

宣旨

前上野介藤原頼高申請因准先例改名字頼高爲敎房事。

仰依請。

右　宣旨可被下知之狀如件。

十二月廿六日　權中納言兼光

大外記殿

範信

介、〔某〕範信　東鑑、文治元年十月廿四日、賴朝南圓堂供養の條に、隨從者の中前上野介範信あり。

高橋久見

權掾、高橋久見　魚魯愚抄に曰く「正六位上林松方望伊賀掾。右去文治二年依缺五節舞姫。同三年給二合。同正月以高橋久見任上野權掾。而同四年以吉志吉末改任同國掾而云々。」

吉志吉末

權掾、吉志吉末　前項を見よ。

介、〔某〕憲信　東鑑、建久五年八月八日、源賴朝相州日向山に參詣の條に、隨行者中上野介憲信あり。

藤原盛長

少掾、藤原盛長　明月記に、正治元年三月任のこと見えたり。

平範賓

介、平範賓　明月記に、元久二年五月任のこと見えたり。

藤原基行

權介、藤原基行　初名は邦門、次に基能、後基行と更む。大納言邦綱の男。母は

藤原教房

藤原信綱

藤原實有

右大臣公能の女なり。建久元年宮内大輔に任ず。九年右衛門佐と爲り、正五位下に叙せらる。建仁元年從四位下に進み、二年春宮亮に拜す。三年從四位上に叙し、元久二年正四位下に進み、內藏頭を兼ぬ。建永元年正月十三日、上野權介を兼ぬ。同年六月從三位に進む。承久三年八月十三日薨。年四十三。（公卿補任。）

介、藤原教房　猪隈關白記、承元二年正月八日の條に曰く「戊寅天晴。今日女叙位也。（式日。）采燭著直衣參內。（隨身壺脛巾。廂車。可參法成寺修正也。）參朝餉。有暫退下于宿所。著束帶。（無文。帶詩給劔。紺地平緒如例。）先之奉仕御裝束。立屛風敷疊。併同除目儀。仍不具記行事職事。前上野介教房於直廬擇申文。（不書目錄。位之時無之也。）女叙家司家定加候其座。不內覽申文先例也。擇了盛硯筥蓋置余座前。大外記良業持束女叙位勘文。（入筥、有懸紙加封。）云々」と。

介、藤原信綱　明月記に「建保元年正月任」と見えたり。

權介、藤原實有　太政大臣公經の二男にして、母は權少僧都範雅の女なり。建保三年侍從。同四年從五位上。同七年左少將、兼讃岐權介。承久二年正月廿二日、兼上野權介。同三年正五位下、從四位下、兼皇后宮權亮。同四年從四位上、左中將。貞應元年正四位下。同三年亮を止む。嘉祿元年從三位。同二年兼周防權

守。安貞元年正三位。寛喜三年參議。右衛門督別當、兼中宮權大夫。貞永元年從二位權中納言。（翌年中宮權大夫を止む。）嘉禎元年正二位。曆仁元年權大納言。仁治二年兼左大將、左馬寮御監宣下。同三年兩職を辭し男三位中將公持を權中納言に任せらる。（公卿補任）

弁、結城朝光　藤原氏。七郎と稱す。小山入道政光が男なり。下總國結城邑を食む。故に亦結城氏と稱す。其母八田氏、源賴朝の乳母となるを以て、賴朝兵を起すに及び、往いて之に從ふ。賴朝乃ち首服を加へ、名を宗朝と賜ひ、近臣の列に加ふ。後今の名に更む。眷寵益厚く、長ずるに及びて、弓馬の道に達し、賴朝の出入、朝光隨從せざるなし。文治中、賴朝に從ひて奧州を征し、勇戰して敵の副將金剛秀綱を斬る。賴朝嘗て諸源及び千葉・三浦の諸將、朝政・朝光等を召し、親ら子賴家を抱き、之を囑して曰く、此兒吾が愛する所、卿等戮力して輔翼せよと。賴朝薨ずるに及び、朝光深く殊遇に感じ、復た府朝に立つに忍びず、僧と爲りて其福を資けんと欲す。而かも其委託の命あるを以て、未だ果さず。梶原景時彼を讒す。賴家惑ひて、遂に之を誅せんとす。朝光、義村と謀りて、皆相一致連署して其寃を訴ふ。景時終に罪を得、而して朝光難を免るを得たり。和田義盛の亂、朝光大倉

に屯して之を拒ぐ。義盛過ぐるを得ずして退く。嘉禎元年五月、評定衆に加へられ、閏六月之を辭す。寛喜元年十月五日、上野介に任じ、同日從五位下に叙せらる。（關東評定傳。）尋いで薙髮して日阿と號し、還つて下總に居る。三浦泰村の亂、兵を出して幕府を援く。既にして舊勳を稱して、小鳥莊を賜ふ。建長六年二月廿四日卒す。年八十七。稱名寺と稱す。（大日本史。）

結城朝廣

介、結城朝廣　朝光の長子なり。結城系圖に「上野介、法名信佛。平時頼出家之時、遂素懷。後嵯峨院天野行幸時、關白供奉二人。大夫尉備中守行有相双」と見えたり。

藤原顯良

權介、藤原顯良　内大臣定通が三男なり。寛喜三年侍從。嘉禎三年從五位上。暦仁元年左少將。同二年正月廿四日、上野權介。延應元年正五位下。仁治元年從四位下、左中將、兼中宮權亮、從四位上。同四年兼加賀介。寛喜元年正四位下。寛元四年從三位。建長元年伊豫權守、參議。二年越前權守正三位。三年權中納言。五年從二位。正嘉元年正二位。文應元年權大納言。弘長元年職を辭す。時に三十六。（公卿補任。）

藤原爲基

介、藤原爲基　平戸記に、仁治三年三月任官の事見えたり。

畠山泰國

介畠山泰國　東鑑、寛元二年六月十三日の條に將軍御行始の儀にて、秋田義景の宴に臨まるゝ、節、行列先隨兵第三番の中に上野前司泰國と見えたり。續類從本泰國の條に註して「上野介。母平時政女。法名空蓮」と見えたり。

系圖　介畠山高國の條下を見よ。

梶原景俊

介、梶原景俊　東鑑、建長六年八月十五日、將軍鶴岡放生會參向隨從者の中に梶原上野介景俊と見えたり。

廣綱

介、（某）廣綱　東鑑、弘長三年八月九日、將軍上洛の隨兵等を定めたる中に「上野介廣綱」と見えたり。

藤原爲世

權介、藤原爲世　權大納言爲氏の男なり。建長三年叙爵。同七年從五位上。正嘉元年侍從。正元々年正五位下右少將。文應元年丹後權介。弘長元年從四位下。還任右少將。二年左中將に轉ず。文永元年從四位上。同三年二月一日上野權介。同五年正四位下。同六年右兵衛督に遷る。同十年左中將に還任。弘安元年藏人頭に補す。同六年參議、右兵衛督故の如し。同七年兼丹波權守從三位。九年正三位。正應二年右兵衛督。兼備後守、從二位。三年權中納言。四年正二位。五年權大納言。其年辭す。（公卿補任）爲世嘗て後宇多帝の勅を奉じて新後

撰和歌集・續千載和歌集を撰す。嘉曆四年剃髮して、法名を明釋と曰ふ。延元三年薨ず。年八十九。(大日本史。)

藤原公方

權介、藤原公方　魚魯愚抄に文永八年二月任官の事見えたり。

藤原資高

權介、藤原資高　大納言資季の孫にして、資氏の男なり。文永四年敍爵、同六年從五位上。同七年侍從。同八年正五位下。同十年兼丹波介、從四位下、還任侍從。建治二年從四位上。三年左近少將。四年二月八日兼上野權介。弘安二年中將。三年正四位下。正應二年兼周防權介。同三年藏人頭。四年參議侍從、從三位。永仁元年正三位。二年兼丹波權守。四年權中納言。六年兼右衞門督、(翌年辭。)從二位。正安二年正二位。三年五月職を辭す。時に年三十七。(公卿補任。)

源親定

權介、源親定　大納言定實が男なり。文永四年敍爵。同八年從五位上。同十一年侍從。建治二年右近少將。同三年正五位下、兼備後權介。弘安元年從四位下、兼春宮權亮。二年右近中將に轉ず。同四年從四位上。同六年三月廿八日兼上野權介、正四位下。同十年權亮を止む。正應三年從三位。四年正三位。永仁二年參議、兼左衞門督、補使別當、權中納言。四年從二位、辭督別當。五年正二位。六年六月辭退す。時に年三十二。(公卿補任。)

河野通繼

介、河野通繼　伊豫の人通久が男なり。母は工藤祐經の女。彌九郎藏人と稱す。後に上野介と爲る。其子は弘安の役に有名なる通有なり。豫章記。

北條宗宣

介、北條大佛宗宣　宣時が男。義時の弟時房の孫宣時なり。母は越前守時廣の女なり。正安五年二月雅樂允に任じ、三月式部少丞に徙り、八月從五位下に叙せらる。九年六月引付衆と爲る。十年十月評定衆に轉ず。正應元年十月七日上野介に任ず。永仁元年五月越訴奉行。同七月小侍奉行。五年七月六波羅南方と爲る。正安三年九月廿七日、陸奥守に任ず。嘉元三年七月、連署となる。德治三年七月、從四位下に昇り、應長元年十月、執權と爲る。正和元年出家して、順昭と號し、六月十二日卒す。年五十四。將軍執權次第・北條九代記。

系圖　後項の介北條時直の下を見よ。

源康仲

權介、源康仲　從二位行侍從貴基王の三男なり。弘長二年兵部少輔。此年少輔を罷む。五年左少將。七年正五位下。九年從四位下。正應元年從四位上。三年復任。正四位下。四年三月廿五日。兼上野權介。永仁五年右中將。嘉元元年解却、中將。二年從三位。德治元年六月十六日、西宮に薨ず。年四十九。三條源三位と號す。公卿補任。

藤原季衡

大中臣親忠

源光忠

多治清任

源有光

權介、藤原季衡　右大臣公衡の長子。正應二年從五位下。三年從五位上。四年正五位下。五年從四位下。永仁三年從四位上。五年侍從。正安元年左少將。二年三月六日、兼上野權介。嘉元三年兼播磨介、正四位下。延慶元年從三位。二年左中將正三位。三年參議、中將故の如し。權中納言、兼左衞門督、使別當、從二位。應長元年職を辭す。時に廿三。公卿補任。

權介、大中臣親忠　祭主正三位定忠が男なり。永仁七年從五位下。嘉元二年從五位上。正和元年正五位下。二年從四位下。三年正月廿八日、上野權介。正和元年從四位上。二年神祇權大副、不レ經二少副一。正四位下。元弘元年從三位、祭主と爲る。正慶元年正三位。三年祭主を罷。延元元年祭主に復。二年神祇大副に轉。建武五年正三位。貞和四年從二位。祭主を去。觀應二年薨ず。年五十七。公卿補任。

權介、源光忠　魚魯愚抄に、正和五年正月任官と見えたり。

掾、多治清任。魚魯愚抄に、正和五年十二月任官と見えたり。

權介、源有光　中納言有忠の男。正和三年從五位下。五年從五位上。文保三年正五位下。元應元年左少將。二年從四位下。正中二年正月廿九日、上野權介。

三年從四位上。嘉暦四年正四位下。元德二年右中將。元弘元年參議。正慶元年兼丹波權守。建武二年從三位。三年兼備中權守。四年右中辨（兼官故の如し）。暦應元年正三位。尋いで辭す。康永元年還任。二年權中納言。三年淳和奬學兩院別當に補。尋いで辭す。貞和二年從二位（公卿補任）。延文三年以後、其名補任に見えず。

波多野某

介、波多野某　光明寺殘篇、元弘元年八月の條に「廿五日萬里小路大納言宣房卿・侍從中納言公明卿・宰相成資・別當右衛門督實世卿、以上四人被召捕之。於宣房被預因幡左近大夫將監。公明者被預波多野上野前司。成資者被預丹後前司。實世卿者筑後前司被預之。」と見えたり。

成良親王

大守、成良親王　後醍醐帝第七の皇子なり。母は宮人藤原廉子。元弘元年十二月上野大守と爲る（神皇正統記）。足利直義之に副ひ、出て鎌倉に鎮す。建武元年、征夷大將軍に拜す。二年北條時行鎌倉を襲ふ。成良、直義と與に三河に留る。大江時古、成良を奉じて京師に歸る。三年冬、足利尊氏帝を華山院に幽す。光嚴院成良を立て皇太子と爲す。帝吉野に幸するに及び、之を廢して京師に幽す。後恒良と俱に害に遇へり（大日本史）。

北條時直

介、北條[illegible]時直　忽那軍忠日記に、伊與國所々の合戰を記して「周防・長門兩國

探題上野前司時直、星岡城郭之間、數輩討留畢」。とあり。此事は元弘三年二月い(事なり。史徵墨寶考證に曰く「星岡合戰ハ北條時直ノ再ビ寄セシニテ軍忠狀ニ時時引率兩國長防〇軍勢等、發向當國、燒拂在々所々、構城郭於星岡之間、押寄、三月十二日中刻件城致散々合戰」。時直以下責落軍勢等」。太平記卷七、元弘三年閏二月、後醍醐帝隱岐に在せし時、佐々木高氏、諸國武人蜂起の狀を物語り申せし中に「四國には河野の一族に土居二郎・得能彌三郎御方に參て、旗を揚候處に、長門の探題上野介時直彼に打負て行方をしらず、落行候し後、四國の勢悉く土居・得能に屬し候間、既に大船を揃へて、是へ御迎ひに參るべし共聞へ候」と見えたり。時直は修理權大夫時房の子なり。長門より筑紫に往かんとす。會〻筑紫探題北條英時も亦少貳貞經の爲に滅せらる。時直窮蹙して貞經に降る。島津貞久、僧俊雅(畢僧正と稱す。)帝の外戚、に因りて死を貸さんことを奏請す。帝俊雅の爲めに特に時直を宥し、其食邑を復せしむ。大日本史。

畠山高國

大傳—時直上野介

介、畠山高國　神田本太平記卷九、元弘三年五月七日、尊氏篠村八幡社頭旗上の條、參加の諸將の中に畠山上野守守は介の譌高國あり。續類從本兩畠山系圖に、高國の下に註して「畠山小太郎上總總は野の誤介奥州大將軍。觀應二年二月十二日、於奥州岩切二日害〔自害力〕」法名信元とあり。

足利義兼—義純—泰國—時國—貞國—國清
　　　　　　　　　　　時國┄┄高國—國氏

波多野宣通

介、波多野宣通　太平記卷四、正慶元年六月、笠置囚人に關して、治罪評定の條に「侍從中納言公明卿・別當實世卿二人をば、赦免の由にて有りしかども、猶も心ゆるしやかなからければ、波多野上野介宣通、佐々木三郎左衛門尉に預けられて、猶も本の宿所へは歸し給はず。」と見えたり。

結城宗廣

介、結城宗廣　太平記卷十五、延元元年正月、源顯家等の軍細川定禪を三井寺に攻むるの條に、結城上野入道あり。是れ宗廣が事なり。宗廣奥州白川に居り、白河結城と稱す。上野介となり、薙髮して道忠と號す。後醍醐帝の船上山に幸するを聞くや、護良親王の令に應じて歸順す。新田義貞と與に鎌倉を攻めて之に

克つ。後鎮守府將軍顯家と與に、義良親王を奉じて還り、州を定む。宗廣評定衆と爲り、國政を輔けて、郡國を安んず。三井寺及び京都の戰、終に尊氏を破る。延元二年、宗廣義良親王に從ひ、靈山城を保つ。尋いで復び顯家に從うて、鎌倉を攻め、奈良に入り、顯家と與に、京師を攻めんと計る。未だ發せざるに、賊將桃井直信等來り攻め、顯家は戰死し、宗廣は吉野に奔る。是時に當り、南方の諸將相踵いで戰死し、朝廷爲す所を知らず。宗廣發して陸奥を定めんとし、義良親王を奉じ、親房・顯信等と與に、伊勢に會し、舟を大湊に發し、天龍灘に至る。颶風に遇うて、船艦四散す。宗廣の舟七日にして安濃津に漂着す。風を候ふこと十餘日にして病を獲、こゝに卒す。年七十。（大日本史・野史。）

曾我師資

介、曾我師資　梅松論、建武三年三月、足利尊氏九州經營中、供奉の一人に曾我師資の名あり。曰く「關東より供奉の輩皆歩行なりしか共、我おとらじと進みける。中にも曾我上野介師資、練貫の小袖の上に赤絲鎧の菱の縫目より切捨たるに、四尺餘なる太刀二振帶して、白木の弓の大きなるに拾矢二三十取さしたる負うて、冑の緒しめて御馬の先に立たりし事體、人に替りてみえし。云々。かゝりける所に、曾我上野介敵を討ち頸を取り、頓て月毛なる大馬に乘りて、頭の殿御前に參

りて、分取見參に入れたりければ、御感不レ斜。師資よき馬得たり。千騎萬騎にもむかふべしとて、亦かけ入ける體。實に一人當千とぞ見えし。」

高師春

介高師春　右衞門と稱す。師氏の子にして、師直が叔父なり。曆應二年延元四年十月、足利高經と與に、畑時能を越前鷹巢城に攻めて之を拔く。其狀太平記に載せて、高上野介師治治は春の誤と書したり。

結城直朝

介、結城直朝。朝祐の子。結城系圖に上野介直朝、康永二年四月三日、關館に於て戰死のことと見えたり。時に年十九。法名は默庵實照。

佐伯國光

少掾、佐伯國光　園太曆、康永三年正月廿五日大間書の中に「上野少掾佐伯國光內舍人　權目櫻井花香徽安門院當年給」と見えたり。

櫻井花香

權目、櫻井花香　前項を見よ。

源貞政

介、源貞政　園太曆、貞和元年三月十九日除目の項に「上野介源貞政法勝寺造營功」と見えたり。

長岡年久

掾、長岡年久　園太曆、貞和二年二月廿二日除目の項に「上野掾長岡年久春宮坊當年御給。」と見えたり。

藤原重貞

介、藤原重貞　園太曆、貞和二年十月除目の條に見えたり。

藤原秀經
介、藤原秀經　園太曆、貞和五年二月除目の項に「上野介藤原秀經　大目藤井清通當年內給」と見えたり。

藤井清通
大目、藤井清通　前項の如し。

源仲輔
介、源仲輔　園太曆、觀應元年三月除目の條に見えたり。

高階師員
介、高階師員　園太曆、觀應二年四月十七日除目の項に「上野介高階師員」と見えたり。

河越某
介、河越某　文和元年（正平七年）閏二月、新田義宗・義興義兵を擧げて武藏に進發す。是月十六日、尊氏も亦兵を率ひて鎌倉を出て、武州久米川に一日逗留す。此時川越上野守・曾我上野守（以上守は介の誤）等都合其勢八萬餘騎、尊氏の陣に參着せし由、太平記卷三十一に見えたり。

曾我某
介、曾我某　文和元年（正平七年）閏二月、新田義興上野親王を大將として、笛吹峠に打出る。尊氏は小手差原の戰に事なくして、石濱に遁れし由聞えければ、曾我上野守・石濱上野守・白洲上野守（以上守は介の誤）等、都合其勢八萬餘騎、尊氏の陣に馳せ集るよし、太平記卷三十一に見えたり。

石濱某
介、石濱某　前項を見よ。

白洲某
武田某
大中臣輔世
小林某

介、白洲某　前々項を見よ。

介、武田某　同年二月廿五日、尊氏石濱を立ちて、武藏の府に着す。甲斐源氏武田上野守（守は介の誤記）等、都合二千餘騎にて馳集るよし、太平記卷三十一に見えたり。

權介、大中臣輔世　園太暦、延文四年三月除目の條に見えたり。

介、小林某　常樂記、明德二年（元中八年）十二月廿九日の條に曰く「山名奥州氏清（四十九歳）成御敵、京中責入打死。同舍弟上總守（雖二東發一、後日聞レ不レ死云々）小林上野介。此合戰ニ人馬二千人死去云々」

第二節　巡察使

巡察使の任務と沿革

上代に於て臣連を遣はして、地方百姓の狀況を巡察し、風俗を觀察せしめしことはありしも、未だ巡察使の名は無かりき。持統の八年七月、巡察使を諸國に遣せしを、其名の史に見えたる始とす。文武の三年三月、巡察使を畿內に、十月諸國に、四年二月東山道に遣はして、非違を檢察す。大寶の制に、巡察せんとする時には、權りに內外の官に於て、淸正灼然たる者を取りて充つとあり。大寶三年正月、藤原房前を東海道に、多治比眞人三宅麻呂を東山道に、高向朝臣大足を北陸道に、波多眞人余射を山陰道に、穗積朝臣老を山陽道に、小野朝臣馬養を南海道に、大伴宿禰大沼田を西海道に遣し、道別に錄事一人を付して、政績を巡省して、冤枉を申理せしむ。天平十六年九月、巡察使を畿內七道に遣はす。東山道には平群朝臣廣成を派せり。是時八道巡察使に詔して曰く、是行や使等は事條を檢問し、國郡の官司、實に依りて報答せば、縱ひ死罪に當れるも、咸な原して論ずる勿れ。若し問を經て不臣あり、使の勘獲を被らば、事は細小なりとも、法に依りて容れず。使宜しく慇懃に告示して、一事以上、勅に准じて施行す可しと。次いで勅して三十

二條を巡察使に頒ち、因つて勅して曰く、偏する無く黨する無く、風俗を肅清し、常班より拔きて、處するに榮秩を以てし、宜しく朕が意を知らしむべしと。又口勅十三條あり。又勅して曰く、天下諸國の政績の治否を檢せんが爲めに、今巡察使を差し、道を分ちて發遣す。但比年以來任ずる所の使人、訪察精ならず、黜陟濫あり。吏民是に由りて未だ肅ならず。風化尙以て雍す。故に今具に事條を定めて、併せて巡檢せしむ。唯恐る、官人明科に練ならず、多く罪を犯し、遂つて法網に陷る。仍りて非常の恩を垂れ、特に自新の路を開く。其郡官司謀反大逆を犯し、常赦には免れざる所と雖も、咸な悉く除免して、一切論ずる勿れ。但、情に奸僞を懷き、肯て實を吐かざれば、使人意を存して、再三喩示せよ。若し固執猶首伏せざる者は、法に依りて科罪せよ。普天率土、宜しく朕が懷を知るべしと。又口勅五條あり。延曆十四年、巡察使を遣すを停む。天長中之を復す。同三年藤原吉野を畿內の巡察使と爲す。其後は使派遣の事史に見えず。

第三節　郡司

郡司の任務

郡司は郡衙に在りて、郡内の政務を執るものにして、郡衙は之を郡家又は郡院と稱す。國司の配下にして、長官を郡領と云ふ。郡領に大領一人、小領一人あり。清廉にして政務に堪へたる者を以て之に補す。其下に主政・主帳等ありて、強幹聰敏にして、書計に工なる者を以て之に補す。主政は郡内を糺判し、文案を審署し、稽失を勘へ、非違を察す。主帳は文案を勘署し、公文を讀む。皆職田を給せらる。又書生・案主あり。大化二年、國造・縣主を廢して、始めて諸郡を置き、國造を以て郡領と爲す。終身又は世襲の職たり。而かも巡察使其治績過失を検して、褒貶あること、國司に同じ。地方の政治を委ぬるに因り、其任を選ぶこと往々史上に見えたり。選任は、もと譜第の者の中より、身才の能否を選び、國司先づ擬して、省に申す。式部の官人、更に口狀を問ひ、勝否を比較して、而る後選任せり。天平勝寶元年二月、勅して立郡以來の譜第重大の家を簡定し、嫡々相繼ぎ、傍親を用ふる莫らしむ。延曆十七年三月、譜第の選を停廢し、藝業著聞し、郡を治むるに堪へたる者を採用せしむ。然るに庸才の賤下を用ひて、門の勢上に處くより、弘仁二

年此制を改めて、郡司の擬先づ譜第を盡し、若し其人なくば、才良の者に及ぶ事と爲せり。村上・圓融兩帝の頃まで、累代門地同姓の人を任せしが、其後權門勢家が庄園を立つるに及び、郡司は庄官に轉ずるもの多く、郡司は有名無實と爲れり。

郡の大小に依りて、郡司の員數左の如し。

	(大領)	(小領)	(主政)	(主帳)	(書生)	(案主)
大郡	一人	一人	三人	三人	八人	二人
上郡	一人	一人	二人	二人	六人	二人
中郡	一人	一人	一人	一人、	四人	二人
下郡	一人	一人	一	一人	三人	二人
小郡	一	一人	一	一人	一	一

備考　大郡は二十二里以下、十六里以上。上郡は十二里以上。
中郡は八里以上。下郡は四里以上。小郡は二里以上。

孝德天皇大化二年正月の詔に、凡そ采女は郡の少領以上の姉妹、及び子女の形容端正なるものを貢せよ。從丁は一人、從女は二人。百戸を以て采女一人の糧に充てよ。庸の布庸の米は皆仕丁に准ぜよとあり。采女は後宮の宮女にして、天皇に侍御し

飯饌の事を掌るものなり。其起原は古代に在りと見え、既に仁德の朝に其名あり。令の制に、中務省をして奏せしめ、采女司にて之を掌れり。水司に六人、膳司に六十人を置き、飯饌を專務とす。年十六以上三十以下を限る。後世に至り、漸く廢弛して、村上天皇應和中より、陪膳は內侍司の典侍の任と爲れり。

寬平九年正月の太政官符に、頃年定額の采女を點貢するに、或國は五六年、或國は一人も無し。其由緒を尋ねるに、定例無きに因る。爰に甲國に死闕あらば、替ふるに乙國の人を用ふ。政の例なき、競望絕えず。今より以後は、改めて定額の采女四十七人を貢すべし。唯、本數此に過ぐるの國に、若し其闕あらば、更に補替せず、新加の國に頒ち宛て、漸を以て點進せしめんと。此四十七人の中に、上野國は一人と定められたり。三代格。

第四節　土地

土地の種類

大化の改新に據りて、皇室の御料地專屬の民を止め、一般人民の私有地は、悉く之を朝廷に收め、新制に基きて、茲に土地制度の上に一大革新を來せり。即ち土地を占有の上より見れば、公・私の二と爲り。乘田・神田・寺田等は公田に屬し、位田・職田・功田・口分田等は私田に屬す。而して課稅の上より見るときは、輸租田・不輸租田・輸地子田の三種と爲る。今左に是等に就いて略述せんとす。

乘田

乘田は位田・職田・口分田・墾田等を除くの外を云ふ。乘は剩の義なり。故に收公したる田は、皆公田なり。令條に據るに、公田は國司之を管轄して、鄉土の估價に從ひ、一年を限りて賃租す。賃租は地子なり。即ち春に當りて先づ其直を取るを賃と云ひ、秋に至りて其租を輸さしむるを租と云ふ。共に人に賃與して之を作らしむるものなれば、後世の小作に當るなり。延喜六年の注帳に、上野國の闕郡司の職田は八十六町ありて、公田に入れり。

神田

神田は神社の費用に給するの田なり。

寺田

寺田は寺院の費用に充つるの田なり。又布薩戒本田・出家得度田・放生田・長生

田等あり。

位田

位田は五位以上の者に給せらるゝ田にして、其高下によりて各等差あり。女は其三分の二を給す。又神龜五年以後は、外位其半を減ぜられたり。位田數の例一二を擧ぐれば、一品及び正一位は八十町、從三位は三十四町、從五位は八町の如し。

職田

職田は職分田とも云ふ。太政大臣以下外官に至るまで、職の輕重大小に隨ひて授けらるゝ所なり。上國の守は三町二段、介は二町、掾は一町六段、目は一町三段とす。又郡司は大領六町、少領四町、主政・主帳各二町にして、狹鄕は必ずしも此數に充たず。

功田

功田は國家に功勞ある者に賜ふ所の田なり。功に大・上・中・下の四等を立つ。大功は世々絕えず。上功は三世に傳へ、中功は二世に、下功は子に傳ふるを許さる。

口分田

口分田は人民各個に等しく分與さるゝ田地にして、男女に依りて數に差異あり。大寶令に於て始て其制を立つ。曰く、凡そ口分田を給ふは、男に二段、女は其三分の一を減ぜよ。五年以下には給はず。其地に寬狹あるものは、鄕土の法に從へ。易田は倍して給へ。訖らば具に町段及び四至を錄せよ。凡そ田は六年

に一班せよ。若し身死するを以て應に田を還すべくば、班年に至る毎に、卽ち收授に從へ、後其煩に堪へざるものあるを以て、延暦二十年、年を倍して一紀一班の制に改めしが、大同三年、又六年一班と爲す。弘仁元年又一班す。清和天皇貞觀十五年十二月、課役の民は勞し、不課の戸は閑逸する多きを酌量し、唐制差降の法に倣ひ、課丁には三段三百二十九歩を給ひ、不課の男には二段、女には一段を給ふことを定む。同十八年六月、右京職の解に、天長五年より今年に至るまで、總て四十六年、班田の事絶えて行はれず、云々とあり。然れども是より先き、承和元年二月の太政官符に、一紀に一班を制したれば、天長・貞觀の間に、全く班田無しと云へる譯に非ず。但、漸を以て班田は廢絶したるなり。承平・天慶の亂後は、班田の事復、視る所無し。

宅地は古より人民の占有せし所にして、子孫に傳へたり。朝廷より宅地を賜はりしことは、神武天皇の時、道臣命及び大來目が宅地を賜はりて、築坂邑及び畝傍山以西の川邊の地に居りしを、史に見えたる賜宅地の始とす。大化改新の後、宅地は仍ほ舊に依りて、其戸々の私有と爲る。又歸化人浮囚移住等も、其宅地は之を私有するを得たり。田令の中に、凡宅地を賣買するは、皆所部の官司を經て

申牒し、然る後に之を聽せとあり。

園地　園地は桑・漆等を植ゑたる地にして、男女の多少、鄕土の廣狹に從ひて均分されたるものなり。園地は廢戶に非ざれば、收公せず。又賣買をも承認せしが、大寶に至りて、之を禁ぜり。田令に、凡そ官人・百姓竝に田宅・園地を以て、寺院に捨施し、及び賣易して寺に與ふることを得ざれとあり。又天平十八年五月、諸寺百姓の墾田、及び園地を競賣して、永く寺地と爲すことを禁ず。延曆二年六月勅して、田宅園地を以て捨施し、竝に賣易して寺に與ふれば、主典已上は易任を解却し、自餘は蔭贖を論ぜず、杖八十に決せよ。官司知りて禁せざれば、亦與に罪を同ふせよとあり。

莊園　莊園は別業の田園の義なり。古へは山野閑地を大臣高官に賜ひて、別業を營ましむ。是れ卽ち莊園なり。後世權門勢家及び社寺は、競うて莊園を立つ。莊を領する者を、領家又は領主と云ひ、又本所とも稱す。領主の上に本家あり。其下に在りて庄務を掌るを庄長・庄領又は庄司と云ふ。庄司は總稱にして、其中に種々名目の職員あり。各自隨意に置きしものなれば、時代と場所とに依りて、必ずしも一定せず。莊園發生の源因に就いては種々あり。今其主なるものを以

に略符すべし。(一)大化の改新に依りて、古への田莊は總て公田と爲りたるが如きも、實際は行はれざりしと見え、持統紀に飛鳥皇女の田庄の事出でたり。以て一例とすべし。(二)荒廢せる田、又は原野などを、院宮佛寺權門勢家等に給はりて開墾せしめ、其賜はれる田を別業とせしむ。之れ墾田なり。墾田は或は三世に傳へ、或は一身に傳へ、或は永年收公する勿らしむ。是に於て墾田頗りに興り、莊園は増加したり。(三)功田を朝廷に返上せず、終に之を私有し、やがて莊園と爲る。(四)別勅を以て賜はりたる賜田は、輸租田にして、永く私有するを許す。是に於て之を社寺に寄付し、終に莊園と爲る。佛法の盛なる頃、朝廷より封戸を諸寺に寄せ、諸臣も亦封戸・墾田等を付せしに依り、諸寺の庄園頗る多く、庄毎に兵を置きて、寺家に宿直するの制あり。東大寺要錄を見るに、天平勝寶四年、封戸五千戸を寺家に入れ、寶龜十一年官符を下して、其出納を制す。廿一國二千七百戸の中、上野國は三百五十戸を出でたり。醍醐雜事記に、三寶院の寺領をあげ、承平六年、貞信公施入の封戸上野國伊豫國五十戸と見えたり。

後三條帝の時、勅して寛德以後新立の莊園を停止す。縱ひ彼年以前と雖も、立券分明ならず、國務に妨げある者は、同じく之を停止す。而かも關白賴通が

莊園を沒入する能はず。爾後大寺は庄園の富を以て凶暴を逞うし、源平諸豪は私田を有し、私兵を蓄へ、其威力甚大なりしが故に、堀河帝勅して、諸國の百姓の私田公驗を義家に附するを禁ぜり。天永二年勅して、庄園記錄所を設けられしも、寄人事を疎視して、檢察を加へず。關白忠實が新置の庄園、上野國にあるもの殆ど五千町に及べるを以て、國司は其廣濶にして國の累をなすを奏すれども、朝廷亦制する能はず。高倉帝の時、源義重、新田の庄司と爲り、伊勢の神領たる園田御厨司と地を訟ふ。御厨司其理ありしも、有司武人を畏憚して裁決せず。賴朝起るに及びて、土地兵馬の權を一手に收め、古より置かれし庄司は、自ら衰へて地頭と云ふもの盛になれり。（莊園考・史學雜誌・租稅志・國郡沿革考。）

新田庄

新田庄　此庄に就いて二說あり。(一)新田庄は上西門院の御料にして、義重其庄官たりとの說、新安手簡及び東路裏に見えたり。(二)義重の母は上野介藤原敦基の女なるに依り、義重外祖父の讓を得て、新田庄を領せりとの說是なり。第一說は新安手簡に「上西門院の御料に、新田の庄を開かれ候て、其莊官に被成下候樣に見え候」とあり。義重の弟矢田義清は上西門院竝に八條院の判官代たり。又孫義房は上西門院の藏人となりし等、上西門院との關係頗る深きを視る。第一

說帶ち排す可らず。こゝに上西門院とは鳥羽院の第二皇女統子にして母は待賢門院なり。大治元年内親王の宣下あり。尋いで賀茂の齋院と爲る。保元二年、二條帝の准母と爲り、四年上西門院の號を上る。第二說は保元二年、左衛門督藤原基實の政所よりの下文にして、正木文書の中にあり。左の如し。

源義重

右人依地主補任下司職如件、御庄官等宜承知依件用之、敢不可違失、故下。

保元二年三月八日　　　　案主　宮内錄菅野

令前中務錄山(花押)

別當散位三善朝臣(花押)

散位紀　朝臣(花押)

散位中原朝臣(花押)

大監物藤原朝臣(花押)

散位藤原朝臣(花押)

明法博士中原朝臣(花押)

三余考に曰く、保元二年、領家の下文に、新田御庄の地主たるの由見えしは、其外祖の別業の地を譲受られし事も有しにや。次に九條判官代と申せし事は、近衛

藤崎莊

院受禪の初、久安六年四月、法性寺關白忠通公の長女入内有りて、女御と被ㇾ成、頓て立后の宣旨有て、久壽二年に近衞院崩御の後、御飾を下させ、仁安三年の春、院號の宣旨有て、九條院と申參す。實は太政大臣伊通公の息女なれども、法性寺殿の養君と被ㇾ成しかば、近衞の基實の御爲には、御姉にて居られたる也。此院の御領新田庄（古き物に新田の御庄と見えしは只人の所領に非るが故なり。）の事を基實の預り沙汰するによりて、（是を其代に預所など云しにや。）保元二年の三月、義重を以て彼庄の下司職に被ㇾ成し也。此人敦基の外孫なれば、夫等の所緣の事も有りし成べし。基實時に十五歲、正二位權大納言にて、左衞門督を兼せられしかば、義重も又左衞門尉に補せられ、彼御庄を檢斷せられし程より、世には九條院判官代とは稱せし也。其後叙爵して大炊助に被ㇾ任しと見えたり。此事世移事改めて、國には守護、庄園には地頭を被ㇾ置しに及んで、義重又新田庄地頭職とは被ㇾ成し也。」此說に據れば、新田庄は九條院の莊園なり。案ずるに義重の外祖敦基、早く新田を開きて庄園を立て、上西門院を以て本家と爲しゝが、義重に至りて、九條院の勢力を憑み、新田庄の本家に更めしものか。猶攷ふ可し。

藤崎庄　朝野群載に、長和四年上野の移を擧げたる中に、邑樂郡藤崎莊の名見

えたれど、未だ其地を攷へ得ず。

多胡庄

多胡庄　多胡郡にして、木曾義仲の父義賢此に住して、多胡先生と稱す。（東鑑。）此庄もとは秩父次郎重澄が領なり。義賢、重澄が養子と爲りて、此庄を傳領せしなり。義賢の館跡と稱するもの、今多野郡多胡村宇城に存す。義賢は此處より武藏國比企郡に赴く途、義平の爲に大藏にて殺さる。大藏は今同郡鎌形村の大字に在り。（東鑑・源平盛衰記・武藏武士。）

御厨

伊勢神宮の御領は、之を御厨と稱し、各國に散在す。御厨も亦一種の荘園なり。神鳳抄に上野國の御厨を載せて、薗田・須永・青柳・邑樂・高山・玉村・細井・大藏・廣澤・寮米の十箇所とす。此抄は延文の注文なれば、南北朝時代のものなれど、其多くは王朝に起れるものの如し。今其中の薗田御厨に就きて述べんとす。薗田御厨は神鳳抄に「上分百文、布三十疋、二百余丁」とありて、山田郡の中なり。名跡考は薗田庄をあげて、其次に「薗田七郎成朝、東鑑に見えたり。（赤澤村に薗田氏なるもの多し、昔は大家なりと云へり。）丸山宿に丸山あり。（歌書に毛波山是乎、末と毛と同意也。）新田郡成塚より行けば、右に金山を見、左に吉澤山を見て、向に丸山あり。（末波山形にして云。）圖上に足利の上を見る。（俗に中ノ丸山と云ふ。）北に桐生山あり。南の方山間に下野佐野を望みて、其景色いふばかりなく、麗もて丸山

宿に至る。是凡官道の域に有。」と述べたるは、要するに丸山・吉澤の邊を園田庄と指せる意ならん。吉澤村は園田氏居住の跡なるよし名跡志に見ゆ。園田氏は藤原秀郷が裔孫なり。園田御厨を管せし者ならん。玉葉、承安二年二月一日の條に、厨司と新田義重との論地の事見えたり。

第五節　租　稅

第一項　租

田租

大化の田租

租稅は古へより租・庸・調の三種に分たる。大化以前の田租は、大凡熟田五十代に租稻一束五把とす。五十代は二百五十歩に當り、其穫稻は五十束とす。租稻一束五把は、之を舂いて米七舛五合を得。束法は成斤を用ひ、量は大升を用ふ。即ち京升の六合〇二五五有寄に當る。されば租率は百分の三なり。大化の改新に由りて、田の長さ三十歩、廣さ十二歩を段と爲し、十段を町と爲す。段の租稻は二束二把、町の租稻は二十二束なり。こゝに一段と云へるは三百六十歩に當る。此穫稻は七十二束なり。其中より租稻二束二把を出す。即ち舂けば一斗一升と爲る。前に比して多き樣なれど、前は大尺にて方六尺を歩とす。今こゝには大尺にて方五尺を歩とす。又前の束は成斤にして、是には不成斤なり。前量は大量にして、是には減大升なり。故に段租は京升の四升五合一勺九撮強とす。其名は異なれども、其實は同率なり。

白雉の租法

白雉三年正月、田は長さ三十歩を段、十段を町と爲し、段の租稲を一束半、町の租稲を十五束と爲す。則ち大化以前の制に復したるなり。大寶の制また大化の舊に復す。慶雲三年九月、白雉の租法に改む。

和銅の租法

和銅六年、權衡度量を改定し、從つて租稲にも改正を生ぜり。卽ち束法は成斤を用ひ、量は大升を用ひ、穫稲・租稲及び舂米、共に全く令前の制に同じ。但し尺度短縮したれば、令の一歩方五尺を改めて、方六尺となす。是を以て一段の歩數は三百六十にして、一段の穫稲は五十束、其舂米二斛五斗、一段の租稲は一束五把なれば、米に舂きて七升五合と爲る。右は上田の租にして、其以下の田は其準を異にす。主税式に、凡そ公田の穫稲、上田は五百束、中田は四百束、下田は三百束、下々田は百五十束、地子の格は田品に依りて、五分の一を輸さしむとあり。

上田	穫稲五百束	租稲十五束	租率百分の三
中田	穫稲四百束	……	租率百分の三、七五
下田	穫稲三百束	……	租率百分の五
下々田	穫稲百五十束	……	租率百分の十
			平均租率約百分の五

右の如く租率に大小の差あるを以て、口分田は田品を取混せて分與せられ、率百分の五に充たしめたり。故に大化・大寶の制に比すれば、租率は百分の二を増加したる譯なり。

上野の別納租穀

別納の租穀は、廿五箇國にて、官符到るに隨ひ、位祿・季祿等の料に充つ。我上野國の別納租穀は、一萬七百四十五石なり。

封戸

大化の新政に依りて、部曲・田莊は悉く官に收められしかば、之に代りて食封・俸祿を定められ、大寶以後、其法次第に完備せり。食封の親王・內親王に給ふを品封(ほんぽう)、諸王諸臣の三位已上に給ふを位封(いふ)、五位已上にても殊に功ありて給はるを功封と云ひ、是等を通じて封戸(かいふ)と稱す。卽ち封戸は其戸口より納むる田租の半(天平十一年より田租を全く之に給す。)及び調庸を得るなり。給額は各等差あり。神にも亦封戸あり。伊勢大神宮は七箇國に之を有す。後朱雀帝長暦二年七月の符に、百戸を奉りたる中に、上野國は二十五戸なり。其代米及び濟例は信濃と同じ。卽ち信濃は代米は百八十三石一升、濟例は正物布百卅端、曳出物馬二疋、率駄五疋、使料布八十段、祝料布十段、便供給雜事なり。(日本制度通・日本租稅志・神宮雜例集。)

親王以下五位以上に位田あることは、前に述べたり。又四位五位には位祿を

出擧

給せらる。例へば從五位は絁四疋、綿四屯、布二十九端、庸布一百八十常を給ふ。其價値は國々に依りて異なり。上野國は絹一疋に直稻九十束、綿一屯に八束とす。六位已下は位田・位祿なく、但、職事官のものには季祿あり。季祿は一位已下初位以上に賜ふ所にして、春秋二季に行はる。

田租を官に納めたる後は、之を分つて動倉と不動倉の二種と爲す。田租には大凡正稅・公廨・雜稻の三名目に分る。(一)正稅は大稅・大租、又は本穎と云ふ。不動倉とて、猥に使用せざる藏に入れ、國用の設として貯へ置くなり。又別に國毎に本穎を置き、公田を作れる輩に班給し、十束に三束の利を加へて返納せしめ、其收得を以て、公用に充つ。斯くの如く官稻を貸出して利を擧ぐることを出擧と云ふ。乃ち出擧する分は、之を動倉と云ふ。延喜式に、諸國出擧する正稅を擧げたる中に、上野國は三十萬束とあり。大同二年四月、正稅を諸國の書生等に借貸するを允す。其數上野國は大國なるを以て、一萬束なり。(二)公廨稻は畧して公廨と曰ふ。公廨とは官衙の義なり。即ち本稻を出擧して、其利を收め、以て諸國官衙及び諸司等の常用に供す。天平十七年十一月、始めて諸國に其數を定め、上野國は大國なるを以て、四十萬束となす。是に於て、國儲を停む。寶字元年十月、處

分の法を定む。其法たる缺負を補ひ、次に國儲に割き、而る後長官に六分、次官に四分、判官に三分、主典に二分、史生・博士・醫師に各一分の等差を附して之を分配す。延暦二十二年二月、公廨を割いて國儲を置くの數を定む。上野國は大國なれば一萬二千束なり。大同二年九月、東山道觀察使安倍朝臣兄雄言す。當道諸國の正税公廨は、戶口の數に准じ、增減して擧を爲さんと。之を許す。貞觀七年五月、上野國言す。權任國司の公廨料の稻七萬束を加擧せんと。之に從はしむ。延喜式に出擧する上野國公廨稻は、三十萬束なり。(三)雜稻は租稻の中より割き置きて、以て雜事に充て用ふるを曰ふ。諸寺料・文殊會料・修理官府官舍料・修理驛家料・驛子粮料・修理池溝料・堤防料・道橋料・俘囚料・救急料・藥分料・悲田料・施藥院料等、其範圍頗る多し。天長十年六月、五畿七道の諸國に符を下して、飢民を賑給するの料稻を定む。上野國は大國なれば、十萬束とせり。承和二年四月、勅して天下諸國をして、文殊會を修めしむ。其會料は、每年救急稻の利三分の一を割き取りて用に充てしむ。然るに其會料施す所の稻、急を周ふに足らず。七年三月勅して正税を加擧し、其利息を以て、之を先數に加へしむ。大上國は各三千束なり。貞觀七年五月十七日、上野國云ふ、權任の國司の公廨料稻七萬束を加擧せんと。之

に從はしむ。(三代實錄。)延喜式に諸國出擧する雜稻を擧ぐ。其中上野國は左の如し。

國分寺料五萬束　興福寺料三萬束　文殊會料二千束
藥分料一萬束　學生料一萬束　修理地溝料四萬束
救急料二萬束　俘囚料一萬束　勅旨御馬秣料四千七百二十束
同繫飼馬秣料五千九百束　占市牧牛直四千三百十五束
計十八萬六千九百三十五束

以上述べたる所は極めて大概を知るに止まり、其前後に多少づつの變遷は存在せしものと知るべし。白河天皇承保三年十二月の官符に據れば、後冷泉天皇康平四年より、承保二年に至る、十五年間に於ける我上野國の正稅・公廨・雜稻は、每年百九萬三百十束なり。而るに現擧は七十五萬八千二百廿束なれば、其殘三十三萬二千九十五束は、既に亡失せるものなるが故に、之を減省せんことを請ひ、許可を蒙りたり。

太政官符
應減省前司守源朝臣良基任終康平四、次介橘朝臣惟行任同五六七、治曆元、次介高階朝臣順業同二三四、延久元二三四五、當任承保元二、並十五ヶ年間、公廨稻・雜稻每年卅三萬二千九十五束事。

公廨廿五萬二千九十五束

雜稻八萬束

興福寺料二萬束　勸學院學生料萬束　池溝料四萬束　浮囚料萬束

右得上野國承暦二年七月廿五日解偁、謹檢案內、此國式数正稅・公廨・雜稻、竝百九萬三百十五束也。而見擧七十五萬八千二百廿束、內正稅卅萬束。公廨四萬七千九百五束。雜稻廿一萬三百十五束之殘、公廨廿萬二千九十九束。雜稻八萬束。內浮囚料一萬束、池溝料四萬束、興福寺料二萬束、勸學院學生料萬束等、竝卅萬二千九十九束。往古以來本稻亡失、久爲無實。仍代々之間、言上此由。已蒙減省符。其來尚矣。望請官裁因准先例、早被裁許、將省勸濟之煩。者右大臣宣、奉勅依請。者省宜承知、符到奉行。

右中辨藤原朝臣　　右少史菅朝臣

承保三年十二月十五日

以上述べたる如く、當時の租は凡て穀類を以て上納するものなるが故に、中央の官衙及び地方官衙には、必ず倉庫を建設するの必要あり。此倉庫を正倉と稱す。正倉の名は、既に和銅の時に見えたれど、其起原は明瞭ならず。大寶令に、凡そ倉は皆高燥の處に於て之を置き、側に池渠を開け、倉を距ること五十丈の內、館

舍を置くことを得ざれとあり。倉庫令。寶龜四年六月八日、綠野郡火災あり。正倉八間、穀穎卅三萬四千餘束を燒失す。續紀。延暦十年二月十二日の勅に曰く、聞くが如くば、諸國の倉庫犬牙相接すと。縱し一倉火を失すれば、百庫共に焚燒せらる。事に於て商量するに、理然るべからず。今舊倉を改めんと欲せば、恐くは百姓を勞せん。自今以後、新造の倉庫は相距ること、必ず須らく十丈已上なるべし。故に寬狹有り、便に隨て議置せよ。但し舊倉は修理の日亦宜しく改造すべし。三代格・續紀。十四年閏七月十五日の勅に曰く、聞くが如くば、諸國の郡倉を建る、元と一處を置く。百姓の居、郡を去ること僻遠、山川を跋涉して、納貢に勞有り。加ふるに倉舍比近して、甍宇相接し、一倉火を失すれば、百倉共に燒かると。爰に其弊を念ふに、公私に損有り。宜しく須らく鄕每に更に一院を置き、以て百姓を濟ひ、兼て火祥を絕つべし。今年より始めて輸す所の租稅は、新倉に收納せよ。但し前に郡家に納る所の不動物は、舊に依りて動かすこと莫く、其用ひ盡す倉は、新倉に遷せ。倉を置くの法は、一に延暦十年の符に依りて、各相去ること十丈、便を量りて之を置け。三代格。九月十七日勅す、去閏七月十五日、鄕每に更に倉院を建るの狀、諸國に下し畢る。追つて此事を尋ぬるに、頗る穩便に乖けり。今須らく彼此相

接する比近の郷は其中央に於て同じく一院を置き、村邑遙に阻たり、絶隔の處は、宜しく地の便を量りて、郷毎に之を置き、自餘の事は一に前符に依れと。三代格。

第二項　調

調

調はミツキと訓し、貢とも書す。ミは御にして、ツキは國家需用の物を人民より繼續して供し奉るの義なり。崇神天皇十二年、始めて人民を校して、調役を課す。男は弓弭の調、女は手末の調と云へり。

大化の調

大化二年正月田の調を行ふ。凡そ絹・絁・絲・綿は、並に郷土の出す所に從はしむ。田一町に絹は一丈、四町に匹を爲す。長さ四丈、廣さ二尺半。絁は二丈、二町に匹を爲す。長さ絹に同じ。布は四丈。長さ絹・絁に同じ。一町に端を成す。別に戸別の調を收めしむ。一戸に貲布一丈二尺。又調に副物あり。鹽贄も亦郷土の出す所に從ふ。凡そ官馬は、中馬百戸毎に一匹を出す。若し上馬なれば、二百戸毎に一匹を出す。

大寶の令に至り、更に正丁二十一歳より六十歳に至る。次丁六十歳以上を云ふ。中男十七歳より廿歳に至る。に依りて、正調及び調の副物を定む。即ち左の如し。

正調

（品目）	（正丁）	（次丁）	（中男）
絹	長八尺五寸 廣二尺二寸	長四尺二五	長二尺二寸
絁	長八尺五寸 廣二尺二寸	長四尺二五	長二尺一二五
美濃絁	長六尺五寸 廣二尺二寸	長三尺二五	長一尺六二五
絲	八兩	四兩	二兩
綿	一斤	八兩	四兩
布	長二丈六尺 廣二尺四寸	長一丈三尺	長六尺五
望陀布	長一丈三尺 廣二尺八寸	長六尺五寸	長三尺二五

京畿調

（品目）	（正丁）	（次丁）	（中男）
布	長一丈三尺 廣二尺四寸	長六尺五寸	長三尺二五

雜物　（正丁）　（次丁二人、中男四人にて、正丁一人に准ず）

鐵十斤　鍬三口　鹽三斗　鰒十八斤　堅魚卅五斤　烏賊三十斤　螺卅二斤　熬海鼠廿六斤　雜魚楚割五十斤

雜腊一百斤　紫菜四十八斤　雜海藻百六十斤　海藻百三十斤　滑海藻二百六十斤　海松百三十斤　凝海菜百二十斤　雜腊六斗　海藻根八斗

未滑海藻一石　澤蒜一石二斗　島蒜一石二斗　鰒鮓二斗　貽貝鮓三斗　白貝葅三斗　辛螺頭打六斗　貽貝後打六斗　海細螺一石

石甲羸六斗　甲羸六斗　雜鮨五斗　近江鮒五斗　煮鹽年魚四斗　煮堅魚廿五斤　堅魚煎汁四升

民部式に、諸國年料の雜物を載せて、上野は筆一百管、零羊角六具、杏仁三十斤、膠十二斤、樺皮四張とあり。

調副物

紫一丁三兩　紅同三兩　蒨同二斤　黃蓮同二斤

東木綿同十二兩　安藝木綿同四兩　麻同二斤　熟麻同十兩十六銖

葉同十二兩　黃檗同七斤　黑葛同六斤　木賊同六兩

胡麻油同七勺　麻子油同七勺　荏油同一合　曼椒油同一合

猪油同　三合	堅魚煎汁同　一合五勺	簀二丁　一張	砥　同　一顆
脳（なつき）同　一合五勺	山薑（わさび）同　一升	薦三丁　一張	樽受　三斗十四丁一枚
漆　同　三勺	青土（そに）同　一合五勺	席七丁　一張	樽受　四斗廿一丁一枚
金漆（こしあぶら）同　三勺	椽（つるはみ）同　八升	苫　同　一張	樽受　五斗卅五丁一枚
鹽　同　一升	紙長二尺廣一尺同　六張	鹿角同　一頭	
雜腊同　二升	筐柳同　一把	鳥羽同　一隻	

調は課戸より之を納む。不課戸は皇親及び八位以上、年十六以下、並に蔭子・耆・癈疾・妻妾・家人・奴婢を云ふ。雜物を納むるものは、正調を納めず。副物は正調の定數外に之を納む。而かも正丁より納むるのみにして、次丁・中男には及ばず。養老元年十一月、調の副物及び中男の正調を除く。是れ亦一大變革と爲す。

和銅六年五月、相模・常陸・武藏・上野・下野の五國、調を輸す。元來是れ布なり。今より以後、絁・布、並に進めしむ。又上野國をして金青を獻せしむ。貞觀元年十月、上野國嘉禾一莖に三十穗、兩岐の稻一莖に九穗なるを獻ず。（續紀。）

延喜の調は、雜物は頗る多く、前記大寶の品目を一變したるの感あり。且つ調の正品と雜物との區別なく、鄉土の出す所に從ひて品を輸したるが如し。猶中

男の作物も見えたり。上野國は他十一國と與に、麁絲を納むるの國たり。上野國の調は、緋帛五十疋、紺帛五十疋、黃帛八十疋、橡帛十三疋、絁三百十疋、紺布五十端、縹布十五端、黃布卅端、榛布卅五端、緋革十五張、自餘は布を輸す。中男の作物は、麻百五斤、席・漆・紙・紅花なり。（主計式。）

延喜貢する夏の調の絲は、上野は麁絲とす。（主計式。）

延喜式に、諸國蘇印ち牛乳を貢するの番次を載せ、第三番八箇國の中に、上野國十三壷（五口は各大一升、八口は各小一升とあり。）

民部式に交易の雜物を載せたる中に、上野國は左の如し。

絁五十疋	席　九百枚	履料牛皮　廿張
布一千五百九端	細貫席六十枚	櫑子　四合
商布七千七百卅一段二尺二寸八分	紫草二千三百斤	
苧　八十斤	鹿革　六十張	

又內藏式に、諸國年料供進に、上野國交易を進むる所、細貫筵六十枚、小町席三百枚、食薦一枚なり。

典藥式に、諸國より進貢する年料の雜藥を擧げたる中に、上野國は左の十五種

とす。

青木香	十斤	當歸	廿斤	胡麻	一斗
黃芩	十斤	升麻	三斤二兩	蜀椒	一斗
黃耆	十斤	防風	六十斤	麥門冬	八升
細辛	六十四斤	銅牙	五斤	附子	四斗
芍藥	廿斤	干地黃	一斗	猪蹄	四具

附子

右の中附子に就き左に畧說を試みんとす。

附子は射罔とも云ふ。草烏頭の根なり。草烏頭は別名を鴛鴦菊と云ふ。毛茛科植物にして、原名をアコニッム・ウンキナツム(Aconitum Uncinatum)と曰ふ。本草綱目に云ふ、草烏頭の根苗・花實、並に川烏頭と同じ。但し此は野に係りて生ず。又其根は外黑く內白し。皺して枯燥するを異なれりと爲す。然れども毒は甚しと。氣味辛溫にして大毒あり。中風を治す。附子は苦くして大毒あり。皮を去つて莖汁を搗き搾り、濾汁を澄清し、旋漆晒乾して、膏を取り、射罔と爲す。以て箭に傅し、禽獸を射る。十步にして卽ち倒る。人に中りても亦死す。人其毒に中れば、甘草・藍汁・小豆葉・浮萍・冷水・薺苨を以て、皆一味として、之を禦ぐ可し。

此毒は成分をヤパコニチン(Japaconitin)と稱し、アルカロイドにして、現今にても顔面神經痛及びレウマチス等を治するに用ふ。アイヌ人は此汁にキンギンボクの果汁を混じ、箭の根に塗りて、熊などを射殺するに用ふと云ふ。勢多郡粕川村大字深津に字毒島と云ふ地あり。ブスジマと訓す。毒を製したる石臼と稱するもの、同地附近の山林に存す。其眞僞は別として、此地方は射罔の産地にして、式に見えたる貢進品目の附子の産地に當れるものならんと考へらる。

上野國臨時貢獻

養老五年正月、武藏・上野の二國、並に赤烏を獻ず。天平勝寶六年正月、上野國白烏を獻ず。貞觀元年十月、上野國嘉禾一莖に三十穗、兩岐の稻一莖に九穗なるを、獻す。昌泰九年九月、上野國一莖に九穗の嘉禾、其長九尺なるを獻す。續紀・三代實錄・扶桑略記裏書。

調庸の麁惡

調・庸の制は、創設以來百有餘年にして、未進のこと早くも延暦五年の詔に現はる。其茲に至る所以は、民人其堵に安んせず、生産凋弊に因るものありと雖も、其多くは牧宰其職に稱はず、事務曠廢せるに由る。されば歴世國司を戒飭する所ありて、未進麁惡の弊を防がんとせしも、容易の業にてあらざりき。仁明天皇承和六年閏正月丙午、上野國言す。前年綱領・郡司等、調庸の欠を塡し、並に直物を減

庸

ずと稱し、諸司諸家の出擧錢を借り取る。其手實に云く、來年の使に付して、將に報上せんとす。而かも後年の綱領をして、情を知らしめず。而るに封家・諸司等、便ち調物を割き、先づ錢代を補ひ、利を廻して本と爲し、動して數倍と爲す。年中の報する所、殆んど萬貫に及ぶ。官物の未進は、大率此に由る。望み請ふらくは、諸家に下知して、以て其煩を除かん。てへれば諸司・諸家・七道諸國に仰せ下して之を禁制す。

第三項　庸

庸は大化以前の制審ならず。大化二年に庸布・庸米の制を定め、戶毎に庸を徵せり。

(一戶)	(五十戶)	(一百戶)
布一丈二尺若しくは米五斗	仕丁一人 廝丁一人 一戶布米同上	采女一人 從丁一人、從女二人、一戶布米同上

然るに令の制度に至りては、之を人毎に徵することゝなれり。即ち正丁歲役

の代りに、布を納む。但し郷土の狀況に從ひ綿絲等を以てすることを許さる。

今大寶令の庸を圖すれば、左の如し。

(正丁)			(次丁)		
(歳役)	(庸布)	(留役)	(歳役)	(庸布)	(留役)
十日	二丈六尺	三十日 租調倶に免ず	五日	一丈三尺	十五日 租調共に免ず

次に大寶令の庸は、左の如し。

(一丁)		
布一丈四尺	綿五兩二分	鹽一斗五升
上絲一兩	米三斗	鮭十隻
中絲二兩二分	乾藍三十三三三	紙七十五張
麁絲三兩二分	椽四斗五	

(二丁)	(四丁)
白木韓櫃一合	塗漆著鏁韓櫃一合
席薩摩國三枚	
(三丁)	
塗漆韓櫃一合	

延喜式に上野國庸は布を輸す。

第六節　交通

海陸往還

上古に於ては、水路早く開け、次に陸路の交通次第に行はれたるものなることは想像し得べし。利根川を利用せしことに就て、何等の史料を有せずと雖も、水運の利便を考ふれば、遡行し得らるゝの限りは、舟を以て往來せしものと斷言す。而かも陸運開けて、船の用將に廢せんとせしを以て、崇神天皇の時、諸國に令して船舶を造らしめたり。其後豐城入彥命、東國の鎭として此國に居り、歷世蝦夷の經略に當る。其中央政廳との連絡頻繁なりしは當然なり。蓋し上野は東山道に在るを以て、信濃より當國に入り、下野を經、武藏に到るを順路とす。光仁紀寶龜二年十月に曰く、武藏國は山道に屬すと雖も、兼ねて海道を承く。公使繁多にして、祇供堪え難し。其東山の驛路は、上野國新田(にふた)驛より、下野國足利驛に達する、此れ便道なり。而るに枉げて、上野國邑樂(おはらぎ)郡より、五箇驛を經て、武藏國に到る。事畢りて去るの日、又同道を取り、下野國に向ふ。今海道は相模國夷參(いさま)驛より、下總國に達する、其間四驛、往還便近なり。而るに此を去つて彼に就く、損害極めて

驛馬傳馬

多し。臣等商量し、東山道を改めて、東海道に屬けん。公私所を得て、人馬息ならんと。奏して可とす。是より後は武藏は山道を離れて、海道に屬きたるなり。之を要するに、上野國は決して海道を經由せしことは無かりしなり。

兵部式に、上野國驛馬を擧げて「坂本十五疋、野後・群馬・佐位・新田各十疋」とあり。又傳馬を擧げて「碓氷・群馬・佐位・新田郡各五」とあり。驛傳は大化二年の詔に見え、諸道三十里、即ち後世の五里毎に驛を置くの定法なり。但地勢阻險なるか、若くは水草無き地には、必ずしも遠近を論せず、便宜に之を設置せり。廐牧令に曰く、

凡そ諸道に驛馬を置くことは、大路に廿疋、中路東海・東山の道を云ふ。に十匹、小路に五疋とす。使稀なる處には、國司量つて置け。必しも足れるを須たず、皆筋骨强壯なる者を取りて充てよ。馬毎に各中々の戶をして養ひ飼はしめよ。若し馬闕失することあらば、即ち驛稻を以て市替へよ。其傳馬は郡毎に各五。皆官の馬を用ひよ。若し無くば當處の官物を以て市充てよ。通じて家富んで兼丁ある者を取つて付けよ。養うて以て迎送に供せしめよ。

凡そ驛馬及び傳馬に乘りて、前所に至りて替へ換ふべくば、並に騎し過すことを得ざれ。其馬無き處は、此令を用ひざれ。

凡そ驛傳馬は、年毎に國司檢簡せよ。其大に老病みて乘用に堪へざるが有らば、便に隨ひて貨賣れ。得たらん直、若し少くは驛馬は、驛稻を添へよ。傳馬は官物を以て市替（かひ）へよ。

凡そ官人、傳馬に乘りて使に出ては、至らんとする處には、皆官物を用ひよ。位に准して供給せよ。其驛使は三驛毎に給へ。若し山險に闊く遠き處は、驛毎に之を供せよ。

以上にて大路驛傳の性質を知る可し。

主税式に、驛馬の直法を擧げ、上野國は上馬四百束、中馬は三百五十束、下馬は三百束とす。驛馬の死損は上野國は十分に一分を許す。

坂本驛と野後驛

上野五驛の中、坂本驛は信濃國佐久郡長倉驛より、碓氷嶺を踰えて、此に達するなり。野後（のじり）驛は名跡考に「上野尻・下野尻等の村あり。太平記瓶尻と云もこの地か。今の安中其地なるべし」と見えたり。（安中に野尻の小名存す。）同書に上古の官道を記して、板鼻より小塙村にかゝり、大八木・中尾・日高・古相木より實政に渡りて、今に東道（あづま）と呼ぶ。群馬の國府は、小塙より四里計上にありと云へり。

群馬驛

地名辭書に曰く「上野國の驛名を擧げ、野後（碓氷）郡、佐位とある郡は群馬にて、即本

驛なり。野尻より上野府に達し、府東に利根の巨流あるが爲に、群馬郷中に分ちて、一驛家を置かれしを知る。故に群馬の驛といへるならん。厩橋の號は、中世驛邊に架橋などの事ありけるより出て、因りて遂に群馬の本名を失へり。(中略)されば群馬の驛家の昔には、利根は今の前橋府市の中央を貫流したりと知るべく、驛家は其右岸に居れり」厩橋の事は前橋風土記附錄に據れば、平岩親吉在城の頃は、刀根川細くして厩橋より利根川に橋を掛けて、古市村の方へ往來ありし故に、厩橋と名けたりとあり。和名抄、群馬郡郷名に利刈(とかり)を擧げ、其下に驛家の二字あるを利刈の注記と解したる人多し。名跡考に、利刈驛を置き、且曰く「前橋中古の記錄、皆厩橋と書。此地の北に駒か澤、又東に一毛村などの地名あり。いはゆる利苅枚なるべし。今實政を渡りて、天川村より東長磯・女屋村など行けば、猶東(とう)道てふあり。思ふに今の本町(前橋の内)天川の邊古驛そが中に有しなるべし。(長磯・女屋・今井・二ノ宮・飯土井・五日市などいふ所にて、驛名のりまやに至るべし。」

群馬驛の次は佐位驛なり。名跡考は、和名抄、佐位郡の郷名淵名の次に驛家の二字あるを、淵名の注記とし、且つ曰く、今淵名ありて大村なり。されど官道に當らず。更に堀下村有り。此邊總名赤堀といふ(赤堀村と云)。凡此邊淵名庄といへり。

新田驛

上にいふ淵名村より十二里上方に有。古驛そが中にありしなるべしと。地名辭書に曰く「其驛址は今傳へねど、地勢を推すに、伊勢崎に外ならず。往時の上野府より下野府に達するには、群馬驛今の前橋を發し、利根川の北岸に縁りて、佐位驛今の伊勢崎に來り、新田郡を横斷するを最捷徑とす。其新田驛家の位置、稍〻擬定に難しと雖、群馬・足利の間の三驛程を視るも、伊勢崎は往來必由の宿次とす。されど伊勢崎は美侶郷の域内と見ゆれば、其北にて太田村にあたる歟。」

佐位驛の次は新田驛なり。名跡考は、和名抄、新田郡の郷名淡甘の次に驛・家・の二字あるを、淡甘の注記とし、且曰く、今本町有。亦大原とも云ふ。宿は北より南に至る。東道は西より東に行きて、此邊笠掛ノ原といふ。東北に阿佐美の名あり。是かの廢郷にやあらん。佐位郡赤堀・國定村より東に行ば、本町に至り、又東笠掛原に出て、山神村・成塚を經て、下野餘戸の驛にいたる。今に東海道と云。」地名辭書に曰く「群馬・佐位より足利に到る中間驛とす。形勢より推せば、市村・市之井村などにあたり、笠懸野の南とす。又續紀寶龜二年十月の條に、

太政官奏。武藏國雖ㇾ屬二山道一、公使繁多、祗供難ㇾ堪。其東山驛路從二上野國新田驛一、達二下野國足利驛一。此便道也。而枉從二上野國邑樂郡一、經二五箇驛一、到二武藏國一。事畢去日、又取二同道一、向二下野國一。今東海道者、從二相模國夷參驛一、達二下總國一。其間四驛。往還便近。

而去此就彼、損害極多。臣等商量、武藏國改東山道、屬東海道。公私得所、人馬有息。

奏可。

是は從前の驛路の新田より邑樂に出で、更に南に下り、武藏府に達したる迂廻を改めて、武藏國を東山道より除かれたるなり。されば爾後、新田より直に足利に達し、邑樂驛は廢せられし事も明白とす。而して此新田驛は何の世より廢せしにや明白ならねど、綜合して之を考ふるに、此地には南北爭亂の頃まで、東山道の要衝たりき。又曰く「市野井は往昔の東山道の一驛次にして、地名の市と云ふも、四方來集の辻なりければならん。義貞の兵を起すや、生品祠前に旗を樹てたるも、山道の驛舍を奪ひて之を扼したる者歟。事實の湊合、偶然には非ず。但し近世は境町より、木崎・太田の迂路を以て例幣使路と定められしより、市村・寺井・九山を經て足利に達する古道は、行旅を絶ちたるも、直徑今に存して、僅に尋ぬべしと云ふ。」

關剗

諸國要害の地を選びて、塞門を設け、通行を檢す。之を關又は剗と曰ふ。軍防令に、

凡そ關を置いて守固すべくば、並に兵士を配置し、分番して上下せよ。其三

關には、鼓吹・軍器を設け、國司分當して守固せよ。配せむ所の兵士の數は別式に依れ。

とあり。こゝに關とは、鈴鹿・不破・愛發の三所を云ふ。蓋し京都を防ぐ三大要所とす。和銅二年九月、藤原房前を東海・東山二道に遣はして、關・剗を檢察し、風俗を巡省せしむ。前記三關以外、諸國に關の存せしを知るべし。昌泰二年九月の官符に據りて、相模國足柄坂、及び上野國碓氷坂に關を置いて曰く、上野國の解を得るに云はく、此國頃年强盜蜂起し、侵害尤甚し。靜に由緒を尋ぬるに、皆馬を雇ふの黨に出づるなり。何となれば坂東の諸國、富豪の輩、啻に駄を以て物を運ぶ。其駄の出づる所、皆掠奪に緣る。山道の駄を盜み、以て海道に就き、海道の馬を以て山道に赴く。爰に一疋の駑に依りて、百姓の命を害し、遂に群黨を結び、既に兇賊を成す。玆に因りて、當國・隣國共に以て追討すれば、其數を解散し、件の堺に赴く。仍りて碓氷・坂本に權りに斥候を置き、勘過を加へしめ、兼ねて相模國に移送し、既に畢れり。然るに官符を蒙むるに非ずんば、據行すべきこと難し。望み請ふらくは、官裁ありて件の兩所に、特に關門を置きて、試に公驗を勘し、慥に勘過を加へんと云へり。左大臣藤原時平宣す。勅を奉ずるに、宜しく件に依りて置かしむ

べし。唯詳に奸類を拘し、行旅を妨ぐる勿れと。令義解・三代格。

翌三年八月の官符に、過所（關を通行することを認可したる票を云ふ。）を以て足柄・碓氷等の關を度らしむべきを述べて曰く、相模國の解を得るに云はく、太政官去年九月十九日の符旨に依りて、始めて件の關を置く。爾來部内清靜にして、奸濫稍絶ゆ。而るに往還の人物を勘過するに、已に本司の過所無く、斯くて勘據するに文無く、更に稽擁を致す。望み請ふらくは、諸司諸國に下知して、過所を請はしめ、將に以て勘過すべし。其當國以東の諸國の過所、先づ國に進めしめ、國司判署し、關に下して勘せしめん。然らば則ち奸濫永く遏め、人心自ら肅まん。謹みて官裁を請ふといへり。左大臣（藤原時平）宣す。勅を奉するに、請に依れ。宜しく諸司並に東海・東山道等の諸司に仰せて、件に依りて行はしむべしと。三代格。

天慶三年四月六日、碓氷關を停止す。貞信公記に曰く、「發兵、雜事、停止碓氷關、以村蔭、改定阿波警固使。」と。

第七節　兵制

令前令後の兵制

上古氏人は皆兵にして、氏上は之を統轄す。皇宮の守衛、國内の警備は、大伴連・久米直・物部連の三姓之に任ず。地方の保安は、其土の國造・縣主等之を掌るも、大事あれば臨時に將軍を派す。又特に宰を常任する場合あり。邊衛には夷守（ひなもり）を置く所あり。大化の改新に當りては、悉く兵權を朝廷に收め、大寶に至りて、軍制備はれり。京都に五衛府（衛門府・左右衛士府・左右兵衛府。）左右馬寮・左右兵庫等、地方に軍團・防人（さきもり）を置く。軍團には大毅・小毅・校尉・旅師・隊正あり。防人には防人正・佐・令史・主船・主厨あり。防人の事を司る官衙を、防人司と云ふ。衛門府及び衛士府の兵士は、之を衛士と稱す。定數の人員を諸國の軍團に課して、員に充て、滿一年を以て交代せしむ。其總數は時代に依りて增減はあれど、凡二千人を標準とす。兵衛府の兵士は、之を兵衛と稱し、郡司の子弟より取る。四百人を定員とす。

衛府沿革

聖武帝・神龜五年八月、中衛府を置く。是に於て六衛府と爲る。天平寶字三年十二月、授刀衛を置き、後之を近衛府と改稱す。又新に外衛府を置き、總て八衛府

と爲る。寶龜三年、外衞府を罷め、大同二年近衞、中衞を左右近衞と改稱す。三年衞門府を罷めて、左右衞士府に併せ、左右靫負府と稱す。是に於て六府と爲る。或は四衞二府と號す。弘仁二年、左右衞士府を左右衞門府と改む。爾後六府の官に變更なし。

軍團

諸國には大抵五六郡毎に、一軍團を置く。（栗田博士の軍團考には、大概四郡に一軍團を置きしが如しと見えたり。）我上野國の軍團は、群馬に在りしものゝ外は詳ならず。男子二十歳以上六十歳以下を正丁とし、正丁の總數約三分の一を徴して、一軍團を編成す。故に各軍團は兵數を同うせず。依りて之を三等に分ち、一千人に滿つるを大、六百人以上を中、六百人未滿を小とし、國司は其名簿を藏し、順次に衞士及び防人を命ず。軍團は五人を以て編成の單位とし、之を伍と云ふ。二伍を火とし、五十人に隊正一人あり。百人に旅師一人、二百人に校尉一人ありて、之を統率す。五百人以下は毅一人、六百人以上は大毅・小毅各一人軍團に長たり。軍團の兵種は、歩・騎の二ありて、各自の好む所に隨ふ。此外に壯強者二人を毎隊（五十人）より取りて、弩手と爲す。

戰時軍の編成

征討の役ある時は、更に軍隊を改編す。此時の軍に大・中・小の三等あり。三軍を統率するは大將軍の任なり。

(軍別)	(兵數)	(將軍)	(副將軍)	(軍監)	(軍曹)	(錄事)
大軍	萬人以上	一人	二人	二人	四人	四人
中軍	九千人以下 五千人以上	一人	一人	一人	四人	二人
小軍	四千人以下 三千人以上	一人	一人	一人	二人	二人

防人

防人（さきもり）は諸國軍團の兵士を差遣するものにして、三年間邊要を守る。天平二年、諸國の防人を停めて、東國のみとす。九年、東國の防人をも停め、筑紫の人を以て壹岐・對馬を衞らしむ。後再び天平二年の制に復せしが、天平寶字元年、又之を停む。而るに東國防人を停めてより、邊戍日に荒廢し、筑紫の防人東國の如く勇武ならず、不慮に備へ難きを以て、太宰府乞ふて、東國防人を復せんと乞ふ。時に蝦夷に事あるを以て、同六年四月、一時差遣して、塡補せしむ。其後改廢ありて、鎌倉時代に至りて、其制全く亡ぶ。萬葉集卷三十に上野國防人部領使（ことりのつかひ）大目正六位上上毛野君駿河、助丁上毛野牛甘なるものゝ見えたり。

健兒

兵士の外に健兒（こんでい）なるものなり。諸國の兵庫、鈴藏及び國府等を守衞するの兵士なり。郡司の子弟を簡差して交番するものとす。兵部式に、上野國の健兒一百人とあり。健兒に給するの田地を健兒田と云ひ、不輸租田とす。延喜の制、健

衞府官兵士の衰醜

兒は皆徭役を免じ、唯上野等十一國は徭を、畿内は課役を免ず。

嵯峨天皇の時、檢非違使を置き、後又諸國にも置かれて、盜賊追捕の事を掌らしめ、漸く威權あり。貞觀より後は、諸國の兵士、衞府の官いづれも尫弱にして、用に中らざりしかば、武備益弛ぶ。是に於て禁中には瀧口武者、東宮には帶刀、院には北面の士を置き、源平の武士を以て、宿衞の職となす。是より後は武門遂に勢を得て、朝廷は兵馬の權を失へり。（日本制度通）

兵器の貢進

諸國より兵器を進むるの制あり。上野國よりは毎年甲六領、横刀廿口、弓四十張、征箭四十具、胡簶四十具と定む。皆其國にて造る所の具なり。其樣仗は色別に一箇朝集使に附して之を集む。凡諸國の樣器仗は、兵部省と兵庫寮と檢校して、品を定め了れば、國の解文を副へて、內裏に進奏す。其品を簡定し了れば、兵部省更に太政官に申す。太政官は符を兵庫寮に下し、卽ち諸司をして庫に就いて之を收めしむ。凡そ諸國司官の器仗を遺るの日、私の器仗を造るを得ず。（兵部式）

第八節　牧

牧の制

牧は郊外にて六畜を守養する處を曰ふ。倭名抄にムマキと訓す。馬城の義なり。後ムマ約まりてマとなる。キは物を納め置く所を云ひ、城の字を當てたり。上古より牧はありつらん。紀に養馬の處の見えたるは、應神天皇十五年を始とす。卽ち百濟王、阿直岐を遣はし、良馬二疋を貢せしむ。輕坂の上の廐に養ふ。故に處を廐坂と曰ふ。文武天皇四年三月、諸國に令して牧地を定め、牛馬を放たしむ。大寶四年三月、鐵印を攝津・伊勢等の二十三國に給ひ、牧の駒犢に印せしむ。廐牧令に曰く、凡そ牧に在る駒犢、二歲に至らば、毎年九月、國司牧長と共に對つて、官の字の印を以て、駒は左の髀の上に印せよ。犢は右の髀の上に印せよ云々。又曰く凡そ牧馬の乘用に堪ふ可きは、皆軍團に付けよ。當國の兵士の內に於て、家富みて養ふに堪たる者を簡んで充てよ云々と。

牧の種類と疋數

延喜式には、御牧・諸國牧・近都牧の三種に分ち、其制備はれり。御牧は左右馬寮の管する所にして、甲斐・武藏・信濃・上野の四國に置きて、三十二箇所あり。其中上

野國は(一)利刈、(二)有馬、(三)治尾、(四)長野、(五)市代、(六)大藍、(七)拜志、(八)新屋、(九)鹽山の九箇所とす。是等諸牧より年貢の御馬は、總て二百四十疋にして、上野は五十疋なり。主稅式に、上野國勅旨御馬秩料四千七百廿束とあるは、御牧の經費を指せるものならん。諸國牧は、兵部省の所管にして、駿河國以下十八箇國に馬牧二十七箇所、牛牧十五箇所なり。此諸牧よりは毎年馬五六歲、牛四五歲なるを、左右馬寮に進め、西海道の諸國は、太宰府に送る。近都牧は、左右馬寮の所管にして、攝津に三箇所、近江・丹波・播磨に各〻一箇所あり。諸國より貢せる馬牛を、是等の牧に放ちて、事に隨ひ繫用す。諸國貢する繫飼の馬牛は、二寮にて均分して檢領し、訖つて兵部省に移す。其總數は馬百五疋、牛二十二疋にして、其中上野國は馬四十五疋なり。毎年十月以前に長案して貢上す。竝に近都牧に放飼す。

各牧には牧長あり。延喜の制に牧監ありて、信濃國二人、甲斐國・上野國各〻一人を置く。武藏國には別當一人を置く。牧監には職田六町を給す。秩限を六年とし、國司に准じて解由を責む。其考左右馬寮にて校定す。御牧の駒は毎年九月十日、國司・牧監若くは別當等と、牧に臨みて檢印し、共に其帳に署す。明年八月、牧監等に附して貢上す。若し貢に中らざれば、便ち驛傳馬に充つ。若し賣却する

牧又は牧馬に關する沿革

ことあらば、正税に混合す。凡そ官牧の馬の帳は、甲斐・信濃・上野は牧監に附し、武藏は別當に附して、寮に進む。寮は損益を勘へ、主計寮に移す。(一)承和四年五月、上野國言ふ、御馬疲れ死すと。使をして監察せしむ。續後紀。(二)貞觀十一年八月二十九日、天皇紫宸殿に御して、上野國の貢馬を閲覽す。三代實錄。(三)仁和三年四月甲辰朔、上野國をして例の貢駒の外、今年五十疋を加貢せしむ。同上(四)寛平五年三月の官符に、牧監をして欠失の牧馬を塡償せしむる事として曰く、檢甲斐・武藏・信濃・上野等國御牧使右馬助源悅の解狀を得るに偁く、牧に官の馬牛を失ふ者は、牧子の長帳を徵す可きの文已に明なり。國司及び牧監に於ては、其法未だ立たず。唯諸を牧帳に勘ふるに、國司・牧監相共に署印す。然らば則ち御馬欠失は、何ぞ知らざるべけんや。今檢實の日、若し無實の馬數多ならば、令に依りて、只牧子の長帳を徵せんや。將た勘署帳に依りて、國司・牧監を責めんや。若し共に責むべくば、牧子の長帳は已に率分あり。國司・牧監未だ其數を見ず。何の法に准じて辨行せしめんと云へり。中納言藤原時平宣す。勅を奉ずるに、凡そ欠失を致すに於ては、國司・牧監共に其罪あり。而して國司は雜務繁多にして、專一に違あらず。須らく其怠を責め、物を徵す可らざらしむ。但し牧監は牧事を專行して、兼濟す

利刈牧

る所無し。亦其怠を勘し、牧子に准じて之を徴すべしと。(五)天暦元年八月二十九日、上野國諸牧の御馬卅五疋牽き進む。紀略。(六)同二年九月十三日、上野國諸牧の御馬卅疋を牽き進む。紀略。(七)天延三年二月一日、太政官符を信濃・上野兩國司に下し、左馬權少允正六位上安倍朝臣以重、右馬大屬從七位上石城村主保兼を兩國の諸牧に差遣して、御馬竝に牧内の雜事を檢校せしむるの旨を告ぐ。類聚符宣抄。(八)長元々年四月三日上野御馬紀略。(九)同四年二月廿二日上野駒引紀略。

年中行事歌合

上つけぞ出てしもおそき有明のかけ見ぬ月の末の駒ひき　宗信法眼

こゝに駒牽の儀は、毎年八月に行はる。十六日に信濃勅旨牧の馬を天覽あるを始とし、二十八日には上野國の馬五十疋を牽かる。また其駒を逢坂關まで官人迎ひに出づる事あり。之を駒迎へと稱す。鎌倉の末頃に駒牽の事絶えたり。

一 利刈牧　利刈牧は、和名抄に止加利と訓す。拾芥抄に利處牧とあり。名跡志に曰く「後上野志ニ利刈ノ牧、今ノ牧(南北兩村に分る、群馬郡金島村大字南牧、同長尾村大字北牧村。)其地ナラント云。群玉翁の說ニ白井利刈野ヨリ牧迄、吾妻川ノ水邊、古ニ所謂利刈ノ牧ノ跡ナリト云、利刈野ト云フ地名アラバ、疑ナク斷也。土人ニ問テ定ムベシ」名跡考には

厩橋を利刈の牧の跡となしたるを、增田垂穗否定して、此は牧監の居地にて、馬屋を設け置きしにてもあるべし。牧監は國司の府近き地ならでは居らず。往昔とても、此の都會とも云ふべき地に、牧は置くものにあらず。山の片邊り又は原野にて、耕地とは成り難き地に設置するなるべし。牧馬は國司の吏と立會にて之を檢印し、馬庭にて之を改め、九月より明年八月まで飼立る故、其厩の有りし地を厩橋と名を負ひしなるべし。扨てこそ駒ヶ澤も一毛村も駒形も、厩橋の邊に存してあるべきなり云々と述べたり。猶利刈鄕の條下を參照すべし。

有馬牧

(二)有馬牧は、拾芥抄にも出て、群馬郡有馬村(○今は古巻村の大字なり。)に當る。上野三碑考に、有馬は荒馬の義にて、ラキの反しなりといへり。猶有馬鄕の條下を參照すべし。

治尾牧

(三)治尾牧は、延喜式の一本に、沼尾と見えたれど、治の字を誤れるならん。地名辭書には、沼尾の跡は今勢多郡横野村大字溝呂木大字三原田、藪島村の中なりと云ふ。大日本名跡圖誌には、群馬郡東鄕村大字善地の中央なる原野(東西六町五十二間、南北四町四十間)は治尾牧の遺跡と云ひ傳ふと述べたり。猶同書に曰く「按に此地は榛名の山麓に位して、村内に治尾泉と稱する清水、(○編者曰く、水噴出する尺餘、傍に高八尺餘の大石ありて、ゆるぎ石と稱す。)

及び牧場・駒寄〇編者曰く、今も此字の外に、駒隱し谷と云へる所あり。など字せる地ありて、古へより牧場の地たりと疑ふべからず。殊に治尾の字義は、榛名の麓と云へる意味にはあらざるか。其故は治は榛にして、尾は山の裾即ち麓の意にして、榛名の尾の畧語を、そがて治尾と呼びしなるべし云々。」一說に利根郡に其遺跡を求めたるものあり。利根郡治尾郷を參照すべし。

市代牧

(四)市代牧は、今の吾妻郡中之城町大字市城なることは、名跡考・名跡志・地名辭書等、いづれも同說なり。吾妻郡誌に「一白廢牧、大字市城の東部に在り。東は唐澤山・佛體山に據り、北は赤岩を負ふ。南に谿け北に塞がり、眞に最上の牧地とす。馬場・月毛・木戸等の字あり。九牧に市代といふは、蓋しこれか」と載せたり。

大藍牧

(五)大藍牧は、延喜式に誤りて大鹽牧と出でたり。今利根郡古馬牧村の大字に上牧・下牧あるを、增田乘穗は此牧の遺跡なりとし、沼田古語錄を引きて下牧村先瀨の條下に、此の牧の山に、山藍といふ土出て、布など染むるに重寶なりしが、慾深き人多く掘りて賣りければ、山の神いかり給ふにや、大雨より續いて、牛首山より大水出て、山ぬけて山藍の土洗ひ出して、一切なくなり、名のみ殘りける。今は大あゐと言謬りける。是ぞ大藍の牧の遺跡なるべし。牧原・野馬田・馬見塚・野馬の

拜志牧

澤・馬立新田など地名殘れり。又眞庭村（○古馬牧村の大字）は馬庭にて、牧監の馬を牧より引出して、取調べ改めなどしたる地にて、暫く馬所に繋置て、其後監の厩に引取りし地歟」と述べたり。又地名辭書に、大篠牧を擧げて、吾妻郡三原野其跡なるべしと云へど、此は九牧の中には非ず。

（六）拜志牧は、名跡考に、後の拜四庄と云ふは此牧の跡なるべしと云へり。拜四庄の事は、利根郡拜志郷の條下にも說けり。增田垂穗は同郡新巻村（○今新治村の大字）を以て拜志牧の跡とし、且つ曰く、

本村土俗も、拜四庄と申傳へ、沼田記また沼田古語錄にも、山王四社一日に祭る故に、拜四の庄といふ由見えて、烏見正忠も既に名跡考に云へりき。此郷に布施（ふせ）といふ村有り。之れ馬を追ひ伏せて取りし地なるべし。信州望月驛の脇に、馬伏といふ地有り。（望月は古の牧の跡也。）また本村東屋（あづまや）山に駒形を祭り、須河山にも駒形を祭る。駒形とは唯保食（うけもち）神を祭るにあらず。山神・野神・土神・水神の社地より淨き土を取りて、駒形を造りて、野馬守護の爲め、四神體と齋き奉る。是を駒形の神と言ふとかや。（一傳には五方の土を取ること。一には五色の土と云ふ。）古歌に、

歌形のしるしは今もあら牧に生るゝ駒に臍の緒ぞなき

昔より此村に生るゝ駒に臍の緒なしと有れば、養ひがたしとあり。

拜志は林の義なるを、こゝには文字に拘泥して、四社を拜するの俗說を取りたるの憾はあれど、牧跡の事は傾聽す可し。地名辭書には、本郡長野原町を以て其遺跡とす。

長野牧

（七）長野牧は、延喜式に久野牧と誤記す。弘仁二年九月、上野國利根郡長野牧を三品葛野親王に賜ふ。（續後紀）名跡志は、今の下牧村、上牧村を其遺跡なりとし、吉田東伍・村岡良弼の二氏之に從へり。猶精しくは利根郡長野郷の條を參照すべし。

新屋牧

（八）新屋牧は明治九年の利根郡新巻村誌に、新巻村は延喜式の新屋牧なり。應永中、荒蒔と書し、天文の頃より、今の文字に定まる。文祿三年、羽場村を分ち、元和三年、布施村を分ち、萬治二年、布施村より師田村及び湯宿村を分ち明暦二年、新巻より二枚原村を分つと雖も、素皆新巻村の枝村なり。明治七年又復古して、二枚原を本村に合併すと述べたり。然れども新屋をアラヤと訓みて、アラマキに附會したる嫌ありて、此說從ひ難し。名跡考には、甘樂郡白倉に新屋の名殘れりと云ふ。名跡志に曰く、武藏七黨系圖兒玉黨ニ、新屋片山三郞行村ト云人モアレバ、片山ノアタリ古ノ新屋郷ナリケン。新屋明神モ此邊カ。地名辭書は新屋村大字

天引新屋を牧跡となす。猶新屋郷の條を參照す可し。

鹽山牧

(九)鹽山牧は北甘樂郡小坂村大字東野牧、西牧村大字南野牧・西野牧等其遺跡ならん。名跡考に、今鹽澤・小鹽澤・馬居澤等の地名ありと見えたり。猶鹽山郷の條を參照す可し。

牛牧

占市牛牧は、主稅式に見え、其出擧する牛直四千三百十五束とあり。名跡考に「今惣社の東に古市村あり。是彼の牧にやありけむ。古を占に誤りしなるべし」と見えたり。古市は北甘樂郡に屬す。地名辭書に、此牛牧は今其所在を知らずとあり。

第九節　雜

大寶の制刑に五種あり。笞罪・杖罪・徒罪・流罪・死罪是なり。流罪は近流・中流・遠流の三等あり。（一）推古天皇九年九月八日、新羅の間諜迦摩多對馬に到れり。即ち捕へて以て貢る。因りて之を上野國に流す。十一月五日、新羅を攻めんことを議す。（二）齊明天皇四年十月天皇紀國の溫湯に幸す。十一月、留守官蘇我赤兄臣、有間皇子に語つて曰く、天皇の政治に三失あり。大に倉庫を起して、民財を積聚する一。長く渠水を穿ち、公糧を損費す二。舟に石を載せて運び積んで丘と爲す三と。有間皇子乃ち赤兄が己に善きを知りて、欣然として之に答へて曰く、吾始めて兵を用ふ可きの時なりと。既にして皇子赤兄が家に向ひ、樓に登りて謀るに、夾膝自から斷ず。是に於て相の不祥なるを知り、俱に盟うて止む。皇子罷つて宿す。この夜半、赤兄、物部朴井連鮪を遣して、造宮の丁を率ひて、皇子を市經の家に圍ましむ。便ち驛使を遣し、天皇の所に奏し、皇子と守君大石・坂合部連藥・鹽屋連鯯魚とを捉へ、紀溫湯に送る。皇太子中大兄、親ら皇子に問うて曰く、何

故に謀反すると。答へて曰く、天と赤兄と知る。吾全く解せずと。皇子を藤白坂に絞らしむ。是日鯽魚等を斬り、大石を上毛野國、藥を尾張國に流す。(三)貞觀三年十月廿八日、太政官論奏して、曰く、上野國人神人繼道、布師員を故殺す。正六位上行治部少丞安倍朝臣興氏、從七位上行勘解由主典伴連貞宗等を上野國に遣して、之を推問せしむ。法官覆案して、罪斬に當る。詔して死一等を減じて、之を遠流に處す。

諸國荒田及び風水地震等の害ありし時は、直に使を遣し、其害の大にして須く賑恤すべきは、賑給使を置きて、庶民を救恤せしむ。我上野國に於ける災異賑給の史に見えたるものを擧ぐれば(一)推古天皇三十五年五月、蠅ありて聚集す。其凝累せる十丈許。虛に浮みて、以て信濃の碓日坂を越ゆ。其鳴音雷の如し。則ち東して上野國に至り、自ら散す。(二)大寶二年六月、上野國疫す。藥を給して之を救ふ。(三)大寶三年三月、信濃・上野の二國疫す。藥を給して之を救ふ。(四)天平寶字四年上野國飢う。之を賑給す。(五)天平神護元年三月、上野等五國旱す。詔して今年の調庸十分の七八を復す。此月上野國飢う。之を賑給す。(六)弘仁九年七月、上野等の六國地震あり。山崩れ谷埋まる數里。壓死の百姓勝げて計

ふ可らず。(七)承知十年六月、上野等の十八國飢う。勅して賑恤を加ふ。紀・續紀・後紀・續後紀。

聖武天皇の時より以來、相撲節(すまひのせち)とて、毎年七月宮庭に於て行はれ、天覽あり。凡そ相撲を行はんとするには、先づ其年の二三月頃、左右近衞府より各相撲使を諸國に遣はし、相撲人を徵して、領し至らしむ。之を部領使(ことりづかひ)と云ふ。而して左府にて領せるを左方とし、右府にて領せるを右方とす。次に七月中旬に、召仰の事あり。左右近衞の次將及び裝束司の辨を召して、相撲節を行ふべき由を仰す。次いで內取の事あり。節會の當日に召合あり。左右の相撲人を分ちて、左右に勝負を決せしむ。召合はもと二十番なりしが、後には十七番と爲れり。天長十年五月勅す。相撲節は啻に娛遊に非ず。武力を簡練する最此中に在り。宜しく越前・加賀・能登・佐渡・上野・下野・甲斐・武藏・上總・下總・安房等の國をして、膂力の人を搜し求め、貢進せしむべしと。相撲節は保安以後、只二度行はれしのみにて、安元以後廢絕せり。相撲沿革史・續後紀

第八章　奧羽の拓植と上野

第一節　奈良朝に於ける奧羽經營

出羽方面の開拓

蝦夷の地は、齊明天皇の世に、阿倍比羅夫の征伐に依りて、久しく事無く、歷代の經營次第に進捗し、越の方面も防備成り、沼垂・岩船の兩柵は、大化三四年に成れり。大寶三年正月、多治比眞人三宅麻呂を東山道に、高向朝臣大足を北陸道に遣はして、政務を巡省せしむ。　和銅元年九月、出羽郡を置き、岩船柵を北に進めて、之を出羽柵と柵す。　此頃陸奧・越後の蝦夷、屢々我良民を害す。　乃ち二年三月、使を遣はして、遠江・駿河・甲斐・信濃・上野・越前・越中等國々の兵を徵發して、左大辨巨勢朝臣麻呂を陸奧鎮東將軍に、民部大輔佐伯宿禰石湯を征越後將軍となし、節刀竝に軍令を授けて、兩道より出征せしむ。　七月上毛野朝臣安麻呂を陸奧守に任じ、諸國に令して兵器を出羽柵に運送せしむ。（上毛野氏が陸奧に關係せしは前々よりの例なり。）　此時の征伐は疾く功を成したりと見え將軍等は八月に入朝し、九月には上野等の國士、征役に五十日已上を經たるものに、復一年を賜へり。　和銅五年、始めて出羽國を置くに至りし

は、此征伐の結果と見るべし。

出羽國設置の上は、移民拓殖を圖るを第一要義とす。和銅七年十月、勅して尾張・上野・信濃・越後等の國民二百戸を割いて出羽の柵戸に配す。靈龜二年九月、陸奥國置賜・最上の二郡及び信濃・上野・越中・越後四國の民各百戸を出羽國に屬す。養老元年二月、陸奥の置賜・最上二郡を割いて、出羽に入れ、信濃・上野・越前・越後四箇國の百姓各百戸を之に隷屬せしめ、同三年七月、東海・東山・北陸三道の民二百戸を遷る。

陸奥方面は、和銅六年十二月、丹取郡(後の名取郡)を新設す。翌靈龜元年五月、上野等六國の富民千戸を陸奥に配す。養老三年閏七月、驛家十を石城に設く。同四年九月蝦夷亂を起し、按察使上毛野廣人を殺す。乃ち多治比眞人縣守を持節征夷將軍と爲し、陸奥に向はしめ、阿倍朝臣駿河を持節鎭狄將軍と爲し、出羽に向はしむ。翌五年四月、兩將軍使節を果して歸る。此頃石城・石背の二國を廢して、陸奥に併す。六年八月、諸國司に令して、柵戸一千を簡點して、陸奥の鎭所に配せしむ。神龜元年四月、坂東九國の軍三萬人をして、騎射を教習して軍陣を試練せしむ。

陸奥按察使大野朝臣東人等奏して言ふ、陸奥國より出羽柵に達する道は、男勝

を經て行程迂遠なり。請ふ男勝村を征して、以て直路を通ぜんと。天平八年正月、持節大使藤原朝臣麻呂等に詔して、陸奥に發遣す。二月、多賀柵に抵り、豫て駐在の大野東人と與に平章し、且つ上野等六國の騎兵總て一千人を率ひて、山海兩道を開かしむ。四月東人等、出羽國大室驛に到り、出羽國守田邊史難波に會し、奥羽の聯絡始て成る。是より二人與に深く賊地に入りて還る。

雄勝桃生二城の經營

天平寶字二年十二月、坂東の騎兵・鎭兵・役夫及び夷俘等を徴發して、桃生城・小勝柵を造らしむ。三年九月、坂東八國及び其他四國の浮浪人二千人を遷して、以て雄勝の柵戸と爲す。而して上野等七國より送れる軍士・器伏を割き、留めて雄勝・桃生の二城に貯へしむ。十一月、坂東八國に勅し、陸奥國若し急速ありて援兵を索めば、國別に二千已下の兵を差遣し、國司の精幹なる者一人を擇び押領して速に相救援せしむ。

伊治城を築く

神護景雲元年十月、伊治城成る。工を始めてより、是に至る僅に三旬なり。乃ち功勞者を賞して、叙位を行ふ。上毛野朝臣稻人、從五位上に進む。又吉彌侯部眞麻呂、國に徇し、先を爭ひ、遂に馴服せしめ、狄徒歸するが如くなりしを以て、進めて外正五位下を賜ふ。三年二月、勅して曰く、陸奥國桃生・伊治の二城、營造已に畢

る。厥土沃壤、其毛豐饒なり。宜しく坂東八國をして、各部下の百姓を募り、若し情、農桑を好み、彼の地利に就く者あらば、願に隨つて移徙し、便に隨つて安置せよ。法外優復して、民をして遷るを樂ましめよと。

大伴駿河麻呂の征夷

寶龜五年七月、海道の蝦夷忽ち徒衆を發し、橋を焚き道を塞ぎ、旣に往來を絶ち、桃生城を侵して、其西郭を破る。鎭守の兵勢支ふ能はず。國司事を量り、軍を興して之を討ちしも、相戰うて殺傷する所を知らず。乃ち坂東八國に勅して曰く、陸奥國若し急を告ぐるあらば、國の大小に隨ひ、援兵二千已下五百已以上を差發し、且つ行き且つ奏し、務めて機要に赴けと。陸奥國按察使兼鎭守府將軍大伴宿禰駿河麻呂等、終に之を征服せり。六年十月、勅して相模・武藏・上野・下野四國の兵士を出羽に差し、要害を鎭せしむ。十一月、使を陸奥に遣はし詔を宣し、駿河麻呂已下千七百九十餘人の勳功を賞して、位階を加賜す。寶龜八年三月、陸奥の夷俘來降る者道に相望むの盛況なり。

出羽の夷未だ賓せず

出羽國は蝦夷の餘燼未だ平殄せず。三年の間、鎭兵九百六十六人を請ひ、且つ要害を鎭し、且つ國府を遷す。寶龜六年十月、勅して相摸・武藏・上野・下野の四國の兵士を差して發遣す。七年二月、陸奥國言ふ、來四月上旬を以て、軍士二萬人を發

して、當に山海二道の賊を伐たんとすと。是に於て出羽國に勅して、軍士四千人を發し、道雄勝よりして、其西邊を伐たしむ。

呰麻呂の叛

寶龜十一年二月、陸奥國奏して、覺鼈城栗原郡有壁ならん。を造らんとす。蓋し膽澤の夷に對する防備なり。三月、陸奥上治郡伊治郡ならん。大領伊治公呰麻呂反す。衆徒を率ひて、按察使紀朝臣廣純を伊治城に殺す。呰麻呂はもと夷俘なり。介大伴宿禰眞綱、獨り逃れて多賀城に歸り、既にして又多賀城を棄てゝ去る。賊進み來り、府庫の物を奪ひ、火を縱ちて去る。是に於て中納言藤原朝臣繼繩を征東大使、大伴宿禰益立・紀朝臣古佐美を副使、大伴眞綱を陸奥鎮守副將軍、安倍朝臣家麻呂を出羽鎮狄將軍となし、呰麻呂等を討たしむ。五月、京庫及び諸國の甲六百領を、出羽鎮狄將軍の所に送らしむ。又勅して、坂東の諸國、及び能登・越中・越後に命じて、糒三萬斛を備へしむ。七月、東海・東山の諸國に仰せて、襖四千領を送らしめ、且つ勅して、坂東の軍士を徵發し、來九月五日を期して、皆多賀城に赴き集らしむ。然るに征夷の軍逡巡して進まず。十月、勅して、其怠慢を責め、且つ曰く、今月を以て賊地に入らずば、宜しく多賀・玉造等の城に居て、能く防禦を加へ、兼ねて戰術を練る可しと。天應元年正月、參議藤原朝臣小黑麻呂を兼陸奥按察使と爲す。小黑麻

呂婁地に臨み、既にして軍士を解き、歸還せんとす。六月勅して軍を皷舞す。小黒麻呂乃ち勇往邁進して、終に嚮に失ひし諸寨を復し、八月歸洛す。

第二節　平安朝に於ける奥羽經營

桓武帝第一回征夷の失敗

桓武帝延暦元年二月、民部卿藤原小黒麻呂を再び兼陸奥按察使と爲しゝが、六月之を免じて、春宮大夫大伴宿禰家持を兼陸奥按察使鎭守府將軍と爲す。二年四月勅して曰く、聞くならく比年坂東八國、穀を鎭所に運りて、將吏等不法を行ふ。又濫りに鎭兵を役して、多く私田を營む。是に因りて、鎭兵疲弊して、干戈に任せず。今より以後、違犯者あらば、軍法を以て之を罪せんと。又坂東の諸國に勅して曰く、頃年蠻夷夏を亂り、邊陲守を失ふ。頻りに軍旅を動かして、遂に坂東の境をして、恒に徵發に疲れ、播殖の輩をして、久しく轉輸に倦ましむ。朕甚だ之を愍む。今使を遣はして存慰し、倉を開いて優給せしむと。六月坂東八國に仰せて、散位の子、郡司の子弟、及び浮宕等の類、身軍士に堪ふる者を簡び取り、國の大小に隨ひ、一千已下五百已上、專ら用兵の道を習はしむ。翌三年二月、家持を持節征東將軍に任じ、陸奥守多治比眞人宇美を陸奥國按察使兼鎭守府副將軍と爲す。家持は同四年八月を以て薨せり。七年二月、宇美を兼鎭守府將軍と爲す。三月、陸

第二回の征夷

奥國に仰せて、軍粮三萬五千斛を多賀城に運收せしめ、又東海・東山・北陸の諸國に仰せて、七月以前を限り、糒二萬三千斛、並に鹽を陸奥國に轉運せしむ。蓋し明年蝦夷を征せんが爲めなり。又勅を下して曰く、東海・東山・坂東諸國の步騎五萬二千八百餘人を徵發し、來年三月を期して、多賀城に會せよと。七月紀朝臣古佐美を征東大將軍と爲し、十二月殿上に召上せて節刀を賜ひ「坂東の安危在此一擧、將軍宜勉之」と勅す。翌八年三月、諸軍多賀城に會し、水陸道を分ちて賊地に入る。而かも衣川に滯りて、三十餘日進むを得ず。朝廷頻りに前進を促す。是に於て三軍一齊に河を濟りて、賊を討たんとす。賊勢强大にして、官軍大に敗れ戰死するもの頗る多し。古佐美頻りに其窮狀を訴ふ。帝聽さず。九月古佐美等、陸奥より將に還る。乃ち勅して、敗軍の狀を勘問せしめ、古佐美の罪を赦し、其他諸將を罪す。是に於て桓武帝第一回征夷の業は敗れぬ。

延暦九年三月、駿河・信濃以東の國々に仰せて、三年を限り革甲二千領を造り終らしめ、十年正月、百濟王俊哲・坂上大宿禰田村麻呂を東海道、藤原朝臣眞鷲を東山道に派し、軍隊を簡閱し、兼ねて戎具を檢査せしむ。七月、大伴宿禰弟麻呂を征東大使、（十二年二月更めて征夷使と曰ふ。）坂上田村麻呂等四人を副使と爲す。十三年正月弟麻

呂に節刀を賜ひ、征夷の事を天智・光仁の二山陵に告げ、伊勢に奉幣使を派し、以て成功を期せり。六月征軍十萬、竝び進む。斬首四百五十七級、捕虜百五十人、獲馬八十五匹、燒拂の敵所七十五に及ぶ。十四年正月凱旋す。

第三回の征夷

此戰勝は未だ以て敵を殲滅するの程度に非ざりしを以て、猶更に一回の壯擧を見ざれば已まざるなり。此際に臨みて、主として帷幄に參し、拔群の功を樹てたる田村麻呂を登用することは、眞に機宜を得たるものなり。乃ち十五年正月、彼を陸奥出羽按察使兼陸奥守に任じ、十月、更に兼鎭守將軍となす。十一月、相摸・武藏・上總・常陸・上野・下野・出羽・越後等の國民九千人を發し、伊治城に遷置す。十六年十一月、田村麻呂を征夷大將軍に任ず。二十年二月、發途に臨みて節刀を賜ふ。九月、夷地に抵り、賊を討ちて大勝を博し、膽澤の地を我手に收む。乃ち田村麻呂をして、膽澤城を築かしめ、二十一年、正月、上野等十國の浪人四千人を配置し、鎭守府を此に徙す。二十二年三月、田村麻呂は造志波城使と爲る。是れ我軍の北進に、更に一歩を進めたるものなり。

第四回の征夷

延暦二十三年正月、上野等七國の糒一萬四千三百十五斛、米九千六百八十五斛を陸奥國小田郡中山柵に運び、蝦夷を征せんとす。乃ち田村麻呂を再び征夷大

第五回の征夷

將軍に任じ、十一月栗原郡に三驛を置く。斯く征夷準備を急ぎつゝある間に、大同元年三月となり、桓武帝崩御ありて、軍事は一時中止せり。

弘仁元年九月、參議文室朝臣綿麻呂を大藏卿兼陸奧出羽按察使と爲す。二年二月、綿麻呂奏し請うて、陸奧・出羽兩國の兵合二萬六千人を發して、爾薩體・幣伊二村を征せんとす。時に出羽守大伴宿禰今人、謀つて勇敢の俘囚三百餘人を發して、賊の不意に出で、雪を侵して襲伐し、爾薩體の餘蘗六十餘人を殺戮す。四月綿麻呂を征夷大將軍に任じ、今人等三人を副將軍と爲し、次いで勅して「國之安危在此一擧、將軍勉之」と宣べらる。綿麻呂陸奧・出羽二國の兵を統べて夷の巣穴を破覆し、遂に其種族を絶ちて還る。閏十二月、綿麻呂奏し、悉く鎭兵を廢して、百姓を安んずるを旨とし、一千人を置いて守衞と爲し、志波城を遷して別に一千人を留めて、永く鎭戍と爲し、自餘は悉く解却せんと。今後暫らく奧地無事なりしは、實に綿麻呂の功勞の大なりしを知るべし。

出羽の亂

出羽方面は、比羅夫の征伐以後、久しく事無かりしが、元慶二年に至りて、動亂を始め、國司之を鎭撫する能はず。四月、出羽國に勅して曰く、上野・下野の國各兵一千を發せしむ。又重ねて陸奧國に勅して、責むるに征軍を以てす。宜しく三國

の兵を合して、一時に擒滅せよ云々と。　上野・下野に勅して曰く、宜しく國各〻二千の兵を發し、星夜赴き救へ。　亦其發する所の士、各〻路粮を備へよ。　便ち國司目已上一人、史生若しくは品官一人、其事を押領せよと。　五月、右中辨藤原朝臣保則を出羽權守に任じ、彼地に向はしむ。　保則未だ達せざるに、彼我交戰あり。　權介及び權弩師戰死し、官軍大に敗る。　六月、小野朝臣春風を陸奧鎭守府將軍に任じ、陸奧介と與に各〻精兵五百を帥ひて、赴き援けしむ。　賊勢熾にして、官軍進む能はず。是に於て東海・東山の九國に命じ、勇敢輕快の軍士を選拔して、出師の備をなさしむ。七月保則、任地に達し、上野押領使權大掾南淵秋郷等に、上野國の兵六百餘を授け、秋田河の南に屯せしむ。　八月、賊徒三百餘人、秋田城外に來り降る。　時に陸奧權介兵二千餘騎を率ひて抵る。　將軍春風も亦四百七十の兵を率ひて、行々賊類を教喩して歸降せしめ、九月秋田城北に着す。　是に於て歸降の夷を許し、翌年正月、權介及び權掾を遣して、之を慰撫す。　保則乃ち狀況を奏す。　其文中に今上野・下野兩國の軍千六百人、輜重の擔夫二千人、陸奧權介坂上好陰が率ふる兵五百人、輜重の擔夫千餘人云々と見えたり。　かくて出羽の亂は全く鎭定に歸せり。　是に於て上野・下野兩國の甲冑・器仗及び出羽國に留むべき定員の外は、悉く之を解

除と爲し、上野國權大掾南淵秋鄕等は、國兵を押領して歸國せり。是に於て出羽に殘留せる兵は、定員二千六百五十七人にして、內列士八百八十人、鎭兵六百五十人、兵士千八人と定められ、秋田城・雄勝城・出羽軍團の三所に分置せり。（續紀・後紀・續後紀・三代實錄・奈良平安時代の奥羽經營・歷史地理・史學界。）

第九章　承平天慶の亂と關東諸豪の繁衍

第一節　承平天慶の亂と上野

將門の出自と亂の發端

平將門は桓武天皇の皇子葛原親王の玄孫にして、陸奥鎭守府將軍良將の三子なり。下總國豐田・相馬二郡に居り、相馬小二郎と稱す。蓋し當時國司の任に東國に就くもの、多くの莊園を立て、四隣を併呑す。下總の諸郡の平氏が有たりしも、此類なりしが如し。將門勇悍人に過ぎ、尤も騎射に工なり。少にして攝政藤原忠平に仕へ、其薦に依りて、檢非違使たらんことを求む。忠平省せず。將門望を失ひて憤怨し、去つて關東に歸る。時に常陸前掾源護の三子扶・隆・繁、女事に依りて將門と難を構へ、兵を率ひて豐田郡を襲ひしかば、將門已むを得ず逆へ撃ち、大に之に勝ち、進んで常陸に入り、三人を殺す。將門の伯父常陸大掾平國香、國府に在りしが、護に與して、其三子を援けしかば、亦將門に殺さる。是より先、國香上野に在り。（將門來り攻め、群馬郡深屋川を隔てゝ對陣す。良文國香に屬し、將に戰はんとす。霖雨日に累り、河水滿漲す。二人與に謀りて川を渉る。將門敗れて下總に歸る。）國香の弟上總介良兼、護の女を娶り、上總に居りしも、事を處する能はず。時に良

兼の弟良正も亦、護の女と内縁あり。將に其讎を報せんとす。將門傳へ聞き、承平五年十月廿一日を以て、常陸に向ひ、良正を討つて之を破る。六年六月廿六日、良兼兵を率ひて、常陸に抵り、良正・貞盛と相會す。將門其實否を見んとして、十月廿六日、下野の堺に向ふ。是に於て將門、大に良兼の軍を破る。是より先、前大掾源護の告狀により、太政官符を下して、護及び將門を召す。十月十七日、將門急遽上京して、具に事由を奏し、輕罪に准して允さる。七年五月、將門京を辭して、國に就く。八月六日、良兼又精兵を率ひ、來りて將門を常總の間に攻む。將門軍中に神異あるを以て兵を收めて還る。良兼兵を縱ちて焚掠し、下總豐田郡栗栖院・常羽御廚、皆兵火に罹る。良兼常陸に退く。是に於て朝廷良兼・貞盛は私に兵を動かしたる廉を以て、之を追捕すべきの官符を武藏・安房・上總・常陸・下野の五國に下さる。十二月十四日、良兼夜に乘じて將門を襲撃す。將門寡兵を提げて之を邀へ撃ち、大に之を破る。貞盛身を以て免る。將門之を聞き、百餘騎を以て之を追ふ。信濃國小縣郡國分寺の邊に於て及ぶ。貞盛悉く兵を失ひ、單身京に走る。良兼は天慶元年六月上旬卒す。

天慶元年二月、武藏權守興世王、同介源經基は、足立郡司判官代武藏武芝と相爭

ふ。其非は興世王及び經基に在り。將門之を聞いて和解せんとし、兵を率ひて武藏に入る。興世王及び武芝、來りて將門に會す。經基遁れて京に入り、將門及び興世王の謀叛を讒す。太政大臣忠平、貞盛・經基等の訴を聞き事實を擧げんが爲めに、中宮少進多治眞人助眞を遣はす。天慶二年三月廿八日、助眞下總に抵る。將門、常陸・下總・下野・武藏・上野の五國の解文を取りて、謀叛無實の由を言上す。時に將門の從屬に藤原玄明と云ふ者常陸に在り、官物を掠略して國使を凌轢す。國司藤原維幾、之を追捕せんとす。玄明逃れて將門に投ず。將門書を裁して、玄明を舊地に還し、追捕せざらんことを國司に請ふ。國司之を允さず。十一月廿一日、將門常陸に進みて、國司の兵を破り、維幾を獲て歸る。興世王、將門に說いて曰く、一國を討つも公責輕からず。同じくは坂東を掠めて、暫く時機を間はんと。將門曰く、吾思ふ所之に同じと。十二月進んで、國衙に迫る。新國司藤原弘雅、前司大中臣定行等、將門を再拜して、印鎰を授く。同月十五日、上野に遷る。當國の介藤原尚範、印鎰を奪はる。十六日を以て、兼て便に付して、官堵を追ふ。其後府を領し、廳に入り、四門の陣を固め、且つ諸國の除目を攽ふ。時に一倡伎ありて云へらく、八幡大菩薩朕が位を蔭子將門に授け奉らしむ。其位記左大臣正二位菅

將門諸處を亂る
亂下平定す

原朝臣靈魂表すらく、右八幡大菩薩八萬の軍を起して、朕が位を授け奉らん。今須らく卅二相の音樂を以て、早く之を迎へ奉るべしと。將門捧頂再拜す。四陣舉げて立ち歡び、數千の兵併せ伏拜す。興世王並に常陸大掾藤原玄茂等、其時の宰人と爲る。是に於て自ら謚號を制し、將門を號して新皇と曰ふ。乃ち書を忠平に贈りて、八州掠奪の事由を陳ず。時に新皇の舍弟將平之を諫む。將門之を斥けて曰く、官軍來り攻むれば、之を足柄・碓氷の二關に禦ぐ可しと。是に於て除目を行ふ。將門國に還り、僞宮を亭南に起し、檥橋を以て、京の山埼と爲し、相馬郡大井津を以て、近江大津に擬す。便ち左右大臣・納言・參議・文武百官・六辨・八史皆以て點定し、內印・外印を鑄了り、唯缺くものは曆日博士のみ。

關東斯の如く亂るゝに當り、伊豫掾藤原純友、又兵を舉げて叛す。其勢猖獗にして、一時當る可からざるの形勢となり、上下震駭す。天慶三年正月、將門兵を常陸に出し、貞盛等を求む。時に下野の押領使に藤原秀鄉と云へる者あり。田原藤太と稱す。延喜の末、罪を獲て配流せられ、下野掾押領使と爲る。將門の坂東を掠するに及び、其營に來りて謁を通ず。將門の輕舉佻措を看破し、去つて貞盛と結ぶ。二人兵を下野に集む。將門の兵來りて之を攻め克たずして退く。常

陸・下總の兵皆遁れ去る。二月十三日、貞盛・秀郷進んで下總の堺に入る。將門幸嶋の廣江に隱る。貞盛謀を廻らし新皇の營を燒く。將門幸嶋の北山に陣を張り、十四日大に秀郷・貞盛と戰ふ。其日暴風枝を鳴らし、地籟塊を運ぶ。將門隙を窺ひ、秀郷の陣を衝く。秀郷の陣爲に靡く。將門駿馬に乘じ、躬ら鬪ふ。時に流矢に中り、馬より墜ちて終に殺さる。餘黨終に誅に伏す。將門の首京師に傳ふ。是より先、正月十一日、官符を東海・東山二道の諸國に下して曰く、若し魁帥を殺さば、賞するに朱紫の品を以てせん。又次將を斬らんものは、其勳功に隨つて將に官爵を賜はんと。次いで詔使左大將軍參議右衞門督藤原忠文等を八國に遣はす。未だ抵らずして、途に坂東の平定を聞きて凱旋す。（國寶將門記・總葉概錄・大日本史・名跡志・地名辭書。）

貞信公記曰、天慶三年二月廿五日、從信濃國飛驛言上平將門爲貞盛秀郷師被射殺之狀。廿九日遠江・駿河・甲斐等一紙飛驛言上將門死狀。三月五日右中辨定永、國々所申緣兵雜。陸奧飛驛來。常陸・下野等任甲斐解文、信濃解文、秀郷申文來。將門殺狀、右大將奏聞。□□秀郷等功可賞事。九日敍位秀郷貞盛。又賜國々報符。

第二節　源平藤諸氏の勃興と上野

一　源氏

將門の亂平ぐや、論功行賞あり。武藏介經基は、從五位下、下野押領使秀鄕は從四位下、常陸大掾貞盛は正五位上に敍せらる。是に於て源・平・藤の諸氏大に興る。今其繁衍の次第を述べんとす。

經基及滿仲の勢力

經基は清和天皇の皇子貞純親王の第六子なり。由りて六孫王と稱す。天德五年、源朝臣の姓を賜ひて、臣籍に列す。承平中、武藏介と爲り、次いで太宰權少貳に任じ、追捕凶賊使と爲り、小野好古に從ひて、藤原純友を討つ。純友の亂平ぎて、好古師を班すや、朝廷特に經基に命じて、餘黨を平定せしむ。後兵部少輔・筑前・信濃・美濃・但馬・伊豫・武藏等の守、鎭守府將軍を經、天曆年中、上野介と爲り、正五位下に進む。應和元年十一月四日卒す。年四十五。（大日本史。）其子四人。長子滿仲、多田と號す。鎭守府將軍左馬權頭と爲り、武藏・攝津・越前・美濃・信濃・陸奥・常陸等の國司に歷任す。次子滿政、其上野に任せし裔に、豐田氏あり。三子滿季、武藏守たり。其

頼信頼光の勢力

裔に山上氏あり。四子滿快下野守たり。其裔に大屋氏・林氏・堤氏等あり。

頼信は滿仲の長子なり。其傳國司の條に詳なり。頼光は頼信の弟なり。閑院・華山・一條・三條・後一條の五朝に歷事し、攝津・伊豫・美濃等の國守を經て、東宮大進に至る。治安元年卒す。頼光人と爲り英武にして、驍勇あり。將畧を以て稱せらる。部下の士渡邊綱・碓氷貞光・平季武・坂田公時の四人、勇武天下に鳴る。世に四天王と稱せらる。

碓氷貞光は圖員允橘貞兼の子なり。荒太郎と稱す。初名は貞道。貞兼嘗て讒に遇ひて、勅勘を被り、碓氷嶺に謫居す。貞光後孤となる。獨り山野に狩して以て業とす。天延三年十月、頼光に仕へ、名を貞光と更む。後屢功を樹て、名聲を揚ぐと云ふ。（碓氷峠記・人物志）

頼光の裔、上野に住するものに深津・深澤等の諸氏あり。

頼義の男子等

頼義は頼信の長子なり。鎭守府將軍と爲り、前九年の役に軍功あり。伊豫・河內・伊豆・甲斐・相模・武藏・陸奧等の守と爲る。永保二年卒す。年八十八。長子頼清の男棄宗、武技に熟し、上野・下野の介と爲る。其裔に吾妻氏あり。棄宗の弟宗家も亦上野介と爲る。其裔に上野氏あり。

義家と其裔

義家は頼義の長子なり。世に八幡太郎と稱せらる。頼義に從ひ、安部貞任を陸奥に撃ちて、奮戰連射向ふ所靡かざるなく、敵以て神なりとなす。康平五年、衣川を攻めて之を破り、貞任を獲たり。功を以て從五位下に叙し、出羽守に任ぜられる。節を屈して大江匡房に師事し、兵書を學ぶ。永保三年、陸奥守と爲り、鎭守府將軍を兼ぬ。時に清原武衡・家衡の亂あり。義家之を平定し、國解を上りて、捷を報ず。朝廷以て私鬪と爲す。義家、私資を以て將士を勞す。關東の武士深く義家を徳と爲す。爾來源氏に屬するもの倍〻多し。後河内守・相模守・武藏守・信濃守・下野守・伊豫守等に歷任し、從四位下に叙せらる。天仁元年卒す。年六十八。義家英略世を蓋ひ、機智神の如く、勇武絶倫なり。當時義家の威名天下に振ひ、兒童走卒も其名を聞いて、尙畏るるに至り、坂東の兵士又心を傾けて服從す。されば田園を源氏に寄するもの多く、堀河帝寛治五年、宣旨を五畿・七道に賜ひて、義家が兵を隨へて京に入り、又諸國の百姓の田畠公驗を以て、好んで義家に寄するを禁ぜり。義家の子義國、嘗て勅勘を蒙りて、下野國足利の別業に籠居し、其子義重上野に住して、新田と稱し、其族類二野・房・總の地に蔓衍す。（大日本史・莊園考。）

義家に關する傳説の今上野に存せるもの頗る多し。（一）前九年の役義家出師の

次、碓氷郡八幡村の八幡社に奉幣す。其時植ゑたりと云ふ目白竹今もあり。(二)義家安部氏の亂を平定して歸途、利根郡を通過す。會、安部氏の殘黨三太郎と云ふもの、義家を迎へ撃つ。義家矢瀬の地より利根河を徒涉して、之を討てり。(三)利根郡古馬牧村大字後閑の八幡山は、義家陣所の跡と云ふ。(四)前九年の役、義家當國並に下野の軍勢催促の爲、碓氷郡を通過し、豐岡村若宮社に奉幣せり。(五)勢多郡上川淵村大字朝倉の古墳の上に、義家が馬蹄の痕ある石を存す。(六)後三年の役、出師の途次、義家山田郡廣澤村松原の賀茂社に賽し、凱旋の際にも亦詣せりと。是等の傳說は區々なれど、要するに義家上野を過ぎしことを語るものと斷す。上毛及上毛人。

義家の弟義光、母は平直方の女なり。新羅三郎と號す。幼にして弓馬に達し、成長するに及びて、驍勇深謀あり。左兵衞尉と爲り、京師に宿衞す。時に後三年の役起れるを聞き、官を捨てゝ、陸奧に赴き、義家を援く。次いで刑部丞に任じ、常陸介・甲斐守を經て從五位上刑部少輔に至る。大治二年卒す。義光嘗て陸奧菊田庄を修理大夫藤原顯季と爭ふ。理、顯季に在り。而かも朝廷義光の武猛を憚りて、其庄を義光に與へしむ。是を以て其勢力の大なりし一證とすべし。義光の裔に深津氏あり。大日本史・十訓抄・尊卑分脉。

源義國

義國は義家の長子なり。母は中宮亮藤原有綱の女。足利式部大夫と稱す。久安六年、義國參陣に際し、途に右大臣實能に會す。實能の隨身等、義國の無禮をとがめ、馬より打落す。義國の郎從恨を含み、本所を燒く。是に由りて勅勘を蒙り、下野國に籠居す。蓋し同國足利の別業は、父義家より傳領する所なり。仁平四年、髮を削り、荒加賀入道と號す。義國嘗て加賀介たりしを以てなり。久壽二年卒す。義國の二子義康・義重・足利・新田の祖となる。（大日本史・尊卑分脈。）

源義親
源爲義

義國の弟義親、對馬守たり。事に坐して出雲に謫せられ、配國に在りて亂を爲し、天仁元年誅せらる。其長男爲義、祖父義家の嗣と爲る。是に於て爲義源氏正嫡所帶の文書・兵書・兵具等、悉く之を稟承す。伊豫・河內・相模・下野の守、兵庫助・尾張介を經、中宮少進・治部丞・左衞門大尉と爲る。保元の亂、崇德上皇の御召を被り、參候して後、官軍に捕へられて誅せらる。

源義朝

義朝は爲義の長子、母は淡路守藤原忠清の女なり。左兵衞尉及び左衞門尉に任じ、下野守・伊豫守を經て、從四位下に叙し、兵部少輔・左馬頭に至る。保元元年大亂の時、平清盛・源賴政等と與に、內裏に參候す。義朝の勳功群を拔けるも、指したる叙賞を蒙らず。平氏の榮達日々に之に超ゆ。義朝怏々として樂まず。平治

元年藤原信賴の亂に黨し、敗戰の後、尾張に於て殺さる。義朝父祖の庄園を傳領して、海道十五箇國を管領するに至る。源氏の勢力の大なる以て知る可きなり。

義親の弟義隆、森冠者と號す。平治の亂に戰死す。其裔に多胡氏あり。

清和天皇—貞純親王—經基—┬滿仲—┬賴信—┬賴義—┬義家—┬義國—┬義康
　　　　　　　　　　　　├滿政　└賴光　├賴清　├義綱　├義親　└義重
　　　　　　　　　　　　├滿季　　　　　├賴季　└義光　├義忠
　　　　　　　　　　　　└滿快　　　　　└義政　　　　　├爲義
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├義時
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└義隆

二　平氏

貞盛は桓武天皇の皇子葛原親王の曾孫國香が子なり。常平と稱す。蓋し平氏にして、常陸大掾の太郎たるを以てなり。將門の亂を平定したる功を以て、右馬助に任じ、鎭守府將軍と爲る。天祿・天延の間、丹波守・陸奧守を歷て、從四位下に

進む。子維叙・維將・維敏・維衡あり。維叙は上野・常陸・陸奥等の守と爲る。維將は常陸介・筑前守・肥後守に任じ、北條氏の祖と爲る。維敏は上野介・常陸介・陸奥守に任ず。維衡は上野・常陸の介・伊勢・陸奥・出羽・伊豆・下野・佐渡の守と爲る。維衡の曾孫正盛の子忠盛、白河・堀河・鳥羽の三朝に仕へ、正四位上に叙せられ、播磨・伊勢・備前の守に任じ、檢非違使左衞門大尉と爲る。後、刑部卿に進み、白河法皇の寵遇日に渥し。嘗て法皇の寵姫祇園女御を賜ふと云ふ。仁平三年卒す。其子は清盛なり。清盛、安藝守・播磨守・太宰大貳を經、平治の亂の後、正三位に叙し、參議に任ず。是に於て清盛の勢威漸く盛なり。仁安二年、從一位太政大臣に陞り、翌三年薨ず。平氏の盛は清盛の時を以て最とす。一族等が知行の國三十餘國に及び、外に庄園五百箇所を有せりき。

三　藤原氏

秀郷及其子孫

秀郷は田原藤太と稱す。左大臣魚名の子伊勢守藤成が孫下野大掾村雄の子なり。世に田原藤太と稱す。延喜の末、罪を獲て配流せらる。後下野掾・押領使

と爲り、六位に叙せらる。天慶の役の功に依り、功田を賜ひて、子孫に傳へしむ。後下野守・武藏守に任じ、鎭守府將軍に拜す。其子千常、千常の子文脩、文脩の子兼光、兼光の子賴行、皆鎭守府將軍に拜せらる。子孫大に蕃衍して、下野に足利氏・佐野氏・赤堀氏(一)、上野に淵名氏(二)・太田氏・山上氏・薗田氏・大胡氏・林氏・佐井氏(西氏)・佐貫氏・大屋氏・古海氏(三)を出せり。

(一)名跡志に後上野志を引きて曰く、赤堀市場十郷、足利又太郎忠綱の弟足利二郎泰綱の四代孫太郎教綱、始て赤堀と稱す。八代の裔上野介景秀まで住す。城跡は今井在[illegible]。八幡社の内に五輪ありと云々。

(二)淵名兼行・兼助・武行の三人、義家に從軍して陸奥に戰ふ。[illegible]

(三)後上野志に古海は秀郷六代足利太郎兼行の二男成綱、其子成光、古海太郎と號し、始めて此所[illegible]に住す。其子重光、上野の守護たり。重光の子廣綱、其子廣家、並に古海太郎云々とあり。[illegible]

魚名―藤成―豐澤―村雄―秀郷―千常―文脩―兼光

大田
行則
頼行
大田
行尊
別當
武行
淵名
兼行
淵名
兼助
足利
成行
足利
成綱
家綱
足利
俊綱
忠綱
又太郎
泰綱
赤堀祖
山上
高俊
五郎
成俊
足利
有綱
七郎
園田
成實
七郎
大胡
重俊
太郎
林
行房
佐貫
成綱
成光
古界入道
重光
足利
行國
左井
行家
長沼
孝綱
秀基
大屋
秀忠
三郎

第三期　鎌倉時代

第一章　源氏の擧兵

源頼朝

源頼朝は義朝の第三子なり。特に父の寵愛を享け、年十三の時、上西門院（後白河上皇の皇后）藏人となる。平治の亂の時は、右兵衛佐たり。義朝の東國に遁るゝや之に從ひ、途を失うて捕へられ、伊豆に流さる。時に年十四。斯くて伊豆に居ること二十餘年、齡漸く三十四歲と爲る。

頼朝の擧兵

治承四年、源頼政、以仁王を奉じて兵を擧ぐ。四月源行家、王の令旨を持して、頼朝に使す。頼政宇治に敗北するに及んで、頼朝の身邊にも亦危險迫り來る。是に於て鋭に意を決して、平兼隆を山木館に討つ。時に八月十七日なり。次いで石橋山に平氏方の兵と戰うて敗れ、安房に走る。

義仲の擧兵

木曾義仲は爲義の子義賢が男なり。武藏（比企郡鎌形村大字大藏字御所谷戸）に生る。義賢、其甥惡源太義平に攻められて殺さる。時に義仲僅に二歲なり。義平其後患を爲さんことを慮り、畠山重能をして之を殺さしむ。重能其孤獨を憐みて、殺すに忍

びず。會〻齋藤實盛武藏に在り。重能之を實盛に託す。實盛密に之を信濃に送り、中原兼遠をして鞠せしむ。義仲長ずるに及び、家門の衰頽を嘆き、復讐の志あり。專ら武技を習ひ、膂力絶倫、騎射に巧なり。治承四年、以仁王の令旨を拜受し、隱に擧兵の備を爲す。十月十三日、義仲上野に入る。蓋し多胡庄は父義賢が嘗て領せし地たりし緣故あるを以てなり。然るに地方の住人等平靜なるを以て、義仲諭すに、足利俊綱が襲來するも、恐るゝに足らざるを以てす。十二月二十四日是より先き、義仲自立の志あり。而かも賴朝の勢威東國に燿くを以て、上野を避けて此日信濃に歸る。下野の足利、甲斐の武田、上野の那波等、皆之に從ふ。養和元年六月十四日、越後の城長茂と筑摩川の邊、橫田河原に戰うて之を破り、其國府に入る。此戰ひ義仲の軍に、那和太郎廣澄・物井五郎・小角六郎・西七郎廣助等は、上野の住人なり。此時西廣助は勇戰して死せり。金井高山系圖に、高山莊司重昭も義仲に屬して戰ひしこと見えたり。九月義仲、平氏の大將通盛・經正と越前に戰うて之を破る。是に於て越前・越中・加賀の豪族相率ゐて來屬し、兵勢彌〻盛なり。時に源行家は賴朝と協はず、奔つて義仲に依る。又志田義廣も亦賴朝と和せず、來りて義仲に屬す。賴朝之を喜ばず。讒間ありて、將に戰を交へんとす。時に壽永二年三月の事とす。義仲、賴朝と戰

ふの不利なるを覺り、其子義高を質とし、漸く事なきを得たり。四月廷議、平維盛等を大將として、義仲を追討せしむ。五月十一日、義仲平軍を礪波山に討ち、大いに之を破る。是に於て、義仲は北陸道より、行家は東山道より並び進み、將に京都に入らんとす。平氏其敵す可からざるを知り、安德天皇を奉じて、西海に走る。義仲乃ち京師に入り、法王に謁し、而り平家追討の院宣を奉ず。尋いで從五位に叙し、左馬頭に任じ伊豫守に拜し、院昇殿を聽さる。既にして義仲頗る驕恣、部下また糧食を院宮以下、公卿の莊園に徵す。法皇稍〻之を厭ひ、將に頼朝を召さんとす。義仲悅ばず。邀へて之を討たんとせり。

京師に於ては、平清盛、頼朝の石橋山の戰に敗れたるを聞きて、大いに喜ぶ。既にして頼朝、房州に遁れ、房・總・武の諸豪皆之に屬し、伊豆・駿河・甲斐・信濃の諸族、次第に參加し、兵勢大いに振ふ。淸盛、法皇に請うて、頼朝追討の院宣を下し、平維盛・忠度・知度等を追討使として東下せしむ。時に頼朝、鎌倉に居を占む。乃ち平忠度の議に從ひ、平氏の未だ來らざるに之を討たんとす。乃ち治承四年十月二十日、甲斐・常陸・上野・下野・武藏等の精兵を率ゐて、富士川の東岸に陣す。平氏の軍進んで、西岸に對陣せしが、一夜水禽の驚き騷ぐを聞き、敵の大軍到ると爲し維盛等兵を

還して、西に去る。賴朝、平氏を逐うて上洛せんとす。千葉・三浦・上總の諸士、諫めて曰く「先づ關東を征して後、關西に及ぶ可し」と。賴朝之に從ひ、宿を黃瀨川に移して、駿・遠の守護を定む。

義經の來會

賴朝の弟義經は、幼名を牛若丸、又は遮那王と稱す。父義朝の死するや、特に許されて、鞍馬山に入りしが、十一歲の時、慨然として父祖の耻辱を雪がんと欲し、日夜武技を習ふ。承安四年、深栖賴重（賴政の弟光重が子）の嚮導に依りて、山を出で、東海道を下り、金賣吉次に伴はれて、奧州に之き、藤原秀衡に憑る。秀衡厚く之を遇す。治承四年、兄賴朝の擧兵を聞き、黃瀨川に至りて、賴朝に會す。賴朝大いに喜ぶ。平家にありては、都を福原に遷し、十一月重ねて東國追討の宣旨を申下す。此月賴朝、佐竹氏を征し、歸つて鎌倉に據る。養和元年閏二月、清盛薨ず。是に於て平氏は益〻悲運に陷れり。

義仲の敗死

義仲久しく京師に在りて、西征の途に就かず。心隱に賴朝の出兵を俟つ。而かも平氏を捨置く可からざるを以て、先づ足利義清等を山陽道に遣はし、次いで義仲も亦之に加はる。十一月、平重衡・通盛・教經等を備中水島に攻めて克たず。義清兄弟之に死す。時に義仲、賴朝の軍西上すると聞き、急遽京に還る。時に十

一月十五日なり。是より義仲頻りに兵備を整へ、法皇に强請して、攝政基通・內大臣實定を罷め、妻の弟藤原師家を內大臣攝政たらしめ、更に文武四十餘人の官爵を停む。尋いで左馬頭を辭し、從五位上に敍す。十二月、賴朝追討の院宣を請うて之を得たり。元曆元年正月、從四位下に敍し、征夷大將軍に拜す。時に行家河內に在りて兵を舉げ、義仲を威嚇す。十七日義仲、其將樋口兼光を河內に遣す。かくて範賴は勢多より、義經は宇治より京師に逼る。義仲法皇を奉じて、北國に逃れんとせしが、御所の警固嚴にして入る能はず。僅少の兵を率ゐて、北國に走らんとして、近江國粟津に抵り、範賴の軍に沮まれて戰死す。此時上野の住人にて木曾軍に屬し、戰死せしものに、多胡次郎家包（多胡氏の事別章に舉ぐ。）あり。義仲の妾巴御前の爲めに討たれし者に、恩田次郎（利根郡薄根村大字恩田の人）あり。樋口兼光も亦捕へられて斬らる。

義仲の子義高は、志水冠者と號す。質と爲りて鎌倉に在りしが豫て賴朝の女と婚約あり。然るに義仲誅せらるゝに及び、將に之を害せんとす。元曆元年四月二十一日夜、義高女裝して潛に館を遁る。海野小太郎幸氏、常に義高に侍せしが、替つて義高の寢室に臥す。翌日の夕に至りて事露はる。乃ち兵を

諸道に遣はして、之を追索せしむ。四月二十六日、堀親家が郎從藤內光澄、義高を入馬河々原に誅す。此事祕して知らしめざりしも、姬君之を漏聞き、悲嘆の餘り漿水を斷つ。義高の伴類等、甲斐・信濃に潜居せる者、義高の脫出を聞きて兵を擧ぐるやの說あり。五月一日、足利義兼・小笠原長淸等を甲斐に、小山・宇都宮・比企・河越・豐島・足立・吾妻・小林等を信濃に遣はして、義高を搜索せしむ。二日義高誅戮の事に依りて、諸國の家人群參す。六月二十七日、義高を斬りたる光澄を斬つて、之を梟首す。姬君の病癒えず、政子之を嘆き、且つ光澄の無情を怒り、賴朝已むを得ず、光澄を誅せしなり。前記海野幸氏は、賴朝に仕へ、眞田氏の祖となる。少年にして主の命に代つて留りたる、其意氣の壯なる以て武道の範とするに足る。

(一)義淸は源義國の三子なり。山田郡矢部村に住し、矢田判官と稱す。蓋し上西門院幷に八條院の判官代たりしを以てなり。仁木・細川二流の祖とす。弟義長、上西門院の藏人たり。兄と同時に戰死す。

(二)樋口の子孫上野に住して、劍道樋口家の祖となると云ふ。其他木曾七騎と稱するもの、裔、下箱田に住して、木曾三社神社を奉祀す。七騎とは金井・栖（今は町田と云ふ。）

高梨（今は高橋といふ）・小野澤・荻原・根ノ井（今は講田といふ）・串淵の七氏なり。

平氏は壽永二年九月、讃岐に着し、行宮を屋島に造る。三年正月、攝津一ノ谷に移り、城を築き兵を集む。此時に當り、範賴・義經は、賴朝の命を以て、京都に進入し、木曾義仲を滅し、同月廿九日、京師を發して征西の途に就く。二月七日、兩將前後より一ノ谷を攻め、大に之を破る。平家終に船に乘じて、讃岐に走る。文治元年二月、義經京師を發し、阿波に渉り、十九日牟禮・高松に放火して、屋島を攻む。平氏船に乘りて、海に浮びて西海に走る。時に範賴大兵を擁して、豐後に在り。平氏轉じて、長門に航し、壇ノ浦に漂泊す。三月義經、舟師を率ゐて壇浦に赴き、兩國相戰ふ。

平氏終に敗潰し、二位尼、天皇を抱いて海に投ず。平氏の諸將皆戰死す。時に三月廿四日なり。壇浦の戰、源氏の兵に上野住人仁字四郎あり。甘樂郡丹生村の人ならん。

新田義重の擧兵

源義重は義家の孫にして、義國の長子なり。母は上野介藤原敦基の女。新田郡を食み、由りて新田を氏とす。（王朝時代莊園條下を參照。）新田太郎又は冠者と稱す。從五位下大炊助に叙任す。晩に入道して、上西と號す。義重嘗て九條判官代となりて、左衞門尉に任ず。足利俊綱、嘗て秩父重能と隙あり。義重の援を借りて、重能

を襲はんとす。乃ち兵を率ゐて、古我渡に赴き、義重に請ふ、義重兵五百餘騎を率ゐて、利根川に至り、永井渡に臨む。敵豫め船舸を壞ち、軍爲めに渡るを得ず。義重曰く「丈夫既に人に許す。船なきの故を以て、猶豫して進まずんば、人をして敗衄を致さしめん。何の面目ありて復弓矢を取らんや。寧ろ骸を長流に付して、以て名を成さんのみと。騎を聯ねて齊しく濟り、秩父を擊ちて之を破る。（源平盛衰記・大日本史。）

足利俊綱と新田義重

仁安中、俊綱は、或女性の凶害に依りて、足利の領主職を奪はる。平重盛、此地を義重に賜ふ。俊綱大いに憂ひ、上洛して重盛に就いて哀訴す。重盛之を宥し、舊に依りて、領掌せしむ。俊綱復た新田庄を賜はらんことを請ふ。平氏之を許さず。後俊綱の子忠綱(一)戰功あり。復た新田庄の地を賜はらんことを請ふ。清盛之を許す。而かも卽日之を收む。大日本史に曰く「義國初め新田庄を領し、其罪を得るや、邑を失ひて足利氏に倚る。故に俊綱罪を得るや、乃ち足利を義重に賜ふ。その之を俊綱に返するに及んで、復た新田を義重に賜ふ。忠綱の新田を請ひし時、重盛は既に薨せり。而して清盛、義重が源氏の冑なるを以て、其邑を奪ひて之を忠綱に授けんと欲せしものならんか。然れども他書の徵すべき無し。

志田義廣足利俊綱忠綱

云々」と。これを要するに、義重・俊綱の間に土地爭議の存在せしことは明瞭なりとす。斯くて俊綱、平氏の恩に感じて、平氏に參じ、治承四年九月、上野に入りて、府中の民居を燒く。此地源氏に屬する輩居住せるを以てなり。

治承五年閏二月、頼朝の伯父志田義廣、兵を率ひて鎌倉を攻めんとし、事露はれて下野に走る。乃ち足利忠綱と謀を協して、鎌倉を討たんとす。先づ小山朝政を招く。朝政僞つて諾す。義廣其館に向はんとす。朝政之を野木宮に邀へ撃ち、身傷くも猶勇戰して、終に敵を敗る。忠綱遁れて上野國に走り、山上鄕龍奥に匿る。從ふは只郎從桐生六郎のみ。潜伏數日にして、桐生の諫に從ひ、山陰道を經て、西海に赴く。其之く所を知らず。忠綱勇武無双にして、人に超ゆるもの三事あり。一に膂力百人を壓す。二に其聲十里に響く。三に其齒一寸と言ふ。養和元年九月、頼朝和田義茂を將とし、三浦義連等を副として、俊綱を追討せしむ。義茂未だ到らざるに、俊綱の郎從桐生六郎、反逆の志を抱き、急に俊綱を襲ふ。俊綱終に自殺す。六郎親ら首級を持參すと稱して、使者に渡さず。頼朝命じて早く鎌倉に持參せしむ。六郎乃ち首を提げて、腰越に至る。鎌倉に入るを許さず。下河邊政義、面識あるを以て實檢を命ぜらる。乃ち俊綱に決す。六郎功に依り

て家人に加へられんことを請ふ。頼朝曰く「譜代の主を弑すること惡む可し」と。梶原景時に命じて、之を斬り、俊綱が首の傍に梟せしむ。又其所領を收め、妻子の本宅資財は之を安堵せしむ。此時出したる下文は左の如し。

仰下　和田次郎義茂所

不可罰雖爲俊綱之子息郎從參向御方輩事

右云子息兄弟、言郎從眷屬、始桐生之者、於落參御方者、不可及殺害。又件黨類等、妻子眷屬、并私宅等、不可取損亡之旨、所被仰下知如件。

治承五年九月十八日

承元四年九月、忠綱の遺領にして、上野に散在せる名田を檢して、安達景盛をして之を注進せしめ、仍つて新地頭を補せらる。

(一)頼政の宇治に向ふや、忠綱平氏に屬して、之を討ちて功あり。其時部下に山上三郎高綱ありて、復功あり。忠綱野木宮の戰に敗れて、山上に走りしは、高綱が領地に倚りしなり。山上氏の居館の趾、今勢多郡新里村大字山上字御殿に存す。

新田義重と頼朝

新田義重は、東國未だ悉く頼朝に歸向せざるの際、義家の嫡孫たるを以て、自立の志を懷く。頼朝書を贈りて、之を招きしも應ぜず。治承四年九月、上野國寺尾

城に引籠りて、軍兵を聚む。頼朝居を鎌倉に奠むるに當り、關東の諸將、爭うて之に歸す。頼朝乃ち安達盛長をして、復た之を召さしむ。十二月二十二日、義重悉く郎從を鄕に留め、獨り山内に抵りしも、鎌倉に入るを許さず。乃ち陳して曰く、「我二心なし。只鄕士不穩の時に臨み、城を措きて遠く出づるを慮る。故に依々今日に至り、恐懼措く所を知らず」と。盛長陳辯大いに力む。頼朝意漸く解く。而かも壽永元年七月に至り、義重また頼朝の歡を失ふ。今其所以を言はんに、義重の女（大根、妙満比丘尼、大慶寺開山なり。）嘗て惡源太義平の室となる。義平讐に滅せしを以て寡居す。此頃頼朝、伏見冠者廣綱を以て、潜に艶書を通せしも、承引なきを以て、父義重に命す。義重素より政子の後聞を慮り、急に彼女子を師六郎（師は一作る。師は一に師に作る。と謂む。而かも諸書其氏を唱ふる者を知らず、是恐らくは師常の謬なるべし。師は毛呂氏なるべし。今佐渡郡に茂呂村あり。）に嫁せしむ。是より頼朝、義重に慊焉たりしものゝ如し。而かも頼朝、那須野の狩倉の歸途、上西の館に駕を駐めしことは、別章に述べたるが如し。建仁二年正月十四日卒す。年八十七。（時年新田秋畠に葬ふ。寂峯分靈六十八歳に作る。今猶其所精しくは上毛茂上毛人を參照せよ。）二十九日、將軍頼家、豫め定めて蹴鞠の技を演せんとす。政子之を聞いて諫して曰く、故上西は源氏の遺老、武家の要須なり。卒後未だ一旬を經ざるに、興遊を講ます。人之を聞きて何

とか言はん」と。技終に中止せらる。慶長十六年德川家康の奏請に依りて鎭守府將軍を贈らる。（大日本史・東鑑・名跡志・地名辭書・上毛及上毛人・人物志。）

義經の末路

義經神器を奉じ、宗盛以下の生虜を携へて入京し、自ら宗盛等を鎌倉に護送す。是より先き義經、軍事を專らにし、屢〻賴朝の節度に背く。且つ賴朝の怒を招くの行動あり。鎌倉に入れしめず。義經快々として去る。乃ち賴朝追討の院宣を申請す。既にして法皇また義經追討の院宣を下す。義經策盡きて、陸奥に赴き、再び秀衡に倚る。五年賴朝、秀衡の子泰衡をして義經を圖らしむ。閏四月晦日、泰衡を襲ひ、義經終に衣川に自殺す。

義經の匿るゝや、賴朝其所在を知るに苦しむ。人力の覃ぶ所に非ず。神祇佛陀に祈るの外なしとて、文治三年三月、鶴ヶ岡以下の神社・佛寺に於て祈禱を修す。而るに若宮の別當法眼夢想を蒙りて曰く「上野國金剛寺（今多野郡三波川村に此寺を存し、寺寶に義經の鎧と鞍とを藏す。）に於て豫州に逢ふ可し」と。蓋し上野は義經に取りて、緣故深き地と思はる。今義經に關する傳說の上野にあるものを擧ぐれば、（一）義經陸奥に落行きし時、新田郡藪塚本町山神を過ぎ、松樹を植ゑたり。（二）新田郡藪塚本町大山祇社境內の笠懸松は、義經休憩の際、其被れる笠を懸けたるより。其

名起ると言ふ。(三)邑樂郡鄕谷村千塚の邊に、判官松一名義經腰掛松と云ふがあり。(四)義經千塚より邑樂郡大島村に赴かんとして、渡良瀨川に臨みしに、船なし。土人杉樹を伐り取て水に投じ、以て義經を濟せり。依りて其渡を杉之渡と呼ぶと言ふ。(五)義經奧州落の時、其一行は利根郡川場村大字川場湯原字畔なる千貫松の邊を過ぎたりと云ふ。（上毛及上毛人。）(六)義經の郞從伊勢三郞義盛は、上州碓氷郡板鼻の人なり。（義經記。）其父は安藝の人。或は曰く、安藝より來りて、勢多郡荒蒔鄕に居ると。（源平盛衰記。）或は曰く、松井田邑の人と。（平治物語。）義經少年の時、陸奧に往かんとして、途中板鼻を經、身を眞盛の宅に投じ假宿す。主客を遇すること謹めり。談する所互に其志に合ふ。遂に君臣の禮を爲す。義經字を分ちて之に賜ひ、伊勢義盛と稱せしむ。義經奧州を發し、鎌倉に到りて事ふ。義盛隨きて從へり。義盛嘗て鎌倉に在りて、糧食を沙汰す。部下後藤基淸の從僕と諍ふ。義經、基淸と隙を構ふ。賴朝之を聞きて、義盛が部下の驕矜を怒る。義經、宇治・一谷・屋島等に戰ふや、義盛常に之に從ふ。後鈴鹿山中に於て、首藤四郞の兵に捉へられ、遂に自殺す。上野志に、義盛の宅趾と稱するもの、碓氷郡板鼻村の北三町許小丸田と云ふに在りと載す。（東鑑・前橋風土記・人物志・古蹟志・地名辭書。）(七)

金賣吉次が旅宿を襲ひし賊は、上野住人豐岡源八なり。（吉次が事は前に述べたり。）碓氷郡豐岡村の人ならん。

第二章　幕府の創設と制度

源頼朝の天下兵馬の權を掌握するや、民政に關する事も重要なるを以て京師より三善康信・大江廣元・中原親能等を聘して、政務を輔けしめ、以て幕府を組織せり。幕府は政所・問注所・侍所の三より成る。政所は初め公文所と云ひ、元暦元年に始めて設置する所にして、長官を別當と言ふ、大江廣元之に補す。當時之を執權と稱せり。建久元年、頼朝上洛して、右近衞大將に任ぜられたるを以て、翌年公文所を政所と改む。當時三位以上の家にして、近衞大將を兼ねたるものは、幕府と稱して、政所・侍所等を置くを例とす。頼朝も亦此例を履みしなり。別當は將軍を補佐し、內外の樞機を總攬す。之を朝廷の官職に比すれば、大臣の如し。令は次官にして、別當を補佐す。其下に案主・知家事等あり。建仁三年、北條時政之に補せられてより、爾來北條氏の世襲となる。問注所は元暦元年に設けられ、三善康信（入道善信）等をして、諸人の訴訟を取扱はしむ。建久二年、康信を問注所執事、即ち其長官と爲す。爾來三善氏の家職たり。三善氏は町野・太田の二氏となる。

執事の下に執事代・寄人等の職あり。侍所は武人を進退し、非違を檢斷し、罪人を決罰し、宿衞・扈從の兵員を選擧する等を所職とす。長官を別當と云ふ。其下に所司・開闔・寄人等の職員あり。治承四年、和田義盛別當に補せしを始めとす。義盛滅亡の後は、北條義時執權を以て、此職を兼ね、文武の權は全く北條氏の手に收められたり。

以上を幕府組織の大要となす。次に地方政務に關する所職及び當代の制度を述べんとす。

第一節　守護地頭

守護は警備の爲めに、諸國に設けられたる職名にして、其土地・人民を守護して、奸盗を防禦するより名づく。又總追捕使とも稱す。文治二年、賴朝奏請して諸國一般に設置せしを始めとす。然れども是より先き、各地に私に之を置きしものあり。貞永元年、北條泰時式目を定むるに及びて、大犯三條の制を定む。三條は即ち大番催促・謀叛・殺害人(附夜討・强盜・山賊・海賊)にして、是れ守護の本務なり。こゝに大番催促とは如何なることなりやと言ふに、諸國の武士をして交番に上京して、禁闕を守護し、洛中を巡警するを大番役と言ふ。守護は其地の武士を催促して、此義務を履行せしむるなり。其大番の中、權勢あるものを以て統領せしむる時に、之を番頭と言ふ。期限は六箇月間とす。鎌倉幕府の末期に至りては、諸國の守護人、地頭職を兼補し、終に大小の事務悉く關渉し、地頭・家人を驅使すること、臣僕の如く、且つ概ね世襲の如くなれり。人員は大概一國一人なるも間二人にて數國を管するもあり。守護職を帶びたるものにして、其地に臨まず、人をして之に

代らして、庶務を攝行することあり。此等守護の代官を守護代と云ふ。守護の幕府に祗候して、不在の時又は在國にても、守護代を置くことあり。守護代は其族人又は郎黨を用ふ。又守護代に代りて、所職を攝行するものを又代官、若くは小守護代と云ふ。守護の命を受け、國內の田畑を檢し、租稅を催促するの使を守護使と言ふ。

安達藤九郎盛長

上野國に守護を置きしは、元曆元年の事とす。是時は國奉行と稱す。安達盛長之に補し、次いで其子景盛之に補す。其後其職に就きしもの詳かならず。北條氏の末、長崎高資守護たり。

建久五年十二月一日、賴朝安達藤九郎盛長が甘繩家に入り、彼奉行（盛長の國奉行たりしこと、東鑑の元曆元年七月十六日の條に見えたり。）上野國中の寺社、一向に管領すべきの由、當座に於て之を命ず。盛長は藤原山蔭の裔にして、小野田三郎兼廣の子なり。群馬郡八幡原村（今龍川村の大字）に館ありき。

安達右衞門尉景盛

正治二年四月廿六日、盛長卒す。其子彌九郎景盛、建永中、右衞門尉に任ず。又上野國奉行たり。承元四年九月十一日、是より先き故足利忠綱の遺領、上野國散在の名田等を尋出すと稱し、安達景盛をして注進せしめしが、是に至りて彼を地

地頭

頭に新補せしむ。建暦二年八月廿七日、景盛奉行を辭す。實朝許さず。殊に檢斷を行はしむ。建保六年、景盛出羽介となり、秋田城を管す。時人以て榮となす。寶治元年病んで高野山に卒す。東鑑。

諸國莊園の盛なりし時、領主の家々より、私に地頭の職を設けて、年貢收納の沙汰を爲さしめしに始まりしならん。崇德天皇の保延三年、既に地頭代の名見えたり。平氏勢を得るに及び、莊園に地頭を補し、莊園の所務を取扱はしむ。賴朝兵を擧げて亂を鎭定するに及びて、家人有功者の本領を安堵し、新恩を施すに、多く地頭の名を以てせり。文治二年奏請して、諸國平均に公私の地に地頭を配置す。其職とする所は、公私共に一段の地より、兵糧米五升を取立つるを常務とし、兼ねて京・鎌倉の大番を勤仕し、部内に盜賊凶徒あらば、守護に交付することを掌る。其後諸國の地頭乃貢を抑へ、所務を煩はし、領家の訴多かりしかば、賴朝終に從官領を除く外、近畿諸國の守護・地頭等を停む。承久の役、勲功の將士を地頭に補す。之を新補地頭と云ひ、以前の地頭は之を本補地頭と云ふ。大罪重過あるに非ざれば、改補せざるを例とし、子孫に讓與し、庶子に分付し、世襲するに至れり。

守護地頭者、官領
治承時史法制也。

第二節　土地

土地の種類

王政衰へて、武家政治起るに及び、班田の制全く廢頹し、土地は國領・勅旨田・公田・給田・名田・散田・免田・御料田・莊園・領地・社領・寺領・恩地・封戶・隱地等の名目あり。今其中より重なるものを左に說明せん。

國領

國領とは、國司の領する所にして、國司の廳を國衙と言ふに因り、國領をも國衙と稱す。莊園の增加に連れて、國領は減少を免れず。而かも猶舊に依りて、國司を任命せり。當初國司は國衙に在りて、管內の政治を掌りしも、因襲の久しき、終に之を私有するに至り、租稅は朝廷に上ること無し。是に於て國領は、其實莊園と大差なきに至れり。然れども守護の權盛なるに及んでは、國領も遂に守護に兼併せられたるものも亦頗る多し。

給田

給田は、地頭及び公文(くもん)職等に給するの地にして、式目新編追加に、地頭は給畠十一町、東寺百合文書に、公文は給田一町と見えたり。

名田

古へ開墾の地、多くは勅旨田となす。此時代地の私有に歸するもの多く、其開

墾する所の地を名田と號す。保安・天喜の間、既に名田の名目あり。名田は年貢の租は少額にして、賣買・讓渡は容易とす。蓋し名田とは開墾者の名を取りて之を田名に負はせ、某田・某新田など稱へしに基因す。

散田免田

散田とは、百姓の私に荒蕪又は川邊など、常税外の地に耕種し、輕微の租を納むるものを云ふなり。性質は名田に異らざれども、左まで大ならざる差ありと思はる。間田も之に似通ひたれど、是は租を輸せざるものゝ如し。免田は武人が社寺に寄進したるものにして、租税を免除されたるものにて、徳川時代の除地に當る。

莊園

莊園の事は前期にも述べたるところにして、全く私領なり。上は院・宮・門跡・寺社・公家・武家より、下は庶民に至るまで、之を所有す。莊園を立つること多きに從ひ國有の地は年を逐うて減少し、莊園海内に充滿し、土地の制は破れたり。朝廷頻に宣旨を下して、之を廢せんと欲せしも能はざりき。頼朝亦地頭を置きて、之を管掌せしむと雖も、莊園に主たる者は、尚領家と稱す。爾後地頭と領家と相鬩ぎ、莊園は終に其實を失ひ、所領・知行の基を爲すに至れり。

三原莊

三原庄は淺間山麓の北斜面にして、現今の吾妻郡嬬戀村・長野原町・六合村・草津

町等に當る。即ち三原鄕（長野原町の中、大字鎌原・大笹・田代を除く九大字、六合村・草津町・嬬戀村の中、大字鎌原・大笹・田代を除く八大字、總て廿五大字、）鎌原鄕（長野原町の中大字應桑・嬬戀村の中鎌原・大笹・田代、總て四大字）を併せたるものなり。名跡志に、後上野志を引きて「三原庄は河原・長野原・鎌原（かんばら）なり」と云へど、此三原野の名、古き書には見えず。東鑑に、仁治二年三月二十五日、海野左衛門尉幸氏、武田伊豆入道光連と、上野國三原庄と信濃國長倉保との境界に就きて、相論せしこと見えたり。

長倉は今信濃國北佐久郡に東長倉・西長倉の二村ありて、東長倉村に大字長倉存す。淺間山の南斜面に位す。依りて上野三原庄の領主海野幸氏と、信州長倉保の領主武田光連と、茫漠たる淺間山脈を境界としての論爭たるを察知す可し。

菅野庄

菅野庄は、名跡考に群馬郡菅谷村は此莊より出でし歟と云ひたれど、當らざるが如し。東鑑に仁治二年二月二十五日、上野國菅野莊内の境界論に就き、長掃部左衛門尉秀連、高田武者所盛員と、前武州（北條泰時）の前にて對決ありしことを載せたり。高田盛員は承久記に見えたる高田武者所と同人なるべく、高田庄の住人ならん。此庄は上野三碑の一なる山名碑（今多胡郡八幡村大字根子屋にあり）に、高田里と見えたる地に當れば、菅野庄との相論は、其隣地にあるべきは當然なり。尊卑分脈源賴兼の譜には、甘羅郡菅野庄に作る。此郡未だ擬すべきの地を得ず。猶後考を竢つ。

高山庄

高山庄は、和名抄に見えたる綠野郡高山郷（本書には誤つて山高と例記す。）の遺跡に立てられたるものならん。武藏七黨系圖に、兒玉黨の阿佐美右衛門尉實高が領地の中に、上野國高山御庄と見えたり。院の御庄にてもありしか。（藤岡志。）地名辭書に、此庄は今の多野郡日野村大字金井、及び美九里村大字高山に當るといへり。而かも地域は次第に膨脹して、高山御厨をも併せたるが如し。御厨の條下を參照すべし。

桃井庄

桃井庄は、名蹟考に今山千田（今の群馬郡桃井村の大字）と云ふとあり。名蹟志に、此地桃井原存すと云ふ。東鑑に建保の亂の勳功として、此庄を天野遠景に賜はりしことと見えたり。

佐貫庄

佐貫庄は、邑樂郡にありて、今佐貫村に大字大佐貫の名存す。佐貫氏世々此地に住す。精しくは別章を參照すべし。

宮原庄

宮原庄は、群馬郡倉賀野町を含める地なり。倉賀野は群馬之野（くるまの）の轉呼なりと。倉賀野氏世々此地に住す。精しくは別章に述べたり。

大室庄

大室庄は、文永二年の役所文書に見えたり。（正木文書。）勢多郡荒砥村大字東大室、西大室の中ならん。

春原庄

春原庄は、貞應三年の正木文書に見えたり。（莊園考。）此他數多の莊園ありしが如きも、今審ならず。猶下條なる上野武士の段を參照せられよ。

御厨

御厨（みくりや）とは、伊勢神宮に御贄を獻じ、御厨の用に奉仕する土地を云ふ。地の性質は莊に似て、後には莊に變ぜしもの多し。其之を管理するものを御厨預、又は御厨司と稱す。歷代の天皇、及び諸人の皇太神宮を崇敬して、土地を寄進するもの多く、神宮雜例集には、御厨・御園、合せて四百五十餘處とあり。其他封戶も七箇國に二百九十戶あり。其中上野國は廿五戶なり。今建久四年、上野國に在りし御厨を擧ぐれば薗田・須永・青柳・邑樂・高山・玉村・細井・大藏・廣澤・寮米の十所とす（神鳳抄。）

薗田御厨

薗田御厨は、山田郡に在り。二宮の屬なり。神鳳抄に「上分四丈、布三十走、二百餘丁」と見えたり。玉葉、承安二年二月一日の條に曰く「祭主卿言上。上野國薗田御厨司訴申、新田庄司義重妨事。仰任度々綸旨、慥令二對決一。」此訴理は厨司に在りしも、有司義重が威勢を畏れて、裁決を怠りき。猶精しくは前代莊園の條を參照すべし。

須永御厨

須永御厨（酒長御厨とも書す。）は今の山田郡川内村大字小倉、大字西小倉、大字東小倉に當

る。内宮の屬なり。神鳳抄に「上分布十段、口入二十段、五十四丁七反」と見ゆ。元久二年、薗田成家酒長厨小倉村に歸り、薙髪して習明と號し、庵を建てしことあり。（名跡志・法然傳記。）

青柳御厨

青柳御厨は、今の勢多郡南橘村大字青柳に當る。神鳳抄に「布三十段百二十丁、建永宥八十丁」と見え、内宮に屬す。村岡良弼氏曰く「當時御厨の地、必ず皇太神を祀り、之を神明と號す。小神明村は即ち其趾なり」と。上野神名帳、勢多郡に從三位於神明神と擧げたり。

邑樂御厨

邑樂御厨は、神鳳抄に「布五十端、五十六丁」とありて、内宮の屬なり。其地跡邑樂郡の何地なるや今詳ならず。

高山御厨

高山御厨は、今の多野郡日野村大字金井、美九里村大字高山、大字神田・大字矢場、神流村大字下栗須、小野村大字上栗須などに當る。内外二宮に屬す。神鳳抄に「各四丈、布十段、二百八十丁」とあれば、蓋大なる地所を占めたらん。後の高山庄は、此神領を併吞せしものと思はる。吉田東伍氏は神田此にジンダと訓む。神封・神邑の義なりとは信じ難し。又栗集を厨に援引するも其例證を見ず。地理志料には「神田一作莊田」是土師神邑也」と云はれしも、臆断に過ぎざる可しと云々と。

松田鑽氏曰く、矢場の御巡部社は、もと御括戸大明神と書きしを、享保九年、吉田家より社格・社號を更めて、正一位御巡部大明神と稱せり。御括戸（みくるべ）は、もと御厨戸と書きて、高山御厨の跡ならん。矢場は高山郷の中心地にて、南は保美、西は今の高山より日野金井、北は平井・藤岡・本郷邊、東は牛田・神田より武州肥土・小濱邊に渉れるものゝ如じと。（上毛及上毛人。）

玉村御厨

玉村御厨は、今の佐波郡上陽村樋越、玉村町大字玉村に當る。大字樋越字神明に、神明宮あり。神鳳抄に「布三十段、百二十五丁」と見え、内宮に屬す。地域利根川の横流にて、古今の變遷多ければ、古蹟を審に爲し難し。弘安九年、北玉村を鎌倉圓覺寺の佛事用途に充らること、同寺文書に見えたり。

細井御厨

細井御厨は、勢多郡南橘村大字細井に當る。神鳳抄に「七十丁六段三十五歩」と見えたり。

大藏保

大藏保は、山田郡なるべけれども、其地審ならず。神鳳抄に「七十五石」と見えたり。大間々町三丁目東裏、渡良瀬沿岸に郷社神明宮あり。又矢場村大字矢場字里矢場にも神明社あり。此二者の中何れか遺跡なるべし。松陰私語に據れば、大藏四郷は京都上の吉良氏の舊領たりしを、横瀬良順、直錢千貫文にて買得たり

と。是れは室町時代のことなれば、吉良氏の領に入りし迄の沿革詳ならず。

廣澤御厨

廣澤御厨は、山田郡廣澤村に當る。神鳳抄に其高及び貢獻物を擧げず。東鑑に見えたる廣澤氏は、此地の住人にて、所領も多かりしが如し。

寮米御厨

寮米御厨は、山田郡休泊村大字龍舞に當る。今神明宮存す。神鳳抄に出でたれど、段歩・貢獻を明記せず。貞治六年、鎌倉二階堂覺園寺の持寶院に寄附せらる。文書は室町期の末章に出す。

白井御厨

白井御厨は、神鳳抄に出さず。其後に御厨と爲りしものか。長尾昌賢影像記に據れば、白井は昔時伊勢神明の御厨なりしを、建保年中より武家に渡すと云ふ。東鑑、文治六年四月十九日の條に曰く「造太神宮の役夫工米を、地頭が未濟にてありつるの事、頻りに職事の奉書あり。神宮使又參り訴ふの間、不日沙汰を渡すべきの旨、下知し給ふ。子細ある所々は、今日京都に注進せしめ給ふ。內宮の役夫・大工作料の未濟を成敗する所々の事、國々某々、抑も上野國白井河內分は、去年冬、使之を請取り畢りぬ。早く請使に尋ねらるべし」云々。長尾昌賢影像記に據れば、寬元元年、上杉氏は白井庄を上杉の內管領長尾氏に賜はり、十一月長尾氏入部すとあり。

領地

領地は一に所領と云ひ、又知行とも言へり。所領とは管轄する義、知行とは其地の政治を知り行ふの義とす。功の大小に依り、將軍より其賞に貰ひ受けたるものにして、世々之を傳領す。而して大罪あるに非ざれば、沒收せらるゝ事なく、讓與・相續に就ては、頗る愼重を要したり。

社領寺領

社領・寺領は古制の遺れるものなれども、勢力無きは武人に掠められしが、賴朝、敬神崇佛の念厚く、領土を寄進せしこと度々なれば、次第に勢を回復し、武家も競うて莊園を寄進し、社寺も亦力めて莊園の增加を圖れり。天永の頃、關白忠實が庄園上野國に五千町歩を有し、其裔快尊、榛名社に入りて座主となるに及び、此領を傳襲せしものならん。淵名莊の內花香塚は、忠實が莊園なりと察せらる。花香塚は今新田郡に屬し、綿打村の大字なれども、もとは佐位郡なりしものゝ如し。

恩地

恩地は、幕府若くは諸家が、其臣隸に賞賜の地にして、猶古の功田の如きものなり。之を有する則ち又所領と稱せり。

隱地

隱地は田地を隱蔽して、租を貢せざるものを言ふ。鎌倉時代擾亂相繼ぐに際し、朝夕其主を異にして、復た田地を檢校するに遑あらざるを倖とし、各地に隱蔽の事多し。

第三節　租税

田租

田地の制、前代に比して大いに異なれりとす。王代には、公田の租、口分田に比して太だ重し。莊園・領地を私有するものは、自ら之を公田視するものの如く賦租隨つて重し。殊に調・庸の制廢してより、一切之を田地に賦課す。是れ田租の偏重に至る所以なり。今當代の租法を擧ぐれば左の如し。

（田地）	（稻穀）	（稻米）	（租歩）	（租率）
上田　一段	三石	一石五斗	七斗五升	〇・五
中田　一段	二石六	一石三斗	五斗七升	〇・四四
下田　一段	二石二斗	一石一斗	四斗五升	〇・四

參考　右の量器は宣旨升を以てす。宣旨升の一石五斗は、京升の一石四斗六合一勺餘に當る。

兵糧米

文治元年十一月、賴朝、守護・地頭等、權門勢家の莊公を論ぜず、兵糧米段別五升を課す。

地子　段錢　社寺料

王代に在りては、地子は公田・官田の賃租田より納むるものなり。當代に至り

ては、其法廢頽し、市地に課するものあり、社寺領に徵するものありて、また一定の法無し。社寺稅は概して皆之を其本領に納む。或は收額を折半して、半を上納し、半を收むるものあり。皆其上納率を等しくせず。雜稅は元久元年、實朝令して、山海狩漁の利、鹽屋の所當を國司・地頭に分付したるを始めとす。爾後酒に課し、油に賦し、又藍役・船目錢等の目あり。

第四節　交通

旅客及び貨物運送の安全を保たんが爲めに、奥羽より西國に至るの間、主要なる往還は、沿道諸國の守護人に命じて、路次夜行番衆を置き、交番して道路を警固せしむ。（日本法制史）されば王朝の末期に、驛傳の制廢弛して、交通の危險なりしもの、是に至りて一掃されたるの感あり。當時全國の交通は、鎌倉を中心とす。東山道は舊制の如し。賴朝、三原野に狩せし時は、關戸より大倉に出て、兒玉に一泊し、翌日松枝に出でて、信濃に入れり。高崎に鎌倉町あり。此處は當時の往還なるべし。多野郡八幡村大字山名にも、鎌倉道と傳ふるものあり。前橋の南にも鎌倉道と稱するものの今殘れるは、王朝時代の舊道にて、所謂東道の事なり。當代の道路は、記錄に乏しくして、明細には述べ難し。

第三章　頼朝三原野の狩

建久四年三月廿一日、頼朝下野那須野及び上野國三原野の狩倉を覽んが爲めに、此日鎌倉を發す。是より先き頼朝、狩獵に馴れたる輩を召集され、其中より弓馬に達せる者、又は隔心なき族を、二十二人選ばれ、各〻弓箭を帶せしめ、其他は縱ひ萬騎に及ぶとも、弓箭を帶せず、蹈馬衆たらしむ可き由定めらる。所謂二十二人とは

江馬四郎義時　武田五郎信光　加々美二郎長清　○里見太郎義成
小山七郎朝光　下河邊庄司行平　三浦左衞門尉義連　和田左衞門尉義盛
千葉小太郎胤正　榛谷四郎重朝　諏方太夫盛澄　○藤澤二郎清親
○佐々木三郎盛綱　○澁谷二郎高重　葛西兵衞尉清重　望月太郎重澄
梶原左衞門尉景季　工藤小二郎行光　仁田四郎忠常　狩野介宗茂
宇佐美三郎祐茂　土屋兵衞尉義清　(○印は上野に關係ある武士)

なり。廿五日、入間野に於て、追鳥狩あり。此日兒玉に宿す。翌二十六日、上野松

技に宿す。四月朔日、三原野を狩す。選拔の射手、各、百發百中の技を演ず。此日達に暴雨ありて、狩を中止す。二日、那須野の狩を覽んがために、三原野を發す。途板鼻を經て、宇都宮に入る。（東鑑、那須野の狩を二日の事とす、朔日・二日、隔絕の二地に續けて狩倉あるは、接近に過ぎたり。）廿三日、那須野等の狩事終りて、假屋形を富士野に運ぶ。廿八日、賴朝、上野より鎌倉に還る。那須野の狩後、再び上野に入りしと見えたり（東鑑・曾我物語。）

三原野は東鑑に信濃國と記せしは誤にして、同書の後條に、上野と記せし所も見えたるは正しきに依れるなり。賴朝碓氷峠を超えて、吾妻郡に入りしを以て、記者信濃國と思ひ違ひたらんか。三原庄の廣野は吾妻郡に屬し、淺間山と白根山との間を占め、古の拜志牧・大笹牧の遺城ならん。後上野志に、三原とは河原・長野・鎌原と云ふとあるを、地名辭書に排して、御牧の原と云ふ義と說きたるは、從ふ可し。曾我物語は此狩倉の時、空かき曇りければ、梶原景季、

きのふこそ淺間は降らめ今日はまた見はらしにきへ夕立の神

と詠せしに、やがて晴れたり。賴朝感興の餘り、碓氷の麓にて五百餘町の地を景季に給ふ。又一狐北を指して逃る。誰か仕ふまつれとあれば、武藏横山黨の愛甲三郎、

夜ならばこう〳〵とこそなくべきを淺間にはしる晝狐かな

頼朝之を感じ、松井田三百町を三郎に賜ふ云々とあり。名跡考に「按、鎌倉殿御感の餘り、碓氷の麓五百餘町の地を賜はると云ふ。今狩宿村有り。其かみ狩倉の地なるべし」と見えたり。狩宿は現今長野原町大字應桑の字名と爲る。又嬬戀村大字袋倉に鷹川の城と呼ぶ地あり。頼朝狩屋を設けし所と言ひ傳ふ。吾妻太郎助高、此地に住し、頼朝を嚮導して、鷹川に至る。頼朝、梶原景季を顧みて、地は鷹川と云へば、雉は棲まざる可しと問ひしに、景季答へて曰く、

信濃なる鵜川にだにも鮎はすむ鷹川とても雉の棲までや

と。又嬬戀村大字大前は、古名を大馬屋村と云へるは、此狩倉の時に厩舎を建設せし地と云ふ。

草津縁起に、建久四年八月三日、（四月一日の誤り）、頼朝、信州三原遊獵の際、白根明神の鳥居前にて硫黄の臭氣して烟立つを見、當所の住人御殿助に命じて、草を刈らせ、其地を穿たしめしに、溫泉自然に湧出す。乃ち足利駒王丸が病めるを、遣はして試みしに、七日にして平癒す。頼朝も亦親ら之に浴して、心身快然たり。頼朝此地を御殿助に給ふとあり。今草津の御座湯は其遺跡にして後世頼朝祠を置く。

頼朝新田館の遊覽

頼朝那須野よりの歸途、新田上西（義重入道）の新田館に遊覽す。地名辭書に新田郡世良田村惣持寺は館址に建てたるものにて、後世館坊と稱すとあり。又強戸村大字寺井は、上西が寺尾城に充つるもあり。（上毛及上毛人。）上野志に、又笠懸野の名は頼朝那須野歸途此に館して、笠懸の射技を見たるに因すと。（名跡志・庭田老談記。）

第四章　幕府と上野

第一節　幕府創立に勳功ありし上野武士

一　里見氏

里見義成

文治四年正月二十日、賴朝鎌倉を發して、伊豆箱根三島社に參詣す。里見冠者・得河三郎等扈從す。三月十五日、鶴岡宮の道場にて、梶原景時宿願の大般若經供養を行ふ。賴朝結願のため、之に臨む。冠者義成等・先陣の隨兵たり。五年六月九日、賴朝鶴岡塔供養に臨む。冠者義成後陣の隨兵に在り。建久元年十一月七日、賴朝入洛す。里見太郎、先陣卅一番に隨兵たり。二年七月廿八日、將軍新造の寢殿對屋に移徙す。義成後陣に供奉す。三年十月十九日、御臺及び若公、名越濱の御所より幕府に入る。冠者義成等供奉す。

建久四年三月廿一日、賴朝那須野及び三原野等の狩倉を覽んが爲めに出發す。弓馬熟達の士廿二人を選び、隨行せしむ。其中に里見太郎あり。五月十五日、賴朝藍澤の御狩終りて、富士野の旅館に入る。今日は齋日なるを以て、御狩無く、終

日酒宴なり。手越・黄瀨川已下の近邊遊女、御前に群參す。而して義成を召して、向後遊君別當となし、傍に相率ゐて藝能者を選びをき、召に隨ふ可き由を命せらる。其後遊女の事に就ての訴論は、義成一向に之を執申す。五年正月一日、頼朝鶴岡八幡宮に詣す。義成御劍に侍す。四月四日、鶴岡臨時祭の神事あり。義成奉幣使となる。八月八日、頼朝相摸國日向山に詣す。是れ行基が建立の藥師如來（現今は國寶となれるもの）の靈場なり。當國にては効驗無双の間、思召し立たると。先陣の隨兵中に、義成あり。閏八月一日、頼朝三浦に赴き、三崎津の山莊に居る。扈從の士悉に諳つ、此日小笠懸の技を演ず。義成射手十二人の中に入る。六年三月十二日、頼朝東大寺供養に臨む。義成等先陣の隨兵たり。四月十五日、石淸水臺詣の時も亦、義成先陣たり。五月廿日、頼朝天王寺に詣す。義成後陣の隨兵と爲る。（東鑑）

義成は義重が長子太郎義俊が子なり。初め義俊庶子なるを以て家を繼がす。新田郡竹林鄕、及び碓氷郡里見鄕を食む。館を里見に建てゝ、之に住す。又新田・竹林・里見太郎など稱す。嘉應二年十一月五日卒す。年三十四。中里見の光明寺に葬る。義成は保元二年生る。母は碓氷三郎貞次が女たり。家を嗣ぎて里見冠者と稱す。頼朝兵を伊豆に起すや、義成偶、京師に在りて之を聞き急に來りて鎌倉に

歸す。頼朝之を嘉し、特に命じて近待せしむ。後ち伊賀守となり、從五位下に敍せらる。文曆元年十一月廿八日卒す。年七十八（大日本史・新田族譜・人物志。）

里見城は里見村大字下里見字古城に在り。嘉吉元年五月二日、里見義實の時、房州白濱に移りて、城廢すと云ふ。明治廿三年、中里見村光明寺に「新田公舊里碑」を建て、義貞の出生地を記念せり。蓋し義貞は里見忠義が子にして、宗家朝氏が子となりしとの說に基けるなり。此文里見氏の系を敍すること詳なり。重野安繹博士の撰文とす。

佐貫四郎廣綱

二　佐貫氏

佐貫氏は、藤原秀郷が五世孫、淵名大夫兼行が二男、六郎行房を祖とす。本朝武家系圖に、行房の子四郎大夫成綱、其子太郎成光、其子又太郎重光、其子彌太郎廣光其子四郎大夫右衛門尉廣綱と記す。(一)養和元年七月廿日、鶴岡若宮の寶殿上棟あり。社頭の東方に假屋を構へ、頼朝着御す。御家人等其南北に候す。工匠御馬を賜はり、大工馬を引く可きの旨、義經に命せらる。然るに折節下手を引く可き者なきを答ふ。頼朝重ねて曰く、畠山次郎・佐貫四郎等候するの上は、其人無きの由を申されんや。是併しながら、所役卑下の由を存じて、事を左右に托し、難澁せらるゝか。義經頗る恐怖し、則ち座を立つて、兩疋を引く。初め下手は畠山次郎重忠、後は佐貫四郎廣綱なり。此外、土肥實平・工藤景光・新田忠常・佐野忠家・宇佐美實政等之を引き、事畢に事終れり。壽永三年二月五日、源氏の兩將、攝津國に至り、七日卯時を以て、箭合の期と定む。大手の大將軍は範頼なり。相從ふの輩に佐貫四郎廣綱の名見えたり。文治元年十月二十四日、鎌倉勝長壽院に供養を行ひ頼朝之に臨む。行列先隨兵十四人の第四位に、佐貫四郎大夫廣綱あり。四年三

同六郎廣義

佐貫五郎

佐貫次郎

佐貫八郎時綱
同太郎時信

舍に、小山朝政以下佐貫の輩は、足利が宿所に集まる。賴朝景時を遣はして、和平を謀らしむ。

文治元年十月二十四日、賴朝勝長壽院の供養に臨む。此時隨兵六十人は弓馬に達せる者を精選して、最末に供奉せしめたり。其中に佐貫六郎あり。廣義が事なり。五年七月十九日、賴朝奥州に泰衡を征せんとして發途の時、鎌倉より隨從せしものゝ中に、佐貫五郎・同六郎廣義あり。二人共に廣綱が弟ならん。建久元年十一月七日、賴朝入洛の時の先陣隨兵卅一番に、佐貫六郎、卅二番に佐貫五郎あり。

承久元年七月十九日、左大臣道家の息賴經、鎌倉に入る。乘輿の左右に列せる供奉の中に、佐貫次郎あり。安貞二年七月二十三日、將軍賴經、田家の秋興を遊覽せんが爲めに、三浦義村の田村山莊に赴く。佐貫次郎駕の右方に列歩す。寛喜元年正月十五日の弓始めに、射手第六番佐貫次郎あり。又延應元年正月五日の弓始、射手第一番に佐貫左衞門次郎あり。

仁治二年六月二十八日、臨時の評定あり。故佐貫八郎時綱が養子太郎時信訴申す、後家藤原氏改嫁の由の事、今日沙汰せらる。式目以前に改嫁したるが故に

佐貫次郎兵衛尉

佐貫右衛門跡

佐貫彌四郎廣信

に罪料に及ばず。仍つて本夫の遺領邑樂郡赤岩郷は家領と爲す。寛元元年七月十七日、將軍臨時出に就き、供奉人結番を定む。時信其上旬の部に加へらる。寛元三年八月十六日、鶴岡にて馬場の儀あり。第九番に佐貫次郎兵衛尉あり。四年正月六日の弓始めにも第四番に次郎兵衛尉之を勤む。八月十五日、將軍賴嗣、鶴岡の放生會に臨む。次郎兵衛尉行列の後に供奉す。寳治元年六月、次郎兵衛尉、三浦泰時に黨して亡ぶ。

建長二年三月一日、閑院殿造營に就き、雜掌を定めたる中に「築地三本（押小路面土平門西面五丈本）一佐貫右衛門跡」とあり。故右衛門尉廣綱の分として、其後嗣に課役せられたるものか。若しくは他の者を指すか詳ならず。是年十二月二十七日、近習の結番を治定し、自今已後、不動の輩は名字を削り、永く出仕を止む可き由、壁に觸れ廻はさる。結番の第一に舉げたる十六人の中に、佐貫彌四郎と見えたるは、廣信が、ことなり。翌三年正月八日、由比濱にて弓始あり。射手十七人を選び、北條實時監臨す。その第六番に彌四郎之を勤む。四年十一月十八日、新造の御所に於て、近日的始めある可きに依り、射手を催され、北條實時これを奉行す。彌四郎も其選に入る。同月二十一日、いよ〳〵其式あり。射手十八人各水干・鳥帽・達蕃を着し、

佐貫七郎廣經

佐貫次郎太郎泰經

弓場の左右に分れて着座す。將軍宗尊親王出御の後、和泉前司行方、射手を召し、射ること五番。彌四郎廣信第三番に勤む。五年正月九日、前濱に於て的の射手を選ばる。其中に佐貫彌四郎・同七郎あり。同月十一日、的始めの時、七郎また第四番に之を勤む。七郎は廣經なり。

建長三年正月二十日、將軍頼嗣、二所に進發せらる。行列前陣の隨兵十二騎の中に、佐貫七郎廣經・佐貫次郎太郎泰經あり。四年十一月二十一日、新造御所弓場の的始め、第五番に佐貫七郎廣胤あり。廣胤・廣經同人なるべし。前項七郎がことを參照すべし。六年正月四日、弓始めの射手を選ばれたる中、第二番に七郎あり。同月十四日式ありて、七郎廣胤四番に之を勤む。文應元年正月十二日、濱に於て的射手の試あり。射手十三人を選ばれたる中に、七郎あり。十四日式を行ひ、廣胤三番に之を射る。同月二十日、御所の中に於て、晝番衆を定めらる。其中壯士に於ては、歌道・蹴鞠・管絃・右筆・弓馬・郢曲以下、都て一藝に堪能なる輩を以て、時に命ずる所あるを以て、結番を定めらる。去る項、御召に遇ひしも、無人なりしを以て、殊にこの沙汰ありしなり。仍て小侍に命じて、藝能に堪ふるの輩の目錄を治定す。其番組第二に七郎廣胤あり。

正嘉二年三月一日、將軍宗尊親王二所に進發せらる。先陣隨兵十二騎の中に佐貫左衞門尉子息安藝大炊助と見えたり。東鑑。

一、舘林盛衰記に據れば佐貫城は往昔邑樂郡赤岩鄕の北に在りき。寶龜十四年、藤原小黑麿諸國巡檢の爲め佐貫庄に入る。時に中島三郎太郎の女富姬を寵愛して男子を生む。小黑麿旨歸洛の後、母方の祖父養育して、成長の後、無双の勇士となり近隣を從へて、自ら佐貫太郎實體と稱す。其子を次郎太郎嗣綱と言ひ、始めて赤岩に築き住す。その子を左衞門太郎俊綱と云ふ。其子彈正良綱、其の子忠太良遠、其子右衞門良高、其子右馬允良資、その子河內守光綱、其嫡治部少輔景、太郎光綱、太郎次郎綱輝、五郎次郎綱武、帶刀左衞門照綱、八郎太郎照賢、二郎入道良照、四郎大夫廣綱、この廣綱、壽永年中義經に屬して四國・西國の合戰に軍忠あり。賴朝より上野・下野にて數個所の地を賜はり、一家繁榮せり。廣綱青柳に築城して住す。嫡子三郎二郎照貴、右衞門尉照親、左衞門次郎照氏、太郎左衞門照職、小太郎照永、安房守照通、山城守照光までで七代、青柳の城主なり。武家系圖等に東鑑の記事と符合せず。上野人物志には[illegible]が養子となりしとし見えて出典を示さず。且つ同書揭ぐる所の佐貫系圖も、舘林盛衰記に類似して少異あり。要するに佐貫

弓場の左右に分れて着座す。將軍宗尊親王出御の後、和泉前司行方、射手を召し、射ること五番。彌四郎廣信第三番に勤む。五年正月九日、前濱に於て的の射手を選ばる。其中に佐貫彌四郎・同七郎あり。同月十一日、的始めの時、七郎また第四番に之を勤む。七郎は廣經なり。

佐貫七郎廣經

建長三年正月二十日、將軍賴嗣、二所に進發せらる。行列前陣の隨兵十二騎の中に、佐貫七郎廣經・佐貫次郎太郎泰經あり。四年十一月二十一日、新造御所弓場の的始め、第五番に佐貫七郎廣胤あり。廣胤・廣經同人なるべし。前項七郎がことを參照すべし。六年正月四日、弓始めの射手を選ばれたる中、第二番に七郎あり。同月十四日式ありて、七郎廣胤四番に之を勤む。文應元年正月十二日、濱に於て的射手の試あり。射手十三人を選ばれたる中に、七郎あり。十四日式を行ひ、廣胤三番に之を射る。同月二十日、御所の中に於て、晝番衆を定めらる。其中壯士に於ては、歌道・蹴鞠・管絃・右筆・弓馬・郢曲以下、都て一藝に堪能なる輩を以て、時に命ずる所あるを以て、結番を定めらる。去る項、御召に遇ひしも、無人なりしを以て、殊にこの沙汰ありしなり。仍て小侍に命じて、藝能に堪ふるの輩の目錄を治定す。其番組第二に七郎廣胤あり。

佐貫次郎太郎泰經

正嘉二年三月一日、將軍宗尊親王二所に進發せらる。先陣隨兵十二騎の中に佐貫左衛門尉子息安藝大炊助と見えたり。（東鑑）

二、館林盛衰記に據れば、佐貫城は往昔邑樂郡赤岩郷の北に在りき。寶龜十四年、藤原小黑麿諸國巡檢の爲め、佐貫庄に入る。時に中島三郎太郎の女富姫を寵愛して男子を生む。小黑麿歸洛の後、母方の祖父養育して、成長の後、無双の勇士となり、近郷を從へて、自ら佐貫太郎貴繼と稱す。其子を次郎太郎嗣衡と言ひ、始めて赤岩に築き住す。その子を左衛門太郎俊嗣と云ふ。其子彈正良嗣、其の子忠太良遠、其子右衛門尉良高其子右馬允良澄、その子河内守光嗣其嫡治部少光景、太郎光綱、太郎次郎繼賴五郎次郎繼直、帶刀左衛門照綱、八郎太郎照賢、二郎入道良照、四郎大夫廣綱。この廣綱壽永年中義經に屬して四國・西國の合戰に軍忠あり。賴朝より上野・下野にて數個所の地を賜はり、一家繁榮せり。廣綱青柳に築城して住す。嫡子三郎二郎照秀、右衛門督照興、左衛門次郎照氏、太郎五郎照勝、小太郎照永、安房守照隣、山城守照光まで七代、青柳の城主なり。武家系圖鈔に東鑑の記事と符合せず。上野人物志には初の重その子廣綱、赤岩の繼嗣が養子となりしとし見えて、出典を示さず。且つ同書揭ぐる所の佐貫系圖も、館林盛衰記に類似して少異あり。要するに佐貫

氏の系は、未だ明瞭ならざるものゝ如し。

三林氏

佐貫氏の系圖に、廣綱の子廣家、廣家の弟、三林(みはやし)十郎廣時、小泉六郎左衞門尉秀綱、古戸(ふっと)九郎時綱、大輪又太郎時秀など見えたり。廣綱賴朝に仕へたれば、其子等が時代も推測し得べし。三林は今邑樂郡三野谷村の大字、大輪は佐貫村の大字、古戸は新田郡澤野村の大字に在り。

三　吾妻氏

吾妻八郎

壽永元年正月廿八日、賴朝伊勢太神宮に神馬・砂金等を奉納せんと欲し、此日諸臣をして、營中に獻せしむ。神馬は十疋、之を庭上に曳立て、毛付を檢す。其中一疋の栗毛は、吾妻八郎之を進む。即ち吾妻郡の牧より産出せし馬にして、八郎は其地の住人ならん。

吾妻太郎

建久六年三月十日、賴朝東大寺供養に臨まんとして、南都に入る。此時隨兵の中に、吾妻太郎あり。八郎の子か。東鑑。

吾妻四郎助光

元久元年正月十日、弓始あり。將軍簾を上げて之を覽る。騎手六人、各〻十度。射終るの後、西廊に於て祿を賜ふ。行縢・沓・弓・征箭等なり。射手六人中に吾妻四(二)郎助光あり。東鑑。

吾妻氏のことは、本朝武家系圖に藤原姓として、秀郷が三世兼光の孫、大田別當下野守武行の孫、吾妻權守兼助、其子吾妻權守兼成を擧げたり。日本地理志料に曰く、別當は牧監なりと。されば此系は最初吾妻郡の御牧に牧監として赴任したるぞ初なるべき。吾妻氏には二系ありて、東鑑に見えたる吾妻太郎・四郎助光などは、正しく藤原氏と認む可し。別に信濃源氏村上氏より出たる吾妻氏あり。義經記に源氏を數ふれば、上野の國には吾妻と見えたる是なり。名跡志に東鑑の吾妻を以て源姓としたるは非らなんか。又地名辭書、吾妻郡大田郷の條下に按、武州埼玉郡にも大田郷ありて、中世には大田・下河邊庄と連稱せらる大田氏は、是等上州・武州の兩大田を兼占したる舊族ならん」とあり。名跡志に、前記大田氏に就て述べて曰く、東鑑の大田民部大夫なども斯なるべしと。されど民部大夫は秀郷流藤原姓にも、源姓にも非ず。三善氏にて、世々幕府の胥吏たるを見れば、此地に何等の關係あらざるもの〻如し。

(二)傳說雜記に據れば、太郎助亮の子、四郎助光助元の養子は行家なり。行家は彼の有名なる下河邊庄司が名にして、下河邊系圖には、吾妻權守兼成ありて助光なるもの無し。要するに吉田博士の說ける如く吾妻なる大田は、武州大田と何等か

の關係あるは認め得べし。

四　新田氏

新田義兼

文治元年十月廿四日、賴朝勝長壽院の供養を遂げられ、會場に臨む。御後三十二人の中に、上總介義兼の名見えたり。四年正月二十日、賴朝伊豆箱根・三島社等

に參詣す。義兼、其子藏人義房[二]等之に從ふ。三月十五日、賴朝鶴岡道場の大法會に臨む。義兼其の子義房等、御後に候す。五年四月十八日、北條時政の三男（十五歲）、御所に於て首服を加へらる。新田藏人義兼等參列す。六月六日、仙洞より鶴岡塔供養に就ての使者、江大夫判官公朝、賴朝の館に到り、院より進ぜたる馬以下の品を搬入す。藏人義兼、里見義成等之を受く。九日塔供養ありて賴朝之に臨む。義兼等先陣の隨兵たり。七月十九日、賴朝奥州藤原泰衡を征せんとして發向す。上總介義兼等、駕に從ふ。建久元年十一月七日、賴朝入洛す。先陣の隨兵廿七番に、新田藏人あり。二年三月四日、賴朝二所權現に詣す。新田藏人御後に供奉す。三年十月十九日、御臺所館に新誕の若公、名越濱の御所より幕府に入る。藏人義兼等之に供奉す。十一月廿五日、賴朝永福寺の曼陀羅供養に臨む。義兼等、御後に供奉す。

建久五年閏八月八日、平政子、佛事結願を營み、併せて故志水冠者義高が供養を行ふ。導師、請僧に賜ひし被物は、義兼等數名之を持す。六年五月二十日、賴朝天王寺に詣す。藏人義兼[三]、先陣隨兵に加はる。元久二年八月、義兼の男義重を以て新田莊の地頭職と成す。此時莊内の住人等に下せし文に、本の如く地頭職に補

す可きの旨見えたり。義重より傳領の地頭職たること知る可し。岩松文書に左の如し。

下　上野國新田庄住人、可レ令下早如レ本以義兼爲中地頭職上鄕々之事。

村田鄕　田島鄕　中今居鄕　一井鄕　田中鄕　堀口鄕　多古宇鄕　綿打鄕

前裁鄕藪墓鄕　上女墓鄕　高島鄕

右件鄕々如レ本可レ令三彼義兼爲二地頭職一之狀、如レ件。以下。

元久二年八月

（一）義房は上西門院の藏人たり。建久六年十一月三日、父に先だちて卒す。年三十三。菅澤村に葬る。義房二子あり。長は政義、次は覺義荒井禪師とす。三家考・族譜。

（二）義兼は義重が嫡男にして、母は豐島下野權守源親房が女なり。新田次郎と稱し、皇嘉門院藏人・大炊助となり、從五位下に叙せらる。正治元年三月八日卒す。年六十。法名信義。義兼の後を世に新田の正嫡と言ふ。義兼一男一女あり。男は義房、女は足利義純の妻と爲る。三家考・族譜。

嘉禎三年四月十七日、將軍頼經、大倉新御臺の上棟に監臨す。二の馬は新田太郎政義等之を曳く。仁治二年正月二日、足利義氏の沙汰にて垸飯あり。二の馬は政義等之を曳く。四月二十九日、囚人逃放は、罪人預人の罪も亦輕からざるを以て、過怠料を徴して、之を新大佛殿の造營に充てしむ可く議定せらる。政義は三千疋を課せられ、八月中を以て辨濟の期と定めらる。政義如何なる過失ありしや、東鑑記する所なし。寛元二年六月十七日、上野の國役たるを以て、政義大番を勤仕して在京せしが、所勞と稱して、俄に出家を遂ぐ。但し事由を六波羅に番頭城九郎泰盛等に相觸れざる由、注進狀あるに依りて、今日評定の次に沙汰を經られ、規定の如く所領を召し放さる可きの由定めらる。建長二年三月一日、造閑院殿の雜掌の國を、京都に進覽せんがために、本役人・新牧命者を論ぜず、今日悉く注記す。築地八十八本の中に、東鐘殿の陣西の六本新田入道跡と見えたり。

政義は義房の長子にして、文治三年生る。御室に入りて出家し、法名を阿義と號す。後、新知を賜ひ、寄居城より由良村臺源、所に徙住す。建長六年二月卒す。年六十八。圓福寺殿と號す。政義の長子又太郎政氏、家を繼ぐ。母は足利義氏の女なり。文永八年二月十八日卒す。年六十四。政氏の子六郎基氏、家を繼ぐ。

母は左近大夫平秀時の女。基氏削髪して、沙彌道義と號す。正中元年六月十一日卒す。年七十六。圓福寺に葬り、法光寺殿と諡す。族譜。

五　徳川氏及び世良田氏

徳川義季

文治四年二月二十日、頼朝箱根三島に參詣の際、徳川三郎等扈從す。五年六月

九日、鶴岡塔供養ありて、頼朝儀式を覽る。三郎義季等、先陣の隨兵たり。建久元年十一月七日、頼朝上洛す。德川三郎、先陣隨兵の廿七番に在り。

義季は新田義重が三男なり。新田郡世良田庄德川郷に住して、德川三郎、又は得川四郎と稱す。承久三年、長樂禪寺を世良田に剏立し、榮朝を開山とす。晩に薙飾して、榮勇と號す。寛元四年十二月五日卒す。長樂寺に葬る。義季は德河世良田の祖なり。新井白石は、義俊を太郎、義季を次郎、經義を三郎と書ふと述べたり。東鑑に、德川を德河、德江、又は得川と書す。（三河考東遷）

寶治二年正月三日、將軍頼嗣御行始の儀式ありて、左親衞の亭に入る。新田三河前司頼氏等供奉す。建長二年正月十六日、將軍鶴岡八幡宮に詣す。頼氏等之に供奉す。三月廿五日、將軍方違として、北條時頼の亭に入る。頼氏等之に供奉す。十二月廿七日、近習結番の事を定む。頼氏四番の中に加へらる。三年正月一日、將軍並に若君御前等、御行始の儀ありて、時頼の亭に入る。頼氏供奉に列す。三日、左馬頭入道正義の沙汰にて埦飯あり。頼氏御行騰を勤む。五日前將軍頼經夫人、御行始にて、秋田城介義景が甘繩第に入る。頼氏等之に供奉す。十一日、將軍鶴岡八幡宮に詣す。頼氏等陣後に供奉す。廿日、將軍箱根・三島の二所に向ふ。

賴氏御後に列す。八月十五日、鶴岡八幡宮放生會ありて、將軍之に臨む。賴氏御後に列す。四年四月十四日、宗尊親王、始めて鶴岡八幡宮に參詣す。賴氏供奉に列す。將軍方違として、右兵衛督教定朝臣の泉谷の新亭に入る。賴氏折烏帽子・直衣・騎馬にて之に從ふ。八月一日、宗尊親王、征夷大將軍に任じ、鶴岡八幡宮に拜賀の儀を行はんとす。病ありて之を停められ、供奉人の散狀を御所に徵し、陸奧掃部助をして、之を閲せしむ。賴氏御劍の役にあり。十四日、將軍病床に彼の散狀を披覽す。加點の人々の中に賴氏あり。十一月十一日、將軍新御所に移徙す。賴氏等布衣、下括にて、之に供奉す。五年正月、將軍家御行始あり、賴氏等之に供奉す。十六日、鶴岡八幡宮に詣す。賴氏等御後に供奉す。八月十五日、將軍鶴岡の放生會に臨む。賴氏等御後に列す。六年正月一日、將軍御行始の儀あり。時賴の亭に入御す。賴氏供奉に列す。廿二日、將軍鶴岡八幡宮に詣す。賴氏御後に列す。六月十六日、鎌倉騷擾す。昨夕より諸士御所に群參す。時賴、着到を披閲す。賴氏其中に在り。八月十五日、將軍鶴岡放生會に臨む。賴氏御後に列す。十二月一日、五組の引付を更に結番す。賴氏五番に加へらる。康元元年正月一日、垸飯あり賴氏等庭上に候す。五日御行始ありて、將軍時賴の亭に臨む。賴氏

供奉す。十一日將軍鶴岡社に詣す。頼氏御後に列す。六月廿九日將軍放生會參宮の供奉人を定む。頼氏の名見えたり。七月十七日將軍時頼が建立の最明寺に參向す。頼氏御後に供奉す。八月十五日將軍鶴岡放生會に臨む。御後の五位十五人の中に頼氏あり。廿三日將軍長時が常葉の第に入る。頼氏等騎馬にて供奉す。正嘉元年十二月廿四日廂御所の一日一夜結番の事を定む。頼氏三番の中にあり。二年正月一日垸飯を行ひ兩執權庭に候し其他は庭上に着座す。頼氏東座に着す。十日將軍鶴岡に參宮す。頼氏御後五位の中に在り。三月一日將軍箱根・三島二所に向ふ。頼氏御後に供奉す。六月十一日將軍最明寺の亭に入る。頼氏等之に供奉す。十七日來る八月鶴岡放生會の供奉人を點定す。頼氏其中に在り。文應元年正月一日垸飯あり。頼氏等庭上に候す。次いで御行始の儀あり。頼氏亦御後に供奉す。十一日將軍鶴岡に參宮す。頼氏等御後たり。廿日御所の中に早晝の番衆を定めらる。頼氏五番の中にあり。二月二十日廂御所の結番を更定す。頼氏五番に加入せらる。四月三日將軍入道陸奥守の亭に入る。頼氏等供奉す。弘長元年正月一日垸飯あり。頼氏庭上の東座に着く。儀終りて御行始として時頼が亭に向ふ。頼氏等供奉す。四月廿

四日、將軍及び御息所、奥州禪門が極樂寺新造の山莊に入御す。賴氏騎馬にて御息所に供奉す七月十二日、將軍最明寺の第に入りて、弓鞠・競馬・相撲等の勝負を覽る。又管絃・詠歌等の遊宴あり。賴氏御息所に供奉す。十三日、御息所の護衛を始めらるゝに就いて、御所の近邊に人々の宿所を點定せらる。賴氏其中に入ると雖も、重役たるを以て、免ぜらる。十月四日、將軍最明寺に入御す。賴氏等騎馬にて供奉す。弘長三年正月十日、蹴鞠に堪能の者を選びて、旬の御鞠の奉行を定む。二月、五月、八月、十一月の下旬、賴氏其選に入る。八月八日、放生會供奉人を進奉せらる。賴氏在國を以て、之を辭す。

賴氏は得川義季が次子にして、彌四郎と稱す。從五位下三河守に叙任す。世良田に住して、世良田を氏とす。文永九年、勘氣を蒙り、佐渡に流罪せられ、六月同地に歿す。法名は良源。三家考・族譜。

義重
├─(山名)義範……
├─(里見)義俊……
└─(新田)義兼─義房─政義(太郎)─政氏(又太郎)─基氏(六郎)

得川有氏

新田教氏

得川義季 ─┬─ 得川頼有（四郎太郎）── 頼泉（下野守 下野太郎）
　　　　　├─ 世良田頼氏 ── 教氏（三河次郎）……
　　　　　│　　　　　　　└─ 有氏（三河三郎）
　　　　　└─ 額田經義……

嘉禎四年二月十七日、將軍頼經上洛、六波羅着の際、隨兵の中に得江藏人・得江三郎あり。得河は又得江とも書せるにて、三郎は有氏なり。藏人は教氏か。猶攷ふ可し。

康元元年正月二日、足利三郎利氏の沙汰にて、垸飯の儀あり。五の御馬は足利次郎兼氏・新田次郎之を牽く。正嘉二年正月一日垸飯の儀あり。得河左近大夫、庭上東廊に參候す。次郎も左近大夫も同人にして、頼氏が子教氏ならん。

教氏は頼氏の二男、世良田次郎と稱す。又新田とも德川とも呼ぶ。正安二年十一月卒す。法名は清親（[illegible]）。教氏の子家時、世良田孫太郎と稱す。弘安十年卒す。滿義（[illegible]）家を繼ぐ。世良田の嫡流なれば、世良田孫二郎と稱す。初め守邦親王に仕へ、後鎌倉を去りて、新田義貞に屬す。（[illegible]）

新田有氏

寛元元年七月十七日、將軍臨時の出御に際し、御供の結番を定む。その上旬の中に、新田三郎あり。前に得川三郎とあると同人にて、賴氏の三男有氏が事なるべし。有氏、得川三河三郎と稱す。新田庄江田に住し、江田氏の祖となる。（東鑑・分脈・族譜。）

賴氏─┬─敎氏（徳川 世良田 次郎）─家時─滿義─政義（徳川氏祖）
　　　└─有氏（得川 三郎）─┬─義有（三郎太郎）─義氏（江田 次郎）
　　　　　　　　　　　　　　└─家氏（左衛門尉）

新田賴泰

建長六年七月二十日、供奉人等のこと、重ねて催促あり。日來連りに事由を申立てたる者の中に、新田太郎あり。（東鑑。）太郎は得川下野守賴有が子賴泰、世良田下野太郎と稱す。其妹は岩松經兼が妻となる。（族譜。）

正嘉元年正月一日、垸飯の儀に參候したる、得河左近大夫あり。（東鑑。）

六　阿佐美氏

阿佐美實方

阿佐美氏、又淺見氏とも書す。藤原伊周が裔なり。庄大夫家弘の時、兒玉を稱

す。所謂兒玉黨なり。其子庄五郎弘方、始めて阿佐美氏を稱す。蓋し武藏國兒玉郡阿佐美村(今共和村の大字、)に住せしを以てなり。又上野國吾妻郡中山村(今高山村の大字、)を領す。其子太郎實高、賴朝に仕へ、文治五年七月十九日、藤原泰衡征伐の軍に加はりて、奧州に赴き、軍功あり。建久元年賴朝入洛の時、先陣の先兵に加はりて、第十七番に列す。正治二年正月十九日、左近衞尉に任ず。建保四年十二月十四日、右衞門尉に任ず。仁治二年正月、武藏國兒玉御庄を給ふ。其後上野國高山庄、吾妻郡中山村、及び越後國荏保・横曾根保・大積保、加賀國島田村等を領す。(重修譜には仁治二年正月卒すとあれども、疑ありて今取らず。)實高其領を子孫に分與す。暦仁元年二月、將軍賴經入洛の時、隨兵の十七番に、阿佐美六郎兵衞尉あり。實高の子孫か、將た族人か、未だ考えず。阿佐美氏の子孫に、三雲に住するものありと、三雲氏を稱し、德川幕府に仕へしが、寛永十二年家絶ゆ。(東鑑・武藏七黨系圖・北武藏名跡志・地名辭書・寛永重修諸家譜・武藏武士。)

阿佐美六郎兵衞尉

七　澁谷氏

賴朝、澁谷次郎高重の領、上野國甘樂郡黑川鄕に、國衙の使の入部を停む。東鑑、元曆元年七月十六日の條に曰く「澁谷次郎高重者、勇敢之器、頗不レ耻二父祖一之由、度々預二御感一。凡於レ事快然之餘、彼領掌之所、上野國黑川鄕、止二國衙使入部一、可レ爲二別納一之由、賜二御下文一。仍今日被レ仰二含其由於國奉行藤九郎盛行一云々。」

高重は重國の二男にして勇敢の譽ある士なり。後和田義盛に味方し、終に戰死す。

八　小林氏

小林次郎重弘

小林小次郎時景

元暦二年正月一日、頼朝鶴岡に參宮して、神馬二匹を奉らる。黒鹿毛なり。小林次郎重弘・山上太郎高光等之を曳く。上野名跡考に、此事を注して「山上が馬は利刀(とがり)立、小林が馬は新屋(にひや)だちの駒などにやありけん」と述べたり。建久六年三月十日、頼朝東大寺供養に會せんとして、南都に入るや、重弘等隨兵たり。仁治二年五月六日、臨時の評定あり。外記左衛門尉俊平を奉行と爲し、本庄四郎左衛門尉時家が所帶を召放たる。本件は小林小次郎時景が所從藤平太が妻の通行に際し、時家彼女の馬二疋を押取り、口付(くちつき)二次郎なる者を搦取りたるに因由し、時景が之を告訴したるに依りて、判決ありしなり。時家は武州本庄の住人ならん。又時景は重弘が子か。正嘉二年三月一日、將軍宗尊親王二所に詣せし時、隨兵十二騎の中に、小林二郎の子息小林小三郎の名見えたる、重弘が子にして、時景の弟ならんか。嘉禎四年二月十七日、小林小次郎、仁治元年八月二日、小林三郎あり。皆一族ならん。東鑑。

(一)小林氏は秩父の族、高山黨の支流なり。緑野郡小林に住す。金井高山氏系圖

に、重遠の子莊司高昭、其弟小林五郎重幸あり。是れ小林氏の祖なるべし。

九　山上氏

前項小林氏の條下に山上太郎高光の名見えたり。山上氏は、今勢多郡新里村山上の住人なり。淵名兼行が孫足利家綱が五男、五郎高綱、始めて山上氏を稱す。建久元年、頼朝入洛の際、高綱が子太郎高光隨兵に加はる。二年頼朝鶴岡奉幣に當り、隨兵たり。六年三月十日、頼朝南都に入るや、亦隨兵たり。高光の孫四郎時光、其族彌四郎秀盛の名、東鑑に見えたり。

山上高綱—高光—時光（五郎）
- 光高（五郎）—時光
  - 時定（孫四郎）
  - 秀光（五郎）
- 重義（五郎）—秀能（五郎）

次に山上七郎五郎と言へる者あり。其系統は詳ならざれど、義貞の擧兵に贊し、元弘三年、鎌倉討入に參加せり。その證として、集古文書より左の一通を引く。

天野經顯目安　牛尾茂左衛門藏

山上太郎高光

天野周防七郎左衛門尉經顯申、子息三郎經政關東合戰事

右去（元弘三年）五月十八日、經顯・經政、最前馳參于片瀨原、則奉屬于此御手、懸破稻村崎之陣、追于稻瀨河並前濱鳥居脇、致合戰忠之處、若黨犬居左衛門五郎茂宗・小河彦七安重、中間孫五郎・藤次男等、令討死訖。此等之次第、御見知之上、同時合戰之間、新田矢島次郎上野國住人山上七郎五郎、見知之間、就捧請文御注進之上者、爲後證欲申賜御證判矣。

仍言上如件。

元弘三年十二月　日

一見了　花押（新田義貞）

右の天野經顯・經政文子は、遠江國の住人なり。五月廿二日、高西谷の戰に、軍忠を顯はしたる其證人として、新田矢島次郎と、此山上氏の兩人を引合ひにしたるものなり。右文の末に「一見了」とあるは、義貞が奥書をなし、證印して返し與へたるものとす。

一〇　沼田氏

沼田太郎

文治元年十月廿四日、頼朝勝長壽院の供養に臨むや、弓馬の達者六十人を精選して、之を隨兵とす。沼田太郎(一)の名其中にあり。文治五年七月十九日、頼朝奥州の泰衡を征せんが爲めに、鎌倉を發す。沼田太郎之に從行す。建久元年十一月七日、頼朝上洛、六波羅に着く時、沼田太郎、先陣隨兵第十八番、後陣隨兵第十九番の二所に列す。前者は上野とあれば、後者は他國なる可し。二年二月四日、頼朝箱根・三島の二所に詣す。沼田太郎、後陣隨兵たり。(東鑑。)

沼田七郎

沼田小太郎

建曆三年五月三日、和田の戰に、御所方に屬して戰死せし者に、沼田七郎あり。承久三年六月十四日、關東軍に屬して、京軍を討取りたる人々の中に、沼田小太郎(二)あり。熊野法印が子を獲たるなり。建長二年三月一日、造閑院殿雜掌の事を定めたる註記に「河堰二百三十八丈の中、東緣の四丈、沼田太郎跡」とあれば、此頃は太郎既に卒去後たるを知る。(東鑑。)

(一)太郎は、人物志に「名は家信、沼田七郎家通の子なり」とあり。

(二)小太郎は、人物志に家信の子にして、名は家基とあり。利根郡沼田の住人と知

ゐべし。猶沼田氏の出自に就ては、室町時代第十一章を參照せられよ。

二　多胡氏　附多比良氏

多胡宗太

多胡宗內

多比良小次郞

文治元年十月廿四日、勝長壽院に於て供養を行はれ、賴朝之に臨む。隨兵の中、六十人は弓馬の達者を精選せられたる者にして、皆最末に供奉す。其人數の內西方の部に多胡宗太の名あり。當國多胡郡の人なるべし。建久六年三月十日、賴朝東大寺供養に臨まんとして奈良に入るに、隨兵の中にも、多胡宗太ありて前項と同人なり。承久三年六月十四日、（承久の役）宇治の戰に、敵を討ちし人々の中に、多胡宗內とあり。正嘉二年三月一日、將軍宗尊親王二所に進發の際、供奉の隨兵十二騎中に多胡宗內左衞門尉跡、多比良小次郞とあり。宗內と宗內左衞門尉とは同人なるべし。多比良小次郞は、多比良村（今多野郡入野村の大字に存す。）の住人なるべし。曆仁元年二月十七日、將軍賴經入洛、六波羅着の際、三浦義村が隨兵第六番に、多々良小次郞、同次郞兵衞尉とあるは、多。比。良。小次郞等の誤字なるか。又此時將軍の隨兵百九十二騎の中に、第四番多胡宮內左衞門太郞あり。

三　廣澤氏

文治二年三月二十七日、北條時政京を發して關東に歸らんとす。仍りて洛中を警衛せんが爲めに、勇士を選拔してさし置かる。人數は三十五人なり。其中に廣澤次郎・同彌四郎・同五郎あり。建久元年十一月七日、賴朝列粧を盛にして入洛、六波羅に入る。後陣隨兵廿八番に、廣澤餘三とあるは實方なり。此時先陣廿六番に、廣澤三郎あり。實方が子實高なる可し。建久二年二月四日、賴朝二所に詣す。三郎等先陣隨兵となる。建曆三年六月二十五日、左衞門尉實高、備後國より歸參す。是れ海陸賊徒蜂起せしを鎭定せんとて、去々年使節として彼國に遣はされたるなり。然るに實高志を和田義盛に通じ、征箭尻百腰を用意せしめ、送

廣澤次郎
同彌四郎
同　五郎
廣澤餘三實方

廣澤三郎兵衛尉實能

り遣はせし由、讒訴する者あり。在京の士に命じて、之を誅す可き沙汰あり。實高之を知らずして、此日參着せしなり。朋友等密に之を告ぐ。則ち波多野中務次郎經朝以下の一族、相與に御所に參列し、大江廣元に屬して、陳じて曰く、征箭の事は全く彼の賄に備へず。義盛は侍所の別當なり。別して仰と稱して相催すの間、別忠の由を存じ、之を遣せり。且は義盛の狀分明なり。早く讒人を召決せられ、此外に若し用意の證據あれば、實高刑を免がれ難からんか。然らざれば讒者の過、而かも默止せられんやと。義盛の書狀を台覽に及ぶ。仰の字を載するの上は、左右する能はず。將軍實朝、實高が多年昵近奉公の間、兼ねて貳心なき由を知り、且つ陳謝の趣、其理あるを見て、元の如く候近す可き旨を親諭す。嘉禎二年八月四日、將軍賴經、若宮大路に新造の御所に移徙す。實高當日の供奉人中に入る。仁治元年三月十二日、其子三郎兵衛尉實能が事なり。故なくして、當番に事へざるを以て、出仕を止めらる。二年二月廿六日、是より先き實能、同彌次郎が直家と郎從の事に依りて、訴訟に及びしが、此に至りて是非を召決せらる。將軍の前に於て、實能、直家裁許す。從伴の士以下は、相從ふ可きのよしなり。清原滿定、當座に於て其御教書を書し、前武藏守泰時判を加ふるの後、自今實能に授く。寛元元年七

廣澤餘三

月十七日、將軍臨時御出に就き、供奉人結番を定めたる中に、廣澤三郎左衛門尉あり。實能左衛門尉に轉せしならん。二年六月十三日、將軍賴嗣御行始の儀あり。秋田城介義景が甘繩の家に入る。三郎左衛門尉等之に供奉す。建長二年三月一日、造閑院殿雜掌の事を、京都に進覽せしめんがために注記す。裏築地、油小路面卅一本の中、五本（在垣形一本）は廣澤左衛門尉入道跡とあり。是頃實能は卒去後なるを知る。建長六年閏五月一日、北條時賴親ら下若等を隨へて、將軍宗尊親王の御所に參す。時に親王廣御所に出でて、酒宴數獻に及ぶ。近習の人々召出され各〻醉に乘ず。時に時賴曰く、近年武藝廢れて、自他の門葉職に非ざるの才藝を好み、已に吾家の禮を忘る。比興と謂ふ可し。然らば弓馬の藝は、追つて試會すべし。先づ當座に於て、相撲の勝負を召決せられ、感否の沙汰ある可し。將軍殊に入興あり。近習等或は退散し、或は固辭す。北條重時を奉行となし、遁避の輩は永く召仕へられ可からざるの旨、再三仰せ含めらる。十餘輩憖に手合に及びしも、衣裝を撤せず。長田兵衛太郎を召出され、砌りに候し、勝負の是非を判せしむ。譜代の相撲たるを以てなり。五番に廣澤餘三・加藤三郎出でて、加藤の勝となる。餘三は實能が子ならん歟。（東鑑。）

高田源次
高田太郎
同　盛員

廣澤氏は藤原秀郷が八世孫、波多野筑後守遠義の子、餘三實方を祖とす。山田郡廣澤郷を食み、由りて氏となす。實方の弟從五位下伊勢守義職は千集載の作者なれば、實方も略〻同時と認む可く、建久の餘三は、實方に相違あるまじ。（人物志。）

波多野遠義┬義通（波多野）
　　　　　├秀高（河村）
　　　　　└實方（廣澤・余三）─實高（左衛門尉）─實能（左衛門尉）……

一三　高田氏

文治四年三月十五日、梶原景時の宿願にて、鶴岡道場に大般若經供養を行はる。頼朝結縁の爲めに之に詣す。路次隨兵三十人の中に、高田源次あり。建久元年十一月七日、頼朝上洛、六波羅着到の際、後陣の隨兵第十六番に、高田太郎あり。（東鑑。）仁治二年二月二十五日、高田武者所盛員、掃部左衛門尉秀連と、上野國菅野莊（莊園の條下を見よ。）内の境の相論ありて、此日對決せらる。盛員が訴、分明なるを以て、式條に照らし、盛員が所領一所を召放さる可き旨、その座に於て安達藤内左衛門能兼

に命ず。能兼は當時上野國守護たればなる可し。

高田氏は甘羅郡高田村の住人と思はる。源頼政の孫光圓、高田と稱す。其子盛貞、高田太郎と稱す。是れ盛員の誤字ならん。

一四　高山氏

尊卑分脈平氏の系に、秩父權守重綱見えたり。武家系圖重綱の三男重遠、綠野郡高山莊を領して、高山三郎と稱す。其子庄司三郎重久、初め重昭、木曾義仲に屬し、後頼經に仕ふ。文治五年、頼朝奧州藤原泰衡を征せんとして、諸將を部署す。東海道の大將軍は、千葉常胤・八田知家、各一族等並に常陸・下總兩國の勇士等を從へ、宇太・行方を經、岩代岩崎を廻り、阿武隈河港を渡りて參會す。北陸道は上野國高山・小林・大胡・左貫等の住人を相催して、越後國より出羽國念珠關に出でて、合戰を遂ぐ可し。頼朝は大手中路より進發す可く、先陣を畠山重忠に命せり。次に合戰

庄司三郎重久

高山三郎重親
五郎四郎盛治
彌三郎
彌四郎

の謀は、其罍あるの輩は、無勢の間、勳功を彰し難きを恐れ、軍勢を付せらるゝ由定めらる。仍りて武藏・上野兩國内の黨は、加藤景廉・葛西清重等に從ひて戰ふ可く命ぜらる。又東鑑に、高山三郎重親あり。重久が弟なり。信州に住す。暦仁元年二月十七日、將軍入洛の時、御所隨兵六番に五郎四郎、三十一番に高山彌三郎・同彌四郎あり。五郎四郎は盛治にして、重治が子なり。地名辭書に曰く、高山黨は一黨中に他姓族も同盟して團結すること、武州七黨の例にても明白なるが、尊卑分脈に據れば、秩父權守平重綱が三男、三郎重遠を高山氏の祖とし、佐位郡の藤原西氏も、之に一揆したる由、源平盛衰記に見ゆ。信州横田河原の合戰の條に、高山黨三百餘騎、おめいてかゝる中に、上野國高山黨西の七郎廣助と云ふ者あり云々。高山氏の居城は、日野金井の東南、要害山なり。東鑑・名蹟志・上毛及上毛人・金井高山氏系圖・同別本。

一五　大胡氏

大胡氏は勢多郡大胡村を居所と爲す。源平盛衰記に、足利又太郎の一門應護小橋太と記す。長門本平家物語に應護郡太と記す。本朝武家系圖に據れば、秀郷六世孫足利太郎

大胡太郎重俊

大胡太郎成家

大胡小四郎隆義

成行の三男、大胡太郎重俊、其子成家など見えたり。重俊始めて大胡の地を領す。嘗て大雲和尚を延きて、同地の北方、寺澤窪に長善寺を開基す。某年某月十四日卒す。乙庵道宗と謚す。建久元年十一月七日、頼朝入洛す。其行列に水干を着、野箭を負ひ、三騎相竝べる輩、二十一番に大胡太郎あり。重俊の子太郎成家なるか。六年三月十日、頼朝東大寺の供養に參會す。其時供奉人行列の隨兵三騎相竝び、各家の郎從同じく甲冑を着し、傍路に列す。大胡太郎其中に在り。同年五月十五日夕、六條大宮邊にて、三浦介義澄の郎等と、足利五郎が所從等と、亂鬪を起す。之に依りて和田義連・佐原義盛以下、義澄が旅宿に馳集る。又小山朝政・定政・朝光以下、大胡・佐貫の輩は、足利が宿所に集る。頼朝、梶原景時を遣はし、兩者を和解せしむ。（長善寺觀音光背文・同寺過去牒・東鑑。）

暦仁元年二月十七日、將軍頼經上洛の時隨兵百九十二騎・第七番に大胡左衞門次郎・大胡彌次郎あり。又大胡成近（其系統は不明）が子小四郎隆義、在京の時、吉水の禪室に參じて、法然上人の感化に與り、深く念佛を信受す。歸國の後、猶不審なる事ありて、之を上人給仕の弟子澁屋の七郎入道道遍が許に問ふ。道遍乃ち上人に申入れ、仰を傳へて、三心以下の事、精細に答ふる所あり。隆義の子太郎實秀、彼の消

息を相傳し、父の跡を追ひて、稱名の行怠りなかりしが、念佛の安心不審なることありて、小屋原の蓮性を使者として、上人に之を質しゝに、上人書いて之に答へたり。實秀この消息を得て恭敬し、一向に念佛す。寛元四年（將軍賴嗣の時）往生の時異香をかぎ、音樂を聞く者、多かりしと云ふ。その妻室も亦、消息を信受して、稱名の行懈りなく、終に奇瑞を顯し、往生の素懷を遂げたりと謂ふ。（法然上人行狀畫圖。）

大胡太郎實秀へつかはす御返事

さきの便にはさしあふ事候て、御返事細かに申さず候ひき。定めて不審におぼし召し候らんと思給候。さてはたづねおほせられ候し事ども、御文などにては、たやすく申ひらきがたきことにて候。あはれ京に久しく御逗留候し時、こまかに御沙汰候はましかば、よく候ひなまし。大方は念佛して往生すと申事ばかり、わづかに見およひ候。我心一つに深く信じたるばかりにてこそ候へ。人までつまびらかに申さかせなどするほどの身にて候はねば、まして立ち入りたること共の不審など、御文にて申ひらくべしともおほえ候はねども、わづかにみをよび候ほどの事をは、かつかつまゐらせて、ともかくも、御返事申し候はざらんことの、をそれにて候へば、心のおよぶ程は、かたの如く申候はんと存候也。まづ三心具足して往生すと申

候ことは、實にその名目ばかりをうちきく時には、いかなる心を申しやらんと、事々しくおほえ候ひぬべけれ共、善導の御意にては心えやすき事にて候なり。かならず、ならひ沙汰せざらん無智の人、さとりなからん女人などの、え具せぬほどの心ばえにては候はぬ也。たゞまめやかに往生せんと思ひて、念佛申さん人は、自然に具足しぬべき心にて候物を、其ゆへは、三心と申すは、觀無量壽經にとかれ候やうは、もし衆生ありて、かの國にすまれんとねがはんものは、三種の心をおこして、すなはち往生すべし。何等をか三とする。一には至誠心。二には深心。三には迴向發願心也。この三心を具するものは、かならずかのくにに、すまるるとゝかれたり。しかるに善導和尚の御意によらば、はじめに至誠心といふは、眞實の心なり。眞實と言ふは、いはく、内はむなしくして、外をかざるの心のなきを申也。すなはち觀經疏に釋していはく、外には賢善精進の相を現し、内には虛假をいだく事をえざれといへり。この釋の心は、内はをろかにして、外にはかしこき人とおもはれんとふるまひ内には惡をつくり、外に善人のよしをしめし、内には懈怠の心を懷きて、外には精進の相を現ずるを、眞實ならぬ心とは申也。外も内もありのまゝにて、かざる心のなきを、至誠心となづくるにてこそ候めれ。

二に深心といふは、すなはちこれ、深く信ずる心なり。何事を深く信ずるぞとい

ふにまづもろ〳〵の煩惱を具足して、おほくのつみをつくりて、餘の善根などなからん凡夫、阿彌陀佛の大悲本願をあふぎて、其佛の大悲の名號をとなへて、もしは百年にても、もしは四五十年にても、もしは十二十年にても、乃至一二年にてもあれ、すべて往生せんとおもひはじめたらん時よりして、最後臨終の時にいたるまで懈怠せず、もしは七日一日、十聲一聲にても、おほくも、すくなくも、稱名念佛の人は決定して往生すべしと信じて、乃至一念もうたがふ心なきを、深心とは申也。しかるに、もろもろの往生をねがふ人、本願の名號をたもちながら、尙内に妄念のをこるををそれ、外に餘善のすくなきによりても、ひとへにわが身をかそしめて、往生を不定におもはゞ、すでに本願をうたがふなり。されば善導は、はるかに未來の行者の、このうたがひをのこさん事をかゞみて、其疑心をのぞきて、決定の心をすゝめんがために、煩惱を具足して、罪業をつくり、善根すくなく智解なからん凡夫、十聲一聲までの念佛によりて、決定して往生すべきことはりを、くはしく釋しをしへ給へるなり。たとひおほくの佛、空の中に充滿して、光をはなち、舌をのべて、造罪の凡夫念佛して往生すといふことは、ひが事なり。信ずべからずとの給ふとも、それによりて、一念もおどろき、うたがふ心あるべからず。そのゆへは、阿彌陀ほとけ、いまだ佛になり給はざりしむかし、もし我佛になりたらん時、十方の衆生、我名號を十たびとなへ、一こ

ゑもとなへむ。となふることかみ百年より、しも十聲一聲までも、もしわが國にすまれずといはば、われ佛にならじとちかひ給ひたりしに、その願むなしからずして、佛になりて、すでに久しくなり給へり。知るべし、かの名號をとなへむ人は、かならず往生すべしといふ事を。又釋迦佛、この娑婆世界に出で給ひて、一切衆生のために、かの彌陀の本願をときて、念佛して往生をすゝめ給へり。又六方恒沙の諸佛、をの〱廣長の舌をいだして、釋迦の念佛して往生すとき給ふは、決定なり。もろもろの衆生ふかく信じて、すこしもうたがふ心あるべからずと、爾許の佛たちの、一佛ものこらず、一味同心に證誠し給へり。すでに阿彌陀ほとけは、その願をたて給ふ。釋迦ほとけは、その願のむなしからざることを、ときすゝめ給ふ。六方恒沙の諸佛は、その說の眞實なる事を證誠し給へり。このほかに、又いづれの佛の、これらの諸佛にたがひて、凡夫念して、往生せずとは、の給ふべきぞといふことはりをもて、おほくのほとけ現じての給ふとも、それにをどろきて、さては念佛往生かなふまじきかと信心をやぶり、疑心ををこすべからず。いはんや、菩薩たちの、の給はんをや。いはんや、羅漢辟支等をやと釋し給ひて候也。いかにいはんや、近來の凡夫のいひさまたげんをや。いかにめでたき人と申すとも、善導和尚にまさりたてまつりて、往生の道をしりたらんこともありがたく候。又善導は、たゞの凡夫にはあらず。

即ち阿彌陀佛の化身なり。かの佛我本願をひろめて、あまねく一切衆生にしらしめて、決定して往生せさせん料に、かりに凡夫の人とむまれて、善導和尚といはれ給ふなり。いはゞ、その教は、佛説にてこそ候へ。いかにいはんや、垂迹のかたにても、現身に念佛三昧をえて、まのあたり淨土の莊嚴を見、佛にむかひたてまつりて、たゞちに佛のをしへをうけたまはりて、の給へること詞ども也。本地をおもふにも垂迹をたづぬるにも、かた〴〵あふひて信ずべし。されば、たれも〳〵、煩惱のこき、うすきをかへりみず、罪障のかろき・おもきをも沙汰せず、たゞ口に南無阿彌陀佛をとなへむこゝろにつきて、決定往生のおもひをなすべし。その決定の心を、やがて深心とはなつくる也。その深心を具しぬれば、決定して往生する也。詮ずるところは、とにもかくにも、念佛して往生すといふことを、ふかく信じて、うたがはぬを、深心とはなづけて候なり。

三に廻向發願心といふは是亦別の心には候はず。わが所修の行業を一向に極樂に廻向して、往生をねがふ心也。かくのごときの三心を具して、かならず往生すべし。此心一つもかけぬれば、往生はせずと善導は釋し給へる也。たとひ眞實の心ありて、うへをかざらずとも、佛の本願をうたがはゞ、すでに深心かけたる念佛也。たとひ疑心なくとも、外をかざりて内に實の心なくば、至誠心かけたる人なるべし。

たとひこの二心を具して、かざる心も疑心もなくとも、極樂にむまれんとおもう心なくば、廻向發願心かけぬべし。三心を意えわかつ時には、かくのごとく、別々なる樣なれども、詮ずるところは、眞實の心ををこして、ふかく本願を信じて、往生をねがふ心を、三心具足の心とは申也。誠に是ほどの心だにも具足せずしては、いかゞ往生ほどの大事をばとげ給ふべきや。此心は、申せば又やすき事にて候也。これをかやうに意えしらねばとて、又ぇ具足せぬ心にては候はぬ也。その名をだにもしらぬものも、この心をばそなへつべく候。又よくよくしりたらん人の中にも、そのまゝに具せぬも候ひぬべき心ばへにて候也。さればこそ、いふに甲斐なき人數ならぬものどもの中よりも、たゞひらに念佛申すばかりにて、往生したりといふ事は、むかしより申つたへたる事にて候べき。それらはみなしらねども、三心を具したる人にてありけりと、意えらるゝ事にて候也。又年ごろ念佛申したる人の、臨終のわろき事の候は、さきに申しつるやうに、うへばかりをかざりて、たうとき念佛者と、人に言はれんとのみ思ひて、下にはふかく本願をも信ぜず、まめやかに往生をもねがはぬ人にてこそは候らめと、意えられ候也。されば此三心を具せざるゆへに、臨終もわろく、往生もせぬ事にて候也と、しろしめすべき也。かく申候へば、さては往生は大事の事にこそとおぼしめす事、ゆめゆめ候まじき也。一定往生すべしと思

ひとらぬ心を、やがて深心かけて往生せぬ心とは申候へば、いよ〳〵一定の往生とこそおぼしめすべき事にて候へ。まめやかに往生の心ざしありて、彌陀の本願をうたがはずして、念佛を申さん人は、臨終のわろきことは、大方は候まじき也。そのゆへは、佛の來迎し給ふ事は、もとより行者の臨終正念のためにて候也。それを意えぬ人は、みなわが臨終正念にて、念佛申たらむ時に、佛はむかへ給ふべき也とのみ意えて候は、佛の願をも信ぜず、經の文をも意えぬ人にて候也。そのゆへは、稱讚淨土經にいはく、佛慈悲をもて加へ祐けて、心をしてみだらしめ給はずと、とかれて候へば、たゞの時に、よく〳〵申しをきたる念佛により、臨終にかならず佛は來迎し給ふべし。佛の來迎し給ふを見たてまつりて、行者正念に住すと申す義にて候也。しかるに、さきの念佛をむなしく思ひなして、よしなく臨終正念をのみいのる人などの候は、ゆゝしき僻胤にいりたる事にて候也。されば、ほとけの本願を信ぜん人は、かねて臨終をうたがふ心あるべからずとこそおぼえ候へ。たゞ當時申さん念佛をば、いよ〳〵至心に申すべきにて候。いつかは佛の本願にも、臨終の時、念佛申たらむ人をのみ迎へんとはたて給ひて候。臨終の念佛にて往生すと申事は、日比往生をもねがはず、念佛をも申さずして、ひとへにつみをのみつくりたる惡人の、すでに死なんとする時に、はじめて善智識のすゝめにあひて、念佛して往生すとこそ、

觀經にもとかれ候へ。もとよりの行者は、臨終の沙汰をば、あながちにすべき樣は候はぬ也。佛の來迎一定ならば、臨終の正念も亦一定とおぼしめすべき也。此大意をもて、よく〳〵お心をとゞめて、意えさせ給ふべく候。又罪を作りたる人だにも、念佛して往生す。まして法花經などうちよみて、念佛申さんは、何かはくるしかるべきと、人々の申候らん事は、京邊にもさ樣に申候人々おほく候へば、まことにさぞ候らん。それは餘宗の意にてこそ候はめ。よし・あしを定め申すべきに候はず。僻事と申さば、をそれあるかたおほく候。たゞし淨土宗の意、善導の御釋には、往生の行に大にわかちて二つとす。一には正行、二には雜行なり。はじめに正行といふは、是にあまたの行あり。はじめに讀誦正行といふは、これは無量壽經・觀經・阿彌陀經等の三部經を讀誦する也。次に觀察正行といふは、これはかの國の依正二報のありさまを觀ずる也。次に禮拜正行といふは、これは阿彌陀ほとけを禮拜する也。次に稱名正行といふは、南無阿彌陀佛ととなふる也。次に讚嘆供養正行といふは、これは阿彌陀佛を讚嘆したてまつる也。

これをさして五種の正行となづく。讚嘆と供養とを二つの行とする時は、六種の正行とは申すなり。この正行について、ふさねて二つとす。一つには、一心にもつぱら彌陀の名號をとなへたてまつりて、立居起臥、晝夜に忘るゝことなく、念念に

すてざるものを、これを正定の業となづく。かの佛の本願に順ずるが故にと申して、念佛をもて、まさしくさだめたる往生の業と立て候。もし禮誦等によるをば、なづけて助業とすと申して、念佛のほかの禮拜讀誦讃嘆供養などをば、かの念佛をたすくる業と申て候也。さてこの正定業と助業とをのぞきて、そのほかのもろ〳〵の業をば、みな雜行となづく。布施・持戒・忍辱・精進等の六度萬行も、法花經を讀み、眞言をもをこなひ、かくのごとくのもろ〳〵の行をば、みなことごとく雜行となづく。さきの正行を修するをば、專修の行者といひ、のちの雜行を修するをば、雜修の行者と申候也。この二行の得失を判ずるに、さきの正行を修するには、心つねにかの國に親近して、憶念ひまなく、のちの雜行を行するには、心つねに間斷す。迴向してむまるゝことをうべしといへども、すべて疎雜の行と名づくといひて、極樂にうとき行といへり。又專修のものは、十人は十人ながらむまれ、百人は百人ながらむまる。何をもてのゆへに、外の雜縁なくして、正念をうるが故に、彌陀の本願とあひ應ふるがゆへに、釋迦のをしへにたがはざるが故に、雜行のものは、百人がうちに一二人むまれ、千人がうちに四五人むまる。何をもてのゆへに、雜縁亂動して、正念をうしなふがゆへに、彌陀の本願と相應せざるがゆへに、釋迦のをしへと相違するがゆへに、諸佛の語にしたがはざるがゆへに、係念相續せざるがゆへに、憶念間斷するがゆへ

に、みづからも往生の業をさへ、他の往生をも、さふるがゆへに、など釋せられて候めれば、善導和尚をふかく信じて、淨土宗にいらん人は、一向に正行を修すべしと、申すことにてこそ候へ。その上は、善導のをしへをそむきて、餘行を加へんと思はん人は、をのをのならひたる樣どもこそ候らめ、それをよし、あしとは、いかゞ申候べき。善導のすゝめ給へる行どもを、をきて、すゝめ給はぬ行を、すこしにても、くはうべき樣なしと申すことにこそ候へ。すゝめ給へる正行ばかりだにも、なほ物うき身にて、いまだすゝめ給はぬ雜行を、くはへんことは、まことしからぬかたも候ぞかし。又つみをつくる人だにも、念佛して往生す。まして善なれば、法花經などをよまんは、何かくるしからんなど、申候らんこそ、無下にまたなくおぼえ候へ。往生をたすけばこそ、いみじくも候はめ。さまたげにならぬばかりを、いみじきことゝて、くはへをこなはんことは、なにかは詮にて候べき。されば惡をば佛の心につくれとやすゝめさせ給ふ。かまへて、とゞめよとこそ、いましめ給へども、凡夫のならひ、當時のまよひにひかれて、惡をつくるは、力およばぬことにてこそ候へ。まことに惡をつくる人の樣に、しかるべくて、經もよみたく、餘行もくはへたからんことは、ちからおよばず。但法華經などを、よまんことを、一言葉なりとも、惡をつくらんことにいひならべて、それもくるしからねば、まして是はなど申すらんことこそ、不便のこと

にて候へ。ふかき御のりもあしく意うる人にあひぬれば、かへりて物ならすきこへ候ことこそ、あさましくおほえ候へ。これをかやうに申し候へば、餘行の人々は、はらをたつことにて候へば、御心一つに心得て、ひろくちらさせ給まじく候。さらぬさとりの人の、ともかくも申候はん事をば、耳にきゝ入れさせ給はで、たゞ一筋に善導のおすゝめに從ひて、いますこしも一定往生する念佛の數遍を、申そへんとおぼしめすべき事にて候也。餘行はたとひ往生のさはりとこそならずとも、不定の往生とは、きこえて候めれば、一定往生の正行を修すべきにて候なり。正行のいとまを餘行にいれて、不定の往生の業をくはへん事は、且は損にては候はずや。よくよく意えさせ給ふべきとにて候なり。たゞしかく申候へば、雜行をくはへん人は、ながく往生すまじなと、申事にては候はず。いかさまにも、餘行の人なりとも、すへて人をくだし、人をそしることは、ゆゝしきとが、をもき事にて候也。よくよく御つゝしみ候て、雜行の人なればとて、あなづる御心候まじく候也。よかれ・あしかれ人のうへのよし・あしをば、おもひいれぬが、よき事にて候也。又心ざし本より此門にありて、進みぬべからんをば、こしらへすゝめさせ給ふべく候。さとりたがひて、あらぬさまならん人などに、論じあはせ給ふ事は、あるまじき事にて候。よくよくならひしり給ひたる聖たちだにも、さやうの事をばつゝしみて、おはしあひて候ぞ。

まして殿原などの御身にては、一定僻事にて候はんずるに候。唯御身一つに、まづよく〳〵往生をねがひて、念佛をはげませ給ひて、位たかき往生をとげて、いそぎ娑婆に還りて、人をばみちびかせ給へ。かやうにくはしくかきつけて申候事も、返々はゞかりおもふ事にて候也。あなかしこ。御披露候まじく候。あなかしこ〳〵。

三月十四日　源空　（和語燈錄）

大胡の太郎實秀が妻室のもとへつかはす御返事

御文こまかにうけ給はり候ぬ。まづはるかなる程に、念佛のこときこしめさんがために、わざと御つかひ上させ給ひて候。念佛の御心ざしの程、返々あはれに候。さてたづねおほせられて候念佛の事は、往生極樂のためには、いづれの行なりといへども、念佛にすぎたる事は候はぬ也。其ゆへは、念佛はこれ彌陀の本願の行なるがゆへ也。本願といふは、阿彌陀ほとけいまだ、ほとけになり給はざりしむかし、法藏菩薩と申しゝいにしへ、ほとけの國土をきよめ、衆生を成就せむがために、世自在王如來と申しゝほとけの御まへにして、四十八の大願をおこし給ひしその中に、一切衆生の往生のために一つの願をおこし給へる。これを念佛往生の本願と申也。すなはち、無量壽經の上卷に曰く「設我得佛、十方衆生、至心信樂欲生我國、乃至十念、若

不レ生者、不レ取二正覺一。已上。善導和尚此願を釋しての給はく、若我成佛、十方衆生、稱二我名號一。下至十聲、若不レ生者、不レ取二正覺一。彼佛今現在レ世成佛。當レ知本誓重願不レ虛。衆生稱念必得二往生一。已上。念佛といふは、佛の法身を憶念するにもあらず。佛の相好を觀念するにもあらず。たゞ一心に、もぱら阿彌陀ほとけの名號を稱念する。これを念佛とは申也。かるがゆへに、稱我名號とはいふなり。念佛の外の一切の行は、これ彌陀の本願にあらざるがゆへに、たとひ、めでたき行なりといへども、念佛にはおよばざる也。おほかた、そのくにゝむまれんとおもはんものは、そのほとけのちかひに、したがふべきなり。されば彌陀の淨土にむまれんと、おもはんものは、彌陀の誓願にしたがふべき也。本願の念佛と、本願にあらざる餘行と、さらにたくらぶべからす。かるがゆへに往生極樂のためには、念佛の行にすぎたる事は候はぬ也と申す也。往生にあらざる道には、餘行又をの／＼つかさどるかたあり。しかるに衆生の生死をはなるゝみち、ほとけのをしへさま／＼におほく候へども、このごろの人の三界を出て、生死をはなるゝみちは、たゞ極樂に往生し候ばかりなり。このむね聖教のおほきなることはり也。次に極樂に往生するに、その行のさま／＼におほく候へども、われらが往生せん事、念佛にあらずば、かなひがたく候也。そのゆへは、念佛はこれ佛の本願なるがゆへに、願力にすがりて、往生することはやすし。され

ば詮ずるにところは、極樂にあらずば、生死をはなるべからず。念佛にあらずば、極樂へむまるべからざる者也。ふかくこの旨を信ぜさせ給ひて、一すぢに極樂をねがひ、一すぢに念佛して、このたびかならず、生死をはなれんとおぼしめるべきなり。又一一の願のをはりに、若不爾者不取正覺とちかひ給へり。しかるに阿彌陀佛ほとけになり給ひてより、このかた、すでに十劫をへ給へり。まさにしるべし、誓願むなしからず、みなこと〲く成就し給へることを。其中に念佛往生の願ひとり、むなしかるべからず。しかれば衆生稱念するもの、一人もむなしからず、みなかならず往生することをう。もししからずば、たれかほとけになり給へることを信ずべきや。三寶滅盡の時なりといへども、一念すれば、なほ往生す。五逆重罪の人なりといへども、十念すれば、亦往生す。いかにいはんや、三寶の世に生れて、五逆を作らざるわれら、彌陀の名號をとなへんに、往生うたがふべからず。いまこの願にあへることは、まことにこれおぼろけの縁にあらず。よくよくよろこびおぼしめすべし。たとひ又あふといふとも、もし信ぜずばあらざるがごとし。いまふかくこの願を信ぜさせ給へり。往生疑おぼしめすべからず。必ずふた心なく、よく〱御念佛候ひて、このたび生死をはなれ、極樂にむまれさせ給ふべし。又觀無量壽經にいはく、一一光明遍照十方世界。念佛衆生攝取不捨已。これは彌陀の光明たゞ念佛

の衆生をてらして、餘の一切の行人をば照さずといふ也。但、餘の行を行じても、極樂をねがはゞ、ほとけのひかりてらして攝取し給ふべし。なんぞ只念佛のものばかりをえらびててらし給ふやとならば、善導和尚釋しての給はく、彌陀身色如金山、相好照十方。唯有念佛蒙光攝。當知本願最爲强。已上 念佛はこれ彌陀本願の行なるがゆへに、成佛の光明かへりて、本地の誓願をてらし給ふなり。餘行はこれ本願にあらざるがゆへに彌陀の光明きらひててらし給はざる也。今極樂をもとめん人は、本願の念佛を行して、攝取のひかりにてらされんとおぼしめすべし。これにつけても、念佛の大切に候。よく〳〵申させ給ふべし。又釋迦如來この經の中に、定散のもろ〳〵の行をときをはりて後に、まさしく阿難に付囑し給ふ時に、上にとくところの定善の十三觀、散善の萬行をば付囑せずして、只念佛の一行を付囑し給へり。經に云ふ、佛告阿難。汝好持是語。持是語者、卽是持無量壽佛名。善導和尚此文を釋しての給はく、從佛告阿難汝好持是語已下、正明付囑彌陀名號流通於遐代。上來雖說定散兩門之益、望佛本願、意在衆生一向專稱彌陀佛名。已上 これは定散のもろ〳〵の行は、彌陀の本願にあらず。故に釋迦如來往生の行を付囑し給ふに、餘の定善散善をば付囑せずして、念佛はこれ彌陀の本願なるが故に、まさしくえらびて、本願の行を付囑し給へるなり。いま釋迦のをしへに從ひて、往生をもとめんもの、

付囑の念佛を修して、釋迦の御意にかなふべし。これにつけても、又よく〳〵御念佛候て、ほとけの付囑にかなはせ給ふべし。又六方恒沙の諸佛、舌をのべて三千大千世界におほひて、もばらたゞ彌陀の名號をとなへて、往生するといふは、これ眞實なりと證誠し給ふなり。これ又念佛は彌陀の本願なるが故に、六方恒沙の諸佛、是を證誠し給ふ也。餘の行は、本願にあらざるが故に、諸佛も證誠し給はざるなり。これにつけても、又よく〳〵御念佛せさせ給ひて、六方の諸佛の護念をかうぶらせ給ふべし。彌陀の本願、釋尊の付囑、六方諸佛の護念、一々にむなしからず。このゆへに、念佛の行は諸行にはすぐれたる也。又善導和尚は、これ彌陀の化身なり。淨土の祖師おほしといへども、たゞひとへに善導によるに、往生の行おほしといへども、おほきにわかちて、二とし給へり。一には專修。いはゆる念佛なり。二には雜修。いはゆる一切のもろ〳〵の行なり。上にいふところの定散等、是なり。往生禮讃に言ふ、若能如上念々相續畢命爲期者、十卽十生。百卽百生。何以故、无外雜緣、得正念故、與佛本願得相應故、不違敎故、隨順佛語故、若欲捨專修雜業者、百時希得一二。千時希得五三。何以故由雜緣亂動失正念故、與佛本願不相應故、與敎相違故、不順佛語故、係念不相續故、憶想間斷故。已上。これは專修と雜行との得失なり。得といふは、往生する事をうるをいふ。いはゆる念佛するものは、十人はすなはち十人ながら

往生し、百人はすなはち百人ながら往生すと云ふこれなり。失といふは、いはゆる往生の益をうしなへる也。雜修のものは、百人が中にまれに一二人往生することを得て、その餘は、むまれず。千人がうちに、まれに五三人むまれて、その餘は又むまれず。專修のものゝみみなむまるゝ事をうるは、何のゆへぞ。阿彌陀佛の本願に相應するがゆへなり。釋迦如來のをしへに隨順せるがゆへ也。雜行のものゝむまるゝことのすくなきは、なにのゆへぞ。彌陀の本願にたがへるがゆへなり。釋迦のをしへに、したがはざるがゆへ也。念佛して淨土をもとむるものは、二尊の御こゝろにふかくかなへり。雜を修して、淨土をもとむるものは、二佛の御意にそむけり。善導和尚二行の得失を判ぜる事は、これのみにあらず。觀經の疏と申す文の中に、おほくの得失をあげたり。しげきがゆへにいださず。これをもてしりぬべし。をよそ此念佛は、そしるものは、地獄におちて多劫苦をうくる事きはまりなく、信ずるものは淨土に生れて、永劫樂をうくる事きはまりなし。なを〳〵いよ〳〵信心をふかくして、ふた心なく念佛せさせ給ふべし、くはしき事は、御文にはつくしがたく候。この御つかひ申候べし。

（正治元年巳未）正月廿八日　　源空　（和語燈錄）

寛元四年二月廿九日、萩原九郎資盛、同又遠直等、所領を召放ちて、其身を譴す。

大胡五郎光秀

是れ惡黨扶持のよし、大胡五郎光秀告訴せしかば、糺明を被るところ、其過遁れがたきに依りてなり。同年八月十五日、將軍賴嗣、鶴岡放生會に臨む。直垂を着して帶劍、車の左右に候する者十人。大胡五郎其中に在り。建長二年三月一日、閑院殿造營の雜掌を定む。其中に「裏築地用意分 一本、大胡太郎跡」と見えたり。太郎は成家が子太郎俊行なるか。俊行の嗣子に掃部助太郎あり。正嘉二年三月、將軍宗尊親王二所參拜として進發の際、隨兵十二騎中に其名見えたり。（東鑑。）

附けて云ふ、大胡の一黨は、鎌倉時代より足利時代にかけて、大胡に居たりしものと思はる。德川氏の初、其後裔より上つりし系圖に據りて見るに、其黨（赤城山三夜澤に天正十三年丙戌大胡城主大胡常陸介高繁の寄進狀と言ふものありと言へば、其土に留りしもあるべし。）の一人重行（彦次郎・宮内少輔、入道後號宗參、）上杉朝興に屬し、後北條氏康に應じ、大胡を去つて、武州、牛込（現今の東京市牛込區）に移り住す。天文十二年九月十七日卒す。年七十八。牛込に葬り、翌年其子勝行、寺を其處に建てて、宗參寺と號し、後代々の葬地とし、田十石を寄進す。勝行（助五郎・宮内少輔、入道後號滿雪。）北條氏康に仕へ、弘治元年、氏を改めて牛込と稱す。此時に當り、勝行牛込・今井・櫻田・日尾屋・下總國堀切・千葉等の地を領し、牛込に居住す。天文十五年七月廿九日卒す。年八十五。勝行の子勝重（彦次郎・三右衞門、實道宮）氏直に仕へ、北條氏滅亡の後、天正十九年、家康に召出され、御家人に加へられ、武藏・下總・伊豆にて千百石の采地を賜ふ。後肥前名護屋、及び關ヶ原等の役に從軍す。元和元年七月二十一日卒す。年六十六。法名は宗隆。勝重朝鮮より凱旋の後、長善寺の伽藍を修營し、分捕の涅槃像一幅、南京皿十枚、千疊吊の蚊帳一張を寄附す。又豐臣秀頼筆豐國山の三字の額を寄進す。爾來山號を豐國山と稱す。勝重の男俊重（又左衞門、三右衞門）將軍秀忠に仕へて、大番となり、元和元年、大坂の陣に供奉す。二年駿河大納言忠長に附屬せられ、目附役を勤む。忠長事あるの時、處士となり、寬永十三年赦さる。十五年御小姓組の番士に列し、采地五百石を賜ふ。寬文四年七

勝正

月朔日卒す。年七十。法名は休庵。其子勝正（七之助・傳兵衞・傳左衞門）家光に仕へて、小十人に列し、次いで御小姓組に轉ず。寛文十二年二月十七日卒す。年五十三。法名は宗天。嗣なくして家絕ゆ。

重忞

俊重の三男重忞（のり）（初め勝脫・勝登・求馬・九郎兵衞・忠左衞門、致仕號時樂）慶安三年召出されて、家綱に附屬し、西城の御書院番となる。承應三年、廩米三百俵を賜ひ、寛文三年御目附に轉じ、三百俵を加へらる。十一月長崎奉行に進み、武州埼玉郡にて五百石を加へらる。貞享四年十二月九日卒す。年六十六。法名は重忞。牛込の宗參寺に葬り、代々の葬地と定む。

重義

其子重義（小次郎・忠左衞門）繼ぐ。元祿十年七月、廩米を更めて、武州葛飾郡、下總國葛飾郡、伊豆國田方・君澤の二郡にて、采地六百石を賜ひ、總て千百石を知行す。御小姓組番士・桐間番・御小納戶・御書院番等に歷仕す。寶永四年三月朔日卒す。年四十六。法名は源心。

重喬

其子重喬（萬之助・小次郎）將軍綱吉に謁し、父の遺跡を襲ぐ。正德二年五月十六日卒す。年三十三。法名は道霖。重義が次男重矩（千之助・新七郎・忠左衞門）繼ぐ。御書院番に列す。享保九年六月九日卒す。年四十二。法名は泰蘊。重義が三男重行（久之丞・伊織・忠左衞門・宮內）繼ぐ。西城の御書院番と爲り、元文二年九月二日卒す。年五十三。法名は劫外。其子勝音（松太郎・忠左衞門、致仕號牛山）御小姓組の番士に列し、次いで御使番に轉ず。寛政元年六月六日卒す。年六十六。法名は勝音。養子勝興（乙之助・左門・忠左衞門）繼ぐ。實は奧田備後守忠

英が四男なり。天明五年家を繼ぎ、同七年十月八日卒す。年卅七。法名は自然。勝音が二男勝行(政吉・忠左衛門)繼ぐ。寬政八年御書院番に列し、若君に附屬し、西城に勤仕す。文政の國字分名集に「家紋須波摩、千百石、小石川牛天神下、牛込忠左衛門」とあり。子孫今尚存す。尚序に言ふ、東京牛込區の赤成城社は、牛込氏が武州に移るに及び奉齋せしものなり。(寬政重修諸譜・上毛及上毛人。)

一六 園田氏

園田太郎成家は、藤原秀郷九世の孫次郎成基が嫡男なり。賴朝に仕へて、山田郡園田鄕に居る。武勇の道に携りて、弓馬の藝を嗜み、射獵を事として、罪惡を恣にす。正治二年の秋、大番勤仕の爲め、上洛の時、法然上人の念佛弘通化導盛にして、貴賤步を運ぶよしを傳へ聞きて、宿緣の催しけるにや、彼の庵室に參せしに、上人罪惡生死の凡夫、彌陀の本願に乘じて、極樂に往生する謂れ、世上の無常を厭ひ、淨土の不退を願ふべき趣等を、懇ろに敎化す。成家信心胸に充ち、渴仰肝に銘す。やがて其歲の十月十一日、生年廿八歲にして出家す。法名を智明と號す。常隨

給仕六箇年の後、元久二年本國に下向して、家の子郎從二十餘人を教導し、同じく出家させ、同行として酒長(すなが)御厨小倉村に庵室を結びて、（和漢三才圖會に小倉寺、當時禪僧菴となると見えたり。）一心に彌陀を念ず。世人貴びて小倉上人と呼ぶ。庵室の西一町餘を隔てゝ、一間四面の御堂を造立して、御堂の妻戸に庵室の戸を上げ合せて、佛前の燈明を攝取の光明と思うて、常に光明遍照の文を唱へ、發露啼泣す。上人嘗て示して曰く、「具縛の凡夫なりとも、本願を賴みて念佛せば、往生疑ひある可らず」と。智明深く心府に收めて、行住坐臥に念佛忘るゝことなし。凡そ念佛の外、他事を交へず、念佛をせざる者を辱しめ厭ふ。こゝに於て、彼の室に臨む者、道俗尊卑念佛せぬものなし。或年元日の祝言に、下僧一人に心を合せて、庭前に進み出で、高らかにもの申さんと言はせて、西方淨土より御參遲く侍ふ。いそぎ御參りある可しと。阿彌陀佛の御使なりと申させて、歡喜の餘、客殿へ請じ入れて優待し、種々の引出物を與へたり。その後は年每の事にて、元日に此行を演出せり。彼の山里には鹿多く棲み、住民田畠に墻を作りて、作毛の被害を防ぐ。智明常に之を憐み歎きて、上田三町を作りて、之を鹿田と名づく。蓋し鹿の食物に充つるなり。其田植歌には、念佛を唱へしむ。寶治二年九月十五日、聊違例の氣あり。舍弟淡路守俊

俊基

薗田成重

薗田七郎成朝

基を招きて、其老病に侵され今や終焉に臨めるを告ぐ。且遺誡して曰く、汝罪惡深重の人なり。必ず念佛して、同じく安養の淨刹に參會せしむるを得ん。例ひ鹿鳥の肉を噉ふとも、念佛を嚼み交ぜて唱ふべし。例ひ敵に向つて弓を引くとも、念佛を忘るゝこと勿れと。俊基還向の後、僧衆とともに別時の念佛を修して、翌十六日戌刻に端坐合掌して、光明遍照の文を誦し、高聲念佛を唱ふること一時ばかりにして絶息す。生年七十五。時に紫雲屋上に靉き、音樂雲外に聞え、持佛堂庵室の間に、光明充滿し、室の內外異香薰じ、遠近の道俗男女之を見聞せりと云ふ。（法然上人行狀畫圖。）

秀郷の裔に薗田豐前入道成重と云ふ者あり。建久五年、下野國にて足利忠綱を討ちしよし、佐野記に見えたり。建久六年三月十日、賴朝東大寺供養に參會せんが爲めに、南都東南院に着し、石清水より直に下向せり。此時隨兵の中に薗田七郎あり。成朝の事なり。元久二年六月二十二日、畠山重忠の亂に、鎌倉の御所を圍むる武士の中に、薗田七郎の名見えたるも、同人なり。建保元年二月十六日、安念法師の白狀に依りて、和田平太胤長等の謀叛の輩所々に生虜らる。成朝も亦囚へられて、上條三郎時綱に預けらる。十八日遁れて逐電す。其夜先づ新縞

師敬音の坊に向ひて、日來の子細を談ず。坊主勤めて云ふ。今度謀叛の桀、皆四張の網を破る可らず。只今は一旦遁れ出でんも、始終は安堵の思をなし難きか。須らく出家を遂ぐ可しと。成朝答へて曰く、與力の事は勿論なり。但時儀によりて逃亡せしむ事は上古名譽あるの將帥等の爲すところなり。左右なく素懷を遂ぐるは、所存なきに似たり。中に就き年來受領所望の志あり。其前途を達せずば、除髪するに及ばずと。僧甚だこれを笑ふ。再言なし。其後聊盃酒ありて、半夜に臨み退出し、行方を知らずと云ふ。二十日成朝逐電の事露顯し、件の僧を召出され、尋問せらるゝところ、成朝申狀の趣、悉く以て言上す。將軍實朝之を聞き、受領所望の事返つて感心あり。早く尋出して、恩赦ある可きを令す。此年五月、和田義盛の亂に討死せしものゝ中に、土屋の人々に薗田七郎・同太郎・同次郎あり。成朝父子、土屋義淸の許に匿れ居り、義盛に黨して終に戰死せしなり。東鑑。

上野人物志に毛里田村園田氏の系圖に、兼行―成行―成實―成澄―成基―成家とあるを、七郎は成實とし、安貞元年卒。年五十四。又義盛に黨せし七郎を惡太郎成澄となせど、東鑑に七郎成朝と見えたるぞ、正しかる可き。成家は勅修法然上人傳に依れば、正治二年に二十八歲。此時成實は二十七歲に當れ

薗田彌次郎左衞門

ば、血統の次第誤れるが如し。七郎成朝は成家の別系ならんか。

暦仁元年二月十七日、將軍賴經入洛す。隨兵百九十二騎、三騎相竝び、各弓袋差一人、步卒三人前に在り。第十一番三騎の中に、薗田彌次郎左衞門尉あり。仁治元年八月二日。將軍二所に參らんとして、先づ鳥居内より鶴岡宮寺を遙拜す。此時後陣隨兵十二騎の中に、薗田又次郎あり。寛元元年七月將軍の臨時出御に就て、供奉人結番を定めて曰く、供奉人事は其參否を知らざるに依りて、每度相催の條、且つは遲引の基なり、且は奉行人の煩なり。兼ねて之を存知せしめ、將軍出御を聞かば、晝夜を論せず、御要に應せしめんが爲めに、結番すべきの趣、仰せらるゝの間、當時祗候せざる人數を以て、之を結番せしめ、前大藏少輔行方をして、小侍に於て請書を加へしめ、臺所の上に貼る。又在國等に就ては、此人數に加はらざれど、時には參上するに隨つて、之を召具さるべく此衆たりとも、若し數輩同時に故障あらば、他番の人を催加すべく命せらる。結番中旬の第二十八番に薗田彌二郎あり。（東鑑。）

薗田淡路守俊基

淡路守俊基が事は、前條に述べたり。寛元二年八月十五日、前將軍賴經及び將軍賴嗣、鶴岡八幡宮放生會に臨む。供奉御後の武士に薗田淡路前司俊基あり

翌日馬場の儀ありて、流鏑馬十五番に俊基、的立を勤む。四年八月十日、鶴岡放生會ありて、將軍出御す。俊基御後の武士に列す。（東鑑。）

一七　倉賀野氏

倉賀野三郎高俊

建久元年十一月七日、頼朝入洛の時、後陣隨兵十八番の中に、倉賀野三郎あり。又六年三月十日、頼朝東大寺供養に列せんとして南都に入るや、隨兵中にも倉賀野三郎あり。是れ武藏七黨の横山兒玉黨たる三郎高俊が事なり。群馬郡倉賀野を名字の地とす。高俊が子太郎兵衛尉季行。幕府に仕へ、暦仁元年二月十七日、將軍頼經入洛の時、隨兵第十四番の中に列す。（東鑑・上野名跡考・上野名跡志・上毛及上毛人・武藏武士・上野人物志。）

澁河彌五郎
澁河五郎
澁河彌次郎

一八　澁河氏

建久元年十一月七日、賴朝入洛の際、先陣隨兵の四十四番に、澁河彌五郎あり。六年三月九日賴朝石淸水に參宮の際、甲冑の隨兵中に、澁河五郎あり。建仁三年九月二日、夜に入りて澁河刑部丞を誅せらる。比企能員が舅なるを以てなり。元久二年六月、澁河武者所、建曆三年正月、澁河刑部太郎あり。寛元二年八月十六日、鶴岡馬場の儀ありて、將軍賴嗣之に臨む。此時競馬第二番に出でたる者に、澁河彌次郎（一に孫次郎に作る。）あり。（東鑑。）

尊卑分脈に、足利宮内少輔泰氏（義氏の子）の二男義顯、澁河次郎・少輔次郎、又は板倉二郎と稱す。板倉は今下野國足利郡三和村の大字となる。澁河氏の領は同郡小俣にして、板倉も小俣に近ければ、其領内なるより、板倉と稱せしならん。

比企能員の舅なる刑部丞は、今考へ得ず。義顯は群馬郡の住人なり。今澁川町の南方十八町、豐秋村大字行幸田の西北、字城山に砦跡ありて、澁川土佐守居住せし由傳へらるれど、其年代審ならず。又小字に番場及び鍛冶が谷と言へる所あり。皆澁川氏が領内ならん。（大日本名蹟圖誌。）正治二年正月、梶原景時に加黨して與

に亡びたる、澁河次郎も此地の人か。義顯の曾孫刑部權大輔義季、建武二年七月廿二日、中先代の亂に際し、武藏女影原に戰死す。年二十二。義季の孫中務大輔義行、後に右兵衞佐又は武藏守と稱す。母は高師直が女なり。永和元年卒す。其子右兵衞佐滿朝、其子左近大夫將監義俊の二代、九州探題たり。義俊の二男右兵衞佐、其子右兵衞佐義堯なり。義行以後は武州蕨に居る。又永祿の頃、義季の裔相摸守義勝は小俣に居る。群馬郡澁川には、義顯の居りし以後の事分明ならずと雖も、鎌倉時代は住地とせしものか。

寺尾太郎
同　三郎太郎
同　又太郎
同　右衛門尉

一九　寺尾氏

建久元年十一月七日、賴朝入洛す。先陣隨兵二十二番に、寺尾太郎、後陣隨兵四十三番に寺尾三郎太郎あり。此二人片岡郡寺尾村の住人と覺し。此後寺尾又太郎と云へるものあり。（上野人物志に、太郎の子なるべしと言へる、左もある可し。）承久の役、左衛門尉と共に北條氏に從軍し、三年六月十四日、宇治に奮戰して、又太郎は傷を負ひ、左衛門尉は橋上に於て戰死す。（東鑑・名跡志。）

藤澤次郎清近

二〇　藤澤氏

建久四年三月二十一日、賴朝下野國那須野、上野國三原等の狩倉を覽んがために出發す。是より先き狩獵に熱せる輩を召聚められ、其中弓馬に達し且つ賴朝隔心なきの輩二十二人を選拔し、各弓箭を帶せしめ、其他は縱ひ萬騎に及ぶとも、弓箭を帶びざらしむ。其二十二人の中に、藤澤次郎清近あり。五月八日、賴朝富士野藍澤の夏狩を覽んがため、駿河國に赴く。清近等陪從す。五年正月九日、清

近幕府の弓始めに射手に列す。閏八月一日、賴朝三浦に赴き、先づ小笠懸あり。清近射手の中に加はる。十月九日、賴朝小山朝政の家に臨み、弓馬に堪能の者を召聚め、舊記を披覽し、先蹤を訪尋し、流鏑馬以下の射術を談せしむ。其故實相傳する所の家說、各〻意巧一准ならず。仍りて仲業をして、彼の意見を記さしむ。是れ明年上洛の次、住吉社に詣で、流鏑馬を射さしめんが爲めなり。此時召聚されし中に、清近あり。十一月二十一日、鎌倉御靈の前濱に於て、千番の小笠懸あり。清近其射手に入る。六年三月十日、賴朝石淸水に參宮す。清近等隨兵たり。正治二年正月七日、弓始あり。清近（清親とも記す。）射手に入る。（東鑑。）

藤澤氏の居館趾は、今勢多郡芳賀村大字藤澤に存し、番城趾と稱す。

二　那波氏

那波太郎
彌五郎
那波左近大夫政茂

建久六年三月十日、賴朝東大寺供養に臨まん爲めに、南都に入る。其時の隨兵中に、那波太郎、同彌五郎あり。寶治二年閏十二月十日、將軍賴嗣方違として、足利入道義氏が大倉亭に入る。供奉人として、那波左近大夫將監政茂等二十四人、騎

馬にて隨從す。建長二年三月二十五日、將軍また方違にて、北條時賴が亭に入る。政茂供奉人の中に在り。八月十八日、大進物あり。將軍之に臨む。政茂御後に供奉す。十二月二十七日、近習の結番を定むる時、政茂其三番にあり。三年正月一日、御行始めの儀ありて、將軍及び若君、時賴が第に入る。此時政茂、若君に供奉す。五日賴經御行始ありて、秋田城介義景が第に入る。此時政茂、供奉の中に在り。四年四月三日、格子番を定む。政茂大番の中に加へらる。十四日將軍宗尊親王、始めて鶴岡に參宮せらる。政茂等之に從行す。八月一日、宗尊親王征夷大將軍に任ぜられたるに就いて、鶴岡に拜賀す。政茂供奉員の中に入る。十一月十一日、將軍新御所に移徙す。政茂衣冠にて、前驅に供奉す。五年七月十七日、去る八日以來、度々の散狀等を整理し、之を進奉するの人を選び、之を披覽せらる。此時政茂支障ありて、事に與らず。六年八月十五日、將軍鶴岡放生會に臨む。南面の階間に於て、為親朝臣御禊に候す。陪膳は伊豫中將公直朝臣、役送は右近大夫政茂なり。十二月一日、政茂引付と為る。康元元年正月一日垸飯あり。政茂等一同庭上に候す。六月二十九日、放生會參宮の供奉人を點定す。政茂其中に入る。八月十五日の當日には、五位十五人（布衣下括）の中に在り。正嘉元年閏三月二

日、引付衆の結番を定め、政茂は四番と爲る。六月刑部權少輔に轉ず。正嘉二年六月十七日、將軍鶴岡放生會に臨まんとして、供奉人を注せらるゝうちに、政茂あり。文應元年正月一日、垸飯の儀あるや、政茂等庭上に列候す。四月一日、將軍陸奥守の亭に臨まんがため、其沙汰ありしも、政茂等其記に漏る。弘長元年正月一日、垸飯の儀あるや、政茂等庭上の西座に候す。同月七日將軍鶴岡に參宮す。政茂等布衣にて陪從す。三年正月一日、垸飯の儀あるや、政茂等庭上に座列す。同七月、將軍鶴岡參宮の際、供奉人御後四十九人（布衣）中に列す。是歳九月三日卒す。（東鑑・關東評定傳。）

那波次郎

嘉禎四年二月十六日、將軍賴經上洛して、六波羅に着す。隨兵六十一番に、那波次郎藏人あり。正嘉二年正月一日、垸飯の儀あるや、那波次郎等庭上の東座に列候す。弘長元年の時も同じ。次郎の實名詳ならず。政茂の弟成宗なるか。又

那波五郎

弘長三年正月一日の時に、那波五郎の名見えたれど、其名知れず。（東鑑。）

那波氏は大江廣元の第三子政廣（法名宗元）を祖となす。政廣掃部助に任じ、賴朝より封を受けて、那波郡を領す。依りて那波氏を稱す。政茂は政廣が子なり。評定衆と爲る。初め小泉砦に居り、後堀口村に徙る。（大江氏系圖。）

- 廣元
  - 親廣
  - 時廣（長井氏祖）
  - 政廣 宗元
    - 政茂 刑部權少輔
      - 賴廣 左近將監
        - 宗廣 式部
          - 宗茂
          - 教元 四郎 ― 宗元 彌次郎
          - 賴茂 孫五郎 ― 宗教 四郎
        - 賴元
      - 時元 三郎
      - 政元 五郎
      - 政賴 七郎
    - 成宗
  - 秀光（毛利氏祖）
  - 忠成（海東氏祖）
  - 女 源義平母

瀬下奥太郎

二　瀬下氏

建久六年三月十日、賴朝東大寺供養に臨まんとして、奈良に入る。この時隨兵の中に瀬下奥太郎あり。

治承四年賴朝兵を起すや、十二月瀬下四郎廣親、齋藤實盛と與に、關東より京師に上る。途に駿河千本松原に於て、里見義成に會す。廣親及び實盛曰く、東國の勇士は皆賴朝に從ひ、賴朝數萬騎を率ゐて、鎌倉に抵らんとす。吾等二人

は、嚮に平氏と約諾あるを以て、上洛せんとするなりと。義成之を聞き、彌々鞭を揚げて、東上せり。東鑑。此廣親は奥太郎の兄弟にてもあるか。瀨下氏は藤原姓とす。今北甘樂郡富岡町に瀨下の地名あるは、瀨下氏の居りし所ならん。當國の一名家と見えたり。

第二節　佐々木盛綱と上野

建仁元年、越後の人城小太郎資盛反して、城を鳥坂に構ふ。近國の士之を攻めて勝たず。四月三日、幕府佐々木三郎兵衛尉盛綱(二)に命じて、之を征せしむ。時に盛綱上野國磯部郷(三)に居る。幕府の使者抵る。偶々盛綱門外に在りて、立ちながら教書を拜見し、門内に入らず。門傍に立つる所の鞍馬を取りて、之に乘り、直に鞭を揚げて越後に向ふ。郎從等追ひて路次に至り、楚忽の由を愁ふ。盛綱曰く、吾聞く天慶年中、平將門東國に叛するや、宇治民部卿忠文を追討使となす。而るに卿膳羞の間、此宣下ある旨を聞き、箸を抛ちて座を起ち、則ち參内し、節刀を賜ふの後、歸宅せずして直に洛外に赴けり。勇士の志す所、是を以て範となすべしと。乃ち道を倍して兼行す。三日にして鳥坂口に到り、使を遣して諭告す。聽かず。是に於て越後・佐渡・信濃三國の兵を率ゐて、城に迫る。盛綱の息小三郎兵衛尉盛季、先登せんと欲す。信濃の人海野小太郎幸氏、盛季の右方を拔けて進出せんとす。幸氏の郎從、幸氏の轡を攬つて之を止む。盛季間に乘じて先登し、一の箭を射る。幸氏進撃し、疵を被る。賊軍矢石を亂射して、交戰二時に及ぶ。盛季も亦

創を被る。郎從數輩、或は命を殞し、或は傷を負ふ。こゝに資盛の姨母に、坂額御前と稱するものあり。女性の身たりと雖も、百發百中の技、殆んど父兄に越えたり。人擧げて奇特と謂ふ。此日殊に兵略を施し、髮を上げて童形の如くし、腹卷を著して、矢倉の上に居り、幕軍を射中るもの算なし。盛綱の郎從、亦多く之がために傷死す。時に藤澤四郎清親、城の後山に迂回し、高所より之を熟視し、矢を放つ。其矢板額女が左右の股を貫きて之を倒す。清親の郎從生擒す。資盛終に敗走し、城陷落す。(三)盛綱の歿年詳ならず。其の子信實が嫡子左衛門尉秀忠、磯部氏と稱す。秀忠の子磯部又太郎秀綱が子磯部太郎景秀あり。

(一)盛綱は宇多源氏の裔にして、世々近江國佐々木莊を食む。父秀義、源爲義義朝に仕ふ。盛綱年十六にして、頼朝に伊豆の配所に謁す。頼朝、安達盛長に命じて首服を加ふ。頼朝兵を起すや、從軍して功あり。壽永三年、源範頼平氏を西海に討つ。平行盛、備前兒島に據る。範頼之を聞き、藤戶に抵る。敵海水を隔てゝ之を望見す。軍進むを得ず。盛綱偵して、海の淺所を知る。明日敵戰を挑む。乃ち馬を偵處に入れて進む。終に行盛を擊ちて、之を走らす。頼朝之を賞して曰く、昔より河水を渡るの數はありとも、未だ馬を以て海浪を凌ぐの例を聞かず。盛綱が振舞は、稀代

の勝事なりと。因りて兒島を賜ふ。功を累ねて、左兵衛に補せられ、伊豫守護となり、邑を越後に食む。頼朝薨じて、髪を剃り、西念と號す。頼家繼ぐに及びて、寵待寢衰ふ。事に坐して、食邑を奪はる。上野國磯部に居る。

(二)磯部は碓氷郡に在り。盛綱此地を拜領せし年代審ならず。居館の趾、今東横野村大字鷺の宮字新地の地内にありて、城山と稱す。高さ十餘丈、周圍七八町、頂上平坦なる所を後殿平と言ふ。老松古杉枝を交へて鬱蒼たり。茲に庵室藏堂一宇を存す。城山の巽に當り、僅かに塹壕の趾を留む。傳へ言ふ、建仁年中、盛綱爲に城くと。現時北方の崖下一帶は、磯部村に屬す。碓氷郡志。

(三)盛綱夫妻の墓と稱するもの、今磯部村、大字東上磯部の松岸寺に在り。約五尺の五輪碑二基立てり。碑文磨滅して、歿年月を知るに由なし。或は「六年四月二十日」と讀み得たれば、年號は建保に非ずやと言ふものあれども、疑はし。

秀義─┬─定綱
　　　├─經高──高重
　　　├─盛綱──信實──秀忠──景秀
　　　└─高綱

第三節　承久役と上野

一　東軍の上野武士

承久三年五月十五日、京師守護伊賀光季宮中に召されしも、應せず。討手を引受けて終に戰死す。朝廷乃ち院宣を關東の武士に下して、王事に勤めんことを勸む。鎌倉にては軍議を開き、北條泰時・同時房を東海道の大將軍として、泰時の弟朝時を以て北陸道の大將軍と爲す。廿二日大軍西下す。第一陣は時房、第二陣は泰時、第三陣は足利義氏、第四陣は三浦義村、第五陣は千葉胤綱。其兵東海道十萬騎、東山道五萬騎、北陸道四萬騎と稱せらる。官軍は北陸道及び美濃路に進みて、東軍を邀へ討つ。皆敗れて次第に退軍し、終に宇治・勢多に退却して、之を防ぐ。六月十二日、東海道の大將時房、勢多に迫る。官軍の將山田重忠、僧兵と與に之に當る。乃ち橋畔に激戰あり。高田武者所（第一節第九項を參照。）宇都宮四郎頼業に屬して、重忠等の兵と橋畔に勇戰す。六月十三日、宇治に向ひし三浦泰村、橋邊に於て戰を開く。三浦が宗徒の郎黨の中に、那波藤八（第一節第一項を參照。）あり。官軍矢石を發す

ること雨脚の如く、東士多くこれに中り、終に平等院に退く。北條泰時之を聞きて大いに驚き、甚雨を犯して、宇治に向ふ。此間又合戰あり。東士二十四人、忽ち疵を被る。此時高田武者所等六番に出で戰ふ。泰時命じて、一旦橋上の戰を止めしむ。翌十四日、泰時謂へらく、河を涉りて戰はざれば、官軍を破り難しと。乃ち芝田兼義等を召して、河の淺深を偵せしむ。佐々木信綱、兼義等と水に入つて先陣す。之に續きて馬を水中に入れ、溺れし者頗る多し。善右衛門太郎(勢多郡膳の住人か。)高田小太郎(第一節第九項を參照。)佐貫左衛門六郎(第一節第一項を參照。)今泉七郎等九十六人、馬筏を組みて、河を渡さんとす。而かも水中に命を殞せしもの多し。既にして泰時等、筏に乘りて河を涉り、官軍を攻めて之を破る。翌十五日、東軍六波羅に入る(東鑑・承久軍物語。)

此の役、北條氏の軍に從ひて、敵を討取りし者、戰死又は負傷したる者上野武士に頗る多し。左に十四日宇治にて敵を討取りし者を列記すべし。

神保與三　一人を討取る。此氏下條に述べたり。

多胡宗內　一人を討取る。此氏第一節第七項に述べたり。

善右衛門四郎　手づから三人を討つ。三善康信が裔にして、勢多郡膳村の領主か。

佐貫右衛門十郎　四人を討取る。第一節第一項を參照。

佐貫七郎　一人を討取る。

沼田小太郎　手づから一人を討取る。熊野法印の子なり。第一節第六項を參照。

六月十三日及び十四日、宇治橋の戰に負傷せし者の中に、

今泉彌三兵衛尉　山田郡今泉村（今毛里田村大字東今泉）の人ならん。

今泉五郎

今泉須河次郎

今泉須河五郎

今泉堤五郎　今泉氏にして、山田郡堤村（今桐生市安樂土の内）に住せし人ならん。

寺尾又太郎　第一節第十五項を參照。

神保太郎　多胡神保村（今多野郡多胡村大字）の人ならん。

青根三郎　新田郡大根鄕（古くは青根と稱す。）の人ならん。

沼田小太郎　第一節第六項を參照。

沼田佐藤田

佐貫右衛門六郎

六月十四日、宇治橋の戰に河を越えて懸りし時に、戰死せしものゝ中に、

善右衛門太郎

今泉七郎

佐貫右衛門五郎

佐貫太郎次郎　討たれて河を出でて死す。

佐貫次郎太郎

佐貫八郎

神保與一

島名刑部三郎親高　群馬郡島名村に住す。武藏七黨兒玉黨系圖に左の如し。

瀬戸井五郎廣綱　佐貫廣綱が子なり。邑樂郡瀬戸井に住す。（名跡志・人物志。）

白倉三郎成季　秩父武者所行俊が子なり。甘羅郡白倉村に住す。（武藏武士・名跡志。）

武藏七黨兒玉黨の系圖には前記の如し。

大屋能登守秀康

二　官軍の上野武士

藤原秀郷の流系、淵名大夫兼行が子孝綱、長沼大夫と稱す。其孫秀忠、大屋三郎又は大屋入道、と稱す。勢多郡大屋村を領して、名字となせしならん。其の孫秀康、後鳥羽院の御厩奉行、竝に御手飼以下の奉行と爲る。次いで同院北面・西面となり、又備中・備後・美作・越後・若狹の守に任ず。後瀧口兵衛尉に在官し、主馬頭を兼ぬ。其後左衛門尉・下野守・武者所・上總介・若狹守・伊賀守・河内守・備前守・淡路守・使大夫尉・右馬助・能登守に歴任す。承久の亂起るや、院の御方に參じ、大將となる。初度は佐々木廣綱・三浦胤義等と、美濃國摩免度(まめど)に向ふ。敗戰の後、河内國佐良良に於て自殺す。其子右兵衛尉秀信、及び秀信の從弟和田左衛門尉宗綱も亦此亂に戰死す。

(尊卑分脈・東鑑・承久兵亂記・名跡志。)

兼行
- 成行(足利)……
- 行房(林)……
- 孝綱(長沼)─秀基─秀忠(大屋)
  - 秀宗
  - 秀康
  - 秀盛

├─俊賢─和田宗綱
├─秀能……
└─秀信

足利義助及其子義胤

足利二郎義助は、義兼の次子なり。左兵衛尉近江守たり。尊卑分脈に承久三年六月十二日、（十三日の誤か。）宇治川に於て討死すとあり。又大日本名跡圖誌には、承久の亂に官軍に從ひ、宇治川の戰に戰死すと見え、何書に據りたるやを審かにせず。子に義胤あり。義兼乃ち養うて子となす。義胤、群馬郡桃井郷に住し、桃井を氏とす。今桃井村大字山子田の中央字御堀に、居館の跡（東西七十五間南北八十八間）あり。義胤、右馬允、兵部少輔・近江守に歷任す。其の子賴氏・胤氏・滿氏を經て尚義に至るまで、此處に住せりと云ふ。

第四節　頼朝以後顯はれたる上野武士

一　中山氏

中山五郎爲重

正治二年二月二十六日、中將頼家、鶴岡に參宮の際、先陣隨兵十人の中に、中山五郎爲重あり。建長四年十一月十二日、問見參の結番を定めたる時、一番に中山左衞門尉あり。武藏七黨系圖に見えたる、阿佐美實高が末子經實なるべし。六年六月十六日、鎌倉中騷擾し、武士の御所に群參せしもの多かりし中に、中山右衞門尉あり。右は左の誤りにして、前者と同人ならん。左衞門尉は康元元年六月二十九日、將軍宗尊親王鶴岡放生會に、參宮供奉人の中に其名見えたり。此外東鑑に、中山次郎重實、同四郎重政など見えたるは群馬郡中山村(今吾妻郡高山村の大字)の住人ならんか。猶再考すべし。

二　飽間氏　玉村氏

元久二年六月二十二日、畠山重忠誅せらるゝの條に、御所方安達景盛が配下に、飽間太郎・玉村太郎の二人あるは、必定上野の住人ならん。即ち前者は碓氷郡秋間村、後者は那波郡玉村の住と考へらる。（東鑑。）

三　片山氏　富岡氏

建暦三年五月、和田義盛の亂に、御所方の戰死者中に、片山刑部太郎・同八郎太郎・富岡五郎あり。

片山氏は、武藏七黨系圖の兒玉黨に、秩父平太行重の男、新屋片山三郎行村、片山余三郎行時、其子太郎成經、其子成行、秩父武者所の子片山武者五郎行成、其子五郎直行と見えたり。多胡郡片山村（今吉井町の大字）の住とす。富岡氏は甘樂郡富岡村の人ならん。（東鑑。）

四　和田氏

和田八郎義國

建暦三年五月、和田義盛の亂に、其子八郎義國、當國群馬郡に逃れ來り潜匿す。

今其所を和田山と稱す。後同郡赤坂に館を移して、地名を和田と更む。是れ高崎城の前身なり。（上野人物志。）

五　天野氏

建暦三年五月七日、和田義盛の亂平定につき、勳功の賞を行ひ、上野國桃井（今群馬郡大字山子田の邊は桃井庄とす。）を藤内左衛門尉に賜ふ。藤内は天野遠景なり。藤原景憲が裔とす。世伊豆國天野に居り、因つて氏となす。賴朝兵を起すや、往いて屬す。頗る戰功あり。數箇所の地頭職となる。（東鑑・大日本史。）

六　岩松氏

建保三年、將軍家の政所の下文に、源時兼を以て新田庄內十二箇鄉の地頭職となすよし、岩松文書に見えたり。岩松氏の事は猶別章に詳述すべし。

海野左衛門尉幸氏

七　海野氏

仁治二年三月二十五日、海野左衛門尉幸氏と、武田伊豆入道光蓮光信と、上野國三原庄と、信濃國長倉保との境の事を相論す。幸氏が申す所其謂れあるに依りて、式目に任せ、押領の分限を加へ、沙汰すべきの旨、伊豆前司賴定・布施左衛門尉康高等に仰せ含めらる。此事確執の餘、光蓮恨を呑んで、一族並に朋友等に相語ひ、北條泰時に對し、宿意を遂げんと欲するの由、巷説を出す。依りて重ねて些細の沙汰に及ばれしも、猶先の如し。泰時人々に談じて曰く、人の恨を顧みて、其理非を分たずんば、政道の本意を有つ可からず。逆心を怖れて申行せずんば、定めて又私の謗を招き存する者か。去る建暦年中、和田義盛謀反を企つるの頃、囚人平太胤長を免せらる可きの由を稱し、一族列參せしむと雖も、許容なし。結局胤長を面縛しながら、彼等が眼前を渡し、人に預けらるゝの處、義盛後日に蜂起を爲すと雖も、當座に於ては敢て其身を抑留する能はず。私無きの先蹤此の如し。宜しく向後の摸範に備ふ可きことなりと。勝利は結局海野幸氏に歸せり。

三原庄は吾妻郡にして、嘗て賴朝の狩獵せし所なり。今の嬬戀村の中なり。

海野氏は眞田の祖とす。以て眞田氏の吾妻郡に緣故の深きを知る可し。長倉保は延喜式に見えたる長倉驛・長倉神社・長倉牧の所在地にして、今の北佐久東長倉村大字長倉はその故地なり。(東鑑・上野名跡考。)

幸氏は幸親の次男なり。小太郎と稱し、後左衛門尉と改む。初め木曾義仲に事へ、義仲の嫡男義高の鎌倉に質たるや、從ひ往きて仕ふ。其事跡第一章に述べたり。成人に及び、唯忠武の器あるのみならず、又揚由の弓術に長ず。故に賴朝之を容れ、萬頃を與ふ。爾來右大將家の臣と爲り、處々從はざる無し。建久四年、賴朝富士野に狩するや、曾我兄弟父の仇を復す。此時幸氏は時致の亂入を防ぎ、最初に創を破る。功を論するの日、幸氏尤も其一二たり。正治三年、佐々木盛綱、城資盛を越後に討つに當り、幸氏亦競ひ進み、重創を破る。嘉禎三年七月、北條時賴始めて來月の放生會流鏑馬を射らる可きにより、此初に鶴岡にて其儀あり。泰時之を扶持せんが爲め、流鏑馬屋に出られ、宿老を招集す。時に幸氏を招き、子細を談ぜらる。是れ幸氏は萬念の上、賴朝の時八人の射手の中たり。殊に故實の堪能者として人に知らるゝが故なり。流鏑馬・笠掛以下の作物故實、的草鹿等の才覺、大略淵源を究む。仍りて當時弓馬の宗家と稱せらる。(東鑑・武内傳。)

八　箕勾氏

仁治二年十一月十七日、箕勾(みのわ)太郎師政、去る承久三年の勳功の賞として、幕府より武州多磨野の荒野を拜領す。是れ父左近大夫政高が、北條時房の軍に加はりて、勢多橋に軍忠を抽でたるに因りて、連りに其賞を申すと雖も、其地無きによりて延引せられしが、今彼の地は水田を闢かる可きに就き、兼ねての計ひとありしなり。東鑑。此箕勾氏は群馬郡箕輪出身の武士にして、長野氏の祖ならんかと名跡考に述べたり。

箕勾太郎師政

九　淵名氏

新編鎌倉志に、龜谷の禪尼は、上野國淵名與一實秀が女、北條實泰の室となり、實時を生むよし見えたり。實泰は義時の五男にして、金澤氏を稱す。淵名氏は佐位郡淵名庄を領せし豪族なれども、系詳ならず。藤原氏系圖に足利兼行を淵名大夫とし、西・那波・足利・佐貫・薗田・大胡・大屋等の祖とす。

一〇　山名氏

山名俊行
山名行直

建長三年六月五日、五方の引付を、更に結番して、六方となさしむ。秋田城介義景、此事を奉行す。第二番に山名進二郎行直、第四番に山名中務俊行あり。廿日引付六方を、三方に減す。山名中務直景（俊行と同人ならん。）三番に在り。四年四月卅日、引付二方を加へ、五方となす。行直一番、俊行四番に入る。五年十二月、四番の頭人藤原行盛卒せしを以て、廿二日前和泉守藤原行方を以て、之に補す。行直・俊行の所屬、故の如し。六年十二月一日、五方の引付を更む。行直・俊行故の如し。正嘉元年閏三月二日、更定の際、四番中務大夫俊長、五番進二郎行忠とあり。長・忠の二字、誤寫と思はれたり。弘長元年三月二十日、新制を施行し、結番を更む。俊行四番、行直五番に入る。

山名宗長

康元元年六月二十九日、放生會供養人を點定す。進三郎左衛門尉あり。山名宗長ならん。正嘉二年正月一日、垸飯の際、進三郎左衛門尉、庭上東座に參列す。七日鶴岡八幡宮奉幣供奉人を點定したる中に、進三郎左衛門あり。文應元年正月一日進三郎左衛門尉垸飯の儀に列す。弘長元年正月一日にも亦之に列す。

七月將軍、鶴岡八幡宮參詣の際、進三郎左衛門尉供奉す。八月十五日、鶴岡放生會の時、進三郎左衛門尉、御笠手長を勤む。三年正月一日、垸飯ありて、進三郎左衛門尉之に參列す。七月鶴岡八幡宮參詣の際、進三郎左衛門尉宗長、御後に供奉す。八月九日、將軍宗尊親王上洛の供奉人を定む。宗長隨兵の中に在り。又路次の諸役の中に、宗長御中持と出でたり。八月十五日、鶴岡放生會の際、宗長御笠手長の役を勤む。

山名氏の出自

山名氏は、新田義重が猶子(長男とも、次男とも云ふ。)三郎義範を祖とす。義範、實は矢田判官代義清(義重の弟義康が長子、)が男なり。水島の戰に、義清死せし後、義重に養はる。上野多胡郡山名郷に住す。(一)依つて山名氏を稱す。賴朝兵を擧ぐるや、これに屬し、義經に從ひて、平氏を攻め、又木曾義仲を討つて軍功あり。文治元年、伊豆守護に補し、從五位下に敍せらる。承久元年正月廿七日卒す。其子太郎義節、早世す。義節の子太郎重國、承明門院の藏人たり。承久の役に勇戰して死せしもの丶如し。時に年廿四。重國五子あり。長子小太郎朝家、次子小次郎重村、(永明門院の藏人なり。足利氏の時榮えたる時氏が祖なり。)三子國長、四子小六郎義房、五子八郎義行、皆山名氏を稱す。前に述べたる俊行・行直は朝家が裔にして、兄弟なるべし。又宗長は國長が子孫

ならん。山名氏の一族多く京官にて、吏才に長せしより、徴されて幕府の所職に就けるか。俊行は正安三年八月廿五日、謀反の風聞あるに依りて捕へられ誅せらる。大日本史・山名系圖・尊卑分脈・新田族譜・山名系譜。

義重—山名義範—義節早世—重國—朝家—義行—行氏—俊行
　　　　　　　　　　　　　　—重村—義長—義俊—政氏—時氏
　　　　　　　　　　　　　　—國長—義信—長信—景長
　　　　　　　　　　　　　　—義房—重房
　　　　　　　　　　　　　　—義行

（一）山名郷は今多野郡八幡村の大字に、其名を存す。八幡山に館跡あり。義範より時氏まで七代、此處に居ると言ふ。人物志。

二　深津氏

建長四年四月二十日、引付を二方増加して、五方と爲す。第四番の中に、深津山

城前司俊平選補せらる。四番の頭人は民部大夫藤原行盛なり。次いで行盛卒し。五年十二月廿日、前和泉守藤原行方之に代る。俊平の引付故の如し。六年十二月一日、引付結番を更定せしも、俊平は舊による。弘長元年三月二十日、引付衆を召して起請せしめ、新制を施行し、引付結番を更む。俊平故の如く、四番に在り。（東鑑。）

深津氏の出自

深津氏は、清和源氏なり。賴光の子賴國、賴國の子賴資、下野守となる。上野介惟行の訴に依り、康平二年五月、佐渡國に流せられ、十年配所を土佐國に更めらる。治暦二年勅免ありて、同年卒す。其子基國、後二條關白の勾當となる。基國、兄致義が子光重を養うて子とす。光重深津三郎と稱す。乃ち深津氏の祖とす。深津の名は、太祖賴光が嘗て上野介たりし時の私領、勢多郡深津を傳承して稱へしものか。光重が子賴輔は諸陵頭、保綱は美作守、上西門院藏人、仲重は高松院の藏人なり。深津氏の子孫大に榮え、皆諸官に在り。保元の亂に、義朝に屬して、爲朝の放つ矢に中りて死せし七郎清國も其裔ならん。（新羅義光の裔にも深津氏あり。）賴朝鎌倉に府を開くや、多く吏才ある者を招く。深津氏世〻內外の官に在りしを以て、徵されて幕吏と爲りしものなるべし。（尊卑分脈・保元物語。）

岡本重方

漆原景郷

深津の地、今勢多郡粕川村大字深津なり。居館の趾は、堀の内とも、亦毒島(ぶすじま)とも言ふ。(人物志)附けて言ふ。平治物語に深栖三郎光重と見えたるは、朝政が弟なり。東鑑に深栖兵庫介・深栖太郎・深巣下野前司など見えたる、皆その裔ならん。光重は下野に住すとあれば、深栖は下野の地名にて、深津氏とは自ら別系なること知る可し。

一二　岡本氏

建長八年正月十三日、正嘉二年正月十一日、正元二年正月十四日、幕府にて弓始あり。射手十人若くは十二人之を射る。其中に岡本新兵衛重方あり。甘樂郡岡本村(今額部村の大字)の住人ならんか。射藝に達せし人と見ゆ。(東鑑)

一三　漆原氏

永仁四年十二月、藤原景郷、其祖父漆原五郎景敦(法名西念)の譲状に依りて、群馬郡漆原村の屋敷名田在家及び阿波國富吉庄内の在家を領知すべく、鎌倉府の下知状

を賜へり。（阿波國徵古文書。）

古海重光

一四　古海氏

古海氏は、秀鄕の六世足利太郎兼行が二男、成綱の子成光を祖とす。成光、古海太郎と號し、始めて邑樂郡古海村に居る。其子重光、上野の守護となる。重光の子廣綱、其子廣家、並びに古海太郎と言ふ。（名跡志所引後上野志。）守護のこと甚だ疑はし。猶考ふ可し。

小幡三郎左衛門尉

一五　小幡氏

仁治四年七月十七日、將軍臨時御出供奉人に結番せしめたる中に、後藤三郎左衛門尉・同小幡三郎左衛門尉あり。（東鑑。）小幡氏は後藤より出でたるならん。藤原利仁の系に賴義が郞等七騎の中に、猛將後藤太内舍人則明ありて、其裔に六波羅に仕ふるものあれば、中に鎌倉にも關係あるものあらんと考へらる。小幡は甘

樂郡の地名とす。此處に地を領せしならん。名跡志に、武藏七黨系圖を引きて、秩父行高の子、小幡平太郎行頼、其子左衛門尉政行を擧げたり。

則明[illegible]

├政明

└公廣─實信─實遠─實基─基清

基清─┬基綱（左衛門尉 康元元年卒）─基政─基頼─基宗─基雄
　　　├基重（右兵衛）
　　　└基連（小幡氏か）（右衛門尉）

一六　善氏

三善氏は康信、幕府に重用せられてより、家を興す。其裔分れて、太田・町野の二氏となる。又幕府に仕ふ。勢多郡膳村は、三善氏の領有せし地ならん。その居館の跡と稱するもの、今粕川村大字膳に存す。東鑑に、善右衛門次郎康有（町野氏にて一宮・膳にも）・善右衛門五郎康宗・善右衛門尉康長（一宮氏）・善左衛門次郎盛村等の名、所々に見えたれども、皆當國に關係あるの證を得ず。但し地名辭書に、此地は必定鎌倉

府出仕の三善康信の子孫の累代安堵の邑にして、終に地名にも轉じたるなり」とあるには從ふべきに似たり。

第五章　新田氏と足利氏

源氏の正嫡及び義重が家督の繼承に就ての説

源義國の下野足利莊に蟄居して、足利式部大夫と稱せしことは、前に述べたる所なり。若し義國にして事なかりせば、源氏の正嫡たるべき人なるに、此の如く蟄居の身となりしを以て、其弟義忠を以て父義家の家督と定められたり。然るに義忠は一族の内訌によりて、天仁元年殺さる。是に於て義忠の養子爲義（實は義親の第六子）を以て、源氏の正嫡と定められたる次第なり。故に足利・新田の兩氏、共に源氏の眞の正嫡とは稱し難きなり。次に義重・義康兄弟の順序を述ぶれば、新田氏の祖義重は、新田太郎と稱して、義國の第一男なり。足利氏の祖義康は、第二男なり。然れども義康の父より足利莊を傳領したる點より見れば、義康家督を相續したるに相違なし。故に尊卑分脈義康の下に「當代御相續源氏正統是也。懸而以當流號足利流」と擧げたり。次男たる義康の家督を相續せし理由は、尊卑分脈に義康は信濃守有房の女なるも、義重の母は不明なり。若し生母の素生賤しきにてもあらんには、義康兄を超へて、家督を繼承せし一源因ともなりしならんと

の說あり。（三浦博士の說。）併れども東鑑（建久二年正月十四日の條、）に據れば、義重の母は上野介敦基が女なり。されば母の素生貴賤に依りしとは云はれざるべし。三家考に、義重は早く其母に遲れて、義康は當腹の子にて有りしなるべしと記せるは、其の眞を穿てるものといふ可きか。必ずや義國後妻の言に聞きて、弟義康に足利庄を讓りしものならん。足利庄に就ては、藤姓足利氏の條下に述べたるところなるが、其領にてありし事も事實にて、足利莊は大莊なれば、源姓も藤姓も同時に、其內を分領せしにて、義康の子義兼の時に、藤原氏亡びて、義兼終に之を統一したるものと思はる。（三浦博士の說。）新田庄はもと上野介敦基の拓きし地（庄國の條に述べたり。）にして、敦基之を義重に讓與せり。清盛の之を奪ひて、足利俊綱に與へんとせしことは、前（源氏擧兵の章、）に述べたるところなり。要するに此兩庄は、互に深き因緣の存するものあるは爭ふ可らず。

新田足利兩氏の表裏兩面の比較

次に義重・義康二人の官位を比較せんに、義重は從五位下・大炊助・左衛門尉・五條判官代に止まりしも、義康は從五位下・鳥羽院北面・陸奥守・伊豫守・兵庫助・上總介・左衛門大尉・檢非違使となり、保元の戰功に依りて、昇殿を聽され、叙爵せらる。兩者其の優劣の程も知らる。其後鎌倉幕府に對しても、兩者の子孫に多大の懸隔を

したり。初め義康の妻は、頼朝の母の妹にして、その子義兼の妻は、北條時政の女（政子の妹なり）なり。其後世、北條氏より妻を迎ふるを例とす。されば源氏三代にして滅びしも、源氏の正統は猶絶えず、足利氏にて繼承されしなり。されば足利氏が兵を擧ぐるに至りて、源氏の支族響の應ずる如くなりしは、故ありと言ふ可し。

又新田氏を見るに、義重自立の企ありしことは、一時は痛く頼朝の反感を買ひ、足利氏と同等の待遇を與へられざりき。殊に義重の女を頼朝に上らざりし一條（別章に述べたり）は、一層不快を感ぜしめしものゝ如し。されど頼朝の時は、義重の上野の館に親臨せしこともありて、相當の待遇はありしものと察せらるれど、北條氏時代には、次第に兩者の待遇も相違し來りしことは明瞭なり。義兼の孫政義は、幕府の許可を得ずして、仁和寺に入りて法體せり。されば其後の新田氏は、全く沈淪の姿となりしものと思はる。政義の子政氏より以下三世は、事歴殆んど知る所無く、漸く義貞に至りて再び顯はるゝに至りしなり。

以上は只表面に見はれたるものに就て述べたるものなるが其の間に於ける内面的發展は著しきものあり。即ち上州に於ける大館・田中・堀口・岩松・脇屋・江田・世良田・大島・鳥山・里見・額戸等、越後に於ける大井田・鳥山・里見・羽川等、新田氏の族類

の蕃衍に見て知る可きなり。之を要するに、新田氏は名を棄てゝ、實に於て充實を努め、義貞の時に至りて、新田の一族郎従は、一大勢力を現はせしものと斷じて誤なしと思はる。

第六章　岩松氏の興起

岩松氏は足利氏の支流なり。初め足利義兼の長子義純、（畠山遠江守）新田義兼の女來王御前（新田尼）と婚して、時兼を生む。來王御前の母は、亡夫義兼の遺領を受けて、新田庄の内、岩松・今井・田中の三郷の地頭職に補せらる。（一）來王御前は嫡女なるを以て、先づ猪沼郷三町五段の地を義重より讓らる。此地は嘗て義重が寺尾城より退いて幽居の所なり。來王御前は、建保三年、田島郷・村田郷・高島郷・成墓郷・二兒墓郷・上堀口郷・千歲郷・藪墓郷・田部井郷・小島郷・泉澤郷・上今居郷を、元仁元年正月、岩松等の郷を、外孫時兼に讓り、（二）嘉祿二年時兼、其の地頭職となる。義純は初め岩松氏を稱せしが、時兼・時明（田中）二男子を儲くるの後、畠山重忠の家に入りて、遺領を相續せしを以て、岩松の家督は自然來王の產める時兼に讓與せられし次第なり。時兼は又祖父義兼より、女塚・押切・世良田・平塚を讓らる。時兼の妻は相馬五郎能胤の女なるが故に、相馬より野毛・市施等の地を贈らる。以上は岩松家の領せる地とす。而して經兼・政經の時にも、亦更に附加せられしものありて、其領は次第

に膨大せしなり。時兼の時、宗家たる新田政義過失ありて、家領を沒收せられ、時兼及び同族得川義季に、新田庄家職半分づつを預けらる。是より岩松を新田とも稱す。

岩松經兼

時兼數子ありて、皆地を附近に食む。時兼の子遠江五郎經兼の時、政義の子政氏、長ずるに至り、赦免を蒙り、本領を返還せらる。是に於て經兼は、舊里岩松に復歸す。得川義季は此後も永らく宗家を監督せしに依り、其保管の地一半を割讓せらる。是れ義季が又一に新田を稱する所以なり。義季が嫡男太郎賴有は、新田下野守と稱す。

岩松經兼

此人男子無く、一女は岩松經兼の室となりて、男政經を生む。政經、其母が賴有より傳領せし新田庄の內、德川・橫瀨・下江田・但馬內三沼庄・相模內永田鄉等の地を讓られ、新田下野太郎と稱す。

世良田義政

政經數子あり。長子伊豫守義政、世良田氏又は新田を氏稱す。宗家義貞と與に兵を起し、義貞敗死の後も、猶南朝に盡す。貞治三年(正平十九年)七月七日、足利基氏來り攻むるに及び、世良田の館に在りて防戰せしが、力竭きて終に如來堂に入りて自殺す。第二子は本空、第三子(三)賴宥は岩松禪師と謂ふ。貞和三年(正平二年)三月、勳功の賞として、幕府より寺井鄉の內惣領分の田及び在家を賜ふ。然るに畠山右近將監宗義、之を押領せしに依り、賴宥下地引渡の沙汰を被らんことを申立つ。乃ち觀應元年(正平五年)三月四日、

二十日の雨度、奉書を出し、使者を遣はして、催促を加へられしも、宗義終に參せず。五月七日、更に賴宥の知行相違ある可からざるの旨を裁し、且つ押領の分を糺返せしめ、宗義が所領五分の一を分召す可く下知せらる。觀應元年（正平五年）十二月廿七日、世良田右京亮の舊領、和泉國・備後國の內、及び新田義貞の舊領新田庄の內木崎村、及び安養寺を、賴宥が勳功の賞に宛行ふ。第五子兵部大輔經家は、義貞の義軍に隨ひて功あり。飛驒の守護に補せられ、北條氏の遺領十箇所の地頭職を賜はる。建武二年七月二十二日、北條時行の軍を武州女影ヶ原（武藏國入間郡高萩村大字女影）に防ぎて戰死す。

(一)岩松文書

將軍家政所下　上野國新田庄內岩松・下今居・田中參箇鄕住人

可下令早任二夫義兼讓狀一以二後家一爲中地頭職上事

右人任二彼讓狀一補二任件職一。於二有レ限之年貢課役者一任二先例一可レ致二沙汰一之狀、所レ仰如レ件。以下。

建保三年三月廿二日　案　主菅野

知家事惟宗

令圖書少允淸原

別當相摸守朝臣

民部權少輔兼遠江守源朝臣

武藏守平朝臣
書博士中原朝臣
散位藤原朝臣

二三岩松文書

將軍家政所下　上野國新田庄内拾貳箇郷住人可令早以源時兼爲地頭職事

田島郷　村田郷　成墓郷　二兒墓郷　上堀口郷　千歳郷　藪塚郷　田部賀井郷　小島郷　泉澤郷　上今居郷

右件郷々、任藏人義兼後家所進之注文、補任彼職、於有限之年貢課役者、任先例可致沙汰之状、所仰如件。以下。

建保三年三月二十三日　案　主菅野
知家事惟宗

令圖書少允清原
別當相摸守平朝臣
民部權少輔遠江守源朝臣
武藏守平朝臣

散位藤原朝臣
書博士中原朝臣

(三)三家考の系圖、岩松禪師賴宥の下に記して曰く、父政經より讓られて、岩松家を繼ぐ。建武二年七月廿二日、鎌倉方と相戰ひ、女景原に於て戰死すと。新田族譜等皆之に從ふ。然れども、岩松文書の中に、正平五年まで生存を證すべきものあれば、三家考以下總て誤りと知る可し。

(四)三家考に曰く、經家戰死の後、其の子泰家猶幼なり。叔父直國、家事を執る。後泰家生長に及び、直國より岩松の本領を承け分家すと。然れども泰家は、先代北條高時の弟四郎左近大夫入道惠性が前名にして、後に刑部少輔時興と云ふは是なり。岩松文書、應永三十五年七月、伊豫守滿長申狀に、先代泰家法師跡とある先代は、北條氏を指したるものなり。されば諸系譜に泰家を經家が子とし、泰家を滿長が父に系せるは誤なり。新田純孝氏の說。

第七章　新田義貞の擧兵と鎌倉幕府の滅亡

新田政義及び其以前の事蹟は前に述べたる所なり。政義の子政氏は、又太郎と稱す。母は足利義氏の女なり。文永八年卒す。年六十四。その子(一)基氏六郎と稱す。法體の後は沙彌道義と號す。母は北條英時の女なり。元亨四年六月十一日卒す。年七十二。其子(二)基氏（一名政朝）六郎太郎と稱す。元德二年正月二日卒す。年六十一。義貞は實に(三)朝氏の長子なり。母は不詳。小字を小太郎と稱す。正安・乾元の間に生る。（薨去の年齢、鑁阿寺系圖三十七。系圖纂三十八。長樂寺系圖三十九に作る。之を逆算すれば正安二年、同三年、又は乾元元年の誕生となる。）

義貞千劔破攻圍軍に加はる

元弘二年四月、後醍醐天皇隱岐に潛幸するや、護良親王は吉野に據り、楠木正成は千劔破城を保つ。北條高時兵を發して、之を攻めしむ。既にして吉野陷り、幕府の兵皆千劔破に聚る。時に義貞、幕府の催促に應じ兵を率ゐて攻圍軍に參加す。義貞竊に歸順の志を抱き、執事船田義昌に謀りて曰く、昔源平朝に在りて互に相鎭制す。我家世々將貴の門族望に膺り、勢を失ふの故を以て、他の驅迫する

ところとなる。豈に我が本志ならんや。頃來、覇府治法を誤り、高時横肆にして、車駕絶域に潛幸す。今兵を擧げ、彼を討ちて士民の苦を救ひ、以て宸襟を安んじ奉るを得ば、家聲も亦自ら揚らん。然れども事稟くる所に非ずんば不可なり。聞く大塔宮匿れて、傍近の山中に在りと。汝其れ吾が爲めに令旨を得んかと。義昌乃ち計畧を以て、請うて宮の令旨を得たり。是に於て義貞病と稱して歸國す。

義貞生品祠前に義旗を擧ぐ

其後宗族子弟を會して、高時を誅せんと謀る。時に幕府更に大兵を增發して西上せしめ、糧を東國に徵す。新田庄世良田は、素より富豪多きを以て、特に課するに錢六萬貫を以てし、出雲介親連・黑沼彦四郎入道伴淸を遣はして、五日を限り、里民を督促し、歛率太だ急なり。義貞其の館下を蹂躪さるゝを怒り、二人を捕へて禁錮し、終に黑沼入道を斬りて、其の首を梟す。高時大いに怒り、命を武・上二州に下し、新田氏を攻めしむ。元弘三年五月八日、義貞其弟脇屋義助と與に、一族大館宗氏、子幸氏・氏明・氏兼・堀口貞滿・弟行義・岩松經家・里見義胤・江田行義・桃井尙義等百五十人を率ゐて、生品明神の社前に義旗を擧げ、令旨を拜讀して、中黑の旗を樹てゝ、兵を笠懸野(四)に出す。此日の暮方、越後の族人大井田經隆及び里見・鳥山・羽川

小手差原及び分陪河原の戰

諸氏、二千餘人の兵を率ひ、期せずして來會す。義貞驚き且つ喜びて曰く、今日の事未だ相報するの暇あらず。諸君何に緣りて速かに來ると。經隆鞍に伏して、對へて曰く、前四日、山伏（五）一人あり。越後を觸れ歩いて曰く、公、勅を奉じて兵を擧ぐと。是を以て急裝途に就く。料るに遠郡の枝屬相繼いで至らんと。言未だ畢らざるに、越後（六）・甲斐・信濃の諸源、五千餘人亦來會し、九日進んで武藏に抵る。（笠懸野より兒玉郡本庄宿の邊へ出で、夫より比企郡將軍澤・須賀谷へ掛り、入間郡苦林村、高麗郡女影より、廣瀨を經て、入間川村へ出でしと風土記に見ゆ。）上野、下野・常陸・武藏の兵士、期せずして來集し、衆已に二萬餘人、聲勢大いに振ふ。

十日高時、櫻田貞國をして上道より進みて、入間川に新田軍を防がしむ。明日北條軍、入間川を渡りて陣す。義貞之を攻めて、大に小手差原に戰ふ。夜に及んで兩軍相退き、新田軍は入間川に、北條軍は久米川に陣す。十二日新田軍、先づ進んで北條軍に迫り、大いに久米川に戰ふ。貞國敗れて、分陪河原に退く。敗報鎌倉に至る。高時、弟泰家を遣はし兵を率ひて之を援けしむ。十四日夜泰家關戸に營す。十五日義貞、進んで之を攻め分陪（七）河原に戰ふ。新田軍敗れて、堀金に退く。會、相摸の人三浦義勝兵六千餘を率ひ、來り屬す。義貞厚く之を禮し、十六日早旦義勝先鋒となり、義貞之に次ぎ、三面薄り攻む。敵兵驚き潰え、泰家僅に身を以て

旗を擧られしこと、太平記に見えたり。生品の社は世良田の北二里ばかりに在り。笠懸野の南垂なり。按ずるに義貞義兵を擧げ南征す。其の出陣に及んで、何ぞ北に向ひて首途せん。意に孤虛旺相の方によるものか。又土人の說に、義貞平日の居館は世良田に在りといへども、反町に要害の地を取りて、城を築てこゝに在ます。反町は元は一の井の鄕の內なれば、其地の鎭守の前にて旗を擧げ給ふなるべし。此說誠にさもあるべし。」又地名辭書に曰く「今按義貞の生品祠前に旗を樹てしは、東山道の路頭に陣する者のみ。方位の論には非ず。當時の上野府より新田に至る。群馬・佐位の二驛、共に利根川に緣り、其の佐位驛は今の伊勢崎の邊とす。以て形勢の大略を辨ずべし。又當時新田氏の居館は世良田と知るべし。」此後說に從ふ可きに似たり。梅松論に「五月中旬に上野國より新田左衞門佐義貞、君の味方として東國世良田に討出で陣を張る」とあるは「世良田を討出で陣を張るの誤なる可し。義貞の世良田の館は後に惣持寺にて、今も館坊と稱す。

(五)只一日の中に觸れ歩きしは、天狗の業なり。蓋くは不動尊の然らしめしところなりとて、安養寺に觸不動尊とて尊崇す。

(六)越後より參加したる者に村山氏の一黨あり。村山氏が事は忠臣村山氏之傳記に見えたれば、左に之を揭ぐ。

五代村山義助　建長元年四月朔日、宗尊親王ノ命ヲ奉シ、鎌倉ニ向ヒ、文永三年一族ヲ率ヒ、同地ノ騷動ヲ平ゲテ軍功アリ。

六代村山二郎義信（義助の長男）　新田義貞、元弘三年五月、大塔宮ノ令旨ヲ奉シ鎌倉ニ向ヘソヤ、義信越後ヨリ來屬シ、同十一日小手差河原、同十二日久米川ノ合戰ニ於テ勳功ヲ顯ハシ、更ニ十五日・十六日、分陪河原ノ合戰ニ、北條泰家ノ軍ト戰ヒ、大ニ軍忠ヲ致シ、二十二日鎌倉ニ奮戰遂ニ戰死ス。後醍醐天皇此戰功ヲ嘉賞セラレ、越後國頸城郡ノ內、蘭田保地頭職ヲ、義信ノ長男隆義ニ下シ賜ハル。大正五年十二月二十八日、特旨ヲ以テ正五位ヲ贈ラル。

七代村山彌二郎隆義　建武二年八月、北條時行・諏訪賴重等ノ凶徒、信州ニ蜂起スルヤ、同月二十六日、後醍醐天皇ノ令旨ヲ奉シ、信濃ニ出陣シ、奮戰大イニ力ム。同十二月義貞、勅命ヲ奉シ鎌倉ニ下向シ、尊氏征討ノ兵ヲ擧グルヤ、隆義長男義房、二男左衞門、三男藏人ノ三子ヲ提ケテ軍ニ投ゼリ。此ノ戰隆義生還ヲ期セズ、遺言狀ヲ以テ後事ヲ托シ、首途セリ。實ニ同年十二月十七日ナリキ。斯クテ隆義ハ越後ヨリ信濃ニ入リ、轉ジテ上野國ニ向ヒシニ、賊軍之ヲ利根川ニ邀擊ス。隆義奮戰力闘、頗ル努メシモ、戰利アラズ。遂ニ父子四人枕ヲ並ベテ戰死セリ。是ヨリ先キ賊ノ勢盛、猖獗ナリシカバ、後醍醐帝深ク宸慮

ヲ惱マシ、延元二年二月、信州沼川ヘ馳參シ、尊氏・直義等征討ノ綸旨ヲ發セラレシモ、此時既ニ隆義父子戰死ノ後ナリシハ惜シムベシ。大正四年十一月十日、特旨ヲ以テ正五位ヲ贈ラル。

八代義房　弟左衞門及ビ藏人ノ三人、父隆義ト共ニ利根川ニ於テ戰死ス。

九代村山右京亮信義（隆義ノ弟）　尊氏、初信義ニ對シ書（康永二年三月四日付）ヲ以テ、我軍ニ味方スベキ旨ヲ說イテ止マズ。信義肯ゼズ。正平七年二月、二品式部卿親王、越後ノ凶徒池一族御征討ノ際ハ、信義長男義盛竝一族ヲ相催シ、宿直警固シテ軍忠ニ及ビ、後村上院院宣ヲ下シ賞シ賜ハル。又大塔宮ヨリモ令旨ヲ賜ハル。

十代村上七郎義盛　正平七年八月三日、越後國奥郡ノ凶徒池・多切・石坂以下蜂起シ、吉野藏王堂ニ押シ寄セタリトノ聞ヘアルヤ、村山ノ一族方切七郎ハ、義盛ニ代リ、同五日吉野ヘ馳向ハセタルノ軍忠ニヨリ、後村上院院宣ヲ下シ、其功ヲ賞シ賜フ。又正平七年閏二月二十八日、義盛ハ新田義宗・義詮等ノ軍ニ從ヒ、笛吹峠（今ノ碓氷峠）ノ激戰ニテ戰死セリ。大正四年十一月十日、特旨ヲ以テ正五位ヲ贈ラル。

十一代村上大膳介隆直　後村上院ノ院宣ヲ奉シ、越後ノ上杉兵庫、宇佐美一族反旗ヲ擧ゲ、顯法寺城ニ據ルヤ、隆直大將軍風間右京亮御手ニ屬シ、正平十年四

月十二日、賊ヲ六角峰ヨリ追落シ、二十五日ニハ逃グルヲ追フテ、東尾ニ至リシニ、流石ノ賊モ力屈シ、楠崎城ニ立籠リ、持久ノ策ヲ計リタルニ、隆直奮闘、四月十四日ニ至リ、終ニ敵ヲ沒落降參セシメタリ。

村山氏系圖

直純親王

初代 家平 村山太郎

五代 義助 ― 六代 義信 戰死

七代 隆義 戰死 ― 八代 義房 戰死

　― 某 左衛門 戰死

　― 某 戰死

九代 信義 戰死 ― 十代 義盛 戰死

― 高直 ― 十一代 隆直 …… 二十九代 源藏(當代)

(七)分陪河原の戰、田部井寛泰、北條高時の軍に屬し戰死す。寛泰は岩松時兼の裔なり。佐位郡田部井村を食む。名跡志。此戰新田方にて飽間齋藤三郎盛貞、府中に戰死す。年二十六。同姓孫七宗行、年二十三、同死す。十八日飽間孫三郎定宗、年三十五、相州村岡にて戰死す。盛貞等は碓氷郡秋間村の人ならん。其碑、武藏國北多摩郡東村山村大字野口德藏寺に在りて、今國寶たり。

第四期　吉野時代

第一章　足利尊氏の叛と新田義貞

義貞の入朝

元弘三年五月、後醍醐天皇船上山を發して、還幸の途に就き、六月一日、兵庫に駐蹕す。此時（正統記には二日西宮驛に至りし時とす。今假に太平記に從ふ。）義貞より上ぼせし使者（鍐阿寺系圖に此使者を長井六郎・大和田小四郎の二人なりとす。）高時伏誅の狀を奏す。次いで楠木正成も、兵庫に來りて拜謁す。是より先き五月七日、六波羅の兩將北條仲時・時益は本院・新院・新主を奉じて東走せしが、時益は四宮河原に於て、矢に中りて死し、仲時は近江番場に逃れしが、九日に同所蓮華寺に自殺して、六波羅は玆に滅亡せり。是に於て四日天皇は、京都に還御ありて、新主光嚴院を退位せしめ、五日に宮城に入御せられたり。義貞は一時鎌倉に留りて、北條氏の殘黨を窮索し、新附の諸士を撫納せし事は、前にも述べたる所なるが、車駕還幸を聞きて後、一族を率ひて入朝せり。

建武中興と尊氏

建武中興の主眼とする點は、政權を朝廷に收め、公卿をして政治の主腦者と爲さんとの方策にあり。されど王師に附隨して、功名を遂げし諸國の武士が考ふ

る所は、左に非ず。年來北條氏の爲めに領土を削られ、又は沒收せられしこと等の源因にて、等しく其弊政に不滿を懷き、之を倒さんとせしは一致せしも、結局は祖先傳領の土地・財產を安全に保持し、更に第二の幕府を戴かんとするの本心と觀るべく、是れ兩者間に大なる意志の懸隔の生せし所以なり。其際に處して、進取くも不平武士の心を收攬したるものを、尊氏と爲す。而して尊氏の此野心を觀破せられしは、護良親王なり。是に於て親王は奏請して、征夷大將軍に任せらる。卽ち元弘三年六月の事なり。七月十九日岩松經家を飛驒の守護と爲し、北條氏の遺領十箇所を賜ふ。八月五日、北畠顯家・足利尊氏・新田義貞・楠木正成・千種忠顯等の論功行賞あり。尊氏は從三位に敍し、常陸・下總の國守に武藏守を兼ねしめ、義貞は越後守に任じ、上野・播磨二國の介を兼ぬ。乃ち京師に宿衞す。十月九日、記錄所を復し、雜訴決斷所及び窪所・武者所を置き、新田氏の人々を武者所頭人に補す。但し新田氏族、武者所頭人たりしは尊氏謀叛後の事とす。同月廿日、北畠顯家を陸奧守と爲し、義良親王を奉じて、多賀國府に居り、奧羽を鎭せしむ。蓋し東北地方の警備强固なれば、鎌倉萬一の變も恐るゝに足らずとの叡慮に出でしものと察せらるゝなり。然るに十一月、足利直義を相摸守と爲し、十二月、直

尊氏の叛

義、成良親王を奉じて、鎌倉を鎭す。是れ尊氏兄弟の野心より出でしもの丶如し。乃ち尊氏、天皇に要請して、此事ありしならん。かくて京師には、尊氏黨と反尊氏黨の二派を生ぜしものと見え、護良親王は反尊氏黨の首領なるを以て、建武元年十月廿二日夜、參內の際、拘禁せられ、やがて鎌倉に送らる。其後反尊氏黨の首領には、義貞之に代はりしならん。二年七月、北條高時の第二子(一)時行亂を起し、鎌倉を襲ふ。直義拒ぐ能はず、先づ淵部伊賀守をして、護良親王を弑せしめ、自ら成良親王を奉じて、西に走る。尊氏、鎌倉の危急を聞き、請ひて征東將軍と爲り、時行を討つ。三河に到る比ひ、弟直義と會し、軍を併せて敵軍を討ち、終に之を破りて十八日鎌倉を復す。

十月、天皇使を遣はして、尊氏の上京を促す。尊氏應ぜず。終に鎌倉に據りて叛す。十一月三日、直義先づ義貞を討つを以て名とし、檄を諸國に移して、將士を招集す。十八日、尊氏奏狀を上り、義貞を討たんことを請ふ。因つて先づ義貞の食邑、上野の守護職を上杉憲房に授く。十九日詔して、兵を發して尊氏を討たしむ。即ち尊良親王を上將軍とし、義貞を副將として、東海道より進み、洞院實世をして、彈正尹貴王を奉じて東山道より、北畠顯家をして陸奥より、三道竝び進んで、

鎌倉を攻めしむ。直氏、高師泰等を遣はして、官軍を拒がしむ。賊軍所々に敗れて、十二月五日箱根に退く。尊氏、直義の退軍を聞き、小山・結城・長沼等の兵を率ひ、鎌倉を發して、十日夜、竹下に出づ。義助は竹下に向ひ、義貞は箱根に向ふ。十一日・十二日、兩軍大に竹下(二)及び藍澤原に戰ひ、官軍敗走す。義貞等退いて、伊豆の國府を保つ。十三日尊氏來り攻め、官軍全く敗れて、遂に西に走る。十四日尊氏兄弟、議を決して西上す。

延元元年正月、尊氏兄弟大軍を進めて、京師に逼る。官軍宇治・勢多に防ぎしが、敵せず。天皇神器を奉じて、東坂本に幸す。義貞・義助等、之に扈從す。十一日、尊氏京に入る。十四日北畠顯家、湖水を渡りて行在に詣る。尋いで東山道の軍も亦還る。是に於て官軍復勢を得、十六日、賊軍の據れる園城寺を燒き、又高師直を關山に破る。義貞北ぐるを追うて、京都に抵る。尊氏・直義之を三條河原に逆へ、所々に戰ふ(三)。義貞退いて鹿谷(四)を保つ。此日、義貞の執事船田義昌、三條河原に戰死す。其後尊氏終に敗走し、三十日車駕京師に還幸す。二月十日、尊氏兵庫より再び京に入らんとす。楠木正成之を西宮に拒ぎ、十日義貞之を豐島河原に拒ぐ。十二日尊氏終に海に航して、鎮西に赴く。途に光嚴上皇の院宣を拜受し、之を以

て四方の將士を招く。義貞降兵を收めて、師を班す。

義貞白旗城を攻む

尊氏の西に走るや、朝廷義貞をして之を追討せしめ、又北畠顯家をして義良親王を奉じて、再び陸奥を鎭せしむ。義貞先づ赤松則村(圓心)を、播磨白旗城に攻めしが、城堅くして容易に陷らず、三月より五月に及ぶ。太平記に曰く、此時義貞、勾當內侍に惜別の情に堪へず、西下延行、爲めに中國の諸豪、尊氏に屬し、終に收拾す可からざるに至れりと。此記事信を措くに足らず。(四)

兵庫湊川の戰

尊氏既に九州を經略し、四月三日、諸軍を率ひて、博多を發し、五月五日、備後鞆に達す。其軍を兩分し、尊氏は水軍に、直義は陸軍に將として、十日此地を發し、水陸竝び進む。十八日、直義福山城を攻めて、之を陷る。義助三石城の圍を解き、義貞も白旗城の圍を解き、退いて兵庫を保つ。朝廷尊氏の東上を聞き、楠木正成に命じて、義貞を援けしむ。二十五日、義貞和田岬に陣し、正成は湊川を守つて、直義の大軍に當る。尊氏水軍を以て、義貞の軍に當り、海陸相呼應して、戰を開始す。和田岬の官軍先づ敗れ、賊軍の先鋒細川定禪の兵・生田森より上陸するや、義貞の軍の退かんとするに會し、横に之を擊つ。義貞の兵大に敗る。定禪の兵進んで、正成の陣を襲ふ。正成前後に大兵を受け、終に戰死す。義貞の敗兵京師に入るに

女景ヶ原の戰

新田の十六騎

大館有氏・上杉憲房

及びて、擧朝震駭し、二十七日車駕倉皇神器を擁して、東坂本に幸す。六月十四日、尊氏京都に入り、八月賊名を避けんとして、光嚴上皇の院宣を請ひ光明院を立つ。

(二)建武二年七月十四日、諏訪頼重父子、時行を奉じて、兵を信濃に擧ぐ。加賀・能登・越中の諸氏、之を援く。小笠原貞宗兵を發して之を討ちしも利あらず。駿・豆・相・武・甲・信の兵、來り屬す。時行の軍武藏に入り、廿二日比企郡女景原に於て、足利氏の軍と戰ふ。此時岩松頼宥等、足利氏の軍に屬して奮闘し、其族田島泰治・澁川義季・長岡長義の弟大藏卿源瑜、及び兵部卿憲政之に死す。廿五日、時行鎌倉に入る。義季の墓は群馬郡金島村大字金井、金藏寺境內に在り。梅松論・新田族譜・上野人物志。

(二)竹ノ下の戰、新田の十六騎とは、杉原下總守・高田薩摩守義遠・葦堀七郎・藤田六郎左衞門・川波新左衞門・藤田三郎左衞門・同四郎左衞門・栗生左衞門・篠塚伊賀守・難波備前守・河越三河守・長濱六郎左衞門・高山遠江守・園田四郎左衞門・青木五郎左衞門・同七郎左衞門・山上六郎左衞門なり。何れも精兵の射手にて、一樣に笠符を附けて、進退を共にす。世人之を十六騎が黨と稱せり。太平記。

(三)大館宗氏の弟三郎有氏、此時戰死す。有氏は建武元年に左近將監と爲り、翌年藏人に補せらる。新田譜。足利方にては、尊氏の母兄上杉兵庫頭憲房官軍を中御門京極に禦ぎ、終に自殺す。憲房は建武二年に上野守護に補せらる。

勾當内侍

(四)勾當内侍を義貞に賜はりし事は、太平記に載せて、建武初の事とす。新田郡武藏島記に、斯時義貞、勾當内侍を携へて上野に歸り、莊を武藏島に設くと。義貞は二年春、又召されて上洛す。延元々年、攝津豐島河原の戰より、次の出師までは、僅に半月なり。兵の休養と出師準備とに半月を費せしこと、何ぞ多しと云はん。殊に此間義貞瘧を病みしを以て、江田行義・大館氏明をして、先づ播磨へ向はしめしなれば、太平記の曲筆は知る可きなり。勾當内侍は一條經尹の三女にして、金ケ崎にて皇太子に殉して死せし行房が妹なり。義貞北國に走りし後は、江州堅田に匿る。義貞死して、其首を梟せられしが、内侍一目見て絶入しを、其邊の聖者痛はしと誘ひ入れしに、其夜翠髮を剃下して、墨染の姿に變へ、それより嵯峨の奥往生院の邊に行ひ住せりと。新田郡には、所々内侍棲隱の遺跡と稱するものあり。然れども宮下氏傳記と云へる書の外には、何等徴證なし。洗寃史論。

第二章　宗良親王の動靜

延元元年尊氏叛して京師に迫り、帝東坂本に幸するや、特に延暦寺の座主尊澄(一)法親王を一品に叙し、以て僧徒を勉勵せしむ。座主の一品に叙せらるゝは是を始とす。帝尊氏に紿かれて京師に還るや、尊澄遠江井伊城に走る。三年春、北畠顯家と與に入りて援く。顯家戰死す。尊澄吉野に走る。秋勅して、再び井伊城に赴き、東國を經略せしむ。四年帝崩して、後村上帝立つ。遺詔を尊澄及び諸將に頒告し、時に及びて進取せしむ。尊澄髮を蓄へて、名を宗良と改め、上野親王又は信濃宮と稱す。尋いで宗良に勅して、中務卿征東將軍と爲す。興國元年(暦應三年)高師直井伊城を陷る。宗良餘衆を收めて、復た井伊谷に據る。又師泰の破る所となり、越後に走る。是後駿河に徙り、信濃に轉じ、甲斐・美濃・越中・越後の間に往來し、流離顛沛、備に艱難を嘗む。

正平七年、足利義詮和を請ふ。帝詐りて之を許し、以て其不意を襲はんと欲し、新田義興・義宗に勅して、兵を發して尊氏を鎌倉に攻めしむ。宗良軍を武藏野に

宗良井伊城に在りて東國を經略す

宗良の事業艱難を嘗む

進め、兵を勒して、士を勵ます。既にして新田氏の軍破れて、官軍敗績す。時に帝石清水に在り。義詮急に之に攻む。詔して東北の諸將を徵し、來り援けしむ。宗良諸軍を率ゐて道に上りしが、未だ至らずして城陷る。十五年帝住吉に在り。宗良に詔して、兵を發して來り赴かしむ。木曾路寒氣早く至りて、道路氷雪、人馬通じ難し。帝和歌を賜ひて之を促せしも、卒に軍を出す能はず。長慶帝立ちてより、國勢衰弱し、詔命行はれず。宗良窮蹙滋、甚だし。文中三年、(應安七年)吉野に詣る。天授三年(永和三年)又信濃に行かんとして果さず。遂に長谷寺に入りて、復び僧と爲る。尋いで信濃に往く。後河内國山田に寓す。宗良嘗て新葉和歌集を撰す。後龜山帝勅して、勅撰集に准せしむ。弘和元年十二月重訂して、之を上る。時に年七十。其終る所を知らず。(大日本史。)

(一)尊澄法親王卽ち宗良親王は、後醍醐天皇の皇子にして、母は宮人藤原爲子なり。十歲にして僧となり、妙法院に住し、三品に叙せられ、天台の座主と爲る。帝將に北條氏を滅さんとし、尊澄及び兄尊雲(護良親王)と與に、謀畫に預る。而して未だ發せざるに、謀泄る。元弘元年、帝笠置に幸す。尊澄、兄尊雲と僧兵を糾聚し、佐々木時信と辛崎濱に戰ひて、之を走らす。既にして僧徒降るものありて、尊澄支ふる能はず、笠置

に走る。城陷るに及び、執へられて、二年讃岐詫間に遷さる。三年亂平ぐや、尊澄四國の兵を率ひて、京に還り、再び座主となる。建武二年二品に叙せらる。

新田正傳記に曰く「寶泉野御改宗良親王御所也。同所臺源氏御館、新田義宗公被成御座。宗良宮守護被遊。若宮國良親王、新田義貞公御孫、義宗公御子、横瀨六郎貞氏公、應永廿四年新田御本意の時節、金山良坂中屋形より實城御取立、御在城被成候。……御醍醐天皇御子御村上天皇は、興國元年御卽位。南朝吉野の內裏に被成御座也。……同皇子宗良親王征東將軍宮、上野州新田郡由良村寶泉野に構御所、被成御座也。新田義宗公同鄕、臺源氏御館被成御座、御守護之也。親王薨後、於圓福寺奉葬し、尊石塔在り。新田御代々御石塔在り。……金山を實城寺と相號事は、吉野內裏の奧に實城寺あり。若宮金山御城に被成御座。故準之、實城と被號也。若宮薨後奉葬するは圓福寺也。……」金山軍記に曰く「實哉宗良親王の御子國良親王、建武の亂後、此寺〔圓福寺〕に蟄居、幾ばくの後若宮と奉崇也。」東鑑に曰く「應永三年三月廿四日、親王大河原を御出輿。參州足助方に赴き玉はんと欲せられ、浪合邑に到る。時に凶徒等四方に起り、味方世良田義秋・羽川安藝守景庸を始め、廿五人戰死。親王御辭世。

おもひきや幾身の淵を遁れ來て此浪合に沈むべきとは

と詠じ給ひ御自害。御歲三十三歲。靑山藏人佐師重・桃井下野守宗綱・同伊豆守貞

綱以下自害す。殘る宮方散々に戰ひ、凶徒を追落し、各〻戰場を遁れて、上州の方に落行く。應永八年（辛巳）婁宿〇九月（小）奥州靈山の城、兵粮之たへがたく、世良田美作守滿氏（政義君の令弟）等、大將の身代りに自害す。新田義則（義顯の孫子）の其從弟同兵部少輔貞方（義宗の嫡子）の世良田七郎滿政、（滿氏の令弟）一族士卒沒落の中に紛れ、伊達が籠れる所の赤館の城を指して落行處、當城も敵圍みて戰ひあれば、入ることを不ㇾ得。是より新田氏族散々に身を隱す。其頃親氏君、尹良親王御書寫の大般若經三卷、及び浪合に於て御辭世の和歌一首を參州黑田村吉祥山正壽寺へ持參せられて納め給ふ。是當寺は宮の御由緒あるに依りてなり。」（上毛及上毛人所引。）以上三書は、後世爲めにする所ありて作りたるものなれば、全然信ずべからずと雖も、山崎衡氏の取調書は頗る精細を極めたれば、左に抄出すべし。「此由良の寶泉野には、曾て岩松寶泉（〇直國）居りしを、上野宮宗良親王の駐輦となし奉り、新田義宗は其傍なる臺源氏館に在りて奉事すと云へり。臺源氏館址と云ふは、此圓福寺（〇新田郡別所村）より寅方二町餘、寶泉野を離るゝこと凡一町、坪數は凡三千坪許なり。寶泉野の御所跡、是も坪數は臺源氏と大抵同じ。圓福寺より東へ二町許隔つ。此圓福山內茶臼山は、卽ち宗良親王が義宗の娘を娶りて生れ給へる國良親王の御墓と云ふ。（〇編者曰く古墳にして、吉野時代の如き新しきものには非ず。）……陵南に村社十二所神社あり。……十二所神社より南に數階を下れば觀音堂あり。……此堂側松杉の下に一

古塔あり。並びて二古塔あり。此二は皆損せり。其の一古塔（編者曰く、六地藏叢塔にて、塔石に碑文あり。）は……長享年時の古碑たるべき韻致ありて、宗悅上座は正傳記又は上野國志にも横瀨信濃守國繁、長享三年（五月十五日と正傳記にあるは此の碑に照して誤りなるを見る。）逝去。法名笑山宗悅庵主とある者是にして、義貞卿より六代の孫、金山の城主にして、新田郡を領せり。左れば長享の頃に建たりと云ふも、其の子業繁などの時なるべきか。碑の文に

性佛上座　法界衆生

千代松女　並等利益

宗悅上座

長享三年己酉十月廿四日

性王禪尼　本願道見上座

宮一

妙□禪尼

德松

寶泉禪門

右の如し。寶泉と性佛との間、行文或は剝落せしか、文字を見ず。此宮一とあるこそ國良親王の御事なるべけれ。性王禪尼は誰人たるか詳かならず。或は王の御

生母卽ち義宗の女にはあらぬか。此の寶泉は元來德川義季の男新田賴有の女岩松經兼が妻となり、龜王丸を生み、龜王丸生長して新田下野太郎政經と號し、政經の孫は卽ち岩松直國、法名寶泉なり。其の領地を寶泉野と稱せり。其の四世岩松滿純、上野宮宗良親王を寶泉野館に据え奉り、自ら桐生に居る。大草紙。義宗は臺源氏館にて宮を守護す。宮義宗の女を召て、國良王生る。國良王、後亂を避けて信濃に到る。蓋、御父の信濃に避け給ふ時に從ひ給ひしならん。御六歲の時、相州藤澤時宗他阿上人の稚兒に扮し、橫瀨貞氏は呑嶺禪師と號し、終に義宗の妻の父橫瀨左近大夫重矩に伴なはれ給ひ、竊に上野に歸り潛み給ふ。或は云ふ、金山の城中に在りと。又武藏島勾當內侍の隱栖儀源菴に在りと。國良王も興復の御志切におはしましけれども、早世まし〳〵て、御父親王の御志を繼ぎ給ふこと能はず、正平廿二年八月九日、御年三十一にして薨じ給ひ、同月十五日、由良村茶臼山に葬り奉る。其丘上には今も土人敢て上らずと、宮下氏傳記に見えたり。宮下氏過去牒には、國良王の御忌日を正平廿二年八月十日と記せり、云々。」

一說には、宗良親王は元中二年八月十日を以て、井伊谷に薨ず。年七十二。冷堪寺宮と號すと。宗良、井伊介道政の女を納れて、尹良を井伊谷に生む。尹良嘗て吉野行宮に詣り、元服を加へ、後親王に拜せらる。應永四年上野に赴き、寺尾城に居り、

新田の一族之に奉仕す。世良田政義の女之に侍し、良王を生む。應永三十一年、親王上野を出て、信濃より三河に入らんとして、八月十五日、浪合信州に於て土寇に遭ひ、遂に自殺す。新田氏の一族戰死するもの多し。永享元年、良王は上野を出てゝ、信濃に入る。七年信濃より尾張に出て、津島の奴野城に居る。明應元年三月五日、同地に薨す。尹良王の事蹟は浪合記・信濃宮傳記・底倉記、若くは此三書に據りて記述布衍したるものを、更に布衍したるもの尠なからずと雖も、此三書は後人の僞作たること、既に先賢の說く所なり。而かも當國には史乘の外に、間々遺跡・傳說の眞に近きものと思はるゝものあるを以て、假に揭げて以て參考とす。宗良親王の上野宮と稱せる、當國に關係厚きを知るに足るべく、其王孫のことも必無とは云はれ難ければ、他日有力なる史料の出でん事を望むや切なり。

第三章　金ヶ崎落城と新田義貞の最後

吉野に朝廷を立つ

延元々年十月、尊氏僞つて降を請ふ。天皇思召す所ありてや、其降を納れ、十日車駕京師に還幸す。發するに先ち、義貞に勅して、皇太子恒良親王及び義良親王を奉じて、越前に赴き、北國を徇へしむ。此時皇太子に位を讓られたる形跡あり。蓋し天皇、尊氏の心中を忖度するに難く、一時權宜の措置として、然るものと拜察せらる。果せるかな、天皇の京師に還幸なるや、尊氏天皇を花山院に幽し、神器を新主に傳へんことを請ふ。天皇乃ち僞器を授く。十二月、天皇竊に花山院を遁れて、吉野に入る。史家是より以後を南北朝時代、又は吉野時代と稱す。是に於て恒良の皇位は自然に消滅せり。

金ヶ崎の陷落

義貞は越前に下りて、金ヶ崎城に據り、義兵を募る。延元二年正月一日、高師泰、諸軍を率ひ、來りて金ヶ崎城を攻む。是より先き、瓜生保、脇屋義治を擁して、杣山城に據り、以て金ヶ崎の後援を爲す。十六日來り援はんとせしも、途に敗れて入る能はず。是に於て金ヶ崎の外援斷絕し、糧食已に竭き、海物を援りて饑を療し、馬を屠り

て將士の日食に充つるに至る。三月六日、城遂に陷る。皇太子及び成良親王は虜へられ、尊良親王は自害す。一條行房及び義貞の長子義顯之に殉ず。

城陷るに先ち、義貞及び義助は、洞院實世等と與に、杣山城に匿る。居ること半歲、密使を發して、故舊を招き、兵稍〻集まる。越前國府に入る。足利高經之に對抗す。加賀の人敷地・山岸・上木等、兵を起して義貞に應じ、畑時能を將とし、加賀・越前の境に城を築き、大聖寺城を拔く。平泉寺の僧徒も亦、三峯に據りて之に應ず。因りて義助を遣して、其軍を統べしむ。延元三年三月、義助出でて越前の營地の據るべきものを巡檢す。敵兵を出して之を掩ふ。義助火を擧げて相報ず。義貞烟を望み、兵を率ひて之に赴く。高經又來り拒ぐ。河を挾んで陣す。官軍流を亂して進む。戰半にして、三峰の僧兵敵後に出で、火を縱つて國府を燒く。敵驚き顧みて退き、高經足羽に走り、黑丸城に據る。餘黨風を望みて崩壞するもの三十餘壘に及び、北陸響震し、四方の義軍、復起る。五月義貞出でて國府に陣し、一條行實・船田政經等を遣して、高經を足羽城に攻めしめて克たず。

七月、大井田氏經、越後に在りて義貞に應じ、越中の守護普門俊清、加賀の守護富樫高家を破り、進んで越前に抵る。是に於て義貞の軍大に振ふ。乃ち黑丸城を

攻めんとす。時に北畠顯信、男山を保ち、敵の圍む所と爲り、天皇宸筆の綸旨を義貞に賜ひ、赴き援けしむ。義貞感激して、直に發せんとす。然れども高經の後患を爲さんことを慮り、自ら三千餘人を率ひて、越前に留り、兵二萬を義助に附して、先づ往きて男山を援はしむ。而して軍未だ達せざるに、男山陷ると聞き、途より還る。閏七月二日、義貞足羽を攻めんとし、官軍を河合の陣に聚め、親ら之を率ひて燈明寺の側に至り、其兵を七分して、七營を攻めしむ。平泉寺の衆徒、賊に應じ、藤島に據る。義貞の兵、勢に乘じて之を攻む。僧徒力戰して、官軍退くこと數次。義貞五十騎を提げて、間道より赴き救ふ。高經亦步卒三百を出して、藤島を救はしむ。義貞之と途に遇ふ。敵は楯に隱れて亂射す。我兵排楯を持たず。僅に身を以て義貞を遮蔽するのみ。從兵中野宗昌、義貞に目して曰く、千鈞の弩は鼷鼠の爲めに機を發せずと。義貞の曰く、衆を棄てゝ獨免るゝは、吾意に非ざるなりと。馬に策して進む。馬五矢を被り、淖中(一)に顚す。義貞起きんと欲す。飛矢ありて、額に中る。免る可からざるを度り、終に自刎して死す。年卅七。（系圖纂には三十八とし、長樂寺系圖には三十九とす。今鑁阿寺系圖に從ふ。）中野宗昌以下の士、腹を剳きて之に殉し、從者殲す。時に霧雨昏濛にして、餘衆竟に赴き救ふ者無し。日暝くして數騎の河合に還る者あ

り。衆之を望みて以て義貞と爲す。各自解き還り、其死を知るに逮びて、逃散叛降略盡く。後高經、義貞の頸を得て、之を京師に送り、屍を收めて往生院[二]に葬らしむ。同月十三日、義貞の頸を獄門に掛けらる。明治六年六月廿八日、義貞の靈社を新田郡金山に創設す。後又靈を越前國吉田郡燈明寺畷に祀り、明治九年五月七日、藤島神社の號を賜ひ、別格官幣社に列せられ、新田義宗・脇屋義助を配祀す。十二月特旨を以て義貞に正三位を贈らる。十五年八月、更に正一位を贈り、社を同郡藤島に移せしが、卅一年再び之を福井市足羽山に移さる。（大日本史・太平記・陰徳太平記・上毛及上毛人・法規分類大全。）

義貞戰死の處

（一）義貞戰死の地は福井市の北三十町、吉田村の界に當り、三國道の先にあり。明暦季年、所の農夫、田の中より兜を發掘す。因つて其義貞戰死の地なる知れり。萬治三年三月、大守松平光通、石碑を立て、表に曰く「新田義貞戰死此所、暦應元年閏七月二日。」裏面に「自殺後至于今年三百二十五歲、萬治三歲在庚子春三月建之」と刻す。

義貞の墓 [illegible]

（二）往生院は長林山稱念寺と號し、越前國坂井郡高椋村大字長崎に在り。時宗に屬す。義貞の石塔並に木像あり。碑文に據れば、其諡號に源光院殿正四位上前左

近衛中將新田太守義貞覺阿彌陀佛」なり。新田郡太田の金龍寺にも義貞の墓あり。由良貞氏が建つる所と傳ふ。諡號は「金龍寺殿眞山良悟大禪定門」なり。又勢多郡新里村大字新川善昌寺に賴朝逆修塔と稱するものあり。明治十七年、石塔傾斜の際、村民之を修築せんとして、塔下に異樣の石棺を發見す。中に小磁瓶に人骨を盛れるものを藏す。山崎衡之を考證して、賴朝逆修塔に名を藉りて、義貞の遺骨(灰骨)を藏むと云へり。此塔に並びて、義貞・義助・船田入道等の五輪塔もあり。此時義貞塔の下をも檢せしに、何物もなかりしよし、此臺石には建武五年と刻す。善昌寺の義貞位牌には「天心院殿泰安覺道大居士、延元戊寅年七月二日歿」とあり。次に義貞の像に就いては、金龍寺に畫像二種あり。其一は古筆の如く見えたれど、今は繪葉書に見るのみにて、現物存せず。新田郡鳥之鄕村大字烏山西慶寺の畫像は、贊に「新田義貞、元弘二年四月三日、令畫工寫眞投敬寺、以聊補後來」と端書して、一首の和歌を揭ぐ。「數ならぬ名のみかは又うつしをくかるなき影の後もはつかし。」もとより後世の譌作ならん。木像は越前稱念寺のは高二尺六寸五分の束帶坐像にして、御像堂に安置す。世良田村惣持寺にあるは和氣清麿の誤なりとの說なりとの說ありて、義貞としては異樣の感あり。金山新田神社の神體は、義貞壯年時代を想像したる木坐像にして、凡作にてはあれど、公が眞の英姿風丰を傳へざる今日に於ては、先

づ當分之に據る外なからん。吾人は一代の英傑を表顯するに足るの影像の出現を望むや切なり。

義顯は義貞の長子なり。小太郎と稱す。毎に父に從ひて、征戰の間に在り。建武元年、父の功を以て、從五位上に叙せらる。二年十一月、義貞、尊良親王を奉じて東征するや、義顯は結城親光・名和長年・楠木正成等の諸將と與に、留まりて京師を衞る。延元々年正月七日、父に從ひて尊氏の軍を大渡に防ぎ、義貞敗れて退くや、義顯三千餘人を以て後を斷つ。敵兵六萬之を追ふ。義顯力戰數合、躬數創を被る。扶けて馬に上せ、入つて紫宸殿の庭上に見ゆ。帝親臨して之を慰む。遂に從うて延曆寺に幸す。

延元元年十月十三日、義貞金崎城に入るや、兵二千を以て義顯に屬け、越後に往きて兵を招き、後援を爲さしむ。義顯先づ叔父脇屋義助と杣山に入らんとす。瓜生保、拒いで納れず。義顯去つて越後に入らんと欲す。士卒多く逃れ、從者僅に二百五十人のみ。是に於て復た金崎に還り、徐に後擧を圖らんと議す。會々越前人今莊淨慶、足利高經に應じ、險に據つて之を邀ふ。義助曰く、料るに淨慶は是れ今莊久經の黨ならん。久經は前に我軍に從ひ、已に恩分あり。誰か能く試に

往いて之を說かんやと。由良光氏諾して起つ。單騎進んで曰く、脇屋殿軍事を議せん爲に、金ヶ崎に赴く。子等誤つて一矢を發せば、如何にして罪を遁れんとするか。亟に兵を徹して、路を辟けと。淨慶對へて曰く、曩に某が父久經、忝くも旗下に在り。而も某は今尾張守に屬す。罪責を免れんと謀りて、敢て前導を遮るのみ。請ふ行中知名の士一二の首級を賜はらば、以て口を藉るを得ん。則ち唯命之に從はんと。義助之を聞いて、默然たり。義顯曰く、淨慶の言、謂れ無きに非ず。然れども從行の士卒、情は父子よりも切なり。寧ろ我彼に代り、彼をして我に代はらしむに忍びず。汝此意を以て、再び淨慶を諭せ。彼猶可かずんば、卽ち衆と與に皆戰死して、士を重ずるの義を存せんと。光氏行いて再び說きしが、淨慶聽かず。光氏馬より下りて、甲を脫いで曰く、大將猶衆に代りて命を殞さんと欲す。從士安んぞ之が爲めに節を効さゞらんやと。刀を拔いて自ら刺さんと欲す。淨慶感激し、疾く趨りて之を止めて曰く、將士倶に義なり。淨慶敢て罪を懼れんやと。乃ち備を徹し、溦を掩うて道左に伏す。義助・義顯大に悅び、佩ぶる所の金裝刀を解いて、之を與へて曰く、我戰歿すと雖も、同族業を興す者あらん。必ず此を以て子が忠を證せよと。義顯の兵、始め淨慶が言を聞き、恐懼逃れ去る。

留る者僅に十六人なり。義顯之を率ひて、輿に倶に圍を潰して、金ヶ崎城に入る。

已にして大兵再び來り圍む。城中糧竭く。義貞潜に城を出でて、杣山に走り、援兵を集む。義顯居守す。見兵八百餘人。敵と相拒ぐ二十餘日。敵兵十萬、四面城を淩ぎて入る。城兵饑久しく、殺撃堪へず。櫓に坐し陣に緣り羸息するのみ。義顯乃ち尊良親王と自殺す。土居通綱・由良具滋・長濱顯寛等拒ぎ鬪ひ、力盡きて皆死す。一條行房・里見義氏・武田與一・氣比氏治・法眼賢覺以下の士卒、悉く自殺す。免るを得る者四人。降る者僅に十二人。氣比氏治の子齊晴、皇太子を小舟に奉じて逃れ、蕪木浦越前の民家に托して再び城に入り自盡す。義顯等の首級は京に送られ、大路を渡して梟せらる。義顯時に年十八。明治二十六年五月朝廷恒良・尊良二親王の靈を金ヶ崎に祀り、金ヶ崎宮と號し、官幣中社に列せらる。三十年四月、此役に忠殺せし將士の靈を攝社とし、絹掛神社と號す。四十二年九月、義顯に從三位を贈らる。

第四章　脇屋義助義治の勤王

義助義貞に從うて義を唱ふ

義助は次郎と稱し、義貞の弟なり。新田郡脇屋村に住して、家號と爲す。元弘三年、義貞義兵を擧ぐるや、北條氏兵を發して之を擊つ。衆戚拒計を持して、紛紜一ならず。義助進んで曰く、北條氏命を擅にする百餘年。兵盛に人服す。固より我敵に非ず。卽ち今能く拒ぐも、持久すべからず、遂に奔亡銷散して、所在に窮死するに至らん。天下をして新田氏鎌倉の使を殺すに坐し、以て顯誅せらると謂はれん。恥づ可きの甚だしきに非ずや。承くる所の綸旨、何時か用ふる所ぞ。但當に兵を稱し、義を鼓し、出でて郡縣を狥へ、衆附けば進みて鎌倉に向ひ、附かずんば死すべきのみと。衆其言に從ひ、遂に功を濟すを得たり。尋いで義貞と與に京師に入り、八月軍功を以て、駿河守護と爲る。建武元年、武者所に補せらる。

義助尊氏と竹下に戰ひて敗北す

建武二年十一月、尊氏鎌倉に據りて叛す。義貞東して尊氏を討す。義助別に尊良親王を奉じ、兵七千を將ひて、尊氏と竹下に戰ふ。前鋒利を失ひ、敵勝に乘じて、直に中堅を衝く。義助乃ち兵を進めて之に當る。戰酣にして退く。子義治

義助京師に尊氏を破る

義助中國の經略

適〻敵中に陷る。義助復た馳せ入つて之を取る。苦戰愈〻勵む。殺す所算なし。既にして大友貞載及び鹽谷高貞、猝に貳心を懷き、出でて敵に降る。敵勢益〻振ふ。義助支ふる能はず、尊良親王を奉じて西す。敵兵之を追ふ。且つ戰ひ且つ走る。義貞の退くに會し、與に京師に還る。延元元年正月、尊氏京都を犯す。義助權大納言洞院公泰・宇都宮泰藤等と、兵七千を率ひて、山崎に防ぐ。戰利あらずして義貞と與に引還る。駕に延暦寺に從ふ。十六日義貞と、攻めて園城寺を破り、京師に入り、二十七日諸將と將軍塚に陣す。敵將高師泰之を攻む。義助弓手六百餘人を出して、林を蔽うて亂射す。敵逡巡して進まず。乃ち兵を縱ちて、衝いて之を破る。因りて諸軍と合擊し、尊氏を破る。尊氏遂に西に走る。功を以て左衞門佐に拜し、昇殿を聽さる。

是年三月、義助又義貞に從ひて、赤松則村を白旗城に攻む。之を久うして拔く能はず。義助諫めて曰く、嚮に北條氏天下の兵を擧げて、專ら金剛山を攻む。遂に海內の土崩を致す。此れ鑑む可べし。今兵を小城下に屯す。我が糧竭きて、彼が氣倍せん。尊氏既に九州を席捲す。虛に乘じて東向せば、進退倶に難からん。軍を分ちて船坂を攻取り、以て山陽の路を通じ、中國の兵を收め、彼未だ至らざる

に先ち、直に筑紫を掩うに若かずと。義貞之に從ひ、兵二萬を遣して、往いて船坂を攻めしむ。然るに山險に、備嚴にして、仰いで日を終ふ。會、兒島高德、兵を熊山に揚げ、期を約して夾み攻む。義助出でて梨原に軍し、諸將を部分し、江田行義に二千餘人を附して、杉坂に向ひ、大井田氏經に菊池武重・宇都宮公綱等部下兵五千人を督し、船坂に向ひ、以て守兵を縻さしむ。畑時能・由良新左衞門等、勝兵三百餘を領し、伊東惟群を以て嚮導と爲し、馬口を縛し、潛に行いて險を過ぐ。徑に三石の西に出て、火を縱つて進む。三石城兵寡く、出て拒ぐ能はず。而かも船坂の腹背敵を受け、計出づる所無し、時能・氏經夾んで之を攻め、遂に其城を拔く。行義入つて美作を略す。氏經進んで福山城に據る。義助留まりて、三石城を攻む。五月尊氏水陸竝び進む。十八日直義福山城を陷る。義貞乃ち義助を招き、俱に還つて兵庫に軍す。軍敗れて車駕再び延暦寺に幸す。

義助東坂本の防戰

義助東坂を守る。六月八日、敵城に薄り、多く薪草を搬びて壕を塡め、以て城を焚かんと欲す。城中弓矢齊しく發し、三千餘人を殺す。敵陣擾亂し、爭うて柵を掩ひ矢を避く。義助之を瞰し、乃ち諸將と門を開いて突出し、白鳥に陣せし陸軍、其左を衝き、湖上の舟軍、其右を射る。敵大に敗れて退く。營を守りて復出でず。

二十日東西坂軍、竝び出て敵を擊つに及び、義助兵五千を率ひて、五百營を焚き奮戰す。敵兵大敗す。九月廿八日、義助兵二千を率ひて佐々木高氏を志那渡に攻め、利あらずして還る。

金ヶ崎落城義助杣山を保つ

十月九日、義貞叡山を發して、越前に赴く。義助之に從ふ。義貞、義助をして兵千餘人を率ひて、杣山に據りて兵を招き、以て後援を爲さしむ。瓜生保出でて鯖竝に迎ふ。犒供豐厚なり。旣にして叛して敵に附き、城を閉して入れず。保の弟僧義鑑、夜義助に見えて曰く、請ふ貴息を留め、奉じて以て金ヶ崎城の援を爲さんと。義助其子義治を以て、之に屬して曰く、死生唯子が爲すに任すと。明日金ヶ崎に返る。士卒道に亡げて略盡く。從ふもの僅に十六人、夜深山寺に抵り、行樵夫に問うて、敵兵大に集まりて輒く入る可からざるを知り、乃ち各帶を解きて樹に懸け、以て疑兵と爲し、曉に乘じて馳せて敵の圍を犯す。大呼して曰く、援兵二萬騎至れりと。敵兵山中の旗幟を顧視し、大に驚いて以て援兵至ると爲し、圍を釋いて潰走す。乃ち城に入るを得たり。延元二年正月、敵復來り圍む。三月義助、義貞に從うて潛に城を出でて、杣山城に入る。六日金崎城陷る。

義貞越前の府を取る

義貞の再び杣山城に起るや、平泉寺の衆徒三峰に據りて之に應し、將領を置か

んことを請ふ。因りて義助を遣はして、往いて其衆を統べしむ。義助將士百餘人を從へ、城を營まんとして鯖江を視察す。足利高經の將細川・鹿草等覘知し、兵五百を以て奄ひ至り、之を圍む。義助奮擊す。敵水を濟りて卻く。諸將之を追はんとす。義助曰く、少を以て衆に勝つは偶然のみ。若し水を渉りて窮追せば、少は蹉跌をいたし、敵必ず返し戰ひて、我を困めん。宜しく速に火を擧げて、諸營に報じて、其の來救を待つべしと。是に於て官軍煙を望み、馳せ集まる。遂に進み戰うて、府城を取る。

義貞陣歿後義助北陸の軍を督す

七月後醍醐天皇、義貞に詔して、男山を救はしむ。義貞乃ち義助をして、二萬人に將として、之に赴かしむ。敦賀に至りて、男山の火を聞き、盤桓數日、男山陷る。義助乃ち引還る。是年義貞、高經を足羽に攻めて戰沒す。義助乃ち兵を引いて石丸城に還る。將士多く反側を懷き、一夜に火を縱つ三次。繼いで皆降亡す。在るもの二千人ばかり。乃ち河島維頼をして、三峯を保ち、瓜生重及び弟照をして、杣山を守り、畑時能をして湊城に據らしめ、自ら七百餘人を率ゐて、府に還る。

義助美濃に走る

延元四年秋、義助諸軍を召集し、足利高經を足羽に攻めて、之を拔かんとす。畑時能・由良光氏・堀口氏政等、攻めて敵壘數十を拔く。進んで河合に會す。義助躬

義助伊豫に下向す

ら兵三千を率ひて、敵を攻むる三日夜。十七壘を下し、將七人を虜にし、五百餘卒を斬る。遂に諸軍と足羽に薄る。高經懼れ、城を焚いて夜遁る。後村上帝騰極せらるゝや、義助に詔して曰く、先帝の遺勅、朕を眷ること殊に渥し。其軍國の事、便宜施行し、先づ決して後奏すること、一に義貞の故事の如くせよと。興國元年八月、足利高經等、黒丸城を復し、九月國府を陷れ、尋いで諸城を攻取し、平葺に逼る。義助敗れて退く。十月十九日、高經の軍、畑城に畑時能を攻む。翌二年、兩軍相攻伐して、數月に度り、官軍次第に敗れ、遂に九月に至りて義助越前を支ふる能はず、美濃に走る。

興國二年九月、義助美濃國根尾城に據る。土岐頼遠等、攻めて之を陷る。乃ち兵七十三人と與に、微服して尾張熱田に往き、大宮司昌能に依り、知多郡波津崎城に留る十餘日。稍、散亡を集め、潛に吉野に詣る。帝爲めに涙を掩ひ、勞奬之を久うす。翌日一級を加へて、刑部卿に拜す。族人・從兵悉く官を授け、物を賜ふこと差あり。三年春、伊豫の人兵を起し、奏して統帥を請ふ。廷議、義助をして往かしむ。水陸兩道皆敵境に接し、輒く過ぐ可からず。會、備前の人、飽浦信胤、使を馳せて奏す。臣方に兵を小豆島に擧げ、賊鋒を摧挫して、以て京師の漕路を絶たんと

脇屋義助の年齢

す。大將を遣はして、上道に赴かんことを請ふと。乃ち義助に命じて、將と爲し、之を四國に遣はし、西國の軍事悉く其節制に出でしむ。四月吉野を發して、紀伊に出づ。緣道の官軍、多く戰艦・資糧・器械を具す。乃ち船を田邊に艤し、淡路を經て、備前兒島に至り、佐々木信胤の兵を合せ、同月二十三日、伊豫國今張浦に抵る。伊豫國司近衞少將四條有資、守護大館氏明・土居・得能・土肥・河田・兩市・日吉等の諸氏、大に聲勢を得、官軍復た振ふ。敵風を望み、十餘城を棄てゝ逃る。義助入つて國府に居る。(一)五月病んで卒す。年三十六。諸軍沮喪し、四國相繼いで陷沒す。(二)墓は越智郡國分寺の東、唐子山の西丘上に在り。明治九年十一月、越前藤島神社に配祀せられ、八月特旨を以て從三位を贈らる。大日本史・太平記・上毛及上毛人。

(一)卒去月日は、太平記に五月四日とし、金勝院本太平記に四日發病、七日にして卒すとあれば、五月十日又は十一日の歿とす可し。脇屋家譜は五月十日に作り、新田族譜には五月四日臥病を經、同月十二日病死となす。歿年齡は脇屋家譜に三十七歲とあれど、今鑁阿寺系圖に從ひて三十六歲と爲す。

(二)伊豫の墓には、正面に「脇屋刑部卿源義助公神廟」、側面に「曆應三年辰五月十一日卒」と刻す。法號は鑁阿寺系圖に東樹院海源神祇矣とあり。新田族譜には正法寺

殿とあり。又勢多郡新里村大字新川善昌寺に義助の五輪塔ありて、跗石に大圓院脇屋某、曆應三云々の文字髣髴たりと云ふ。同寺義助の位牌には、大圓院殿天嶺義廣大居士、興國元庚辰年五月七日卒とあり。

義治は義助の子なり。毎に父の兵間に從ふ。從五位上に叙し、左衛門佐に任じ式部大輔たり。竹下の戰、年甫めて十三。從者三人と與に、敵中に陷り、髪を被り笠號を撤し、敵をして識辨する能はざらしむ。義助、騎三百を率ひ、深く入つて之を覓む。敵衆辟易す。義治之を望み、佯つて返戰を爲して曰く、諸人何ぞ怯なるやと。馬を躍して、義助の軍に趨く。敵兵二人、以て我軍と爲し從つて馳す。義治從兵を目して之を斬る。遂に免れ還るを得たり。明年瓜生保、及び弟僧義鑒、義治を奉じて兵を集め、金崎の後援を爲し、擊つて足利高經が新善光寺城を取る。是によりて威名稍振ひ、郡縣の贈遺相繼ぐ。日に犒飲を設け、而かも義治儼乎として樂まざるの色あり。義鑒之を問ふ。義治愀然として答へて曰く、向きに戰ひに克つ。事殊に欣ぶべし。然れども皇太子及び我家大人・諸宗族、久しく關中に在りて、艱苦掃渇き、想ふて之に及ぶ毎に、宴に臨んで樂まずと。義鑒感泣して起つ。宇都宮泰藤・小野寺將氏、壁後に在りて之を聞いて曰く、此子丈夫の器

義治の末路

あり。何ぞ爲めに扶翼して、其所懷を濟さゞらんやと。保等因つて、兵を會して金ヶ崎を救ふ。道敵の敗る所と爲りて就らず。義助卒して上野に竄居す。

興國六年、兒島高德備前に起る。義治に請うて、大將と爲らしむ。隱に兵を引いて京師に入り、尊氏を襲はんと圖る。事覺はれ、義治、高德と亡げて信濃に匿る。正平七年閏二月、從兄新田義興及び義宗と與に、兵を上野に擧げ、尊氏を鎌倉に攻めんとす。尊氏既に出でて、武藏狩野河（神奈川ならん）に在り。二十日進んで、尊氏と金井原（武藏國北多摩郡小金井村）に戰ふ。遂に義興と襲うて鎌倉を取る。三月二日、鎌倉を退き、相模國府津山に走り、河村城を保つ。後義宗と越後に居る。正平廿三年、義宗と兵を起して、克たず、出羽に走る。其の終る所を知らず。大正四年十一月、正四位を追贈せらる。

義治に關する異說

人物志に曰く、義治伊豫國溫泉郡湯山村字別名の地に匿れ、此地に卒す。宇川中に葬る。村社新田神社は義宗及義治を合祀すと。同書に又傳說を揭げて曰く「義治公武藏・上野に於て戰利あらず。四國の河野・土居・得能を賴み、伊豫に下向せしが、不幸にして痢病に罹り、建德元年六月十三日、大平地に卒す。享年四十五。伊豫郡大平村（砥部村の大字）新田大明神は、義治の靈を祀る。」脇屋家譜には、應永十四年、年八十五、

病を以て伊豫國宇和島に逝く。新田大明神と號すと見えたり。新田族譜には、文中二年、義宗と一所に四國に沒落し、天授三年卒す。五十一歳と載せたり。

第五章　新田支族

義貞一たび義を唱へてより、一門・臣隷の之に附隨して、王事に勤めしもの頗る多し。遺烈の赫々たる、眞に後世をして感嘆措く能はざらしむ。而かも是等諸將の殆ど全部が、當國出身の家筋なりと云ふに至りては、他國に比類無く、皇國の史上、一大光彩を放つものと云ふも、過言に非ず。今貧弱なる史料を辿りて左に諸家の事蹟を畧叙せんとす。

一　大館氏

大館宗氏

新田政義の次子家氏、次郎と稱す。始めて新田郡大館（今尾島町の大字）に住し、大館を氏とす。其子宗氏二郎と稱し、義貞の妹を妻とす。元弘三年五月、義貞兵を起すや、首に之に赴き、鎌倉を攻む。宗氏左軍に將たり。十八日、江田行義と與に極樂寺坂に入り、撃つて大佛貞直を破り、遂に之に死す。年四十六。大正四年十一月、

従四位を追贈せらる。宗氏六子あり。幸氏・氏明・宗兼・氏兼・六郎・時氏。

氏明は宗氏の次子なり。左馬助と爲る。元弘の時、父に從ひて鎌倉を攻む。後、兄幸氏と與に、北畠顯家に從ひて、入つて延暦寺を援く。幸氏、佐々木氏頼を觀音寺城に攻めて、之を援く。敵を斬る五百、旣にして坂本に至る。顯家留る一兩日、馬を休めんと欲す。氏明曰く、馬遠く來りて疲る。若し復之を休めば、足重くして用ふ可からず。且つ敵吾が至るを聞いて、遽に攻むるの意あらず。宜しく曉に乘じて、四面大喊し、其備無きを襲はゞ、之に克たんこと必せりと。顯家及び諸將之を然りとし、遂に攻めて園城寺を拔く。義貞將に足利尊氏を西國に追はんとす。會、病に嬰る。氏明及び江田行義を遣はし、二千餘人に將として、先づ發せしむ。赤松則村を室山に破り、軍勢大に振ふ。報至るや、義貞乃ち兵を帥ひて、西に發す。後、行義と鳳に從うて京師に入り、尊氏に歸す。帝南吉野に幸するに及び、氏明竊に逃れて、行宮に詣り、伊豫守護と爲りて、任に到る。土居・得能氏と與に、勢を合して攻略す。脇屋義助沒するに及び、伊豫の官軍相踵いで敗滅す。興國元年八月、賊將細川頼春、大兵を率ひて、來りて世田城を圍む。氏明時に城内に在り、圍を被る十餘日、是より先、城中の勝兵、多く金谷經氏に從うて戰沒す。加ふ

る糧竭き、敵已に城に薄るを以て、九月三日、氏明親兵十七人を率ひ、奮闘して之を卻く。還つて腹を割いて死す。年三十八。大正四年十一月、正四位を追贈せらる。初め吉野行宮に怪禽あり。夜出でて鵺鳴を爲す。帝之を惡む。衞士に命じて射しむ。終に中る能はず。會〻氏明伊豫より名鷹を獻す。大納言四條隆資に勅して、之を調養せしむ。一日皐の如く鷹を放つ。鷹忽ち逸して、前林の中に入る。須臾にして、一鳥を捉ふ。大さ鶴の如し。盤旋して地に墜つ。其狀羽毛皂黑、翼長七尺許。咸謂ふ、嚮に鵺鳴を爲せし者なりと。乃ち之を格殺し、怪遂に絕す。而かも鷹又臆を傷きて死せりと云ふ。氏明の三子義冬・氏淸・氏義。弟氏兼は伊豆路に於て戰死す。

大館氏淸

氏淸母は源顯能の妹。幼にして書を京師の海藏院に讀む。既に長じて、興國四年、伊勢國司北畠氏に依る。正平十年、吉野に赴き、行宮に給事す。十六年、往いて母家北畠顯能の部下に屬し、伊賀の關岡城に居る。文中二年、仁木義長と、鈴鹿山に戰ひ、仁木義信を斬る。還つて顯能の兵に會し、與に俱に義長を擊つ。大に敗つて之を走らす。顯能其功を嘉し、大館氏を更めて、關岡氏となし、女を以て之に妻す。橋本正高、兵を紀伊に擧ぐ。足利義滿、山名義理・細川賴元等を遣して、之

を攻む。正高援を請ふ。氏清乃ち兵を率ひて、義理等を山口山中に撃つて、之を郤く。氏清國司の女婿たるを以て、累りに戰勳を建つ。國內の兵士服部・柘植の諸氏より、服從せざる莫し。氏清を稱して伊勢守と爲して、名を云はず。應永十九年（一に廿九年に作る）八月十九日卒す。年七十六。子孫足利氏に仕へて連綿たり。氏清の弟氏義彌三郞と稱す。

文中三年脇屋（新田）義則と與に、奧州に在りて武家方と戰ふ。天授二年九月、從五位上に敍し、左馬頭に任せらる。同六年奧州に卒す。年三十九。（太平記・大日本史・人物志・新田勤王事蹟・地名辭書・上野志・上毛人・新田族譜・名跡志。）

大舘家氏─┬─爲氏─┬─幸氏─┬─義冬
　　　　　├─宗氏─┴─氏明─┴─氏清─氏隆─氏則─清祐─義實
　　　　　└─有氏─┬─宗兼─┴─氏義
　　　　　　　　　├─氏兼
　　　　　　　　　├─某
　　　　　　　　　└─時氏

堀口貞滿

二　堀口氏

新田政義の三男家貞、新田郡堀口鄕（今尾島町の大字）を食む。始めて堀口を氏とす。其子貞義、元弘の功に依り、左馬權頭と爲り、武者所の頭人に補せらる。貞義の子貞滿、大炊助・美濃守たり。義貞義兵を擧ぐるや、貞滿上將と爲り、北條高時を攻めて、亘福呂坂に向ひ、赤橋盛時を斬る。鎌倉是に由りて竟に平ぐ。義貞、高師泰と矢矧河に拒ぐ。貞滿奮戰して、之を敗る。延元々年、帝再び延曆寺に御す。足利尊氏詐つて款を送り、且つ闕に還らんことを請ふ。帝密に之を許す。車駕將に發せんとす。藤原實世、价を馳せて奔り報ず。義貞未だ信せず。貞滿、義貞に謂つて曰く、今旦江田行義・大館氏明の遽に中堂に赴くを見るに、行步常に異り、心頗る怪と爲す。今復此報あり。是れ必ず故あらん。請ふ往いて之を覘はんと。馳せて行在に詣れば則ち、扈臣導儀三種神器を奉ず。貞滿小揖して立ち、進んで轅に攀ち、泣いて奏して曰く、乘輿已に駕す。臣義貞未だ幸する所を知らず。外聞喧傳す、陛下尊氏の狡計に聽き、六軍京師に還ると。義貞何の罪ありて、一旦擯棄乃ち爾るや。元弘の初に方り、孽臣奸を縱にし、乘輿震蕩す。義貞身を奮ひ黨

堀口貞祐

を敵し、辭を奉じて逆を討つ。浹旬の間、巨寇を殲滅し、海寓を平定し、以て宸憂を紓ぶ。其速きこと斯の如し。陛下の將帥、中興の功、能く義貞が右に出づるものあらんや。凡前後亡ぶ所の宗族一百三十二人、親兵八千餘。遂に兇寇を海西に竄し、京畿寧靜なり。然るに比日反叛相繼ぎ、逆焰再燃し、王師荐りに傾敗を致す。而かも外援至らず。是れ陛下の聖德未だ物に洽からず、大信衆に著からざるの致す所のみ。義貞果して何の罪かある。今日還都の駕、遂に止む可からずんば、臣願くは義貞が宗族見在せる者五十三人を召して、悉く死を駕前に賜ひて、而る後發せられよと。辭氣慷慨、聲涙倶に下る。帝慚る色あり。遂に皇太子を義貞に付し、北越前に赴かしむ。貞滿之に從ふ。北畠顯家、陸奧の兵を以て西上す。貞滿時に美濃根尾德山に在り。兵一千を率ひて來り從ふ。後其終る所を知らず。貞滿の子貞祐、掃部助たり。匿れて堅田に居る。足利義詮の東奔するに方り、貞祐兵五百を以て、武野浦に激戰し、佐々木秀綱を斬る。亦終る所を知らず。

太平記・大日本史・人物志・地名辭書・名跡志・新田族譜。

新田族譜に、貞滿は延元三年正月、越前にて卒す。四十二歳と見えたり。又同書貞祐の兄に義滿あり。延元元年、左京亮と爲る。正平十三年、矢口に於て自殺す。

年四十一。貞祐は正平十三年、鎭西に下向し、征西將軍宮に奉仕し、十四年八月十六日、筑後川に於て戰死す。年三十六と。貞祐の弟三郎貞親も、亦征西將軍宮に仕へ、文中三年(應安七年)七月廿五日、筑前國に於て少貳と戰うて死す。

江田行義

三　江田氏

江田行義は、得川有氏の子、義有が男なり。(尊卑分脈有氏の子と爲す。)新田義貞の兵を起すや、行義從つて鎌倉を攻めて功あり。建武の初、武者所の頭人と爲り、兵部少輔に任ぜらる。尊氏京師を犯すに及び、丹波の人久下時重等之に應じ、大江山に居る。行義兵三千に將とし、往いて之を討つ。時重の弟長重を斬る。餘衆潰散す。還つて駕に延暦寺に扈從し、諸將と東坂本を守る。園城寺及び京師の戰皆功あり。尊氏の西奔するや、西國之に應ずる者多し。朝儀義貞をして之を討たしむ。會、

病あり。行義及び大館氏明をして、兵二千に將とし、先づ發せしむ。赤松則村を室山に撃つて之を敗る。義貞乃ち途に上る。進んで則村を白旗城に圍み、弟義助と行義及び大井田氏經とを分遣し、船坂山の城を攻めて之に克つ。行義勝に乘じて、美作に入り、兵を分ちて奈義・能仙・菩提寺の城を圍む。既にして義貞、尊氏の海陸東上するを聞き、要地に據りて、之を扼せんと欲す。使を遣して、行義を召す。行義乃ち三城の圍を解き、義貞に山里に會す。與に尊氏を兵庫に禦ぎ、利を失うて還る。又駕に延暦寺に扈し、敵を東坂に拒ぎて功あり。義貞に從つて、出でて京師を爭ひ、克つ能はず。帝京師に還るに及び、義貞皇太子を奉じて、越前に赴く。行義、大館氏明と駕に扈ひ京師に入る。纔つて尊氏に歸す。反つて囚係する所となる。帝復、吉野に幸するに及び、四方兵を擧げて、王に勤む。行義潛に丹波に逃れ、安達・本莊氏等と謀を協せ、兵を高山寺に起して之に應す。後其終る所を知らす。（大日本史・新田族譜。）

人物志に、毛呂氏系圖に據りて述べて曰く、正平七年、後村上天皇住吉に行幸せらるゝや、少將源顯經等と、兵を引いて丹波に入り、荻野某を撃ちて、之を走らす。爾來屢、恢復を謀りしが、遂に成らす。病の爲に落髪遁世して、萬籟江田に歸り、正平八年

九月二十七日卒す。江田の小池の東南に葬る。」

（得川）義季—頼氏—┬—有氏—義有—┬—義氏
　　　　　　　　　│　　　　　　　├—（江田）行義—貞義—貞行
　　　　　　　　　│　　　　　　　└—家氏
　　　　　　　　　└—（江田）滿氏—義氏—行氏

四　岩松氏

岩松經家　別章に述べたれば略す。

岩松直國　同上。

五　里見氏

第四章第一節一參照。

里見時成

里見時成は、經成の子にして、越後の人なり。伊賀守となる。新田義貞に從ひ、北條高時を討つて之を平ぐ。又從つて尊氏を討つ。義貞皇太子を奉じて、金ヶ崎

に至るや、時成、脇屋義治等と杣山を守る。尊氏の兵金ヶ崎を圍む。歲を踰えて、城中窘窮甚し。義治、時成及び瓜生保等をして、兵五千を將ひ、往いて援けしむ。尊氏の將今川賴貞、兵二萬を率ひ、敦賀に陣し、險に據りて逆へ拒ぐ。時成、輕騎を率ひて督戰す。軍利あらずして、遂に保及び義鑑房等と與に戰死す。時に延元二年正月十一日なり。

里見義氏

里見義氏（時義）一に大炊助と爲る。義貞に從ひ、尊氏を討つ。遂に從つて越前に赴き、金ヶ崎を守る。城陷り、新田義顯と與に自殺す。（太平記・新田族譜。）

里見五郎義胤は忠義の子なり。義貞に從ひて、王事に勤む。善昌寺舊記に、追善の供養塔を建てられし時の義胤が法名を、双林圓心と載せたり。里見氏の系圖は、前章に擧げたれば參照せられよ。尊氏の時、我吾妻郡は、吾妻太郎行盛之を領す。正平四年五月、里見氏（名は不詳）碓氷郡より來り攻め、立石河原に戰ひ、行盛敗れて之に死す。墓は太田村大字岩井長福寺に在り。其子千王丸（行重）難を脫し、榛名山に匿る。後里見氏を討ち、舊里を復す。世〻足利氏に仕ふ。（人物志。）

鳥山義俊

鳥山盛成

六　鳥山氏

鳥山氏、大嶋氏と同じく里見氏に出づ。里見義成の子三郎時成、新田郡鳥山郷（鳥之郷村の大字、）に住し、由りて氏とす。時成の曾孫家成。家成の子義俊、太郎と稱す。修理亮と爲る。義貞越前に赴くや、義俊も亦皇太子に隨從す。後其終を知らず。鳥山經成の弟を五郎賴成とす。其子氏成、氏成の子宗氏、彌太郎と稱す。義貞鎌倉を攻むるや、宗氏部將と爲りて、極樂寺口に戰ふ。義貞越前に赴きし時、之に從ひ、金崎を守る。延元二年三月同所にて戰死す。

鳥山盛成は、經成の孫にして、信成の養子なり。孫次郎と稱す。義貞兵を擧ぐるや、盛成族を率ひて、之に參加す。建武二年十二月、義貞直義を箱根に攻むるや、盛成賊軍と野七里（のくれ）に戰うて、其子兵庫助及び其甥宗兼と與に死す。此の前後、一族節に死せし者頗る多し。（大平記・名跡志・系圖綜覽・新田族譜・人物志。）

（里見）義成┬（大島）義綱
　　　　　└（鳥山）時成─經成─國成─家成─義俊─氏賴─經盛
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└義盛─義胤

- 信成＝盛成（實氏成子）
  - 盛朝（修理亮　於上田戰死）
- 義直（里見）
- 頼成─氏成
  - 宗氏（戰死）─朝宗
    - 某（次郎　於矢矧川戰死）
  - 盛成─宗義
    - 某（又三郎　於竹之下戰死）
  - 宗成（戰死）─宗兼（戰死）
    - 信盛
  - 氏盛（於相州八幡原戰死）
    - 某（兵庫助）
  - 氏繼（戰死）
  - 宣有（律師）
  - 了頓（首座）

七　大島氏

大島氏は、鳥山氏と同じく、里見氏に出づ。里見義成の子義綱、新田郡大島村（鳥之郷村大字）に住し、因て大島と號す。寶治二年卒す。義綱五世の孫義政、元弘の役、義貞に從うて部將と爲り、巨福呂坂を攻めて、鎌倉を陷る。建武元年、從五位下に敍し、兵庫頭に任じ、武者所に補せらる。二年讃岐守に徙る。延元二年從五位上と

爲る。三年義貞卒して後、尊氏に降る。正平七年正月、尊氏、義政に淵名庄を賜ふ。然るに當庄は走湯山造營の料所なるを以て、之を二分せしむ。興國五年、鄕里に卒す。年三十九。法名法西。善昌寺には廓然圓心と爲す。

子義高、彌三郎と稱す。延元々年四月、正六位下に叙し、左馬助に任ず。四年三河守護と爲る。興國元年從五位下に叙し、遠江守に任ぜらる。六年七月從五位上に叙し、正平七年二月從四位下に進み、左衛門佐と爲る。後其終る所を知らず。

古事類苑・新田族譜・後鑑・人物志・名跡志。

大島義高

額田政忠
同　爲綱

田中氏政

八　額田氏

額田氏は新田義重の五男經義より出づ。經義、武州額田に住し、因りて額田五郎と稱す。其子氏綱、額田彌三郎と稱す。其子政氏、新田郡額戸（今強戸村）に住し、額戸三郎太郎と稱す。政氏五世の孫政忠、掃部助たり。義貞に從ひて、王事に勤む。其子爲綱、左馬助と爲る。義貞の北國に赴くや、之に從ふ。（新田族譜・人物志。）

（新田）義重―（額田）經義―氏綱―（額戸）政氏―氏長―經長―政長―政兼
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└政忠―爲綱（左馬助）
　　　　　　　　　　　　　氏綱―（長岡）經氏……
　　　　　　　　　　　　　　　└（鶴生田）時綱

九　田中氏

田中氏は里見氏より出づ。里見義俊の子義清、新田郡田中（今綿打村の大字）に住し、因つて田中を氏とす。義清五世の孫氏政、右近又は藏人と稱す。修理亮と爲る。延元元年天皇山門に幸するや、義貞に從ひて、車駕に扈す。其子宗村・親經。親經、

三郎左衞門尉と稱し、父と共に義貞に從ひ、義兵を起す。事蹟は明瞭ならずと雖も、新田源氏の內にても名家なり。太平記に、田中彈正大弼・田中藏人大夫など見えたれど、其系を知らず。（太平記・名跡志・地名辭書・新田族譜・人物志。）

一〇　一ノ井氏

一ノ井氏は堀口氏と同祖なり。新田政義の子家貞、堀口孫二郎と稱す。其子貞政、新田郡一ノ井鄕に住し、因りて一ノ井孫三郎と稱す。大藏大輔と爲る。每に義貞に陣間に從ふ。建武の初、武者所に直す。後其子左近將監政家と與に、金ヶ崎城に

死す。貞政年四十四、政家二十四。貞政の族（新田族譜には政家の子となせど、年齢に於て不合理とす。）氏政、兵部少輔たり。脇屋義助、兵を越前に起すや、氏政時に居山城（越前）に在り。乃ち兵五百を以て進み攻めて香下（かした）・鶴澤等十一城を拔き、千餘人を降す。遂に義助に會し撃つて足利高經を走らす。既にして義助敗れて、美濃に走る。氏政、平泉寺の衆徒と結びて、以て兵を擧げんと謀る。應せず。乃ち十三騎を率ひて、白山敵壘の間を過ぎ、鷹巣城に入る。興國二年十月、城陷りて、之く所を知らず。新田族譜に興國四年・本國上野にて戰死す。年廿五と見えたり。（太平記・大日本史・人物志。）

（新田）政義—政氏
　　　　├（大館）家氏
　　　　└（堀口）家貞—（堀口）貞義—（一井）貞政—政家

一說に
政家—氏政—義時（太平記作義持）

二　金谷氏

金谷氏は一井氏より出づ。一井貞政の子重氏、金谷刑部少輔と稱す。新田郡

金谷郷（今强戸村大字北金井か。）に居りて、始めて金谷氏を稱せしもの丶如し。重氏の子經氏、建武の初、義貞に從つて、尊氏を討ちて功あり。二年從五位下治部少輔に叙任す。延元三年正五位下に叙せらる。後醍醐帝吉野に幸せらる丶に及び、經氏兵を播磨に起し、吉河・高田の諸族を率ひて、丹生に據り、北路を塞ぎ、以て官軍に應ず。後脇屋義助に從ふ。興國三年、義助病歿す。是歲從四位下修理大夫に進む。細川賴春、舟師を以て、將に河ノ江城を攻めんとす。義助の部下、經氏を推して將と爲し、戰艦五百を發して、之を援く。適〻敵に海上に遇ふ。敵舟皆樓櫓を施し、我軍を下射す。經氏舸を飛して、之に當る。戰酣にして、風暴に起り、敵舟と東西相分る。會〻日暮れて、風止む。衆議し、船を旋して、伊豫に還らんとす。經氏可かずして曰く、今脇屋殿下世して、大事去れり。吾儕縱ひ存するも、濟す所幾何ぞや。惟血戰して死を決するにあるのみと。乃ち船を備後に進め、鞆城を攻めて、之を取り、大可島に據る。敵兵三千、來り攻む。交戰旬日にして、互に勝負あり。會〻賴春已に河ノ江城を陷れ、進んで大館氏明の世田城を攻めんとす。是に於て、河野通鄉等議して、還つて氏明を援く。時に見兵猶二千あり。經氏以爲らく、兵多くして一ならざるは、寡にして精なるに若かずと。善く鬪ふ者を簡びて、三百人を得た

り。皆曼陀羅を書して、號と爲す。凶日を擇びて發す。敵兵七千、逆へて千町原に戰ふ。經氏馳突す。敵衆披靡す。經氏親ら搏戰凡十餘合。敵兵七百を斬る。我兵亦多く死す。而して遂に賴春を獲る能はず。經氏殘兵を聚め、通鄕及び得能彈正・日吉大藏・杉原與一等十七騎と、圍を潰して備後に走る。正平六年、足利義詮東走す。經氏兵五十餘を率ひて、八幡に至る。將に京師に入らんとす。敵兵數百來り攻む。拒ぎ戰うて克たず。腹を割いて死す。從死する者三十餘人。大正四年十一月、正四位を追贈せらる。

（一井）貞政──（一井）政家
　　　　└─重氏──經氏──政繼
　　　　　　　　　　　　└─氏政

三　綿打氏

綿打爲氏、太郎と稱す。大館家氏の子なり。新田郡綿打鄕（今綿打村大字大根）に居り、始めて綿打氏を稱す。建武二年、義貞尊氏を鎌倉に討たんとして、京師を發せし時、

綾打氏義

綿打義昭

大井田經隆

一族の随從者に綿打刑部少輔の見えたる、爲氏が事なる可し。或は云ふ、爲氏此時竹下に戰死すと。然るに興國元年、綿打入道なるもの、花園宮を奉じて、西國に渡り、兵を土佐に擧げ、四年九州に赴き、佐賀に兵を擧ぐ。入道は爲氏の事なるか。爲氏の子太郎氏義は、延元二年、其子大炊助と與に、金ヶ崎に戰死す。善昌寺古記に、綿打刑部の法號を覺如純良とするは、氏義の事なるか。太平記に、綿打義昭あり。系審ならず。綿打氏の居館の跡は大慶寺の處と云ふ。（人物志・新田族譜・上毛及上毛人。）

一三　大井田氏

大井田氏は、里見氏の分流なり。里見義成の次男義綱に三子あり。時氏・氏繼・時繼。氏繼、次郎と稱す。越後國大井田鄉（中魚沼郡中條村大字四日町）を食み、由りて大井田を氏とす。氏繼の子義隆。義隆の三子經隆・繼義・義氏。經隆、遠江守たり。義貞兵

を生品の祠前に擧ぐるや、其夕經隆、越後の一族里見・鳥山・田中・羽川等と兵二千を率ひて、參加す。義貞馬を控えて、問うて曰く、事急に發して、告ぐるに暇あらず。而かも卿等の著到奚ぞ此の如く速かなると。經隆對て曰く、君勅を奉じて義を起すと聞くに非ずんば、何ぞ此に到らんや。去五日、天狗山伏一人來つて、一日の中に越後國中を徇へ行けり。故に我等之を知りて、馳來れるなり。明日は境を隔つるの諸氏、必ず參著す可し。願くは、之を竢ちて武藏に入らんと。馬を下りて、義貞に禮す。義貞大に悅び、軍整ふを待ちて發途す。大正十三年二月、正四位を追贈せらる。

大井田經家

經隆の子經兼、父と與に越後を發し、義貞に從ひ、鎌倉を陷る。義貞鶴岡若宮に詣で、置祖義家が納むる所の二引兩の旗を取りて、之を經兼に與へ、以て勳功を賞せり。爾後大井田氏、二引兩を以て紋所と爲す。後從五位下式部大輔たり。經兼の弟氏經、彈正少弼を經て、式部大輔と爲る。元弘の初、氏經、父と與に、義貞に從ひて義を起し、高時を誅して功あり。尊氏叛するに及び、又從つて箱根に戰ふ。又諸將と駕を護り、延暦寺を保つ。幾何もなく尊氏西走す。義貞詔を奉じて、之を討つ。而して西方悉く賊の有と爲る。軍久しくして功なし。會兒島高德、兵

大井田氏經

を熊山に擧ぐ。義貞乃ち弟義助及び氏經等の諸將を遣して、之に應ぜしむ。氏經、畑時能等と夾んで般坂を攻めて、之を拔く。義助因りて進んで三石城を圍む。氏經亦進んで、福山城に據る。兵僅に二千。尊氏及び直義、水陸竝び進む。而して城中の守備完からず、衆心危懼す。氏經勵すに忠義を以てして曰く、命を奉じて賊路を遏む。豈に其兵の多を聞き、戰はずして走る可けんや。今日吾輩死を致すの秋なりと。衆更に奮躍し、勇氣百倍す。翌日直義兵二十萬を率ひて、山下に至る。旌旗人馬數里に闐咽す。先鋒三千、城に薄る。氏經衆を戒しめ、騷ぐ勿からしめ、敵喊を發する三たびに及び、乃ち鼓して之に應ず。聲山谷に震ふ。敵驚いて曰く、源家の將果たして善く守る。城小を以て侮る勿れ。乃ち齊しく進み、四面仰ぎ攻む。城兵注射し、死傷算なし。氏經乃ち精兵千騎を督し、城門を洞開して、大に呼んで突出す。敵兵排靡し、人馬澗に墜ち、死する者相枕す。氏經、直義の旗を望み、騎を旋らして之に赴き、搏戰時を移す。既にして其直義の陣に非ざるを知り、衝いて敵背に出づ。從騎五百を亡へり。顧みれば樓櫓火起るを視、敵兵已に城に入るを知り、衆に謂つて曰く、今日の戰此に止まれりと。乃ち餘兵を收めて、東に馳せて行く〳〵鬪ふ數十合。天明三ッ石に至る。遂に義助と兵を

引いて、義貞に山里に會す。尊氏を攝津に禦いで克たず。義貞に從うて京に還る。復蹕を護りて、延暦寺に登る。義貫北行するに及び、氏經之に從ひて、越前に至る。足利高經と戰ひて、功を效す。既にして義貞戰歿し、王師振はず。氏經越後に卒す。子あり。經景と曰ふ。大正十三年二月、氏經に從四位を贈る。(大日本史・新田族譜・系圖綜覽)

(里見)義綱—(大井田)氏繼—義隆
- 經隆—經兼
- 繼義(左近大夫 野監)—氏經—經景(隼人佐)—經貞(三郎五郎)
- 義氏(左馬助)—經世(右馬助)

一四　細谷氏

細谷秀國

新田政氏の長子國氏、蒲太郎と稱す。新田郡細谷(今澤野村の大字)に住し、因りて細谷氏を稱す。國氏の子秀氏。秀氏の子秀國、右馬助と爲る。義貞に從ひて、越前に赴く。尊氏、高經をして越前の國府に陣して、之が備を爲さしむ。秀國兵三千を將ひ、砦を長崎・河合・川口の三所に築き、漸く之に逼る。高經の軍敗れ、走つて黑丸

城に據る。秀國、藤原行實・船田經政と與に、追ひ攻めて拔く能はず。義貞戰死して、軍潰ゆ。後其の終る所を知らず。善昌寺古記に、細谷右馬助勝直の法號所潤微善とあれど、其系を知らず。（太平記・大日本史・人物志・新田族譜・上毛及上毛人。）

新田政氏─┬─細谷國氏─秀氏─秀國─房清
　　　　　└─新田基氏……

羽川備中守

一五　羽川氏

羽川義利は、新田氏の族なり。備中守たり。越後に居る。義貞の兵を擧ぐるや、大井田遠江守經隆に從ひて來り屬す。乃ち假粧坂に向ひて、遂に鎌倉を陷る。尊氏叛するや、義貞に屬し、鎌倉に向ひて、箱根・竹ノ下に戰うて敗る。建武二年、天皇延暦寺に幸す。時に北畠顯家、兵を率ひて坂本に至る。乃ち議して、三井寺を攻む。此の時の軍中に羽川とあるは備中守ならん。善昌寺の古記に、法號を自光台乘とあり。（太平記・上毛及上毛人。）

今井清義

籠守澤入道

一六　今井氏

新田政氏の男十郎維氏新田郡今井村（今世良田村の大字）に住し、始めて今井氏を稱す。維氏の子五郎惟義。惟義の子清義、又五郎と稱す。義貞に從ひて、鎌倉を攻む。義貞殲死の後遁世す。（新田族譜。）

一七　籠守澤氏

籠守澤氏は新田の族なり。尊氏鎌倉に據りて叛するや、義貞勅を奉りて之を討つ。籠守澤入道等、之に從ひ、敵と矢矧に戰ふ。後醍醐帝崩して、後村上帝受禪あるや、國々に楯籠りし新田の族の中に、子守澤とあるは、前記入道か、又は其子弟なる可し。（太平記。）

一八　金井氏　村田氏　田部井氏

岩松時兼の子三郎長義、藏人と稱す。新田郡金井に住し、始めて金井氏を稱す。其孫、孫太郎兼義、主水佐と稱す。建武二年七月戰死す。法名は幻全體運。其子政義、新左衛門尉と稱す。岩松満純の家長たり。應永廿三年十二月十八日戰死す。(新田族譜。)

金井兼義
金井政義

岩松―經兼―經頼 九郎

一九 矢島氏

矢島安崇

新田政義の三男三郎信氏、新田郡矢島に住し、始めて矢島氏を稱す。金ヶ崎の圍を被るや、城中に矢島七郎安崇と云へる者ありて、善く戰ふ。城陷るに先ちて、船田經政等三人と與に逃れ、之く所を知らず。(太平記。)

二〇 堤氏

堤宮内卿律師

堤氏は新田の族なり。尊氏鎌倉に據りて叛するや、義貞勅を奉じて之を討つ。從軍一族の中に、堤宮内卿律師あり。後村上帝の立つや、國々に楯籠りし官軍中に堤氏あるは同人か、又は其子か、或は堤能存と云へるに當れるか。系詳ならず。(太平記。)

松田政賴
松田政重

二二　松田氏

額田經義の孫時綱、新田郡鶴生田村（今鳥之郷村の大字）に住し、鶴生田彌三郎（一書に孫三郎に作る。）と稱す。其孫政賴、松田彥次郎と稱す。松田は足利郡の地名にして、澁川氏の居所板倉に近し。（今板倉・松田・栗谷を併せ、三和村と云ふ。）政賴の子政重、與一と稱す。正平十三年、（延文三年）新田義興と矢口に戰死す。（名跡志・新田族譜。）

新田義重―額田經義―氏綱―┬額戸政氏……
　　　　　　　　　　　　　├長岡經氏……
　　　　　　　　　　　　　└鶴生田時綱―賴持―松田政賴―政重

世良田滿義

二三　世良田氏（第三期第四章第一節五參照）

世良田滿義（一に滿氏）は、家時の子なり。彌次郎と稱す。兵庫助と爲る。義貞の兵を起すや、滿義之に從ひ、極樂寺口より鎌倉を攻め、敵將安東聖秀の軍を敗り、遂に北條氏を滅す。義貞越前に戰死の後、鄕里に匿れ、正平廿三年七月卒す。年六十

五。法名は宗滿。三子あり。政滿・政義・義秋。

政義、次郎と稱す。右京亮たり。宗良親王に仕ふ。正平廿三年、新田義宗の催促に應じて、義兵を擧ぐ。應永三年四月、新田義則に代り、信州筑摩川に戰死す。法名は江月。政義の弟義秋、三郎と稱す。大炊助たり。應永三年三月、信州浪合に戰死す。法名は道件。

政義の子親季、世良田修理亮又は德河左衞門尉と稱す。正平七年、笛吹峠の戰、官軍に屬して戰ひ、軍敗るゝ後、宗良親王を奉じて、諏訪に徙る。二十三年、新田義宗の催促に應じて、兵を擧ぐ。元中三年、尹良親王を迎へて、寺尾城に入る。應永某年卒す。法名は用全。

親季の子有親、新田右京亮又は德河四郎と稱す。應永中、尹良親王及び良王を奉じ、東國に居る。後其子親氏と與に、遊行上人の弟子と爲り、敵の鋭鋒を避く。

新田族譜・野史・人物志。

世良田義政が勤王の事蹟は、岩松氏勃興の條に述べたれば、茲に略す。義政の弟に右馬助義周あり。新田義興と與に、矢口に戰死す。

（世良田）家時―滿義―政義―（德川）親季―有親―（松平）親氏―泰親

—義秋

桃井尙義

桃井義通

桃井貞職

桃井直常

二三　桃井氏

足利義兼の子義助、承久の役、官軍に屬し、宇治川に戰死す。其子義胤、尙幼なり。義兼養ふて子とし、義助の舊領を傳ふ。是に於て義胤、群馬郡桃井鄕を食み、桃井氏と稱す。義胤五世の孫尙義、次郎と稱す。義貞義兵を擧ぐるや、之に參加し、假粧坂より鎌倉を攻めて、終に戰死す。

尙義の子義通、刑部大輔たり。嘗て南朝の命を奉じて、越後闗川に移る。既にして弟修理亮義盛、其子和泉守貞職（一に貞誠）と與に、吉野に奉仕す。元中九年、南帝入洛の際、仕を辭し、尹良親王を奉じて、上野に入り、次いで良王を奉じて、下野落合城に據る。永享十二年、結城氏朝を援け、其子河內守貞近と與に戰死す。桃井氏の館趾は、群馬郡桃井村大字山子田字御堀に在り。義胤より尙義に至る五世の居所と云ふ。（太平記・大日本名蹟圖誌・尊卑分脈。）

尙義の族直常、右馬權頭・刑部大輔・彈正大弼・駿河守を經て、播磨守となる。足利

尊氏用ひて、越中守と爲す。正平中歸順し、新田義宗と勅を奉じ、入つて男山を援く。進んで能登に至り、車駕已に闕を出づと聞き、乃ち兵を收めて國に歸る。十七年、兵を信濃に起せしも事成らず。後其終る所を知らず。其子中務少輔直和、越中長澤にて守護斯波義將と戰うて敗死す。（大日本史。）

┬直信 修理大夫 ── 詮信 刑部少
└直弘 爲直常子

第六章　新田氏部下の驍將

南朝の萎微振はざるの時に當りても、猶北朝をして京洛に枕を高くせしめ得ざりしものは、實に諸國に散在潛伏せし宮方諸將の力と謂はざる可からず。中に就き新田氏一門宗族の諸國に割據して、永く勤王の志を滅さざりしは、後人をして事に臨みて奮激已まざらしむる所なり。殊に其部下に驍勇無比の士多き、眞に史を讀む者の感嘆措く能はざらしむる所なり。今左に其主なる數氏の事蹟を述べんとす。

一　船田氏

船田義昌は上野の人にして、新田義貞の執事と爲る。義貞金剛山の軍に在るや、義昌と計りて兵を舉げ、護良親王の令旨を得んと欲す。義昌曰く聞く親王近く山に匿ると。宜しく計を以て求めて之を得べしと。乃ち兵三十餘人を裝し

て、草賊と爲し、夜葛城峯に上りて、自ら士卒と爲り、之と途に鬪ふ。他賊望みて以て其黨と爲し、來り援ふ。因つて合撃して數人を生擒し、縛を解いて之を諭して曰く、以て汝を殺すに非ざるなり。新田殿大塔宮の令旨を獲て、以て義を擧げんと計る。汝等首領を保たんと欲せば、當に導いて宮の所に到る可しと。賊悅んで曰く、此れ致し易きのみ。請ふ我輩一人を縱ちて往かしめんと。義昌之を遣はす。間日果して令旨を奉じて至れり。義貞藉りて以て兵を起す。義貞の鎌倉に入るや、鹽田道祐戰敗れ、其部下狩野重光之に趣(せま)りて自殺せしめ、其家貲を盜み、逃れて佛寺に匿る。義昌聞いて之を捕へ、首を由比濱に梟す。既にして北條高時の子邦時を獲たり。後義貞に從ひて、京都に戰死す。(大日本史)。善昌寺の古記に、建武中興の時、義昌齡七旬に及ぶが故に、本國新田に歸り、常に太平山妙珠院に住し、正平四年十月十五日卒す。年七十八。善昌寺殿天岳幽長大居士と諡せし由に記す。此古記應仁二年筆と云へど、實は古きものに非ず。記事往々荒唐なれば、執り難しと雖も、參考に資す可き點なきに非ず。山崎衡の船田氏考に曰く、

船田入道義昌が善昌寺を中興せしと云ふ說、到底寺傳も未だ明白ならず。下野國下都賀郡卒島村船田長吉郎の所傳系譜には、新田義重の子、額戶三郎經義の九世

を、船田長門守義昌とす。義昌の譜に、義昌上野國船田に住し、船田を氏とし、延元二年九月十六日、京師に戰死し、法名源銅院殿覺阿大居士と記し、其子經政、建武四年に、義貞落命し、經政密に本國に還り、時を待ち、志を空しくして、上野に終り、子孫ありと。又同國梁田郡上澁垂村船田義明の所傳系圖は、桓武天皇後胤平貞盛の子、上總介經平の五世、船田經年より姓を船田と稱し、足利領澁垂村に住し、其十一世を平義政とす。義政は從五位下船田十郎三郎伊賀守、後入道して禪政沙彌と稱す。初は次政とありて、其譜に義貞より高時討手の時、諱の一字を賜ひ、執事職を勤む。後高氏京攻の時、粟田口亂軍に、義政討死せしは、建武三年正月十六日と記せり。然して子經政は延元三年閏七月二日、越前黑丸城にて、義貞と共に討死とし、其子船田孫六政安、足利領澁垂村に立歸り、再住し、子孫山伏となり、船田快乘院と稱し、子孫血統連綿すと。

按に辛島村の系圖に、京都合戰を延元二年九月十六日とし、義昌此時戰死と記し、又義貞の戰死を建武四年とするが如きは、年代皆正史に合はず。澁垂村の系譜には、伊賀守入道義政と記し、長門守と言はず。入道して禪政といふ。建武三年正月十六日京都合戰に討死とし、其年月は正史に合す。然して、其子經政は義貞と共に黑丸に戰死すと云ふもの、辛島の方には、經政は上野に歸りて終り子孫ありとす。

一は源氏とし、一は平氏となす。澁垂村の義政入道して禪政と云ふもの、上野善昌寺の善昌に其音相通ず。或は經政の上野に歸ると云ふもの、卽新川(にっかは)に隱れ、妙珠院に棲み、義貞の首塚を築き、又父善昌(卽禪政)の菩提を修めんが爲めに、大に寺を修めて、善昌寺と更稱せし事、卽經政が創めたるものゝ、寺に謬り傳へて、父義昌入道の事とせしもの歟。今何れが是なるを知らず。

上野國志を著はせし毛呂義賢が舊蹟紀聞に、船田氏は藤氏魚名の末、義親と云ふもの、源賴光の孫、福島國仲(賴國の五男)の養子となりて、下野國船田莊を領してより氏とす。長門守義昌は義親より十代目也。義親は八幡殿に仕へてより、新田の家幹となると見ゆ。右武家評林大系圖に、源賴國の五男國仲は、從五位下相模守福島の祖とあり。新編纂圖に、賴國の八男師光、本名は國仲、從五位下相模守、其三男福島滿隆と見えたれども、共に義親の名見えず。

船田經政

船田經政は、大嶋義政(大島氏を參照)の弟なり。義昌の猶子と爲りしものか。經政長門守たり。每に義貞に從ひて力戰す。義貞園城寺に克ち、引還らんとす。經政馬を叩いて言つて曰く、勝に乘じて北ぐるを追ふは、軍の利とする所なり。敵已に鎧馬を委棄し、頭を奉じて奔亡す。吾追躡して直に京師に入らば、餘衆亦從つ

栗生顯友

て潰えん。乃ち敵中に雜はり、火を縱ちて喊を發し、縱横馳驅し、敵をして多寡を測らざらしめ、以て足利氏と決するを得んのみと。義貞悦んで曰く、吾意なりと。遂に敵に尾して京師に入り、大に克捷を得たり。後新田義顯に從うて、金崎城を保ち、城陷る。土岐賴勝・栗生顯友・矢島安崇、將に自殺せんとす。經政之を止めて曰く、新田殿在り。我輩當に生を忍びて、其再起を俟つべし。徒に死して敵に資を爲す無れと。乃ち三人と與に、海岸の石窟に匿れ、死せざるを得たり。義貞の足羽を攻むる、經政七百騎を率ひ、安居に到り、將に水を渡らんとす。敵の射る所と爲り、人馬多く溺死す。兵を引いて還る。後其終る所を知らず。（大日本史。）

二　栗生氏

栗生顯友（或は與昭に作る。）は上野の人なり。（勢多郡黒保根村大字上田澤村に栗生山あり。其南麓に栗生社ありて、新田義貞の臣栗生左衛門賴方を祀る。賴方は顯方の事か。將亦其父にてもあるか。）左衛門と稱す。膂力人に超え、射を善くし、擊劍を好む。新田義貞に仕へ、篠塚伊賀守・畑時能・由良具滋と名を齊うし、四天王と稱せらる。又十六騎（人名は前に述べたり。）と稱せらる。戰に臨む毎に、徽號を同うし、進退必ず俱

にす。義貞義を擧げてより、未だ嘗て從つて左右に在らざるなし。建武二年、義貞に從ひて、矢矧・箱根に戰ひて功あり。義貞敗退するに及び、行く〳〵散卒を收め、轉鬪三日、天龍川に至る。會〻雨ふりて、河水暴に漲る。浮橋を造りて、以て軍を濟す。軍中叛する者ありて、竊に縛紲を斷つ。圉人馬を牽いて至れば、橋壞れて溺る。船田義昌、軍士を顧みて之を救ふ。顯友乃ち全鐙水に入り、人馬を挾み、流を亂して岸に登る。橋板開く丈餘なり。義貞・義昌互に手を執り、身を躍らして超ゆ。餘衆未だ渡るを得ず。名張久富、手から甲士を捧げ、二十人を連投す。最後に二人を雙挾して超ゆ。軍中其趫捷を視て、竊に嘆じて曰く、將士材武此の如し。猶敗を免がれざるかと。明年義貞、細川定禪を園城寺に攻む。定禪出で戰ひ、兵敗れて退く。我軍隨つて入る。僧兵力拒し、濠橋を徹して、入るを得ず。顯友及び篠塚某、各〻大木塔婆を拔きて、橋梁に架す。畑時能及び渡里忠景、之に戯れて曰く、卿を任じて造橋判官と爲し、戰は吾之を爲さんと。先づ渡つて門に薄る。城兵亂刺す。忠景奪つて十六槍を得たり。時能の足、門閾を蹈んで輙く折る。守兵驚き潰ゆ。義貞乃ち三百騎を督して、之に從ふ。賊遂に大に敗る。瓜生保叛するに及び、脇屋義助・新田義顯、奔りて金ヶ崎に還る。士多く道に亡ぐ。從ふも

の僅に十六人のみ。道に樵者に逢ふ。言ふ、金ヶ崎亦敵の圍む所と爲ると。衆之を聞いて、大に憂ふ。皆曰く、宜しく東山道を經て、越後に奔らん。否らざれば各自盡を就さんのみと。議未だ決せざるに、顯友曰く、今諸道梗礙して、吾兵困弊す。越後は長途にして、至るに易からず。未だ敵を見ずして死なんも、亦甚だ怯なり。多く疑兵を設けて、敵の不意に乘じ、或は城に入るを得んに如かず。事脫して就らずんば、死を將帥の前に決せんも亦可ならずやと。衆之を然りとす。會、日暮たり。疑兵を深山寺の傍に設け、黎明馳せて金ヶ崎に至り、敵の背に出づ。大に叫んで曰く、援兵二萬至れりと。敵兵深山寺の旗幟を望み、以て大兵實に至れりと爲すなり。壁を空うして亡げ去る。因りて城に入るを得たり。足利尊氏其寡兵に欺かれしを怒り、復大に兵を遣はし、城を圍む數重。晝夜攻め戰ふ。顯友大に叫んで出で、直に槍を以て格鬪し、數十人を踣す。敵敢て近かず。城陷るに及びて、船田經政と與に脫走して、終る所を知らず。（大日本史。）

三　篠塚氏

篠塚伊賀守

篠塚重弘は、伊賀守と稱す。武藏國篠塚の人なり。自ら畠山重忠六世の孫と稱す。驍猛多力、善く射る。義貞に從ふ。義貞東征して利を失ひ、退き還る。殘兵僅に五百餘。道に僧あり、告げて曰く、敵兵伊豆の國府に充つ。八十萬と號す。此單寡を以て、安ぞ輙く過ぐるを得んやと。重弘、栗生顯友を顧みて曰く、五百を以て八十萬に當る。諸君今日は眞に是れ一騎當千なりと。乃ち相率ひ轉鬪して前む。一條某、義貞を搏つ。重弘傍より捉へて之を投ぐ。一條拳捷なり。足地に據りて仆れず、復た前む。重弘蹴踣して、之を斬る。一條の士卒、競うて重弘に趣く。重弘、手から九人を殺す。餘兵股栗して、敢て近づくもの莫し。義貞脱し去るを得たり。尋いで從つて園城寺を攻めて功あり。脇屋義助卒するに及び、大館氏明と與に伊豫世田城に據る。會〻細川賴春、衆を率ひ來り攻む。城を圍むこと三旬なり。氏明力屈して自盡す。重弘、門を開いて突出し、大に叫んで自名して曰く、汝等我を斬りて、賞を求めよと。乃ち鐵棓を揮ひ、圍を衝く。敵兵西に披靡す。重弘、徐歩して去る。敵騎士二百をして、之を尾射せしむ。重弘、追ふ

者の迫る毎に、顧みて之を叱し、行くこと數里、夜今張浦に抵る。敵浦口に泊す。棹卒を留めて、之を護らしむ。重弘乃ち甲を帶して、海に入り、浮沒里許にして、騰して登る。棹卒驚駭して、姓名を詰問す。之に告げて曰く、身は是れ篠塚伊賀守なり。宜しく我が爲めに船を進め、隱岐島に至るべしと。自ら大錨を起し、長檣を建つ。十四五尋許りにして、入て臥す。鼻息雷の如し。舟を擧げて震悚す。送つて隱岐島に至る。終る所を知らず。（大日本史・傳說集成。）勢多郡五代村（今の芳賀村大字）に大石墳ありて、三梵字を刻す。傳へて伊賀守墓と稱し、土人馬に騎して過ぐる者、必す下ると云ふ。多野郡美土里村大字篠塚に、伊賀守小祠あり。又邑樂郡長柄村大字篠塚、長柄神社の東側の小丘に、伊賀守墓あり。何れも皆何の緣由たるを知らす。善昌寺の古記に、伊賀守の法名を圓巖義光と爲す。（上毛及上毛人・人物志）

伊賀局

重弘の女を伊賀局と稱す。新待賢門院に事ふ。高師直、吉野を犯すに及び、帝賀名生に幸す。門院、僅に後宮數人を從へ、同じく赴く。吉野川に至る比に、橋板半は斷ち、爲す所を知らず。伊賀局、巨樹の枝を折り、接して以て門院及び諸妃を濟す。敵退くに及びて、試に多力者をして之を折らしめしに、能はずして止めり。後楠木正行に嫁す。（大日本史。）

畑時能

四　畑氏

畑時能は六郎左衞門と稱す。武藏の人なり。體貌雄傑にして、志氣壯烈なり。謀略に長ず。多力にして、善く泅ぎ、擊刺・騎射精妙ならざる無し。戰ふ每に未だ嘗て敗れず。年甫めて十六にして、角力を好み、坂東に敵する者無し。後信濃に家し、漁獵を以て生を爲す。建武の初、義貞義を唱ふ。時能從うて力戰す。又脇屋義助に從うて、船坂山を攻めて、之を拔く。義貞杣山城に據るや、時能、加賀の人敷地・山岸・上木氏等を以て、細呂木に城つく。出でて津葉清文を、大聖寺に擊つて、之を破る。遂に加賀・越前を略し、義貞の聲援を爲す。義貞戰死するに及び、義助、時能をして越前湊城を保たしむ。衆僅に二十三人。死を矢つて固守す。北陸の兵之を攻む。年を歷て拔く能はず。會〻義助、足利高經を足羽に攻めんと欲し、檄を諸將に移す。同時に兵を發す。時能、兵三百を招聚して、金津・長崎・河合・河口等の地を攻略す。城を降す十二、首を斬る八百級。過ぐる所、殆ど噍類なし。是に於て河合種經來り降る。時能、其衆を合し、即夜に足羽に赴き、山上に緣りて、城

背に出て、喊を發して連射す。高經懼れ、城を燒いて逃る。已にし敵復大衆を發して、柚山を攻む。義助越前に敗走し、加賀・能登・越中・若狹の官軍、守を失ふ。唯時能、二十七人を率ひ、鷹巢城を守る。大井田氏政も亦來り會す。高經及び高師泰、北陸道の兵七千人に將として、之を攻む。鷹巢城は峻峭にして輙く上る能はず。乃ち城に對して、三十七壘を作り、城を仰いで攻戰す。日夜休まず。時能の姪僧快舜、家僕畑八郎爲賴、皆驍果にして、善く戰ふ。犬ありて犬獅子と名づく。馴良警捷にして、能く人意を解す。時能、快舜・爲賴を率ひ、夜に乘じて城を出づ。先づ犬を遣はして、敵の動止を覘はしむ。敵備あれば、則ち一吠して出で、備なければ、時能に向ひて尾を掉ふ。三人乃ち犬を隨へ、壘に入り、叫呼衝擊し、其不意に出づ。敵甲仗を委して走る。時能、每夜術を易へ、遍く諸壘を襲ふ。敵以て患と爲し、密に酒糧を餉りて、其壘を襲ふ勿らんことを請ふ。時に上木家光、叛いて高經の軍に在り。軍中流言す。家光粟數百石を輸して、畑に內應すと。又高經の營に榜して曰く、畑を打たんと欲せば、先づ上木を斫れと。高經の將士咸な疑ふ。家光患恥す。一日黎明家族二百餘人を率ひ、楯を擁し、直ちに進む。諸軍謂ふ、彼れ畑が情を知れり。今急に城を攻むれば、必ず將に陷らんとす。彼をして功を專ら

にせしむる勿れと。衆七千人、險を蹈みて登る。城中寂として人聲無し。衆甚だ之を易とす。兵已に城に迫るや、時能乃ち快舜及び爲頼、鶴澤源藏人・長屋新左衛門・兒玉五郎左衛門を將ひ、大に呼びて陣を突く。敵兵披靡して、一隅に聚まる。爲頼高きに乘りて、連りに木石を發し、七十餘人を壓殺す。傷創勝げて計る可からず。時能、機に乘じて進み、縱横奮擊す。殺傷甚だ多し。高經引き卻き、復來り戰はず。時能、意に謂へらく、今久しく相持するは、謀の良き者に非ず。更に奇に出で、敵を致し、勝敗の在る所を決せんのみと。因つて一井氏政を留めて、以て城を守らしめ、而して兵十六人を簡び、夜伊地山に登りて、中黑の旗を揚げて、以て敵の至るのを候ふ。高經之を聞きて謂らく、是れ豐原平泉寺の僧徒來りて、官軍を援くるなりと、親ら兵三千に將として、急に攻む。時能乃ち盛に鎧馬を飾り、眉尖刀を揮ひ、大に叫んで曰く、畑將軍來れり。請ふ尾張守に面せんと。敵陣悚動す。時能、左右十六人と馳騁して鏖戰す。高經軍敗れ、川を濟りて走る。時能其兵を聚むるに、五人を亡ひ、餘は咸な重傷なり。快舜七創を被り、尋いで死す。時能も亦數創を被り、流矢肩に中り、鏃出す能はず、三日にして死す。時に延元四年十月廿二日なり。是より北方の官軍復た振はず。大正四年十一月、正四位を追贈せ

らる。（大日本史・後鑑・人物志。）

五　由良氏

由良具滋

由良具滋、新左衛門と稱す。上野の人なり。義貞兵を擧ぐるや、毎に從うて力戰す。後脇屋義助に從うて、畑時能と船坂を攻めて之に克つ。瓜生保叛するに及び、新田義顯と與に、金ヶ崎城を保つ。高師泰、兵を率ひて來り攻む。而して城中糧絶え援盡く。是に於て具滋、長濱顯寛と共に、義顯に謂つて曰く、賊徒勝に乘じて、已に外城に逼る。而かも城中兵疲れて、復た支ふ可からず。請ふ東宮をして、舟に駕して外避せしめ、而る後諸君宜しく自盡すべし。吾二人、諸君の爲めに暫く賊を扞がんと。言訖りて出づ。時に食はざる數日、體困して歩する能はず。死者の肉を臠して、之を啖ふ。兵二十餘人を率ひて拒戰す。創血淋漓として、口亦乾く甚だし。血を掬ひ渴を止む。既にして安間利勝告げて曰く、大將既に命を殞すと。是に於て二人相謂つて曰く、死期至れり。等しく死せんには、賊將を刺して死するに如かずと。乃ち城中の兵五十人を帥ひ、陣を冒して戰歿す。（大日本史。）

大日本史の注に曰太平記に由良・長濱と書して、皆其名を載せず。金勝院本に具滋・顯寬と爲す。然るに見行本には、載せて正平七年、帝、由良新左衞門入道信阿をして、新田義宗に諭さしむと。又云ふ、新田義興の矢口に死する、由良新左衞門も亦同じく自殺すと。則ち其金ヶ崎に死せしは、或は具滋と別人か。又矢口に死せしは或は具滋の子にして、襲いで新左衞門と稱せしか。今得て考ふ可からず。故に姑く此に附すと

由良光氏

由良光氏は、越前守と稱す。具滋との親疎審ならず。新田義顯の金ヶ崎城に入るや、敵之を路に要す。光氏之を喩して、解き去らしむ。事は別章義顯の條下に述べたり。脇屋義助、石丸を保つや光氏、西方寺城に據る。義助、足羽を攻むるに及び、光氏兵五百餘を將ひて、攻めて和田・江守・波羅密・深町・安居・莊內の六城を拔く。部下の兵を以て之を守らしむ。時に延元四年七月なり。後終る所を知らず。大日本氏。

六　亘氏

亘（一に渡里に作る）忠景は、新左衛門と稱す。熊野別當重氏の裔なり。重氏の子行忠、承久の難、官軍に屬し、遂に參河に奔りて、渡里村に居り、渡里を氏とす。名を忠氏と更む。忠氏七世の孫兵庫頭忠吉は、卽ち忠景の父なり。忠景驍勇にして力多く、射を善くし兵を閑ふ。義貞の部下に屬す。戰うて數功あり。義貞弟義助と金ヶ崎城を守る。外圍數重にして、朝問隔絶し、帝の吉野に幸せしを知らず。忠景乃ち間道より行在に詣り、綸旨を得て還る。道梗して通じ難きを慮り、綸旨を髻に裹み、水に沒して潛行して、金ヶ崎に至る。是に於て城中始めて車駕の在る所を知り、兵勢復た振ふ。義貞死するに及び、參河に還り、鳥居に復し、藤左衛門と稱す。（大日本史）

七　小山田氏

小山田高家は、太郎と稱す。何國の人たるを詳にせず。延元元年、義貞に從ひ

て、西討して播に抵る。赤松則村を白旗城に攻めて、春より夏に至る。軍糧食に乏し。義貞兵士の暴掠を慮り、街毎に榜に署して曰く、敢て一穗を刈り、一屋を侵すものは、法に處せんと。是を以て農は耕を釋てず、商は肆を易へず。高家、令を犯して麥を刈る。軍吏罪を論じて斬に當つ。義貞聞いて曰く、彼豈に肯て身を以て麥に易へんや。敵地生ずる所を以て、誤つて吾令の限に非ずと爲す無らんや。然らずんば糧食匱乏して、已むを得ず法を犯せしならん。人を遣して檢視せしむ。馬仗盛に設けて、芻糧索如せり。義貞愧づる色あり。曰く、彼の食を求むる、將に以て戰に力めんとす。而して士卒先づ饑うるは將の恥なり。勇士失ふ可からず。法亦濫す可からずと。衣二襲を遣して、其田主に償ひ、高家に糧米十斛を給して、之を謝す。既にして義貞、足利尊氏と兵庫に戰うて敗走す。馬矢に中りて僵る。路傍の塚上に上りて、副騎の至るを俟つ。敵競ひ集りて、之を圍む。高家馳せ至り、乘る所の馬を以て義貞に授け、力戰して死す。義貞賴りて脫去するを得たり。（大日本史。）

八　根元氏

根元光則は、半彌と稱す。其祖宇都宮朝重の第五子鹽屋四郎左衞門、下野國鹽谷郡に住し、其裔根本村（下野國安蘇郡彦間の奥に根本山あり。）に匿れ、由りて根元氏を稱す。光則、大館氏に屬し、義貞に從ひて、一族松野尾・高內・野口・寺島等十三騎と與に、鎌倉を攻む。高內、雪之下に戰死す。義貞越前に行くや、光則亦之に從ふ。既にして軍敗れて、越中に潛居す。後新田義興・義宗の擧兵を聞いて、從臣と越後の軍に抵り屬す。後遂に笛吹に戰歿す。其子正則、八郎と稱す。父の歿後、下野に蟄伏す。尹良親王、落合に向ふと聞きて、其軍に加はる。既にして重傷を被り、新田郡大館に歸り、此地に住すと云ふ。（人物志）

根元光則

九　高山氏

高山重榮は、遠江守と稱す。上野の人にして、義貞の部下十六騎の一なり。常に義貞に從つて轉戰し、勇名を博す。高山氏祖先の事は、鎌倉期の條に述べたり。

高山重榮

太平記・金井高山氏系圖。

一〇　高田氏

高田義遠

高田義遠は薩摩守と稱す。甘樂郡高田の人にして、義貞部下十六騎の一なり。箱根・竹ノ下の役、奮戰して驍名を馳す。高田氏は多田源氏の一族光圓の裔なりと。上毛及上毛人。猶祖先の事は、第三期第六章第二節を參照せよ。

第七章　義貞歿後の新田氏

第一節　新田義興

新田義興の擧兵

新田義興、幼名は德壽丸。義貞の第二子にして、義顯の異母弟なり。（一）母賤しきを以て、義貞の愛する所と爲らず。幼にして上野に居る。延元二年、鎭守府大將軍北畠顯家鎌倉を攻めんとし、軍を進めて十二月十三日、上野國利根川に賊軍を破り、遂に武藏の國府に至る。義興も亦兵三萬を起し、之に應じて武藏に出で、入間川に到る。而して顯家儻し遲留あらば、己の軍を以て徑に鎌倉を取らんと計る。既にして顯家の軍至る。遂に兵を合して、攻めて鎌倉を拔く。時に十二月二十三日なり。

義興吉野に詣る

延元三年正月二日、顯家、義良親王を奉じて、鎌倉を發し、義興之に從ひて、倶に西す。二十八日、青野原に戰うて、上杉憲顯を破る。顯家薨ずるに及び、其弟顯信に從うて男山に據る。王師敗績し、奔つて吉野に詣る。帝延見して、其才器を嘉みして曰く、以て父の家を興す可しと。御前に加冠し、今の名を賜ひて、左兵衛佐を

授く。命じて北條時行と與に義良親王を助け、往いて東國を略せしむ。海に泛びて、颶に遇ひ、諸舟相失す。義興の船漂うて、武藏の石濱に到る。仍つて東國[二]に匿る。

金井原戰及び鎌倉奪取戰

正平七年閏二月、弟義宗、從弟義治と與に、兵を[三]起して鎌倉を攻む。尊氏、子基氏を留めて、鎌倉を守らしめ、十六日親ら兵を率ひて、鎌倉を發し、神奈川に出で、二十日義宗の軍を金井原に逆へ撃つ。義興・義治は別軍と爲りて、前日多摩川を渡り、關戸に着せしが歸降の兵を併せて、此日鎌倉に逼る。敵將南宗繼と戰つて之を破る。基氏出で走る。義興・義治、仍りて鎌倉に居り、八州に號令す。廿三日石塔義房等叛す。義興・義治、其鎌倉を保つ能はざるを知り、出でて[四]三浦に走る。二十五日尊氏、武藏の國府より小笠原政長を還して、鎌倉を領せしむ。廿八日、義宗・義治、亦勢を復し、敵を敗つて鎌倉に入る。居ること數日、敵の攻むる所と爲り、支ふる能はず。三月二日、遂に鎌倉を去つて、國府津山に入り、河村城に據る。尊氏兵を率ひて來り攻む。乃ち城を棄てゝ走る。

義興の再起と矢口の難

其後義興は義宗と與に、越後を保つ。武藏・上野の豪族、書を致し、奉じて以て將と爲さんと請ひ、連名して盟を載せ、貳心無きを誓ふ。義宗・義治疑うて應ぜず。

義興志、奇功を立つるに在り。正平十三年、獨り百餘人を從へ、轉じて兩州の間に客たり。將士頗る奉附す。基氏及び畠山國淸、兵を遣はして之を襲ふ。忽にして已に亡匿す。或は之を路に邀ふ。義興數騎と圍を突いて免れ去る。往來出沒、遷徙測られず。國淸大に之を患ふ。初め武藏野の役、竹澤右京亮良衡なる者、義興の部下に在り。後義詮に降る。是に至りて國淸、之に啗はすに利を以てし、義興を圖らしむ。良衡佯つて罪を負ひ、邑を奪はれりと爲し、人をして慇懃を通ぜしむ。義興疑うて見ず。良衡美女少將を京師に迎へ、養うて已の子と爲し、盛に飾りて以て進む。義興之を嬖す。良衡人をして屢忠赤二無きを道はしめ、遂に見ゆるを得たり。鞍馬鎧各三を獻じ、從士を宴飮せしめ、各器械•衣服を與ふ。義興益之を信じ、居ること半歲、軍謀密策悉く之を俱にす。適九月十三夜に値り、良衡兵を匿し、義興を邀へて之を害せんと圖る。義興將に赴かんとす。會少將書を贈り、告ぐるに凶夢を以てし、之を止めしむ。家臣井伊直秀も亦諫めて、行く勿らしむ。義興疾と稱して往かず。良衡、少將の謀を漏せしと疑ひ之を殺す。義興知らず。數書問を通ず。良衡僞つて其疾に嬰りて報せざりしを答ふ。人を遣りて國淸に言はしめて曰く、審に義興の在る所を得たり。江戶高重をして

來たらしめば、倶に事を濟すを得んと。高重は良衡が表兄弟なり。國清因りて又高重の食邑を奪うて、更に守吏を置く。高重之を逐ひ、城を築き兵を聚む。陽に叛狀を爲し、良衡に因りて義興に通じて曰く、道誓、故無くして邑を奪ふ。臣をして容るゝ所無からしむ。之が怨を報せん欲するも、軍に司命無くして士卒附かず。願はくは公を奉じて、以て大將と爲さん。臣が族鎌倉に在るもの亦數千人、率ひて以て相撲を定め、八州を徇へば、則ち天下定むるに足らずと。義興之を信じ、將に鎌倉に赴かんとす。良衡・高重曰く、多く兵士を從へば、多く人の怪む所と爲らんと。義興之に從ふ。十月、士卒をして先づ發せしめ、(五)十日、僅に十數人と與に、曉に乘じて鎌倉に適く。良衡・高重、豫め舟に鑿して之を柄し、矢口渡に艤す。兵を岸側に伏し、義興中流に至るころ、舟人柄を抽きて去る。舟將に沈まんとして、伏兵竝に起り、箙を敲いて鬨笑す。義興怒り罵つて曰く、乃ち大不道人の爲めに欺かる。七生必ず汝に讎せんと。世良田右馬助義周・井伊直秀・大島周防守義遠・同兵庫頭義世・由良兵庫助・由良新左衛門・松田與一政重と竝に自盡す。(六)土肥三郎左衛門・南瀨口六郎峯正・市河五郎、衣を脫して刀を銜み、泅ぎて岸に登り、敵五人を斬り、十三人を傷け、遂に鬪死す。良衡・高重、撈して首級を得、基氏の入間川の營

に獻ず。基氏賞を論ず。因つて良衡を留め、高重をして邑に歸り、殘黨を索めしむ。高重還つて矢口渡に抵る。舟人酒肴を載せて出迎ふ。舟中流に至る。雷雨俄に至り、波濤洶湧し、舟覆りて悉く溺死す。高重之を望みて、驚き走る數里、黑氣あり、其頭を掩ふ。義興が龍胄白馬、追つて己を射るを見る。即ち馬より墜ち、血を歐いて悶絶す。舁いで家に至れば、宛轉攀緣、水に溺るの狀を爲す。七日にして死せり。國清又義興が形貌猙獰にして、鬼物擁從して、火車を挽いて基氏の陣に入るを夢む。適〻雷火ありて、入間川の民家三百餘戶を燒けり。後矢口渡數〻怪光あり。土人祠を建て、今に至るも之を祀る。新田神社と號す。此祠の西三町許に、十士の骸を埋めて、十騎大明神と號すと云ふ。明治四十二年九月十一日、特旨を以て、義興に從三位を贈らる。（太平記・大日本史・人物志・上毛及上毛人・後鑑・新田族譜。）

（一）義興母は讃阿寺系圖に、上野國拔鉾神主天野時宣の女とし、新田族譜に由良光氏女とす。

（二）義興再擧の時も、上野より起りしを見れば、上野に匿れたるは察す可し。

（三）二月由良新左衛門入道信阿、南方の勅旨を蒙りて、東國に下り、義興・義宗等に擧兵を催促す。（後鑑。）

(四)下野國足利郡名草村清源寺所藏文書に曰く、

新田兵衞佐・三浦介以下輩、可レ被レ沒ニ落安房國一之由、有ニ其聞一。致ニ用意一、可レ加ニ治罰一之旨、可レ被レ下ニ知守護代一之狀、如レ件。

正平七年閏二月廿三日　　（尊氏花押）

南遠江守殿

此南遠江守は宗繼が事なり。南氏は高階氏にして、高師直・師泰と同族なり。尊氏、直義と隙あるや、宗繼尊氏に屬して、忠節を盡くす。乃ち下總・上總・相模に地を賜ふ。

(五)義興戰死の年月、神明鏡に九月十九日、鑁阿寺系圖に翌十四年十月三日と爲す。今太平記に從ふ。

(六)義興の齡、新田族譜に三十四歲、鑁阿寺系圖に二十八歲と爲す。他に旁證す可き無し。

第二節　新田義宗

義宗は義貞の第三子なり。母は常陸國小田城主八田常陸介眞知の女、立つて嗣と爲る。時に六歲。武藏守・左兵衞佐に任じ、昇殿を聽さる。後左近衞少將に拜せらる。兄義興及び脇屋義治と、久しく東國に匿れ、以て釁隙を伺ふ。正平七年春、足利義詮款を吉野に送る。帝陽に之を許し、由良信阿を遣して、義宗等に勅して曰く、朝廷和を講ず。實に一時の權謀なり。宜しく時に及んで兵を擧げ、賊魁を殲し以て震襟を除くべしと。是に於て閏二月牒を移して招集す。十五日兵八百を率ひて軍を西上野に出す。舊故の諸將兵を以て會する者幾十餘萬人。十六日進んで武藏に至る。二十日足利尊氏、金井原に逆へ擊つ。義宗軍利あらず、退いて入間川を保つ。此日新田義興・義治等は別軍と爲りて鎌倉を衝き、之を陷る。是より先き宗良親王信濃より出て碓氷嶺に陣す。義宗入間川に退くに及びて兵を進めて之を併せ、足利氏の軍に當る。二十八日義宗、親王を奉じて尊氏と小手差原・入間川及び高麗原・笛吹峠武藏比企郡に戰ひ、軍敗れて遂に越後に走る。

義宗の晩年

是歳後村上帝、親ら軍を御し、出て京師を圖る。閏二月十五日、天王寺に幸し、兒島高德を東國に遣はし、義宗等に說き來り會せしむ。義宗兵七千人に將として、桃井直常・吉良滿貞・石塔義房等と竝に發す。未だ至らざるに、車駕賀名生に還幸す。義宗等も亦兵を引いて還る。後義興・義治と與に攻めて越後の半を取り、城を築いて居る。正平二十三年七月、義治と上・越兩國の境に兵を起し、利根郡沼田に入る。足利氏滿の將、上杉憲將等來り攻む。義宗之と戰ひ、克たずして死す。(二)明治四十二年九月、義宗に從三位を贈らる。（大日本史・後鑑・上毛及上毛人・新田族譜・名跡志・地名辭書。）

(一)笛吹峠の戰、上野碓氷郡の人、飽馬三郎勝成、義宗に從ひ戰死す。

(二)義宗の塔は勢多郡善昌寺に在り。又一說に、義宗こゝに死せず、文中二年、四國に沒落して、河野氏に寄食す。應永六年七月十四日、伊豫國道後に卒す。年七十五。法名は大幢全治大禪定門。（新田族譜。）

第三節　世良田義政

世良田義政は岩松政經の長子なり。（或は江田矢郎義氏の子と爲す。）政經の母は新田賴有の女なるを以て、政經、外祖賴有の猶子と爲り、新田庄内を傳領して、新田を稱す。義政も亦其地を承け、世良田又は新田を稱す。元弘の役、義貞に從ひて軍功あり。弟義周、新田義興に從ひて、矢口渡に戰死す。時に義政、陽に足利氏に屬し、陰に心を吉野に通ずとの風聞あり。正平十九年（貞治三年）七月廿七日、基氏兵を遣して之を追討す。廿八日義政、長樂寺の如來堂に入つて自殺す。義政地を長樂寺に寄付せし事は、同寺延文四年（正平十四年）の文書に見えたり。義政が遺領は岩松直國に賜ひしこと、岩松氏の條に述べたれば參照すべし。（櫻雲記・北條九代記・人物志・地名辭書・三家考・新田族譜）

新田義則

第四節　新田義則父子

新田義則(一)〔一に義陸、又は義隆に作る。〕は義宗の子なり。二郎と稱す。建徳三年、相模守に任ず。其子刑部少輔と與に、匿れて信濃伊那郡大河原に在り。弘和中、國人離叛し、衆を率ひて來り攻む。宮及び新田氏の宗族、悉く浪合に戰歿す。義則父子、世良田有親と與に僅に脫出するを得、遂に陸奧に赴き、岩城の酒邊に寓す。元中二年〔至徳二年〕三月、竊に兵を擧げんと謀り、檄を上野・武藏の間に移して、義舊を招聚す。既にして事洩る。使者鎌倉の將梶原道景・岩松法松の捜捕する所と爲り、事遂に就らず。新田の餘黨を追捕すること急にして、(二)有親・親氏父子、相州藤澤遊行上人の徒弟と爲り、諸國の遍歷に從行す。元中五年七月二十八日、新田氏の族二人、京都に誅せらる。應永三年春、小山若犬丸、潛に陸奧に來り、田村莊司坂上清包と謀を協せ、兵を起し、義則父子を推して大將となし、出でて白河に次す。(三)上野・武藏の義徒、皆來り集まる。足利氏滿、衆を擁して來り擊つ。小山・田村の軍大に潰ゆ。是に於て義則父子、遁れて相模に至り、木賀彦六なる者に倚りて、箱根の山中底倉に匿れ、薙

髪して名を行啓[四]と更む。十年四月二十五日、國人藤田重基來り襲ひ、義則自ら之を拒ぎ、克たずして戰歿[五]す。足利滿兼、重基を賞するに、底倉・木賀の地を以てす。刑部少輔[六]は、義則戰死の時、適、他所に在り。故に免るを得たり。十七年滿兼死するや、乃ち陰に兵を起さんことを謀り、竊に其義故に檄す。事露はれて千葉兼胤の害する所と爲り、七里ヶ濱に殺さる。鎌倉大草紙・九代後記・後鑑・塊名對書・上毛及上毛人。

（一）僞書と稱せらるゝ、浪合記・信濃宮傳記・底倉記には、脇屋義治の子と爲す。今鎌倉大草紙に從ふ。義則の名は信濃宮傳記に、義陸、底倉記には義隆に作る。今管領九代記に從ふ。

（二）德川氏の祖世良田有親は、政義の子にして、左京亮たり。藤澤山の緣起に曰く、應永二年、時宗の僧と爲り、德阿彌と稱し、上州を去つて三河に往く。元中二年、義宗等信州に在りて、兵を募るや、之に赴き、浪合にて難に遇ひ、父子與に陸奧に走る。應永二年、上野に匿る。永享十二年、松平鄕に居る云々とあれど、今取らず。有親の子親氏、父と與に時宗の僧となりて、三河坂井邑に居り、鄕吏五郞左衞門の女婿となる。後去つて松平邑に徙り、邑長松平太郞左衞門の女婿と爲り、是より松平氏を稱すと。

(三)榛名の社人佐藤昌宣、義則及び小山若犬丸に應じて、兵を擧げ、兵三千人を率ひ、足利氏の軍と戰ふ。既にして力屈し、城遂に陷る。其古城趾、今群馬郡榛名町の北字瀧平に存す。（大日本名蹟圖誌。）

(四)野史に曰く、今按ずるに、謂ゆる行啓は乃ち堯慶にして、新田貞方が法名なり。而して義陸が法名に非ざるなり。大草紙載する所誤謬ありと。

(五)義則の墓は底倉高山園に在り。（上毛及上毛人。）

(六)野史には義則・貞方二人の事蹟、往々錯雜せるを辯じ、別に貞方の傳を立て、刑部少輔の事蹟をも之に併せたり。然れども義則・貞方、與に義宗の子とせるを見れば、義則父子とある其子は誰を指するにや。野史は往々浪合記以下の僞書を引いて憚らず。故に今取らず。新田族譜には刑部少輔の名を義邦と爲す。他に參攷すべき可きなし。

第八章　足利氏の內訌と上野

足利直義、人と爲り強忍狡猾にして、人の己れを議するを畏れ、外には恭順を示し、內實には深刻なり。初め尊氏の反逆を謀るや、動もすれば未だ名あらず。先づ護良親王及び新田義貞等を除き、漸く其志を成さんと欲せり。北條時行を討つて、鎌倉を平ぐるに及び、直義其早く叛せんことを勸む。凡そ爲す所の奇謀密策、多くは其手に成れり。而して其護良を害して、兵を四方に招くや、尊氏之を明言指導せずと雖も、而かも皆其爲さんと欲する所、直義之に乘じて意を逞うす。尊氏意に之を快とし、終に咎を直義に歸す。直義甘んじて其罪を受けて辭せず。唯其叛意の或は固まらざるを恐れ、遂に尊氏をして志を得せしめしは、多くは直義の力なり。直義政を執る數年、威權赫奕、一時に薫灼す。其吉凶慶弔、上は光明院より、下は公卿士庶に至るまで、贈遺訪問し、其門に輻湊す。當時尊氏と竝稱して、兩御所と云ふ。時に僞僧妙吉、慧黠にし容止あり。直義深く之を尊信す。勢利の徒、彼に阿諛して奔走し、貨賂山積す。高師直・師泰甚だ其爲す所を惡み、屢、陵

辱を加ふ。妙喆大に之を憾む。時に直義の執事上杉重能、及び畠山直宗、師直と協はず。乃ち深く妙喆に結び、倶に師直等を除かんと謀る。正平四年、直義妙喆の計を納れ、事に託して師直を殺さんとす。事漏れ、師直・師泰兵五萬を以て、尊氏・直義を圍む。是に於て尊氏、直義の政務を罷め、重能・直宗を越前に流す。師直乃ち師を退く。尋いで重能・貞宗を殺す。又中國の將士に命じて、探題足利直冬（直義の養子にして實は尊氏庶長子）を攻めしむ。直義屏居して無聊なり。飛禍に罹らんことを懼れて、毎に自ら安んせず。竟に剃髮して慧源と號し、復用の意無きを示す。正平五年、直冬兵を鎭西に起す。師直、尊氏に勸めて、親ら往いて之を攻めしめ、且つ直義を殺さんことを請ふ。直義大和に走る。

直義の歸順

直義已に師直の逼る所と爲り、官軍の內地に入る。又王師の來襲を懼れ、遂に吉野朝廷に降る。偶〻石塔賴房・畠山國清等兵を率ひて、來り附く。直義の軍勢稍〻振ふ。正平六年、直義兵を男山に觀る。桃井直常、北國の兵に將とし、進んで延暦寺に據る。時に尊氏西直冬を撃つ。義詮を留めて、京を守らしむ。義詮、京師を棄てゝ走る。直常、京師に入る。尊氏軍を旋して、直常を撃つて之を走らす。其夜尊氏の部兵、多く叛して直義に降る。尊氏播磨に走る。既にして尊氏、直義相

和す。高師直・師泰罪を懼れ、剃髪して出て降る。途に上杉・畠山の殺す所と爲る。

尊氏義詮を罷め、復び直義に命じて、政事を掌らしむ。而かも中心實に和せず。直義既に權柄を秉り、桃井直常・石塔義房等功に矜り、勢を恃み、仁木・細川の諸將と合はず。仁木頼章・細川頼春等、逃れて國に歸る。義房・直常、直義に勸めて、姑く北國に赴かしむ。直義之に從ひ、卽夜直常等數人と、出て敦賀に走る。細川顯氏・畠山國清、直義に勸め、復た尊氏と平ぐ。直常固より和議を排す。顯氏・國清計の行はれざるを怒りて、遂に尊氏に降る。直義鎌倉に走る。遠江以東は悉く之に應ず。

尊氏直義を鎌倉に攻む

十月尊氏來りて、鎌倉を攻む。宇都宮氏綱、兵を率ひて往いて尊氏に應ず。十一月直義、直常をして上野に赴き、氏綱の援路を斷ち、上杉憲顯・石塔義房をして、尊氏を薩埵山に圍ましめ、自ら伊豆の國府に陣す。氏綱、高師直の遺臣三戶七郞を將とし、尊氏の援を爲さんとす。上野の住人大胡・山上の一族等他人に先んせらるゝを快とせず。新田・大島(義政なり。)を將とし、五百騎を率ひて、笠懸野に出づ。長尾孫六・同平三、三百騎を擁して、世良田に在り。之を聞いて、直に赴き擊つ。大島の兵敗れて離散す。十二月十五日、氏綱兵千五百を率ひて、下野天命に進む。佐

野・佐貫の族來り加はる。翌日三戸七郎發狂して自殺す。同志の士、軍を率ひて去る。氏綱部下七百を率ひて進み、十九日利根川を渉りて、那波庄に著く。桃井直常・長尾左衞門尉・同孫六・平三等、之を擊ち克たずして退く。氏綱勝に乘じて進む。直義方の將士、敵の日に集まるを聞き、速に戰を決せんことを請ふ。義房許さず。二十七日、氏綱の兵三萬餘、奄うて國府津に至る。義房大に懼れ、戰はずして走る。仁木義長國府に至る。直義支ふる能はず、伊豆山に竄る。尊氏書を贈りて招慰す。直義出でて降る。明年尊氏と倶に、鎌倉に還り、暴に薨ず。年四十七。

上杉憲顯の去就

是より先き正平四年、尊氏其子基氏を以て、關東管領と爲し、鎌倉に居らしむ。時に尚幼なり。上杉憲顯(一)・高師冬を以て執事と爲し、之を輔けしむ。直義の歸順するや、憲顯遙に之に應じ、上野に走る。囘つて武藏に至れば、東國の兵士來り歸する者甚だ多し。高師冬、基氏を奉じて來り擊つ。路にして軍變じ、師冬敗死す。明年京師に入りて、直義に從ひ北走す。轉じて鎌倉に至る。是に於て薩埵山の戰あり。憲顯大に懼れ、乃ち信濃に走る。尊氏直義を執へて、鎌倉に至る。基氏營救甚だ至れり。尊氏聽さず。基氏之を憂へ、出て安房に走る。尊氏人を遣は

して之を召還す。正平七年、新田義宗、笛吹嶺に據る。憲顯兵を率ひて出て、之に屬す。從つて尊氏と武藏野に戰うて利あらず。復た信濃に歸る。正平八年、尊氏京師に還る。畠山國淸を留めて、基氏の執事と爲す。國淸基氏の歡を失ふ。是に於て伊豆に走り、修禪寺城に據りて反す。基氏新田義一を遣はして、往いて之を攻めしむ。國淸降を乞ふ。是時基氏、深く憲顯の舊勳を思ひ、乃ち其罪を宥し、再び授くるに越後の守護を以てす。舊守護芳賀禪可代を受けず。兵を發して憲顯を攻む。憲顯與に戰ふ數月にして、大に之を敗る。禪可僅に身を以て免る。幾もなく基氏、遂に憲顯を徵して執事となす。禪可兵を出して、之を上野板鼻に遮る。基氏大に怒り、親ら禪可を擊つて之を滅す。憲顯道を開いて、馳せて基氏の軍に至り、俱に鎌倉に還る。基氏死し、其子氏滿管領と爲るや、憲顯執事故の如し。時に氏滿尙幼なり。近郡の兵背畔する者多し。憲顯氏滿を奉じ、擊つて之を平ぐ。（大日本史・太平記・後鑑・野史。）

〔一〕憲顯は內大臣藤原高藤の裔なり。曾祖重房、修理大夫たり。宗尊親王に從うて、鎌倉に居る。（[illegible]）始めて丹波國上杉莊を食み、因つて氏とす。父憲房（[illegible]）兵庫頭たり。尊氏は上杉氏の生む所にして、憲房の甥なり。故を以て最も信重せ

らる。元弘中、尊氏の歸順するや、首として憲房を引いて計り議す。憲房乃ち之を贊成す。因つて西上す。遂に北條氏を討滅す。尊氏其功を賞するに、上野守護を以てす。後四條河原に戰死す。憲顯民部大輔たり。兄重能と直義に從ひ、官軍を手越河原に拒き、又尊氏に從つて京師に入る。尊氏の筑紫に走るや、途に憲顯を石見に遣す。既にして尊氏再擧、闕を犯すや。憲顯石見の兵を以て、進んで備後に會す。從つて京師に入る。北畠顯家の鎌倉を討つに及び、憲顯細川和氏等と利根川に拒ぐ。戰敗れて退く。顯家遂に北條時行・新田義興と、兵を併せて進み攻む。憲顯等亦利を失ひ、義詮を擁して出て走る。顯家・義興等西上す。憲顯相模に竄れ、武藏・上野の兵を招發し、諸將と追うて美濃に抵り、青野ヶ原に戰うて敗走す。正平四年、關東の執事と爲り、上野・越後・伊豆の守護を授けらる。正平二十三年死す。時に年六十三。七子憲將・憲賢・能憲・憲春・憲英・憲方・憲榮。

第五期　室町及安土桃山時代

第一章　室町幕府の創設と地方制度

第一節　職制

足利氏の幕府は、大體に於て鎌倉の幕府の制を襲踏したるものなり。其組織の當初に於ては、鎌倉を以て根據とする考なりしが、其頃北朝は吉野の宮方より、京師の虚を衝かるゝ恐あり。是に於て、一時京師に府を開き以て天下を制せんとの業略にして、幸に天下疾く靜謐なるを得ば、初志に從ひて、府を鎌倉に回徙するの豫定なりしが如し。されば最初に於ては、尊氏の邸を府とし、鎌倉には關東管領を置きて、天下の政事を綜覽することとなりしなり。幕府の所職を述ぶれば、先づ第一は管領なり。これは鎌倉時代の執權に當るものにして、將軍を輔佐し、大小の政務に參與す。最初は執事と呼びしを、正平十七年に更めたり。後には斯波・畠山・細川三氏の中より之に補す。依りて之を三管領と云ふ。又評定衆・引

付衆等あり。政所・問注所・侍所・諸奉行などの在りしことは、前期に異ならず。但し多少其權限・人員等には差異あり。

關東管領

關東の政治は、鎌倉管領職の掌る所なり。乃ち伊豆・相模・武藏・安房・上總・下總・常陸・上野・下野・甲斐の十國を管す。建武二年、尊氏征夷將軍と爲りて、關東の將士を管領せんことを奏請す。管領は允されしも、將軍の事は勳功に依るべしと仰せらる。是に於て自ら征夷將軍・東國管領と署して、有功者を賞す。且つ源賴朝の舊に據りて、府治を開く。尋いで弟直義をして管領せしむ。尊氏叛するに及び、新田義貞の奏に由り、尊良親王を東國の管領として下向せしむ。軍破れて京に還る。直義亦上京するに及び、義詮を以て東國を鎭せしむ。上杉民部大輔憲顯を執事となす。貞和五年、（正平四年）、義詮上京するに及び尊氏の第四子基氏を管領とす。是より先、管領は臨時の職名なりしが如し。此に至りて全く定職となれり。基氏の時、上杉憲顯・高師冬各執事たり。基氏より氏滿・滿兼・持氏の三世を經、鎌倉の主たり。威權將軍に亞ぎ、幕府に擬して、諸職を置く。京師に於て將軍を公方、又は御所と云ひ、執事を管領と云ふに及びて、關東管領も亦之を公方、又は御所、執事を管領と呼ぶに至れり。（官制沿革略史・日本法制史。）

守護

此時代には守護・地頭あること、鎌倉時代に同じ。建武式目に曰く、守護職は上古の吏務なり。國中の治否、只此職に依る。最も器用者を補し、撫民の義に叶ふべし。頃ろ勳功の賞を以て、守護を補するは、殊に古制に乖けり。若し功勞あらば、莊園を給ふべし。吏務に預る事を得ざれと。然るに此頃守護は、勳功に誇り、譜代の職と稱し、擅に寺社及び公卿の所領を奪ひ、之を家人に宛行ふものあり。建武五年令して、守護を戒飭す。室町時代の初、貞永の古制に則り、守護は大犯三條の外、闕涉す可からざるの令あり。而かも當時の守護は、一國の諸政を擧げて、其手に收め、兼併横領至らざるなし。明德の頃、諸將の守護を領するもの、少なきも半國、多きは二三國にして、山名時氏は五國、氏清は十一國を領するに至る。應仁の大亂後は、諸將各國に在りて、復た幕命に從はず、海內大に亂れ、群雄割據の觀を呈す。此の如きに至りては、舊守護の存するものは極めて僅少となれり。（守護地頭考・大日本史・官制沿革略史。）

地頭

地頭は其職掌、鎌倉に異なる所なし。貞和二年十二月の令に、凡そ領主たるもの、山賊・海賊と交通するを知らば、直に地頭職を改補す、云々とあり。貞治二年四月、延暦寺の僧徒、日吉の神輿を奉じ、嗷訴に及ばんとす。將軍義詮、怖れて近江二

鄉の地頭職を寄附して事寢む。此の如きに至りては、最早地頭職は領地と異なる所なし。後には守護の家人の如くなり、單に一鄉一村を有して、諸役を勤むるのみとなれり。同上。

第二節　土地

本期に於ては、鎌倉時代に比して、土地の制大に異なるものあり。全國を分ちて、大凡武家所領と莊園との二に大別するを得べし。所領は武士の領地を云ふ。又之を知行と云ふ事あるも、其知行とは、下地知行を指すものにして、地頭職の管領なり。されば前者よりも限定されたる語と見るべし。而して所領は國衙領の全部及び寺社領・本所領にも弘く介在して、終に戰國時代に至りて、全土を舉げて、武家の所領に化せり。其所領は幕府領・恩地・本領の別あり。幕府領の内には、御料所（公方御料所、又は料國、御領所などとも云ふ。）の外に、收公地を含む。收公地は犯罪又は謀反に依りて、收公されたるものにして、追つては之を功臣に賜ふを例とす。恩地は新恩とも云ひ、武家の功勞者に恩賞として與へたる地なり。是は年紀・買券等の外、永地入流等を停止せらる。本領は恩地に對する稱にして、室町以前より武家が領有せるものを云ふ。幕府の成立と與に、本領安堵の奉書を賜はるものなれば、若し之を請ひ得ざる者は、幕府に沒收さるゝを例とす。

莊園は武家の跋扈と與に、其數も減少し、其取扱ひも亦多少形式を變じたるの感あり。而して莊園には、寺社領と本所との二あり。寺社領には、一圓知行地の外、に所當知行地あり。所當知行地は、其半を武士等が知行することあり。此場合、寺社が本家にして、下地知行權は領家又は領主に存す。卽ち領家又は領主が土地を寺社に寄進して、所當權は之を保留したるより起れるなり。本所領は禁裡・院・宮・門跡の御料所と、其他のものとありて、前者は寺社の一圓知行地と同樣なるも、其他の本所領は、一圓知行地と所當知行地とあり。所當知行地は、半濟地となせる場合もあり。又武家領主を置く場合も少からず。故に一莊園內に領家と地頭と、竝立せること珍らしからず。而して此所當知行地には、武家領主たると本所知行たると二樣あり。足利尊氏は其初、土地を得るに從ひて、之を諸將に分與し、諸將は次第に守護・地頭の職を兼攝し、國內大小の政、干り聽かざるなし。明德の頃に至りては、莊園は全く武人の手に歸せり。豐臣秀吉起りて、天下を取るに及び、檢地を行ひ、諸國の莊園を廢して、直に郡を以て村を統べしめ、諸侯を封するに、石高を以てす。是に於て莊園は全く消滅せり。今史に見えたる當期の莊園を擧ぐれば、左の如し。

淵名庄　佐位郡淵名村（今佐波郡采女村の大字）は其遺跡か。此庄は鎌倉時代に淵名實秀が領なり。正平六年、半分は新田大島讃岐前司義政の領となり、其半分は伊豆走湯山造營料所と爲る。宇都宮文書（淺草文庫所藏にして後鑑に載す。）に曰く。

走湯山造營料所、上野國淵名庄事。正平七年正月廿日、被レ成二一圓御敎書一之處、新田大島讃岐前司義政、去年十月十一日、以二御書一拜領之上者、所詮中二分彼所一沙汰付半分下地於二當山雜掌一、可レ執二進請取一之狀、依レ仰執達、如レ件。

正平七年閏二月十六日　前遠江守

宇都宮下野守殿

地名辭書に前遠江守は今川氏と爲すは誤にして、南宗繼なるを正しとす。宗繼は高師直と其祖を同くし、高階重氏の二子師氏・賴基より高・南の二氏出づ。賴基の孫宗繼なり。宗繼、尊氏に仕へて、顯要の職（執事代又は政所代にてもあるか。）に在り。該文書を出し、時は、尊氏南帝に降り、直義を討ちし時なれば、南朝の年號を用ひしなり。宛名の宇都宮下野守は氏綱にして、當國の守護ならん。（上毛及上毛人・莊園考・地名辭書。）

西庄　古への佐位郡佐井郷か。前期の同郷の條を參照すべし。應永十一年四月七日の田文に、新田庄の中、小廣田郷は西庄に押領と見えたり。

山上保

山上保　今勢多郡新田村の大字山上に在り。應永十一年四月七日の田文に新田庄の中、新河郷は山上保へ押領と見えたり。

佐貫庄

佐貫庄　邑樂郡に在り。鎌倉時代同庄を參照すべし。應永十一年四月七日の田文に、新田庄の中、飯塞郷は佐貫庄に押領と見えたり。

薗田庄

薗田庄　鎌倉時代薗田厨の條參照す可し。應永十一年四月七日の田文に、新田庄の中、足乘郷及び藤心郷は、薗田庄に押領と見えたり。

世良田庄

世良田庄　新田郡に在り。松平系圖、永德元年の所に見えたり。（荘園考。）

新田庄

新田庄　新田郡の一部なり。平清盛の頃、嘉應年中、新田庄は持國知行分大間郷・太田郷・田島郷・東牛澤郷・額戸郷・成墓郷・西牛澤郷・濱田郷（昔の柏井分）・石蝠郷・大島郷・山良郷・今井郷・高林郷・村田郷・廣田郷・高島郷・岩瀨河郷・尾次島郷・千歲郷・小島郷・堀口郷・多古宇郷・高墓郷（東光寺領）・鶴生田郷（慶雲寺領）・藪墓郷（半分）・阿佐見郷（半分）・鳥山郷（半分）廿七箇所なりしが、次第に或は分裂し、或は他庄に押領せられて、享德四年閏四月の田文に、此庄の注進は、田二百九十六町十大、畠百町六段三十〔二〕大、在家二百八宇、此内そゝ田二十四町八反、神田十六町八反とあり。

加須賀羽庄

加須賀羽庄（粕川又は糟河）　曆應四年攝津親秀讓狀に見えたり。（地理志料。）和名抄

新田郷滓野郷の舊地ならん。應永十一年岩松文書に、糟河村と出せり。田中・金井邊の水の末に粕川掘ありて、世良田の東に至り、折れて東流し、尾島の地を經て、高林に至り、利根川に入る。（地名辭書。）

上山庄

上山庄　多野郡上野村山中谷、野栗權現（今新羽神社と號す。）の鐘銘に「奉鑄野栗權現寶前、寛永正二稔乙丑……上野州上山庄奈良村大旦那黑澤左京亮、安坂彌三郎行吉、小旦那野栗澤之道覺云々」と見えたり。（上毛及上毛人。）奈良村は今の大字楢原なるか。

拜四庄

拜四庄　古史・文書等に見えず。今假に當代に掲ぐ。更に考ふ可し。名跡考に曰く「茲に利根郡三庄と云ふ事有。庄田庄・拜四庄・片品庄と云々。又は藤原庄とも聞えたり。今新巻村三ヶ所に山王を齋ひ、每歳九月中の九日祭也。此日先辰ノ刻羽場下の神祠を祭り、午ノ刻要害内の山王、申ノ刻高見屋の山王、戌ノ刻相俣石神の祭也。土人是を拜四ノ庄と云。按に延喜年中、左馬寮に見えたる拜志牧則是なるべし。（二牧原・羽場・荒牧・上牧・下牧・馬場・政所の類、皆古牧に出でたるべし。）」

土地測定法

室町時代には曲尺即ち唐尺を以て、土地を測定す。即ち方一尺を一歩とし、三百六十歩を一段とし、十段を一町とす。一段の五十分一を一代と云ひ、十代を一丈と云ふ。又六十歩を一杖と呼ぶことあり。（室町時代の田租。）

第三節　租稅

租稅の目

租稅の目甚だ多しと雖も、之を大別すれば、定期租稅・臨時租稅の二となる。定期租稅は田租を重なるもとし、畠租・宅地租及び加地子・加徵米・地口・口米・口永・口錢等（以上は附加稅なり。）之に次ぐ。米を以て租を納むる場合には、分米と稱す。錢を以て納むる時は、之を分錢と云ふ。分錢の總高は、之を貫高と呼ぶ。此貫の多少を、直に田地に附し、町段を以て田數を測らず、貫高を以てするの風は、前期より始まり、莊園何百貫、或は領地何百貫など呼ぶに至れり。公田・官田等を民に貸與して、之が租を取るを地子と云ふ。水田なれば田地子、畠地なれば畠地子と呼ぶ。國司の管する田租は、之を正租と云ふ。王朝の遺制なり。

田租の率

土地を耕作するの權を有するものを百姓とす。百姓より地主に每年納むる一定の額をも、亦年貢と稱す。一段別に就いては之を斗代と曰ふ。小作人は百姓の下にありて、百姓職を有せず。故に小作人は恰も奴隸の如きものなり。今室町時代の獲米を豫想すれば左の如し。

（田種）	（獲米）	（平均獲米）
上田ノ上	一石六斗	
上田ノ中	一石五斗	一石五斗
上田ノ下	一石四斗	
中田ノ上	一石三斗	
中田ノ中	一石二斗	一石二斗
中田ノ下	一石一斗	
下田ノ上	一石	
下田ノ中	九斗	九斗
下田ノ下	八斗	
下々田ノ上	七斗	
下々田ノ中	六斗	六斗
下々田ノ下	五斗	

而して此豫想平均獲米を基礎として、租米を定むるの法を立てたり。即ち斗代六斗以上ならば、上田の租米、四斗五升以上六斗以下ならば、中田の租米、二斗五升以上四斗五升以下ならば、下田の租米、二斗五升以下ならば下々田の租米と見

做せり。租米の獲米に對しては、一分一厘未滿なるは一公、一分一厘以下二分一厘未滿なるは二公、二分一厘以上三分一厘未滿なるは三公と見做し、以下皆此法に由りて四公・五公・六公の名を附す。故に何公とある內には、的確に何公に相當せるにあらずして、概數を示すに止まる。此假定を基として、當代の田租の率を見れば、區々に涉ると雖も、三公七民より、六公四民に至るもの最多し。一公九民、二公八民、または七公三民、八公二民も往々ありき。應安二年七月廿八日の岩松文書に、田一町四段大、內二段御公事免一町二段大、米段別一斗とあるを見れば、一分六厘餘なり。之を要するに、室町の初世より、次第に高率に導きたるものにして、其中世に於て四公六民、五公五民を標準とするものと思はる。

秀吉租法を一變す

天正・文祿に至り、秀吉租法を一變し、三分にして其二を收む。當時諸國の秩序紊亂して、田地の段步を誣罔するものあり。水旱荒損を詐稱するものあり。租の計一にして足らず。而かも舊貫に依りて、間々無人の地に賦する所あり。秀吉乃ち田地の經緯を正し、一段に六十步を削り、削る所を以て損する所を補へり。之を前代に比すれば、重きは則ち重しと雖も、租法頗る平準を得て、從來異同の弊を一滌せしが如し。室町時代の田租大日本租稅志。

正木文書に見えたる田租の租率

正木文書、應永元年上野國新田莊得河の田畠目錄左の如し。

一田四町五段　分錢拾貫三百文　（一段に錢二百二十八文八分八釐餘）
一田壹町八段　分錢拾貫三百文　（一段に錢五百七十二文二分二釐餘）
一田三段半　分錢壹貫五十文　（一段に錢三百文）
一田壹町　分錢貳貫七百文　（一段に錢二百七十文）
一田五段（此内半不作）　分錢壹貫三百文　（一段に錢二百八十八文八分八釐餘）
一田貳段　分錢六百文　（一段に錢三百文）
一畠八段　分錢壹貫六百文　（一段に錢二百文）
一畠三段　分錢六百文　（一段に錢二百文）
一畠八段　分錢壹貫五百文　（一段に錢百八十七文五分）
一畠壹段　分錢貳百五十文
一畠壹段　分錢貳百文
一畠六段　分錢壹貫文　（一段に錢百六十六文六分六釐餘）
一畠四段　分錢八百文　（一段に錢二百文）
一畠壹段　分錢貳百文

小田原北條氏の租法

北條長氏は延德三年に、年貢過分にして百姓の疲弊せるを聞き、年貢五分取り

の所を、其一分を免除して、四分を地頭に納めしむ。此他一錢たりとも公役を課す可からざる旨を令せるを見れば、此の時既に五公五民の地もありしは察す可し。（北條五代記。）天文二十二年、將軍義輝、守護人等をして諸國の所領自他を論せず、一國每に檢して、全國の總石を擧げしむ。之を天文繩と云ふ。卽ち千八百六十八萬三千六百九十六石なり。此中上野國は四十九萬六千三百七十七石とす。之を信濃に比すれば、約九萬五千石、下野に比すれば、十二萬石の多きに上る。次に文祿の田畠租法を擧ぐ。

（田　地）	（獲　稻）	（獲　米）	（租　米）
上田　一段	三石	一石五斗	一石
中田　一段	二石六斗	一石三斗	八斗六升六合六勺餘
下田　一段	二石二斗	一石一斗	七斗三升三合三勺餘
上畠　一段	二石四斗	一石二斗	八斗
中畠　一段	二石	一石	六斗六升六合六勺餘
下畠　一段	一石六斗	八斗	五斗三升三合三勺餘

参考　茲には京升を使用す。

榛名山の座主と執行

第二章　賴印僧正と足利氏

榛名山は上野に於ける名山なり。延喜式に、榛名神社あり。本國神名帳に、正一位榛名大明神とあるは、後世椿の字を榛字に書改めたるものなりとの說あり。又椿は榛の誤字なりとの說もあり。そは兎もかくも、榛名神社の神威は隆盛にして、兩部の時には、三千百坊ありきと云へり。其供僧は滿行寺と號し、座主・執行等の諸職ありしも、今其歷代の詳を知るを得ず。山吹日記に曰く「榛名石神村の畠中に、忠懷・忠存の墓有。建武の頃、此二人は吉野の御味方。賴印は足利方にて所に戰ひ、兩人討死せしを葬しと傳云々」と。こゝに忠懷・忠存の二人とは、快尊・忠尊父子の誤傳なる可し。座主快尊と執行賴印と爭ひしは、建武の頃に非ずして、正平年中なり。

文和元年、正平七年新田義興義兵を擧ぐ。新座主忠尊、義興に謀を通ずるの事發覺し、二月二十日、將軍義詮、彼が職を剝ぎて、治部卿法印賴智を新補せんとして、書を裁す。然るに賴印之を支へ申すに依りて、事延滯せしが、六月十二日、忠尊は頓滅

し、父の快尊も其月廿四日に頓滅せり。父子與に殆んど同時に頓歿せしは、病死とは認め難く、殊に忠尊に繼いで、私に新座主と號したる快承（快尊が末子）も、翌二年三月八日に頓滅して、快尊の系統は絶えたり。之を攷ふるに、傳へ云ふ所の頼印との戰鬪に敗死したりとす可きは、信ず可きに似たり。何故に一山の内に斯く二派に別れたるやに就いて攷ふるに、前座主快尊は、中關白道長の後裔にして、世々當職に居る。而るに執行職は二條殿僧正房（道承）の系統として、頼印之を相承せしに依り、快尊彼を嫉み、之を滅して一山を管領せんと欲せしなり。即ち烏川の沿岸に伏兵を置き、彼を狙ひしこと七たび、終に其目的を達する能はざりしなり。

頼印の素生

頼印は榛名山の人にして、父は憚る所ありて、傳はらざりしも、顯貴の出たるは事實なり。されば三條内大臣公忠の猶子となり、内大臣僧正と云ふ。（初め中納言法印と云ふ。）母は榛名の座主快忠が嫡女なり。（快忠が塔、今榛名山に存し、座主快忠、暦應四年と刻すと。）元亨三年四月十四日生る。五歳の時、初めて鎌倉永福寺別當道承僧正（二條殿僧正房と號）に仕へ、榛名山の執行職を讓與せらる。既にして道承の高足頼仲大僧正、鶴岡八幡宮別當に補せらる。建武三年、頼印上州より出でて、彼の室に入る。文和二年、權律師に任じ、翌三年權少僧都に陞り、延文三年權大僧都と爲る。貞治元年、岩松治部大輔直義、上州

丹生郷慈悲寺別當職を奉らる。貞治二年十二月、上州滿行寺執行賴印大僧都の申す旨に任せ、同國佐位郡淵名庄內華香塚實相院方を安堵せしむ。莊嚴院（鶴岡社僧）一の文書に曰く、

上野國滿行寺執行中納言大僧都賴印申。同國淵名庄內華香塚實相院方事。早任安堵下文、可被沙汰付下地於寺家之狀如件。

貞治二年十二月二十九日　基氏（花押）

上杉民部大輔入道殿

上野淵名庄內華香塚實相院方事。任御施行旨、沙汰付下地於中納言大僧都賴印代狀如件。

貞治三年正月十六日　教阿（花押）

こゝに淵名庄は、今佐波郡采女村大字上淵名・下淵名のある其遺跡に當る。花華塚は今新田郡綿打村大字に存す。蓋し淵名は大庄と思はる。三年四月、駄都護摩一百座を始む。奇瑞ありて、舍利庭上門前に降る。近鄕の者來つて之を聞き、拾ふ事三箇日に及ぶ。賴印自ら寶篋印の土塔を造りて、其中に此舍利を納む。

應安元年十月、鶴岡社執行に補せらる。康暦四年辭す。當社執行次第に、賴印に註して「密乘坊。今者我覺院。中納言法印。進止。應安元、十、一補任。加護持僧。兼社家執事。遍照院權僧正。云々」と見えたり。應安四年閏三月、賴印榛名山の座主と爲る。莊嚴院文書に曰く

中納言法印賴印申。上野國榛名山座主職事。

任二今月九日御敎書之旨一可レ沙二汰-付賴印代一狀如レ件。

應安四年閏三月二十九日　　沙彌（花押）

長尾孫四郎入道殿

永和二年權僧正に任じ、護持僧に加へらる。五年七月、關東管領上杉安房入道々合病む。賴印に一壇勤修せんことを乞ふ。賴印不動護摩を始行し、一七日にして大驗あり。道合、敬信の餘、鶴岡本地供道場並新宮社に、上野國片山の春近を寄進す。康暦元年十二月、鶴岡八幡宮本地供料所、房州平郡岩非領不入斗村を管領す可き由、足利氏滿之を我覺院（鶴岡供僧の一）住僧賴印に下知す。

安房國岩井領不入斗村事

爲二鶴岡八幡宮本地供料所一可レ有二管領一之狀如レ件。

康曆元年十二月二十三日　　　　　　　　氏滿（花押）

遍照院僧正御房

永德元年七月、綸旨を賜ひて、東寺長者と爲すよし、行狀繪詞に見えたれど、事實疑はしきものあり。同三年四月、賴印が申す旨に任せ、遠江加賀入道が押領せし慈恩寺領、武州埼玉郡太田庄華積鄉內御厩瀨渡、并船の事に關し、壹岐彈正大夫入道に命じ、更めて布施主計允家連をして、更に之を沙汰せしむ。同年十二月、金澤光德寺に閑居す。至德二年十二月、地藏院僧正道快、鎌倉永福寺の別當職を賴印に讓る。嘉慶元年七月、賴印目安を捧げて、鎌倉明王院（寛喜寺、五大堂と號す。仁和寺末。）の別當職を申乞ふ。曰く、

目安

權僧正賴印謹申。鎌倉明王院別當職事。

右鎌倉明王院者、七條將軍入道殿（賴經）ノ御願トシテ四箇重職ノ隨一也。コヽニ宰相僧正仲賞、寶菩院殿御代拜領。然ルニ暇ヲ申サスシテ、關東下向ノキザミ、彼職ヲアウタメナ、地藏院覺雄大僧正拜領。相續シテ地藏院道快僧正、當知行之處、彼職ヲカリメサレテ、理性院僧正宗助被補者也。寺務無相違之處、本覺院ヨリ御所望何事

ノ子細ゾヤ。在京ニヨリテ、サヽヘ申ニ及ズ。不便次第也。凡於寺務職者、以徳聞功積之人、可被撰補之處、不謂器量、不顧若薦、恣稱師範讓、管領一寺。曾非招當時之嘲。甚不可叶佛意云々。且追加之一篇分明也。若然者受法灌頂人體、猶以可被請撰。イカヽイハンヤ、於未受法未灌頂乎。爰道快僧正爲關東護持、以本尊聖教靈寶等、ニワケテ進置都鄙。剩以永福寺讓補スル者也。然者覺雄・道快二代相續ノ本職也。イカデ不全微望哉。就中頼印雖爲不肖身、永德元年十月廿五日、小山義政對治御祈禱ノ爲ニ、參陣スベキ御書下サルヽ間、嚴命ソムキガタキニヨリテ、同十一月十二日御陣下著。六字經法急速ニ始行スベキヨシ蒙仰之間、同十三日、於殿中勤行之處、當中日、十六日ハカラザルニ、當國一揆（武藏・上野白旗一揆を指す。）鷲城ヲセメヲトシ畢。是ハ城沒落ノハジメ也。同十二月三日、如法愛染法始行。結願ノ日ニ當リ、五箇所鷲城・祇園城・岩口城・新城・口城木戶ヲ開テ降參。剩出家ヲトゲテ、大衣ヲ着シ、號永賢。同二年三月廿二日、祇園城ヲ沒落シテ、糟尾ノ城ニタテ籠ル。同四月二日、大勝金剛護摩始行。同十三日永賢自害畢。每度御感ノ御敎書ヲ下サルヽモノ也。而於白旗一揆者、一身手負打死之者、浴恩賞。是ハ涯分忠節之賞也。彼ハ三箇度ノ效驗ニヨリテ、御敵ヲホロボサル。御運ト申ナガラ、關東安全、併三密加持ノ力ナリ。イカテカ忠賞ナカラン。若爲當職關所者、恩賞ニ□補セラレテ、彌爲抽御祈禱精誠、目安言上如件。

至德四年七月　日　〔新編相模風土記〕

嘉慶二年二月賴印、明王院・久遠壽量院・新阿彌陀堂・日輪寺・蓮華寺・願成就院の六箇所の諸職を弟子相覺に讓る。明德三年四月二十六日寂す。年七十。〔賴印大僧正行狀・鶴岡社執行次第・同供僧次第・相州文書・新編相模風土記〕

以上述ぶる所に依りて、賴印が如何に足利氏に用ひられ、又其勢力の如何に大なりしかを察知すべく隨つて榛名の如何に隆盛なりしやも想像するに難からざるなり。

岩松直國

第三章　岩松新田氏と足利幕府

岩松頼宥が事は、前期第六章に於て既に述べたり。其第六子治部少輔は、貞和三年（正平二年）四月二日、新田庄の內由良郷・成塚郷・菅鹽村・金屋村の(一)地頭職を賜ふ。觀應元年十二月廿三日、世良田右京亮義政の跡、及び桃井刑部大輔義通の跡を賜ふ。(二)翌二年七月二日、足利直義、本領を直國に附與す。貞治元年（正平十七年）八月十一日、足利基氏、直國が本知行を元の如く還補せしめらる。同年十二月廿二日、佐野常陸介の跡、伊豆國宇具須郷を直國に預けらる。延文三年（正平十三年）十二月廿日、義詮將軍宣下參內に供奉す。貞治二年五月廿八日、足利基氏、武州榛澤郡の地を直國に授與す。三年十一月九日、基氏は佐貫駿河守に令して、高田遠江守と與に新田庄なる新田伊豫守義政が遺跡を臨檢して、之を直國が代人に引(三)渡さしむ。初め上杉憲顯、足利直義に屬して、尊氏に叛す。後基氏其罪を許し、信州より之を招く。又芳賀伊賀守高貞（入道禪可）に代り、越後の守護たらしむ。遂に徵して復び鎌倉の執事と爲す。高貞、兵を出して憲顯を上州板鼻に遮ぎる。基氏大に怒り、親ら兵に將と

岩松滿國

新田滿純

して、高貞を宇都宮に攻めんとす。高貞及び其子高家と、武州岩殿山（比企郡）に遇ひて交戰す。基氏驍勇多力、善く大刀を揮つて戰ふ事數刻、刀毀缺して鋸の如し。遂に高家を斬る。基氏の馬傷いて斃る。敵之を望み、進んで之を圍む。基氏刀を揮うて、之を斬殺す。岩松直國、基氏に勸めて己と甲を易へしむ。敵兵直國を以て基氏となし、競うて之に赴く。會〻日暮れ、敵兵引退く。其後基氏、直國に賞祿を賜ふ。是れ長兄伊豫守義政が闕地なり。是に於て岩松氏、復び政經時代の舊領に至る。（後鑑・三家考・新田氏勤王事跡・新田部小史・新田族譜・地名辭書。）

直國卒去の後は、其子滿國家督に立つ。治部大輔左馬之助たり。法名を法泉と云ふ。其子治部大輔滿氏（三家考に伊豫守滿長に作る。）早世せしを以て、妹婿新田義宗の子容辻王丸を養うて、實子と披露し、長じて滿純と號す。治部大輔と爲り又三河守と稱す。後入道して天用と曰ふ。上杉禪秀の女を娶れるを以て、應永廿三年、禪秀亂を爲すや、天用上州の士と共に之を援く。十月、上杉氏定と六本松に寶れ、勝に乘じて進んで相模氣生坂に至り、火を國清寺に縱つ。天用姓を復して、新田と稱し、上野を徇ふ。十二月屢〻戰うて利あらず。明年正月、禪秀等皆自殺す。三月天用、禪秀の遺黨を驅聚し、旗を岩松に擧ぐ。事鎌倉に聞ゆ。足利持氏、舞[四]木宮内丞

岩松持國

持廣をして、兵を率ひて之を撃たしむ。五月廿九日、遂に虜に就く。閏五月十三日、龍口に斬らる。法名は法龍。滿國、滿純の妹を養ひて其女とし、滿春（出自詳ならず）を養子として之を妻はす。岩松能登守と稱す。滿長の子持國なり。持國幼名は土用安丸。初め右京大夫、後に左京大夫と爲る。上杉禪秀の亂、滿純誅せられしを以て、持國をして滿純の家を繼がしむ。然るに其後滿純の子家純、罪を許され、戰功に依りて、滿純の遺跡を繼がしむ。持國、家督を家純に渡し、別に家を立つ。是に於て岩松氏二家に分る。家純の家は世々治部大輔たるを以て、之を禮部家と云ひ、持國の家は世々右京大夫たるを以て、之を京兆家と稱す。長祿二年九月、持國足利政知に堀越に從ふ。三年更に左京大夫と稱し、（京都管領細川右京大夫の稱を避けしなり。）氏を新田と稱す。寛正二年四月、持國竊に足利成氏に應ず。同族家純之を搜索し、持國及び其子某を殺す。上杉房顯、人を馳せて之を京師に報ず。持國の子成兼、(五)字は二郎。宮内少輔と稱す。其子繼ぎて、宮内少輔と號す。持國後の繼承の次第明確ならず。

新田家純

滿純の子家純（本名長純）幼名は二郎。父の擒に就くや、軍散して逃走す。十二月二十日夜、潛に長樂寺萬像菴に入りて僧となり、名を源慶と改め、玄牸少僧都と稱す。

年十八にして、俗に歸り、名を家純と稱す。治部大輔と爲る。將軍義教、初め青蓮院の門主たり。其職を繼ぐに及びて、釋氏の因契あるを以ての故に、新田氏に復せしむ。結城の亂起るや、命を受けて征討の將と爲り、參河守に任ず。康正元年十二月、横瀨良順、家純の軍代と爲りて、武藏の須賀に出てゝ、戰うて之に死す。文明元年二月、金山城を修築す。蓋し五十子の上杉氏と連絡を取らんが爲めなり。五年義教の三十三回忌辰に因り、家純髮を削つて、源慶の號に復す。八年長尾景春、鉢形城に移り、其族景忠及び武藏・上野の與黨五千餘、下野國兒玉塚に死す。東軍七千餘、相抗衡する數日、軍議決せず。或は謂ふ、根越管領氏と接戰し、佐野黨內擧に當らんと。事五十子の陣に聞ゆ。是時に當り、源慶、上杉顯定に代りて、督軍と爲り、衆を聚めて會議し、子明純及び桃井讃岐守・上杉高數・朝昌・成田某等の兵二千五百餘、兒玉塚に相對す。明年正月、五十子の陣を退く。五月八日、武藏針谷原に戰ふ。長野爲兼、景春に屬し相戰ふ累日。顯定の部下大石定久之に死す。景春の黨爲兼も亦戰歿す。殺傷頗る多し。景春の軍破れ、兵を收めて鉢形城に入る。五十子の陣、上杉氏錦旗を用ふ。源慶、幕府の旗を以て桃井・上杉・上條・八條及び武・上・相三州の兵、併せて八千、五十子及び榛澤・小波瀨・阿波瀨・牧西・堀田等に陣し、

水を隔てゝ相挑み相戰ふ。七十餘囘にして、足利成氏、旆を足利に旋す。明應丙子（明應に丙子なし。）四月卒す。其病篤きに臨み、子尙純及び横瀨國繁父子、僧松陰等を召して、後事を托す。法名は道建大憧。源慶院と號す。長子明純。次は尙純。

新田明純

明純字は丹生太郎。兵庫頭と稱し、金山城に居る。父と協はず、出奔す。子憲純家を繼いで、蚤く死す。

新田尙純

尙純、小字は二郎。甥憲純卒して、繼無し。尙繼其祀を嗣ぎ、治部大輔と稱す。和歌を嗜み、風雅を好み、宗祇と親善し、池水草を著す。家務を臣横瀨業繁に委す。文龜中、未だ頒白ならざるに、岩松に閑居して、靜喜庵梅核と號す。後疾みて卒す。墓は新田郡尾島町岩松青蓮寺の東に在り。

新田昌純

子昌純、小字は夜叉王丸。家を繼いで兵庫頭・治部大輔と稱す。歲尙幼なるを以て、横瀨成繁家事を執りて專恣、侈奢重過にして、昌純を慢侮す。昌純長じて、之を憎忌す。竊に累世の臣庶と相謀る。將に正旦の歲賀を以て、之を誅せんとして議漏る。十二月晦夜半を以て、成繁急に兵を率ひ、襲ひ入りて、遂に昌純を弑す。城中騷擾し、相分れて二と爲り、將に鬪爭に及ばんとす。長樂寺の僧眞西堂、彼此を和親せしめて、開諭して曰く、方今四海皆干戈。兩虎相嚙めば、恐くは隙に乘ずるの變あらん。願くは滿字丸を立て

て之を扶戴し、以て社稷を全うせんと。衆之に同す。成繁、族を由良と更め、陣代と稱して、內外軍國の諸務を指揮す。滿宇丸を迎へ、立てゝ主と爲す。之を氏純と曰ふ。

新田氏純

氏純は昌純の弟なり。初め長樂寺に入りて眞西堂の弟子と爲る。享德中、昌純弑に遇ひ、衆迎へて之を立つ。治部大輔と稱す。成繁兵馬の權を擅にして、金山城の三丸に居る。之を坂中殿と稱す。威權稍〻振ひ、氏純日に衰耗す。唯虛名に居るのみ。鬱懷積累して疾を成し、終に自殺す。年四十二。

新田守純

氏純の子守純繼ぎ、治部大輔と稱す。資性質朴、家事を以て成繁の子國繁に委任す。天正十六年、國繁桐生に徙居するに及び、倶に遷居す。天正十八年、小田原城陷りて、北條氏滅ぶるや、新田氏の領悉く沒收せらる。家康に川越に謁す。其際不遜の事ありて、僅に新田郡市、野井二十石を賜ふのみ。他日水損あるを以て、食地を移さん事を請ふ。聽さず。家綱嗣立して、其故家を憐み、田一百石を加賜し、下田島に居らしむ。時に寬文三年なり。（野史・鎌倉九代記・九代後記・人物志・上毛及上毛人・新田族譜。）

岩松系圖

(一)正木文書

下　岩松治部少輔直國

可レ令二領知一上野國新田庄内由良郷・成墓郷・加菅鹽・金屋兩村地頭職事。

以二右人一所二補任一也。者守二先例一可レ致二沙汰一之狀、如レ件。

貞和三年四月二日

(二)正木文書

上野國新田庄内世良田右京亮（義政）竝桃井刑部少輔等跡事。

任二御下文之旨一可レ被レ沙二汰付岩松治部少輔直國代一之狀、依レ仰執達如レ件。

觀應元年十二月廿三日　　　武藏守（花押）

(三)正木文書

上野國新田庄内江田郷新田伊豫守（義政）跡事。

早高田遠江守相共、莅彼所、守去月廿八日御下文之旨、可被沙汰付下地於新田治部大輔之狀、依仰執達如件。

貞治三年十一月九日　　左近將監(花押)

佐貫駿河守殿

(四)邑樂郡舞木村に住す。永享の亂、結城氏朝に黨して家滅ぶ。

(五)正木文書

上野國新田庄內新野、東光寺事、松壽丸成人間、任先例進置候。仍爲後日證文如件。

寬正五年三月廿六日　　成兼

怡雲庵

第四章　關東管領の興亡

第一節　足利氏滿及滿兼

足利氏滿

上杉憲顯死するの後、其子憲春（刑部大輔）、氏滿の執事と爲る。時に將軍義滿頗る政事に怠り、稍〻人心を失ふ。會〻義滿、土岐賴康を誅せんとし、兵を諸國に徵す。氏滿、上杉憲方を遣はして、兵に將とし之に赴かしむ。是に於て氏滿、機に乘じて簒して義滿に代らんとす。憲春を召して計議す。憲春固く諫めて聽かず。乃ち家に還り、書を作りて之を諫む。辭意懇に到れり。書成りて自殺す。氏滿見て驚き悔い、爲に其計を寢む。而して事頗る泄る。氏滿乃ち書を義滿に贈り、佗志なきを告ぐ。事此に由りて解くを得たるは、憲春の力なり。憲春の弟憲方（安房守）を執事と爲す。憲方、氏を山內と稱し、削髮して道合と號す。

小山義政の亂

天授六年（康曆二年）小山下野守義政、宮方と號して、兵を起す。宇都宮基綱來り攻む。義政逆へ擊つて、之を裳原に斬る。是に於て氏滿關東十二國の兵を發し、出でて武藏の國府に陣し、憲方をして義政を攻めしむ。義政禦ぎ戰うて利あらず。使

小山若犬丸の亂

を遣して、降を請ふ。氏滿之を聽す。弘和元年永德元年春、氏滿亦大兵を發して、武藏村岡に出陣し、上杉朝宗及び木戶範秀を遣し、來り攻めしむ。義政鷲城に據りて之を禦ぐ。二月十六日、上州・武州の白旗一揆、衆に先ちて進み、攻めて外部を破る。義政衆を勵まし、之を卻く。殺傷甚だ多し。相持する數月。冬に至り城中糧殆ど盡き、亦後援無し。義政僧を使して、降を請はしめ、且曰く、君幸に僕の請ふ所を聽さば、則ち僕薙髮して僧と爲り、家務を子若犬丸に付與せんと。氏滿又之を聽す。是に於て義政、鷲城を去りて、祇園城に徙り、遂に剃髮し、名を改めて永賢と號す。氏滿若犬丸をして家を繼がしむ。氏滿素より義政の降を信ぜず。故を以て速に解去らず。明年三月、義政自ら祇園城を火し、糟尾の山中に入り、壘を爲り之に據る。義滿大に怒り、上杉朝宗・木戶範季をして、攻めしむること急なり。白旗一揆其先鋒と爲り、之を陷る。四月十三日、義政遂に自殺す。若犬丸間に乘じて亡げ去る。

元中三年至德三年五月、若犬丸祇園城に據りて、兵を起す。守護代木戶修理亮、國兵を發して來り不可思山に陣す。若犬丸襲ひ擊つて、之を走らす。氏滿又自ら兵を率ひて、下總に至り、古河城に陣す。若犬丸其勢敵し難きを察し、城を棄て、遁

る。氏滿國中をして、之を索めしめしも得ず。自後若犬丸轉徙常無し。應永三年春、陸奥に至り、密に嘗て勤王せし者の子姪を招聚す。因つて義を擧げんと圖る。田村莊司坂上清包之に應ず。是より先、新田義則、匿れて陸奥に在り。若犬丸、清包と議し、義則を立てゝ將と爲し、義を近國に唱ふ。武藏・上野の義徒盡く至る。若犬丸乃ち義則・清包等と其兵を領し、出でて將に白河關に至らんとす。二月二十八日、氏滿自ら關東十國の兵を率ひて、鎌倉を發し、六月朔日、白河關に至る。若犬丸等終に敵すべからざるを知り、自ら潰え去る。後終る所を知らず。

足利滿兼

元中九年、憲方執事を辭し、安房守憲定、執事代に補せらる。應永元年憲方卒す。五年氏滿薨ず。長子滿兼立つて、管領を襲ぐ。此時より管領を關東公方と云ふ。從つて執事を管領と呼ぶ。六年大内義弘、兵を擧げて反す。滿兼强大を自負し、遂に之に應じ、師を率ひて高安寺に抵る。陽言して、幕府を右けて以て義弘の報を竢つと。上杉憲定之を諫めしも聽かず。既にして義弘誅に伏すと聞き、軍を鎌倉に旋す。七年義滿、足利莊を以て滿兼に與へ、以て其謀を解かんとす。滿兼猶異圖を懷く。上杉憲定諫めしも從はず。五月憲定、上野國に奔る。六月滿兼過を悔ひ、憲定を上野に邀ふ。異謀乃ち熄む。應永十二年、憲定管領に進む。十

六年滿兼卒す。十九年憲定卒す。憲定職に居て干戈用ひざる前後二十年。衆歎惜す。大日本史・野史・九代後記・大草紙・後鑑・寛政重修譜。

上杉重房—頼重—重顯—重藤—重氏

重房—女（足利頼氏室）

頼重—女（足利貞氏室）

重顯—朝定—顯定（扇谷）＝氏成（二）—持朝（三）—顯房（四）—政眞（五）

朝定—顯定

持朝—定正（六）＝朝良（七）—朝興（八）—朝定（九）

持朝—朝昌（七澤）—朝寧—朝興

朝昌—朝良

頼重—頼成—藤成—頼顯—氏定

頼重—憲房—憲藤（犬懸）—朝房（二）

憲藤—朝宗（三、禪助）—氏憲（四、禪秀）—持房

氏憲—教朝

憲房—憲顯（山内）—能將

憲顯—能憲

憲顯—憲春

憲顯—憲方（一、龍合）—憲孝

憲方—憲定（二、長基）—憲基（三、佶元）＝憲實（四、長棟）—德丹

憲實—周清—憲房（八）—憲廣

憲房—憲政（九）

憲實—憲忠（五）

憲實—房顯（六）—顯定（七、可諄）—顯實

憲顯—憲英—房方

憲顯—憲榮—房方—頼方

├朝方―房朝―房定
├憲實
└清方―定顯

第二節　足利持氏

應永十六年、滿兼の長子持氏關東公方を襲ぐ。上杉氏憲（禪秀）管領と爲る。持氏の叔父滿隆、異謀の聞ありて、府下騷擾す。持氏、之を上杉憲定（長基）の山内第に避く。滿隆、異なきを陳謝し、九月第に還る。二十二年、上杉氏憲（禪秀）疾と稱して、管領を辭す。憲定の子憲基を以て之に代ゆ。七月、關東の諸士犇走し、大に府に聚會す。持氏命じて、悉く解嚴國に就かしむ。二十三年八月、滿隆、陰に足利義嗣に黨し、持氏を廢して、持仲をして之に代らしめんと欲す。氏憲も亦持氏と協はず。管領を辭するの後、數、滿隆に勸めて、亂を作さしむ。竊に諸士を招募す。千葉兼胤・岩松滿純（天用）は、氏憲の女婿なるを以て、之に應ず。上州にては澁河左馬助・舞木太郎・澁川親季・澁川左馬助・倉賀野某等も亦款を送る。府下騷擾す。而して持氏未だ識らず。十月氏憲・滿隆・持仲と其黨與を率ひ、急に府館を襲ふ。持氏逃れて、憲基が佐介谷の第に避く。從士五百餘騎中に、新田の一類那波掃部助・高山信濃守あり。憲基が宗徒の中に、寺尾・白倉等ありて、其勢七百餘騎なり。上杉氏定、氏憲の

軍を拒いて、奮戰格鬪して、傷を負ひ退く。岩松滿純、氣生坂に迫る。持氏旗下の士、園田四郎等之を禦ぐ。持氏の左右多く戰沒し、防戰勢屈し、持氏支ふる能はず、箱根を經て、駿河に走り、氏定の女婿今川範政に倚る。憲基、越後に走る。是に於て氏憲は、持仲を立てゝ主と稱し、滿隆等之を輔翼し、鎌倉府に據る。今川範政、難を京師に避けて、援勢を乞ふ。將軍義持、檄を關東の諸州に移して、兵を起して難を救はしむ。是に於て稍〻氏憲を叛き、義に歸するものあり。持仲及び憲方、兵を率ひて、武藏の地を掠略す。十二月廿三日、南一揆・江戶・豐島・二階堂等、世田ヶ谷ノ原に捍戰して、之に克つ。岩松滿純、鎌倉に於ける戰功を矜りて、頗る横恣なり。新田の族里見・鳥山・世良田・額田・大島・大館・堀・桃井の諸氏は、嘗て氏滿の京師と快からざりし時、一所懸命の地を安堵せしを以て、鎌倉の恩義に報ずるは此時なりとし、新田義宗の子の僧と爲りて、兵部卿と稱し、坂中に蟄居せしを還俗せしめ、名を新田六郎と改めて之を奉じ、館林の邊に討出づ。遂に上野の半を掠取す。由良横瀨・長尾但馬守等も亦、岩松滿純を討ちて、之を退く。(二)廿四年正月、今川範政、持氏の爲めに兵を擧げて鎌倉を攻む。結城・小山・河越・佐竹・千葉・小田・土肥・土屋・武田・小笠原の徒、咸な義に復し、倶に兵を併せて、鎌倉を攻め進んで府下に偪る。十日持仲・滿隆・

滿直及び上杉氏憲・憲方・憲春・快尊・氏春等、盡く自殺す。黨與離散し、亂平ぐ。十七日、持氏再び鎌倉に入る。憲基の管領故の如し。岩松滿純は、禪秀の殘黨を招聚し、上州岩松に蜂起す。三月廿四日、長沼淡路入道に令して、之を征しむ。舞木宮内丞、攻めて之を生虜し、鎌倉に送る。五月十三日、之を龍ノ口に斬る。

關東の諸氏持氏を離る

應永廿五年正月、憲基卒し、養子憲實、後を承け、代つて管領に補せらる。安房守に任じ、伊豆・上野・越後三國の守護と爲る。三十年春、常陸の人、小栗滿重叛す。上杉重方を遣して、之を討たしむ。克たず。五月廿八日、持氏自ら師を帥ひて、之を征す。桃井下野守等、結城城に據り、岩松の餘黨加はり、之に抗す。八月兩城を拔く。滿重脫れ走る。是より先き、宇都宮持綱、滿重に黨す。其城陷ると聞いて、亦逃れ走る。持氏鹽谷駿河守をして、之を追擊せしむ。又桃井下野守等を誅して、師を武藏府中に旋す。持氏屢亂に克ち、逆を討つて、驕恣令を行ひ、關東の諸士稍反し、政教に順はず。持氏怒彌厲しく、益離る。卅二年十二月、持氏上野國丹生鄉を岩松滿長[三]（伊豫守）に去渡す可く沙汰す。卅三年七月、滿長が地頭代成次領地の事に關して、申文を上る。

永享の亂

永享八年十一月、信濃の守護小笠原政康（大膳大夫）、村上植清（中務大輔）と國に相爭つ。持

氏素より、植清を援く。是に於て植清、救を持氏に乞ふ。持氏乃ち桃井義任（左衛門督）那波上總介等を遣し、上州一揆・武州新一揆を率ひて、之を援けしむ。憲實諫めて曰く、夫れ信濃は鎌倉の統內に非ず。君何ぞ之に關せんやと。持氏聽かず。而るに上野は憲實の領國なれば、一揆は出陣せりと雖も、命じて國境を出づる勿らしむ。是に於て勢援延滯す。持氏寖く憲實を疎んず。九年四月、持氏上杉憲直（憲清男陸奧守）・一色直兼（宮內大輔）をして、兵を督せしめ、植清を信州に援くるに託して、竊に憲實を討たんと欲す。事頗る漏れ、憲實怖れて、七歳の小兒を上野に徙す。六月、持氏自ら憲實の第に往きて和解す。憲直聞いて、藤澤寺に走る。十年六月、憲實の諫を拒き、故事を棄てゝ、親ら賢王丸を携へて、鶴岡に如き、冠禮を社頭に行ひ、名を義久と稱せしむ。憲實疾と稱して會せず。上杉重方をして、代つて事を視せしむ。八月、憲實の宰長尾芳傳（景昌）潛に持氏に謁して、請うて曰く、方今府下騷然として、巷說紛紜たり。君公駕を枉げて、憲實に面諭せば、則ち上下無爲にして、四民惑を解かん。是れ衆の願ふ所なりと。持氏聽かず。密に兵甲を募り、急に山內ノ第を襲ふ。憲實聞いて曰く、如し旌旗を見て出づれば、叛名を負はんと。遽に孥を挈げて、采邑白井に犇り、而して豫め變に備ふ。持氏乃ち兵を率ひて、高安寺に抵

り、一色直兼及び時家等をして、上野の縣邑を侵さしむ。憲實檄を董し、狀を京師に告ぐ。

持氏追討の軍を發す

九月將軍義教勅を奉じて、教書を關東の諸侯に下し、征旗を上杉持房（一名持憲、禪秀の次男なり。中務大輔）に賜ひ、師を發して鎌倉を伐たしむ。將士多く之に應ず。京軍の先鋒、持氏の兵と箱根に戰うて利あらず。持氏嘗て三浦時高を以て、鎌倉の留後と爲す。是に於て背いて、持房に應ず。持氏陣を海老名（相模）に徙し、上杉憲直・二階堂・宍戸等を遣して、京軍を防いで敗績す。京軍遂に箱根を踰えて進み、早川尻に逼る。持氏更に木戸持秀をして、之を禦がしむ。會、直兼・時家等の兵皆敗れ、海老名に歸る。憲實、白井を發し、分陪河原に軍す。關東諸州の國人悅んで赴く。十月、三浦時高の兵、火を大藏谷・犬懸に縱ち府下を掠略す。十一月遂に府館に入る。義久及び滿直、迭れて扇谷に匿る。持氏の兵罷れ勢窮り、芳傳に憑りて成を憲實に請ふ。芳傳伴つて持氏を迎へて、之を稱名寺（金澤）に寘く。持氏遂に髪を削りて、名を道繼と更む。憲實之を永安寺（鎌倉）に遷し、上杉持朝・千葉胤直・大石憲重をして、之を護衛せしむ。上杉憲直・一色直兼を金澤に誅す。持氏切りに自ら老して義久を立てゝ、嗣と爲さんことを請ふ。憲實爲めに之を京師に請ふ。

持氏自殺す

永亨十一年正月、義教持氏の罪を朝廷に奏す。其請う所を許さず。二月十日、持氏遂に夫人某氏・叔父滿貞等、皆永安寺に自殺す。憲實、持氏の屍を永安寺に葬り、長春院道繼（繼或は純に作る。）揚山と謚す。時に年四十二。持氏、義久・安王・春王・成氏・成潤・周防・尊術・廣氏の八子あり。是年二月二十八日、義久報國寺に自殺す。安王・春王は、傅母抱擁し、逃れて日光山に匿る。成氏（永壽王）は持氏自殺の時、有田定景（四）、謀つて、以て遁れしむ。六月上杉清方、（房方の四男にして、憲實の弟なり。兵庫頭たり。）管領と爲る。

上杉憲實の晩年

憲實は持氏の亡後、髪を削りて、法名を雲洞庵長棟岩雲と號す。長春院に詣で、持氏の摸影を拜して、罪を謝し將に自殺せんとす。左右邀護して、刀を奪ひ、瘡を療す。去つて清淨光寺に入る。十二月、伊豆の國清寺に匿る。文安四年八月、將軍義政命じて、憲實を招かしむ。憲實應せず。子數人あり。其中德丹・周清二人を擧げ、遁れ去る。季子龍岩丸幼稚なり。留つて伊豆に居る。諸老索め得て、之を京師に報ず。義政命じて元服せしめ、名けて憲忠と曰ふ。管領と爲る。憲實、後諸州を遍歷して、錫を周防山口に駐む。大內教弘厚く之を遇す。長州深川の大寧寺に居る。文正元年三月六日、大寧寺に卒す。（大草子・九代後記・野史・後鑑・上毛及上毛人・地名辭書・寛政重修譜。）

（一）前章を參照。

（二）此頃利根郡藤藁の里長阿倍秀貞、持氏に應じ軍功あり。亂平定の後、持氏命じて鎌倉に留勤せしむ。秀貞固辭して、邑に歸る。（續武將感狀記。）

（三）正木文書

上野國丹生郷事。被去渡岩松伊與守訖。不日可被沙汰付下地於彼代之由候也。仍執達如件。

應永卅二年十二月廿六日　　左衛門尉判

沙　彌判

長尾能登守殿

（正木文書）

同文書

岩松伊與守滿長代成次謹言上

欲早以善政御沙汰預還補御裁許甲斐國安村別符事。

副進

一通　元弘三年四月廿二日先代追罰御內書

一通　同年七月十九日綸旨

二通　御感并御內書

一通　官途幷恩賞御申御沙汰御書

右地者爲二先代泰家法師跡一以二綸旨一拜領之間、宜レ異二于他一者也。加レ之將軍數通御内書。然則先代追討事。有下自二將軍家一賜二御敎書一上。曾祖父兵部大輔經家幷新田義貞爲二兩大將一自レ令二退治一以來、御代于レ今泰平也。子細（是現文）高祖忠節、於二四海一不レ可レ在二比類一上者、早蒙二嚴密御成敗一爲レ下二給還補御判一恐々言上如レ件。

應永卅三年七月　日

(四)定景は赤松の族にして、大舍人少屬たり。成氏鎌倉に歸復するに及び、舊領を賜ひ、藤岡城（山埼村常ケ岡か）に居る。文明元年卒す。其子定基、武藏八幡山に徙り、姓を夏目と更む。（人物志。）

第五章　關東の分裂

第一章　結城城攻圍と上野

安王春王結城氏に倚る

永享十二年正月、持氏の遺黨一色伊豫守、相州今泉城に據る。上杉清方、兵を遣して之を攻む。伊豫守逃れて、之く所を知らず。舞木持廣(駿河守)同類なるを以て、長尾芳傳之を誥殺す。持廣の臣赤井若狹守、奮鬪して死す。是月安王・春王潛に人を遣して、結城氏朝に憑らんとす。氏朝之に應じて、其子光久をして、諸を結城に邀へしむ。氏朝爲めに兵を募る。持氏が舊好の將士、多く來り屬し、倂に恢復を圖る。野田氏行古河城に據り、吉見希慶上野に起り、倶に氏朝に應ず。事京師に聞え、將軍義敎、征旗を上杉憲實に賜ふ。憲實辭して清方之に代る。上杉性順(因幡入道)・長尾景仲之を援く。三月、清方鎌倉を發す。性順若林に陣し、景仲入間河原に屯し、以て諸軍の至るを族つ。新田々中・佐野・桃井黨、兩公子に應じて、足利庄高橋郷野田寨に據る。兵を發して、邑里を劫掠す。上野守護代大石憲重、(石見守)國人を募りて、之を鎭せんと欲す。國人應ずる者無し。四月四日、憲重部下を率ひて、

同國角淵に屯し、九日高橋寨を攻めて、隍際に薄る。寨兵氣を褫はれ、是夜散走す。雑色國府野美濃守兄弟、駐り戰うて之に死す。

上杉持房、士卒を驅募し、鎌倉を發す。憲實も亦兵を率ひ、五月神奈川に抵る。七月一色伊豫守、武藏北一揆を驅りて、利根川を濟り、火を縱ちて武州の須賀入道等を襲ふ。入道が從者、拒ぎ戰うて殲く。性順・景仲、成田の邸に至る。伊豫守兵を率ひて、中途に迎戰す。十數合にして、日沒に會し交綏す。明日國人多く隷し、伊豫守頗る張る。性順・景仲兵寡し、戰を議して決せず。或は謂ふ、陣を拂はんと。伊豫守馳せて荒川を濟り、村岡河原に出づ。勝に乘りて、隊伍を整へずして進む。性順・景仲、魚鱗の隊を作り、卒兵を擇びて、先鋒と爲し、擊つて之を破る。伊豫守小江山に潰走し、兵士離散す。（村岡河原の戰）

七月八日、憲實神奈川を發し、野本・唐子に次す。八月九日、小山莊祇園城に到る。（官軍進發）是時に當り信濃の人大井持光、越前守、二公子に應じ、兵を擧げて碓氷峠に抵る。上杉重方、之が防備を爲し、國分に陣す。上杉氏顯は相摸高麗寺山下の徳宿に次す。箱根別當澄實・大森憲頼等、嘗て二公子に應じ、將に兵を發して、結城を援けんとす。今川範政之が備として、平塚に次す。蒲原播磨守は、國府津の道場に陣す。七月

二十九日、清方持朝と與に結城に抵る。

結城城中にては、氏朝其子弟及び木戸左近將監・宇都宮伊豫守・小山大膳大夫・桃井刑部大輔・同修理亮・同和泉守・同左京亮・里見家基・一色伊豫六郎等、隊を分ちて守備警戒す。清方は坤よりし、上州一揆は西よりし、持朝は房州の兵を以て乾よりし、京軍及び宇都宮・土岐・上杉・小田は坎よりし、武田信賢及び信濃・越後の兵は巽よりし、岩松家純・小山・武田・武藏一揆・千葉貞胤及び二總の國人は南面よりす。城を距る僅に三町、清方令を傳へ、中間に壍を浚へ、柵を構ふと二重。以て城中の糧食を斷つ。連戰累月、城兵每に利を得しと雖も、敵軍衆多にして、攻圍數重、城中僅に單郭を憑み、衆心蕩搖す。氏朝の弟山川兵部大輔、密に款を清方に送り、降を乞ふ。清方軍議して決せず。嘉吉元年四月、清方議を決し、十六日諸部圍を合せ、齊しく薄る。城兵力を竭し、固禦して撓まず。戰酣に及び、城中反者ありて、火を樓に縱つ。屋舍に延燒して、烟燄盛なり。衆皆屈撓して、防戰する能はず。安王・春王、長尾因幡守に擒せらる。季弟永壽王時に六歲なるを、乳媼懷にして、伊佐莊に奔り、小山小四郎之を捕ふ。氏朝父子五人、一族男女三百八十三人、皆之に死す。此時桃井氏も亦敗死し、族殆んど盡きたり。此戰攻圍軍に在りし上野武人の、敵首

を獲て功を立てし者、清方が被官に大石石見四郎・白倉周防守・發知平次左衛門・小幡三河守・和田隼人・長尾新五郎あり。　上野一揆に高山宮內少輔・高田越前守・赤堀左馬介・和田備前守・和田八郎・和田左京亮・大類中務丞・倉賀野左衛門尉・同新五郎・寺尾上總入道・同右馬助・長野周防守・同宮內少輔・同左馬助・一宮駿河守・同修理亮・發知上總三郎・那波大炊助・同左京亮・同刑部少輔入道・沼田上野三郎・小林山城守・綿貫越中守・同多利房・同龜千代丸等あり。　此外に新田羽河越中守・小幡伊賀守あり(二)。（野史・大草紙・九代後記・上杉畧譜・後鑑・地名辭書・人物志。）

(一)是より先き永壽王、逃れて大井持光に匿れしが、安王・春王、結城に兵を擧ぐと聞き、持光其臣蘆田淸野の二人をして、永壽王を結城に送らしむ。是に至つて執へらる。　安王・春王は美濃垂井に抵りて斬らる。　其乳媼長尾氏は執へられて、京都に抵る。　義教、持氏が他子の所在及び與黨を鞠問せしむ。　應へずして遂に舌を齧んで死す。　永壽王は死を免かれ、美濃に配流せられ、土岐持益これを警衛す。

(二)是年四月十七日、上杉清方、諸士の著到を付けられ、實檢を行ふ。　侍所長尾憲景・瀨下景秀（治部少輔）の二人書記す。（永享記。）

第二節　關東公方の再興

成氏關東公方となる

嘉吉元年七月、永壽王（成氏）上洛す。越後の守護上杉房定（相摸守）、關東の諸士と議し屢哀訴して、關東の主たらんことを請ふ。九年を經て、文安四年（一に寶德元年となす。）に至り、幕府命ありて其請を赦す。永壽王乃ち關東に下る。房定、越後・上野の境上に迎へ、顯定は上野の國府に出でて、迎接の備を盡す。八月二十七日、上州白井を發し、武州府中村岡國分寺に滯泊して、九月九日鎌倉に入る。十一月新館に徙り、元服を加へ、將軍の片諱を賜ひて、成氏と稱す。寶德元年八月、長尾昌賢、上杉憲實の季子龍若を、伊豆より迎へて元服せしめ、憲忠と名く。左京亮に任じ、管領と爲す。是に於て關東の諸將士、各國に就き干戈を休め東州暫く無事に屬せり。

兩上杉氏

上杉憲定・憲忠が邸は、鎌倉の山內に在り。依りて其家系を山內と稱す。憲房の兄重顯の裔持朝の邸は、鎌倉の扇谷に在り。依りて其家系を扇谷と稱す。持朝嘗て憲實と與に、持氏を攻む。故を以て自ら其職に安んぜず。武州川越の館に退き、入道して道朝と號し、家を其子顯房に讓る。後山內・扇谷の兩家を稱して、兩上杉と曰ふ。

成氏と上杉との爭鬪

憲忠年弱しと雖も已に克ち禮を勤め、民を惠み德を施す。上杉持朝女を以て之に妻す。成氏、憲忠と和輯せしも、陰に害心を挾む。其餘の臣僚、憲實が爲めに敗亡せし者の子弟多く、笑中皆劍を研ぐ。山ノ内の老臣長尾景仲昌賢扇ヶ谷の老臣太田資清、事の大ならざるに先ち、禍根を斷たんとす。寶德三年四月、長尾の黨兵を起して、鎌倉を襲ふ。成氏之を江ノ島に避く。憲忠嘗て謀議に與らず、兵起るに及び、相州七澤山に退去す。上杉道悅重方駿河より江ノ島に抵り、宥罪を請ふ。成氏許可す。八月、成を行ひ、憲忠を七澤より召す。景仲昌賢毎に憲忠に代りて事を執り、威に誇り權を專にす。是を以て郡國黨を樹て、或は鬩諍し、人心聊かも安んせず。成氏屢〻憲忠を誡む。聽かず。士庶相分れて黨を樹て、一は御所方と稱し、一は管領方と稱す。或は成氏に勸めて、憲忠を討たしむ。享德三年十二月、結城成朝・武田信長・里見義實等、成氏の命を受け、急に憲忠を西御門の第に襲うて之を殺す。進んで山ノ内の第を圍む。又武田信長・一色直明を遣して、上杉持朝と戰うて之に克つ。持朝及び其族、上野食邑に退く。長尾昌賢、越後の守護上杉定昌を邀へ、憲忠の弟房顯を將と爲し、又憲顯・持朝と議し、將軍の御教書を賜ひて、以て成氏を討たんことを請ふ。義政許可す。享德四年正月、成氏高安寺に出陣す。上杉の族

之を聞いて、分陪河原に軍す。成氏親ら兵を督して、急に撃ちて之に克つ。憲顯拒ぎ戰ひ、傷いて自殺す。成氏進んで分陪河原に至る。二十一日、上杉の族挑戰挑ます。成氏奮撃して之を破る。猶追躡し、里見・世良田の徒或は戰死す。(一)結城・小山・武田・村上等、奮戰力鬭して敵を破る。房顯もまた疵を負うて逃る。上杉の黨降伏する者多し。成氏善く之を撫綏し、威武稍〻振ふ。上杉及び長尾等の族黨、皆退いて小栗城を保つ。閏四月、成氏小栗城を攻めて之を拔く。次いで宇都宮城を攻めて之を降す。上杉定昌、房顯を援けんとして、越人・信人を率ひ、長尾昌賢は武藏人・上野人を率ひ、上杉藤朝・憲明等と下野天明の唯木山に據る。成氏遠く圍み、山路運輸の便を梗絶す。越人・野人戰はずして去る。成氏遂に關東諸州を平定し、使价を京師に上せて、以て命を請はしむ。義政猶聽さず。

六月、將軍義政、御教書及び章旗を今川範忠に授け、海道五州の兵を率ひて、鎌倉に入らしむ。木戶・大森・印東・里見等、之を離山に禦ぎ、利あらずして還る。成氏も亦自ら兵を領し、防戰して又敗れ、退いて府中を保たんとす。遂に世田谷一揆之を支ふ。遂に葛蒲(武藏南埼玉郡)に陣し、敗卒を驅集して、以て守備と爲す。次いで下河邊城を保つ。六月十六日、範忠の軍鎌倉に亂入し、火を府に縱ち、延燒谷(二)七郷に及

び、所在の神社・佛宇・侯邸・民屋悉く灰燼と爲る。是より鎌倉は遂に荒廢して、復興る期無きに至れり。

(一)是日書を岩松左京大夫に與へて曰く「如前足利御下向雖被仰候、自方々如注進者、御敵可致專佐貫・太田兩庄由、其聞候。然者相拘古戸(ふつと)渡候者、自然可爲其方固候。愈如元佐貫庄可被寄陣候。仍佐野・舞木・出井・蓮沼同被仰付候。云々」。古戸渡は利根川の渡津にして、武州妻沼より上州太田に通ずる街道に丁る。岩松氏は成氏に黨せしこと知る可きなり。

第三節　兩公方の對立

成氏上杉氏と武上二州に戰ふ

康正元年八月、千葉胤直父子兄弟、上杉氏に款を送り、成氏を叛く。胤直の臣原胤房父子、成氏に援を乞ひ、千葉城を攻めて、之を拔く。胤直等自殺す。又武田・里見・簗田・一色・鳥山等を遣し、埼西城を攻めしむ。九月十七日、岩松右京大夫、成氏の爲に、上杉氏と武州岡部に戰ふ。十二月、埼西城遂に陷り、上杉氏の兵戰死するもの多し。二年十月、上杉房顯人見原に出て、上野人と合し、深谷城を保つ。十七日成氏、鳥山右京亮・高因幡守を先鋒と爲し、上杉氏の兵と岡部原に戰うて、之に克つ。岩松小次郎・金井新左衛門等、上野に起り、上杉氏を救はんとして、羽續原（邑樂郡赤生田村大字羽附）に次す。成氏、之と戰うて利あらず。兵を足立郡に還す。

古河公方

長祿元年六月、義政又澁川義鏡をして、今川範忠を右け、成氏を伐たしむ。義鏡、武州蕨城に居り、關東を鎭撫せんとす。成氏、上杉氏の徒及び援助の諸軍と數〻戰ひ、或は克ち、或は敗る。勢日に衰耗し、敵徒〻熾盛なり。將士乖離し、兵卒傷亡す。是歲十月、是より先き上杉持朝河越城を、太田資清岩槻城を、其子資長江戶城を築き、以て成氏に當る。是に於て成氏、下總古河城を營み、之に徙居す。部屬推して、

之を古河御所と稱す。

堀越御所

澁川義鏡の關東に下るや、命を傳へて、成氏を討たんとす。而かも將士の成氏に心を寄するもの多く、義鏡に從ふもの寡し。是に於て上杉氏と議して、將軍の子弟を請うて、關東の主と仰がんとす。義政乃ち三子の僧となれるを還俗せしめ、名を政知と更めしむ。二年四月東下す。義政、御教書を東海・東山の二道に下し、政知を奉じて、鎌倉の主となし、成氏を伐たしむ。豆・駿・甲・信の國人、競ひ起りて、之を邀ふ。然れども道路梗塞して、鎌倉に入るを得ず。而して伊豆國堀越に居る。上杉房顯及び定正等、陽に之を尊崇して、堀越御所と稱し、陰に自大の事を謀る。政知は徒に虛器を擁するのみ。三年十一月十五日、岩松左京大夫等、成氏の軍を羽續原に破る。岩松宮內少輔傷を負ふ。廿四日政知、書を岩松左京大夫に傳へ、其戰功を賞す。十二月廿六日、管領細川持之、將軍の旨を承けて、宮內少輔の軍功を賞す。蓋し岩松は成氏を叛きて、堀越公方に應じたるなり。十二月、上杉教房（中務少輔）等、成氏の軍と太田莊（武州）海老瀨（邑樂郡）に戰うて之に死す。顯定退いて、武州五十子に退く。成氏も亦古河に還る。

顯定平井城を築く

寬正元年十月、將軍書を坂東の將士に賜ひて、成氏追討を催促せらる。文正元

成氏と上杉氏との和議成る

年正月、房顯兵一萬に將として、成氏と對陣す。二月疾んで、五十子の陣營に卒す。年二十二。嗣無きを以て、長尾昌賢、房定の二子顯定を越後より迎へ、配するに房顯の妹を以てし、山内家を繼がしむ。時に顯定、年甫めて十四。平井城(一)を築いて居る。昌賢執事たり。顯定を輔け、四年を歷て、遂に關東諸州を鎭平す。幕府に請うて、顯定を管領に補せしめ、日に内外の事を領す。同族定正、享德中より居を扇ヶ谷に修め、俱に兩管領と稱し、成氏の子政氏を鎌倉に迎へて、威權稍ゝ振ふ。文明三年、成氏兵を發して、伊豆を徇ふ。足利政知拒ぎ戰うて克たず。矢野安藝入道、政知を救ひ、撃つて成氏の兵を破る。時に顯定、宇佐美孝忠の兵五千を遣して、成氏の後路を斷つ。千葉・小山・結城の徒、之が爲めに敗走す。五月、長尾景春、上杉顯定及び定正と與に、來りて古河城を攻む。捍禦勢屈す。六月、成氏、遂に千葉城に走る。明年春、軍を發して、其戍兵を逐ひ、復た古河に還る。

寬正四年、昌賢卒す。昌賢頗る智謀あり。山内の屬皆畏服す。山東の諸士、亦威風を望む。太田道灌謂ふ、山内氏强大と雖も、憚る所は唯昌賢のみ。餘は皆碌々として、數ふるに足らず。關東の將士をして、扇ヶ谷に偃伏せしむる、其れ近きに在らんかと。昌賢の孫は景春なり。而して父景信死するの後、顯定、景茂をして

景信に代りて、家事を執らしむ。景春憤惋す。竊に弑逆を謀り、之を太田道灌に議す。道灌以て顯定に告げ、未だ萠さゞるに鎭せんと欲す。顯定聽かず。文明九年正月、景春兩上杉氏を五十子陣に襲ふ。上杉顯定・憲房・定正、利根川を涉り、退いて上野那波庄に屯す。五月、道灌、五十子に至り、顯定・定正と兵を併せて、景春を鉢形城に攻めんとす。七月、成氏、古河を發して瀧（群馬郡瀧川村）に抵り、鉢形の後援を爲す。是より先、横瀨成繁、成氏に亦降り從ふ。顯定・定政、彼の大兵に敵す可からざるを計り、退いて白井城に屯す。鳥山式部大輔、兵二百五十餘を率ひて、成氏に來會す。尋いで成氏に恨あり、叛して上總に歸る。九月朔日、宇都宮正綱、病んで上野川曲の陣營に卒す。其兵猶留つて川曲に在り。是月太田道灌、陣を片貝（勢多郡桂萱村大字）に移す。十月二日、荒卷を相して陣營の地と爲し、他日地を上野の東邊に略するに備ふ。成氏兵を出して挑戰するあらば、則ち其地勢は以て勝を制するの便あり。景春、道灌の荒卷（勢多郡南橘村大字）に至るを聞き、援を結城・那須・佐々木・横瀨及び近郷の將士等に乞ひ、族爲景と同じく、大兵を率ひて、道灌に迫る。道灌之を避けて、鹽賣原（勢多郡）の險阻に遷りて陣す。景春敢て戰はず。對營數旬。十一月十四日、景春兵を引いて還る。下野・下總等の諸將も、皆各〻散し還る。十二月二十三日、

成氏瀧を發し、二十四日觀音寺を經、廣馬場（群馬郡相馬村大字）に陣す。 二十七日、兩軍會戰を豫期す。 然れども大雪にして、戰ふ能はず。 是夜顯定・憲房、使を遣し、梁田持助に囑して、和を納れしむ。 文明十年正月二日、成氏、顯定・憲房等と和を約し、景春に命じて、兵を徹けしむ。 結城・宇都宮等、各々罷め還る。 道灌は倉賀野を經、川越に還る。

山内上杉氏に長尾昌賢の在りしや、家勢愈々熾盛にして、太田道灌の如きも、之を謀る能はざりき。 昌賢歿せし後、道灌定正を輔け、威名滋々著しく、關東の將士多く定正に服す。 是に由りて顯定、定正と隙あり。 是より先き成氏の勢威關東に熾なるや、兩上杉一致協力、以て之に當れり。 然るに成氏の威令漫く行はれざるに至りて、兩者の間次第に險惡となる。 顯定機に乘じて、道灌を滅さんと欲す。 道灌怒つて山内を滅さんと欲し、將に兵を起さんとす。 定正制して止む。 聽かずして、江戸・河越の二城に據り、隍を浚へ壘を固め、糧を積み兵を蓄ふ。 顯定使を遣して、定正に說いて曰く、兩上杉氏は同出なり。 偕に力を協せ、關東を鎭撫す。 然れども今道灌・意玄（景春）の故を以て、屢々相惡む。 卿道灌を殺し、我亦意玄を戮し、以て骨肉の親をして、永く同盟の好を修め、偕に關東を徇へんと。 定正智淺く量褊

兩公方の衰亡と兩上杉氏

なり。道灌の智勇、能く衆を撫するを嫌ひ、自ら以爲らく、武を關東に布けるは、皆己が力なりと。嘗て道灌を除かんと欲せしが故に、悅びて諾す。文明十六年七月、道灌を定正が糟屋（相摸國大住郡糟屋）に招いて、之を浴室に殺す。顯定特に喜びて曰く、定正術中に陷れるなりと。意玄を殺さず、反つて其謀議を用ふ。定正の兵勢日に衰ふ。

山内顯定は、扇ヶ谷定正を攻めんと欲し、長享元年十二月、太田資康（道灌の子源六郎）を甲斐より召す。國人歸屬するもの多し。二年二月、顯定其子憲房と、兵千餘を率ひて、定正と戰うて克たず。（武州松山の戰か。未攷。）六月顯定等、定正と須賀の原（武藏）に戰ふ。長尾伊玄（景春）直に來りて、顯定の中堅を衝く。顯定敗走す。十一月顯定、定正と復高見原（相摸）に戰うて、之を破る。延德元年（相州兵亂記に長享二年、後太平記に文明十八年に作る。今鎌倉九代後記に從ふ。）二月、定正足利政氏を擁立し、顯定と實卷ヶ原（相摸）に戰ふ。三年四月、堀越公方政知、其子茶々丸の爲めに弑せらる。明應二年十月、定正北條早雲と兵を併せ、高見原に陣す。顯定荒川を隔てゝ相挑む。定正・早雲、水を踰えて赴き戰ふ。戰時に酣ならんとし、定正馬より墮ちて卒す。諸部驚き潰ゆ。朝良、散兵を聚めて歸る。早雲も亦引還る。明應六年九月晦、成氏卒す。永正元年十月、顯實・憲房兵を率ひて、朝良を

武州立河原に撃つて、之に克つ。朝良、河越城を保ち、顯定、白子に屯す。十月顯定・憲房等、河越城を圍む。朝良勢屈して和を乞ふ。顯定圍を解いて、上州に歸る。朝良江戸城に入る。永正四年五月、顯定剃髮して可淳と號す。是より先き足利政氏、高基父子相鬪ふ。乃ち極諫して和睦せしむ。是に至りて鬪諍復た起る。顯定不平なり。髮を削り、以て父子の意を感ぜしむ。六年八月、上杉房能、其家宰長尾爲景と、越中雨溝に戰うて敗死す。翌七年六月、顯定、爲景を越後長森ヶ原に伐ちて、遂に敗死す。憲房逃れて、上野に歸り、平井城を保つ。上杉氏の長臣長尾景春[卽伊玄]叛して、爲景に應じ、兵を沼田に出す。八年古河公方政氏の弟顯實を、顯定の後とし、管領職を襲き、鉢形城に居らしむ。九年六月、長尾景長、鉢形城を攻む。顯長脫して、古河に歸る。景長憲房を迎へて、以て顯定の嗣と爲し、管領と稱し、平井城に居らしむ。大永四年正月、江戸城主上杉朝興、北條氏綱と戰うて敗れ、河越に走る。憲房怒つて、鉢形に抵り、將に兵を起して、江戸城を復せんとす。會〻疾に遭ひ、四月平井城に卒す。其子憲政尙幼なるを以て、足利高基の子憲寬を以て嗣と爲し、管領と稱せり。[大草子・九代後記・野史・上杉略譜・後鑒・松陰夜話・名跡志・地名辭書。]

二 平井城築造は、九代後記に應仁元年、王代一覽に文明八年、國史略に文明十年と

爲す。

兩上杉氏系圖

高藤 右大臣冬嗣孫
清房 藏人出羽守
重房 修理大夫 上杉
頼重 大膳大夫關東下向
女 足利頼氏室
憲房 兵庫頭
重顯 修理大
女 加賀局 憲方猶子
憲顯 安房守
憲藤
朝宗 中務少
氏憲 右衞門佐 禪秀
憲方 伊豫守
朝定 彈正少
顯定 伊豫守式部大
朝顯 八條式部大輔
氏定 彈正少 扇谷
顯實 實古河公方晴氏子
持定 治部少
持朝 修理大號道朝
顯房 彈正少修理大
政眞 修理大
定正
朝良 實朝昌子
朝興 修理大
朝定 五郎
朝昌 刑部少
重能 伊豆守
顯能 修理亮
重兼 左京亮
能俊
能憲 伊豆守重能猶子
憲方 安房守右京亮道合
憲孝
房方

憲定 右京亮 安房守 道基
憲基 安房守
憲實 安房守 實房方男 號長棟
憲忠 龍若丸 右京亮
房顯 實憲忠弟
顯定 民部大 實越後定房次男
顯實 四郎 實古河政氏男
周清
憲房
憲廣 實古河高基男
憲政
龍若
房顯
憲春 刑部大
憲英
憲榮 左近將監 越後守護
房方 實憲方男 越後守護
朝方
房定
定昌
顯定 房顯猶子
憲實 憲基猶子
清方
定顯
重方

第六章　白井の長尾氏

長尾昌賢

長尾は平姓、鎌倉氏の家名に呼べる在名なり。康元々年、景凞白井庄を賜ひ、十一月入部して、白井城を築くと云へど、景凞以前及び其後の系統明確ならず。(一)長尾氏の流分れて四家と爲る。白井・足利・總社・潤窪（うるくぼ）（野州）是なり。

景仲は景守の養子なり。（實は鎌倉長尾新五郎景房の次子なり。）孫四郎又は左衛門尉と稱す。上杉氏の內管領たり。上杉禪秀の亂、持氏に屬して軍功あり。永享の亂、上杉憲實を奉じて、白井に走る。次いで憲實に副となり、持氏を討ず。又上杉性順と與に、一色伊豫守を擊つ。是に於て景仲の威、武・上・相の三國を風靡す。後越後の上杉房定と心を協せて、永壽王を立てんことを、將軍義政に請ひ、遂に許さる。乃ち名を成氏と改め、憲定の子憲忠を管領とす。景仲功を以て執事に補せられ、官祿を給ふ。文安四年、剃髮して昌賢と號す。旣にして成氏、憲忠を誅す。景仲越後より顯定を白井に迎ふ。將軍義政、上杉房顯父子を將とし、景仲を副として、成氏を討たしむ。乃ち攻めて大に成氏を敗る。寛正四年八月二十六日、昌賢卒す。年七十六。月澄院俊叟昌賢と諡す。景仲厚く神祇を崇敬し、深く佛法に歸依す。

長尾伊玄

嘗て白井に雙林寺を建て、月江和尚を迎ふ。又江ノ島辨財天を澁川の眞光寺に勸請す。常に學を好み、藤原清範を京師より招き、城内に聖堂を建て、家臣を聚めて講を聽かしむ。其行ひ履む所、仁義禮智信を旨とす。太田道灌の如きも、景仲に一籌を輸せりと云ふ。昌賢の塑像、今白郷井村雙林寺に存す。景仲の子景信、左衛門尉と稱す。父と與に山内上杉氏に仕ふ。文明五年六月廿三日卒す。年六十一。法性院玉泉宗德と謚す。

景春は景信の長子なり。四郎左衛門尉と稱す。父死して後、上杉顯定、總社長尾景茂（一に忠景に作る、景仲の次男。）をして、昌賢に代つて、家事を執らしむ。景春憤惋す。文明九年正月、叛を謀り、鉢形城に移つて、兩杉氏を五十子の陣に襲うて、之を破る。其後景春、屢、兩杉氏と戰ふ。成氏援を爲して、兵を出す。越後の長尾爲景も、亦來つて景春を援け、兩軍互に勝敗あり。十年、兩軍成を行ひ、景春薙髪して伊玄（又は意玄）と號す。永正六年、越後の爲景叛して、上杉房能を弑す。顯定、爲景を征せんとして、鉢形城を發し、上州石白（利根郡相俣の邊か）の泉福寺を經て、越後に抵る。夏顯定戰死し、憲房退いて白井城を保つ。伊玄叛して、爲景に應じ、兵を率ひて、沼田莊に次す。伊玄嘗て謂ふ、若し敵境に入り、商賈逃散せば、將卒便用する能はず。然れども世

長尾景英
同　景誠
長屋憲景

亂戰まざれば益無し。錢帛豐饒の世、盈虧長久の策あるなり。乃ち一百錢を割いて、九十六と作し、其四を缺いで以て便にす可しと。後世關東首として九六の法を用ふるは、蓋し此に剏る。晩年上杉憲政、寖く政に倦み、武を怠る。伊玄之を諫めて、修正する所多し。又上杉朝定と和し、國內に令して、奢侈を禁じ武を講ずる等、見る可きもの少しとせず。永正十一年八月廿四日卒す。年七十二。凉峰院大雄伊玄と謚す。

伊玄の子景英、左衞門尉と稱す。家を繼いで、白井城に居り、古河公方成氏に仕ふ。大永七年十二月五日卒す。年四十九。洞然院明岩宗哲と謚す。其子景誠繼ぐ。翌年正月廿四日卒す。年二十三。輝雲院明室正光と謚す。景誠子なきを以て、惣社長尾顯忠の嫡男、左衞門尉憲景（入道して一井齋と號す。）其嗣と爲る。白井城に居て、上杉氏の股肱たり。威權衆に超ゆ。長野業政と與に、憲政を扶く。嬖幸權を弄するに逮び、竟に疎斥せらる。天文二十年、憲政平井城を退去して、上越の境に抵る。上杉氏の舊臣之を擁護す。乃ち越後の長尾謙信の援を需む。謙信、憲政を越後に迎ふ。永祿三年、謙信沼田城を攻めて、之を拔く。憲景も亦勇戰す。四年謙信、小田原を攻む。憲景疾みて、從ふ能はず。其子憲春をして、之に代り之が

しむ。永祿五年、謙信私市城（武藏）を攻む。憲景先登して功あり。元龜三年八月、武田信玄、白井領に亂入し、岩井堂（吾妻郡）の館を拔き、小野子庄を攻めて、村邑を燒く。又横川に寄居を築き、柏原の館を燒き、伊香保の北に寄居を營み、瀧川を燒いて、東上州に向ふ。九月下旬、武田勝賴白井城を攻む。憲景克つ能はず、白井を退いて、不動山（東上州）の館に入る。天正元年三月、謙信、沼田・厩橋の軍をして、白井を攻め、武田の城番を討つて之を拔く。憲景乃ち白井に還る。六年謙信、越後に卒す。七年、勝賴、上杉景勝と媾和す。是に於て信州は景勝に、上州は勝賴に屬す。憲景遂に武田氏に從ふ。而して上州の諸士、或は北條氏に降り、或は武田氏に款を納れ、向背一ならず。伊香保の木暮祐利（下總守）は、憲景に從ふ。十年三月武田氏亡び、憲景瀧川一益に屬す。一益、上野を去るに及び、好を北條氏に通ず。六月下旬、憲景の臣牧和泉守・津久田・猫の砦に據り、其子彌六郎樽砦に據り、之に抗す。沼田の矢澤賴綱來り攻む。和泉守等敗れて、南雲の澤邊を經て遁る。天正十一年四月四日卒す。年七十五。雲林院梁雄玄棟と謚す。

憲景の長子憲春早世し、次子輝景多病にして蟄居し、第三子政景、北條氏に質たり。父沒するの後、政景家を嗣ぎ、天正十三年、始めて白井に入部す。其臣牧彈正

和泉守の子弟か。大室の館に、杢和泉牧和泉守同人か。毒島に據りて省せず。政景放鷹に托して、彼館に至り、之を誅す。十八年豐臣秀吉、小田原城を攻む。政景氏政の命を受け、白井城を固守す。四月前田利家・上杉景勝の軍來り攻む。政景其敵する能はざるを知り、出て降る。是に於て白井長尾氏遂に亡ぶ。昌賢影像記・野史・人物志・名跡志・地名辭書・上毛及上毛人。

(一)昌賢影像記に據れば、村岡忠通の三男景村を祖とし、其五世の孫を景熙とし、景熙五世の孫は景守にして、景守の子景仲、卽ち入道昌賢とす。然るに野史は北越軍談及び長尾系圖に據りて、鎌倉權五郎景政の裔景弘を祖とし、其六世孫を敏景とし、敏景の孫景忠、景忠の子を景仲とす。而して景仲の子景信、卽ち昌賢とす。類從本長尾系譜には、景爲ありて、前記景熙に相當し、景爲の二子景忠・景春とす。長尾氏の系統頗る疑惑ありて、今考訂するに難し。

第七章　上杉氏の滅亡

扇ヶ谷の末路

永正十五年四月、扇ヶ谷朝良卒す。其子藤王丸尙幼なり。一族朝興代つて軍國の事を領す。北條氏綱來つて江戶を攻圍す。朝興河越城に走る。享祿三年夏、朝興前恥を雪がんと欲し、兵を府中に出す。北條氏康と多摩川端小澤原に戰ふ。氏康善く兵をして、進退度あらしめ、更に一敗莫し。朝興遂に敗走す。天文六年四月疾んで卒す。子朝定時に十三。叔父朝成（或は朝貫に作る。）及び族臣、遺命に因りて神大寺城を築き、將に小田原を謀らんとす。氏綱兵七千を率ひて、河越の北三木に次し、相持する五日。朝定・朝成等、武・上二州の兵二千を率ひ、迎へ戰うて刻を移す。朝成の馬跳つて深く敵陣に入り、竟に檎に就く。士卒騷亂して、朝定も亦敗績す。河越を棄てゝ、松山城に走り、難波田彈正に憑る。彈正節義を守り、兵を驅りて進み戰ひ、河越城を復せんと欲す。氏綱進んで、松山城を攻む。彈正父子兵を督して、力鬪利あらず。氏綱郭を燒いて去る。七年七月、朝定・氏綱・氏康と河越に衡抗し、軍潰え、家勢大に衰ふ。十二年九月、また河越城を圍み明年四月二十日に及ぶ。氏康夜擊ち、兩上杉氏大に敗績す。朝定亂兵に擊たれて死す。

上杉憲政の失政

山内憲房死するや、養子憲寛（古河公方高基の子）管領と稱す。部下雄を爭うて和せず。享祿三年、管領を憲房の子憲政に讓る。憲政時に甫めて八歲なり。平井城に居る。憲政幼にして怙恃を喪ひ、放縱不仁にして、侈を極め、飮醼色を好み、佞邪路に當り、賢良野に匿る。是歲北條氏康、出でゝ府中（武藏）に屯す。憲政軍旅整はず、每戰利を失ふ。將士多く死亡し、或は逃匿し、勢日に衰耗す。而して嬖倖菅野憲賴（或は信方に作る。）上原兵庫、家事を執り、盡く舊規を廢し、驕奢日に熾に、上下否塞し、賞罰度無し。諸士逸樂して、國人矛楯す。二嬖氏康を輕侮し、憲政も亦以て意とせず。長尾伊玄屢〻若諫せしも、阿諛して謂ふ、伊玄耄せりと。是時に當り、越後長尾の一族及び長野・小幡・白倉黨・結城・千葉・太田三樂等、各〻割據して、上杉氏を援く。伊玄の子景英、（一に景盛に作る。）事を執ると雖も、白井に退去す。景英乃ち長野業政と議し、謀を猪股則賴・本間近江の二人に授け、偕に信義を守らしめ、陽に憲政の旨に忤ふと稱し、出て小田原に奔り、大道寺重興に因りて、氏康に仕へしむ。三年にして、內外の諸事を聞見し、報して曰く、兩杉氏の屬下、款を氏康に送る者、殆ど百餘人。早雲嘗て遺囑して云ふ、上杉氏の衰弊を候ふは、我に利あらずして、彼に慶となすと。是故に氏康、衆を待つに禮を以てし、慈仁人を愛し、勇者を擇びて之を祿し、賞を厚うし刑を

薄くす。士卒忠を勵み節を守り、令せずと雖も諍ふ者なく、命令嚴肅にして、敢て犯す者莫しと。伊玄以て憲政を諫む。庶子弟を擇びて、之に祿仕せしめ、法三章を約して曰く、宜しく器仗を嗜み、用を缺く勿るべし。饗賓の禮、當に貝を限るべし。衣服の制、細布を用ふべしと。是に於て家風頗る整ふ。未だ幾くならずして、嬖倖讒を構へ、稍〻伊玄を疎んじ、弊風復盛に、濫行度亡し。伊玄、上杉氏の振はず、終に北條氏の奴と爲らんを察し、屢〻諫めて、小田原を伐たんことを請ふ。而して納れず。

天文七年、北條氏綱・氏康、豆相の兵を率ひて、河越城を攻めて、之を拔く。憲政及び朝定、兵禍の咽喉に逼れるを以て、遽に兵を管下に募り、師八萬を帥ひて、入間の邊、柏原に次す。七月十五日の夜氏康歩騎一萬を發して、急に柏原の營を襲ひ、接戰二刻許にして、斬獲八千餘人。憲政・朝定敗績す。是敗や、國人由良氏貳を懷きて、内變せしより起ると云ふ。大石・白倉・小幡・藤田・貝田・萩谷等、皆小田原に降る。是より先き猪股則頼、憲政の命を受けて、沼田城を守る。數〻憲政を諫めしも、聽かれず。遂に嬖臣の言を信じて、則頼を鴆殺す。河越の敗るゝや、嬖倖先を爭うて遁れ去る。本間近江、死を決して一歩も退かず、大道寺重興と槍を接し、之が爲め

に斬らる。

河越の後役

十二年九月、憲政・朝定、大擧して河越城を圍む。守將北條綱成、急を小田原に告ぐ。憲政、陣を砂窪に布く。十月古河晴氏、兵を率ひて河越に抵り、上杉氏を援く。十三年春、氏康兵八千を率ひて抵り、二十日、夜陰に乘じて砂窪の陣を襲ふ。憲政敗れて、平井に走る。綱成出でて晴氏の營を斫つ。諸部悉く敗績す。倉(一)賀野行政・小野播磨守・本間近江守等之に死す。關東の諸將士、多く氏康に屬す。太田三樂、岩槻城に在りて、憲政に左袒し、屢、兵を江戸・河越に出して、小田原の戍兵と挑戰す。成田・由良・長尾・深谷・安中・長野・山上・和田・倉賀野等の兵も、亦各城塞に據り、謀を通じて應援す。

碓氷峠の戰

敗軍の後、憲政平井に返る。城中氏康の武威を畏怖し、假にも小田原を伐つを謂はず。二嬖憲政を勸め、甲斐を討つて、我勢の皇張を示し、以て氏康の歸化すべきを曰ふ。長野業政諫めて曰く、是れ謂ふ所の無名の師なり。頃年我が武衰頽し、衆各、疑懼を懷き、中心輯和せず。河越の敗、天運と曰ふと雖も、實に謀略の淺陋に因る。我が怨讐と爲す者は、特り氏康のみ。宜しく小田原を征するを先務と爲すべし。今先路を措いて、無辜を侵伐するは、不義の擧なり。我は與せずと。

袂を拂うて起つ。憂倖強いて憲政に請ふ。乃ち圖を拈りて隊伍を定め、倉賀野を以て先鋒と爲す。金井秀景及び監軍上田政廣・萩谷加賀守・深谷左兵衞尉・木部宮内少輔・白倉(二)・安中・和田・後閑・大戸・三倉・大胡・山上・尻高(三)等の騎兵二萬。天文十五年、碓氷峠に到る。武田晴信、板垣信方をして、之を中途に邀へ撃たしむ。小山田信茂等副軍と爲りて、嶺上に抵る。秀景等嶺上に備へ、前隊嶺を踰えて屯す。甲兵い至るを望み、遽に將に旗を整へんとす。甲兵喊を發し、鼓を鳴らして進みしが、矢に接して卻く。秀景が前軍、坂を降りて追尾す。信方返して戰ひ、秀景が軍遂に潰ゆ。死する者千二百餘。信玄疾を力めて輕井澤に到る。眞田幸隆等も、亦信濃より來會し、師進んで嶺頭に到りて接戰す。秀景等の兵振はず、甲斐の軍掩擊して、東軍終に敗走す。死傷する者四千二百餘、甲軍二千百四十三人、晴信凱旋す。

天文二十年春、北條氏康は其族綱成を先隊と爲し、二萬を帥ひて、武・上の國境神流川に屯す。三梨・業政等之を中途に阻撓す。三月十日接戰し、三梨利を得、相軍色撓く。氏康自ら麾を揮ひ、陣頭に進む。諸部機を得て奮鬪す。上杉方にては、初より兩端を持する者、是に於て瓦解し、軍終に潰ゆ。退いて平井を保つ。七月

氏康の勢稍盛張し、兵を擁して將に平井を攻めんとす。憲政大に愕き、人を遣し、計を三樂に問ふ。三樂答へて曰く、古より巨室の傾くは、智力も之を扶くる能はず。今臣が鑒を以てすれば、則ち麾下の將士能く氏康に敵する者千之一と雖も得る無く、叛者益々多からん。他の謀議を棄てゝ、北越謙信に頼むに如く莫し。謙信勇且つ義あり。彼にして天命を保たば、四海を擧ぐるを得ん事必せり。彼如し應諾せば、臣等南北謀を合して、氏康をして屈撓掌中に在らしめん。惟懷ふ、臣若し步騎一萬を得ば、奚ぞ爲めに北越を說かん。今數を盡すも、三千に過ぎずして、如何ともする無きのみと。使者反命し、日夜評議す。衆皆落膽して、依違果てず。巷說且起り、四民騷擾し、擧げて危懼を懷く。諸士も亦憤怨命に戾る。或は謂ふ、兵起りて菅野の第を襲ひ、上原光定・菅野憲頼も亦遁れ去ると。老稚阡に奔り、婦女陌に泣く。憲政遽に軍を促せしに、見兵五百に過ぎず。益々僉惶して謂ふ、岩槻に走らんか、箕輪に犇らんか。兩端を苦慮し、竟に夜に乘じ、左右百許人と途に出づ。而して憲勝をして、岩槻に赴き、三樂に憑らしむ。自ら猿坂を經て、佐原に抵り、龍峰寺城(山岡外記の據る所)に入る。長尾主計頭を越後に遣し、管領職及び統下の諸國を謙信に讓與せん事を懇に請はしむ。謙信乃ち諸老と議し、憲政を佐原よ

り迎へて、春日山に入らしめ、禮を厚うして饗待す。憲政、管領職及び錦旗・綸旨・系圖・幕等を謙信に讓り、約して猶子と爲す。是に於て長尾氏、改めて上杉氏と稱す。

憲政平井を去るや、其子龍若丸を乳媼に托す。旗馬方新介・九里采女、平井城を守る。采女人を遣し、長尾憲景に憑る。十月憲景、兵三千を督して城に入り、壁隍を繕補し、士馬を調練し、以て部署を定む。憲景留り衞ること、明年正月に及ぶ。新介・采女の暴横を惡み、我城に歸る。是に於て、城中相繼いで脫去する者多し。會、氏康偏將をして、來り攻めしむ。新介・采女、濳に龍若を民舍に匿し、籃輿して小田原に送らしめ、城を以て降る。氏康、龍若を相撲に送り、之を斬らしめ、采女・新介等の不忠を惡み、新介・弟長三郎・采女等八人を縊殺し、悉く之を一色松原に梟す。憲政は越後に在りしが、謙信の卒後、嗣子景虎、景勝と墻に相鬩ぐ。景虎走つて憲政の館に入る。景勝の兵來り圍む。憲政出でゝ、之を和解せんと欲し、會、銃丸に中りて卒す。時に天正七年三月十六日なり（關東古戰錄・松陰夜話・異本小田原記・九代後記・野史・人物志・地名辭書・名跡志・上毛及上毛人。）

（一）行政は、行信の子にして三河守と稱す。倉賀野城に居る。行政戰死して、子無し。倉賀野黨の金井景秀・福田伊賀守・須賀佐渡守・富田伊勢守・須田大隅守・田沼庄左

衞門等十六騎、倶に城を衞る。

(二)白倉氏は、上杉氏四老の一人なり。又上州八將の一とす。白倉五左衞門は、關東に聞えたる手練の武士にして、此戰に板垣信方の馬を射る。白倉氏の居は甘樂郡に在り。

(三)尻高右京亮は、尻高村（今吾妻郡高山村大字高）の人、上杉氏の家人たり。後甲州に降る。

第八章　萬里堯惠道興宗祇宗長と上野

應仁以後、天下大に亂る。京師は兵亂の衢と爲り、大小名皆國に還つて、其領土を封鎖す。此際に當りて、各地を旅行せんとするは、殆ど不可能事に屬す。而かも只禪僧のみ、軍陣の間を安全に往來するを得しは、眞に奇蹟とも謂ひつ可きか。是れ當時武人に宗教心の横溢せるを知る可く、又一に武人禪僧の間に通へる所の、文雅の一脈あるを見るに足らん。文明の頃、殆ど同時に萬里・堯惠・道興の三僧あつて、京師より發程して、遠く關東に錫を飛はし、我上州にも足を入れて、其遺編の今日に傳はるを得るは、寔に尊重す可きの史料と爲す。萬里、名は集九、一に阿九に作る。梅菴と號し、別に梅花道人・漆桶道人の號あり。萬里は其字なり。京師相國寺に入つて、大圭宗价禪師に師事し、寺中の雲頂院に住す。應仁の初、亂を避けて尾・濃の間に浪遊し、文明十七乙巳年、江戸に入り、太田道灌の亭に留まり、詩文を以て獻酬す。後美濃に歸り、草庵を結びて幽棲す。寂年月詳ならず。其著梅花無盡藏に據れば、長享二年九月二十六日、武藏平澤の旅房を出でて、鉢形に抵る。當時

平澤は太田源六資康の軍せし所。鉢形城は關東管領上杉顯定の戍る所なり。二十七日鉢形を出でて、上野の角淵（那波郡に屬し、玉村驛の南半里、烏川の岸に位す。俗に藤木渡と云ふ。近世は專ら新町河岸と呼ぶ。）に赴く。

鉢形城壁鳥難レ窺。地軸撃來萬仭欹。三四渡レ河臨二上野一。民盧太半棘爲レ籬（まがき）。

廿八日、角淵の晨炊を喫して、白井に赴く。途中一村を隔てゝ、馬上に上野の惣社を望拜し、黑髮山（上野の日光山或は黑髮山と號す。）及び五老峰（上野の赤城山に五老峰あり。）を見る。路を抂けて、吾妻河を渡る。危橋あり。（舟を編みて橋と爲す。）目今杢（くも）と曰ふ。（今杢と書す。）白井城中を歷觀し、遂に四詩を作る。

惣社久聞今始看。數株老樹斧屠殘。神猶獻得二刺君壽一。亂後村肥牛臥レ欄。

上野之白井城亦管領顯定所レ守也。古惣社。

黑髮山西五老峯。若レ成二六容一寄二吾蹤一。征鞍漸隔暮鴉見。烟色幾重雲幾重。

抂レ路相尋六里遙。吾妻渡レ馬目之橋。浪痕吹處有二輕石一。千尺斷岩風鵂飄。

目之橋在二吾妻河一。其下流名二利根一。地有二輕石一。又時見レ鶴。古目之橋

屋如二京洛一地如レ槃。遺恨今無冬牡丹。旅底聊掛盃味薄。洞宗禪不レ及二相看一。

白井城下有二洞宗精舍一。脚力倦、不レ及二扣レ之抹過一。

二十九日、白井を去つて、沼田に赴く。途中小山中を過ぐ。紫に美菜あり。

過白井城叉脚酸。纔登叉下暮雲端。蕨盤蔓草有風味。放筯自慙忘路難。

九月晦日午後、沼田館に入り、鍛屋に宿す。

自江戸至沼田城。三百里程如踏荊。卸笠鍛廬先借宿。不知明日雨耶晴。

便面　沼田之俗需之。

草如武野露非輕。月只洞底峯亦明。誰謂三千餘里隔。雨邦風景一時并。

扇面有支那扶桑之景。兩邦蓋三千八百里。

小春日に沼田を出でて、上野の相間田今利根郡新治村大字相俣に宿す。太半は山路なり。逆旅の亭主醉中に發狂し、其妻を打著す。時に暴雨俄に降り、旅屋床々漏を漏す。

歩々攀高脚底危。雨聲十月忽西來。硯盛漏屋聊磨墨。數字改殘前日詩。

是より三國嶺を超えて、信州上田に抵り、越後に入れり。

堯恵は法印堯孝の門なり。夙に和歌を學び、此道に通じて、古今傳授に至る。古今血脈抄・古今抄延等の著あり。文明十七年の秋、北國を指して巡錫の途に上れり。此時の紀を北國紀行と云ふ。其上野を過ぎし時の文に曰く、

明くれば越後の府中に赴きて、旅情を慰むる事數日になりぬ。八月の末には

又旅立。柏崎と云へる所まで夕こえ侍るに、村雨そゝぎぬ。

梢もる露は聞ともかしは崎下はに遠き秋のむらさめ

かくて重（かさな）れる山連なれる道を過行程、曠絕無人とも云ふべし。越後・信濃・上野の界、三國峠と云へるを越て侍るに、諏訪のふしおがみあり。

諏訪の海に幣（ぬさ）とちらさば三國山よその紅葉も神や惜まむ。

重陽の日、上州白井と云所に移りぬ。則藤戸部定昌〔〇上杉民部大輔〕旅思の哀憐をほどこさる。十三夜には一續侍しに、寄月神祇

こえぬべき千とせの坂の東なる道守る神も月やめつ覽

是より棧路を傳ひて、草津の溫泉に二七日計り入て、詞もつゞかぬ愚作などし、鎮守の明神に奉りし。又山中をへて、伊香保の出湯に移りぬ。雲をふむかと覺る所より、淺間嶽の雲いたゞき白くつもり、初てそれより下は霞のうすく匂へるがごとし。

半はよりにほふかうへの初雪をあさまの嶽の麓にそ見る。

一七日いかほに侍りしに、出湯の上なる千歲の道を遙々とよぢ上りて、大なる原あり。其一かたに聳えたる高峰あり。ぬの岳。〔〇掃部ヶ嶽なるか〕と云ふ。麓に涿

水あり。是をいかほの沼と云へり。いかにしてと侍る往躅を尋ねて分け登るに「唐衣かくる伊香保の沼水にけふは玉ぬくあやめをぞひく」と侍りし京極黄門の風姿、誠に妙なり。枯たるあやめのね霜を帶びたるに交れる杜若のくきなどまで、昔むつまじく覺えたり。

種しあらばいかほの沼の杜若かけし衣のゆかりともなれ

神無月廿日あまりに、彼國府長野の陣所（此時箕輪城主長野氏國府に陣せしと見えたり。）に至る事、晴時になれり。此野は秋の霜を爭ひし戰場、未だ拂はずして、軍兵野にみてり。枯たる萩われもかうなどを引き結びて、夜を重ぬ。定昌の指南に依りて、藤原顯定（關東管領）の旅哀の心ありて、旅宿を東陣に移されし後は、嚴霜もをだやかなり。平顯忠（長尾修理亮）陣所にて會。羈中雲、

むさし野や何の草ばにかゝれとてみはうき雲の行末の空

十一月五日には、佐野舟橋にいたりぬ。藤原忠信をしるべとせり。彼所を見るに、西の方に一筋平なる岡あり。うへに白雲山並に荒舟御社の山有。其北に淺間の嶽崔嵬たり。舟橋は昔の東西の岸とおぼしき間、田面はるかに平々たり。兩岸に二所の長者ありしとなり。此あたりの老人出て、昔の跡を敎ふ。

るに、水も無く細き江のかたち有て、二三尺計なる石をうち渡せり。かれたる原に見わたされて、そこと思へる所なし。

　跡もなくく昔をつなく舟橋はたゝことのはのさのゝ冬原

十二月の中ばに、武藏の國へ移りぬ。

同十九年の條に曰く

九月十三日夜、白井戸部亭にて松間月、

　すみまさる程をもみよと松のはの數あらはなる峰の月影

九月盡に、長野陣所小野景賴が許にて、暮秋時雨、

　誰袖の秋のわかれのくしのはの黑髮山ぞまなくしぐるゝ

十一月の末に、上野の界近き越後の山中石白（上杉相摸守房定、于時法名常泰旅所、）と云ふ所へ源房政にたぐへて、歸路を催すべきよし侍りしかば、白井の人々餞別せしに、山路雪、

　かへるとも君がしほりに東路の山重なれる雪やわけまし

廿七日。山雪に向ひて、朝立侍。利根川を遙にみ侍りて、

　ふりつみし雪の光やさそふらん浪よりあくる天のとね川

明れば三國山を越侍るとて、木曾路の空も此重なれる嶺よりつゞき侍らむと覺えて、云々。

道興准后と上野

道興は關白近衞房嗣の第三子なり。幼にして出家し、顯密の兩教に該通す。聖護院の第二十四世と爲り、後園城寺長吏・三山檢校と爲り、大僧正に昇り、准三后と爲る。寶徳三年職を辭し、爾來風月を友とし、詩歌を樂む。文明十八年、東國に旅行し、其見聞したる所を記して、廻國雜記と曰ふ。大永七年寂す。壽九十八。今、廻國雜記より、上野を遊歷したる記事を抄すれば、左の如し。

七月十五日。越後の國府に下着。上杉兼てより、長松寺の塔頭貞操軒と云へる庵を點じて、宿坊に申つけ、相模守路次まで迎に來たり。七日迄逗留。

これよりくつぬぎと云へる里を過侍るとて、

我もまたあしをやすめて立ぞよる水かふ駒の沓ぬぎの里

ふくろふ村〔利根郡新治村大字吹路〕と云へる里にてねざめに思ひつゞけゝる。

此里のあるじがほにも名のる也深き梢のふくろふの聲

おひまた村〔利根郡新治村大字相俣〕・湯の原・池の原など云ふ所を分行き侍らけるに、道の邊りの尾花を眺めやりて、

すむ水はありとも見えぬ池の原尾花さはぎて高き波哉

此原を打過て、薙刀坂（○今中山峠と云ふ。吾妻郡高山村大字中山）と云へる所を越侍るとて、又ある同行に云ひかけ遣しける俳諧歌、

杖をだにおもしといとふ山越て薙刀坂を手ぶりにぞ行

上野國大藏坊（○群馬郡國府村大字國分）といへる山伏の坊に、十日餘り留まりて、同國杉本（○此項の末に述べたれば參照すべし。）と云ふ山伏の所へ移りける。道に烏川と云へる川に、鵜烏など相交りて侍りけるを見て、又俳諧、

とりもえぬ魚の心を恥もせでうのまねしたる烏川かな

大(だい)が松と云へる所（○碓氷郡豐岡村）を過侍るとて、

名のみして宮木にもるゝ大が松ひく人なしに年やへぬ覽

この所より信濃の淺間の嶽、近々と見え侍ると聞しにも過て、其風情すぐれ侍りき。

今はよに烟をたえてしなのなる淺間の嶽は名のみ立けり

杉本に十日許り逗留し侍りき。八月十五夜、淡雨茫々として、いとゞ旅店の物うさも一入の心地して、

身こそかく旅の衣に朽はてめ月さへ名をもやつす雨哉

この坊を立て、宮の市、〇一宮のことか せしもの原、〇北甘樂郡富岡町に瀨下町の名遺る。しほ川、〇多野郡吉井村大字鹽川 白石、〇多野郡平井村大字白石 いたづら野、〇多野郡平井村板倉 鮎川、髮長川、〇神流川の事なり。など樣々の名所を行々て、おじまの原〇武藏國兒玉郡旭村大字小島 といへる所に休みてよめる、

けふ爰におしまか原をきてとへばわが松島は程ぞ遥けき

右の文中に見えたる杉本坊は後に櫻本坊と更め、杉本坊を藤岡町の南本郷村に移して二箇寺と爲す。櫻本坊即ち舊杉本坊の舊跡は、今多野郡藤岡町の古櫻町廣瀨氏の邸なり云々と、南毛名迹（上毛及上毛人所載）に述べたれど、地理適はず。道興は國分の大藏坊を立ちて、豐岡の大松を見て一宮に參拜し、それより本庄に向ひしものと推考す。

宗祇は、飯尾氏。自然齋・見外齋・種玉庵等の號あり。紀の伎樂師の子にして、少より律僧と爲る。性和歌を好み、猪苗代兼載及び東常緣に就いて和歌を學び、遂に連歌を以て天下第一と稱せらる。蓋し連歌の起るや久しく特り宗祇に及び大に隆興し、海内風靡して崇尙す。天子始めて花下の號を賜ふ。性寄旅を好み、四方に羈遊して、定居なし。文龜二年七月晦日、函根湯本の逆旅に歿す。年八十

二。著す所、筑波集・吾妻問答・筑紫道記等あり。宗祇終焉記は、門人（花本二世）宗長の記す所なり。其中に見えたるを摘記せば、文龜元年、宗長上野を經て、九月朔日、越後の國府に至る。こゝにて羇に滯留の宗祇に會す。宗長病ありて滯留久しきに度る。翌年二月末思ひ立ち、草津の湯に浴して、駿河に歸らんとす。宗祇も今一たび富士を見て、美濃に歸らんとし、相伴うて信濃を經、廿六日草津に着す。夫より宗祇は、伊香保湯は中風に適すと聞き、赴き浴せしが、茲にて病を發し、五月の短夜をしも明かし詫ぬるにや、

いかにせん夕告鳥のしたりをに聲恨むよの老のねざめを　宗祇

斯くて武州入間川の邊上戸は、山内の陣所なりけるに、廿餘日を寄寓し、千句の連歌あり。河野に移りて十餘日、七月初、江戸の館に至る。宗祇死期將に近きにあらんとす。而かも猶屈せずして、連歌にも會し、氣力を復せしが、鎌倉近き處にて、廿四日より千句の連歌ありて、廿六日に了す。廿九日に爰を立ちて病差發り翌日死す。

宗長は柴屋軒と號す。字は久菴。駿州島田驛の鍛工の子なり。幼にして慧敏なり。國守今川義忠、其才を愛し、召して近侍せしむ。十八歳の時、驛中に草菴

宗長と上野

を結び居る。後一休に參禪す。明應中、宗祇新筑波集を撰するに當り、宗長の句二十八首を收む。永正元年、今川氏の被官齋藤安元の勸を以て、泉谷に徙り、自ら柴屋軒と號す。今川氏厚く之を遇す。六年七月、白川の故關に遊び、東路の津登を著す。其上野に關する所を抄記すれば、

八月十五日、氏宗、(武藏勝沼の領主三田彈正忠氏宗、)同じく息政定、これかれ駒うち並べ、武藏野の萩薄の中を過行がてに、長尾孫太郎方の館、鉢形といふ處に着ぬ。政定、馬上ながら口すさびに、

むさし野の露のかぎりは分もみつ秋の風をばしら川の關

この頃越後の國鉾楯により、武藏・上野の侍、進發の事有て、いづこも靜ならざりしかば、ひと夜有て、翌日たけて、長井の誰やらんの宿所へと送らる。夜に入て著きぬ。明る朝、利根川の舟渡りをして、上野國新田の庄に、禮部尙純の(岩松氏の事なり。)隱遁ありて、今は靜喜かの閑居に、五六日連歌度々におよべり。

露分て袖にみるべき野山かな

かれより度々の便につきて、白川のおらましも、思ひ立ぬる心ばかりなるべし。又靜喜の發句に、

朝ぎりもしらでまたぬる小萩かな

萩の發句には、かばかりの風情耳なれ侍らず。若紫の巻にや、かゝる朝霧をしらではぬるものかなと、小萩によりなされぬる。其興淺からずぞ。二日ばかり、終日閑談、忘れがたき事のみ成べし。岩松の道場にして所望、

花ぞくまもとあらの萩の月の庭

祖光とて知音の隱者、其草菴に一宿して、一折催しありしかど、白川よりの歸路にとて、發句ばかり、

風にみよ葉にしたがへる萩の露

小庵のさま成べし。靜喜より若殿原相そへられて、下野の佐野と云ふ所へ出たち、足利の學校に立寄侍れば、孔子・子路・顏回この肖像をかけて、諸國の學徒かうべを傾けて、日ぐらし居たる躰は、かしこく且はあはれに見侍り。

(中略)

新田庄に大澤下總守宿所にして、草津湯治のまかなひなどに、六七日になりぬ。靜喜にて、又連歌あり。

かり衣きりやふきほす伊香保風

かり哀いかほと云ふ枕詞に、旅の心をそへ侍るばかりなり。静州發向の心あてのよし有しかば、彼靜謐の心も有べし。又さしむかひ、二りして五十句づつ百韻あり。

植てみぬ秋も有きや花すゝき　　靜喜

風も露けき庭の虫の音　　宗長

龍光寺とて、高野にも隱家有て、上下には駿河の國にてあひ見し人興行、門前めぐり深山のやうに植木しわたして、此頃新造なり。

雲霧も世をへん横の林かな

草津二日路計隔て、大胡上總介館有。一宿して連歌あり。

霜の後つむ日を菊に宿の松

桂月四日なれば、つむ日を待心によそへ侍る計なり。こゝより野山を通て、青柳といふ里有。春ならましかばとぞ覺えし。此あたりにて伊香保のあらし時雨きて、まさ方もなかりしに、荒蒔和泉入道（吾妻郡荒牧村に住し桐生に移り、吉田職兼に從ひ式部大輔見えたり。）宿所よりとて、立寄べきよしあり。しばし有て夕日晴やかにさし來りしに、ふとおかびえ侍りしかば、

やどれとて時雨し秋の夕日かな

同行の衆あるじ七八人して、夜に入つて懐紙を折て、おもて計の事成べし。宗祇周防の國より太宰府へ相伴ひて、長門の國の山路を越侍し。神無月のはじめ也。けふのごとくにうち時雨しに、ある人の宿所に雨やどりして侍し會に、

宗祇

をくりきてとう宿すぐる時雨かな

此折の事まで思ひ出られて、面白かりし夕ぞかし。濱河といふ所〇今群馬郡長野村の大字の宿所に松田加賀守、法躰して宗繁、この十年餘り此方いひかはし侍り、八九年のさきのとし、宗祇此道に相伴ひしに、信濃路より例ならざりしに、此宿所にて、廿日あまり逗留、懇切のみ忘がたき事なるべし。一兩日有て、重陽興行、

けさ幾重にゐわた白き宿の菊

折ふし家新造也。且は此度立よるべきたゞ、兼て音信けるにやと見え侍る。聊か其心も有べし。大戸といふ所、浦野三河守宿所に一宿して、九月十二日に、草津へ着ぬ。同行あまたありしまで、馬人數多く、懇切の送りども成べし。廿一日、草津より大戸へ歸り出侍りぬ。兼約とて一座興行。

時雨かは紅葉の中の山めぐり

昨日けふ、わけ出侍る山中、前後左右の紅葉の秋の興計なるべし。

可諄〔上杉顯定〕九月廿五日、大守佳例の法樂連歌、依田中務少輔光幸宿にして、

　菊さきてあらそふ秋の花もなし

則懷紙を越後の陣へとなん。濱川竝松別當にして、

　急かへぬ松はくれ行秋もなし

其日九月盡なるべし。神無月朔日になりぬ。又發句、

此別當、俗長野、姓石上也。竝松上野國多胡郡辨官符碑文、銘曰太政官二品穗積親王、左大臣正二位石上尊。此文系圖有。布留社あり。

　ひの光やふしわかねは石上ふりにし里に花咲にけり　布留今道

當月巽名小春によそへて、過にし花の春にやと申計なり。

享祿五年三月十六日〔國史實錄に大永五年十二月、又六年に作る。〕宗長歿す。年八十五。

業政以前の長野氏

第九章　長野氏の興亡

群馬郡箕輪城主長野氏は、在原業平の裔として知らる。長野氏系圖に、業平上野介に任ぜられしよし見えたれど、何等根據あるに非ず。又業平の五男左衛門大夫業重、上野國司に任ぜられ、吾妻郡長野原に住し、因つて以て氏となすの說あるも、亦信ずるに足らず。東鑑に、箕輪太郎師政あり。名跡考に、其父左近大夫は長野氏の祖なるべしと云へり。要するに、其古系は明瞭ならず。業平二十八世の孫乙業に至り、稍々著しくなり來る。乙業の子業尙、（一に尙業に作る。）山内上杉顯定に仕へて、執事と爲る。初め父乙業、群馬郡長野鄕濱川の館に居る。兩上杉氏隙を構ふるや、濱川の守戰に便ならざるを察し、長享二年、榛名の尾崎なる室田に城き、鷹留城と號す。尙業、双林寺の三世曇英慧應に歸依し、室田に長年寺を開きて、之を開山に仰ぐ。文龜三年二月二十日卒し、同寺に葬り、長年寺慶岩長善と謚す。其子信業（後憲業と改む。）立つ。伊豫守と稱す。大永六年五月、同郡明屋村に箕輪城を築いて居る。長子業氏に鷹留城を讓與す。晚年箕輪城を次子業政に讓り、吾妻郡猿ヶ

信玄の[illegible]次第に箕輪を圍す

京の故城を修築して徙住す。享祿三年、名胡桃三郎景冬と戰うて負傷し、十一月七日卒す。長年寺に葬りて、南方長宗と謚す。信業嘗て長純寺を、富岡村に開基す。長子業氏は、上杉憲總に仕へ、屢北條氏と戰ふ。天文七年四月卒す。長年寺に葬る。以山長傳と謚す。其子業通、繼いで鷹留城に住す。

業政は信濃守と稱す。勇にして且つ智慮あり。上杉氏憲政に及び、佞倖を登庸し、政事悖戻にして、士民愁苦す。業政之を諫めしも聽かず。天文廿年三月、憲政終に越後に走る。廿一年夏、上杉謙信、憲政を擁して關東に出陣す。業政、其族目政と與に、麾下に屬す。弘治三年、武田信玄碓氷峠を越えて、上州に亂入す。北武藏及び西上州の十將(二)、衆二萬、業政を大將として、瓶尻(三)に防ぐ。四月九日、甲兵瓶尻を攻む。小幡・倉賀野、陣形を鶴翼に張りて、甲軍を包撃す。長野方の軍、最初は勝利を得しも、後敗れて箕輪に入る。甲軍引き旋る。永祿二年九月上旬、信玄兵一萬二千を率ひて、西上州に入り、安中・松井田附近の作毛を芟り、途に箕輪城に薄る。城兵力を盡して據守し、弩を縱ち、矢を蜚し、輕戰挑ます。甲軍、南軍が平井より來つて箕輪を援けんとすると聞いて、師を收めて去る。永祿三年五月、女婿小幡信定、疾んで温泉に滯す。信定の族景純(四)、之を謙信に讒し、業政と謀り、不在に乘

業政甲州の侵略に抗す

じて、居城國峯(五)を奪うて之に居る。

永祿四年二月、古戰錄、三年九月中旬となす。今簑輪記に從ふ。信玄師一萬五千餘を率ひて、信州餘地峠信州佐久郡餘地村より、上州甘羅郡熊倉村に通ずる峠、を越え、南牧の島本或は島木に作る。に次し、軍議して兵を分ち、松井田・安中・簑輪等を壓し、國峯城を圍み攻む。內藤昌豐先鋒たり。小幡景純、城を棄てゝ去る。乃ち小幡信定をして、之を守らしむ。時に信玄、內應の士を招募す。和田・高山・平甘尾等來り投ず。宮原庄の倉賀野黨は、金井秀景を推して、信玄に就いて降を納れしむ。信玄板鼻を拔くや、倉賀野黨十六騎、先隊と爲りて、拔群の功あり。信玄之を賞して、秀景をして姓を改めて、倉賀野淡路守と稱せしむ。業政簑輪に在りて、信玄の來り攻めんとするを知り、白井・簑輪の兵を率ひて、城を出でて廣野に逆へ擊つ。兩軍互に死傷あり。日沒に及んで、各兵を旋す。是夏、業政病めるを以て、其子業盛に遺囑して曰く、我れ多年身命を顧みず、四面の敵に對す。偏に上杉氏を再起せんと欲してなり。而かも能はずして、我命旦夕に逼る。如し起たずんば、則ち瘞を一里塚に築き、塔婆を建てゝ佛事を修する莫れ。子も亦敵に對して、必ず降る勿れ。死を以て要と爲せ。是れ孝養なりと。是年六月廿二日(六)卒す。群馬郡富岡村今車郷村の大字長純寺の後山に葬り、實相院一淸長純

と諭す。

業政卒するの後、次子右近進業盛、家を嗣ぐ。老臣藤井元忠と議して、喪を秘す。旣にして信玄傳へ聞き、兵を促す。永祿八年二月、先づ諏訪上社に願文を奉納して曰く、天道の運數に任せ、甲兵を利根川西に引率するの日、先づ諏訪上宮明神に詣づ。其意趣は、箕輪の城殆んど十日を經ずして擊碎散亡せしめんこと必せり。神威猶餘あり、惣社・白井・嶽山等の四邑、輙く予が掌握に屬し、凱歌を奏して歸樂安泰ならば、則ち神前に於て淸淨薌䔥を請し、五部の大乘經を讀み、以て神德に報じ奉る可しと。九年正月、師三萬五千餘を師ひ、服良・一鄕の二城を陷れ、千部原を保ち、吉井・河内・上野・白倉・鹽川・天引・馬庭・本鄕・小幡の九寨を攻む。河内の牧野英一、鹽川の菅野閒大膳、先づ伐ち落され、上杉氏が保ちし城寨四十二所、次第に信玄の拔く所と爲る。是より漸く箕輪に逼る。

松井田城は、安中忠政（一に春綱に作る。）之を守り、安中城は安中忠成（一に春綱の子景繁に作る。）之を衞る。敵箕輪城を圍むと同時に、此二城を攻む。忠成防戰力細し、出て降る。忠政安中城の降を聞き、遂に開城す。時に二月廿八日なり。信玄、忠政が勇を賞す

と雖も、甲兵の彼が爲に死傷せしもの多きを思ひ、遂に死を賜ふ。忠成は其早く降りしを賞して、本領を安堵せしむ。忠政の臣那波無利之助、手兵二百五十餘を率ひて、秋間山を越え、烏川を渡り、鷲坂の砦を攻めて之を燒く。敵軍襲ひ來り、白岩山に戰ふ。箕輪の兵安藤九左衞門之に死す。無利之助遁れて、箕輪城に入る。青柳宗高も亦白岩山に甲軍を禦ぎしが、退いて敵を若田原（碓氷郡八幡村大字）に戰ふ。既にして宗高退いて箕輪に入らんとす。小幡信定、兵三百餘を帥ひて、宗高を破る。白川光一・下田政勝も・亦兵二百餘を以て、無利之助を撃つ。箕輪の井伊・藤田の兵、出て白川・下田の軍を衝き、長野の老臣藤井友忠・次子忠安・高濱業方、兵五百餘を率ひて、甲兵を撃ち破る。甲將內藤昌豐、兵を督して安中に退く。

箕輪の落城

是より先き、安中・松井田の兩城陷落せしを以て、甲兵合して一となり、總軍一萬五千、箕輪に來り圍む。城兵炮を縱ち、矢を發して禦ぐ。武田勝賴、榛名山より進み攻む。藤井友忠、之と鬪うて死す。城中鬪士猛卒多かりしも、或は撃たれ、或は傷く者七百餘。外郭敵に奪はるるに及び、其抗する能はざるを知り、遁れし者少なからず。業盛免かる能はざるを知り、郎從に命じて防戰せしめ、持佛堂に入りて自殺す。年十八。白川滿勝・青柳忠家・大道寺信方・同則易・下田昌勝・高橋勝則・寺

澤範安・貫攻長信・丸山（一に梶山に作る。）吉方・山田（一に岸に作る。）信安・利根政香（一に正安に作る。）・高濱業方（一に高瀬に作る。）・小澤友信・細谷増方（一に細屋首方に作る。）・田口業祐・大久保成安・八木爲元、（一に米原爲則に作る。）・同爲永・須藤義久・山田茂方・田島輔輝等三十餘人、悉く之に殉す。實に永祿九年九月廿九日なり。木部範虎（六）父子・井田八郎（井田城主）・大戸左近兵衛（吾妻郡大戸城主）・高山高定・後閑信純（碓氷郡後閑城主）・澄井右馬亮（藤岡城主）・大熊義成（富岡住人）・永井豐前守（元島名人）・長尾顯方（七）等、武田氏に降る。

上泉秀綱

上泉伊勢守秀綱は、圍を破りて上州に奔り、桐生助綱に倚る。永祿十三年、助綱卒して、親綱家を嗣ぐ。秀綱退いて箕輪に至り、内藤昌豐の配下と爲る。秀綱少にして、愛洲惟孝の門に入りて、刀槍の法を學び、更に潤飾工夫して、神陰流を創む。武名天下に著る。信玄之を招きしも、辭して仕へず。門人一二を從へて、諸國を修行す。天正五年病んで卒す。（兵亂記・人物志。）

業盛の子

業盛の死骸は、如法と云へる僧、甲軍に請うて之を井出村（群馬郡上郊村大字井出字天屋敷）に葬り、新櫻院（一に弘櫻院に作る。）賢山法輪（一に心英大殿に作る。）と諡す。弟業通は二弟業固・業勝と與に、鷹留城を固守せしが、業勝戰死し、業通は遁れて、長野原（吾妻郡）に匿る。業固は諏訪に走りて歿す。後長年寺中に葬り、傑山長寅と諡す。業政の遺子亀壽は、家臣藤

井忠安（忠の子か。）・青柳忠勝之を守り、和田山村（群馬郡車郷村大字）極樂院の良雲坊に匿れ、後極樂院に住して、鎮良と稱すと云ふ。或は云ふ、下仁田町に匿れて、子孫連綿たりと。

（箕輪記・關東兵亂記・野史・上毛及上毛人・人物志・地名辭書・名跡志。）

（一）十頭は、業政の女婿八人、和田城主和田新兵衛友綱・廐橋城主長尾彈正景連・岡本兵部少輔持村・國峯城主小幡尾張守信定・小幡圖書助下定・木部宮内少輔實一（一に範虎に作る）、倉賀野阿波守泉重・安中左近大輔忠誠の外に、長尾新三郎景孝・同新五郎景家・小幡三河守景宗・芝田下總守行成の中二人を加へて云へるならん。

（二）瓶尻は、一に三日尻又は甑尻とも書す。地名辭書に曰く「かく名高き戰なれど、

箇尻の地定かならず。碓氷峠を越來て、箕輪より出合なれば碓氷郡の内ならん。名跡考に、安中に野尻の地名あれば、其邊歟。安中より妙義山に行く道に、しか呼ぶ地ありとも聞けり云々。後上野志には、三日尻は眞光寺原横野ならんといへり。」

（三）小幡氏は其家譜に據れば、武藏七黨兒玉經行の四男、秩父行高より出づ。行高の長子行頼、始めて小幡氏を稱す。野史に曰く、藤原氏系圖に、兒玉黨忠行、赤松則景の二男氏行を養うて子と爲し、源を改めて、藤原と爲すと。然れども家譜には、之を載せず。蓋し氏行は、實は赤松氏の子にして、兒玉氏の養子と爲り、又族夫島山氏の猶子と爲り、平氏と稱せしかと。世々平井の上杉氏に仕ふ。信定は重定の子なり。尾張守又は山城守と稱す。上野八家の一員に列す。長尾景孝・景家・芝田行成及び同族景信等と心を戮せ、長野業政を援け、箕輪城に據る。其甲州に走りし後は、信玄厚く之を遇し、信州小日向五十貫文（一書に五千貫文とあれども取らず。）の地を與へ、同州市川寨を築き居らしむ。次いで甘羅郡西牧砦を守らしむ。永祿四年、業政卒し、六年信玄兵を出して、國峯城を攻め、景純を滅し、信定をして舊城に復歸せしむ。西上州七郡の惣横目を命ぜられ、信玄師を出す毎に、五百人を著到するを恒例とす。爾後上總介信定と稱す。永祿十一年、信玄内藤・原の二人をして、云はしめて曰く、我聞く卿長野氏に偶す。請ふ之を離析して、更に良家を擇び、我之を媒酌せんと。信定辭して曰く、臣謹

に遇うて、業政に反す。今恩を被り城邑を復するを得たり。命を鴻毛に比し、恩に酬いんと欲す。況や餘事に於てをや。荆妻婚を結ぶ已に二十有七年、子女を産む多し。嘗て業政の旨に違ひ、屢〻難苦を嘗む。臣未だ失あるを見ず。若し離婚せば、憐む可し、歸する所無く、依る所無く、遂に路巷に丐嫗と爲らん。衆指して臣を嘲らんは必せり。設令旨に忤ふも、請ふ辭せん。信玄其志に感じ、信定の女を支族信元に配せしむ。天正十年三月、甲府に抵り、瀧川一益に就いて、織田信忠に見ゆ。信忠謂つて曰く、一益關東の管領と爲りて、未だ關東の地理を識らず。汝之が嚮導を爲せと。乃ち刀及び諱字を賜ひ、更めて今名を稱せしむ。後剃髮して、泉龍齋と號す。其子信貞家を繼ぐ。子無きを以て、弟信秀の子を養うて嗣と爲す。文祿元年、德川家康に謁し、是冬信州に歿す。（關東古戰錄・箕輪軍記・野史・人物志。）

（四）景純（一に景定又は下定）は、圖書助と稱す。業政の女婿なり。もと鷹巢城に居る。永祿

六年、信玄内藤昌豐をして、國峯城を攻めしむ。景純利あらず、夜妻孥を携へて、寶積寺に遁る。甲兵逐ひ至り、景純等皆自殺す。（關東古戰錄・甲陽軍記）

〔五〕國峯城は、甘羅郡秋畑村字峯の山上に在り。

〔六〕長純寺に業政木像を置く。業政の忌辰は、長年寺記及び下仁田長野系圖には、永祿三年六月廿一日、古戰錄及び管領九代記には五年十一月、長純寺系圖には四年とす。今箕輪記に從ふ。

〔七〕千部原又は千本原と云ふ。其他多胡郡なりと云ふも、今詳ならず。鄕土の研究家の踏査に竢つ。信玄此邊にて愛馬天久と云ひしを亡ひ、山の麓に埋めて、馬頭觀音を安置し、地を天久澤と云ふ。信玄千部原に野陣を張りし時、僧を募らんとして、千部山延德寺と云へる眞言の大寺に至る。住僧應ぜず。信玄怒つて、伽藍等を破壞し、其言ふる所の鐘を奪ひ、堂宇の鬪瓦を甲州に運送し、以て甲城の牆壁又は九野の御堂の門扉に表飾せりといふ。（箕輪記）

〔八〕木部氏は蒲冠者範賴の裔にして、石州木部庄に住して、木部氏を稱す。範次の時に至り、其女古河公方成氏に適するの故を以て、範次の子實一［illegible］關東に來り、後長野業政に仕へて、駿河守［illegible］と稱す。業政其女を與へて、室輪に居らしむ。城陷落の時、實一其子貞朝［illegible］と與に、二十餘騎を率ひ、下野に走らんとして、

榛名湖に出づ。實一の妻湖に投じて死す。實一遂に甲軍に降り、後木部五十騎を率ひて、勇名を馳す。天正十年、天目山に死す。子貞朝は武州忍城に在りて、瀧川一益に屬せしが、一益去るの後、北條氏に降り、天正十八年、氏直に從うて高野に上り、二十年十一月四日、大坂に死す。上毛及上毛人。

(九)總社の長尾氏は、孫六忠房を祖とす。觀應中、足利氏より總社の地を賜はり、子孫繁榮す。忠綱・忠政・景棟・忠景・顯忠・顯方まで此に住す。

第十章　武田氏の上州經略

碓氷峠の戰

武田信玄の上州を窺ふに至りしは、碓氷嶺の戰後を始とす。天文十五年十月、上杉憲政、金井秀景をして督軍と爲し、倉賀野黨を先鋒と爲し、騎兵二萬碓氷嶺に陣す。相木の人依田常喜、人を遣して、來り報ず。信玄乃ち板垣信方をして、之を中途に要せしむ。小山田信茂・栗原昌清等、之が副たり。六日碓氷に至る。上杉兵五千嶺北に在り。總軍、坂を踰えて陣す。甲兵の至るを見て、將に隊を爲さんとす。信方令を傳へ、鼓を擊ち、城を發して進む。遂に之に克つ。信玄自ら兵四千五百を督し、輕井澤に陣す。嶺を攀ぢて關東の兵と戰ふ。信方の馬、矢に中りて斃る。信方徒立して、敵七八騎と死鬪す。眞田幸隆來り援く。關東の兵乃ち去る

信玄上州の諸將と三寺尾に戰ふ

天文十八年八月、信玄上野を侵畧せんと欲し、二連に陣す。九月神流川に逼る。上野の人安中(一)春綱(越前守)、和田・倉賀野以下九將と議し、兵六千餘を率ひて、蕪川の邊三寺尾(井出郡寺尾)に嚮拒す。九月三日、上杉氏の軍遂に敗る。而して信玄、小笠原長

信玄長野氏等の兵と瓶尻に戰ふ

時下諏訪に出づると聞き、兵を旋す。

弘治三年正月、北條氏康、人を遣し、來つて信玄に謂つて曰く、頃年上杉謙信、兵を關東に視、管領上杉氏の故舊に依りて、屢〻交を結ぶ。岩櫃の太田、武藏を略し、箕輪の長野、上野を掠め、竝に謙信に隸す。西上野・北武の國人、皆越後に通じ、屢〻我が邊境を侵略す。我れ是を以て內外疲憊す。卿如し、師を西上野に出して、白井・箕輪を侵伐して、河西を保たば、我は擊つて平井・岩槻・佐野・足利を平げん。倶に籌策を廻らし、計つて太田・長野を伐たば、上野・武藏得て定む可きなりと。信玄許諾す。子義信及び弟信繁を以て先鋒と爲し、騎兵壹萬三千を率ひて、軍を瓶尻に進む。長野業政、魁將と爲り、小幡・勝田・安中・白倉等の騎兵二萬、四月九日、瓶尻に戰ふ。業政陣頭に在りて戰を督し、甲軍の先隊披靡す。業政、旄を揮うて呼んで曰く、我軍利運あり、進戰せよと。各隊接戰して、聞く者あるなし。業政或は前み、或は後れ、兵機整はず。甲師嚴肅に進擊し、國人潰走す。業政勢撓み、自ら殿して返鬪數次、遂に軍を收む。信玄、師を進めて箕輪を圍み、而して峰法寺口に陣す。業正、剛勇にして拒戰し、甲師之を攻めて死傷尠からず。會〻謙信、兵を信濃に出すと聞いて、圍を解いて去る。八月復た師を箕輪に出し、火を縱ち、稻を芟りて歸る。

信玄箕輪以下の諸城を攻む

永祿二年九月、信玄師一萬二千を帥ひて、西上州に出て、安中・松枝を略し、箕輪城を圍ましむ。城固く兵食充溢し、士卒剛健にして、防禦肅整なり。甲師死傷する者多し。北城長國・用土邦房、平井より來り援け、謙信も亦師を用ゆと聞きて、十月遂に師を班す。四年二月、信玄師一萬五千餘を率ひて、上野に入り、國峯城を拔く。是年西上州の將士、武田氏に降る者多し。(二)蘆田氏も亦其中に在りしが如し。十一月信玄、信州佐久郡松原祠に願文を捧げて曰く、今度吾軍を上州に引率するの日、松原上下大明神の寶殿に詣づ。其意趣は、西牧・高田・諏訪の三城、二十日を經ずして、或は幕下に降り、或は擊碎散亡せしめば、偏に當社の保護にて有るべし。專に來る三月、三十三人の比丘衆を松原の寶殿に集めて、三十三部の法華妙典を讀誦す可し。太刀一腰、神馬三疋を奉納す可し。此中壹疋は既に壬戌歲に（壬戌は前に無し。壬子即ち天文廿一年の謂ならんか。）二月五日に納め奉る所にして、殘二疋は諏訪落居の日に、奉納す可きものなり云々と。此文中の西牧・高田は甘羅郡に在り。

信玄氏康と連衡す

五年正月、氏康人を遣し、來り謂つて曰く、松山は我邑なり。太田三樂、恣に攻めて之を奪ふ。斯の城、奧道近町の便要に當る。故に師を出して、之を復せんと欲す。然らば則ち、必ず謙信に憑らん。謙信如し出でば、請ふ精師を出して之を輔・

げ。然らば我れ松山を拔いて、武藏を略せん。請ふ、師是を以て限と爲し、他日猥りに乞はざるなりと。信玄應諾す。四月信玄、義信を携へて小田原に如き、軍議を聽く。氏康說くに、往年川越夜攻の事を以てす。信玄嘆賞す。舍に歸りて、信春に謂つて曰く、氏康の謀略、我既に解し了せりと。十月謙信、廐橋城に在り。氏康、信玄と與に利根川に梁して、廐橋の一城門に迫る。相兵罵つて曰く、去年の報なりと。甲兵或は笑ふ。

信玄西上州を平定す

九年三月、（諸書六年三月と爲す。今長年寺記に從ふ。）信玄、師三萬五千を率ひて、天神原に軍し、一鄉山城を攻めて、水路を斷つ。城主安倍之友、火を縱ちて禦備す。誤つて城舍に延燒し、死傷する者多し。夜、新堀城（城主多比良豐後守友定）を襲うて、之を拔く。進んで牧野英一を河內城に、菅野間之孝を鹽川城に攻め、皆之を拔く。又奧平・馬庭・白倉・天引・小幡等の四十二城二十三壘を攻め、悉く之を陷る。飯富虎昌・淺利信種をして松枝を、甘利昌忠・小幡信眞をして安中を、內藤昌豐・飯富昌景・小山田昌國をして箕輪城を攻めしむ。安中・松枝の二城、相次いで降る。信玄、松枝・安中の兵二萬を併せ、箕輪城を圍む。長野業政自殺して城陷る。（三）和田友綱・白倉宗任・高山兼重・倉賀野能村・上戶友光・和田成住・高田（四）憲賴等皆降る。昌豐を以て箕輪の城代と爲し、糧粟を取

りて、悉く將士に頒つ。是に於て西上州悉く平ぐ。又[五]石倉寨を修めて、以て高崎城の援と爲し、廐橋城に備ふ。

信玄佐野足利を寇ふ

閏八月、信玄兵を箕輪に出し、頒つて三隊と爲し、五料・二本木・和田に由り、館林に入り、佐野・足利を攻めんと欲す。地理を諳んぜざるを以て、近邑を侵掠して歸る。十年九月、氏康人を遣し、信玄に謂つて曰く、謙信軍を廐橋に出して、我が屬邑を侵略す。請ふ、共に伐たんと。信玄許諾し、軍を率ひて、氏康と上野に會す。十月師を併せて、火を郭外に縱ちて還る。十二年九月、信玄上州・武州の諸士と謀を協せ、兵三萬を率ひて、餘地峠より西上州に出で、北武・中武を强行して、相模に入り、小田原城を攻む。氏康固く衞つて出でず。十月六日、信玄軍を引き、中郡三增峠より甲州都留郡に歸る。

信玄の死

元龜元年四月、氏康謙信を誘ひ、氏政をして師を率ひ出でて秩父に陣せしむ。謙信も亦師を出す。信玄師を督して、箕輪に在り。謙信曰く、我氏政と師を併せ、信玄と戰ふ。之に勝たでは恥なり、負くれば恐くは誚を後世に貽さん。戰はざるに如かずと。乃ち師を收めて去る。天正元年四月、信玄卒す。其子勝賴家を襲ぐ。

げ。然らば我れ松山を拔いて、武藏を略せん。請ふ師是を以て限と爲し、他日猥りに乞はざるなりと。信玄應諾す。四月信玄、義信を携へて小田原に如き、軍議を聽く。氏康說くに、往年川越夜攻の事を以てす。信玄嘆賞す。舍に歸りて、信春に謂つて曰く、氏康の謀略、我既に解し了せりと。十月謙信、廐橋城に在り。氏康、信玄と與に利根川に梁して、廐橋の一城門に迫る。相兵罵つて曰く、去年の報なりと。甲兵或は笑ふ。

信玄西上州を平定す

九年三月、(諸書六年三月と爲す。今長年寺記に從ふ。)信玄、師三萬五千を率ひて、天神原に軍し、一鄉山城を攻めて、水路を斷つ。城主安倍之友、火を縱ちて禦備す。誤つて城舍に延燒し、死傷する者多し。夜、新堀城(城主多比良豐後守友定)を襲うて、之を拔く。進んで牧野英一を河内城に、菅野間之孝を鹽川城に攻め、皆之を拔く。又奥平・馬庭・白倉・天引・小幡等の四十二城二十三壘を攻め、悉く之を陷る。飯富虎昌・淺利信種をして松枝を、甘利昌忠小幡信眞をして安中を、內藤昌豐・飯富昌景・小山田昌國をして箕輪城を攻めしむ。安中・松枝の二城、相次いで降る。信玄、松枝・安中の兵二萬を併せ、箕輪城を圍む。長野業政自殺して城陷る。(三)和田友綱・白倉宗任・高山兼重・倉賀野能村・上戸友光・和田成佳・高田(四)憲賴等皆降る。昌豐を以て箕(二)輪の城代と爲し、糧粟を取

りて、悉く將士に領つ。是に於て西上州悉く平ぐ。又石倉(五)寨を修めて、以て高崎城の援と爲し、廐橋城に備ふ。

信玄佐野足利を窺ふ

閏八月、信玄兵を箕輪に出し、頒つて三隊と爲し、左料・二本木・和田に由り、館林に入り、佐野・足利を攻めんと欲す。地理を諳んせざるを以て、近邑を侵掠して歸る。十年九月、氏康人を遣し、信玄に謂つて曰く、謙信軍を廐橋に出して、我が屬邑を侵略す。請ふ、共に伐たんと。信玄許諾し、軍を率ひて、氏康と上野に會す。十月師を併せて、火を郭外に縱ちて還る。十二年九月、信玄上州・武州の諸士と謀を協せ、兵三萬を率ひて、餘地峠より西上州に出で、北武・中武を强行して、相模に入り、小田原城を攻む。氏康固く衞つて出でず。十月六日、信玄軍を引き、中郡三增峠より甲州都留郡に歸る。

信玄の死

元龜元年四月、氏康謙信を誘ひ、氏政をして師を率ひ、出でて秩父に陣せしむ。謙信も亦師を出す。信玄師を督して、箕輪に在り。謙信曰く、我氏政と師を併せ、信玄と戰ふ。之に勝たでは恥なり、負くれば恐くは誘を後世に貽さん。戰はざるに如かずと。乃ち師を收めて去る。天正元年四月、信玄卒す。其子勝賴家を繼ぐ。

勝賴景勝と約を結び利根吾妻を略す

天正六年十二月、北條氏政、上杉景虎の爲めに師を勝賴に乞ふ。勝賴兵二萬を率ひ、景虎を納れんとす。而して景勝、金を長坂鈞閑・跡部勝資の二嬖に賄り、亦勝賴に賂ふに、東上野の田を以てし、成を乞ひ婚を求む。勝賴賄を受け、師を收む。氏政怒つて、勝賴と絕つ。七年正月、勝賴兵を出して、景勝を助け、遂に北河を陷る。三月氏政、弘木大佛（武藏兒玉郡松久村）を城き、猪股範直・諏訪部定勝等をして之を保せしめ、以て甲將に備へ、東上野を略せしむ。是より先き二月、勝賴兵を西上野に視る。乃ち先づ上河田城（利根郡）を攻む。城主牛木三河守戰死す。轉じて下河田に逼る。城主山野越前、城を棄てゝ沼田に逃る。勝賴、先方（國人歸屬する者行軍の先に當る者を稱して先方と曰ふ。）の士を以て鄕導と爲し、沼田倉內城を攻めしむ。藤田信吉・河田伯耆守等、倉內を棄て、三國嶺を踰えて、越後に奔る。乃ち西條治部少輔を城代と爲す。進んで森下・名胡桃・猿ヶ京・小川・岩櫃・中ノ城・新城・[六]尻高等の諸寨を拔き、軍を厩橋に徙す。北城長國、戍して之を邀ふ。勝賴城に入り、族弟信豐をして將と爲さしめ、小幡信眞・信秀等をして、之が副となし、騎三千を率ひて、弘木城（武藏）を攻む。城築未だ全からず。敵兵七八百、嚴に禦ぎ、弓銃を連發し、死傷する者多し。小幡昌盛等、後門より登り、多く創を被る。火を郭外に縱ちて還る。是月勝賴の妹、上杉景勝に適す。是を大

勝頼東上州を經略す

儀.夫人と爲す。

天正七年九月、勝頼師を膁橋に出し、河西の兵を東上野に加ふ。先方の士、大胡・山上・伊勢崎等を陷る。勝頼親ら之を巡視す。十月將に善城を拔かんとす。一條信龍・原昌業・眞田昌幸・土屋昌惟等と、小旗の衆を以て、皆甲せず自身城に傅く。善城は由良國繁の管する所にして、大胡民部左衛門・瀧川主膳正をして、戍主と爲し禦がしむ。此時に當り、城中醮を設く。玉村五郎兵衛、主膳正と違言あり、相諍ふ。那波・伊勢崎・片岡の士衆之に左袒し、彼此分鬪す。民部左衛門叱して曰く、勁敵既に邇きに在り。宜しく防禦を以て要と爲すべし。醉狂相爭ふは爲無きのみ。敵來り攻めば、汝等之を如何する。制止再三、猶從はず。勝頼將に軍を回さんとす。倉賀野秀景、列を離れて殿す。城外の戍兵之を追躡す。西上野の士之を見、秀景と反擊す。戍兵犇れて城に入る。追尾して隍際に薄る。勝頼團扇を揮うて曰く、父祖より而來輕裸にして敵城を攻むるは、固より禁ずる所なり。宜しく引去るべしと。是時昌惟の部下二人、已に城に乘じ、敵と相擊つて克たず、將に退かんとす。脇又一郎謂ふ、奚ぞ避く可けん。宜しく死すべしと。言を交へて血戰す。信龍の部下淺見清太夫等、槍を揮ひ、敵を逐うて城門に薄る。原昌業、

勝頼の滅亡

手下を率ひ城に乘る。敵七八人と殊死して戰ひ、濠に墜ちて創を被り、刻を移して死す。山寺信昌、勇戰して創を被る。勝頼固く制せしも從はず。衆奮激して、牙城に迫る。民部左衞門等戰死し、城遂に陷る。勝頼悅んで曰く、祖考より攻城野戰居多なりと雖も、未だ素膚にして城を拔きしを聞かずと。自ら傲然として謂へらく、設し我が先鋒の如き能く鬪ふ者あらば、柵十匝と雖も、蹴つて之を破り、每戰必ず克つを得ん。信勝をして麾を采らしめ、我れ髮を剔り之が先鋒と爲らば、信に以て愉快たらんと。或は曰く、猛なる哉言や。素膚にして城を拔く、古今未だ聞かずと。又曰く、如し智將に遇はゞ、誘ふ所と爲り、素膚にして之を攻め、盡く虜に就き、生きて歸る者ある莫らん。長篠の大敗未た遠からず、暴虎馮河して宿臣・老將をして、浪死せしめ、猶未だ懲りず。豬突豨勇なりと。

天正十年二月、織田信長、木曾・伊奈・飛驒の三道より兵を進め、武田氏を討つ。德川家康は駿河より、北條氏政も亦駿河より進擊す。勝頼兵を率ひて、諏訪に陣せしが、我軍大に敗れ、敵次第に進み來りしを以て、退いて新府に入る。三月朔日、蘆田信蕃走る。信忠遂に諏訪に入る。敗問日に至り、士卒滋ゝ亡す。且つ新府の士功未だ完からず。勝頼驚怖し、諸將と議して、鋭を避けんとす。其子信勝は守戰

を唱へ、小山田信茂は其采邑都留郡に走らんことを請ふ。眞田昌幸曰く、臣が邑吾妻は、四塞の地にして、粟數年を支ふ。且つ典廐は小室に在り。內藤昌豐は箕輪に在り。以て藩屛と爲すに足る。君幸に一び蒞まば、臣死を以て護衞し、徐に恢復を圖らんと。勝賴之を可とす。昌幸をして先づ往かしむ。二嬖勝賴に言つて曰く、信茂は宿臣にして、昌幸は羈屬なり。且つ郡內絕險にして、吾妻に勝る。郡內に適くに如かずと。信茂も亦曰く、吾妻は上野に在り。境を越えて犇るは恥なりと。勝賴之に從ひ、家を挈け、三月七日、鶴瀨に駐り、人をして郡內を視せしむれば、信茂關を鎖し銃を發す。勝賴天目山に入らんとして、山下田野村に至り、瀧川一益の部兵に圍まれて自殺す。時に三月十一日なり。武田氏遂に亡ぶ。

古戰録・九代後記・武田三代記・管窺武鑑・松窓漫錄・上毛及上毛人・名勝志・諸國廢城考・地名辭書・寬政重修諸家譜。

（一）安中氏は、平維茂の裔にして、上州八家の一なり。百五十騎を率ふ。春繁一に忠政に作る。後に松枝に老し、安中を長子忠成に讓る。次子廣盛、寡を以て衆に當る能はず、信玄に降る。信玄本領を安堵して、之を安中に留む。

（二）齋田氏は、信州佐久郡滋野黨の流にして、本姓を依田と曰ふ。上杉氏沒落の後、僧六郎幸貫、及び其子下總守幸歳、藤岡に居る。其武田氏に屬せし後は、小幡氏と與

に遠州に移りしならんか。猶攷ふ可し。

(三)和田氏の世代・名乘等明瞭ならず。和田略記に據れば、箕輪落城の結果として、和田信輝が男、右兵衛大夫業繁、(或は兵部少輔吉兵衛と稱す。)信玄に降る。天正三年、勝頼、長篠に兵を出すや、業繁五月廿一日、酒井忠次と戰うて之に死す。謚して誠蓮院高山全忠と曰ふ。家臣に七騎あり。秋山縫殿助・長嶋因幡・大島備後・福島喜兵衛・松本九兵衛・栗原内記・眞野下野是れなり。皆長篠に戰功あり。勝頼より感狀を賜ひ、退口七騎と呼ばれ、其名近國に聞ゆ。和田氏其功に依りて、當國矢中鄕を賜ひ、矢中七騎と稱せらる。(和田略記。)

(四)高田氏は、清和源氏頼光の流なり。藏人頼兼が男光國の子太郎盛員、初め美濃に住し、上州甘樂郡菅野庄高田鄕に移り、高田を以て家號とす。文永三年八月十二日卒す。法名は快笑。同郡菅原村陽雲寺に葬る。十一世信頼に至るまで、此を葬地とす。十世大和守憲頼、上杉憲政に事へ、片諱を賜ふ。後武田信玄に屬し、舊地を安堵す。永祿十年五月、信玄より上州澁川の中、金井鄕に於て舊領の外、采地三百貫文及び久原鄕を與へらる。十二年十月六日、信玄小田原を攻むる時、先鋒と爲りて勇戰す。從兵多く戰死す。元龜元年三月、上州二宮にて二百貫文、飯島にて百貫文の地を加へらる。三方原の役、重創を被り、歸陣して癒えず、終に死す。時に天正元

年四月五日なり。年四十八。法名は正閑。憲頼の子兵庫助信頼、信玄に事へ、片諱を賜ふ。後屢軍功ありて、勝頼より上州野邊の中、永安寺に於て百五十貫文の地を加與す。天正十六年三月十五日死す。年三十九。法名は正傳。其子小次郎直政北條氏直に仕へ、片諱を賜ふ。氏直沒落の後、處士と爲り、信州鹽田村に閑居す。天正十九年、家康に召出され、文祿元年、武州豐島郡にて三百石の釆地を賜ふ。關ヶ原役・大坂兩役にも從軍す。萬治三年三月十三日卒す。年八十三。江戸牛込寶泉寺に葬る。法名は淨心。直政の子安政以後、世々幕府に仕ふ。

頼兼―光國―[一]盛員―[二]政行―[三]頼春―[四]重員―[五]義遠―[六]勝政―[七]頼慶―[八]政賢―[九]遠春―

―[一〇]憲頼―[一一]信頼―[一二]直政―[一三]安政―[一四]政信―[一五]政矩―[一六]政孝―[一七]政章―[一八]政武

石倉砦は、今群馬郡元總社村大字石倉に其跡を存す。武田三代記に信玄厩橋の押へとして利根川の向ふ石倉に砦を築かれ、中根・大戸等に守らせしに、上杉謙信三萬の大軍を引率し、永祿七年六月、上州へ發向し、石倉砦を取る。信玄安からず思ひ、上州に押出し、石倉を攻めて之を復し、歸陣すと見えたり。後上野志には、前書と略、同じきも、初め攻取りしは厩橋の城代北條丹後守にて、之を守りしは阿老神六郎なり。又永祿八年六月の事とす。七月に信玄之を奪ひ返して、馬場信房に壘を改

め修營せしめ、曾根七郎兵衛を置く。後小田原より寺尾左馬助を置く。天正十八年、蘆田康國之を攻む。事蹟は別條に詳說すべし。要するに石倉寨の創建及び彼我取失の年月に疑あり。信玄の石倉寨修造は、箕輪城歿落後たるは明瞭とす。

(六)尻高は知高とも書く。吾妻郡にして、今富山村大字と爲る。尻高とは蓋し後部高氏の轉呼か。姓氏錄に曰く、後部高は高麗國の人、正六位上後部の高千金の後といへりと。正倉院文書、天平十七年二月、從七位上行雅樂少屬後部高多比。孝謙紀、天平寶字元年九月辛巳、正六位上後部高笠麻呂。また同五年三月庚子、高麗の人後部高吳野、大井連を賜ふと見ゆ。信州筑摩郡に執田光村あり。後部高の族の居る所なり。此例より推せば、此尻高も同族の居りし處と推考せらる可し。尻高右京亮景家は此に居りて、上杉氏に屬す。碓氷峠の戰にも憲政の軍中に在り。憲政越後に走りし後も、太田三樂と與に越後に赴き、憲政に從ひて、厩橋城に歸れり。後尻高の地に歸りしと見え、海野三河守に攻められて死し、其子義隆は遁れて猿ヶ京の宮野城に居り、上杉謙信に屬す。次いで北條氏に歸す。天正八年、利根川以西皆北條氏を背きて、眞田氏に就きたれど、義隆獨り北條氏の爲めに孤砦を守り、眞田の將海野輝幸と戰ふ。後其保つ能はざるを知り、後閑の玉泉寺に走り、敵の來襲に遇ひて戰死す。墓は今同寺に在り。姓氏錄考證・地名辭書。

梅花無盡藏に「尻高左京兆景清、余有半面之雅。抽以樂二字、爲軒之名。謹賦一十六言代銘云。京兆好樂。以萬般事。付春醉間。斯心有樂。綠水青山。」とあり。此景清は景家が父にてもあるか。

第十一章　眞田氏と利根吾妻二郡

第一節　眞田氏の出自

滋野氏

眞田及び海野氏の滋野氏より出でたるは、諸書一致すと雖も、滋野氏の出づる所に疑はしきものあり。淸和天皇の第二皇子貞固親王を滋野天皇と號すと云ひ、或は第五皇子貞元親王の御子善淵公、延長五年、滋野姓を賜ふと云ふ。又貞保親王なりとも、貞秀親王なども云ふ。善淵の後、數世にして海野幸恒に至ると云ふ。或は貞元、滋野姓を賜はり、其子を海野小太郎幸恒と云ふとあり。栗原柳庵の說は、貞保親王を正しとす。即ち皇胤紹運錄に、貞保の御子三人の末なる善淵は、眞田系圖に謂ふ善淵にして、滋野の姓を賜ふ。其子は滋氏なり。滋氏の子は從三位爲廣。爲廣の子は從四位下左衞門尉爲道。爲道の子は武藏守則廣。則廣の子は權大夫重道。重道に三人の子あり。長子は海野小太郎廣道、二男禰津左衞門道直、三男望月三郎重直なり。

海野氏

海野は洲濱を以て紋とし、禰津は九曜を用ひ、望月は七曜を用ふと云ふ。廣道の長子海野小太郎幸恒。其子幸明初め小

系圖の滋野姓を賜ひしとの說は疑はし

太郎と稱し、後に信濃守と云ふ。其子幸眞、其子幸盛。其子幸家。其子幸勝まで五代の間、小太郎信濃守と云ふは、現任の國司にありて、成功の爵なるべし。幸勝の子海野小太郎幸親、保元の軍に下野守義朝の手に屬し、望月三郎・根津神平と共に內裏に參り、鎭西八郎の固めし白河の西門に戰ふて功あり。幸親の子を海野彌平四郎幸廣と云ふ。木曾義仲に從うて筑摩川を涉り、城太郎資永を討破り、備中水島の戰に、追手の大將として、村田兵衛盛房と相搏し、飛驒三郎兵衛景家に討たる。幸廣の子小太郎幸氏。鎌倉期の條に述べたり。幸氏の子左衛門尉幸繼。幸繼の子小太郎幸春。其子幸重。其子幸康。其子亜還。其子幸永。其子幸昌。其子幸信。其子幸定。其子幸秀。其子幸守。其子幸則。其子幸好。其子幸光。其子幸持。其子氏幸。其子幸棟まで十六代相傳して、左衛門尉信濃守と云ふ。幸棟の子棟綱は、卽ち幸義の父なり。然れば貞保親王より幸隆まで三十八代に當れりと。

右說に善淵と基淵と同人なりと云ふ事と、善淵の滋野姓を賜ひし事は、他に證す可きもの無きを以て信ずるに足らず。野史にも論じて、延長以前已に滋野氏あれば、系圖の載する所疑あるに似たりと云はれたり。滋野姓の事は姓氏錄に載せて右京神別に「滋野宿禰紀直同祖、神魂（かんむすび）命五世孫天道根（あまのみちね）命之後也。」又大和神

眞田氏の祖幸俊望月の牧監と爲り下向す

別に「伊蘇志臣、滋野宿禰同祖、天道根命之後也」とあり。孝謙紀に、天平勝寶二年三月戊戌、駿河國守從五位下楢原造東人等、部內の廬原郡多胡浦濱に黃金を獲て之を獻ず。鍊金一分 沙金一分。是に於て東人等勤臣の姓を賜ふとあり。東人の子某の子を家譯といひ、家譯の子を貞主と云ふ。貞主が事は文德實錄、仁壽二年二月乙巳の條に見えたれば、此に略す。家譯の第三子貞雄は、其弟なる可し。延曆十七年、伊蘇志臣を改めて、滋野宿禰を賜ふ。弘仁十四年、宿禰を改めて朝臣を賜ふ。貞雄が事は、弘仁三年正月丙寅の條に見えたり。此の貞雄の孫從五位下信濃介恒蔭。其子正六位下因幡介恒成。貞保親王家の家司たり。男正六位上左馬權助幸俊。天曆四年二月、信濃國望月の牧監と爲りて下向す。其子信濃介幸經。天延元年九月、海野莊の下司と爲る。男子三人、長幸明は海野の祖と爲る。次子小次郎直家は根津の祖、季子三郎重俊は望月の祖と爲と爲る。幸明六世の孫海野小太郎幸氏、賴朝より海野の本領を賜ふ。七世の孫海野小太郎善幸、宗良親王に屬し、笛吹峠戰に從ふ。六世の孫海野左京大夫幸義、村上義淸と戰うて死す。其男は幸隆なり。此說前者に勝ること數等、姑く之に從ふ可し。

貞秀親王—幸恒
海野 小太郎 前山寺
幸明—幸貞
信濃守
幸盛—幸家—幸勝—幸重—幸廣—幸氏—幸繼
安樂寺
禰津
直家 小次郎
望月
重俊 三郎
下庄
幸房 將監
三原作
下庄
幸友 刑部太郎
出羽守
昌慶
鎌原
幸兼
重友 太郎
羽尾
幸景
某 刑部三郎
赤羽
幸兼 二郎
道賢入道
赤羽
兼繼 刑部大夫
今井
某 刑部三郎
清野
兼信 左源太
芦生田
某 四郎丹藤太
矢澤
信敦 三郎小源太
大炊助
信輝
信方
横根
信義 刑部二郎
安原
信貫 主水正
飛驒守
信純 源太左衛門
新町
信友 刑部左衛門
幸春—幸視—幸康—幸遠—幸永—幸昌—幸信—幸定—幸秀—幸守—幸則—幸義—幸數
幸持—氏幸—幸棟

田澤 某 四郎
借屋原 某 五郎
光之 某 六郎
棟綱 小太郎
幸義 左京大夫
眞田 幸隆 一徳齋
矢澤 賴綱 薩摩守
常田 某 出羽守
信綱
昌輝
昌幸
信尹 信孝
信幸
幸村
信吉 河内守
信澄 伊賀守
信就
信弘
信政
幸道
信弘
信重

〔沼田盛衰記・眞武内傳〕

第二節　眞田幸隆の前半生

幸隆佐久一郡を平定す

幸隆は小字小太郎、又は二郎三郎。後彈正忠と稱す。永正十年、信州小縣郡上田に生る。母は上野國吾妻郡羽尾入道が女なり。天文七年、加澤記に十年十二月下旬と爲す。今玉石輯錄に從ふ。幸義、村上義淸と小縣郡に戰うて、之に死す。幸隆食邑を失うて、上野に匿れ、長野業政に倚る。天文九年、業政其族長野親綱北畠具教の臣に物を饋らんとす。四邊皆敵にして、道途壅塞す。幸隆、特に請うて之に使す。幸隆先づ從士を御師六部に假裝して先發せしめ、夜に乘じて單身桑名に抵り從士と會し、遂に使を果して還る。此歸途駿河に山本晴幸に會す。爾後業政、幸隆を信ずること篤しと雖も、其の村を用ふるに至らざりき。時に偶、山本晴幸、武田信玄に仕ふ。晴幸書を送りて之を招く。幸隆出て甲斐に抵る。禰津・望月・會田・塔原・田澤・借屋原・岩下等、海野の一族來り聚まりて、三百餘騎と爲る。佐久郡内山・岩尾の二城來附す。是に於天文十二年十二月、尾臺城を攻めて之を拔き、佐久一郡全く平定に歸す。信玄大に之を賞し、岩尾城を與ふ。(二)

幸隆筑摩川東を平定し川西に侵出す

幸隆岩尾城に在りて、武田氏の爲めに小縣・埴科・高井、筑摩川東を定め、遂に川西の諸郡を蠶食せんとするの勢を示す。小縣郡室賀・丸子・矢澤・根津・武石・小泉の諸城、其威に懼れ、皆武田氏に屬す。時に天文十四年正月なり。翌年三月十四日、信玄兵を遣はして、戸石城を攻む。村上義清、大兵を率ひ之を援け、死傷相當る。上杉憲政之を聞きて、武田氏の敗滅此時に在と誤解し、遂に無名の師を起す。是歳九月、武州・上州の大軍、幸隆の誘ふ所と爲りて、碓氷峠に進む。信玄諸將を督して、大に之を破る。十一月、幸隆使を義清に遣し、伴つて降を乞ひ、敵將藥師寺清二等、二百騎を岩尾の二郭に迎へ入る。幸隆の兵遽に起り、三郭の壁に據りて、銃を亂射し、之を鏖にす。額岸寺・浦野の徒、村上に背きて、心を甲州に通ず。是に於て佐久・小縣の郡邑、略甲陽に服す。獨り佐久郡志賀の笠原新三郎、管領上杉氏に加擔の志を變せず。内山・岩尾の二城を襲はんと謀る。幸隆陰に之を偵知し、信玄に内報す。天文十六年八月、信玄甲府を發して、志賀城を攻めて之を拔く。隆幸信玄に說き、上田原に出で、以て村上を窺ふ。義清七千の兵を率ひ、葛尾城を出て之を擊ち、敗れて退く。幸隆、疑兵を以て之を他道におびき、義清歸るを得ずして、水内郡に匿る。次いで越後に走り、長尾謙信に倚る。天文二十年二月、武田晴信剃

髮して、信玄と號す。幸隆も亦髮を削りて、一徳齋良心と號す。時に年卅九。岩尾城を長子信綱に讓る。

(二)尾臺城は碓氷峠の西輕井澤より、平尾・岩村田への通路、小諸通りの追分と大井古城との中央にして、要害の地には非ず。(玉石雜誌。)

第三節　眞田幸隆時代の吾妻利根二郡

大野氏

吾妻氏の事は、前條に述べたる所なるが、本期に於ては、同氏全く衰微し、其臣大野越前・鹽谷日向・秋間三郎の三人、領地を三分し、秋間は太田城（田邊城とも云）の二郭に、大野は稻荷城に、鹽谷は中之條の和利宮城に住す。文明年中、由良國繁の起るや、三氏互に亂を構ふ。秋間、大野の攻むる所と爲りて戰死し、大野は太田を領す。時に鹽谷治秀、其女を甥元清に嫁し、仙藏城に居らしむ。文明五年春、元清其妻を離別す。治秀女を其家に納れず。走つて大野に倚り、元清の子を生む。治秀終に大野憲直に降る。是に於て憲直、一郡の地頭と爲り、遂に治秀を誅し、以て由良に隸屬す。

齋藤氏

既にして憲直、其の臣齋藤憲次をして、植栗元吉（吾妻太郎の一族）を誅せしむ。憲次、大野を怨む所あり。乃ち其臣富澤基幸及び元吉と謀り、戈を逆にして、不意に太田城を襲ふ。大野一門皆自殺す。憲次、岩櫃成に徙り、岩下城を基幸に與ふ。鎌原・湯本・西窪・横谷・羽尾・浦野・蜷川・鹽谷・中山・尻高・荒牧・大戸・池田等の諸士、皆之に服歸す。憲次乃ち上杉氏に仕へ、家運次第に繁榮す。大永の頃、憲次の男憲廣、髮を

削りて一岩齋と號す。一女大戸直樂齋但馬守が妻たり。憲廣三男一女あり。長憲宗・次憲春。三男城虎丸は武山城に居る。一女羽尾次郎入道の妻と爲る。

沼田氏出自の諸說

沼田氏は山科より出でたりとの說

沼田氏の祖、或は大友の裔と云ひ、或は和田氏の子孫と云ひ、或は緒方氏の後と云ひ、或は山科氏の裔と云ひ、或は三浦の後と云ひ、歸著する所あらず。今山科說に據りて述ぶれば、三浦泰村の裔景正の末子景康、井土上村に館を營み、利根郡を領す。永德二年、家を其子景照に讓り、晴雲齋と號す。應永三年卒す。景照の子勘解由左衛門照幸、一に正泰に作る。庄田に居る。十二年七月、町田に小澤城を築き、之に徙る。天文十二年、照幸の孫上野介景泰、當城主と爲り、十三年五月、瀧棚原に幕岩城を剏め、之に遷る。永祿二年三月、城地の乾方に在る保鷹社を薄根に移し、其跡を開發し、東南に濠を廻らし、門垣を築き、二郭と爲して、三星を祀る。之を星名曲輪と稱す。又三郭を營み、藏內小路又は藏內曲輪とも稱す。天正五年、景泰其子景久に城を讓り、萬喜齋と號し、末子平八郎景義を率ひて、川場郷に老す。七年、景久繼母の讒に溺ひ、父萬喜齋の爲めに誅せらる。景義城代と爲る。景久の庶父長野業政、萬喜齋父子の無情を惡み、將に之を討たんとす。萬喜齋之を聞きて大に愕き、父子相携へて越後に走る。三光院記。

沼田氏は緒方氏より出づとの說

緒方說に據りて述ぶれば、壽永・元曆中、緒方三郎惟榮、義經に屬して、平家を討ず。賴朝、其義經に屬するを慍り、建久七年春、采邑を沒收して、上野利根郡に配流し、波多野四郎丈夫能成の許に幽す。惟榮、一男を生む。三郎惟泰と曰ふ。而後惟榮、赦に遇ひ還つて本國佐伯莊に住す。惟泰止まつて、井土上に住して、沼田氏の後を襲ぐ。子孫相繼いで、後深草天皇の朝に至る。勘解由左衛門正泰、笛吹城（利根郡町田郷に在り。）を築いて居り、鎌倉に仕ふ。其裔上野介景忠（入道して了雲齋と號す。）此地に移居し、產土神保鷹祠（今は下沼田にあり。）に據りて、倉內城（乃ち今の沼田城）を築く。長子勘解由左衛門顯泰繼いで之に居る。天文中、家を子三郎程泰（上野國志に種泰、沼田傳記憲宗に作る。加澤記の彌七郎に當る。）に讓り、入道して萬鬼齋と號す。二男平八郎景義猶幼なり。與に下川場の別莊に隱居す。其後倉內城を襲ひ、程泰をして自殺せしめ、景義を以て嗣と爲す。程泰の妻は白井の長尾憲景入道一聲齋の女にして、長野業政の妻と姉妹なり。親戚皆怒り、白井・箕輪の兵を併せ、來つて沼田城を攻む。萬鬼齋父子、戰負けて、檜枝岐越より會津に走り、蘆名氏に憑る。萬鬼齋疾んで會津に死し、景義蘆名氏に仕ふ。（野史。）

沼田氏は大友氏より出でたりとの說

上野國志に曰く「案沼田氏、惟泰（前條に述べたり。）に始まるに非ず。これより先き建久四年に、沼田太郎東鑑に見ゆ。又大友記に云、大友豐前守左近將監能直と申すは、

右大將賴朝公の御息なり。其いはれを尋ぬれば、上野國平氏の利根の息女を賴朝寵愛ましまして、懷姙とならせ給ひし時、大友齋院次官親義に賜ひて後、誕生なりし御曹子を、市法師殿と申されしは此人なりと云々。又能直の子を利根二郎親秀と云。大友の二代なり。此に依て考れば、利根氏或は沼田と稱すならん。猶秩父氏又畠山と云ふが如きか。土人の記に云、沼田の城の根本は、醍醐帝の御宇、桓武天皇の皇子大友親王の裔、沼田勘解由左衞門尉景安、始て利根郡庄田に城を築て居る。卽今の戶神村なり。」此說の中、能直を源賴朝の子とすることは、何等の根據なき僻事なり。大友氏はもと藤原姓にして、文行の子脩行の裔なり。能成の子の能直に至り、中原親能の女婿と爲り、中原氏を冒す。能直沒後、其妻相模國大友鄕の地頭職を、嫡子大炊介親秀に附す。依りて大友氏を稱す。大友氏が我利根郡に領を有せし起原は詳ならざれども、親秀七世の孫刑部大輔氏時、利根郡川場村に吉祥寺を創剏し、寺領を寄進したることあるを以て見れば、親秀が利根二郎と稱せしも確實なるが如し。其寄附狀は今も同寺に存す。曰く、

寄進

上野國利根庄吉祥禪寺

同庄内上河波村（除止々庵料所不二境在番貳字）事

右所奉寄附當寺也。任先例令領掌之闢佛法久住之洪基可致專天下泰平家門繁榮之祈禱矣。仍寄進狀如件。

文和三年七月廿四日

刑務大輔源朝臣（花押）

氏時は川場二郎とも稱し、民部大夫と云ふ。慶安元年三月廿一日卒し、吉祥寺天祐慈鎭と謚す。氏時の兄卽ち宗心和尙は、吉祥寺の塔中止々庵の開山なりしが如し。氏時の妻は法諱を大智庵心月祐宗と曰ふ。氏時の子某、家を繼ぎ、應永廿五年二月十五日卒す。法諱は瑞光寺勝幢祖孝なり。其以後の系審ならず。

能直―親秀―賴泰―親時―貞親―貞宗―氏泰―氏時―┬親世……（豐後大友）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└某……（上野大友）

（和田）庄司―庄司―帶刀（正三郎）―安重（沼田四郎、仕淸盛）―經家（左衛門、仕賴朝）―泰經（左近大夫）―國泰―常泰（上野介、屬新田義貞）―泰重（右近大夫、仕足利義持）―義重（左衛門尉、仕義持義量）―家重（民部大夫）―景義（平八郎）

〔沼田根元記〕

泰村
景村
景泰
住庄田
景長
景胤
景盛
景則
景繼
景家
景宗
景繁
景安
景久
景光
景朝
景康
景世
泰輝
顯泰
憲泰
景秋
景冬
景秀
義泰
綱泰
朝憲
景信
信光
信清
光清
光行
光忠
女
景義
武道
景泰
景康
長忠
顯泰
憲泰

「法域寺系圖」

某（赤見六郎）
某（彌七郎）
女（安中越守室）
景義（平八郎　幼名米壺）
〔加澤記〕

（山科）景正—景康—景照—照幸
景泰（萬喜齋）—景久
　　　　　　　—景義
〔三光院記〕

三原庄の鎌原氏

吾妻郡三原庄は、(三)鎌原宮內少輔と云へるもの之を領し、數代を經たり。文明中、上杉顯定に屬す。憲政の時、天下亂れて、大は小を併せ、强は弱を食む。吾妻郡太田庄には、岩櫃城主齋藤憲廣（越前守一岩齋）起りて、近鄕を併呑す。鎌原謂へらく、信玄の威望あり。以て推戴するに足ると。乃ち其子筑前守と議し、眞田幸隆に就き、好を送る。幸隆乃ち小諸城主甘利左衞門尉をして、信玄に通ず。永祿二年、筑前守父子信州に抵りて、信玄に謁す。爾後齋藤を圖らんとして、機會を竢つ。翌三年、信玄西上州に出馬の際、鎌原に書を與へて曰く、

調略故、其許時宜可然樣に候哉本望候。此表追日任存分候。就中昨日高田降參、今

日は休馬、明日向于國嶺可及行候。近日分二人數其筋へ可遣候條、彌相調候樣、無油斷計策專一候。恐々謹言。

十一月十九日　信玄

憲廣之を聞いて、大に安んぜず、羽尾入道道雲と鎌原とは一族なるにも拘らず、互に不和なるを利用せんとし、道雲を說いて、鎌原を討たしむ。道雲、鹽谷將監入道と俱に部署して、鎌原が館を攻む。鎌原の一族浦野下野守・湯本善八・横谷左近等、急に出て之を禦ぎ、遂に拔く能はず。憲廣、大戶眞樂齋を遣して、和を講ぜしむ。是に於て鎌原又謀を廻らし、憲廣の家人富澤行連（横谷左近の姉婿・岩下の地頭）をして、道雲の甥に慇懃を通ず。入道果して之を信ず。鎌原使を甲斐に遣して、憲廣の動靜を告ぐ。永祿四年八月、信玄、幸隆及び甘利左衞門尉を將とし、兵三千を以て、大戶・三原の二口より進擊す。憲廣、其敵する能はざるを知り、出て降る。

永祿四年（加澤記に三年とあるは誤なり）。十月上旬、羽尾道雲弟海野幸光・富澤庸連・湯本善太夫・浦野下野守と與に、鎌原の館を攻む。鎌原の兵善く防ぐ。而かも大戶眞樂齋、弟但馬守をして、狩宿を攻むると聞き、其敵する能はざるを察し、使僧をして媾和す。

永祿五年三月、信玄檢使を遣して、羽尾・鎌原の境界は赤川・熊川の落合を以て限と

齋藤氏と鎌原氏

すべく定む。然るに羽尾道雲が數代相傳の領たりし古森・與喜屋の二村、鎌原氏に入りしを以て、羽尾は之を齋藤憲廣に訴ふ。憲廣之を鎌原宮內少輔に通せしも、應せずして、十月鎌原は遂に在所を出で、信州佐久郡に走る。信玄乃ち小縣郡浦野領內にて同高の地を與ふ。是に於て鎌原の領せし地は悉く羽尾に入る。六年六月、道雲萬座溫泉に浴し、其子源太郎岩櫃城に出仕す。眞田幸隆、其不在に乘じて、其居館を奪ふ。道雲信濃に走る。

齋藤憲廣は鎌原を討たんと、上杉謙信に好を通ず。道雲、信濃高井野に在りて、常に古鄉に歸らんことを劃策す。時に鎌原の老臣に樋口と云へる者あり。道雲に志を通じ、鎌原にして若し滅亡せば、其一跡を宛行はんことを請ふ。道雲快諾す。憲廣も亦其旨を諭す。六年九月、樋口は鎌原に勸め、兵を率ひて古鄉に入らんとす。道雲も兵を率ひて米無山に陣し、鎌原の抵るを竢つ。樋口豫め獵人を雇ひ、途に鎌原を狙擊せしむ。誤つて樋口を殪す。道雲之を知らず、樋口の內應を竢つ。事齟齬して、鎌原を援ふの軍、石津の邊より至り、與に道雲を擊つ。道雲狼狽して、平川戶に奔る。是に於て鎌原宮內少輔は古鄉に歸るを得たり。然れども信玄、謙信の憲廣を援けんことを恐れ、爾津・蘆田・甘利の衆を遣はして、鎌原・

長野原の二砦を守らしむ。是より鎌原・齋藤二氏の爭亂と爲る。

齋藤憲廣及羽尾道雲の敗退

是月下旬、憲廣等三百騎を率ひて、長野原砦を攻む。砦將常田新六郎（眞田幸隆の弟）戰死し、其軍鎌原砦に逃る。道雲代つて長野砦に入る。憲廣使を倉内城に遣し、沼田萬鬼齋父子の援兵を需め、鎌原を討たんとす。鎌原之を聞いて、信玄の援を請ふ。幸隆乃ち兵三千を率ひて、吾妻郡に向ふ。白井の長尾憲景は憲廣を援く。岩櫃城は吾妻第一の難所なるのみならず、無双の名城なれば、幸隆之を攻めて拔く能はず。善導寺の住僧をして和を議せしむ。又謀つて憲廣の甥蒲三郎及び海野幸光（長門守）兄弟をして内應せしむ。十月十三日夜、憲廣の居館を燒く。幸隆の兵城に逼り、憲廣禦ぐ能はずして、越後に走る。是に於て岩櫃城を幸隆に賜ひ、三枝松土佐守・鎌原宮内少輔・湯本善太夫を城代とし、植栗・浦野・富澤・神保・唐澤等、皆本領を安堵し、特に蒲三郎を賞して、本領井戸上村に齋藤氏の藏入五分一を加へらる。海野兄弟は信州にて地を宛行はる。十一月、鎌原は急に羽尾の館を襲ふ。道雲雪を犯して、大戸に走る。

幸隆岩櫃城を略取す

七年五月、齋藤憲廣、謙信の援を得て、吾妻を復せんとせしが、幸隆大軍を擁せしを以て進む能はず。憲廣の臣池田佐渡守來り降る。八年十月、憲廣の子憲宗（越後）

太郎は、越後より兵を擧げて、嶽山（今伊參村大字五反田）に據る。幸隆之を攻め、城陷り、憲宗及び弟城虎丸等自殺す。乃ち池田佐渡守をして之を戍らしむ。此役眞田氏の先鋒西窪（三）重知・唐澤杢（四）之助等勇戰して死す。永祿九年、幸隆信玄に乞ひ、海野幸光（五）（長門）・輝幸（六）（能登守）を吾妻郡代と爲し、年毎に一度昌幸を遣はして之を監せしむ。其後越後の屬城と爲り、齋藤某の據守する所と爲りしものゝ如し。天正三年正月、幸光・輝幸。調略を以て、齋藤を逐ひ、岩櫃城を奪還す。爾後二人また城代たり。

（一）沼田根元記に、沼田氏の初祖は和田庄司と云ふもの、奧州の亂に會津より遁れ來り、沼田の山中を開發して、居を占む。二男正三郎庄司となり、下沼田・恩田・硯田・庄田・川田・町田・太田（川場又は尾瀬とも云）の七所を開拓す。之を七田庄と云ふ。三世・四世の庄司、更に宏大の地を拓き、平氏より利根郡・勢多郡を賜ふ云々と見えたり。

（二）鎌原は湯本・横谷・植栗・西窪・河内の五氏と併せて、之を吾妻六黨といふ。（羽尾記。）

（三）重知、治部左衞門と稱す。知昭の子にして、西窪第廿二世なり。信玄其功を賞して、彼が男藏千世重宗に、左の感狀（竪一尺五分 横一尺五寸）を與ふ。

（袖判）

父治部於嶽山戰死、寔忠信之至、感入候。然者知行等之事、無異儀可相續者也。仍

如件。

永祿九丙寅年三月晦日

西窪藏千世殿

(四)唐澤杢之助の子於猿に與へたる感狀は左の如し。

(補判)

父杢之助於嶽山一ノ木戸口討死、忠節之程感入候。然者知行事無相違可令相續者也。仍如件。

永祿九丙寅年三月晦日

唐澤於猿殿

(五)幸光は羽尾幸全の弟なり。或は幸光、羽尾城に入りて入道し、幸全と稱すと云へるは誤なる可し。天正三年夏、弟輝幸と與に岩櫃の城代と爲る。

(六)輝幸は幸光の弟なり。膂力衆に超え、太刀打の業、關東無雙の稱あり。輝幸窃に以て足れりとせず、天下無雙の名を得んとし、海内を周遊す。武技を研く七八年にして歸り、幸隆の推擧に依りて、信玄に仕ふ。時に年六十に垂れんとす。

第四節　眞田昌幸の前半生

幸隆死して昌幸繼ぐ

勝賴昌幸をして沼田を領せしむ

天正元年、信玄卒す。幸隆上田に退隱す。二年五月十九日卒す。年六十五。（眞田記及び甲斐國史六十三に作る。今玉石雜誌及び加澤記に從ふ。）眞田庄長國寺に葬りて、長國寺月峯郎心と諡す。長子信綱家を繼ぎ、上田城に居り、吾妻郡岩櫃城を領す。長篠の役、信綱、勝賴に從軍して戰死す。是に於て信綱の弟武藤喜兵衛昌幸をして、家を繼がしむ。昌幸小字源五郎。後安房守と稱す。母の胎に在る十二月。天文十三年七月を以て生る。顏に七痣あり。大瞳赤眼にして、光耀人を射る。弱冠より信玄に近侍し、奥近侍六人の一員たり。識人に超ゆ。擢れられて健步隊長たり。信玄の外族武藤與二、早く死して嗣無し。昌幸に命じて其家を嗣がしむ。因つて武藤と稱す。年甫めて十四にして、刈屋原の戰に從ひ、甲首二を得たり。長篠の役二兄皆死す。勝賴命じて本族に復せしめ、上田を領す。

天正三年、勝賴、昌幸をして東上州を圖らしむ。昌幸乃ち吾妻郡に赴き、海野兄弟と議し、利根郡高平村雲谷禪寺に宿し、監士を置きて、方策を授け、自ら沼田氏の

先方業金子泰清を說いて、沼田筋に向ふ。時に越後にては、天正六年謙信卒して、爭亂あり。北條氏政之を聞き、氏邦氏政弟等を遣はして、沼田に抵り、越後の動靜を窺はしむ。景虎戰死の報至るに及び、越後より來り戍れる沼田軍は、皆越後に退く。氏政命じて藤田重連（二）をして沼田城を守らしむ。氏邦忿恨して曰く、吾氏康の子たり。康邦の亂に非ずと雖も、其食邑は我有と爲る必せり。況や沼田をや。彼の城我武に屬す。然るを今理に悖りて、重連に與ふ。我れ服せざるなりと。乃ち重連を人見に鴆殺す。氏政復藤田信吉を以て、沼田の城代と爲す。重氏益恚り、信吉を氏政に讒言す。信吉聞いて之を怒る。天正七年、昌幸師を出して、中山・尻高・名胡桃・山名・猿知等の諸城を降す。北條氏直之を聞き、猪股・藤田等をして、名胡桃・小川の二城を攻めしむ。抜く能はずして還る。八年正月、昌幸名胡桃に移り、倉內城を攻めんとす。先づ兵七百を發して、明德寺城を襲うて之を取る。三月、北條氏の軍、小川城今桃野村大字月夜野を攻む。小川可遊齋出で戰ふ。北條氏の軍敗れて退く。既にして北條氏の軍又來り攻むと聞き、越後に走り城陷る。四月金子泰清等、沼田を背きて、名胡桃に走り、昌幸に投ず。今年藤田信吉匿に款を勝賴に通じ、悉く氏邦の戍兵の沼田に在る者を殺し、城を以て勝賴に附く。勝賴大に

悦び、沼田を以て眞田昌幸に授け、信吉に酬うるに、利根川東郡三百貫文の地を以てし、更めて能登守と稱せしむ。沼田城代として本丸に居り、輝幸及び其子幸貞・下沼田豐前守を二之丸に、金子泰清・發知刑部大輔を北條曲輪に、渡邊左近・恩田越前守を三之丸に、久屋左馬允を大膳曲輪に、西山市之允を保科曲輪に置く。郡内の諸士、皆本領を安堵す。

尻高氏の末路

天正八年、是より先、尻高城主尻高三河守重治、信玄の攻むる所と爲りて、其子右京亮景家(二)と與に、力戰して死す。景家の子左馬介義隆、利根郡猿ヶ京に遁れ、宮崎城を守る。是に至りて眞田氏の將海野輝幸來り攻め、義隆禦ぐ能はずして、後閑村に走り、恕林寺に入りて自盡す。時に八月十五日なり。昌幸、由良國繁を討つて、東上州を經略せんとし、兵を部署し、鎌田・阿曾・長井坂・不動山等の諸城砦を拔き、勝保澤に逼る。北條氏邦、大戶より吾妻郡に入らんとするを聞き、軍を沼田に還す。次いで昌幸、信濃に歸る。

沼田景義の滅亡

沼田景義は鄕に會津に在りしが、天正九年、東上州女淵に住して、由良氏の一族矢羽氏の女婿と爲り、本領に歸らんと劃策す。昌幸之を聞いて、岩櫃城に入る。謂へらく、泰義の叔父金子泰清を以て謀るに如くなしと。三月朔日、景義、由良の

昌幸諸將を利根郡に分置す

昌幸猪俣を走らす

加勢を得、新田を發して、阿楚砦に抵る。（三）舊知の士來會する者多し。昌幸金子泰清をして、之を招きて景義を殺さしむ。泰清、倉内城に入りて其機を竢つ。景義、戶神・高應の二砦を占領して、倉内城を俯瞰し、將に兵を分つて急に攻めんとす。泰清來つて倉内城を獻せんと請ふ。三月十四日、泰清素肌と爲り、景義の軍を先導す。景義甲冑を解き、水手曲輪より進む。時に山名彌惣、跪づきて景義を拜する爲し、刀を拔いて景義を擊つ。泰清遽に起つて、景義の左脇を刺す。彌惣乃ち首級を擧ぐ。（四）景義時に年四十二。景幸、景義が首級を檢す。四月昌幸信州に歸る。

九年六月、昌幸沼田に入り、藤田信吉に片品鄕の中沼須城三百貫文の地を賜ふ。信吉其中の古語父二十貫文を塚本舍人助に、原地二貫文を七五三木佐渡守に、其の他武功に應じて地を分與す。長井坂砦に恩田能定（越前守）、米野砦に須田加賀守、藤田城に加藤丹波守、阿楚砦に金子泰清、小川城に北能登守、名胡桃に鈴木重則（主水）、上河田に佐知爲信（圖書）、下河田に山名義季（信濃守、主水）を置き、以て戰功を表す。又越後の防備として、新巻・箱崎・湯檜曾・大居田・中山・尻高等の諸砦に兵を配置す。

沼田城には藤田信吉・海野輝幸を城代として置かれしが、北條氏邦、猪股則直（能登守）を先鋒として來り攻む。七月、昌幸、矢澤頼綱及び弟信尹を遣して、之を討たし

む。猪股等軍を退く。是より先き、昌幸吾妻郡を幸光・輝幸に與へて、之を管せしむ。然るに鎌原・湯本・植栗・池田・浦野・西久保・横谷の七士は、之を隷せしめず。幸光・輝幸心平かならず。既にして七士、書を裁して海野兄弟が陰謀あるを告ぐ。昌幸怒つて幸光を岩櫃に攻めて之を殺す。時に十一月上旬なり。次いで信尹等、沼田城に赴き、本丸に入りて、輝幸を召す。輝幸之を悟り、遁れて迦葉山に走らんとし、途に追兵に圍まれ、奮鬪して其子幸貞と與に死す。

昌幸織田氏に降る

天正十年、勝頼織田信長の攻むる所となりて、新府に走る。時に昌幸、勝頼に説き、其領地上州吾妻郡に走らんことを勸む。勝頼之を諭せしも、嬖倖の欺く所となり、終に天目山下に死す。昌幸は勝頼の來り投ずるの約を信じ、廿八日岩櫃に還りて、一郡の武士を招集し、土木を起し以て待つ。然るに報あり、勝頼小山田信茂の館に入ると。昌幸、兵二千五百騎を率ひ、信州に至る。途に小山田昌親に遇うて、勝頼の死を聞き、將に上田に歸らんとす。相模の兵之を御嶺に要す。撃破つて還る。幾もなく師來り圍む數重。城中の騎兵八百防禦撓まず。信長人をして來り諭さしむ。昌幸乃ち出て降る。食邑を得ること故の如し。

藤田信吉

(二)藤田信吉は一名重信。武藏那波莊の人なり。姓は小野氏。參議篁の裔なり。

建武中、重康梶原彈正を伐ちて、藤田郷に住す。一説に畠山重忠十六世の孫なりと。右衞門佐康邦（初名邦重）の時、鉢形城に居り、用土七郷を伐平し、城を八王子・天神山等に築き、上杉氏に隷す。天文中、河越夜軍の後、叛して北條氏康に屬す。其三男氏邦（一に氏吉に作る。）を養ひ、女を以て之に妻はす。名を重氏と更め、安房守と稱す。鉢形城を讓り、自ら用土に城きて遷居す。信吉は康邦の二子なり。彌六郎と稱す。氏康、康邦の邑用土・藤田及び相模の田を割いて、康邦の長子重連に與ふ。信吉に武藏の田五百貫文を予ふ。更めて藤田能登守と稱す。第を下沼田の金剛院に築き居らしむ。天正十年、信長弑に遭ふや、使を遣して援を上杉氏に求む。景勝悦諾し、歩騎五千を率ひて沼田を攻めて、忽に一二郭を拔く。瀧川一益急を聞いて、國人の兵二萬餘を率ひて馳せ致りて後援す。信吉背に敵を受けて、蝟戰する能はず。遂に遁れて越後に走る。十一月、景勝吉江喜四郎の寡婦を以て、信吉に妻はし、其遺跡長島城を信吉に與へて、三百騎の隊長と爲す。軍毎に先驅を爲し、分國を幸治す。十四年五月、景勝に從つて速職し、從五位下に叙せらる。十七年十一月、再び景勝に從つて京師に入り、從五位上に進む。慶長二年、景勝封を會津に轉ずるや、信吉大森城を守り、刷羽郡三十三邑一萬五十三石餘を食む。慶長五年、景勝三歳と約し、會津に在りて逆謀を懷くや、信吉屢諫めて聽かれず。遂に京師に赴き大德寺に入つて剃髮し、源心

と號す。金龍院に潛居す。關ヶ原役後、家康信吉を麾下に召し、下野國西方一萬三千石を信吉に、粧田二千石を妻氏に賜ふ。大坂夏役、榊原康勝に副へて監軍と爲り、指揮度を失ふの罪に處せられ、信濃に配せられしが、老齡恥を雪ぐの期無きを察し、刄に伏して死す。野史。

尻高氏

(二)尻高氏は白井長尾伊玄の三男左馬頭重儀を祖とす。重儀五世の孫は重治なり。義隆の墓は今古馬牧村大字後閑字江戸の内、寺家山半腹の林中にあり。側に從者八人の塚を設く。

發知氏

(三)發知四郎左衛門景朝參加す。景義金子泰清に謀られて殺さるゝや、景朝も亦戰死す。

沼田景泰—景盛—發知三郎景宗……景朝

沼田景義墓

(四)景義の屍は之を町田の小澤城趾今法城寺の境内敷地となる。に葬りて、法城院心岸玉田と謚す。法城寺に景義甲冑著用の木像を祀る。家紋は三引とす。

第五節　武田氏滅後の昌幸

信長の死後昌幸利根吾妻二郡に於ける割據

信長武田氏を滅すの後は、瀧川一益を以て關東の管領と爲し關東及び奥羽諸州の征伐・訟獄皆之を處分せしむ。上・信二州の國人に命じて、悉く一益に隷せしめ、以て藩屏と爲す。而して一益の甥儀太夫を沼田の城代たらしむ。是夏信長弑に遇ふ。甲信復亂る。佐久・小縣の土豪、昌幸を迎へて將となし、遁ち偕に盟約す。上杉景勝の信濃に入らんとするに逮び、依田・小笠原等款を送る。六月、景勝信濃に入り、皆赴き見ゆ。是より先き、昌幸、子信幸を岩櫃城に遣はし、伯父矢澤頼綱を沼田城に置き。信幸を佐けしむ。六月下旬、頼綱猫城及び撵城（二城共勢多郡）を攻む。城主牧和泉守父子、（白井長尾の家臣）善く禦ぎ、拔く能はずして還る。

昌幸詐謀を施し擊して北條氏の使人を詰で

八月、北條氏直勢に乘じて、上野を侵略せんとす。（一）頼綱川田城の危急に瀕せるを上田に注す。昌幸乃ち禰津光直の子幸直を將とし、兵二百を率ひて、倉内に赴かしむ。北條氏直の伯父氏邦、廐橋城に在りて、兵五千を部署し、小野邦憲等を沼田に、多目周防守等を吾妻に遣はす。九月、北條軍大戸に進む。大戸眞樂齋兄弟、

逆へ撃ち、敗れて手子丸城に入る。敵復來り攻め、城陷りて兄弟自殺す。信幸急報を得て、兵八百餘を率ひ、手子丸城を襲ふ。北條氏敗れて榛名山に退く。中山城は赤見氏之を戍る。北條氏邦援兵を加ふ。眞田氏も亦川田城に禰津幸直を派す。十月、氏邦長井砦恩田越前守在番を拔く。又猪股能登守をして鎌田城、上泉主水をして阿曾城を攻めしむ。十月二十一日、矢澤賴綱兵を率ひて來り、北條の軍を撃つ。氏邦明日を以て倉內を攻む可しと揚言して、一旦軍を旋す。翌日須田加賀守代つて鎌田城を攻む。城主加藤丹波守自殺して城陷る。氏邦長井城を保つ。二十三日、猪股大兵を率ひ、來つて阿曾砦を攻む。守將金子美濃守禦ぐ能はずして遁る。

田北原の戰

十月二十八日、氏邦兵五千餘を帥ひて、田北原に進む。賴綱諸軍を指揮して、道に逆へ撃つ。兩軍殺傷相當る。賴綱軍を倉內城に收む。敵來り圍み、戰鬪三日に及ぶ。賴綱計略を以て、夜敵陣を衝く。敵死傷する者多し。氏邦懸軍悠久、得る所無きを知り、諸軍を促して厩橋に還る。

昌幸德川氏に歸服す

昌幸十月の戰を聞きて、倉內城に出馬す。時に川田衆北條氏に應じて、中山に退去す。十一年三月上旬、氏邦鉢形城を發し、白井に著陣す。中山衆・須川衆・沼田

浪人等、北條氏に款を送る。九月、德川家康伊那郡に着陣す。國中の諸士競うて之に應ず。禰津・矢澤・常田・蘆田・保科・小泉・室賀・八代・浦野等、皆本領を安堵す。蘆田信蕃、昌幸と舊あり。家康の印章を齎して之を招く。昌幸歸服す。(二)是より先き、昌幸吾妻に往き、小河・尻高・猿ヶ京・中條・新篠・岩櫃・倉內等の八城寨を抜きて、利根・吾妻二郡を鎭平せしもの、如し。是に於て眞田氏對德川氏の葛藤は轉じて眞田氏對北條氏の問題と爲る。

德川北條修交條約を無視して昌幸郡邑を侵略す

(三)初め家康の北條氏と交を結ぶや、約して曰く、甲・信は德川氏に附し、上野は北條に屬せんと。然るに昌幸郡邑を侵略し、沼田等數寨を奪ひ、北條氏兵を用ひしも、容易に平定せず。是に於て天正十三年九月、氏直・氏照大軍を率ひ、分つて二軍とし、一軍は氏照之を率ひて、中山より入り、一軍は氏直親ら之を率ひて、鈴ヶ嶽の麓に進む。氏邦は別軍を率ひて、阿曾砦に着す。矢澤賴綱倉內城を出でて、諸軍を指揮し、以て待つ。北條軍は次第に進擊し、川田を攻め、倉內を圍まんとして、所々に闘ふ。而るに氏直考慮する所ありて、廿九日陣を徹して去る。猪股は長井坂に留まり、赤見山城守は中山城を戍る。

北條氏直倉內城を攻む

天正十四年四月下旬、氏直厩橋に在り。去年倉內城を抜かざりしを遺憾とし、

由良氏猪俣と與に沼田を攻めて克たず

天正十年の頃利根吾妻二郡の城主

急に之を攻めんとす。七萬の兵を二隊に分ちて、赤城の麓を横斷して、田北原（沼田の原）に進む。五月五日、先鋒氏邦・松田・大道寺・猪俣、二萬騎を率ひて、阿曾原に陣す。二十五日、諸軍進んで倉內城を包圍す。時に降雨頻りに至り、利根・片品等の諸川洪漲し、北條氏圖らず滯留久しきに渉る。時に秀吉小田原を攻めんとするの報あり。同月晦日、氏直總軍を解いて退去す。猪俣のみ留つて沼田に居る。天正十五年二月、由良信濃守、兵五千を率ひ、赤城山を越えて、白井の原に着陣し、猪俣と兵を併せ、沼田を攻めんとす。賴綱二千餘騎を率ひて、倉內城を出て、砥石坂に掛り、片品川の邊に進む。猪俣の兵來り擊つ。倉內の兵奮戰して之を破り、進んで白井原に逼る。日沒に會し、軍を還す。廿三日、由良氏・猪俣氏、與に利根を去る。（加澤記・沼田盛衰記・羽尾記・玉石雜誌・野史・眞田記・關東古戰錄・人物志・地名辭書・上毛及上毛人・名跡志。）

此以來眞田氏北條氏媾和の事蹟は小田原征伐の條に述ぶ可し。

（二）沼田盛衰記に據れば、天正十年の頃眞田氏に附屬せし利根・吾妻二郡の城主は左の如し。（△印は利根郡、無印は吾妻郡。）

城	城主
△名胡桃城	鈴木主水
△小川城	北能登守
岩櫃城	眞田信幸
鎌原城	鎌原宮內
須川△箱崎城	森下又左衞門
新巻△羽場城	塩原源太左衞門

城	城主
△下川田城	山名信濃守
△上川田城	發知治郎
△森下城	渡邊左近
鎌田城	加藤丹波守
△猿京城	（矢澤持）栗原肥前守
（岡崎新田）槍原城	養牧宮内・湯本九右衛門
（村上）岩井堂城	富澤伊賀・同 大學
（横尾）八幡砦	富澤豐前
（中之條）小城	鹽谷掃部・蟻川入道
岩下城	富澤但馬・同 伊豫・同 久三郎
（蟻川）嶽山城	蟻川源三郎・割田掃部
西中庄害要	鹽谷將監
植栗城	植栗安藝守
鎌原城	鎌原宮内
（横河邊）丸屋城	鎌原宮内・羽尾入道・横谷左近・湯本三郎右衛門（交代）
長野原城	湯本三郎右衛門

德川眞田二氏の關係

（二）加澤記に據れば、天正十一年九月、信州一圓德川氏の平均に歸し、眞田氏にも「年來被抱置知行之分、如前々領掌之上者、永不可有相違。彌此上者可被存忠功者也」との書を賜ひし旨を載せ乍ら、更に恭順を表せし跡も見えず。十月には國中を從へんと、一門一手と成りて、芳賀を襲ひ、翌年六月、芳賀は家康に請いて、昌幸を討たんと謀りしに、返つて昌幸の爲に殺さる。十月其罪を詰り、兵七千を發して之を撃たしむ。寒川に於て大激戰あり。德川氏二千騎を討たれ、三千騎を傷きて軍を延す。家康親ら出馬せんとの聞ありて、昌幸上田を信幸に托して、妻孥を提げて上洛し、石田榆田に倚りて太閤に謁す。大閤之に上方にて三萬石を與へ、昌幸罪を家康に謝し、昌幸は本領に歸參せりと云々。

豐臣秀吉と眞田氏の關係

（三）天正十二年長湫の戰、家康優を氏直にとふ。氏直答へしめて曰く、初め約する

に甲信を以て德川殿に屬し、上野を我に附く。然るに昌幸恣に郡邑を侵掠し、沼田等數寨を橫奪す。請ふ速に掠奪を禁し、利根・吾妻二郡を以て我に與へば、舊盟を申して師を出さんと。家康昌幸に命じて沼田を納め、更に封を郡内に取らしむ。昌幸謂ふ、伊奈郡に封するを得ば、飯田城に據りて、伐つて川中島を取らん。川中島は景勝が封内たり。如し景勝と戰爭し、急あらば必ず救を乞ふべし。然るに今長湫未だ決せず。之に加ふるに越寇を以てす。乃ち不可なりと。聽さず。天正十三年春、氏直使を遣はして、再び沼田に易ふるに、郡内の地を以てせんことを請ふ。家康許諾し、昌幸に諭す。昌幸初め家康に歸するや、相兵と戰うて功あり。家康賞するに上田を以てするに及び、自ら謂らく、賞功に及ばずと。竊に怨望を懷く。北條氏も亦數、沼田の地を請ふ。家康復昌幸を諭む。是に於て昌幸恚つて曰く、嘗て大封を以て我を招く。今猶言を食む。沼田は我が得る所にして、德川氏の賜に非ず。何爲れぞ容易に人に與へんや。大軍若し來り攻めば、我自ら當らんと。乃ち嘗て賜ふ所の印章を以て、大久保忠與に投じて、大谷吉隆に賴りて款を秀吉に送り、板垣信方の子修理亮を越後に遣はし、須田相模・島津玄蕃に因りて請うて曰く、嚮に畔いて北條氏に卽き、後悔及ぶ無し。如し舊過を宥して、危險を救はば、次息を送りて永く臣籍に列し、儻し軍事ありて百許の兵を率ひて先驅と爲り、請ふ荆棒を芟夷せん

と。乃ち盟書を裁せて以て送る。景勝時に新發田城を攻む。之を聞いて曰く、昌幸初め甲に臣たり。甲亡び我に歸す。復叛いて相に卽く。相を侮つて遠に卽く。今又遠を恨んで我に歸す。周旋反覆、殆んど窮する乎。窮鳥懷に入れば、獵者も亦之を憐む。我若し舊惡を惡んで救はずんば、渠必ず滅せん。或は謂へらく、我れ德川氏の武を怖れて渠を棄つと。乃ち許諾して師を轉じ、上田を援ふ。蘆田信蕃昌幸の叛を聞き、兵を率ひて矢澤城を攻む。家康昌幸の反覆を憎み、將に上田に事あらんとす。四月氏直之を聞きて、氏邦・氏房等、騎一萬を遣はして倉內城を攻む。云々。頭註 加澤記に載する所の年月事實、正に相違す。野史の取る所藩翰譜・松憲漫錄果して當を得たりや。此の間の史料甚だ明瞭を缺く。依つて併せ記して他日識者の訂正に竢たんとす。

第十二章　上杉謙信の上州經略

謙信上杉氏を襲ぐ

上杉謙信の上州に指を染めしは、天文廿年を始めとす。抑も長尾氏は、白井長尾の庶族にして、越後國頸城郡府內城に居る。謙信は爲景の二男なり。爲景が事は前章に屢〻述べたる所なるが、謙信十一歲の時、（天文七年、）一向宗土寇の爲め、陷穽に陷り、栴檀野に死す。天文十二年、謙信兄晴景に代つて立つ。善く兵を用ひ、衆畧〻服し、敢て命に違ふ者莫し。兵力日に強く、悉く越後を徇へ、師を加賀・能登に出し、越中に入つて父の弔戰を爲し、軍を佐渡に示す。十五年、村上義淸、信玄の爲に遁れて來り投ずるや、翌年兵を信濃に出し、信玄と海野平に遇ふ。蓋し信玄と兵を結ぶの始なり。連年に至りて終に解けず。時に上杉憲政北條氏康の逐ふ所と爲り、越後に出奔す。（天文二十年の事とす。）長尾氏奕世の親屬たるを以て、謙信に托するに、復讐の事を以てす。謙信乃ち憲政に許す。憲政其管領を讓り、併せて其氏及び錦旗・系圖等を予へ、以て之に啗はす。是に於て上杉氏を冒し、善く憲政を待遇す。

謙信平井城を陷る

天文廿一年四月、謙信、長尾謙忠を以て先鋒と爲し、齋藤朝信を後拒と爲し、直江

村岡河原の戰

兼續・柿崎景家・河田親章の騎兵八千を率ひ、鳥居峠を越えて、松井田に抵る。安中春綱・廣盛を以て嚮導と爲し、平井城を圍み、日夜之を攻む。北條長綱拒ぎ備ふ。會、城中疫痢ありて、兵疲れ勢屈し、宵遁れて杉山城に走る。謙信其城を取る。氏康師を率ひて松山城に入り、嚴戒して、敢て兵を出さず。謙信、謙忠・北城長朝及び白井定利・太田・長野・藤田・大石・佐野・小幡・白倉等をして、平井城を保たしめ、軍を旋す。

天文廿一年四月上旬、謙信西上州に越山して、平井に入城す。國人と盟うて、將に足利晴氏を古河に攻めんとす。此時太田三樂、里見義堯と與に謀を謙信に通す。千葉利胤、氏康が妹婿たるを以て、頻年古河を警衞し、里見氏と宿敵を爲す。義堯の越後に通せるを聞き、人を小田原に馳せ、氏康をして師を神流川に出さしむ。自ら騎兵六千を率いて、荒川を濟りて、村岡河原に抵り、援兵を俟つ。謙信平井に在りて、報を聞き、乃ち三樂を以て魁師と爲し、長野業政之に次ぐ。境川を濟るに及び、深谷・本庄・高山等、先づ出て河岸に屯す。謙信、甘糟景持に謂つて曰く、北武の國人、中路を進る。汝遊軍を以て撃てと。景持乃ち隊下を馳せて、赴き撃ちて之を走らす。謙信其獲る所の首級を檢し、村岡河原に進む。會、赤井法蓮・富岡重正・長尾景朴・同顯長・佐野昌綱・長沼俊宗等、騎兵五千餘來り援く。謙信之をして

三樂・業政に代り、千葉の兵と戰はしむ。千葉の軍敗れて、長尾政勝・齋藤朝信等、利胤の中軍を撃つ。利胤敗れて下總に走る。是戰や首を獲る二千餘級。而して氏康の師二萬、小田原を發して戰を持せんとするを聞き、負傷の兵を平井に歸し謙忠・小幡景純（圖書助）・白倉左衛門佐等を召して、藤岡川の南野に陣を屯して、以て氏康に備ふ。氏康中途にして師を小田原に囘す。

謙信金山佐野を巡視す

八月下旬、（楓軒文書纂、氏繁の文書に天正二年と爲す。頗る疑惑あり。）謙信猶平井城に在り、上野の郡境を巡視す。桐生より佐野の天猫に踰えんとす。新田領廣澤の境野を過ぎて、足利の八幡に抵る。路途狹隘にして、地理を辨ぜず。左右皆山壑にして、田圃を蹂躪して、黍稻を荒す。金山の足輕大將金井新左衛門斥候と爲りて、廣澤の茶磨山の寨に在り。謙信の行軍雨沼（今天沼と書す。山田郡相生村の大字）に出づと聞き、騎を阜塊に立てゝ、謙信を見る。先驅柿崎景家、人を遣はし其無禮を詰る。對ふるに姓名を以てして曰く、我此山寨を警衛す。是より足利に至る横瀬・長尾氏の邑なり。請ふ侵暴を禁ぜよと。謙信冷笑して曰く、我に對して無禮なり。誡めざる可らずと。乃ち健夫を遣はして、其寨を犯さしむ。新左衛門騎を返へして、神明杜に逃る。追ふこと急にして、遂に闘死す。景家をして其寨を燒かしめ、首級を獲て之を佐野・足利

謙信上泉善赤萩の諸城を攻む

の境岡崎山に梟し、而して佐野に抵る。佐野昌綱迎接して、栃木城に入らしむ。三日を歷、昌綱の弟綱千代を携へて、平井に歸る。西上州の先方衆を魁帥として、金山城を攻めしむ。城兵能く拒ぐ。先方衆の中、廣澤より東路に就き、之を夜襲せしも、利あらずして退く。

十一月、謙信兵を出し、三國棊を攻む。弘治元年春、氏康師一萬五千を率ひ、厩橋城に陣し、佐野・足利・青柳を伐たんと謀る。倉内城代猪股則直をして、大胡・山上の二城を攻む。上泉の大胡上泉信綱出て降り、山上氏秀城を棄てゝ走る。五月、謙信平井に抵り軍議す。上泉信綱使を遣はして曰く、請ふ先づ大胡を取りて、佐野・足利の便路を開かんと。謙信、業政・謙忠をして厩橋城を壓せしめ、自ら利根川を踰え、上泉を使伐し、桐生直綱が麾下善城を拔く。次いで山上城に在りし北條氏の戍兵を逐ひ、大胡民部左衛門をして之を保たしむ。將に桐生に向はんとす。道路險阻なるを以て、轉じて仁田山宗連が赤萩城を屠りて、軍を平井に收む。

謙信北條氏と利根郡及北武に對抗す

十月、三國峠を歷、猿ケ京に出づ。是時氏康倉内城に在り。謙信沼田に逼り、健步を出し戰を挑む。是地たる利根川・片科川を抱へ、深泥粘土にて戰ふ可からず。適謙信疾ありて罷む。弘治二年六月、謙信平井に抵り、河西の先方衆及び岩櫃・倉

野・足利等の兵を促し、氏康と北武に對抗する數日。氏康引き歸り、謙信も亦軍を平井に收む。是役や、三樂魁軍と爲る。或は流言す、三樂相に通ずと。謙信僅に十許人と三樂の陣に赴き、雜談戲笑す。三樂の庶長子資時、時に歳十三、侍坐す。謙信扇を擧げて之を招き、其手を執つて曰く、健なる哉童や。當に我子と爲すべし。我營を認めしめんと。乃ち携へて歸る。巷説忽にして止む。是秋、氏康倉内城に在り。謙信三國嶺を越えて、馳せ至り抗衡す。先手の輕卒矢丸に接し、未だ交戰するに及ばず。謙信熱疾を患ひ、軍を引いて回る。

謙信金山桐生を窺ふ

弘治三年五月、謙信鳥井嶺を經、平井城に入る。金山・桐生を伐つて、旗を川東に出さんと欲す。土地險隘屢、兵を出すと雖も利あらず。是時謙信斥候二三騎と數里を回視す。桐生の兵狙射せんと謀り、銃手三人を擇び、山陰に伏せしむ。謙信鐵の半首を被り、連鐵斑馬に騎し、鬼小島家正等四騎を率ひ前登す。伏と相拒る數町にして、一武夫あり、閑道より出づ。俯伏して曰く、籠澤景次なり。此地險隘、請ふ叨りに擊つ勿れ。君每に輕騎巡視す。不虞の變測り難し。臣嘗て歎ず、今果して變有らんとす。是を以て報ずと。謙信喜びて、遽に命じて伏兵を搜り、之を斬る。厚く景次を賞す。

謙信東上州を經略す

永祿元年十月、謙信平井城に抵る。十一月、東上州を巡視し、奥澤の峯に砦を築き、以て金山城に迫る。横瀨成繁勢屈し、金龍寺の僧をして桐生の嚮導を爲さしめ、西上州人に乞はしめ、質子を送る。謙信、上泉信綱をして桐生の嚮導を爲さしめ、西上州人に命じ、柿崎景家・夏目定盤等の兵二千餘と、黒川谷に進ましむ。神梅（黒川谷の内）の郷士愛久澤能登守等、石弩抶箄を險隘に設く。景家旅を整へ、神梅の砦を破り、桐生の後門に進む。會〻金山の和平成り、桐生直繼及び小股城主澁川義勝、與に和を乞うて皆來屬す。而して赤井・富岡・佐野等をして先鋒と爲し、小山政照を祇園城に伐たしむ。戰に臨んで和を乞ふ。乃ち質子を收めて、兵を河内郡に進め、壬生綱房を鹿沼に伐ちて之を下す。次いで宇都宮廣綱を其の城に伐ちて、常陸の便路を闢かんと欲し、横瀨成繁の兵を遣はして、赤垣日向守が寨を攻む。又兵を頒ちて、眞岡・田劫・上三川等數城を侵伐す。三樂策を廻らし、悉く和を乞はしめ、平に屬す。歳暮に及び、兵を平井に收む。

謙信近衞公を奉じて桐生に入り四方を經略す

永祿二年春、謙信、佐野・小田二城を攻むるの後、本國に歸り、長尾政景・宇佐見定行と議し、幕府を關東に建て、自ら管領と爲り、小田原を討たんと欲す。四月上洛して、將軍義輝に謁を賜ひ、五月參内し、十二月歸國す。謙信の京に在るや、關白近衞

前久の子尙丸を奉じて、關東を鎭せんことを請ふ。前久夙に皇室の式微を慨き、朝憲恢復に志あり。謙信の力を藉りて、以て中原を廓淸せんとす。二人意志投合し、尙丸の幼齓なるを輔くるを名とし、父子與に赴くを約す。三年九月、春日山に抵る。道澄法親王・西洞院時秀・富小路秀直・進藤長英等陪從す。十月謙信、前久を奉じて、上野に抵る。平井城淺陋なるを以て、桐生城(今の梅田村)に入る。新田・足利・小俣をして桐生城を警衞せしめ、殊に諸將に命じて、會盟和好し、本莊繁長を先鋒と爲し、那波城を攻めしむ。那波宗元の子宗安(無理助)剛勇にして善く鬪ふ。繁長亦鋭士なり。時に年十七。自ら先登して槍を揮ひ、衆を勵まし、遂に宗元を獲たり。宗安走る。乃ち北城長國をして、桐生の爲めに警衞せしむ。而して福島賴秀(綱成次男)を厩橋城に攻む。賴秀和を乞うて、小田原に歸る。長尾政勝等をして之を保せしむ。又善宗次(備中守)等をして、伊勢崎を拔かしむ。謙信自ら上泉信綱を以て嚮導と爲し、柿崎景家・色部長實・本間資久等をして、沼田莊倉內城の後門に逼り、戸神山に攀り、木石を薄根川に投擲し、矢丸を放ちて攻擊せしむ。倉內城代猪股則賴力竭き、降を乞うて小田原に走る。森下・名吳桃・小河・岩櫃等の城寨、皆次いで降る。利根・吾妻二郡盡く平ぐ。又軍を最初の地に班し、飯野・女淵の小城を拔

きて、毛呂因幡守に與へ、之を館林に加へ、轉じて北武州に入り、忍城を攻む。此地足入多くして、大手行田口だも道細く、濠沼を拘へ、大軍の進退自由ならず。將に水灌を以て之を攻めんとす。成田長泰質を送りて和を乞ひ、軍を回す。三樂も亦松山・腰越二城を拔く。深谷・本莊・鴻巣の士豪皆歸服す。而して後、平井城を壞棄して、厩橋城を修め、新故の將士に頒賞す。

謙信鶴岡拜賀の禮を行ふ

永祿四年二月、謙信近衞公を奉じて、厩橋を發し、小田原を攻む。氏康敢て輕戰せず。謙信急に陷れ難きを度り、陣を解いて鶴岡八幡祠に詣て、拜賀の禮を行ふ。此日成田長泰禮を失す。謙信恚罵し、扇を擧げて其面を擊つ。長泰恚つて奔り歸る。諸將叛き歸る者相繼ぐ。麾下一萬七千の士卒隊列稍〻亂れ、或は相殺す。輜重多く士民に奪はる。武藏國府に到る。長泰北條氏の兵と之を尾擊し、殺傷頗る多し。歸つて厩橋に到る。覇業是を以て壞る。近衞前久及び上杉憲政之を憂へ、三樂及び長尾景朴をして、和を諸將に求め、里見義弘・佐竹義昭・宇都宮廣綱をして之を和順せしむ。故に大半は故に復せしも、結城・小山・千葉・小田及び西上州・北武州の國人等應せず。四月、謙信、前久を奉じて、越後に還る。前久は翌年五月遂に歸洛す。

謙信三樂を援ふ

永祿五年二月、氏康及び信玄松山城を攻む。三樂師を乞ふ。三月、謙信兵八千を率ひて、厩橋に抵り、三樂を促し、武州石戸渡に到り、城已に陷ると聞き、軍を松山に進む。相・甲、持重して戰はず。三樂馳せ到る。謙信乃ち衆を悉し、二本木（新田郡）を濟りて、小田家時が保つ所の騎西城を攻め取り、此間降りし所の成田長泰（家時の兄）をして、依田大膳亮が嬰れる足戸寨（足立郡）を取り、之に據らしむ。而して厩橋城に歸る。

謙信長尾謙忠を殺す

謙信兵馬を休むる三日にして、復館林城を攻め、新田・足利の兵をして先登たらしむ。守將毛呂季忠降る。乃ち長尾顯長をして、足利より館林に徙り足利を兼有せしむ。而して進んで祇園城・佐野城を攻む。小山秀綱・佐野宗綱降る。乃ち軍を厩橋に回す。五月謙信、厩橋城代長尾謙忠に死を賜ふ。謙忠は爲景の弟にして、謙信の族弟なり。弱年より忠勇比無く、屢〻殊勳を樹て、肱股の老臣たり。軍國の大小預り聞かざる無し。然るに頃年驕侈にして、自立の志を發し、私に小田原に通ず。去年より已來、松山の急難を見て、敢て救はず。騎西の役、前鋒に命せられしも、又疾と稱して出でず。是に於て謙信、其罪條を數へて、之を殺す。北城長國を以て、代つて城代たらしめ、厩橋の兵士を以て附屬せしむ。

謙信相軍を上州に破る

七月、氏政弟氏邦をして、毛利丹後守を足戸寨に攻む。丹後守援を厩橋に乞ふ。長國、和田某等をして、兵を率ひて赴き救はしむ。永祿七年三月、白井城を攻めて利あらず。八年七月、氏康・氏政、三樂を攻む。厩橋・平井の兵赴き援く。八月、謙信兵八千を率ひて、厩橋に至る。氏政父子、厩橋の城下に迫り、將に引去らんとす。宇佐美良勝・河田親章等追蹤し、謙信之に繼ぐ。將士次を逐うて出で、氏康去る能はず、旗を返して接戰す。謙信親ら精兵三千を督し、旗を伏せ徑を廻りて前み、急に起つて衝撃す。相軍潰走する十町餘なり。首を獲る四百八十餘級。部下死する者百五十餘と云ふ。尋いで柿崎景家・北城長國をして、三樂と倶に兵を轉じて、成田の忍城を攻めしむ。九月に及び、成田長泰自ら城を火して、小田原に走る。謙信師を越後に回す。九年（北越軍記十年とす。）三月、謙信厩橋に越山し、金山を攻伐する十餘日にして、拔く能はず。轉じて桐生城を攻めんとせしが、險隘にして損害多きを計り、陣を解いて厩橋に歸る。而して長國をして和田城を攻めしむ。十年二月、謙信厩橋城に居り、關東を略せんと欲し、將に河越城を攻めんとす。氏政撥兵を出して之を救ふ。三月桐生を攻む。

謙信氏康と和し信玄と戰ふ

永祿十一年、謙信氏康と和し、九月厩橋に相見ゆ。十二年、謙信上州に來り、山下

藤九郎・朝原式部を山上城に攻めて之を陷れ、沼田を經、歸陣す。元龜元年三月、謙信厩橋に入城し、信玄も亦西上州に出張す。厩橋城代北城長國、信玄を途に要撃せんとす。甲兵勇躍して進み撃つ。長國敗れて城に歸る。謙信厩橋より信玄を箕輪に伐つ。三年正月、謙信石倉城を陷れて之を壞ち、厩橋に歸る。四月、謙信の先鋒萩田備後守・膳宗次（備中守）小俣城を攻む。時に城主澁川相模守小田原に在り、石井尊空等留守す。卽ち兵百五十を部署して拒戰す。宗次戰死して軍を引く。

謙信の死

天正四年、謙信上總臼井城を攻めて歸り、袋（武藏南葛飾郡か）に到り、柿崎景家を圍み、其所部千許人を併せ悉く之を誅斬す。去年景家上野の牧馬を織田信長に贈り、報書を得て告げず。故に之を誅す。實は上野の人千葉釆女助が女伊勢の故を以てなりと云ふ。八月、和田城を拔く。六年三月十一日、謙信病を發し、十三日終に春日山に卒す。是より先き、畠山義春竊に迎へて、景勝を牙城に入れ、疾篤きに及びて、景虎を召す。景虎城に入らんとす。門者拒禦して納れず。景虎自ら第を燒いて、憲政が北河の館に走る。是より景勝・景虎の二黨に分れて相爭ふ。上野の國人多くは景虎に屬し、景勝に屬せしは猿ヶ京の尻高氏のみ。七年正月、景勝夜

長國を討つ。長國府中城に走り、途に荻田主馬の爲めに刺さる。四月甲斐の援兵越後に到る。景勝之を携へて、夜北河館を襲ふ。景虎之に死す。上杉氏の上州經略は、謙信の死と共に全く跡を絶てり。（松隣夜話・古戰錄・越後史料・後鑑・九代後記・管窺武鑑・野史・人物志・地名辭書・上毛及上毛人・名跡志。）

（二）宗連は里見家兼の子にして、仁田山藏人と稱す。仁田山の赤萩城に居て、桐生に屬す。正傳或問に、永祿二年、仁田山の斧砦を取り、在番衆討死すとあり。斧砦は赤萩の別名か。

第十三章　北條氏の上州經畧

第一節　北條氏綱氏康の攻伐

氏綱と武上二州

北條早雲の起るや、關東統一の志を興し、頻りに兵を用ひて、兩上杉を威壓す。然れども早雲在世中は、未だ武・上二州の地に一杯の領土をも得るに至らざりき。而かも其武威の振張せしことは、關東諸士の心膽を寒からしめし所なり。早雲の子氏綱の時に至り、次第に侵掠の歩を進め、大永四年には、上杉朝興を討つて、江戸城を取り、城代を置き、六年には里見義弘の侵入を鎌倉に禦ぎ、之を郤く。而して早くも天文二年三月には、鶴岡社の神主山城守等を上州に派して、同社修理の募緣を爲さしむ。蓋し氏綱、自己の威名を上野方面に宣傳せん意たるを察す可し。天文六年七月、氏綱、上杉氏故參の國人多く叛いて來歸するを悅び、兵を豆・相二州に募り、上杉朝定を河越城に攻む。朝定、伯父朝成と與に、武・上二州の兵を率ひて之を禦ぐ。相對持する五日。十五日に及んで接戰し、朝成捕虜と爲り、朝興敗績す。乃ち松山城に走りて城陷る。氏綱勢に乘じ、進んで松山城を攻む。朝

關東の侯伯北條氏に歸服する者多し

定の家臣難波田彈正入道善銀、壁を出でて力戰し、亦敗れて退く。遂に攻めて之を拔く。氏綱其族綱成をして河越城を守らしめ、族龍山をして松山城を守らしめて師を班す。天文十年七月十九日氏綱卒し、其子氏康繼ぐ。

天文十四年秋、是より先、氏綱長窪城駿河を取り、弟長綱をして之を保たしむ。今川義元復之を得んと欲し、人を半井城に遣はし、援を上杉憲政に乞はしめ、九月兵を率ひて、長窪を攻む。氏康將に兵を發し、後援せんと欲す。上杉憲政及び扇谷朝定、上野・下野・北武藏・常陸・下總の兵六萬を帥ひ、長窪に到らんと欲し、途に河越を過ぐ。二十六日、砂窪・柏原入間郡に陣し、師を移して河越城を攻む。綱成固く備へて、輒戰力を竭し、多く兩上杉氏の兵士を獲たり。氏康急を聞いて、綱成を救はんと欲す。會病床に就いて起たず。足利晴氏人を遣はし和解を勸めしも、憲政聽かず、援をこふ。氏康も亦人をして晴氏を諭し、上杉氏を援くる莫らしむ。晴氏依違として未だ決せず。難波田善銀、古河に往いて晴氏に說き、上杉氏に左袒せしむ。十月、晴氏師二萬を興し、親自ら之を督し、河越に赴く。憲政朝定と會議し、糧道を斷ちて、長圍を設る。日を歷、城中食乏し。氏康人を城に通じ、計策を謀らせんと欲せしも、衆其人に難し。綱成の弟膠賁、自ら請うて往く。單騎馳せて城

に入り、氏康の籌策を遂す。十五年四月に迫ぶ。是時に當り、里見義堯小田原を狙ふ。今川義元、嘗て兩上杉氏に通じ、豆・相を覗ふ。氏康兵を賦して、之が備を爲し、自ら部下八千餘を率ひ、赴きて河越を援ふ。謂つて曰く、彼は衆にして、我は寡なり。共に抗衡し難し。宜しく計策を以て殲す可しと。乃ち使を發して、謝するもの再三。或は和を乞ひしも、皆聽かず。敵の意驕泰し、武・上の國人二萬人、隊伍を分ちて來襲す。氏康令を傳へ、一度も支戰せず。退いて府中に屯す。衆或は謂ふ、怯恇なりと。氏康復進んで、砂窪に出づ。上杉軍白倉・倉賀野・和田・大胡・山上・那波・彦部等二萬の衆、復來襲す。弱を示して、退いて府中に次す。敵意益驕誇し、以て籠鳥と爲し、怠慢して守備を設けず。氏康間者を發し、審に敵の動靜を聞いて曰く、今日必ず兒輩を虜にせんと。二十日夜、天陰濛にして、咫尺を辨せず。八千の兵を分つて四隊となし、急に掩擊す。氏康眉尖刀を揮うて、敵十四人を斫り、從ふ所の兵能く戰ひ、遂に朝定を獲たり。兩杉氏の兵士死傷する者多く、憲政遁走す。綱成も亦機に乘じ、出でて晴氏の營を衝き、大に擊つて之を破る。敵軍死傷する者總べて一萬三千餘人。兩杉氏の部下大石定久・瀧山城を以てし、藤田邦秀天神山城を以てし、關東の侯伯厚く聘して好を求め、歸服する者多し。

氏康松山河越両城を攻取る

　氏康松山城を拔かんと欲し、兵を發す。是より先き、松山城主上田政廣、難波田善銀と與に師に從つて、河越城を攻めしが、善銀父子役に死し、政廣僅に九騎と逃げ歸る。而して小田原の兵來り攻むと聞き、士卒潰走す。政廣退いて足戸寨を保ち、松山空虚と爲る。氏康乃ち城壁を收めて、小田原に凱旋す。八月、堀(二)和刑部少輔をして、松山城代たらしむ。太田資時、上田政廣と與に急に不意を襲うて、松山城を復す。幾もなく資時卒して、弟資正其後を繼ぐ。氏康其弊に乘じ、兵を遣して松山城を攻む。政廣内應して遂に之を拔き、政廣をして之を戍らしめ、其質子を收む。氏康騎虎の勢を以て、岩槻城を攻めんとす。城主資正智謀勇才ありて、部下其人を得、精鋭の兵多きを以て、乘ず可き隙なし。是に於て平井城を攻めんとすれど、白井・足利の兩雄竝に長尾・佐竹・横瀬・桐生・澁川・赤井・富岡・長野・小幡・安中・倉賀野等、皆舊恩を棄てず、管領の再興を欲して、平井を守護するを以て、容易に之を調略するの機會を得ず、數年を過せり。

氏康關東を侵略す

　天文二十年三月、氏康憲政を平井城に攻め、火を縱ちて之に薄る。憲政遂に走る。八月氏康復た平井を攻む。上杉氏の被官防戰し、城遂に陷る。氏家北條長綱をして之を守らしむ。時に憲政の子龍若、捕へられて小田原に送らる。氏康

乃ち之を斬り、併せて從者八人を一色の松原に磔殺す。是に於て悉く上杉氏の食邑を併有し、威令大に關の以東に布けり。

氏康古河晴氏を幽す

下總古河の晴氏は、嚮に河越の役より北條氏と不和と爲りしも、全然抗敵の狀態にあらず。天文廿三年十月、氏康急に松田賴秀を將とし、七千餘騎を率ひて、古河を攻圍せしむ。事不意に出て、城中の兵寡く、防備完からず、沼田上野小太郎等戰死し、晴氏父子虜へられて、相州大住郡波多野の山家に幽せらる。

氏康大胡山上二城を取り謙信之を奪還す

弘治元年春、氏康兵一萬五千を率ひて、廐橋城に入り、佐野・足利・青柳等の將士を歸降せしめんと議す。乃ち倉內の城代(二)猪股則直に命じて、大(三)胡・山上の二城を攻む。上泉(四)大胡信綱武藏守和を乞ひ、山上氏秀藤七郎圍を破つて逃る。五月上杉謙信平井に赴き、關東の形勢を窺ひ、廐橋城を攻めんとす。大胡信綱使を遣し、先づ山上・大胡の邊を掠略し、以て佐野・足利との通路を開かんことを說く。是に於て謙信、長野業政・長尾謙忠をして廐橋城を衞らしめ、親ら兵を率ひて、利根川を涉り、上泉の邊に進み、桐生氏の旗下善城を陷れ、山上城を取つて、大胡民部左衞門を入れ、桐生に逼る。桐生の守備嚴なるを視て兵を還し、仁田山家連藏人が居城を拔き、轉じて平井城に入り、次いで越後に歸る。十月謙信、三國峠を超えて吾妻郡猿ヶ京に

出づ。時に氏康倉内城に在陣し、謙信も亦病を獲て、閏十月三日、本國に歸陣す。

弘治二年十月謙信太田三樂を援け、將に沼田を攻めんとす。氏康師を帥ひて之を邀へ、支持する數日、未だ戰ふに及ばずして、謙信罷め歸る。氏康師を轉じ、里見義弘と城ヶ島に戰うて之に克つ。三年氏康兵を率ひて岩槻を伐つ。三樂能く禦ぎ備へ、意を得ざるを以て、沼田・厩橋を巡視して歸る。永祿三年十二月、氏康國務を子氏政に讓り、自ら萬松軒と號す。

(一)刑部少輔は永祿二年の小田原分限帳に、塀和又太郎知行之内七十五貫文、鬼石九十貫文、森之内中村鄕とある、又太郎が事か。又は子弟にてもあるか。猶ほ攷ふ可し。鬼石は今多野郡の町名、森中村は小野村の大字とす。

(二)猪股氏は、武藏七黨の一にして、則直は小平六範綱の裔、則賴の子にして、能登守と稱す。世々管領上杉氏に仕ふ。憲政越後に走るの後、北條氏に屬す。

(三)足利大夫成行が男太郎重俊、上州大胡を領せしより、足利を改めて大胡氏を稱す。瑞を家紋とす。是より世々此地に住す。宮内少輔重行又重賢上杉修理大夫朝興に屬し、後北條氏康が招に應じ、大胡を去つて、武州牛込に移住す。天文十二年九月十七日卒す。年七十八。牛込に葬る。十三年男勝行此地に一寺を建立し、宗

參寺と號し、世々葬地とす。勝行宮內少輔と稱す。北條氏康に仕へ、弘治元年大胡を改めて牛込氏と曰ふ。時に勝行武州牛込・今井・櫻田・日尾屋・下總堀切・千葉等の地を領し、牛込に居住す。天正十五年七月二十九日卒す。年八十五。法名淸雲。勝行の男三右衞門勝重（入道號道哲）北條氏直に事へ、北條氏沒落の後、天正十九年家康に謁し、御家人に列す。元和元年七月二十一日卒す。年六十六。法名宗隆。

(四)信綱は大胡氏の族なり。長野業政に屬し、箕輪に在りては郡國の貢租を掌る。甞て小笠原氏隆に就いて、武家故實を學び、劍道の蘊奧を極む。其の子は伊勢守秀綱なり。

第二節　北條氏政氏直の攻伐

謙信小田原を攻む

永祿三年三月上旬謙信近衛前久を奉じ、兵一萬六千を率ひて、平井城に入る。乃ち氏康の先鋒荻谷太郎左衛門が居城木澤を押へて、小幡日向守が居城高津を攻め、之を陷る。管領上杉氏の舊臣來り屬し、衆七萬餘と稱せらる。四年二月、進んで小田原を攻む。時に忍・小幡・白倉の三將、素より氏康に通せしを以て、密に長尾謙忠と謀議し、內外謙信を挾擊せんとす。謙信疾く之を察し、陣形を變じて不虞に備へ、遂に事無きを得たり。氏康城を固守して戰はず。謙信遂に兵を引く。

氏康氏政武州を略す

松山城は北條氏嘗に土工を加へ、上田晴礫齋をして戍らしむ。永祿二年冬、太田三樂・赤井法蓮攻めて之を拔き、扇谷朝良の末弟憲勝を牙城に、廣澤信秀・高崎利春を二之丸に置く。四年十二月上旬、氏政、大石氏照・北條綱成と、三萬餘騎を率ひて之を攻む。城主憲勝善く拒ぎ、氏政拔く能はず。翌五年正月、使を甲府に遣して曰く、松山城は我嘗て總ぶる所、然るを三樂恣に之を取る。此地や、東山・北陸の要衝に當るが故に、今將に之を復せんとす。師を發すれば則ち三樂必ず援を遣

氏康謙信と和す

後に乞はん。願くば師旅を出して、以て北武を徇へ、我が外援を爲せ。如し志を得ば、他日叨りに師を請はずと。信玄、應諾し、適子義信と與に、師一萬八千を帥ひ、餘地峠を經て發す。飯富昌景をして長野業政を攻めしむ。業政出でて蓑輪に戰ふ。一日三回なり。次日赴きて師に松山に會す。甲・相の騎兵萬二千餘を併せ、松山城を圍み、其水路を斷つ。三月に至りて、人を遣はし諭降す。憲勝援兵の到らざるを以ての故に、遂に城を致して去る。氏康上田晴礫齋及び其子朝廣をして、之を守らしめて退く。五月越後の隊長北城長國（丹後守）・柿崎景家（和泉守）兵を率ひ、將に朝日山（武州北埼玉郡か。其地未考。）を攻めんとす。成田長泰、弟紀伊守を小田原に遣はし、救を求む。氏康自ら師一萬を帥ひ、廐橋を侵伐す。長國等、朝日山を棄てゝ、歸りて片田（片貝の誤か、然らば勢多郡桂萱村の大字なり。）に陣して對抗す。三樂も亦忍城を取らんと欲し、鳴瀬を掠略す。長泰急を告ぐ。氏康廐橋を措きて、中道より武藏に出て、千町原に次し、郡邑を抄略す。三樂歸つて城に入り、之が備を爲す。氏康師を班す。八年秋、氏康及び氏政師を帥ひて、三樂を攻む。八月謙信、廐橋城に來りて後援す。氏康之と廐橋に相抗し、利あらずして還る。

永祿九年九月下旬、氏政北武藏に出陣して、松山城に居る。由良國繁を先鋒と

して、館林・皆川の二城を攻む。皆川城主皆川廣照（又三郎）克く防戰し、南軍退く。館林城は形勝の地に在るを以て、容易に拔く能はず。城兵の夜襲に遇ひ、敗れて亦退く。十年、謙信厩橋に在城す。十月、北條氏の軍三萬五千餘、武田の兵二萬餘と合して、厩橋城に逼り、市街を燒いて城を圍む。城兵出でて禦ぎ戰ふ。既にして氏康・信玄急に兵を班す。永祿十一年五月、氏康利根郡沼須の金剛院（修驗道）を越後に遣はし、成を謙信に乞ひ、氏政の末弟三郎氏秀を質と爲す。謙信許可し、三郎を養うて子と爲す。九月上旬、野州富田の大中寺に於て、氏康父子と輝虎と相謁見して和成る。

氏政武田氏と和す

永祿十三年五月、氏康謙信の援兵を乞ひ、氏政西上州に出兵して、信玄と前橋の深澤口に對戰す。既にして信玄去るに由り、越・相の軍も亦還る。元龜二年、氏康の威武稍〻損ひ、豆・相・武・上・西州を併有す。是歲十月氏康病んで卒す。元龜元年夏、氏政、信玄と西上州に戰ひ、之を郤く。十一月信玄、人を小田原に遣し、媾親を設け、和平を約せんとす。氏政應諾す。二年正月、弟氏忠を遣して、甲斐に質たらしむ。時に信玄相・豆の境深澤に在り、故に托して復た一人を乞ふ。氏政季弟氏堯を遣し纔かしむ。三年氏政國務を子氏直に讓り、閑所に卜居し、自ら截流齋と號す。

甲相の和破る

天正元年信玄卒し、子勝頼嗣立し、國勢振はず。謙信も亦京畿を窺ふの志ありて、山東の兵革頗る收まる。氏政・氏直恣に統内を拓く。六年十二月、上杉景虎（三郎氏秀）援を氏直に乞ふ。氏直師を勝頼に求む。勝頼兵二萬を率ひて景虎を納む。會ゝ上杉景勝、長坂釣閑・跡部勝資に因り、贈るに上野の田及び金を以して曰く、事就らば請ふ國を以て屬けんと。勝頼賂を受けて還る。是より先き、氏政族弟氏實をして、師を率ひ越後に赴き、弟景虎を援けしむ。利根郡沼田に至り、景虎の死を聞き、罷め歸る。七年三月、氏政勝頼を救ひて、景虎を殺せしを憤り、和親を絶ちて、兵を上毛に出し、其統下を侵伐す。勝頼其族信豐及び小幡某をして之を拒がしむ。氏政の兵利あらずして退く。是より甲・相相惡む。

氏政と小川尻高二城

天正八年、北條氏邦謙信の死を聞いて、兵を利根郡に出して、小川城を圍む。城主小川朝憲（彌七郎）、小川赤松可遊齋（正祐）と謀り、伏を設けて之を擊ち、殺獲頗る多し。而かも衆寡敵せず、遁走して城陷る。是年八月、北條氏の屬城尻高は、眞田氏の攻むる所と爲り、開城して城主義隆遁れ去る。

氏直徳川氏と和す

天正十年六月、甲・信大に亂る。氏政、氏直をして兵五萬を將ひ、碓氷峠に軍せしめ、以て之と爭ふ。眞田昌幸、依田信蕃等、上杉氏に叛して、北條氏に款を送る。其

氏直頻りに上州を攻伐す

後氏直、德川氏と甲・信の地を爭ひ、屢〻戰うて利あらず。相持する日久しく、食糧且竭く。氏規背て家康と議あり。乃ち之をして成を行はしめ、盡く甲信の田に在る者を輸して、以て上毛の田に代へんと請ふ。家康之を聽す。十一月氏直師を罷めて歸る。猶懼れ且つ上毛國人の寒威を怖るゝを以ての故に、寨を平澤朝日山に構ふ。家康聞いて怒り、之を讓む。氏直陣謝して遂に寨を徹して還る。尋いで氏政、氏直の爲めに婚を乞ふ。家康許す。十一年家康の女督子、小田原に入輿す。

十二年八月、氏直、氏輝をして新田・館林の二城を攻めて之を取る。是より先き由良國繁・長尾顯長貳あり。故に氏政命じて二人を幽し、其城を攻む。是時氏直、館林城を以て氏堯に附け、又氏邦・氏房をして眞田昌幸を倉内城に攻めしむ。閏八月、家康の師昌幸と上田に戰うて屢〻利あらず。氏直之が援を爲し、師を上州に出し、森下寨(利根郡久呂保村大字)を攻めて之を拔く。寨主森下三河守之に死す。九月、氏輝を將とし、兵五萬を帥ひて、沼田を攻めしむ。卽ち本陣を鈴ヶ嶽の麓に置き、氏邦阿曾砦に舎す。倉内城代矢澤賴綱、奇兵を出して、頻りに敵兵を惱ます。北條氏の軍終に總攻を爲さずして、同月廿九日軍を還す。

外郞

天年十四年十二月、氏直、武藏・上野の内にて闕所の代官たりし宇野光治（藤左衛門）に東上州新田領三十貫文の食邑を與ふ。其家の祕劑に透頂香又は靈寶丹と云へるものあり。祖先陳延祐、もと元國台州の人にて、禮部員外郞たり。至正廿七年、元順宗滅びて後、筑前博多に來歸し、醫を以て業と爲し、崇福寺に參禪す。族氏を問ふ者あれば、對へて陳外部と曰ふ。應永二年七月二日卒す。年七十三。子宗寄あり。繼いで遺業を修む。將軍義滿之を徵し、京師に入らしむ。命を稟けて明國に渡り、藥法を傳へて還る。世に外郞藥と曰ふ。其子常祐。常祐の子幼童にして、將軍義政に仕ふ。義政命じて宇野氏の後と爲し、方治と號し、加賀守と稱せしむ。方治の子孫定治、藤右衛門と稱し、早雲に仕へ、小田原に住す。天文八年二月三日、氏綱命じて、河越領三十餘鄕の代官と爲す。而して氏綱其藥効を賞し、他に漏さゞらしめ、以て祕法と爲す。光治は定治が曾孫なり。

碓氷郡松井田にも亦陳氏の裔あり。世々姓を外郞と曰ふ。外郞七兵衛尉に宛てたる上杉憲政の文書には「今度不思儀之世上、以譜代之筋可參府候。喜悅之至候也」とあり。其後武田氏の保庇を享けて、屢〻朱印を賜へり。

定

一吉田之町棚仁間分、諸役赦免有之事。

一上州松井田屋敷仁間、如前々諸役赦免之事。

右二ヶ條不可有相違之旨、被仰出者也。仍如件。

天正三年乙亥六月三日（印）

跡部大炊助奉之

外良七郎兵衛尉

於御分國中假名外良有構誑惑輩者、遂糺明可致言上子細、隨事體可被加御下知者也。

仍如件。

天正五年丁丑五月廿七日（印）

跡部大炊助奉之

外良

自信州至上州松井田外良雖子、一月拾駄宛可致通用候旨所被仰出也。仍如件。

天正五年六月廿二日（印）

跡部大炊助奉之

笮雲軒

定

今度自厩橋、松井田罷移之由、被聞召届候。就者爲勵忍分之八幡之鄕藏納之内にて粗子百俵宛、毎年從上原淡路守手前可請取之旨、被仰出者也。仍如件。

(天正八)辰八月廿八日㊞

跡部大炊助奉之

外良源七郎

定

兄源七郎令死去候上者、陳外郎名跡令相續、宜勤奉公之旨、被仰出者也。仍如件。

天正八年庚辰正月四日㊞

跡部尾張守奉之

陳外郎源十郎

松井田ニ而手作分無之由候間、五ヶ村之内金井佐渡守年來抱口三百疋之所、永遣候。猶用所ニも可承候者也。仍如件。

（天正十六）戊子十二月十二日

駿河守 政繁（花押）

新四郎 直昌（花押）

外郎源左衛尉殿

右文書の中に、粧子一ヶ月に拾駄を通過せしむの許可あるに就いて考ふるに、松井田なる外郎は透頂香の製造用としては、量多きの感あり。加之、此薬用に粧子を要することも不合理の如く推考さるれば、或は現今名古屋地方に行はるゝ外郎餅の製造に用ふる爲めにてもあるか、猶研究を要す。

第十四章　瀧川一益と上野

一益を關東管領と爲す

天正十年三月、織田信長甲斐を討つ。瀧川一益先驅と爲りて甲に入り、勝頼父子に田野に偪り、其首級を獲たり。信忠賞して、感狀及び佩刀・騮馬・黃金等を賜ふ。二十三日、信長一益を諏訪の營に召し、上野國及び信州小縣・佐久二郡を以て、一益に予へ、且誡しめて曰く、汝關東管領と爲り、關東及び奥羽諸州の征伐・訟獄、皆汝の處分に任す。若し逮ばざる所は、之を德川氏に諮詢せよと。乃ち鮮騮馬及び佩刀を賜ふ。上・信二州の國人に命じて、悉く一益に隸し、以て藩屛たらしむ。時人謂ふ、秀吉西海を管し、一益東山を統ぶ。共に凡卑より拔擢す。信長能く人を察すと。亦關東の制法十五條を載して、以て一益に授く。

信長遭害後の一益の動靜

一益乃ち小幡信貞を以て嚮導と爲し、步騎八千を率ひ、四月五日甲府を發し、餘地嶺を超えて、熊倉に出て、上州に入る。此時山上道及、浪人と爲り、武者修行してありしを、信長千貫文の扶持にて徵出し、關東の嚮導として一益の隊に加へられ越山す。初め甲の裨將內藤昌豐、箕輪城を保ちて、長篠の役に死す。其後番城と

と爲る。一益頓て箕輪に入り、西上州を徇へて、河東に徙り、厩橋城に入る。國人多く質を送りて歸屬す。即ち深谷・本庄・平井・長根・高山・白倉・倉賀野・和田・大戸・三ノ倉・森下・宮崎等なり。五月、一益、兵を遣して越後の族を伐つ。益氏(一益の甥儀太夫)先鋒たり。三國嶺に戰うて敗れ、僅〃京城に屯す。越兵長驅して疾く來襲し、軍潰えて歸る。六月藤田信吉、沼田城を攻めんとす。一益之を聞き、厩橋を發し、新巻に出て、米野の臺に上り、長井坂を越え、新原・森下に進み、片品川の瀨を渉りて、下沼洲へ掛り、沼田を後攻にせんとす。信吉敵する能はざるを計り、圍を解いて卻く。一益即ち厩橋に還る。七日信長の訃音至る。一益驚愕悲憤し、隊長篠岡平右衛門・津田治右衛門及び益氏を召して、實を告ぐ。三士曰く、今遽に、喪を發せば、國人必ず疑貳を懷かん。恐くは衆の爲めに擒にせられん。竊に西上して、君の爲に死戰し、以て恩に酬はんに如かず。即ち喪を祕し、質を固くして、告ぐるに使命を以てして西還する可なり。平右衛門質を收めて殿を爲さんと。一益曰く、諺に云ふ、陰すより顯はるゝは無しと。事漏るれば前途の害を爲さん。明かに國人に告げ以て擧止を決するに如かずと。乃ち小幡信貞・鷹巢信尙・由良國繁・長尾顯長・瀧川義勝・倉賀野秀景・白倉左衛門佐・内藤秋實・安中越前守・高山重光・後閑信久・富岡

六郎四郎・長根縫殿助・大戸直光・木部眞利・和田信業・那波宗元・成田長泰・深田憲盛・上田政相等を召す。十日、盡く會す。一益曰く、右府弑に遇うて賊未だ滅せず。我速に西上し、逆黨を討伐せんと欲す。衆如し弊に乘じて、我が首を護て以て小田原に送らんと欲せば、則ち戰を試みよ。又は北條氏を迎へて、來り伐たんと欲せば、是れ亦我の辭せざる所なり。是非を論せず、吾が意已に西上に決せりと。衆對へて曰く、卿若し北條氏と戰はんとせば、則ち皆前軍と爲らん。西上せんと欲せば則ち亦護送せんと。乃ち神明に盟うて固く約す。一益厚く謝し、而して後、人を鉢形に遣はし、西上を告げ、且つ戰を請ふ。豫め左の三策を議す。

第一、嫡子瀧川三九郎は留後を守りて、當城に居り、吾儕不運にして戰場に屍を晒すと聞かば、命を全うして惟任を亡さんの謀を本とすべし。

第二、西上野松井田の城は、上方より關東を切敷かんには便宜しき要樞の地なるまゝ、一益に劣らぬ者を居ゑ置く可しと、先君の下知有りしを以て、津田小平次政秀を指置き申す可き旨言上せしことなれば、津田に稻田九藏を差添えて相守る可し。

第三、瀧川彦次郎利成に、諸士の人質百餘人を預け置くの條、吾儕落命の仕儀に及ばば、忠死を宗として、當城を持固め、力竭るに至りては、尋常に自殺す可し。

一益軍旅を整へて、相兵を中途に撃たんと欲し、自ら兵三千を以て先鋒と爲す。十七日武藏野に向ふ。北條氏邦、人を小田原に馳せ、先づ部兵二千餘を率ひて武藏野に至る。十九日、一益神流川を涉りて、金窪原に進む。相兵反町幸定大膳亮・武藤修理亮等先登して相戰ふ。一益、篠岡平右衛門と與に、令を傳へ衆を勵まし、酣鬪二刻許にして、氏邦敗れ退く。國人追うて之を撃ち、秩父・幡羅・榛澤の兵死するもの百六十餘人、傷く者多し。時に炎暑甚しく、接戰數回にして、國人罷勞し、騎を下りて休息す。此時に當り、氏直、師三萬を督して、青山に抵る。戰急なりと聞きて、松田大道寺等五千騎を以て先驅と爲し、分つて十一隊と爲し、金窪に到り、鉢形の兵に代つて前む。一益之を見て、自ら進んで玉村に向ひ、諸部之に繼く。相兵伏を設け、戰を誘うて退く。一益進鬪す。伏起るに會ひ、左右反撃し、隊伍散亂す。篠岡平右衛門・津田治右衛門兄弟以下戰死する者二千七百六十餘人なり。一益が二男八丸敵の爲めに擒にせらる。伊勢國神戸の人古市九郎兵衛、追ひ到りて遂に八丸を奪ひ還す。日暮に及び、一益散卒を集め、人を國人に遣はして曰く、前約變せずんば、請ふ再び戰うて死を決せんと。衆對へて曰く、兵馬委頓す。請ふ明日を以てせんと。一益乃ち令を下し、神流川を涉り、倉

一益の西歸

賀野秀景が居城を歷、厩橋に歸る。

廿日、一益金一百を城下の佛寺に送り、戰死者を弔せしむ。又國人を招いて、功を賞して曰く、再會期し難し。是れ乃ち生別なりと。讌を設け、酒を薦め、自ら鼓を撃ちて謳うて曰く、「兵(つはもの)の交(まじは)り賴みある中の」と。倉賀野秀景掌を拍つて曰く「名殘今はと啼鳥の」と。終宵酣飲し、刀劍を頒贈す。二十一日厩橋を發して、松井田に至り、其守兵一千騎を率ひて、碓氷嶺を超え、小諸に着し、一日滯留の間に關東人の質子を還附して、別を告ぐ。一益諏訪・木曾を經、七月朔日、伊勢の領地に歸着せり。

第十五章　由良氏桐生氏等の興亡

第一節　桐生氏及び里見氏

桐生氏は藤原秀郷の裔なり。桐生六郎、其主足利太郎俊綱を弑して、頼朝に誅せられしことは前に述べたる所なり。文治二年、桐生小太郎綱元富士川の戰功に依り、始めて桐生村に入部すと云ふ。綱元は六郎の子なるか。六郎五世の孫國綱の時、百騎の軍役を勤む。觀應元年、居城を檜杓山に移し、翌年荒戸村元宿より渡良瀬川の水を桐生川に導き、以て要害とす。嘗て高津戸の山田筑後を滅し、其地を併有す。後入道して忍西と號し、梅田村に西方寺を建立す。子元義右京亮と稱す。子無きを以て、下野佐野の佐野國綱の次男豐綱を養うて嗣とす。次郎と稱す。佐野より三十騎を率ひ來り、而來百三十騎の家と爲る。豐綱禪に歸し、應永元年、西方寺を禪に改宗せしむ。同九年四月廿四日卒す。松根院一器德玄と謚す。子三郎義綱。義綱の子太郎正綱。正綱の弟左衛門尉有俊。有俊の子六郎親康。親康の子靱負丞重綱。重綱の子大炊助助綱。相繼いで桐生城に

居る。

近衛前久桐生城を旅館とす

助綱（一に直綱に作る。）鶴膝風を患ひて、跛者と爲る。而も劒技を善くし、行歩飛ぶが如し。早く老して天心と號す。子無きを以て、佐野昌綱の弟又次郎親綱を養うて嗣と爲す。永祿三年十月、謙信近衛前久を奉じて、東上州に入るや、桐生城を以て旅館と爲す。横瀬・園田・長尾（足利）・澁川（小俣）等、之を護衛す。前久の滯留、翌年に及べるものゝ如し。其間桐生氏が公を優待せしことは荒居氏文書に據りて知らる。

在國中馳走感悅之至。殊に迯りとして新居茂木申付られ候。二人しんらうさつし入候。そまつなれどきぬわた贈申候。かしこ。

九月七日　　（前久判）

きりう御館

右年號は無けれども、永祿四年なる可し。助綱は元龜元年五月廿八日卒し、龍昕軒妙岩道音居士と謚す。

桐生氏の衰亡

親綱（一に重綱に作る。）家を繼ぎ、桐生譜代の功臣谷右京進・大谷勘解由左衛門を疎んじ、佐野よりの隨臣山越出羽守・津布久刑部少輔・新井主税助・茂木右馬允の四人に政務を委す。山越・津布久邪佞にして、權を恣にし、姦曲多し。同僚新井・茂木の二人

も亦之を嫉む。元龜元年九月、桐生の被官伊藤・鹿貫・大谷・白石等忍ぶ能はず。遂に越後方の荻田備後守（伊勢崎城代。）に款を送る。備後守、大胡・夏目・深津等と共に、八百餘を率ひ、黑川谷の寄居筋に入り、村里を蹂躙す。神梅・桐生の兵拒ぐ能はず。備後守先登して桐生を攻めんとす。金山城主由良成繁、急を聞いて援兵を出し、擊つて之を卻く。其後新田用水に關して、金山と紛議を生じ、兩氏互に相敵視す。新井・茂木谷・大谷等、皆内應を約す。天正元年二月、國繁藤生紀伊守をして虛を窺はしむ。由良國繁、長尾顯長と謀り、其臣藤生紀伊守等を將とし、兵三百五十を帥ひて、境野原に陣し、三面より桐生に迫る。山越出羽守、五十騎を率ひて藤生の陣を衝き、終に之に死す。桐生の軍終に敗績し、親綱、津布久を從へて佐野に奔る。是に於て桐生氏遂に亡ぶ。

桐生助綱の時、里見宗連仁田山の赤萩城に居る。謙信來り攻む。其後桐生の屬城と爲る。宗連は安房里見義連が三男右馬允氏連が裔なり。永祿の頃、里見上總介勝廣（古戰錄資廣に作るは誤なり。勝廣の系不詳。）來つて助綱に倚る。乃ち仁田山八鄕を與へて、赤萩城に居らしむ。助綱卒して、親綱嗣ぐや、家法大に紊る。勝廣切諫めて容れられず、次第に疎せらる。元龜三年三月、勝廣長子勝政（入道隨見。）次子勝安をして、桐

後に走り、謙信に屬せしむ。親綱怒つて勝廣を攻殺す。勝政・勝安之を聞き、天正五年九月、越後を辭して、東上州黑川谷に入り、神梅の鄕士松島古柏・愛久澤道伴に倚る。(一)二人里見兄弟の志に感じ、古柏が采邑高津戶の廢壘を修めて據守せしむ。勝政・勝安、父の讐を復せんとし、桐生の動搖を窺ふ。六年五月桐生の侫臣石原石見守兄弟を、用明の宅に擊つ。是より先き、石原は里見氏の來り伐つと聞きて、下野栗崎に犇る。時に石原、金山に內通の約あり。九月、國繁乃ち藤生紀伊守をして、兵四百五十を率ひて、高津戶を攻めしむ。城兵勇戰し、勝政兄弟之に死す。

(一)桐生七騎の一なる愛久澤能登(道伴)は勢多郡神梅壘(深澤壘とも稱す。今黑保根村大字神梅にあり。)に居る。同郡澤入(東村の大字なり)の松島式部少輔(古柏)と與に、安倍氏從屬の裔なり。澤入及び神梅は黑川谷と稱し、源氏の領地とす。後三年の役後、義家降附の安倍氏を率ひて歸洛せんとするや、多數の從兵を率ひて、關を超ゆるを許されざりしを以て、松島愛久澤以下、百人許を此地に留め、黑川谷を其領と爲さしめ、子孫連綿たり。然るに桐生氏勢威盛なるに及び、其麾下に屬す。元龜元年九月、越兵來り侵せしことは前述せし如し。天正元年、桐生氏滅亡の後は、款を小田原に送る。由良國繁、藤生善久等をして之を伐たしむ。松島・愛久澤拒く能はず、終に由良氏と和す。

第二節　赤井氏

赤井氏は鎌倉時代に榮えたる佐貫氏（前章を參照す可し）の後にして、永享の亂に結城氏朝に黨して滅亡せし舞木持廣の同族赤井若狹守が裔なり。(一)　世々邑樂郡青柳城に住す。享祿元年、山城守照光（古戰錄に勝光入道道陸に作る。今館林盛衰記に從ふ。）管領上杉氏に屬し、本庄・小山・長沼と戰ひ、新田・桐生・佐野・足利と相拒ぎ、板倉の眞下越前守、小泉の富岡太郎四郎、北大島(二)の片見師方、藤岡の富田又十郎を被官とす。天文五年九月、兵を發して精に忍城を攻めんとす。城主成田長泰、城を距る二十町出で小箕郷に軍し、頻に常木邑の河邊に戰ふ。照光利あらず。天文二十年、照光卒して、但馬守照康家を嗣ぐ。弘治二年、新に大袋に城きて徙往し、館林城と稱す。上杉憲政越後に走りて後は、謙信に屬す。照康後入道して、法蓮と號す。永祿二年十月卒す。子文六照景、故ありて出奔す。後宇都宮に仕ふと云ふ。法蓮死後の館林城は、毛呂因幡守季忠城代たり。永祿四年謙信騎西を攻むるに當り、叛旗を飜せしを以て、謙信之を攻伐し、以て足利の長尾顯長に予ふ。（館林盛衰記・古戰錄・大草紙・名跡志・人物志・野史。）

二　赤井氏の世代・名字・事蹟、諸書頗る混亂す。人物志に赤井系圖並に館林城主記

を引きて、淸和源氏の裔とし、法蓮の父山城守家堅、甲州を浪人して、身を由良氏に寄せ、佐貫氏の統絕えたるに乘じて、其女に婚して家を起せしが如く記せども、他書と符合せざる節頗る多ければ、今姑く疑問に止む。

(二)片見師方は因幡守と稱す。赤井氏七旗の一なり。邑樂郡大島村に住す。天正十八年卒す。子孫木村氏を稱す。邸址は今堀之内と稱す。赤井七騎とは片見及び板倉の間下越前守範宗、飯野の淵名上野介智宗、小泉の富岡六郎重朝、野州藤岡の富田又十郎吉晴、野州面鳥の朝羽甚內秀綱、野州足利の白石豐前守久盛なり。

由良氏は小野諸猪股黨なり

第三節　由良氏の出自

由良氏はもと横瀨氏と稱す。横瀨氏は小野姓にして、猪股黨なり。武藏七黨系圖、猪股黨に男衾五郎重任の子無動寺の男横瀨彌八郎重政あり。武州榛澤郡横瀨村に住せしと見えたり。長享十二年九月十二日、將軍佐々木高賴征伐の際、着到兵の中に横瀨小野次郎の名見えたる、重政が裔なる可し。三家考に曰く、

古キ猪股黨ノ系譜ニ據ニ、横瀨元武藏ノ黨ノ者ト見エタリ。鎌倉大草紙ニ據ニ時ハ、横瀨岩松之家人ト成シ事ノ始メハ、持氏亡ビ給ヒ、憲慶其家ヲ中興ノ後ノ事ノ如ク見エタリ。大草紙ニ、應永廿三年十月、禪秀ガ亂ニ、同キ十二月、岩松治部大輔本名ナリ連新田ニ成カヘリ、館林邊ヘ討テ出、國中過半隨ヘケルニ、由良・横瀨・長尾等、持氏ノ御方トシテ同ジキ月十八日、岩松ト合戰シ、岩松ガ家老金井新左衞門討死シ、岩松ヘ引退テ、同キ廿一日岩松猶多勢ニテ押寄スニ、横瀨・長尾勝誇タル所樣ナレバ、頓テ押寄セ、不殘追散シタリト見エタリ。サテハ頃日迄ハ由良・横瀨ノ者共、岩松ノ家徒ニハ非ズ。松陰私語ニ横瀨信濃守國繁ハ小野篁十九代ノ後胤ニテ、岩松代々ノ家人ナル由見ユ、亦何可有。新田星移錄ニ岩松殿ノ御家風儀リ忠ニ謂リ國人ト

人緩怠有ニヨリテ、替國持氏御再興有シトモ見エタレバ、横瀬ハ岩松ノ家人タルガ、禪秀ガ亂ノ時ニハ心替シテ、其主ナル岩松ト戰シニヤ。若シ然ラバ横瀬ガ家、其主ニ叛キシ事、昌純代ノミトモ云ベカラズ。

加澤記に據れば、新田義興の子某、越後に在りしが、僧と爲り、嘗て上州小野郷地頭小野某の家に來り泊す。時に越後にて隨從せしことありし者、僧を見て其由を問ひしに、僧答ふるに實を以てせしかば、小野某之を聞いて、特に優遇し、遂に還俗せしめ、養うて子となす。其後小野氏漸く繁榮せしを以て、本姓新田に返らんとせしが、足利氏を憚り、依然小野氏を稱す。時に岩松氏本の新田氏に立返りしを以て、小野氏も亦岩松氏に傚ひ、鎌倉公方に新田の由緒を申立て、本氏名を請ひしも、遂に許されず。是に於て、私に更めて由良氏と稱すと。次に由良氏の家傳に據りて述ぶれば、新田義宗の子貞氏、年少にして尹良親王に從うて漂泊し、信濃に匿る。家士横瀬近江守、密に携へて藤澤に往き、清淨光寺に入り、寺主他阿上人に托して、其徒弟と爲りて了阿と號す。後近江國に徙居し、轉じて天台宗と爲り觸不動の別當鄕律師懷尊の室に入り、名を呑嶺と更む。反町に潛居し、而後密に一小廬を金山の東狸谷にトし、幽居する年あり。弱冠に及びて、近江守勸めて還

俗せしめ、己の女を以て之に配し、横瀬新六郎貞氏と改名せしむ。居を金山の艮坂中に搆へ居る。里人坂中殿と稱す。是を新田横瀬の祖と爲す。應永二十三年十月、上杉禪秀の亂に及び、部族を率ひて、持氏の麾下に屬し、頗る勳功あり。將軍義持新田郡を賞賜す。乃ち金山城を修築して之に居る。貞氏の子貞治。貞治の子貞國。貞國の子國繁なりと。野史に結論して曰く、諸說紛紜、皆其家相傳ふる所と乖異す。按するに國史實錄に、横瀬は小野氏にして、岩松の家老なり。新田氏式微なるに及びて、岩松は其支族たるを以ての故に、推して新田氏を號す。既にして横瀬、岩松氏を幽して、其食邑を取り、更に由良を稱すと云ふ。今新井家系附錄に載する所を討閱するに、其に源氏の族に非らざるに似たる實に然り。未だ是非を明かにせず。姑く附して以て考を竢つのみと。

國繁―業繁―國經―泰繁―成繁
- 國繁
  - 貞繁
  - 忠繁
- 顯長
- 詮繁

（以下集本の作者參照）

横瀬時代

第四節　横瀬時代及由良成繁

横瀬國繁、新六郎と稱し、後信濃守と更む。文明四年、長尾景信及び武藏・上野の一揆等、合せて七千騎、兵を上野兒玉塚に出す。成氏兵を率ひて之を撃つ。景信戰敗れて退く。救を國繁に乞ふ。國繁兵を出して成氏を拒ぐ。景信等兵を引いて、五十子に還る。已にして成氏、更に常陸・上總・下總・安房・下野五國、及び結城・小山・那須・宇都宮・佐野・佐貫の兵千餘騎を催し、足利庄に赴き、將に金山を攻めんとす。兵を分つて二と爲し、一は留つて大館河原鄉八幡河原に陣し、一は左貫庄岡山に陣せしむ。兩陣相距ること中間廿五里にして、成氏陣する所、五十子を距る中間纔に十里なり。但隔つるに利根川を以てす。金山城は國繁及び子業繁、其族家人等千餘人と之を守る。策を五十子に通じ、戎兵の糧道を絕ち、且つ士兵を募り、晨夜侵掠し、陣營を惱亂す。成氏之を攻むる七十餘日。快戰一決を得ず。將士氣倦み、遂に兵を引いて還る。足利庄五十子の竟に敗衂せざりしは、國繁が力なり。此時に當り、國繁の兵威强大にして、諸將服從す。赤堀(一)親綱、那波宗政の攻むる所と爲り、援を國繁に乞ふ。國繁二氏をして和せしむ。宗政聽かず。親綱遂に金

由良成繁

山に歸投す。國繁後入道して、萩原（山田郡毛里田村大字吉澤字萩原）に老す。長享二年五月十五日病歿す。法名は笑山宗悅。其子を業繁（一に景繁に作る。）と曰ふ。業繁謂へらく、城郭未だ堅固ならずと。文明十五年春、太田道灌を招請して之を議す。乃ち今井左近將監繁信をして、之を改築せしむ。此に由りて、金山名城の稱世に喧傳すと云ふ。業繁永正八年八月八日を以て卒す。法名は義山宗忠。其子國經、後に泰國と更む。大永二年二月廿日卒す。法名は大業宗功。泰國の子を泰繁と曰ふ。將軍義晴嘗て書を賜ひて、其軍功を賞す。新田尙純、風雅を好み、武事を省みず。國務兵馬の事を以て、泰繁に委任す。尙純の子昌純立ち、泰繁の專權を增み、享德中之を殺さんと欲す。事漏れ、十二月晦日夜半を以て、急に襲うて昌純を金山に弑し、弟氏純を立つ。而して泰繁金山城の二丸に徙居して國事を掌り、麾下を指揮す。天文十四年九月九日野州壬生に陣歿す。法名は威嶽宗虎。

成繁は泰繁の子。初め新六郎と稱し、後雅樂助又信濃守と更む。天文十五年二月、那波廣澄叛いて長尾氏に屬す。成繁、高山・金谷・塚越等の騎兵五百をして、之と境町に戰はしむ。小柴左衞門長光（佐位郡小此木村を領し、由良氏に屬す。成繁の命に依り、廣澄を誘ふ。）廣澄に叛し、密に謀す。成繁橫に廣澄を衝く。廣澄軍敗れて自殺す。弟廣光（[illegible]）

安に作る。甲州に犇り、那波無理介と稱す。二十二年六月、成繁鷹を將軍義輝に獻ず、義輝劒を賜ひ、且つ紅氈・鞍覆・白傘帒を聽す。八月上杉謙信、上州・野州の境域を檢せんとし、桐生より佐野の天猫に超えんとし、廣澤の山道を過ぐ。時に成繁の臣(二)金井宗清、茶磨山砦を戍りしが、雨沼の邊に出でて敵狀を偵す。遂に謙信の爲めに擊殺さる。成繁警報を得て、防備を爲せしが、謙信急に渡良瀬川を越えて、佐野に去る。弘治年中、成繁赤城郷神人村を伊勢神宮に獻じ、御厨と爲す。今の伊勢崎是なり。永祿四年、太田三樂、北條氏康の攻むる所と爲り、岩槻城を棄てゝ、來り成繁に憑る。七年三月、將軍義輝、成繁に命じて供衆に列せしむ。雅樂助を更めて、刑部大輔と稱せしむ。八年、上杉氏と斷ち、足利政氏に屬す。九年信玄、師を碓氷嶺に出す。成繁兵を率ひて、板鼻に陣して、碓氷川に戰ふ。而後、上杉謙信及び佐竹義重、羽生・黑川・沼田等に陣し、足利氏と相戰ふ。成繁金山を守備す。謙信兵を收めて去る。追擊して首を獲る三百級。元龜二年、桐生重綱（或は直綱、又祐直に作る。）新田川大口堰の水錢を乞ふ。(三)與へず。重綱怒つて大口堰を斷塞し、戍兵を置く。成繁、横瀬兵部少輔等をして之を擊拂はしむ。三年高津戸・深澤の砦を拔く。是歲四月、謙信、膳備中守を嚮導とし、小俣城主澁川(四)義勝を攻めて克たず。六月、義勝、成

繁の援を乞ひ、兵を發して膳城を攻めて之を陷る。天正二年謙信輕橋に到り、金山を圍攻する旬餘、守拒嚴戒撓まず。謙信、直江實綱をして、桐生を攻めしむ。四年成繁老を告げ、入道して宗得と號す。六年六月疾篤し、嗣子國繁及び、諸老臣を誡めて曰く、我金山城や、兵庫頭明純、始めて之を築き、累世保ち據る。山頭に水あり。四邊に林あり。民に渡瀨を抱き、南に利根を横へ、堅城と謂ふ可きなり。然りと雖も、守備は唯將師の任、糧食竭きず、矢丸匱しからず。則ち設令守禦二十年を歷とも、又難と爲す所に非ず。而かも險に頼り敵を侮り、禦備を以て善と爲す勿れ。由良・長尾は骨肉の親和を遺る勿れ。鄰國の諸侯縱ひ聘を厚うして招くとも、固く往く勿れ。禮樂に耽ると勿れ。旅の用は遺失する勿れ。群下を疎んずる勿れ。恩を以て桀に施し、如し命に反し逆を謀る者あらば、速に之を誅戮せよ。領邑の民は小科を數ふる勿れ。堂塔破壞せば措く勿れ。公田を陵す勿れ。邪を去つて道を守り、主臣偕に我遺戒に背く莫れと。廿九日卒す。上久方の鳳仙寺に葬り、鳳仙寺中山宗得と謚す。成繁性を由良と更む。天資英雄にして、才略あり。且つ連歌を好み、宗祇等と與に新撰菟玖波集を撰す。吟詠頗る多し。

二 赤堀氏は足利又太郎忠綱の弟二郎泰綱四世の孫、孫太郎教綱佐位郡赤堀村を

領し、始めて赤堀氏を稱す。教綱六世の孫を親綱とす。下野守と稱し、赤堀市場十鄕及び小俣を傳領す。玄孫景秀に至り、其領滅殺せられて、僅に勢多郡中村を保つのみ。長子越前守時秀、金山に在城して由良氏に仕ふ。人物志。

(二)金井宗清、太左衛門一に新左衛門に作る。と稱す。成繁に仕へて足輕大將たり。茶磨山の遠見番所を戍る。謙信の通過を尤めて忿を買ひ、上廣澤字神明森町屋が邸前に立ちながら屠腹す。從士悉く闘死す。茶磨山の砦は、嘗て足利義清の子廣澤判官代義實が居りし遺跡なりと云ふ。

(三)山田郡唐澤の城主園田右京亮成光、桐生氏の使す所と爲り、其領の大半を亡ふ。成光國繁に倚りて、和を謀らんことを乞ふ。桐生氏省せず。而も兵を發して、唐澤城を奪ふ。國繁兵を發して、桐生の兵を逐ひ、城を奪還す。是より園田氏金山に屬す。而して桐生・金山相敵視す。是に於て桐生氏元宿と新宿との中間より一渠を穿ち、渡良瀨川の水を桐生川に分注して、以て新田堰を塞ぐ。國繁之を成氏に訴ふ。成氏令を下して和談せしむ。桐生氏應ぜず。是より兩氏互に相戰うて息まず。

(四)義勝相模守と稱す。長尾政長が妹婿なり。上杉謙信に屬し、頃年由良・長尾と共に古河に屬す。今又相の招に應じ、元龜二年夏、倶に小田原に適き、其隙を窺ふ。天正十八年、小田原亡後、桐生城に據り、秀吉に降る。聽されず。食邑を沒收し、秋元

長朝の家に幽せられて亡ふ。

第五節　長尾氏

長尾氏の歴代

足利の長尾氏は、文正中、新五郎景人、室町將軍より足利莊を賜はりしより家を起す。孫景長、永祿六年北爪(一)助八を邑樂郡石打(今高島村の大字)に置きて、附近を經略せしむ。景長の子政長、修理亮と稱し、後但馬守と更む。晩年剃髪して、景朴と號す。子無きを以て、由良成繁の二男顯長を養ひ嗣とす。政長、館林城主赤井法蓮の女を妻とす。弘治二年、謙信金山城を攻むるや、政長爲に調停し、由良氏をして謙信に屬せしむ。永祿十二年卒す。顯長家を繼ぐ。新五郎又は但馬守と稱す。政長歿するに迨び、足利義氏に屬す。元龜元年、館林城代毛呂季忠を逐ひ、之を奪ふ。

由良長尾二氏欺かれて小田原に虜となる

天正十年十二月、佐野宗綱と戰うて之に克ち、宗綱銃丸に中りて死す。次いで兵を分ち、彥間・藤坂の二城を加援せんが爲に、久米伊賀守・横瀨勘九郎を遣し、捷を小田原に報ず。氏政悅びて、物を使者に授く。十一年二月、氏政使を遣し、由良國繁及び顯長を招く。兄弟卽ち小田原に往く。氏政之を幽し、兵を遣して、金山・館林・足利を攻む。兄弟の母某氏、衆を勵まし禦備す。顯長の留後、大畑治部少輔・久下越後守等、館林に據る。白石豐前守・淵名上野介等、足利城を守る。三月より五

月に至り、皆降らず。會、里見義賴、鎌倉に入り、相兵引き去る。七月、兄弟歸城するを得たり。天正十六年八月、氏政・氏直、顯長の脫し歸りて、聘禮疎濶、且つ合する所に戻れるを恚り、子族氏忠・氏勝等の兵二萬餘をして、館林を圍ましむ。旬餘にして拔けず。茂林寺の僧を遣はし、和を乞ひ成を行はしむ。氏直人をして、來つて成を賀せしむ。顯長悅んで白石豐前守・大畑治部少輔・加庭刑部少輔をして、小田に往きて謝し、且つ幣を贈らしむ。氏直使を抑留し、人をして來り謂はしめて曰く、如し我に屬せんと欲せば、宜しく地を致して去る可し。他日地を擇びて以て代えんと。顯長憤怒せりと雖も、三使者の死に就かんを憐み、乃ち避けて足利岩井山城に徙る。氏直館林城を氏規に附す。

二、其後顯長、北爪主計助に鼻毛石・女淵（以上今勢多郡宮城村大字）を加恩として予へらる。天正十七年八月、北條氏直、北爪新八郎に女淵鄕十貫文、友成五貫文、深澤五貫文、苗ヶ島二拾貫文を給す。主計助及び新八郎の二人と助八との關係審ならず。

國繁桐生を攻む

國繁小田原に拘せらゝ後の金山

第六節　由良國繁

成繁二子あり。長を國繁、次を顯長と曰ふ。國繁封を襲ぐ。小字は新六郎、信濃守・式部大輔と稱す。天正元年、（古戰錄七年の事とす。）父成繁・國繁及び一族家長と議し、桐生を攻めんと議す。顯長曰く、佐野宗綱の後援之を如何と。藤生紀伊守曰く、臣思ふ所ありと。乃ち書を彥部加賀守に贈つて、內應を約せしむ。三月、矢場內匠助・藤生善久(一)等を部將と爲し、騎兵三百五十を出して、境野原に陣す。桐生の兵、正蓮寺に屯し、捍戰して悉く之に死す。城中守禦する者無し。桐生重綱、壁を棄てゝ山路を經、佐野に走り、城陷る。橫瀨勘九郎をして、之が城代と爲す。

四年國繁矢場騮を織田信長に送る。是より先き東上州神梅の土豪松島古柏・愛久澤道伴、嘗て桐生重綱に屬す。重綱亡びて後、北條氏政に屬す。天正七年、國繁藤生善久をして之を伐たしむ。二人倶に質子を送り、來り服す。十二年二月、氏政軍議あるに托し、國繁及び顯長を招く。兄弟意謂らく、氏政懇遇するならんと。廼ち顯長と與に小田原に如く。氏政人をして詰問せしめて曰く、昨冬佐野宗綱を伐ち、其捷報遲緩せり。先に淵名の戰捷報無し。叉秩父・岩槻・成田等の嚮

導を爲して、橡木城を攻む。我師地理を諳せず、死傷多しと雖も援けず。是れ麾下の好を綏うし、我師を顧みざるに似たり。須らく鞫治すべしと。歸城を得ず。諸を城中小舍に幽し、警衞嚴戒す。從者或は脊遁れ、或は騎を驅つて報ず。母赤井氏嘗て勇且つ才あり。乃ち親戚老臣に謂つて曰く、氏政の奸謀に陷り、兄弟虜に就く。生きて南面す可らず。我婦女と雖も、酷だ先君に地下に愧づ。南兵必ず來らん。我衆を督して、城地を保有し、家聲を墜さゞらんと欲すと。涙を攬て衆を勵まし、命して守備を整へしむ。騎兵併せて三千七百餘、嚴に諸口に備ふ。而して成田氏長、弟泰高、人を遣し謂つて曰く、兩將旣に虜に就く。親戚諸老相議し、應に速に歸降すべし。我故舊あるを以て、爲めに執ると。母氏及び親臣皆肯せず。是に於て氏長兄弟、嚮導を爲し、北條氏照・氏邦・多米良宗等來り、金山を攻む。北條氏規・太田氏房・橋本・花房等、北武の兵六千餘、館林・足利を攻む。三月、氏照等の先鋒は、新田領の古戸の渡を超え、川上は中瀨・小島川、下流は小泉・吉田原・赤岩まで野陣を張り、大篝を燒き、河流を背にして控ゆ。氏邦兵を進めて、中瀨・江原に屯し、半塚の渡を濟り、火を大館・木崎・江田に縱つ。而して脇屋・反町に抵り、金山城に對して陣を張る。館林・足利の二城も亦塍砦を張り、陷穽を設けて嚴戒す。相人寒

戍を置き、火を縱ちて侵掠し、徒に威を示すのみ。五月、氏規等、館林を圍み、旬日拔く能はず。死傷する者多し。卻いて遠く攻む。會〻里見義賴、北條氏と絕ち、戰艦數十般を備へて、鎌倉に入る。氏規等兵を曳いて去る。氏照等遽に進んで、金山城を攻む。成田氏長、之が嚮導を爲し、熊野口よりす。氏邦等、長手口（新田郡鳥之郷村大字）よりし、淺羽成友導を爲す。此口の戍は小金井等、銃卒を率ひ、敵を坂中に邀へ、木石を投じ、敵二百餘を壓倒す。後軍登るを得ず。矢丸を連發し、多く敵を擊つ。敵鶴生田に退く。熊野口の戍、林・矢場等、兵を由良・新井に伏す。敵識らずして急に襲はんと欲し、進んで壁下に薄る。城兵又樹石を擲ち、銃を發して强禦す。敵少しく退き、伏兵競ひ起つ。長手口の戍も亦應援す。敵向背に掩擊せられ、陷穽に陷りて、死傷する者多し。辟易して去る。是日相兵の死する者五百二十八人。氏照等退いて江田・反町に次す。母氏自ら酒肴を携へ、士卒を慰勞し、懇に支戰の次第を問ひ、將士に對し、語昆弟の事に及び、咽涕して入る。相軍長圍し、士卒倦勞す。城郭險固にして、攻伐衆を傷く。城中又兄弟敵手に在るを以て、奮鬪するを得ず。惟陷らざるを以て最となす。對抗累日、金龍寺及び長林寺の僧入つて和親を說く。七月に至りて、質を小田原に送り、國繁・顯長城に歸るを得たり。

国繁倉内城を攻めて克たず

十四年九月、眞田昌幸の部下久屋三河・眞下惣助・割田新兵衛等、勢多郡五亂田を保有す。桐生の屬阿久澤左馬之助等之を攻め、眞田・割田の二將之に死す。時に眞田氏、北條の將猪俣と倉内を爭ひ、援兵を出す能はず。五亂田の兵遂に退却す。十五年二月、國繁猪俣と軍を併せ、倉内城を攻む。城將矢澤頼綱、拒戰して敵首を獲る、三百八十餘級。國繁等遂に軍を還す。十六年桐生城に移る。

國繁が母の勇

十八年、秀吉小田原を征伐す。國繁・顯長及び澁川義勝、小田城に入り、竹鼻口を守る。母子憤懣して、孫貞繁及び繁詮・小保方重政等をして、兵三百を率ひて、師に前田利家・上杉景勝に會せしめて、請つて曰く、我宗北條氏に對して舊怨あり。願くは軍列に屬して、功を致さんと。乃ち之を景勝の部下に加へ、松井田城を攻めて之を拔く。而して松山より入間・武藏野を經て、酒匂川の上瀬を濟り、石垣山の行營に到る。秀吉母氏の勇略を稱し、相約して曰く、北條の滅亡近きに在り。孤食邑を母氏に予へ、其嫡孫は他日登庸すべしと。遣し歸らしむ。小田原城中顯長以下部下の士卒多く拒死す。氏政亡ぶるの後、兄弟及び義勝、退いて桐生城に籠り、降を乞ふ。聽さず、金山・足利・桐生・小俣を沒收し、母氏の智勇を稱して、殊に命じて孫領賀を三男繁詮に賜ふ。明年二月、常陸國牛久の田五千石を國繁に賜ひ、後

鐵炮の上州傳來

德川幕府に歸す。

鐵炮の傳來は、戰國に於ける戰法に一大革命を與へるものにして、武將興亡の源因、亦一は之に關すること觀過す可からず。今茲に少しく傳來の次第を述べんとす。鐵炮の始めて我國に傳來せしは、天文十二年、葡萄牙人が種子ヶ島に漂着したるを起原とす。島主時堯、其法を學ぶ。根來の僧杉之坊、和泉の人橘屋又三郎之を聞き、往きて學び、皆歸つて其法を傳ふ。近衞植家、將軍義輝の旨を承けて、硝藥の法を時堯に問ふ。是より其術京畿に傳ふ。此時に當り、西海の商船明より還り、風に遇ひて伊豆に漂着す。船中時堯の僕ありて、鐵炮を携ふ。州人見て之を習ふ。義輝も又鐵炮を鑄て、之を由良成繁に送る。時に天文廿二年五月なり。是より關東に傳はれり。然るに北條五代記に據れば、鐵炮は永正七年、本朝に渡り、小田原の修驗玉瀧(二)坊、享祿元年堺に於て之を得、持ち歸りて氏綱に獻ず。後氏康の時、國康と云へる鐵炮師を堺より徵す。又根來の僧杉ノ坊・二王坊等、關東を奔走して、其法を教授せりと。此他にも天文以前の傳來を語る書少なからず。新田正傳記には、享祿二年、前記二王坊、金山に之を教ふ。其門人に般若坊ありと。新田正傳或問に、甲州に大永六年、井上新左衞門、金山には享祿二年、根來僧寶切之

を持參と記す。之を要するに、天文十二年以前、既に鐵砲は傳來し、間もなく關東に傳はりしものなるは信じ得べし。而して之を戰陣に應用して、大に效果あらしむるに至りしは、天文以後に屬するは明瞭なりとす。其上州に傳へたりと稱する二王坊の門人般若坊が、遺跡の新田郡生品村大字小金井字般若に存せるは、實に奇と云ふ可きなり。（野史・名跡志・人物志・新田老談記・古戰錄・地名辭書・北武藏名蹟志・後鑑・上毛及上毛人・寛政重修譜・集古文書・地理志料・加澤記・史徴墨寶考證）

（一）晉久、紀伊守と稱す。由良氏の老臣なり。智謀才學あり。天正十年上表して、國繁を指導し、文武を勸め、主帥の法を說く十二條。十一年山田郡廣澤鄕に大雄院を開基す。十八年八月七日卒す。法名は高巖全政。（人物志）

（二）玉瀧坊はもと杉ノ坊と稱す。小田原松原社の別當にして、其寺を鶴松山王藏寺成就院と號す。傳に曰く、天文四年、中興順愛、紀州加多浦にて、異國人より種子島手銃を傳來し、歸國して氏綱に獻すと。順慶まで杉ノ坊と稱せしを、玉瀧坊と改む。明治の初年、其裔僧復飾して、祠掌と爲る。寺は分離して天台宗たりしも近年廢せられて、其遺跡は同地幸町一丁目に存す。

第十六章　秀吉の小田原征伐と上野

小田原征伐の原因

天正十六年五月、關白秀吉、津田信重・富田知信及び妙音院一鷗齋をして、小田原に如かしめ、謂つて曰く、諸州の群牧入覲朝貢せざる莫きに、氏政父子關東に跋扈して、未だ王化に順はず。不敬の罪罰に當す。速に非を悔ひ過を謝し、京都に來朝せよ。如し容れざれば、孤、勅を奉じて裁行せんと。氏政時に疾あり。氏直對へて曰く、氏政既に家國を氏直に讓り、明年に及び分國の制度を定めて、而して後に述職すべきなりと。一鷗齋聽さずして曰く、然らば今茲十二月を以て期と爲せと。閏五月、氏政、氏規を駿府に遣はし、以て告げて乞はしむ。家康使を氏規に附して京師に如かしむ。氏規、秀吉に請うて曰く、往年徳川氏と約する所眞田昌幸が沼田城猶保守して未だ投せず。願くは命を賜ひて之を得、而して後入覲せんと。秀吉曰く、孤未だ審に其封境の事を知らず。具に問うて之を決せんと。乃ち氏規を遣し歸し、人を召す。氏規反命す。氏政、板部岡江雪をして京師に赴かしめ、具に沼田の譯を告げ、且つ次年三月を以て入朝するの期とせんと。秀吉

曰く、望む所の沼田の地は附與す可し。唯其名呉桃は昌幸累世墳墓の地、以て昌幸に託す可きなりと。十七年七月、秀吉富田知信・津田信重をして駿府に抵らしめ、上毛の彊事を理せしむ。榊原康政、二使を以て上田に如き、沼田領の內三分二を北條氏へ渡し、三分一の名呉桃は昌幸故の如く進止す可きを昌幸に諭す。昌幸命を拜し、沼田城を氏邦に致す。知信・信重、其封域を正し、而して後、小田原に來り、氏直今年十一月入朝せしむ。十月三日、氏直先づ利根郡倉內城を收め、鉢形城主北條氏邦に附す。氏邦猪股則直を城代たらしむ。則直人と爲り木訥にして、得失を辨せず。頃間、昌幸が沼田を致して、猶名呉桃三分一の地を保つを憤り、僞計を設けて、昌幸の贋書を作り、名呉桃城代鈴木主水を信州上田に召す。主水僞に從者と城を出て、先づ岩櫃に至れば、其全く僞計たるを知り、援兵を得て歸り視れば、既に則直の部下富永助重の占有する所と爲り了れり。是に於て主水歸する所なく、僞つて則直に就いて降をこふ。蓋し面謁を得て之を刺さんとの意たりしなり。則直之を察して、面接せず、退いて正覺寺に入つて報を俟たしむ。主水其事の成らざるを知り、遂に自殺す。時に十一月二十二日なり(二)。昌幸怒つて狀を京師に上る。秀吉赫怒して、遂に奏請して東征の命を發す。氏政懼れて、家

康に依りて哀を乞ひ、石卷家昌をして、京師に赴かしめ、石田三成及び前田玄以に因りて謝して曰く、名胡桃を取りしは編裨が狂謀にて寡君の知る所に非ずと。秀吉康昌を拘して獄に下す。

小田原の防備

天正十八年正月、小田原にては、秀吉の大擧を定むるを聞き、遂に城守に決す。二月、氏規をして韮山城を、松田秀植・氏勝及び間宮好高等をして山中城を守らしめ、松田憲秀・上田朝廣及び萬木・相馬の兵一萬二千を宮城野口に、氏輝及び皆川廣照・成田氏長・由良國繁・長尾顯長等の兵一萬餘を竹鼻口に、千葉氏胤・原胤成の兵八千餘を湯本口に配置し、氏政父子騎兵四萬餘牙城を保つ。氏房、岩槻の兵二千餘を以て齋田口・久野口に、氏忠の兵二千を小瀧口に、氏堯、箕輪・廐廐の兵二千三百、山角一族を以て伊佐井田口に、多米長宗・大谷嘉信の兵四百を上州西牧城に、清水正令の兵六百を豆州下田に、大藤長門守を泉頭に、大石越後守を獅子濱城に、大道寺政繁を松井田城に置き、禦備各嚴戒せしむ。

三月十九日、秀吉師旅を整へて駿府に入り、家康と相見ゆ。是より先き、前田利家・上杉景勝、東山道を經て松井田城を攻む。大道寺政繁、諸を坂本に捍く。戰はずして潰ゆ。廿八日進んで松井田城を圍む。又諸隊を分遣して、近傍の諸將を

東山道の諸將上州を平定す

攻略せしむ。秀吉石垣山に陣し、家康一色口に陣す。織田信雄韮山を攻め、中納言秀次山中城を攻む。三月廿九日山中城陷りしも、韮山城は容易に拔く能はず。秀吉急に小田原を陷る能はざるを察し、持久の策を執る。

東山道の兩將利家・景勝は、四月二十日松井田城を拔き、大道寺政繁[一]の降を許し、第二子を質とし、其兵を以て嚮導として、諸城を攻拔するを約す。安中の守將安中廣盛、城を棄て走る。利家、政繁を携へ、二十二日に石垣山に到りて、秀吉に謁し、廿七日松井田に還る。廿四日淺野長政・木村重茲は、箕輪[二]を下し、厩橋・三ノ藏・和田・藤岡・後閑・大戸・那波・善・女淵・山上・小泉・大胡・伊勢崎・白井等の諸寨、風を望んで降る。四月十七日、景勝の先鋒藤田信吉等、國峯城を攻めて之を陷る。又多比良砦を攻降す。前田の一隊は厩橋城に向ひ、十九日に之を降す。四月中旬、依田康國西牧城を攻む。守將多目長宗周防守大谷嘉信帶刀左衛門禦戰して死し、城陷る。康國進んで石倉砦に逼る。守將金井淡路守和を乞ふ。約成つて四月廿六日、淡路守、康國の總社の營に抵る。偶馬逸して營中喧噪す。淡路守懼いて、災害の其身に及ぶと爲し、急に起つて康國を刺す。康國の弟康眞、及び族依田信政等、壁を開いて突進し、敵を掩殺す。是に於て上州一圓略平定に歸す。

館林城の陷落

五月二十七日、秀吉、石田三成・大谷吉繼・長束正家等に命じ、佐竹・宇都宮・結城・水谷・多賀谷・佐野等、關東新附の諸將を帥ひて、館林城及び忍城を攻略せしむ。當時館林城は北條氏規の屬城にして、東南は躑躅ヶ崎と云へる沼池を控え、人馬を入るゝの術無ければ、城代南條因幡守・眞下越前守堅く守つて出でず。六月初旬、三成等の諸隊、三方より之に逼る。西方大手は石田隊七千餘騎、佐川田の渡を越え、佐野口より進んで、大屋原の松樹林に張陣す。東方下外張口は搦手として、長束隊六千八百餘騎、東北間の加保志口は大谷隊五千六百餘騎にて遠攻を爲す。三成東南の沼を塡めんとして、大袋の巨木大樹を伐截して、沼中に投ぜしも、容易に塡充するに至らず。時に岩槻落城して、氏勝着陣せしを以て、氏勝をして南條に矢文を以て降を諭さしめしに、城兵も之に從うて、六月四日開城す。三成等は即日忍に向へり。

小田原開城

小田原城圍を受くる四月より七月に及び、城中頗る畏懼を生ず。氏房、氏直に謂つて曰く、城の敗亡坐して見る可し。速に家康に依りて城を致し、以て士卒の命を保たんに如ずと。氏直悶然として措く無し。秀吉、黑田孝高・羽柴勝雅をして、城に入つて氏邦に說かしむ。氏邦屢〻勸めて降らしむ。氏政聽かずして曰く、

寡人八州を跨有する者數世。今其六を削られ、僅に其二を保つ。死の癒れるに如かずと。家康も亦頻りに之に成を行はしむ。秀吉使者を城中に遣はし、入つて氏直及び老臣と盟書を更へて曰く、小田原故の如く分國に異戾なしと。載書して出づ。是に於て圍を解き、城中の士女歡聲郭外に溢る。部下從者卑隸、或は引いて其邑に歸る者多し。城中稍疎なり。秀吉人を遣つて氏政をして城を避けしむ。氏政其約に乖けるを恚るも、先に已に城を出でし者、多くは皆歸るを得ず。且つ外援の勢無く、城中困憊す。氏直惶惑度なく、盟約を俟たずして城を出て、家康の營に造り、氏政以下皆死一等を宥さんことを請ふ。家康之を秀吉に告ぐ。秀吉曰く、皆請ふ所の如くせん。但し其封境は二總を以て豆相に代へん。速に城を致す可しと。氏直悅んで退く。九日氏政、弟氏輝と出城し、十日、家康師を整へて小田原城に入る。十一日、氏政・氏輝皆自裁す。秀吉其首を送つて、京師に梟す。氏直及び氏邦・氏忠・氏堯・氏房等三十人を高野山に放つ。是に於て北條氏終に亡ぶ。秀吉乃ち北條氏の故地を家康に與へ、江戸に居らしめ、家康の領せし地は之を淺野・堀尾・中村等、豐臣氏の親臣に分封す。時に天正十八年にして、信長の死を距る僅に八年。秀吉海內統一の業は茲に完成せり。

是より先き、未だ降附に至らざりし上州の小城砦も、小田原の陷落を聞いて、恐愕措く所を知らず。皆城を開きて遁れ去れり。邑樂郡飯野城は、淵名上野介智宗の居りし所なり。智宗、氏規に屬して館林に在りしが、館林落城して降人と爲りし後は城廢せり。同郡小泉城は、世〻富岡氏の居りし所なるが、小田原の役に亡ぶと云ふ。山田郡吉澤村唐澤の館は、淵名兼行の孫成實より世〻傳領せし園田庄に在り。園田氏と稱す。小田原の役終に滅亡す。（古戰錄・野史・管窺武鑑・上毛及上毛人・人物志・名跡志・日本地理志料・地名辭書。）

（一）主水時に年四十二。妻琴は般若曲輪に幽せられしが、郎從謀りて夜遁れ、小川島に走り、次いで岩櫃に倚る。其子左近は信幸に仕へて、采女と更む。後に法體して閑齋と號す。閑齋父が名胡桃城を失ひて之を取還さずして死せしを憾とし、常に死を以て君家に報ぜんとす。而も其機を得ず。嘗て友人某に請うて曰く、君侯百年の後は、我之に殉せんとす。冀くは我爲めに介錯の勞を執られよと。某然諾す。而してその約を果すに至らずして死す。閑齋又某の子に請うて、介錯を托す。果せる哉、信幸逝去の際、約の如く屠腹して、其の介錯を受けたり。主水後裔今も古馬牧村大字上牧字吉平に住すと。（沼田根元記・眞田家舊藩士小山田藤四郎氏談・小野善兵衞氏談。）

（二）政繁は上總介平惟衡の裔にして、世〻山城國大道寺邑に居り、因つて氏とす。重時に至り、北條早雲と與に興り、後早雲の臣と爲る。重時の子重興繼いで、北條氏の老臣と爲る。政繁は重興が子なり。初め孫九郎と稱し、後駿河守と更む。父祖に繼いで北條氏に仕ふ。弘治元年、氏康に沼田の軍に從ふ。其後北條氏軍を出すや、常に將帥と爲つて各地に勇戰す。天正十年、瀧川一益の上野を去らんとするや、大に之を神流川に破る。氏直其功を賞して、松井田城を加賜す。是時に當り、甲・信守無し。氏直之を併さんと欲し、政繁を先鋒となさしむ。政繁兵を率ひて、碓氷嶺を踰え信濃に入り、佐久郡を取る。政繁二城を保有し、食邑十八萬石を領す。旣ち請うて松井田を以て治所と爲し、河越城及び邑八萬石を分ちて、子直繁に與ふ。十三年八月、政繁成田某と、往いて新田・館林二城を攻む。天正十八年、河越城・小田原城陷るの後、七月十九日、上戸邑常樂寺に入りて自殺す。

（三）箕輪城は群馬郡に在りて、內藤大和守之に居る。板鼻城は碓氷郡鷲巢山の頂上に在り。三藏城は群馬郡三之倉の北方に在りて、雲崎城と稱す。和田城は今の高崎にして和田業繁が子信業の居城なり。信業小田原に籠城し、一族郎從之を衞りしも、敵は大軍なれば、拒ぐ可き樣なく、信業が妻及び其子業勝皆に遁る。小田原陷り信業逃れて和田城に歸らんとす。途に妻子に遇ひて、和田城の陷落を聞き、妻

子を携へて紀州に奔る。藤岡城は緑野郡蘆田町に在りて、蘆田城と稱す。北條氏大和兵部少輔晴親をして居らしむ。次いで内藤大和守秋宣を置き、武州榮井城と兼帶す。後閑城は碓氷郡中後閑に在り。地字を今、城山と云ふ。後閑氏は新田義一の裔、景純の時、北條政時を亡し、代つて此に住す。永祿三年、景純の子信純、信玄に屬し、伊勢守と稱す。其子を刑部丞信久とす。永祿十二年、信純・信久駿州に戰歿す。其後の城主未詳。大戶城は吾妻郡に在り。今坂上村の大字とす。那波城は、今佐波郡名和村大字堀口とす。津久井駿河守秋教之に居る。善・女淵・山上の三城は、勢多郡に在り。小泉城は今佐波郡芝根村大字小泉に在り。大胡城は勢多郡に在り。山上新右衛門直方居る。伊勢崎城は今佐波郡伊勢崎町に在り。國峯城は甘樂郡に在り。城主小幡信貞、小田原に籠城し、其子信秀、老臣淺鹿民部と留守す。多比良砦は今多野郡入野村に在り。多比良豐後守之に居る。初め同郡三ッ山壘に上杉氏の臣長井豐後守正實居る。永祿十三年、小幡三河守と與に武田氏に屬す。正實歿後、其子右衛門尉信實、北條氏に敵し、上杉に歸して、越後に走る。信實は藤田信吉が伯母婿なるを以て、天正十八年、信吉多比良の館を攻落し、其功により長井に復歸せんと企てしなり。厩橋城は北條氏の守將北條左衛門大夫氏高が目代山上美濃守虎盛居る。西牧城は甘樂郡に在り。信州佐久郡に近く、其交通の要衝とす。

第十七章　鎌倉の社寺と上野

鎌倉は關東の主腦部なりしを以て、其勢力版圖内の各地に種々の關係を有せしは當然なり。殊に前代より神佛の興隆地たりしを以て、其餘影の當代に及び、關東の諸地方と密接交渉ありしも亦自然の勢なり。今我上野との關係社寺の二三を左に揭げんとす。

鶴岡八幡宮

鶴岡八幡宮は、康平六年、源頼義石清水の神を勸請して由比郷鶴岡（今由比濱大鳥居の邊）に若宮社を建つ。治承四年、頼朝之を小林郷に移し、舊に依りて鶴岡若宮と稱す。建久二年、若宮社の背後なる松ヶ岡に宮祠を建て、八幡神を勸請し、之をも鶴ヶ岡八幡宮と稱す。爾来社地を鶴ヶ岡と稱へ、松ヶ岡の名は聞えすなれり。應永十一年五月、社頭修理の料として、去る六年上野國段別錢を寄附ありしに、他の用途に充てられしを以て、今年より二年の間、甲州の段別錢を其替として寄附し、營作の功を終らしむ。八幡宮文書に曰く。

鶴岡八幡宮御修理要脚事。

雖寄進應永六年上野國段別錢被成他要脚之間、爲彼替甲斐國段別錢五疋宛分。令明二ケ年所寄附也。致其沙汰可被終營作之功之狀如件。

應永十一年五月十五日　　滿兼(花押)

中務少輔入道殿

こゝに中務少輔とは上杉禪助入道の事にして、當時の造營奉行なり。

寶珠庵と上野

建長寺は山之内（現今鎌倉郡小坂村の大字）に在りて、臨濟宗鎌倉五山の第一たり。其三十五世素安（號了堂、賜諡本覺禪師。）域内に寶珠庵を剏創す。其年次詳ならざれど、素安は延文五年の寂なり。應永二十七年六月、長尾左衞門憲明が下知狀に曰く、

建長寺寶珠庵雜掌申。上野國奈久留見村。參分貳方内瀧安名事。任去月廿六日御奉書之旨、退發知伊豆守違亂、可令全寺家所務之由候也。仍執達如件。

應永廿七年六月八日　　憲明(花押)

神谷掃部助殿

瀨下隼人佐殿

名久留見村は利根郡に在り。其内瀧安名と云へる地、寶珠庵の寺領たりしを、發知伊豆守が押掠せしものと思はる。發知氏は沼田氏の族にして同郡發知村に

任す。

圓覺寺は山之内に在りて、臨濟宗鎌倉五山の第二なり。弘安五年、北條時宗の開基、佛光禪師(元祖)を開山とす。延元元年七月、足利直義尾張・越前・武藏・上總・下總・出羽等の國々にて寺領安堵の證狀を授與す。同寺文書に曰く。

當寺領尾張國篠木庄、富田庄國分・溝口兩村、越前國山本庄泉・船津兩郷、武藏國江戸郷内前島、上總國畔蒜南庄内龜山郷、下總國大須賀保内毛成・草毛兩村、上野國玉村御厨內北玉村郷、出羽國北寒河江庄五箇郷(吉田・堀口・三曹司・兩所・窪目)地頭職事。

任去々年十一月八日官符、關東安堵等、可ㇾ令ㇾ知行給ㇾ之狀如ㇾ件。

建武四年七月十日　　左馬頭(花押)

謹上　圓覺寺長老

玉村御厨は前期の條に述べて、那波郡に在り。其內にて北玉村を何時の頃にや、圓覺寺の領とせり。應安五年十一月、圓覺寺の堂宇火を發して、灰燼と爲る。僧義堂、將軍義滿及び氏滿に說き、寺領の寄附を請ひ、駿・甲・相・武・房・總・常・上野の十州に棟別錢を課し、鎌倉中に諸課役を充て丶、再興の功を急ぐ。永和二年九月、十州の守護地頭に下知したる文書に曰く。

上野國棟別錢貨拾文事

所被付圓覺寺造營要脚也。早相副守護使於大勸進雜掌、不論寺社本所領、不除地頭堀内、平均可被致其沙汰。且寄綺於左右、不可致狼藉之狀、依仰如件。

永和二年九月二十四日　　沙彌(花押)

刑部大輔入道殿

三年十二月、現住僧契充が申請に依り、諸國寺領の地永く諸役を免除し、更に勅施せらるゝ旨、官符宣を下し賜ふ。

左辨官下　圓覺禪寺

應因准傍例、免除造伊勢太神宮役夫工米・日食米・御禊大嘗會御卽位以下勅役・院役、并都鄙寺社所役・國中段米・棟別・津々關々賃料・官家俗家臨時公役等、永爲當寺領上。尾張國篠木庄・富田庄國分・溝口兩村、駿河國淺服庄内東郷、并瀨奈春吉・鎌田春吉・高松春吉、下島郷・佐野郷、武藏國江戸郷内前島村、丸子保内平間郷半分、上總國畔蒜南庄内龜山郷、下總國大須賀保内毛成・草毛兩村、常陸國小河郷、上野國玉村御厨内北玉村郷、出羽國北寒河江庄内五箇郷吉田・堀口・三曹司・西所・窪目、越前國山本庄兩郷泉・船津、越後國加治庄等地頭職并門前屋地事。

右得彼寺住持沙門契充、去八月日奏狀偁(いはく)、營寺者、佛光禪師之開基、名德繼踵、聖朝護

持之巨刹。勤修積功、額掲飛龍、寶輪恭降、從天上、山號瑞鹿、法場自秀于相陽、佛法之繁榮、禪宗之□盛精積功著。嘉會蓮亭、諸寺諸山之紹隆、宛同如來在世之昔日、禪院敬院之興復等、在君臣合體之今時。因茲當寺常住之資貯彌爲成大福田。元來管領之庄園、悉要作物施人永停止伊勢太神宮役夫工米、幷勅事國役・諸社神人・國司守護使・入勘官使・撿非違使・院諸司甲乙人亂入、關東鎭西早打役等。先訖。爰依有所相潤、勤非無其煩。望請時蒙天恩、因准先例、永被免除上件所役等之由、下賜不易之宣旨、將備萬代之證鏡。然者梵衆珍慶、自倍増金輪之威光、緇徒歡呼、更奉祝寶祚之長久。者權大納言藤原朝臣忠光宣。奉勅依請。者同下知彼國々既畢。寺宜承知、依宣行之。

永和三年十二月十一日

大史小槻宿禰(花押)

中辨藤原朝臣(花押)

かくて四年十一月に至り、佛殿の再興は就れり。應永二十六年十二月、兩總・武・常・上・野等の内、擔頭職幷門前屋地所務の事、相傳の旨に任せ、全知行す可きの旨、持氏證狀を授與す。

當寺領下總國印西條内外、同國大須賀保内毛成・草毛兩村、上總國畔蒜庄龜山郷、幷沼田寺、同國土氣郡堺代郷駒込・赤荻兩村、同國一宮庄内南上郷、同國望東郡金田保

内大崎村、武藏國江戸前島内森木村、同國丸子保内平間郷半分、上野國玉村御厨内北玉村、常陸國眞壁郡内□□出羽國北寒河江庄吉田・堀口・三曹子・西所・窪目等地頭職幷門前屋地事。

任二□□一永仁・嘉曆・建武二年官符、同五年八月二十三日□□等、寺家知行不レ可レ有二相違一之狀、如レ件

應永二十六年十二月十七日　持氏（花押）

圓覺寺

正續院

正續院は圓覺寺の祖塔なり。初舍利殿附屬の寮にして、祥勝院と稱す。建武二年勅して、此處を開山塔とせられて、綸旨を下さる。是より先き、建長寺に開山の侍眞寮たりし正續院ありしを、此に移して其名を襲ぎ、祥勝院の號を廢せり。永享十年、民部丞某、所々の院領の地、亂妨あるまじき旨の禁制を出さる。圓覺寺文書に曰く、

禁制

圓覺寺正續院領相州厚木郷・秋庭郷、總州庄吉郷、常州久野郷、上州鼓岡、豆州田呂郷等事。

右軍勢幷甲乙人等、苅二取作毛一、不レ可レ致二亂妨狼藉一。若有二違亂族一者、可レ被レ處二罪科一之狀、依レ仰

下知如件。

永享十年九月六日　　民部丞(花押)

貞治三年正月、上杉憲顯(入道道昌)上州八幡庄の内にて、舍利殿長燈料の爲めに、地を寄附す。圓覺寺文書に曰く。

奉寄圓覺寺正續院上野國八幡庄鼓淵村内池緒禪尼給分内半分事。

右爲舍利殿長燈料、武州小泉鄕内田畠之替奉寄之狀如件。

貞治三年正月廿二日　　沙彌道昌(花押)

大義庵は圓覺寺の塔頭なり。天澤(貞治六年寂す)を開基とす。至德二年十一月、濱名五郞致信と云ふ者、采邑上州薗田御厨内東村上村の地を當庵に寄せ、尊氏・基氏及び上杉憲顯等追福の爲めにす。雲頂庵文書に曰く。

寄進圓覺寺大義庵、上野國薗田御厨内東村上村事。

右所者亡父朝經、爲勳功之賞所拜領也。然間御爲長壽寺殿并瑞泉寺殿之御菩提、且爲桂山大禪定門、且爲二親追善、殊致信二世、悉地圓滿、限盡未來際所令寄附天澤和尚塔頭也。若子孫之中、於致違亂之輩者、爲不孝之仁、不可知行致信跡、仍奉寄進狀如件。

至德二年十一月六日　源政信(花押)

十二月、氏滿狀を與へて其寄附を證すること、續燈庵文書に見えたり。

寄進圓覺寺大義庵、上野國薗田御厨內東村上村濱名五郎寄進地事。

右爲當庵領所寄附也。者早守先例可被致沙汰之狀、如件。

至德二年十二月廿六日　左兵衛督源朝臣(花押)

明月院

明月院は關東十刹の第一なりし禪興寺(今廢す。)の塔頭にして、山之內に在り。初め庵號を唱ふ。上杉憲方(入道道合)之を剏創し、大覺の法孫守嚴を開山とす。應永十年正月、上杉憲定(安房守)上州長野鄉及び武藏國馬室鄉を寄附す。

寄進明月院、上野國長野鄉內西柴村半分、武藏國馬室鄉五分一事。

右爲當院領所寄附之狀、如件。

應永十年正月十六日　沙彌(花押)

二十三年六月、上杉憲基(安房守)上州長野鄉の內簸輪本鄉を寄進す。

寄進明月院、上野國長野鄉內簸輪本鄉賀島左衛門太郎跡事。

右當院領所寄附也。者早守先例可被致沙汰之狀如件。

應永廿三年六月三日　前安房守憲基(花押)

覺園寺は二階堂に在りて、鷲峰山眞言院と號す。京都泉涌寺末にして、四宗兼學とす。建保六年七月、北條義時靈夢に依り、藥師堂をこゝに創立す。之を大倉藥師堂又は大倉新御堂と稱せり。寛元元年、回祿の災に罹る。弘長三年、堂宇修造就り、永仁四年、北條貞時本願主と爲り、一寺と爲し、今の山寺號を負ふ。僧智海(字は心慧)を延いて開山と爲す。足利尊氏大に當寺を尊崇し、佛殿を修造し、文和三年某牌銘を書す。時に朴艾思淳住持たり。延文四年三月、足利氏滿、上野國の内寺領地諸役を免除す。同寺文書に曰く、

覺園寺領上野國寮米保夫工米以下諸役事、

任官符宣幷御教書之旨所被免除也。早可被止催役之狀、如件。

至徳四年三月十五日　氏滿(花押)

(安覺寺殿)安房入道殿

持寶院は覺園寺の塔頭なり。貞治六年、某氏院領を寄附せり。覺園寺文書に曰く、

寄附　覺園寺持寶院

上野國寮米保内壹千分事、

右爲同國群馬郡黑田山鄕替所寄進之狀、如件。

貞治六年二月十日　　左兵衛督源朝臣(花押)

此文意に擧れば、もと群馬郡黑田鄕内に寺領在りしを、貞治年中に寮米に替地したるなり。寮米は今の山田郡休泊村大字龍舞なり。

明王院

明王院は十二所に在り。飯盛山寛喜寺五大堂と號す。眞言宗仁和寺末なり。嘉禎元年正月、將軍賴經之を創建す。康應元年八月、上野國に於ける明王院寺領地を安堵の沙汰あり。同院文書に曰く、

明王院雜掌申、淨法寺九郎入道跡平塚・牛田・岩井事。

任度々御奉書旨、沙汰附院家雜掌候畢。仍渡狀如件。

康應元年八月十六日　　石見守能重(花押)

應永二十五年三月、奉書を下され、上野に於ける明王院の寺領地、長谷河山城守が押領を斥けらる。同寺文書に曰く、

遍照院雜掌印乘申。上野國淨法寺内平塚・牛田・岩井三ヶ所事。

數通文書明白之上、當知行無相違之處、長谷河山城守押妨云々。太不可然。所詮不

日退被違亂可被沙汰付下地於印乘之旨也。仍執達如件。

應永廿五年三月卅日　　兵衞尉(花押)

治部丞(花押)

淨法寺は今多野郡の屬なり。

報國寺は淨妙寺村宅間谷に在り。功臣山報國建忠禪寺と號す。臨濟宗建長寺派に屬す。建武元年、足利家時(尊氏の祖父)之を草創し、天岸を延いて第一世とす。文明の頃、相模・上總・武藏・上野・常陸等の諸國に寺領若干あり。同寺文書に曰く、

(成氏袖判)

報國寺領當知行之地

武州小山田保下矢部郷眞光寺

相州山内秋庭郷之内那瀬村

　開山塔休耕庵當知行

相州深澤内常葉村

同國七澤之内(半在家)小野内(半在家)舟子内(半在家)

　報國寺領當知行不知行

上總國山邊保内田馬郷

休畊庵領當亂來不知行。

武州崎西郡柏間本鄕

上野總二宮之内畦沼

常陸國信太庄青谷

相州一宮之内北殿分

享德二十六年九月十日（享德二十六年は文明八年に當る）

二之宮は勢多郡に屬し、畦沼の地今詳ならず。

第十八章　治水墾田

利根の治水は、歴世の難事と想像さる。而かも戰國末までに、多少墾闢の績を擧たらんも、今知る可きの史料無きを如何せん。本河の流脈は、大體に其弁流に委し、縱橫流勢の向ふ所、其本脈支系を樣々に變へたる跡は、歷々視る可し。其尤も大なりしは前橋附近とす。卽ち古は今の廣瀨川を本流とし、群馬・那波は西岸に、勢多・佐位は東岸に在りしが、慶永年中の洪水に、今の流路に切れ込みて、石倉線を本流としたり。（名跡志の說。）又一說に天文中の洪水とも云ふ。（傳說雜記の說。）年代の事は今確證するに足るもの無し。今廣瀨川兩岸の灌漑地を視察するに、地下に砂礫を交へ、古へ河水の橫流せし遺跡を想はしむる所少なからず。是等を以て利根川の路とせば、多年開墾の結果、こゝに廣大の田畠を得しは當然なり。

勢多郡荒砥村大字富田の南に溝渠の址あり。俗に女堀と稱す。鎌倉の二位尼、一夜にして工を起し、黎明竣工に至らずして止むと云ふも、恐くは時代は更に下りて、或は足利期に着手し、半途故あつて中止せしものか。其路跡西方上泉の

邊より起り、岡陵溪谷を横絶して東に馳せ、荒口・二宮・飯土井を經、佐位郡波志江沼の北を過ぎ、粕川に至る。高きを削り、卑きに築堤し、大略標高九十五米突の水準を保ち、三里に渉ると云ふ。由來上野は用水に就いて、其發達頗る古く、他領より水を引くも、自ら制度の井然たるものありて存す。時代は古しと雖も、元亨二年の文書に、新田郡田島用水の事見えたるを以て例とすべし。

新田下野太郎〇政経なり入道々覺代堯海申、上野國新田庄田島郷用水事。

右件用木者、受新田二郎宗氏所領一井領沼水、令耕作田島郷之條、往古例也。而宗氏打塞彼用水堀之由、申之處、宗氏如陳狀者、打塞所見何事哉。宗氏全不違亂云々。爲向後、可成給御下知之旨、堯海申之。此上者不及異儀、任先例可引通之狀、依鎌倉殿御下知、如件。

元亨二年十月廿七日　　相模守平朝臣
　　　　　　　　　　　修理權大夫平朝臣

大谷休泊

邑樂郡大谷原を開墾せし大谷休泊の素性に就いて、先づ大要を附し、而る後其事業の記述に入らん。休泊通稱は新左衞門。休泊は其號なり。平井城主上杉憲政に事ふと云ふ。憲政の越後に走るや、館林に來りて赤井氏に仕へしもの、

如し。館林記に據れば、築法に巧なるを以て、繪圖水盛の役人として、左郡の田畑を開發す可く、兩城主より命せらるとあり。兩城主は由良・長尾兩氏の如く聞ゆれば、赤井亡後も猶こゝに仕官せしものか。猶疑はしきは沒年時にして、天正六年八月廿九日五十歲にて病沒し、成島村に葬り、關月居士と諡すとあるにも拘らず、慶長十年に休泊より邑樂郡大佐貫鄉久三郎に宛たる文書の存するあれるは如何。恐くは其頃まで長壽を保ちしと斷するも、强ち曲說とは云はれ能はじ。

明治十五年三月、官休泊の偉績を追賞し、三等褒賞金（拾五圓）に金星銀盃を下賜せられ、同年七月、館林躑躅岡公園に縣令排取素彦撰文の頌德碑（碑文は下條に出す）を建て、功を不朽に傳ふ。大正四年十一月、特に從五位を追贈せらる。休泊の舊館趾は墓所より三四町南方に存す。

天文年中、休泊先づ用水を多々良沼より導き、數十箇村の灌漑を計り、溝渠の本支十五里、山田・新田・邑樂の三郡に涉り、水田數百町步を開拓す。又近傍の土壤磽确に適せざる廣野には、金山より稚松數千萬本を移植す。其業永祿元年に起り、天正六年に竣す。其間二十年。苦心經營の效空しからず、荊棘の荒野一變して、鬱蒼たる大森林を形成す。今其地を大谷原と稱し、五百餘町の面積を占め、延長

數里に亙る。又開鑿の水渠は、之を休泊堀と稱し、六十餘町の田圃を潤す。

休泊者族籍鄕貫、無記傳可徵。或謂、天文中、上杉憲政居平井城。休泊事之。憂州多不毛地。而居民亦寡。按水理、通溝渠、以便灌漑。於是得水田數百町矣。又相土性、擇其尤瘠惡不適菜蔬者、以殖林。始事於永祿元年、訖二十年、荊棘之地化爲茂林。今邑樂郡大谷林是也。夫天文永祿間、天下擾亂、群雄割據。使休泊效力於兵馬乎。割據一方亦非所難也。乃舍彼取此。意、其人儁異、非胸中別有所見者、安能如此乎。所謂大谷原則喬松森立、蒼翠亙數里。其西有休泊渠。引渡瀨川縱横分流。每播種之候、深淺涯汪濊。至今數十村賴其利焉。

〔休泊紀功碑文〕

荒山小左衛門と休泊

元龜元年、由良氏の臣荒山小左衛門、大谷休泊と與に奉行に補せられ、利根・渡良瀨の兩川堤塘の築造、及び新田・邑樂・山田、野州梁田・足利の五郡、新田開拓等、水利・土木に鞅掌す。乃ち新田堀を穿ち、待堰より渡良瀨川を引き、新田郡の東部一帶、及び東山東側、山田郡南西部に灌ぐ。又矢場川を開鑿し、矢場堰より水を引きて、山田郡南部及び邑樂郡に新田を拓く。由良・長尾兩氏の領內、新田・山田・邑樂・梁田の四郡に役を課し、樋口・橋梁を修營し、用水引入、鄕々組合を定めて、配水を便にす。

附近の村里忽に生産を増進し、面目一新せり。（人物志・地名辭彙・耕稿古水志・談話・名勝志）

群馬縣史第一卷 終

昭和二年九月五日印刷
昭和二年九月八日發行

（非賣品）

著作兼發行人　群馬縣教育會
群馬縣廳内

印刷人　井上源之丞
東京市本所區番場町四番地

印刷所　凸版印刷株式會社本所分工場
東京市本所區番場町四番地

大宮
二リ八丁
上尾
卅丁
おけ川
一リ卅丁
こうのす
四リ八丁
くまがへ
二リ卅丁
ふかや
二リ廿丁
本庄
二リ四丁
吉井
三リ
二リ
富岡
一の宮
高崎
玉村
五料
桐生
足利
大胡
前橋
米の
水さわ
今井
太田
館林
さの
川股